

北東アジア地域研究

Journal of Northeast Asian Studies

(旧・環日本海研究)

【特集 林堅太郎先生を悼んで】

- 北東アジアにおける国境を超えた学術研究活動の継続を
 —林堅太郎名誉会員逝去に寄せて—…………… 三村 光弘 1
- 新たな国際地域形成への知的イニシアチブをもとめて—林堅太郎の研究と活動—…… 松野 周治 5
- 日本の対北朝鮮政策と朝鮮半島の平和—日米韓政策協調へのインプリケーション—… 中戸 祐夫 13
- 韓国におけるサービス・ラーニング研究の研究関心の変遷
 —教育政策との関連で—…………… 山田 一隆 27

【論文】

- 新羅における幹線駅路のミクロスケールの復原試論…………… 轟 博志 49
- 地方圏へのインバウンドにおける季節による変動性
 —北陸3県の宿泊者数における比較分析—…………… 青木 卓志 65
- 中国における資源枯渇型都市の発展方式の転換に関する考察
 —山東省棗荘市の事例をもとに—…………… 宋 謙 79
- 馮涵清と旧満洲建国初期の司法体制の整備…………… 呉 迪 99
- 環日本海経済圏再考：北東アジアにおける経済関係深化の中で…………… 新井 洋史 115
- ハンガリー事件と中国—中国の関与と自主独立のジレンマ—…………… 杜 世鑫 133
- 在韓被爆者問題に対する韓国政府の初期認識
 —韓国外交文書「韓国人原爆被害者救護(1968-1971)」をもとに—…………… 鄭 美香 147
- 北東アジアの越境地域協力(CBC)にみる生態系越境ガバナンスの地平
 —対馬釜山境域、日韓海峡広域、八重山台湾東部境域、沖縄台湾広域における海岸漂着物対策CBCの比較考察—
 ……………… 中山 賢司 163
- 靖国神社における戦後の言説と首相の参拝
 —「空間」の公式化から参拝「行為」の公式化へ—…………… 中村香代子 181

【研究ノート】

- 民主化後の韓国における第三政党とその二大政党への合流をめぐる考察
 —第三政党所属議員の政治的生存に着目して—…………… 縄倉 晶雄 199
- 中国国際関係理論研究—「特色性」・「普遍性」論争を中心に…………… 曹 鳴 215

【書評】

- 現代地政学事典編集委員会編『現代地政学事典』…………… 森川 裕二 227
- 生駒智一『韓国の連合政治：「接着剤モデル」からみる金鍾泌の生存戦略』…………… 朴 一 231
- 伊集院敦・日本経済研究センター編著『金正恩時代の北朝鮮経済』…………… 川口 智彦 233
- 岩下明裕編著『北東アジアの地政治—米中日ロのパワーゲームを超えて—…………… 金 早雪 239

【学会】

- 第27回北東アジア学会学術研究大会報告(2021年9月25・26日)…………… 若月 章 245

目 次

[特集 林堅太郎先生を悼んで]

北東アジアにおける国境を超えた学術研究活動の継続を

—林堅太郎名誉会員逝去に寄せて

三村 光弘…………… 1

新たな国際地域形成への知的イニシアチブをもとめて

—林堅太郎の研究と活動—

松野 周治…………… 5

日本の対北朝鮮政策と朝鮮半島の平和

—日米韓政策協調へのインプリケーション—

中戸 祐夫…………… 13

韓国におけるサービス・ラーニング研究の研究関心の変遷

—教育政策との関連で—

山田 一隆…………… 27

[論 文]

新羅における幹線駅路のミクロスケールの復原試論

轟 博志…………… 49

地方圏へのインバウンドにおける季節による変動性

—北陸3県の宿泊者数における比較分析—

青木 卓志…………… 65

中国における資源枯渇型都市の発展方式の転換に関する考察

—山東省棗莊市の事例をもとに—

宋 謙…………… 79

馮涵清と旧満洲建国初期の司法体制の整備

呉 迪…………… 99

環日本海経済圏再考：北東アジアにおける経済関係深化の中で

新井 洋史…………… 115

ハンガリー事件と中国

—中国の関与と自主独立のジレンマ—

杜 世鑫…………… 133

在韓被爆者問題に対する韓国政府の初期認識

—韓国外交文書「韓国人原爆被害者救護(1968-1971)」をもとに—

鄭 美香…………… 147

| | |
|---|-----|
| 北東アジアの越境地域協力（CBC）にみる生態系越境ガバナンスの地平 —対馬釜山境域、日韓海峡広域、八重山台湾東部境域、沖縄台湾広域における海岸漂着物対策CBCの比較考察— 中山 賢司 | 163 |
|---|-----|

| | |
|--|-----|
| 靖国神社における戦後の言説と首相の参拝—「空間」の公式化から参拝「行為」の公式化へ— 中村 香代子 | 181 |
|--|-----|

[研究ノート]

| | |
|--|-----|
| 民主化後の韓国における第三政党とその二大政党への合流をめぐる考察 —第三政党所属議員の政治的生存に着目して— 縄倉 晶雄 | 199 |
|--|-----|

| | |
|---|-----|
| 中国国際関係理論研究 —「特色性」・「普遍性」論争を中心に 曹 鳴 | 215 |
|---|-----|

[書 評]

| | |
|----------------------------------|-----|
| 現代地政学事典編集委員会編 『現代地政学事典』 森川 裕二 | 227 |
|----------------------------------|-----|

| | |
|--|-----|
| 生駒智一 『韓国の連合政治:「接着剤モデル」からみる金鍾泌の生存戦略』 朴 一 | 231 |
|--|-----|

| | |
|--|-----|
| 伊集院敦・日本経済研究センター編著 『金正恩時代の北朝鮮経済』 川口 智彦 | 233 |
|--|-----|

| | |
|---|-----|
| 岩下明裕編著 『北東アジアの地政治—米中日口のパワーゲームを超えて—』 金 早雪 | 239 |
|---|-----|

[学 会]

| | |
|---|-----|
| 第 27 回北東アジア学会学術研究大会報告（2021 年 9 月 25・26 日） 若月 章 | 245 |
|---|-----|

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 北東アジア学会会則 | 252 |
| 『北東アジア地域研究』編集要綱 | 255 |
| 『北東アジア地域研究』投稿規定及び執筆要領（2021 年 4 月改訂） | 256 |
| バックナンバーのご紹介 | 261 |
| 役員・理事会 / 事務局 / 編集委員会 | 262 |
| 編集後記 | 263 |

北東アジアにおける国境を超えた学術研究活動の継続を

—林堅太郎名誉会員逝去に寄せて

三 村 光 弘（環日本海経済研究所）

はじめに

北東アジア学会の前身である環日本海学会創設に携わり、第5期会長を務められた林堅太郎名誉会員が2021年7月11日、74歳で逝去された。林堅太郎名誉会員は1946年10月28日滋賀県に生まれ、69年3月京都大学経済学部を卒業、71年3月同経済学研究科修士課程を修了、74年3月に同博士課程単位取得退学された。同年4月に立命館大学産業社会学部助教授、87年4月に同教授、89年4月～91年3月立命館大学人文科学研究所専任研究員を務められ、2004年4月～07年3月には立命館アジア太平洋大学アジア太平洋マネジメント学部教授を務めた。07年4月より立命館大学産業社会学部教授に戻られている。12年3月立命館大学を定年退職され、同年4月同学名誉教授となられた。校務としては立命館アジア太平洋大学副学長や、学校法人立命館の常務理事、学校法人立命館総長特別補佐などを歴任されている。また、3回、計2年半にわたって英国サセックス大学での在外研究が行われている。

社会に貢献する学問を目指して

林堅太郎名誉会員の研究と活動については、本特集収録の松野周治名誉会員による「新たな国際地域形成への知的イニシアチブをもとめて——林堅太郎の研究と活動——」に譲るが、林堅太郎名誉会員は「財政学の展開の中で——私の研究を振

り返る——」（『立命館産業社会論集』第48巻第1号、95～112頁）の中で京都大学基礎経済科学研究所での初期の研究活動が「経済政策の中で財政学を専攻した私であるが、当初からアカデミズムを排して、その時の経済社会が求めている国民的課題に応える政策研究を行うことが当然の前提であり、仕事の基本であることを教えてくれるものであった」とされている。立命館大学では産業社会学部で「現代産業論」を担当され、多くの学生を指導された。そこでは「日本の産業分析を行う上での理論と実態を考えることであり、さらに様々な産業政策を分析しつつ産業構造の改革問題を検討する」仕事をされ、同時に「私立大学の現場を踏まえ、特に私学の財政問題に着目すること、そしてまた、国の政策レベルにとどまらず、住民の視点から産業のみならず経済社会の改革問題を考えていくこと、の二点はその後の私の研究生活を大きく支配することになった。いわば二つの自治論、すなわち地方自治論と大学自治論を考え」ることであったとされている。業績の中にも大学の財政問題を含む自治の問題や京都府舞鶴市の地域自治の問題、社会的活動では環日本海アカデミック・フォーラムの創設に携わるなど、研究活動と社会活動を活動の両輪としてこられた。環日本海学会、北東アジア学会での活動も、研究活動と社会活動を融合する仕事の一環をなすものであった。

国際的地域形成

林堅太郎名誉会員が主に京都府舞鶴市を拠点に環日本海アカデミック・フォーラムの活動などを通じて日本海沿岸地域と対岸諸国・地域を含む新たな国際地域形成に向けて活動されてきたことは、各地域がどのような将来を作っていくかを自ら決めるためのプラットフォームづくりだったと言える。東西冷戦終結後30年ほど、北東アジアとの交流を中心に据えた国際的地域形成が試みられ、地域間の国境を超えた交流が盛んになってきた。とはいえ、このような試みは日本においては主に北海道や九州、本州の日本海側に限られた動きであり、東京や大阪といった大都市圏まで拡がりを見せるに至っていないこともまた事実である。また、日本企業の経済活動の実態からしても、北東アジアにおける国際的地域形成の必要性が自明ではないとの声がこれまで地域形成に熱心であった地域においても聞かれるようになってきている。このような国際的地域形成の必要性が根源から問われている状況で、客観的な指摘に耳を傾けつつ、各地域が独自の発展可能性を活かしていける環境を作っていくのか、北東アジア学会の活動の社会に対する貢献の必要性は以前より増していると言えよう。

おわりに——新たな国際秩序の中での北東アジア

ロシアのウクライナへの侵攻を機に表面化した軍事力や経済力を利用した赤裸々な力の行使は、第二次世界大戦後の国際秩序の根本を揺るがしている。グローバリゼーションで一つになるかと思えた世界は、米英や欧州連合、日本（旧西側）とそれ以外の世界（旧東側と非同盟諸国）にゆるやかに二分されようとしているようにも見える。

北東アジアにその一部または全部が含まれる国には日本のほか、中国、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）、モンゴル、大韓民国（以下、韓国）、ロシアがある。ロシアのウクライナ侵攻に

対して、日本はロシアに対して経済制裁を強化しつつあり、韓国は米国との関係を重視し、中立よりも米国寄りを歩んでいる。中国とモンゴルは、中立を保とうとしている。北朝鮮は心情的には相対的な小国であるウクライナに近いところもあるが、米国との対立からロシアを支持する選択をしている。現下の情勢に対する対応の幅という点では、北東アジアは当事国であるロシアから最も米国寄りの日本まで極めて多様である。

今後、新たな国際秩序形成の中で、「震源地」ともいえる欧州はもとより、北東アジアも地域内に存在する多様性がゆえに大きな影響を受けうる地域である。現下の情勢はこれまで北東アジアを研究対象としてきた私たちにとって、大きな困難をもたらすかもしれない。同時に、近隣国が主義主張や政府利益は違えども、平和的に共存する必要性はより高まってきたといえる。これまでのように交流や協力の必要性が自明ではなくなり、なぜ自分たちとは異なった考え方もつ国の人々と交流するのか、その理由を示していかなければならない事態も想定しておく必要があるだろう。

学会の後進を育てる機能を強化し、北東アジア学会の会員であれば、交流や協力をを行う上で一定の理解が得られるような仕組みを作っていく必要があるかもしれない。微力ではあっても、この地域での国境を超えた研究交流や地域形成のための努力を行い、地域を構成する人々に注目する研究の過程で培われてきた知識や信頼関係、人間関係を活かし、私たちが新たな国際秩序を形成する主体として行動する機会がめぐってきたともいえる。

北東アジア学会では、今後とも林堅太郎名誉会員が大切にしてきた「社会に貢献する学問」の重要性を忘れず、学術研究活動を継続し、北東アジアに関心を持つ後進を育てるとともに、社会に対して市民や地域、地方自治体など国家以外の主体が国境にかかわらずさまざまな活動を行い、相互の理解を深めつつ、関連する問題の解決を図って

いくことが必要であることを訴えていきたい。このような営みを止めずに続けていくことが、後進である私たちの課題ではないかと思う。

参考文献

- 林堅太郎、「財政学の展開の中で——私の研究を振り返る——」、『立命館産業社会論集』第48巻第1号、95～112頁
- 「林 堅太郎教授 略歴と業績」、『立命館産業社会論集』第48巻第1号、113～122頁
- 「No.91 「I miss you, KENTARO.」立命館大学産業社会学部校友会ホームページ <http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/cg/ss/reunion/ob/file/0091.html>（最終アクセス 2022年5月4日）

新たな国際地域形成への知的イニシアチブをもとめて

—林堅太郎の研究と活動—

松 野 周 治（立命館大学）

はじめに（要約を兼ねて）

故林堅太郎名誉会員（以下、敬称等を省略）を追悼するにあたって、「国際地域形成への知的イニシアチブ」に焦点を当て、研究業績ならびに社会活動を振り返る。

米国国防予算や調達制度研究から出発した林堅太郎は技術、産業と社会や国家との関係を問い、産業構造改革、産業政策研究を日本全体だけでなく、近畿を中心とした地域レベルでも展開する中で、地域づくり、地域形成研究を深めるとともに、自治体労働者や行政との連携を進めていった¹。そして、1990年代初めに生じた東北アジア²の国際環境変化等を背景に、1994年の「環日本海学会」創立（2007年、「北東アジア学会」に名称変更）、1995年の「環日本海アカデミックフォーラム」（京都府が事務局）³の設立に深くかかわった。英国サッチャー政権による民営化政策を批判的に検討する中で「社会的生産性」概念を提起したうえで、「国際地域形成へのイニシアチブに関するヨーロッパと東北アジアの比較研究」⁴をはじめとする国際研究を展開するとともに、「京都・まいづる立命館地域創造機構（MIREC）」設立（2004年）⁵など、舞鶴市を中心に京都府北部地域において、新たな国際地域形成を見据えた活動を自治体等と連携しながら進めた。その中で強調されたのは、知的セクターによるイニシアチブであり、地域における「知的社会基盤」（「アカデミック・インフラストラクチャー」、「知的インフラストラクチャー」）構築の重要性であった。

1. プラバタイゼーション研究から地域研究へ——「社会的生産性」と「知的社会基盤」——

林堅太郎は1985年10月から翌年9月までの英国サセックス大学における在外研究を基礎に『プラバタイゼーション——イギリス産業社会の再生戦略——』（林1990）を刊行した。同書は、第二次臨時行政調査会（1981年発足、国鉄分割民営化等を答申）が手本にしたサッチャー政権（1979年発足）に関する「イギリスの研究の水準に焦点をあわせて、その研究視点から日本におけるサッチャリズム理解の不正確さを修正し、その過程で得られた新たな視点を基礎に、サッチャリズムに対する独自の評価」（同、p.3）を試みたものであり、さまざまな重要な論点が示されている。その一つが、サッチャーが進めた公営企業・事業の民営化や公的規制緩和・自由化の根拠を批判的に検討し、個別企業や個別資本レベルの生産性ではなく、「社会的生産性」を問題にすることがイギリスの産業と社会の再生にとって重要であるという論点である。

「終局的には個別商品の生産性に体现されるにしても、----- どのような技術と労働組織、そして労働条件によって生産されるのか、いかなる社会的分業とその管理、生産と消費の社会的システムを通じて実現されるのか、といったことを問題にすることが必要である ----。労働者階級の生活条件や教育レベル、さらには彼らの労働と生活に

対する統治性などにみられる労働者の総体的な発達レベルは是非とも社会的生産性の視野に組み込まれる必要がある。」(林 1990、pp.103-104。点線は筆者による省略を示す。)

こうした労働者の教育レベル、労働と生活に対するガバナンス、総体的な発達レベルへの注目が、パブリックセクターならびに第三セクターを評価すること(林 1990a)、また、教育や知識を重視することにつながっている。1980年代に参加した米国ピッツバーグ大学との都市再生に関する共同研究の経験(林 1992、p.6)と英国プライベートイノベーション研究から引き出されたこうした視点をもとに、社会システムの構造改革、地域づくりにおける「ナレッジ・インテグレーター(=知識の統合者)」の重要性が強調される(本田・林 2002、p.9)⁶。同概念はアラン・B・ジョーンズが提起したものであるが林は、「個々の人々に求められている能力」という個人レベルを超え、「しっかりとした知的社会基盤に支えられ、地域にある様々な資源や知恵を再発見し、開発しながら、地域社会の構成員や諸アクターが豊かに活気づくガバナビリティ、つまり自分たちの統治能力のことで解するのがより適切である」とする(本田・林 2002、p.9)。こうした把握を背景に、「大学と地域」の新たな連携、それを通じた地域における知的社会基盤構築の研究と活動が活発に展開された。

1991年5月の「アカデミック・インフラストラクチャーに関する国際シンポジウム」(「大学と地域」国際シンポジウム)⁷に続き、1992年11月、舞鶴市において国際シンポジウム「環日本海時代における知的社会基盤の構築」が、「大学と地域」国際シンポジウム実行委員会(京都府、綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、立命館大学)の主催、国土庁、自治省、京都市の後援、関西電力(株)、社団法人システム科学研究所、(株)中村機器エンジニアリング、日本電信電話(株)の協賛で開催された(「大学と地域」国際シンポジウム実行

委員会 1992、林 2002・p.11)。同シンポジウムの準備において、アカデミック・インフラストラクチャーの整備は次のように位置付けられた(林 1992)。「地域社会の活性化と広域的な課題に応える学術・文化センターの機能を高めるものでありながら、あわせて『環日本海地域』に情報を発信し、かつこれら国際地域の必要にこたえる『受け皿』を担おうとすることでもある。」そして、「情報インフラや知的インフラを活用できる力、受容能力や運用能力が地域に再生され蓄積されていく必要のある」ことを、とくに重視しなければならないとした。

アカデミック・インフラストラクチャーは、同シンポジウムで堀田牧太郎により、次のように定義されている(堀田 1992)。まず、『大学と地域』の関係に関する諸パターン」が、①孤立型・無関係型(学術研究専念、閉鎖的教育専念)、②開放型(公開講座型、二部教育型、社会人教育型)、③共同型(学外機関<企業・政府>との協定<受入・派遣>)、④融合型(大学町、大学都市、オクスフォード型)、⑤中核型(リサーチ・パーク、センター・オブ・イクセレンス、放送大学、遠隔教育)、⑥ネットワーク型(大学都市連合、カナダ<UBC>、エラスムス<EC>)に区分され、⑦インフラ型は②~⑥のすべてを持つものとされた。そのうえでアカデミック・インフラストラクチャーが、「大学・大学院を中核とした高等教育機関を柱とする知的社会基盤」と定義された。構造は「高等教育機関という柱に支えられた、知的情報のネットワーク」、構成要素は「人・情報・既存の組織の活用」、目的は「21世紀を展望した現在の社会における人間への知的奉仕」である。堀田は最後に、アカデミック・インフラストラクチャー「実現の方法」を、大学等が比較的集積した地域と大学不在地域の二つに分け、前者では大学都市会議や大学都市連合であるが、後者では国際シンポジウムやセミナーの課題であるとした⁸。

この1992年国際シンポジウムが課題とした舞

鶴市など京都府北部地域におけるアカデミック・インフラストラクチャーを構築する研究および活動は、1995年度の環日本海アカデミック・フォーラム創設、翌1996年度以降の舞鶴市と立命館大学の連携強化(林堅太郎への「まいづる大使」委嘱、1997年度の「長寿余暇社会におけるまちづくり」および「舞鶴湾の環境保全」の調査研究委託)を通じて本格化する。1998年度からは委託調査研究「立命館大学と舞鶴市の連携に関する調査研究」が始まり、2006年度まで継続した。1999年3月から2003年12月まで毎年度1回と2007年1月、計7回の「北東アジア国際フォーラム」(舞鶴市)をはじめ、「日韓・海峡ネットワーク・フォーラム@舞鶴 日韓ネットワークの形成と観光・地域づくりの課題」(2005年2月、舞鶴市)、「北東アジア経済協力フォーラム 大連との新たな連携を目指して」(2005年3月、大阪市)、「中国東北振興戦略の現段階と新たな日中地域間協力～国有企業改革と循環型社会経済の構築を中心に～」(2006年1月、京都市)、「東北アジアにおける大学の地域連携と『MIRECモデル』共有ニーズ」(2006年11月)などの国際シンポジウムおよびフォーラムが開催された。また、舞鶴港を拠点とする対岸地域・諸国との物流、舞鶴市の中小企業と中国とのビジネスマッチング、対岸地域・諸国からの観光客受け入れ、青少年交流に関する調査研究がなされた。「立命館まいづる講座」、舞鶴市職員研修、立命館大学学生のインターンシップなどを含む委託調査研究事業の毎年度報告は、『新たな地域連携のあり方と大学の役割』(1999年3月)、『同』Ⅱ～Ⅸとしてまとめられている⁹。これらの連携事業を支える立命館大学と舞鶴市の包括的学術交流協定が1999年に締結され、2001年、2004年に更新されている。これらの活動実績と経緯、協定を踏まえて、2004年5月、全国初の地域発「大学連携センター」の中心組織として「京都まいづる立命館地域創造機構」(MIREC)が開設され、舞鶴市、京都北部地域における知的

社会基盤、アカデミック・インフラストラクチャー構築の試みは新たな段階に入っていた¹⁰。

これらの研究と活動を通じて林堅太郎は、知的社会基盤(知的インフラストラクチャー)の構築を以下のようにまとめている(林2002、p.5)。

「来るべき社会変化や社会開発に向けて、一定の目的をもった政策体系のもとに知的イニシアチブを発揮する環境や条件を整備すること」、「持続的、民主的、平等な社会開発に向けて、グローバル公共財としての知識をより良く流通させ、これを活用するための架橋システムを構築すること」とである。「知識のローカライゼーションを意識的に促進することを目標にし」、「研究・教育機関を活用するとともに、地域からの学習過程にアクティブな役割(運転手)を果たす主体を養成していくことにその主眼が置かれている。」

2. 新たな国際地域形成への知的イニシアチブ——「モザイク型」・「相互補完型」北東アジア経済圏構想への批判から——

上記の知的社会基盤は、「リージョナル、ナショナル、インターナショナルの各層で有機的に連携しあっていく」ものとして捉えられた(林2002、p.12)。英国のヨーロッパ研究者との共同研究、韓国、中国、ロシアの研究者・研究機関などとの国際学術交流を通じて、ヨーロッパ等の経験を踏まえた東北アジア、環日本海地域における「インターナショナル・リージョナル」(国際地域)アカデミック・インフラストラクチャーの構築が新たな国際地域形成に不可欠であること、そのための知的イニシアチブの重要性が強調されることになる。

このような認識の背景には、「モザイク型」、「相互補完型」の「北東アジア経済圏構想」に対する林の批判があった。「日本の高度・中間技術と資本、韓国の中間技術、中国と北朝鮮の労働力、ロシア極東部の資源を結合させるならば、北東アジ

ア地域は最後の巨大な『ニュー・フロティア』となる可能性をもつ」という「相互補完論にもとづく『環日本海経済圏構想』の安易さ」が問題にされた。「経済合理主義が一方向的に働き、北東アジアをモザイク的に貼り合わせると都合主義が影響する危険」があり、「先進技術の提供による豊富な未利用資源や低コスト労働力活用という視点のみでは、かつての『南北問題』型開発の再現となりかねない。」すなわち、「相互補完という名のもとに、それぞれの地域の統治能力と自立的な発展を抑制し、他地域に対して従属的にする経済開発を招きかねない」。「東アジアの急成長を支えている下請け的な国際ネットワークの在り方も、労働条件、環境規制など多くの問題点をもっている。」そのうえで、「供給が不十分なのは地域の発展を支えながら相互の交流を促進するインフラストラクチャー」であり、「教育・学術、文化、社会交流の地域基盤として優先的に」構築していく必要がある、とした。(林 1994、pp.265, 271-272)。

2 回目の英国サセックス大学滞在 (1993 年 10 月～1994 年 3 月) を経た林堅太郎が中心となって企画・運営した国際共同研究「国際地域形成へのイニシアチブに関するヨーロッパと東北アジアの比較研究」(1995～1997 年度、注 4 参照) には、同大学からヨーロッパ研究所長 Helen Wallace (国際政治)、政策科学研究院 David Dyker (ロシア・東欧経済)、社会科学部 Anthony Fielding (英国と東アジアの労働移動)、欧州学部 Peter Holmes (EU 経済) 等が研究分担者として参加した。同研究では、冷戦秩序解体後の EU の東欧拡大と東北アジアが比較され、日本および京都北部地域と韓国・朝鮮、中国、ロシアなど対岸地域・諸国との交流の現状及び可能性に関する研究を通じて、東北アジアにおける新たな国際地域形成に向けての知的イニシアチブの重要性が明らかにされた。

3 年間の研究まとめを兼ねて開催された立命館-サセックス第 3 回ワークショップ“A Comparative

Study of Newly Emerging International Regions in Europe and North-East Asia: Academic Initiatives for the Transnational Socio-Economic Development” (1998 年 3 月、立命館大学) の報告書、および科研費「研究成果報告書概要」において、林堅太郎は研究成果を以下のようにまとめ、プロジェクトの新たなステージを展望している¹¹。

(1) 中東欧 (ロシアを含む) における社会経済移行に対して多様な専門的・技術的支援がなされ (PHARE 計画、TACIS 計画など)、多くの大学や研究機関が国際的および地域的アクターとして中心的役割を果たしている (とくに法・社会制度整備、中小企業のイノベーション実現に向けてのさまざまな官民パートナーシップにおいて)。

(2) 中東欧とは対照的に、東北アジアは社会構造変化が相対的に緩慢であり、経済開発においても依然として周辺的地位にとどまっているが、そのために知的セクターのイニシアチブが社会基盤構築などの分野においてより大きく期待されている。アカデミック・インフラストラクチャー自体が社会移行の柱、知識移動 (国際交流、技術移転など) の架け橋であり、東北アジアにおいてアカデミック・イニシアチブは、何にもまして重要である。

(3) しかし、東北アジアにおける知的セクターの役割は、相互の情報連携を進める段階にとどまっており、国際地域の社会構造変化や社会開発を促進するアクターとして機能する段階に達していない。

(4) 現在の東アジア経済危機¹² は地域の社会経済システムに対する制度的補強を求めている。ヨーロッパのように知的イニシアチブを発揮する環境が成熟すれば、安定化に向けた変化を促進する可能性が強まっている。

(5) 以上の研究成果を基礎に、アカデミック・イニシアチブ (知的イニシアチブ) の概念を発展させ、環日本海国際地域において実体化する新たなステージに、プロジェクトが入りつつある。そ

ここでは各地の社会経済状況とともに、釜山、舞鶴、大連など港湾都市間の国際交流の発展に焦点を当てた分析をさらに深める必要がある。

プロジェクトの新たなステージは、すでに見た1995年に創設された環日本海アカデミックフォーラムの諸活動、並びに1998年度からの「立命館大学と舞鶴市の連携に関する調査研究」の活動を軸にして進められた。2001年3月、韓国で「北東アジア国際アカデミック・フォーラム釜山会議」が環日本海アカデミックフォーラムと釜山発展研究院が共催し、日韓の自治体、大学、民間経済団体、市民団体等が後援する市民参加型で開催され、産、官、学から日本側74名、韓国側80名余が参加した。日韓の学生事務局が独自に企画した「ユースフォーラム」も同時に開催されている（林2002、p.9）。

上記の「釜山会議」、すでに見た舞鶴での「北東アジア国際フォーラム」、釜山、大連、ウラジオストクの社会経済調査と各地の大学、研究機関、自治体、経済団体等との交流を通じて、東北アジア、環日本海地域における国際アカデミック・インフラストラクチャーの構築活動が展開された。1992年の国際シンポジウム「環日本海時代における知的社会基盤の構築」（既述）に参加した韓国の釜山国立大学、中国の東北財経大学（大連市）に加え、韓国から釜山発展研究院、釜山市政政策開発室、大連から大連市発展研究センター、大連市計画委員会、ロシアから極東大学、ウラジオストク経済大学等がフォーラムや共同調査に参加し、プロジェクト研究をより深いものにした。東北アジアにおける新たな国際地域（インターナショナル・リージョン）形成に向けての知的イニシアチブを支える学術研究ネットワークが構築されつつあった。

3. 北東アジア学会と国際地域形成研究

北東アジア学会は日本学術会議地域研究連絡協

議会および地域研究コンソーシアムの一員であるが、他の学会等と比べて重要な特徴が一つある。それは、「諸国・地域の交流・協力と平和的発展に寄与すること」（会則第2条）を目的に掲げていることである。

学会は、冷戦体制その他によって自由な交流が妨げられていた東北アジアにおいて、国際環境の変化と地域経済社会の発展によって生じた、さまざまなレベルや内容の交流・協力について、現状および発展可能性を研究してきた。東北アジアを構成する各国・地域を単位とする政治、経済、社会、文化や歴史、環境に関する研究に加え、貿易、投資、物流など経済交流・協力、人間の移動（移民、観光、留学）、環境やエネルギー協力を検討してきた。また、東北アジア地域全体をとらえるとともに、日中、日韓、中ロなど2国間や南北朝鮮関係を研究し、国家レベルだけでなく、地方政府やNGO・市民レベルの交流・協力を論じてきた。さらに、そうした交流・協力を通じた、さまざまなレベルや範囲（マクロ・リージョン、サブ・リージョン、ミクロ・リージョンなど）における地域化・地域形成 regionalization の可能性が検討され、地域の平和的発展と繁栄を実現する上での意義が研究されてきた。東北アジア、環日本海、図們江、環渤海・環黄海などである。こうした東北アジアにおける国際地域形成がヨーロッパ（EUや環バルト海など）、東南アジア（ASEANやメコン地域など）と比較されるとともに、地域 region、地域主義 regionalism、地域化・地域形成それ自体の概念も検討されてきた。

1980年代末から90年代初めにかけての冷戦体制解体は環日本海地域、東北アジアにおける新たな国際地域形成の構想と実現に向けての各方面（経済、学術・文化、地方自治体）の活動を生み出し、1997～98年のアジア通貨金融危機はそれをもう一段強化する契機となった。林堅太郎はそうした国際環境の変化と東北アジア諸国・地域の経済社会発展を踏まえて、京都府舞鶴市を拠点

に日本海沿岸地域と対岸諸国・地域を含む新たな国際地域形成に向けての知的イニシアチブについて研究し、地域の自治体（舞鶴市、京都府、釜山市、大連市など）、企業、市民、大学・研究機関と協力しながら旺盛な活動を展開した。

アジア通貨金融危機後、東南アジアではASEAN共同体設立など新たな国際地域形成が進展している。ただし、東北アジアではGTI(Greater Tumen Initiative)などは存続しているものの、新たな地域形成は進んでおらず¹³、それをめざす日本における自治体、企業、大学・研究機関が参加したネットワーク組織も縮小している。しかし、この30年余りの間に、東北アジア地域を対象とした学術研究機関は増加し（本学会設立もその一つ）、活発な研究活動が展開されている。一例は、大学共同利用機関法人・人間文化研究機構（NIHU）によるネットワーク型基幹研究プロジェクト「北東アジア地域研究推進事業」（研究テーマ：「北東アジアにおける地域構造の変容：越境から考察する共生への道」、研究期間：2016年度～2021年度）である¹⁴。本学会会員が拠点代表者等として参加するとともに、学会としてシンポジウム「北東アジアの鳴動：朝鮮半島、中露国境地域、蒙中露辺境」（2019年1月、富山大学）を富山大学、北海道大学、東北大学拠点とともに開催した。また、北海道大学拠点と共催で第24回大会（2018年9月、立命館大学）、第25回大会（2019年9月、信州大学）において分科会が設置されている。

大国をはじめ多くの国家・地域でナショナリズムが高まりを見せる中で生じた本年（2022年）2月のロシアによるウクライナ侵攻は、東北アジア地域協力と国際地域形成への逆風を新たに強めている。「戦争をはらむ対立は一時凍結されただけで、1989年の冷戦終結以来、30年余は『戦間期』にすぎなかった」という言も生まれている（町田2022）。しかし世界が東西両陣営に分かれて対立した「冷戦」の復活は経済と文化の相互交流と政治の「多極化」が進む現在ではありえないし、「戦

争をはらむ対立」は何としても克服されなければならない。社会制度の相違にもかかわらず、平和友好関係樹立は可能であり、双方の国民の利益である（国交正常化にあたっての日中共同声明、1972年）¹⁵。ナショナリズムを制御し、揚棄することが求められるが、それを可能にする諸条件も整いつつある。

本年1月、東北アジアの三大経済国、中国、日本、韓国が初めて同じFTA等の枠組みに入ったRCEP協定が発効し、これまで急速に拡大してきた東北アジアの経済交流がさらに発展する可能が増大している。Covid-19感染拡大対応で導入されたさまざまな制限も徐々に解除され、経済発展と所得上昇にともなって大幅に増大してきた留学生、観光客など地域内人的交流が再び活発化し、学術・文化交流の発展、人々の相互理解も進展することが確実である。ヨーロッパでは第一次世界大戦を機に国民国家システムの限界を突破する共同体設立に向けたイニシアチブと活動が本格化し、第2次世界大戦の惨禍を経ながらも約90年かけてEUが設立された。中東欧も参加し、新たな国際地域が形成・拡大している。東北アジアでの新たな国際地域形成の提唱と実現に向けた活動はまだ30年ほどである。リーマンショック以後の先進国を中心とした低成長が継続するとともに、格差拡大などグローバリズムの負の側面が拡大する中で、偏狭なナショナリズムが高まりを見せている。林堅太郎が強調した東北アジアにおける新たな国際地域形成に向けた知的イニシアチブの役割がますます重要になっている。

参考文献

- 「大学と地域」国際シンポジウム実行委員会（1992）『国際シンポジウム 環日本海時代における知的社会基盤の構築 記録』同実行委員会。
- 西口清勝・西澤信善編（2014）『メコン地域開発とASEAN共同体——域内格差の是正を目指して——』晃洋書房。
- 林堅太郎（1990）『プラバタイゼーション——イギリス産業社会の再生戦略——』法律文化社。

- 同 (1990a) 「ネットワーク化時代の社会的生産性分析—『社会的生産性指標』の確立に向けて—」(科研費「一般研究(C)」1989年度実績報告書「研究概要」) <https://kaken.nii.ac.jp>, 2022年2月9日最終閲覧)。
- 同 (1992) 「アカデミック・インフラストラクチャーに関する国際シンポジウムの経過と本セミナーの趣旨ならびに検討課題についての問題提起」(『大学と地域』事務局 林堅太郎)、「大学と地域」国際シンポジウム実行委員会 (1992)、pp.151-153。
- 同 (1994) 「戦後の技術特性と北東アジア—北東アジアの技術協力をめざして—」『立命館産業社会論集』第30巻第3号、pp.263-272。
- 同 (1999) 『新たな地域連携のあり方と大学の役割—立命館大学と舞鶴市の連携に関する調査研究事業(報告書)—』立命館大学衣笠総合研究機構。
- 同 (2000) 『新たな地域連携のあり方と大学の役割Ⅱ—立命館大学と舞鶴市の連携に関する調査研究事業(報告書)—』立命館大学衣笠総合研究機構。
- 同 (2002) 「新たな知的基盤への挑戦」『立命館国際地域研究』第19号、pp.3-16。
- 林堅太郎・本田豊 (2003) 『新たな地域連携のあり方と大学の役割Ⅴ—立命館大学と舞鶴市の連携に関する調査研究事業2002年度報告書—』立命館大学衣笠総合研究機構地域情報研究センター。
- 堀田牧太郎 (1992) 「アカデミック・インフラストラクチャーの理論と実際」(発言メモ)、「大学と地域」国際シンポジウム実行委員会 (1992)、p.158。
- 本田豊・林堅太郎 (2001) 『新たな地域連携のあり方と大学の役割Ⅲ—立命館大学と舞鶴市の連携に関する調査研究事業2000年度報告書—』立命館大学衣笠総合研究機構。
- 本田豊・林堅太郎 (2002) 『新たな地域連携のあり方と大学の役割Ⅳ—立命館大学と舞鶴市の連携に関する調査研究事業2001年度報告書—』立命館大学衣笠総合研究機構地域情報研究センター。
- 本田豊・林堅太郎 (2004) 『新たな地域連携のあり方と大学の役割Ⅵ—立命館大学と舞鶴市の連携に関する調査研究事業2003年度報告書—』立命館大学衣笠総合研究機構地域情報研究センター。
- 本田豊・松野周治 (2005) 『新たな地域連携のあり方と大学の役割Ⅶ—立命館大学と舞鶴市の連携に関する調査研究事業2004年度報告書—』立命館大学衣笠総合研究機構地域情報研究センター。
- 本田豊・松野周治 (2006) 『新たな地域連携のあり方と大学の役割Ⅷ—立命館大学と舞鶴市の連携に関する調査研究事業2005年度報告書—』立命館大学衣笠総合研究機構地域情報研究センター。
- 町田幸彦 (2022) 「『戦間期』だった冷戦後」『毎日新聞』2022年3月8日。
- 松野周治 (2014) 「東アジアにおける2つの国際河川開発—メコン川と図們江の比較研究—」、西口・西澤 (2014)pp.347-365。
- 松野周治・本田豊 (2007) 『新たな地域連携のあり方と大学の役割Ⅸ—立命館大学と舞鶴市の連携に関する調査研究事業2006年度報告書—』立命館大学衣笠総合研究機構東北アジア地域研究センター。
- 山田一隆 (2005) 「新しい産学官—地域連携のあり方と大学・地域の役割—京都・まいづる立命館地域創造機構の挑戦—」『環日本海研究』第11号、pp.149-151。
- 同 (2006) 「京都・まいづる立命館地域創造機構の挑戦—Co-Regional Knowledge Integratorとしての志向性—」『環日本海研究』第12号、pp.120-122。
- 同 (2007) 「京都・まいづる立命館地域創造機構(MIREC)の挑戦—『大学のない街』における産学官連携モデルの構築にむけて—」、松野・本田 (2007) pp.175-181。
- 同 (2009) 「『大学のない街』における産学官連携の可能性—京都府舞鶴市の事例をとおして—」『北東アジア地域研究』第15号、pp.29-49。
- 立命館大学国際地域研究所 (1997) 『立命館環日本海プロジェクト研究報告書 Academic Initiatives for the Transnational Socio-Economic Development: Comparative Study on Newly Emerging International Regions, Europe and North-East Asia』。
- IIRAS (1998), Institute of International Relations and Area Studies, Ritsumeikan University, *Newly Emerging International Regions in Europe and North-East Asia: Academic Initiatives for Transnational Socio-Economic Development, Third Report for Ritsumeikan-Sussex Joint Research Programme.*
-
- 1 「林堅太郎教授略歴と業績」『立命館産業社会論集』第48巻第1号、2012年6月、pp.113-122、によって、2012年4月時点での略歴と研究業績を知ることができる。
 - 2 日本、韓国・朝鮮、中国、モンゴル、ロシアによって構成される地域名称(日本語)として、「北東アジア」および「東北アジア」の両方が存在するが、本稿では固有名詞を除き「東北アジア」を用いる。
 - 3 産・学・官の広範なネットワークのもとで、環日本海地域(日本海沿岸地域および対岸諸国・地域)における学術文化等の知的交流を促進・支援し、地域の産業・経済、学術・研究、生活・文化等の創造的發展を図ることを目的に、研究者等の個人、企業等の民間事業者、自治体等の公的団体、経済団体等を会員として設立された。京都府企画参事(計画推進担当)が事務局を担い、2011年3月まで以下の事業を展開した。(1) 交流の場の提供: 国際シンポジウム、専門家会議、産学官交流会議の開催等。(2) 研究支援: 環日本海に関するテーマ研究への助成等。(3) 情報提供: 情報誌等による環日本海地域に関する地域・行事等・研究情報等の提供、公開セミナーの開催等。環日本海交流情報誌『環日本海』が創刊号(n.d.1996年)~第8号(n.d.2000年)ま

- で刊行されている。2006年4月に「北東アジアアカデミックフォーラム」と名称が変更されている。
- 4 科研費（国際学術研究・大学協力）、1995年～1997年度、研究代表者：吉成大志。サセックス大学と立命館大学との協力を基礎に研究が進められ、林堅太郎は研究プロジェクトの企画、運営を主導した。筆者は研究分担者として参加した。
 - 5 同機構の概要、挑戦した課題、設立の地域的背景、活動の評価等について、山田一隆は本学会誌3編を含む4論稿を発表している（山田2005、同2006、同2007、同2009）。山田2005は本学会第10回記念学術大会分科会報告であり、林堅太郎によるコメントが続いて収録されている。山田2006も本学会第11回大会分科会報告である。
 - 6 山田2006、p.122の教示に基づく。
 - 7 林堅太郎は事務局長を務めた。林2002、pp.7-8にシンポジウム参加団体、研究者の専門、外国参加者のコメント内容などが紹介されている。同、p.8には、1992年9月の「アカデミック・インフラストラクチャーに関する国際シンポジウム（第2回）」に続いて発足した「大学都市会議」の構成都市、事務局、活動内容も要約されている。
 - 8 堀田によるアカデミック・インフラストラクチャーの定義は、林2002、p.12でも要約されている。
 - 9 林1999、同2000、本田・林2001、同2002、林・本田2003、本田・林2004、本田・松野2005、同2006、松野・本田2007。これらの報告書編集作業は山田一隆（本田・林2004、本田・松野2005は、春山貴子）が担当した。
 - 10 MIRECは第1フェーズ、3年間のプロジェクトを実施した後、2007年に活動を休止した。本田豊（立命館大学政策科学部教授）は3年間の活動を「MIRECにおける3年間の取組みの総括と今後の残された課題」（松野・本田2007、pp.1-14）において総括している。
 - 11 ワークショップ諸報告論文を収録したIIRAS1998のp.1および、KAKEN（科学研究費助成事業データベース）<https://kaken.nii.ac.jp/grant/KAKENHI-PROJECT-07045009/> 2022年3月25日最終閲覧、に基づく。IIRAS1998には、続いて開催された立命館—慶熙第1回ワークショップ（1998年3月、ソウル市）の諸報告論文も収録されている。なお、1996年3月に実施された立命館—サセックス第1回ワークショップにおける諸報告論文ならびに東欧（スロベニア、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロヴァキア）調査の報告は、立命館大学国際地域研究所1997に収録されている。
 - 12 タイに始まり韓国に波及し、インドネシア、マレーシアも巻き込み、東アジア経済全体の一時的後退を招いた1997-98年のアジア通貨金融危機。
 - 13 ASEAN共同体形成に向けた様々な取り組みと現実は、西口・西澤（2014）参照。松野（2014）は、東南アジアにおけるメコン地域開発（GMS）と東北アジアにおける図們江地域開発（GTR）を比較している。GTIについては、<http://www.tumenprogramme.org/> 参照

（2022年3月25日最終閲覧）。

- 14 同研究の全体像については、<https://www.nihu.jp/ja/research/pj-ne-asia> 参照（2022年3月26日最終閲覧）。
- 15 外務省HP、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/nc_seimei.html、2022年3月28日最終閲覧

日本の対北朝鮮政策と朝鮮半島の平和

—日米韓政策協調へのインプリケーション—

中戸 祐夫（立命館大学国際関係学部）

はじめに

文在寅大統領が2021年9月に国連総会の一般討論演説で終戦宣言を提案後、終戦宣言がもつ意味や各国の対応について様々な議論がなされている。文大統領は政権交代がなされる翌年5月を前に残り任期を半年とする中で、南北首脳会談の開催をも視野に南北関係の修復に尽力している。これに対して、最近、新たに発足した岸田政権では、終戦宣言は「時期尚早である」として難色を示したと各種メディアが報道し、日本の慎重な姿勢に対して多くの関心を集めている¹。こうした日本の姿勢に対して、日本は「疎外感」から文政権の「韓半島平和プロセス」を邪魔してきたとの評価もなされている。実際に、南北関係および米朝関係の劇的な展開が見られた2018年においては、とりわけ韓国ではこうした日本の「疎外感」を「ジャパンパッシング」と表現してきた。また、2021年11月にワシントンDCで開催された日米韓の次官級会談においても、予定されていた共同記者会見が開催されず、ウエンディー・シャーマン副国務長官がひとりで記者会見に参席し、三か国協議は建設的に実施されたことを強調したが、日本が日韓の問題を日米韓3か国協議に結び付けたことに対してその意図に対する関心も高まっている。果たして日本は南北関係の進展や朝鮮半島の平和を望んでいないのであろうか？

本稿の目的は日本の対朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）政策の形成要因に着目しながら

日本の対北朝鮮政策の輪郭を明確にしたうえで、日本の対北朝鮮政策と文政権が推進してきた「韓半島平和プロセス」が足並みをそろえて効果的に推進できない要因について明らかにする。とりわけ、日本の対北朝鮮政策を政策目的、運用原則、形成要因に着目しつつ、これらが文政権の「韓半島平和プロセス」の戦略と齟齬がある点を論じる。以下、本稿の構成は次のようになる。まず、Iにおいて日本の対北朝鮮政策の目的および運用原則を明らかにしながら日本の対北朝鮮政策を対応型関与（Responsive Engagement）として概念化する。次に、IIでは、国際要因、二国間要因、国内要因などを含む日本の対北朝鮮政策を形成する規定要因を特定する²。そして、IIIでは、以上のように構成された日本の対北朝鮮政策と文政権が推進する「韓半島平和プロセス」に対してもつ意味を明らかにするとともに、バイデン政権の北朝鮮政策において推進されている日米韓の政策協調に及ぼすインプリケーションについて検討しよう。最後に、本稿の議論を要約する。

I. 日本の対北朝鮮政策の概念化

(1) 日本の対北朝鮮政策の目的

日本の対北朝鮮政策の基本的な目的は次の3つの点に要約することが可能であろう³。第1に、日本の北朝鮮政策の目的は北朝鮮の体制を転覆することではなく、北朝鮮の攻撃的な対外行動や挑発行為を防ぎ、無効化するというものである⁴。その意味で、日本もまた朝鮮半島との平和的な共

存を追求しており、それゆえに北朝鮮との軍事的紛争を避ける漸進的な外交的アプローチを選好している。北朝鮮は核兵器を含む大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発を進めており、日本はこれらを脅威として認識している。実際に、北朝鮮はこの間、6度の核実験を実施し、2017年11月には米国まで届くICBMの実験に成功したと主張し、核武力の完成を宣言した。日本はこうした北朝鮮の対外行動に対して国連安保理決議違反であると非難するとともに、制裁措置を強化してきた。とりわけ、国連安保理決議に基づく制裁措置に加えて、日本独自の経済制裁をも追加してきた。

第2に、対北朝鮮政策の最重要課題ともいえる拉致問題の解決である。日本政府は12件17人を拉致被害者として認定し、そのうち12人が現在までも帰国していないという立場をとっている。つまり、日本政府は安否不明の拉致被害者は全員生存しているという前提で拉致問題の解決に取り組んでいる。とりわけ、日本は拉致問題の解決を外交問題の最重要課題の一つとして位置づけており、拉致問題の解決がなければ北朝鮮との国交正常化はないと繰り返し述べている。拉致問題の解決とは、すべての拉致被害者の安全の確保と即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引き渡し—の3つを意味し、これらを北朝鮮に対して繰り返し要求している。また、拉致問題については首脳会談、外相会談、その他の国際会議を含む外交上の様々な機会を活用して拉致問題を中心とした北朝鮮問題を提起し、国際社会からの理解と協力を得ることに努めている。

第3に、日本の対北朝鮮政策の目的は北朝鮮との国交正常化を成立させることである。北朝鮮と国交を正常化するためには歴史問題の清算と北東アジア地域の平和と安定に寄与する方法で懸案問題を解決しなければならない⁵。まず、日本は過去の植民地支配を通して朝鮮半島の人々に対して多大なる被害と苦しみを与えたという事実があるために、北朝鮮と国交を正常化させるということ

は日本の植民地支配に対する責任を果たすことを意味する。次に、北朝鮮との国交正常化は日本の安全保障に直接的な影響を及ぼす北東アジアの平和と安定に寄与すると想定される。北朝鮮の核や弾道ミサイルは日本に対する直接的な脅威であり、日本の安全保障の点から解決されなければならない。そして、日本人拉致問題や日本に在住する在日朝鮮人の扱いなど人道的問題が改善されなければならない。これらの目的を実現化するためには、日本は北朝鮮との対話を促進しなければならないであろう。

(2) 対北朝鮮政策実施の3つの運用原則

以上のような目的を達成するために、日本はどのような運用原則に基づいて対北朝鮮政策を実施しているのだろうか。本稿では日本の対北朝鮮政策については次の3つの運用原則が適用されていると想定する⁶。第1に、拉致問題、核問題、ミサイルといった日本と北朝鮮の諸懸案を包括的に解決することである。包括的解決とは、拉致問題、ミサイルや核開発プログラムなど、日朝間のすべての懸案事項が日朝交渉の過程で解決されなければならないことを意味する。とりわけ、日本においては拉致問題が最大の関心になっているために、拉致問題が日本の納得できる範囲で解決されない限り日本は国交正常化交渉を進展させないであろう。しかしながら、拉致問題の解決は国交正常化を意味するわけではない。日本は拉致問題のみならず核・ミサイル問題を含むその他の懸案事項も解決されない限り日朝国交正常化はしないという原則である。

第2に、日本の対北朝鮮経済協力は日朝国交正常化の最終段階においてなされるべきであるという点である。この原則は日朝平壤宣言に明確に述べられている。平壤宣言の第2項では、「日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、経済協力を実施する」ということになっている。この

経済協力には無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等が含まれている。また、日本と北朝鮮は国交正常化交渉の過程で経済協力の規模や内容について具体的に議論することになるが、その条件は日本が韓国と国交を正常化した際に韓国に提供されたものよりも寛大なものであってはならないという点がある。また、国交正常化の後の日本からの北朝鮮への経済協力の規模については様々な議論があるが、日韓基本条約の際に韓国に供与された経済協力を現在の時価で計算した額が一つの参考となろう⁷。

第3に、日本の対北朝鮮政策は周辺国、とりわけ米国および韓国との協調を通して北朝鮮との交渉を進めなければならないという点である。日本は軍事的な影響力を行使することができないために、とりわけ核やミサイルなどの軍事安全保障の問題では日米同盟や日米韓の政策協調を追求せざるを得ない。北朝鮮問題には日朝関係だけではなく北東アジアおよびグローバルな不拡散システムに影響を及ぼす安全保障上の懸案が含まれている。すなわち、核開発、ミサイル開発やミサイル実験、大量破壊兵器はすべてグローバルな不拡散システムの懸案として扱われる問題であり、これらの問題は国際社会がもっとも関心を寄せている分野である。したがって、日本は日米同盟および日米韓の政策調整を通して安全保障上の懸案に対処するとともに、対北朝鮮政策をめぐっては日米韓の三カ国協調のなかで自らの国益を追求している。

（3）対応型関与の定義

本稿では、日本の北朝鮮政策を「対応型関与」（responsive engagement）と規定する⁸。これは関与をすることで日朝間の問題を解決する必要があるが、国際状況や他国との関係において、関与の程度は規定されるということの意味する。とりわけ、国際レベルにおいては、日米関係が日本の対北朝鮮政策に重要な影響を及ぼす主要要因であ

ることを意味する。米国ファクターは日本の対北朝鮮政策を規定する唯一の要因ではないが、日本が対北朝鮮政策を含む様々な国際環境に対応する際に、日米同盟によって自主的な外交を遂行することが制限されるために、日本が北朝鮮や他の国に対して関与する際に、日本は北東アジアの国際関係における米国および韓国の要求や懸念にも対応（respond）しなければならないためである。同様に、日本の対応型関与は国内の懸念や要求にも対応しなければならない。そのような意味で、対応型関与という概念は関与する対象国、米国、国内要因に対する対応の組み合わせを含んでいる。すなわち、対応型関与は米国と国内および国際的懸案の複雑な関係によって規定される多面的な対応のシステムであり、そのなかで日本は自らの国益を追求するために北朝鮮に関与することになる。本稿は北朝鮮問題が核・ミサイルといった安全保障に関わる懸案を含んでいるために、日本の対応型関与の主要規定要因は国内要因よりも国際システムレベルにあると想定する。

前節でみた運用原則を踏まえて、本稿の分析における日本の対北朝鮮対応型関与の基本的な要素は（1）国際システム上の制約のために、日本は自立的あるいは自主的な対北朝鮮政策を遂行することに制約が加えられている、（2）朝鮮半島をめぐる新たな国際環境に対応する際に、日本の対北朝鮮政策は国際要因および国内要因によって非体系的かつ不完全な形となる、（3）日本は北朝鮮に対して積極的に関与するよりも日米関係および日米韓の政策協調のなかで自国の利益を確保しようとする—の3点である⁹。したがって、日本はしばしば支援者や調整者あるいは追従者としての役割を演じることになる。

このように定義された対北朝鮮政策における日本の対応型関与は金大中政権や盧武鉉政権で積極的に推進された関与、すなわち包容政策と区別される。金大中政権下の和解協力政策は忍耐強く和解、交流、協力を通して北朝鮮を平和的、開放的、

改革の方向に漸進的かつ自ら変化することを促す積極的な政策である¹⁰。一方、対応型関与は包容政策と類似の政策目標あるいは方向性があったとしても、積極的に北朝鮮問題に関与するよりは、国内のおよび国際的に政治、社会、経済環境の変化に対応しながら当該問題に関与する。また、対応型関与は封じ込め、先制的、懲罰的な要素を含むブッシュ政権初期に掲げられた「強硬な関与」(Hawk engagement)とも異なっている¹¹。日本は北朝鮮問題に関連して米国や国際社会に対する限定的な軍事的支援を提供するが、究極的な状況で無い限りは日本の対応型関与は軍事分野において北朝鮮に対して強硬な姿勢をとることは想定しえない。

同様に、対応型関与は日本の対北朝鮮政策をめぐる従属論(属国論)あるいは自主外交論の何れとも異なる。まず、自主外交論は2002年の小泉訪朝と平壤宣言の成立などから日本が自主外交を行った点を高く評価するが、対応型関与は小泉訪朝も米国との調整や米国の政策的懸念が日朝平壤宣言にも反映されている点を重視する。実際に、日本の自主外交を重視する議論は米国の対日圧力がない状態で日本が独自の政策を追求している事例を取り上げてその自律性を主張する傾向があり、果たしてこれらを自主外交といえるのか疑問がある¹²。対応型関与は日本も自らの政策目標を追求することができるという点を前提とするが、米国からの圧力の有無とその強さの程度との関係から自律性を捉えようとする。

また、属国論は米国要因によって日本は独自の政策をとりえない点を強調するが、対応型関与は米国の影響を受けつつも日本は独自の政策目標を追求および達成することが可能であると捉えている。実際のところ、日本には独自の対北朝鮮政策が存在せずに米国の政策を反映するだけの属国としての規定はある側面を誇張した議論であ

る¹³。日本は北朝鮮問題に対して積極的に関与はしていないが、日本は自国の利益に反さない限り韓国の対北朝鮮政策を基本的に支援し、米韓の政策ギャップの調整を試みたり、拉致問題に関しては極めて積極的に行動し、国際的な理解を成功裏に獲得したりすることで自らの国益を追求している。また、対応型関与は日本が米国の懸案に対応するが、その判断は日本が自ら行うものであると想定する。

II. 対応型関与の要因

ここでは日本の対北朝鮮政策が上で規定したような対応型関与となるいくつかの要因について明確にする。

(1) 対米関係

日本の北朝鮮に対する政策のなかで制約条件は数多くあるが、現存する米国との関係は主要な利益でもあり、主たる制約要因でもある。日本は資本、技術、市場を含む国際経済分野における外交的支援などの領域で米国に依存してきた。また、日米安全保障条約を通して日本の安全保障もまた米国に依存している。とりわけ核・ミサイル問題など安全保障の分野では、日本は事実上、対北朝鮮政策において実質的なテコを有しておらず、それゆえに米国と韓国と安全保障政策を調整することは日本にとって不可欠である¹⁴。米国が日本の対北朝鮮政策に対して強い懸念を示すときには、日本はそれらを自らの政策アジェンダに組み入れたり採用したりしていくことになる。

実際に、日本が北朝鮮との接近を図る際に、日本は米国の懸念や関心を考慮しつつ実行している。小泉訪朝前に、北朝鮮の核開発プログラムの問題は当初、日本の対北朝鮮交渉戦略には組み込まれていなかったが、日本は米国の安全保障上の懸念に対応し、日朝平壤宣言のなかで明示的に安全保障に関する項目を含めたといわれている¹⁵。日本は拉致問題と国交正常化問題に対して多くの

関心を示す一方で、米国は北朝鮮の核兵器とミサイル開発プログラムを封じ込めることに強い関心を払っていた。小泉首相が平壤を訪問する前に、米国の国務副長官であったリチャード・アーミテージは「米国の懸念は日本の懸念」と念を押している¹⁶。日本は米国の懸念事項と軍事分野における自国の能力の限界について十分に認識している。この基本構図は現在も変わっておらず、北朝鮮の6度に及ぶ核実験やミサイル発射を通じた核戦力の高度化によって安全保障の面での米国の懸念は一層高まっており、また、その意味で安全保障分野における日本の対米依存もまた強まっている。したがって、拉致問題など必ずしも米国の政策優先度が高くない領域において、日本が独自の政策を追求する際には、米国の政策的懸念を反映しつつもどれだけ自らの目的を達成しようかという点が日本の対北朝鮮政策の重要な課題となる。

いずれにせよ、米国との関係は日本の対北朝鮮政策において対応型関与としての特徴を持たざるを得ない要因となっている。日本の対北朝鮮政策における米国ファクターは数多くある制約要因の単なる一つではない。北朝鮮問題が核問題など安全保障を含むために、国際システム要因は日本の対北朝鮮政策を強く規定している。もちろん、日本は関連する国内外の他の要因に対応しなければならないが、米国との関係は北朝鮮問題を含む日本の対外政策の主要な規定要因といえるであろう。実際に、米国と韓国との緊密な連携のなかで調整された対北朝鮮政策を遂行することは日本の利益である。なぜなら、日米韓の三カ国による政策調整を通じた北東アジアにおける平和と安定の維持は日本が北朝鮮と国交正常化を進める際の前提条件であるために、日本が米国の懸念事項や利益に対応することは自国の安全保障政策や北朝鮮に関する日本の懸念にも合致するのである。同時に、拉致問題など日本の特有の課題については米国ファクターをどのように調整するかが対北朝鮮政策において重要な課題となる。

（2）対北朝鮮関係

次に、北朝鮮要因をみてみよう。日朝関係独自の問題としては拉致問題と国交正常化問題の2点が存在する。第1に、日本がまだ過去の植民地支配の清算を行っていないという点で日朝関係は特別な意味を持っている。日本は拉致問題を優先課題とし、北朝鮮の核開発プログラムに対する懸念を示しているが、北朝鮮は明確に植民地支配の清算を通じた日朝国交正常化とそれに伴う経済協力の焦点を当ててきた。小泉訪朝後に開催された第12回日朝国交正常化交渉において鄭泰和日朝国交正常化担当大使（当時）は「日朝国交正常化と経済協力が優先されねばならない」と述べていた¹⁷。その後の日朝交渉においても北朝鮮は「拉致問題は原則的に解決した問題であり、日本は過去の清算を行わなければならない」との立場を繰り返し強調してきた。とりわけ、国交正常化に伴う過去の清算の問題については日本側が韓国との関係で適用された「経済協力方式」を主張した際に、宋日昊（ソンイルホ）日朝国交正常化交渉担当大使は「在日朝鮮人の地域や文化財返還を含む経済協力にとどまらない過去の植民地支配に対する補償」を要求した¹⁸。2014年のストックホルムでの合意でも北朝鮮は歴史の清算と国交正常化に力点を置いていることは明らかであり、確かにこれは日朝平壤宣言でも確認されている点である。一方で、日本の対北朝鮮政策において過去の清算に関する問題がどれだけ検討されているのかは定かではない。

実際に、日本にとって過去の清算に基づく国交正常化は最終的な政策目標ではあっても当面の課題としては優先度の低いものとなっている。それは日本の歴史認識の問題と関連していることはおそらく否定はできないが、より差し迫った問題として北朝鮮との国交正常化の過程は日本および北東アジアの安全保障上の懸案と密接に関連しているからである。すなわち、北朝鮮の核問題が解決しないままに北朝鮮に対する経済協力を実施する

ことは自国の安全保障や北東アジア地域の不安定化をもたらす可能性がある」と認識しているために、核問題が未解決のままで日本は北朝鮮との国交正常化に進むことは想定しがたい。換言すると、かりに過去の植民地支配の清算とそれに伴う措置が自国の安全保障上の懸念を悪化させたり、米国の核不拡散政策と矛盾したりするものであれば、日本が北朝鮮と国交正常化することは困難であろう。その意味で、日朝関係における過去の清算も非核化の進展とは無関係に進めることはできないのである。

したがって、二つ目の日朝関係を規定している日本特有の問題である拉致問題が当面の日朝関係の進展を規定する主要な要因となっている。核・ミサイル問題は日本が単独で遂行できず、また、歴史の清算を伴う国交正常化も北朝鮮の核問題と無関係に進めることができないために、日朝関係の固有の問題として日本が自律的に対応しなければならぬ問題は拉致問題となっている。実際に、小泉訪朝以降の日本の対北朝鮮政策の中心は拉致問題の解決に集中されていたといっても過言ではない。安倍首相、菅首相、そして岸田首相も繰り返し、拉致問題はもっと重要な外交課題と表明してきたが、この言明にともなう日本側の戦略的な対応は見られない。一方で、この問題に対する北朝鮮の立場は一貫している。すなわち、拉致問題はすべて解決したというものである。ただし、北朝鮮側の説明に対して不審な点がいくつも指摘されてきたために、日本政府は被害者の即時帰国と納得のいく説明を政府が認定する拉致被害者のすべては生存しているとの前提で北朝鮮に対して解決のために要求してきた¹⁹。しかしながら、日朝関係が悪化した状態では、北朝鮮は日本の要求に対して積極的に対応する姿勢は見せていない。

(3) 国内政治要因

日本は拉致問題を理由として北朝鮮に対して強

硬な姿勢を示してきた。北朝鮮が認める13人の拉致被害者のうち8名が死亡しているという北朝鮮の発表は日本にとって極めて大きな衝撃であった。北朝鮮は日本人拉致被害者に関する日本の世論の怒りがこれほど大きくなることは想定していなかったのかもしれない。おそらく、日本の世論の怒りの大きさは日本政府の予想をもはるかに超えるものであったかもしれない。ほとんどの日本人は拉致という北朝鮮の犯罪行為に対して怒りを感じ、また、拉致被害者および被害者の家族たちに対して同情を示した。このような状況下では、日本は北朝鮮との関係において拉致問題で妥協をすることは国内政治的に許されない状態となってきた。すなわち、拉致問題で妥協的とみられる姿勢をとることは政治的な自殺行為となるし、また、日本政府や政治家はそのことをよく理解している。したがって、拉致問題で北朝鮮に対して強硬な姿勢を示すことは「絶対的な正義」であり、第一次安倍政権の発足は安倍首相の拉致問題に対する強硬な姿勢と無関係であったとは言い難いであろう。こうした状況を超えて日朝関係を進展させようとする影響力のある国内アクターはこれまで存在しなかったと言えよう。

実際に、日本の拉致問題をめぐる積極的かつ行動的な外交は国内からの圧力を反映していたということが可能である²⁰。まず、「北朝鮮に拉致された日本人を早期に救出するために行動する議員連盟」(拉致議連)は日本の対北朝鮮政策に影響を及ぼしてきたし、安倍首相自身も北朝鮮に対して強硬な姿勢を追求してきた。次に、日本の市民団体も重要な役割を果たしてきた。とりわけ、「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」(救う会)と「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」(家族会)は日本の対北朝鮮政策に対して効果的に影響力を行使してきたと言える。家族会や救う会は経済制裁などを含む様々な対北朝鮮圧力を行使するように政府に働きかけてきたし、また、拉致問題に対する世論を喚起する

ことに成功してきた。そして、日本のメディアも強硬な北朝鮮政策を支持する重要な役割を果たしてきたと言えよう。産経新聞および関連テレビ局といった保守的なメディアばかりではなくて、リベラルであるとみなされている朝日新聞や系列メディアも安全保障問題や歴史問題よりも拉致問題に対してより焦点を置いて報道し、日朝間における懸案はあたかも拉致問題のみであるかのような印象を与えてきたのは事実であろう。その結果、日本は拉致問題に対しては積極的な立場を維持してきたし、北朝鮮の核やミサイル実験に対しても拉致問題と総合的に判断し、国連安保理決議以上の日本独自の経済制裁を付加してきたが、これらは日本の世論にも支持されてきた。

こうした拉致問題を含む日朝関係の進展のために重要な国内政治的要因はおそらく指導者の政治的意志と日本国内の政治的安定であろう。日朝平壤宣言を成立させた小泉首相は日朝関係の打開に対する強い政治的な意志と政治的な安定があった。小泉政権以降の日本の政権はほぼ一年おきに政権が交代するなど国内政治的に不安定であり、北朝鮮との交渉を進展させるだけの盤石な国内政治基盤を有していなかった。2008年には福田政権のもとで拉致問題の再調査をめぐって日朝間で一定の展望が見えかけたが福田首相の辞任とともに北朝鮮側も調査を保留した。したがって、拉致問題は時間もかかるために国内の政局も安定している必要がある²¹。政治的な安定を確保した第2次安倍政権は拉致問題の解決を最重要課題として位置づけて²²、ストックホルム合意を導いたが、結局、進展は見られなかった。安倍政権を継いだ菅首相や岸田首相も金正恩委員長と無条件で対話をすると表明したが、北朝鮮は反応せずに、何ら具体的な展望はみえていない。

これまで、このような国内圧力に反応した拉致政策において、日本は必ずしも体系的かつ効果的に問題解決に向けて対応できてこなかった。まず、

日本は納得のいく説明がなされていない限り、安否不明の拉致被害者はすべて生存しているとの前提で拉致被害者の即時帰国、真相解明などを北朝鮮に要求してきたが、北朝鮮はすでに解決した問題であるとするので一向に展望が開かれないままであった。次に、日本の拉致問題に対する姿勢は6者協議参加国のなかでも必ずしも支持されてこなかった。とりわけ、中国や韓国は日本が拉致問題を理由として6者協議で合意されたエネルギー支援に不参加を表明したり、拉致問題を繰り返し取り上げることが非核化という重要課題の障害となったりしていることに不満を抱いてきた。さらに、拉致問題に対して支援をしてきた米国が朝鮮半島の非核化の進展という政策課題を達成するために、北朝鮮をテロ支援国リストから除外することで、日本は拉致問題解決のための重要なテコを喪失した。その結果、拉致問題をめぐっては強い国内感情と必ずしも望ましくない国際環境のなかで、北朝鮮の対外行動に応じて制裁措置を強化していくといった非体系的かつ不完全な拉致への対応となってきた。

Ⅲ. 日本の対北朝鮮政策と朝鮮半島の平和

ここでは、以上のような日本の北朝鮮政策と文政権が推進する「韓半島平和プロセス」およびバイデン政権の対北朝鮮政策と照らし合わせて検討してみよう。

(1) 韓半島平和プロセスと日韓対立

文政権の「韓半島平和プロセス」の構成要素は次のようになる²³。まず、南北の平和共存と共同繁栄を政策ビジョンとして掲げ、1) 北朝鮮の核問題解決および恒久的平和定着、2) 持続可能な南北関係の発展、3) 韓半島新経済共同体具現を3大目的と提示している。次に、こうした政策目的を達成するために、文政権は対北朝鮮政策として、1) 段階的・包括的接近、2) 北韓問題解決と南北関係改善の並行推進、3) 制度化を

通した持続可能性確保、4) 互恵的協力を通した平和的統一基盤醸成 - の4大戦略として掲げている。そして、「韓半島平和プロセス」を進めるための運用原則としては、1) 我々の主導の韓半島問題解決、2) 強固な安保を通した平和維持、3) 相互尊重に起訴した南北関係発展、4) 国民との疎通と合意重視、5) 国際社会との協力を通した政策推進 - の5つを明示した。このような「韓半島平和プロセス」は2018年に稼働し、南北首脳会談、そして米朝間のシンガポール合意が形成されたことは記憶に新しい。

以上のような政策目標、戦略、運用原則をもって推進されている文政権の「韓半島平和プロセス」は日本の対北朝鮮政策と照らし合わせた場合に、次の3つの点について日韓の間における戦略的相違によって齟齬が生じてきた。第1に、北朝鮮に対する接近方法に相違がみられる。まず、文政権は北韓問題に対して、制裁・圧迫と対話を並行していきながら、段階的な接近を通して平和的に解決することを追求している。とりわけ、対話の与件が醸成されたと判断した際に、関連国家と緊密に共助しながら核凍結から始まり段階的に北朝鮮の完全な核廃棄を推進していくとしている。また、包括的接近とは、北朝鮮の体制の安全を保障するなかで、北朝鮮核問題を解決しようとするをいう。このアプローチは北朝鮮が核・ミサイル実験を続けた際に、日米韓が一体となって圧力を行使する局面では機能したが、2018年に「韓半島平和プロセス」が始動した際に、対話を促進したい韓国と北朝鮮の非核化が依然として不透明な状況であると判断している日本は慎重姿勢を崩さず、日韓は朝鮮半島の非核化を導く過程で足並みをそろえることができなかった。

第2に、上記と関連するが、南北関係と北朝鮮核問題の並行推進は日本の戦略的利益と必ずしも一致しない。文政権は、北朝鮮核問題解決と南北

関係改善は前後または二者択一の問題ではなく相互補完を通した好循環構図のなかで北朝鮮核問題の進展が可能であるととらえている。実際に、文大統領は第73周年光復節演説において「南北関係の発展は米朝関係進展の不随的効果ではありません。むしろ南北関係の進展こそが韓半島非核化を促進させる動力です。」と述べている。これは和解協力政策や平和繁栄政策として知られる過去の進歩政権の対北朝鮮政策の根底にあった関与(engagement)を基底とする包容政策の想定と同じである。しかしながら、南北関係の進展が朝鮮半島の非核化を促進するという前提は、日本政府や日本の安全保障専門家の間で共有されている認識とは言えない。むしろ、北朝鮮の非核化が進んでいない状況において、南北関係が進展し、韓国からの支援や経済協力が提供されることは日本にとって安全保障上の懸念を高めるとの認識すら存在した。これは北朝鮮の非核化に対する意図をどうとらえるのかという点について、日韓の間で大きな乖離があるからである。

第3に、「韓半島平和プロセス」における日本の重要性は文政権にとってそれほど大きいとはいえず、日米同盟と日米韓の政策協調を基調としてきた日本の北朝鮮政策とは戦略的優先において齟齬がある点である。文政権の「韓半島平和プロセス」では、実際のところ日本の果たす役割に限界があるのは事実である。文正仁大統領統一外交安保特別補佐官(当時)は2019年2月に日本で開催されたシンポジウムで「現在南北と米国が休戦協定、非核化を議論しているが、日本の役割はなくなるほかない」と述べた。さらに、文特別補佐官は「日本外務省は欧州連合(EU)のようなところに行き北朝鮮問題解決に対する韓国大統領の主張を完全に無視し否定的に話している。日本があまりにもひどい。日本は否定的な外交ばかり積極的にするのではなく、韓半島平和になる側で積極性を持たなければならない」と付け加えたと

いう²⁴。換言すれば、「韓半島平和プロセス」の過程では、日本の果たす役割はなく、邪魔さえしなければよいという主張であった。

以上のように、文政権と安倍政権における北朝鮮認識、戦略優先、接近方法などの相違は相互不信を増大させた。まず、韓国の立場からみれば、「韓半島平和プロセス」を推進する上で、日本が障害となっているという理解となるであろう。2017年の米朝対立局面から2018年によく「韓半島平和プロセス」が稼働し、一気に南北関係および米朝関係の進展を支持しようとする韓国は日本の慎重な姿勢に対し、南北関係の進展を望んでいないと解釈しても不思議ではない。一方、北朝鮮の非核化に対する具体的な措置が取られていないと認識する日本は、南北関係の進展にまい進しようとする文政権の北朝鮮政策に対して警戒心を隠さなかった。平昌オリンピックに参席した安倍首相と「韓半島平和プロセス」を始動させたい文大統領との間で北朝鮮の非核化に対する意図の理解について、明らかな相違があった。終戦宣言をめぐる日韓の相互認識や態度も2018年の「韓半島平和プロセス」の過程で露呈した日韓の齟齬と同様に、以上のような相違に起因しているといえる。

（2）バイデン政権下における日米韓の政策協調

ジェン・サキ報道官は2021年4月30日、バイデン政権における北朝鮮政策の再検討（DPRK Policy Review）終了をしたと公表した²⁵。バイデン政権では、過去の対北朝鮮政策を検討した結果、過去の対北朝鮮政策は失敗したと位置づけて、まず、バイデン政権の政策目標は「朝鮮半島の完全な非核化」（the complete denuclearization of the Korean Peninsula）としている。次に、対北朝鮮政策の基軸として、北朝鮮との外交への門戸を開いて模索する「調整された現実的なアプローチ」（calibrated, practical approach that is open to and will explore diplomacy with the

DPRK）と規定した。これはオバマ政権の「戦略的忍耐」（オバマ政権）やトランプ政権の「グラントバーゲニング」とは異なるアプローチとして位置づけられている。さらに、バイデン政権は韓国および日本との政策調整を重視し、日米韓の政策協調の重要性を明らかにした。

バイデン政権は対北朝鮮政策の検討の過程で日韓との政策協調を進めており、日韓とそれぞれ2+2会合および首脳会談を実施している。まず、日米安全保障協議委員会（2+2）共同発表（2021年3月16日）において「閣僚は、北朝鮮の軍備が国際の平和と安定に対する脅威であることを認識し、北朝鮮の完全な非核化（the complete denuclearization of North Korea）へのコミットメントを再確認し、北朝鮮に対し、国連安保理決議の下での全ての義務に従うことを求めた。閣僚はまた、拉致問題の即時解決の必要性を確認した。日本、米国及び韓国の三か国間協力は我々が共有するインド太平洋地域の安全、平和及び繁栄にとって不可欠である」と述べている²⁶。また、バイデン大統領と菅首相は4月16日に日米首脳会談を実施し、「日米両国は、北朝鮮に対し、国連安保理決議の下での義務に従うことを求めつつ、北朝鮮の完全な非核化（the complete denuclearization of North Korea）へのコミットメントを再確認するとともに、国際社会による同決議の完全な履行を求めた。日米両国は、地域の平和と安定を維持するために抑止を強化する意図を有し、拡散のリスクを含め、北朝鮮の核及びミサイル計画に関連する危険に対処するため、互いに、そして、他のパートナーとも協働する。バイデン大統領は、拉致問題の即時解決への米国のコミットメントを再確認した」としている²⁷。

一方、プリンケン国務長官とオースティン国防長官は3月17日に韓国を訪問し、米韓外務・国防担当閣僚会議2+2において「両政府は北朝鮮

の核・弾道ミサイルが同盟の優先的な関心事だと強調し（中略）、朝鮮半島に関するすべての問題に対して緊密に協力している」ことを主張にした。また、（記者会見で）プリンケン国務長官は「バイデン大統領は韓国、日本および他の主要なパートナーと緊密な協力と討議を通して数週間のうちに圧力の選択や将来の外交に向けた可能性の検討を含む「北朝鮮政策レビュー（North Korean Policy Review）」を終える予定である」ことを明らかにするとともに、「我々は北朝鮮の非核化（the denuclearization of North Korea）にコミットしている。」と述べた²⁸。さらに、2021年5月21日に開催された米韓首脳会談においても、文大統領とバイデン大統領は「我々はまた2018年の板門店宣言とシンガポール共同声明など既存の南北間、北米間の約束に基礎を置いた外交と対話が韓半島の完全な非核化（the complete denuclearization of the Korean Peninsula）と恒久的平和定着を成し遂げるのに必須的であるという共同の信頼を再確認した。バイデン大統領はまた、南北対話に関し、協力に対する支持を表明した。我々は北朝鮮の人権状況を改善するために協力するのに同意し、最も助けを必要とする北朝鮮住民に対する人道的支援の提供を続けることを約束した」とし、「文在寅大統領とバイデン大統領は韓半島の完全な非核化（the complete denuclearization of the Korean Peninsula）に対する共同の約束と北朝鮮の核弾頭ミサイルプログラムを扱っていかうという両側の意志を強調した。」述べている²⁹。

バイデン政権の対北朝鮮政策の輪郭が少しずつ浮かび上がる中で日米韓の政策協調には次の3点において課題が提起されよう。第1に、日本は「北朝鮮の非核化」、韓国は「朝鮮半島の非核化」と意識的にこれらの用語を用いていることは明らかであるが、朝鮮半島の非核化と北朝鮮の非核化は概念および政策としてどのような相違があるので

だろうか³⁰。韓国の立場からは、南北および米朝間、さらに、6者会談などでもこの間、朝鮮半島の非核化という用語が用いられており、そうした慣例にしたがったということも可能である。鄭義溶外交部長官は2021年5月28日に「朝鮮半島の非核化」(the denuclearization of the Korean Peninsula)に関連して、北側に対して韓国はすでに非核化されたということを示していることを意味する。1991年になされた合意によれば、我々は北側に私たちはともに行かなければならないということを示しており、そして北側もそれを同様に認識している。」としており、南北双方が取り組む課題として朝鮮半島の非核化を位置付けている³¹。

なお、北朝鮮はこの間、「朝鮮半島の非核化」とは何かについて繰り返し言及しており、シンガポール合意後に米朝交渉が停滞した際にも「朝鮮半島というとき、我が共和国の領域とともに米国の核兵器をはじめ侵略武器が展開されている南朝鮮地域を包括しており、朝鮮半島の非核化というとき、北と南の領域内だけでなく朝鮮半島にむけられている周辺からのすべての核の脅威要因を除去するということを意味する」とし、「朝鮮半島の非核化とは、われわれの核抑止力をなくすことより、朝鮮に対する米国の核の脅威を完全に除去することが正しい定義だ」としている³²。実際のところ「朝鮮半島の非核化」という概念は米国、韓国、北朝鮮、日本との間で合意されているというよりも、各国がそれぞれの文脈に応じて使い分けているというのが実態であろう。現在のバイデン政権の対応は、日本には「北朝鮮の非核化」として合意し、韓国とは「朝鮮半島の非核化」とし、日本および韓国の要望にあわせて個別に対応しており、こうした相違が対立として顕在化しないように対応している。

第2に、日米韓において朝鮮半島の非核化を導く手段に関して調整することが必要であろう。す

でに文政権の対朝鮮半島の政策においてみたように、文政権は朝鮮半島の非核化を推進するうえで「段階的接近」をその戦略として位置づけている。朝鮮半島の非核化は長期的な目標にならざるを得ないために、段階的アプローチはバイデン政権においても真剣に検討されているようであり、これは米韓の政策協調の過程で韓国が果たした役割があるのかもしれない。現在、ワシントンの政策コミュニティにおいても「軍備管理的な段階的アプローチ」に関する議論がしばしばアドバルーンのように提示されており、このアプローチは文政権のいう段階的接近とより親和性があるように思われる³³。一方、日本が主張する「北朝鮮の非核化」とは、北朝鮮の「CVID」（完全かつ検証可能で不可逆的な非核化）であり、日本としては軍備管理アプローチや段階的接近に対して警戒心をもっているといっておかろう。これは北朝鮮の核保有を事実上、容認する可能性があり、非核化が進展しない状況において経済制裁の解除や南北経済協力といった状況が形成されると、結果としてさらに非核化を遅らせることになるとの懸念があるからである。

第3に、日韓の相互不信はバイデン政権の対北朝鮮政策における日米韓の政策協調を困難にしている。韓国が2020年の後半から日韓対話に積極的な姿勢を見せてきたことは確かであるが、日本はこうした韓国の呼びかけに対して積極的に対応しているとは言い難い。これは韓国の対日接近が南北関係の進展のための戦術的なアプローチにとどまっており、日本が重視する徴用工判決や慰安婦問題に対して具体的な提案がなされていない状況においては、日韓の間の懸案を本気で対応するための行動と判断していないからである。実際のところ、安倍政権において日本の戦略家たちは文政権との交渉はすでに断念したように見える。菅政権や新たに誕生した岸田政権においても現在のところこうした路線からの変更は見られない。一

方、韓国は「韓半島平和プロセス」が稼働した2018年の日本の対応や終戦宣言に対する日本の姿勢について朝鮮半島の平和を阻害しているとしてきている。ワシントンで開催された日米韓の次官級会談後に記者会見が開催されなかった理由についても、韓国は終戦宣言を含む北朝鮮政策の進展に対する日本の非協力的な姿勢を批判する一方で、日本はこのタイミングにおける竹島訪問こそが問題とし、日米韓の政策協調が成り立たない要因を相互に相手国側の責任に帰する状況となっている。日韓それぞれが相手の事情と政策について十分な理解を有しているとは言い難く、また、政治的な意志も欠如している。

おわりに

以上みてきたように、本稿では、日本の対北朝鮮政策を明らかにするとともに、こうした日本の北朝鮮政策が文政権の推進する「韓半島平和プロセス」とどのような点で齟齬が生じるのか、また、バイデン政権の対北朝鮮政策において重視されている日米韓の政策協調においてどのような課題が提示されるのかをみてきた。本稿の議論を要約すると次のようになろう。

第1に、日本の対北朝鮮政策と韓国の「韓半島平和プロセス」は朝鮮半島の非核化や平和といった共通の政策目標を有しているが、こうした目的を達成する日韓の戦略的優先や対北朝鮮認識、さらに、朝鮮半島の非核化の意味、相手の戦略的意図や背景に対する相互不信から効果的な協力関係を構築できていないという点である。学術セミナーにおいても文政権は反日、反米、親北、親中政権という評価や日本は南北関係の進展や朝鮮半島の平和を望んでおらず邪魔をしているという主張がしばしばなされており、こうした主張を「実証する」事例を探すことは難しくないが、日韓それぞれが相手国の政策の障害になろうと意図しているわけではなかろう。むしろ、日韓の相互不信は戦略的優先や接近方法の相違に起因した相手国

に対する理解不足と戦略的意図に対する不信からきており、筆者は文政権が反日政権であるとか、日本が朝鮮半島の平和を邪魔してきたとは考えていない。

第2に、朝鮮半島の非核化の意味と接近方法に対するより効果的な日米韓の政策調整が必要であるという点である。朝鮮半島の非核化に関する各国の理解は異なっており、北朝鮮の主張する朝鮮半島の非核化はさらに異なるインプリケーションを含んでいる。日米韓の認識の相違は対北朝鮮政策において齟齬を生むことになるであろう。また、接近方法の相違は日米韓の足並みをそろえるうえで調整しなければならない課題である。現在のバイデン政権は日韓の相違を包み込む形で日米韓の政策協調を維持しており、これは日米韓の何れにとっても利益になる。日韓関係をグローバルな戦略環境から考えると、日本の対北朝鮮政策やインド太平洋戦略において韓国との協力は必要であり、韓国にとっても朝鮮半島における平和体制の構築に日本の協力は不可欠であるために、日韓協力の構築は日韓両国にとって利益になる合理的な選択であるとの理解が必要であろう。

<付記>

2022年3月9日に実施された韓国大統領選挙において、韓国民は僅差ながら尹錫悦候補を第20代大統領として選出した。現在のところ、新政権への引継ぎ委員会外交・安保分野では、李明博政権下で重要な役割を果たした専門家が目立っており、これらの専門家の国際情勢認識は文政権の外交安保ブレインらとはかなり異なっていることは明らかである。北東アジアの地政学的条件をこえてどのような相違をもたらすのか、対北朝鮮政策をめぐる日米韓および日韓関係にどのような影響をもたらすのかについては、今後の興味深い焦点となろう。

<追悼文>

「お前、舞鶴の仕事やらんか？」林堅太郎先生が舞鶴市から研究資金を獲得し、プロジェクトを発足させたのである。関心が散漫し、博士論文を書く気持ちもなく、そのままオーバードクター生活に入ることが決まっていた怠惰な院生にとっては願ってもない助け舟であった。そうだ。林先生は僕の（へだらな）院生時代の恩人なのである。

林先生と初めてお会いしたのは94年の夏である。アメリカ留学から帰国後、すぐに釜山国立大学で開催された国際シンポジウムに参加される立命館大学の先生方に面白半分についていったときである。96年には、京都で環日本海学会も開催されて、その時に入会した。

林先生はどこか颯爽としており、いつの間にか研究資金を獲得して、色々なプロジェクトをつくってしまう達人であった。全学役職も趣味のように歴任し、そのたびに学外研究にでるといって軽やかさがあつた。なぜか舞鶴大使という称号をもっており、舞鶴市長が選挙運動の際に「立命館の舞鶴プロジェクトに言及したぞ」と得意げに話されていた。

舞鶴市との会議には、連れて行ってもらいながら、大森功一君（現世界銀行、当時、研究員？）や僕は何もわからず生意気な発言を沢山していた。林先生はよく「お前の言うことは過激やな」と会議後の飲み会の席で笑っていた。

林先生は舞鶴プロジェクトや学内の研究プロジェクト資金で当時、院生だった僕や大森君らをソウル・釜山、大連、ウラジオストックなど、北東アジア歴訪の旅（研究？）に連れて行ってくれた。ヨーロッパにも行った。

確か、財政学を専攻されて、イギリスのサセック

ス大学に何度も学外研究に行かれていたので、当初は林先生のなかで、北東アジアとどうつながるのだろうと思ったが、ヨーロッパ統合の経験と北東アジア地域協力の比較プロジェクトを推進したり、イギリスの事例を参考に大学と自治体や民間との協力を実践したりするパイオニアであった。

林先生は京都府の環日本海アカデミックフォーラムや北東アジア学会でも重要な役割を担われつつも、半分、自嘲気味に「これも道楽やで」と言っていた。林先生が言う「道楽」にはどこか余裕をとまう「夢と希望」が含まれていた。

振り返れば、冷戦体制崩壊後、90年代から2000年代の半ば頃までは（京都 or 日本における？）北東アジア研究・学術交流の黄金時代であったかもしれない。北東アジアは可能性の地域として輝いて（？）見えていた。北東アジア経済フォーラムなんていうものも米子で開催された。当時は、北東アジア開発銀行構想や豆満江開発計画などがまじめに議論されていた。

林先生は「こんなことをしていても誰も何も言わんのは、ちゃんと学位をとっているからや。お前もそろそろ論文ださなあかん」。林先生のいう学位は、京都大学の論文博士のことで、もちろん、僕らの課程博士論文とは意味が違う（苦笑）。

舞鶴プロジェクトのお陰で何とか生きながらえながら論文を提出し、宇都宮大学に拾ってもらった後、林先生が北東アジア学会の会長を担われていた時期に、僕も珍しく北東アジア学会の研究大会に参加したことがあった。林先生に（半分、冷やかしかし気味に？）「会長ご就任おめでとございます！！」という「おお、お前もいつかやるんやで」と笑っていた。「相変わらず適当なことを言っている」と心の中でつぶやいた記憶がある（笑）。

年を取るにつれて、いまや「お前」と呼んでくれる先生方もいなくなってきた。北東アジア学会もこうした先人たちの努力によって開拓されてきた。僕自身は北東アジア地域協力に対して悲観的な立場を表明しつつも、それでも林先生を含むパイオニアの先生方から夢をいただいてきたと確信している。林先生のご冥福を心からお祈りいたします。

-
- 1 『中央日報』2021年11月9日
 - 2 本稿は「周辺国が見る韓半島平和の意味」『2021年第3回 SAND 東北アジア国際フォーラム 東北アジア戦略環境の変化と韓半島平和統一の新しい指標 II』（主催：SAND 研究所、2021年12月3日）において韓国の専門家を念頭に韓国語で発表したものである。本稿の議論の一部は以下の文献に依拠している。Sachio Nakato, "Japan's North Korean Policy under the Abe administration: The Stockholm Agreement and its Future Prospects," *The Journal of International Relations*, XXXIV, 2017, pp. 39-69.
 - 3 外務省『外交青書』外務省、2021年、pp. 34-37.
 - 4 Task Force on Foreign Relations for the Prime Minister, *Basic Strategies for Japan's Diplomacy in the 21st Century: New Era, New Vision, New Diplomacy*, November 28, 2002, p. 13.
 - 5 日朝国交正常化は2002年9月17日に締結された日朝平壤宣言の基本方針である。
 - 6 Yasuhiro Nakasone and Hisahiko Okazaki, "Negotiating Patiently with North Korea," *Japan echo*, 2003, pp. 10-12.
 - 7 日本の経済協力は少なく見積もって34億ドルから最大200億ドルの範囲になるのではないかと見積もられている。Mark E. Manyin, *Japan-North Korea Relations: Selected Issues, CRS Report for Congress*, November 26, 2003. を参照。
 - 8 日本の対外政策は確かに受動的な要素を有している。しかしながら、「受動的関与」(passive engagement)はある国が受動的でありながら関与することはできないために矛盾を含んでいるし、拉致問題など問題領域によっては積極的な要素があるために適切な用語ではない。また、ケント・カルダーはかつて日本の対外経済政策を「反応型」と概念化した。この「反応型関与」(reactive engagement)という用語は核問題の文脈では北朝鮮や台頭する中国のような国々に対する脅威から「反動」あるいは「反抗」というニュアンスを持って日本が核武装するというような文脈として把握されてしまう懸念がある。日米同盟の解体というような状

- 況がなければ日本の核武装は想定しがたいために、この用語は適切ではないように思われる。さらに、反応という用語は外部環境に対して反射的である一方で、対応は慎重な状況判断を含む行動というニュアンスの相違も見られる。Kent E. Calder (1988), "Japanese Foreign Economic Policy Formation: Explaining the Reactive State," *World Politics*, vol.40, no.4, pp. 517-541.
- 9 対応型関与の定義を構築する際にも Calder (1988) は参考になる。また、日本外交の概念化においてより洗練された研究として、次のようなものがある。Thomas U. Berger, Mike M. Mochizuki and Jitsuro Tsuchiyama, eds., *Japan in International Politics: The Foreign Policies of an Adaptive State*, Lynne Rienner Publishers, 2007, pp. 259-299. ただし、これらの研究は日本外交一般の概念化を試みたものであり、とりわけ北朝鮮政策を意識したものではない。また、本稿では「対応型関与」の源泉として米国要因を最重要視しているが、反応型国家や適応型国家は必ずしも米国要因を一義的なものとして捉えていない。何よりも、反応型国家論では拉致問題などにおける日本の積極的な外交姿勢をどこまで説明できるのか不明である。
- 10 Chung-in Moon, "The Kim Dae-jung Government and Changes in Inter-Korea Relations – In Defense of the Sunshine Policy," *Korea and World Affairs*, winter, 2001, p. 516.
- 11 See Victor D. Cha (2002), "Hawk Engagement and Preventive Defense on the Korean Peninsula," *International Security*, vol. 27, no. 1, (summer), pp. 40-78, and Victor D. Cha (2002), "Korea's Place in the Axis," *Foreign Affairs*, May/June, pp. 79-92.
- 12 自主外交論における方法論的問題点については、次の文献を参照。宮下明聡・佐藤洋一編『現代日本のアジア外交』ミネルヴァ書房、2004年。
- 13 属国論としては、次のような研究がある。Gavan McCormack, *Client State: Japan in the American Embrace*, New York and London, 2007. ここでは属国を「植民地でも傀儡国家でもなく、上辺だけでも独立国家の体裁はあるが、自国の利益よりは他の国の利益を優先させる国家」と定義されている。対米従属や対米追随といった概念規定は、日本外交を批判的にとらえる元外務省キャリア官僚によっても指摘されている。たとえば、天木直人『さらば日米同盟』講談社、2011年、孫崎享『戦後史の正体 1945 - 2012』創元社、2012年などがある。
- 14 近年、中国の台頭、ウクライナ危機、北朝鮮の核・ミサイル能力の高度化に伴って、「敵基地攻撃能力」についても真剣に検討されるようになってきている。
- 15 この経緯については実際に日朝平壤宣言の作成過程で重要な役割を果たした田中均元外務審官の著書等でも論じられている。田中均『外交の力』日本経済新聞社、2009年、pp. 118-124.
- 16 「日米首脳会談、北朝鮮巡る認識に差 米「拉致」より核問題重視」『朝日新聞』2002年9月17日
- 17 『朝日新聞』2002年10月30日
- 18 『朝日新聞』2006年2月7日
- 19 日本政府の拉致問題に対する取り組みとして「政府拉致対策本部」がある。
- 20 拉致問題に対する日本の国内政治状況の分析は次の文献に詳しい。Yoshinori Kaseda, "Japan's role in the Korean Peace Building Process," in Tae-Hwan Kwak and Seung-Ho Joo eds., *Peace Regime Building on the Korean Peninsula and the Northeast Asian Security Cooperation*, Ashgate, 2010, pp. 163-172.
- 21 日朝平壤宣言から10年を振り返り福田康夫元首相が自ら述べている言葉である。「日朝交渉 進展なき10年」『朝日新聞』2012年9月17日
- 22 「第百八十三回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説」平成25年1月28日
- 23 本節における文政権の対北政策については、統一部『文ジェインの韓半島政策：平和と繁栄の韓半島』（韓国語）に基づいて記述している。
- 24 『中央日報』2019年2月11日
- 25 "Press Gaggle by Press Secretary Jen Saki Abroad Air Force One En Route Philadelphia, PA," White House, April 30, 2021.
- 26 「日米安全保障協議委員会（2+2）共同発表」2021年3月16日
- 27 日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」2021年4月16日
- 28 *Asia Nikkei*, March 19, 2021
- 29 U.S.-ROK Leaders' Joint Statement, White House, May 21, 2021.
- 30 本件については、この間、駐日大使館の統一官、統一研究院院長、国立外交院院長、世宗研究所所長らを含む複数の専門家に確認してきたが、「北朝鮮の非核化」に決まっている、との反応であった。北朝鮮の主張と合わせて今後の検討課題としておきたい。
- 31 『中央日報』2021年5月29日
- 32 「朝米関係の膠着は朝鮮半島の非核化に対する米国の誤った認識」『朝鮮中央通信』2018年12月20日
- 33 たとえば、Van Jackson, "Risk Realism: The Arms Control Endgame for North Korea," September 24, 2019, Center for a New American Security. などを参照。

韓国におけるサービス・ラーニング研究の研究関心の変遷

—教育政策との関連で—

山 田 一 隆 (立命館大学社会システム研究所客員研究員)

要 旨

本稿では、韓国におけるサービス・ラーニング研究の研究関心の変遷について、教育政策の動向との関連で検討すべく、1990年代以降の韓国の関連する教育政策を概括し、公刊されている韓国のサービス・ラーニング研究論文の要旨に自然言語分析を施し、その関心の潜在因子を探った。

1990年代以降の韓国の関連する教育政策から、サービス・ラーニングには、人性教育と教科科目の学習とをつなぐ有効な教育方法論として期待が寄せられているとみることができる。

また、各教育課程の期間に公刊された論文の特徴は、2007年教育課程以前の期間は、米国のサービス・ラーニング理論を韓国の文脈でどのように適用可能かが模索され、2009年教育課程の期間には、教員養成課程における教育奉仕科目の必修化の影響を受けながら、「韓国型サービス・ラーニング」とはどのようなものが模索され始めた。また、2015年教育課程の期間には、「人性教育振興法」の施行もあり、人性教育や統合教育に対する関心が高まり、ついには、就学前教育におけるサービス・ラーニングの可能性を見出そうとしたものがみられた。

このようなサービス・ラーニング推進の動きに対して、行き過ぎた新自由主義を助長するとの批判もあるが、米国では政権交代を経ても推進されてきた経緯もあり、韓国でもその素地があるものと見込まれる。

I. はじめに

韓国では1995年5月31日に発表された「世界化・情報化時代を主導する新教育体制樹立のための教育改革方案」(以下「5.31教育改革方案」)が学校奉仕活動の直接的なきっかけとして知られている(이성은 2009)。教育改革委員会(1995)は実践中心の人性教育を強調しながら、「個人または団体の修練活動及びボランティア活動の内容と参加時間を総合生活記録簿に記録・管理」する

ように提案しており、これが本格的な学校奉仕活動のきっかけとなったとされる。(홍원표 2013, pp.229-230)。この記録を入試選考に反映するという方針が発表され、学校と社会全般にわたる奉仕活動に対する関心を引き起こし、中・高等学校の奉仕活動とともに、大学での社会奉仕活動を教育改革の一つの方策として強調したものであった(韓国大学社会奉仕協議会 2009, p.1)。

ところで、サービス・ラーニングとは、「学生

キーワード：

韓国、サービス・ラーニング、人性教育、形態素解析

の学びや成長を増進するような意図をもって設計された構造的な機会に、学生が人々や地域社会のニーズに対応する活動に従事するような経験教育の一形式」(ジャコビー 1996=2007、pp.44-45)であり、「ボランティア精神や地域社会サービスとの区別」が明確にあるものである(ジャコビー 1996=2007、p.58)。

本稿では、韓国におけるサービス・ラーニング研究の研究関心の変遷について、教育政策の動向との関連で検討することを目的とする。まず、韓国において、なぜサービス・ラーニングが求められているのかを考えるために、1990年代以降の韓国の関連する教育政策を概括する。続いて、公開されている韓国のサービス・ラーニング研究論文の関心を、題目および要旨を読み解きながら、その変化を概括するとともに、要旨に自然言語分析を施し、潜在因子を探っていきたい。

1. 初中等教育における奉仕活動の位置づけ

韓国の初中等教育における「奉仕活動」の教育課程上に位置付けは、第二次教育課程(1963-1968年)にさかのぼる。「学校の児童全体が参加する活動の例」として奉仕活動が初めて登場した。以降、改訂による変遷があるものの、第七次教育課程(1998-2006年)において、初めて「大領域」に編成され、以降、一貫して、現行の2015教育課程に至るまで、その位置づけは維持されている。조영남(2018)に詳述されているので、それを参照すれば、以下のごとくである。

第一次教育課程(1955-1962年)の時には、奉仕と関連した内容はまったく言及されなかった。第二次教育課程の時に、奉仕活動は学校の児童全体が参加する活動の例の一つとして教育課程に初めて登場した。二次部分改訂教育課程の時には、特別活動の目標に奉仕という表現が登場した。第三次教育課程の時(1973-1980年)には、特別活動の目標に「奉仕活動」という表現が登場した。

その後、教育課程の改正を繰り返し、奉仕関連

の内容も変化を続けた。

1995年に第六次教育課程(1992-1997)で児童・生徒の奉仕活動が制度的に導入されて以降、初中等教育では、教育部と市道教育庁で、正規教育課程として運営されている(신민주 2021、p.3)。

奉仕活動は第七次教育課程で初めて特別活動の大領域に編成され、教育課程随時改訂体制に入った2007教育課程(2007-2008年)まで続いた。

第七次教育課程から奉仕活動を独立した領域として教育課程に明示されるようになった(教育部 1997)。教科外教育課程のうち、特別活動を構成する5つの領域——自治活動、適応活動、啓発活動、奉仕活動、行事活動——の一部として奉仕活動が挙げられている。この枠組は2007改正の教育課程においても変わらない(教育人的資源部 2007; 홍원표 2013、pp.229-230)。

2009教育課程(2009-2014年)では特別活動と裁量活動を統合して創意的体験活動が新設された。奉仕活動は創意的体験活動でも大領域に編成され、2015教育課程(2015-2021年)まで続いている。2009教育課程では、創意的体験活動を構成する4つの領域——自律活動、奉仕活動、部活動、進路活動——の一つに奉仕活動が含まれている(홍원표 2013、pp.229-230)。奉仕活動の下位領域が校内奉仕、地域社会奉仕、自然環境保護活動、キャンペーン活動となっている。創意的体験活動が導入された2009教育課程では、創意的体験活動の性格のうち奉仕活動に関する内容に関して、「知識を積極的に実践し、分かち合いと配慮のできる創意性と人性を兼ね備えた未来志向の人材養成を目的とする」という表現が追加され、奉仕活動という用語が代わったものと解釈できる。2009教育課程では、奉仕活動の性格を「学生は隣人と地域社会のための分かち合いと配慮の活動を実践し、自然環境を保存する」と具体的に明示した。また、中学校では3年間306時間(週当たり平均3時間)、高校では3年間24単位(週当たり平均4時間)を創意的体験活動に割く

ようにしている。ただし、創意的体験活動内での領域別時間配分は、それぞれの学校で決定するようになっていたため、奉仕活動の運営方式は学校によって違いがあり得る (홍원표 2013, pp.229-230)。

2015 教育課程の創意的体験活動の総括目標は「健全で多様な集団活動に自発的に参加し、分かち合いと配慮を実践することで共同体意識を養い、個人の素質と潜在力を啓発、伸張し、創意的な生き方を育てる」(教育部 2017) と述べられている。奉仕活動の目標は「分かち合いと思いやりを実践し、環境を保存する生活習慣を形成し、共に生きる人生の価値を身につけ」、「他人と共にバランスよく生きていく共同体の力を育てることで、正しい人性を備えた創意融合型人材を養成するのに貢献する」(教育部 2015) となっており、奉仕活動と関連する共同体の力を強調した。この時の大領域「奉仕活動」が目指すコアコンピテンシーは、コミュニケーション能力とコミュニティ能力であり、奉仕活動の下位領域は、助け合い活動、環境保護活動、キャンペーン活動などに再構成された (조영남 2018, pp.6-8)。

2. 人性教育の推進

韓国教育部は、2013 年 8 月 31 日、「人性教育強化基本計画」を初めて発表した。「人性教育」とは、「自らの内面を正しく健全に整え、他者・共同体・自然と共に生きていくのに必要な人間らしい性格と力を育てることを目的とする教育」(人性教育振興法第 2 条 1) である。入試偏重教育、学校歴教育の弊害で、没個性化が進んでいることの反省から、未来人材のコアコンピテンシーとして、人性と創発性を挙げている (教育部 2014, p.1)。さらに、国民の 48% が「学生の人性・道徳性の弱体化」をもっとも緊急に解決しなければならない教育問題と認識されており、学校教育で最も重視すべきは人性教育だとの調査結果を指摘して (教育部 2014, p.1)、「寛容と配慮、協力などに基づ

いて暮らす幸福な社会を作るために、学校、家庭、地域社会が連携した人性教育の強化が必要」(教育部 2013a, p.1) とした。また、人性教育の中心徳目として、正直、責任、尊重、配慮、共感、コミュニケーション、協同の 7 つを挙げ¹、個人の道徳観や他者への感受性を育むとともに、共同体における社会関係資本の醸成を通して、教育基本法や教育課程に提示された「民主的な市民としての必要な資質を備え、人間らしい生活を営み、民主国家の発展と人類共栄の理想を実現することに資すること」が目指されている (教育部 2020, p.11)。

計画推進の根拠法となる「人性教育振興法」は、2015 年 7 月 20 日に施行された。現行法 (最終改正 2020 年 9 月 11 日施行) は全 22 条からなり、国や地方自治体の責任、人性教育総合計画の策定に関する事、教育プログラムの認証や人材育成とそれに対する予算措置に関する事に加え、「国民は、国家及び地方自治体が推進する人性教育に関する政策に積極的に協力しなければならない」(法第 5 条⑤) と、国民の責務についても言及されている。「教育部長官は、人性教育の効率的な推進のために大統領令で定める関係中央行政機関の長との協議及び第 9 条による人性教育振興委員会の審議を経て人性教育総合計画 (以下「総合計画」という) を 5 年ごとに樹立しなければならない」(法第 6 条) とされ、「人性教育振興法施行令」において、企画財政部、行政安全部、文化体育観光部、保健福祉部、女性家族部、その他教育部長官が法第 6 条第 1 項による人性教育の効率的な推進及び人性教育総合計画の樹立のために協議が必要と認める中央行政機関の長 (施行令第 2 条) と、連携協議して計画を作成することとされている。このことから、人性教育とその総合計画とは、単に学校教育政策にとどまらず、社会全体の雰囲気を変えようとする国民運動として展開することが企図されているといえるだろう。

2020 年 10 月 27 日に発表された現行計画である「第 2 次人性教育総合計画 (2021-2025)」では、

前計画である「第1次人性教育総合計画（2016-2020）」から、関連施策との関係性が明示され、推進体制の責任所在の明確化が図られるとともに、学校現場の業務負担の増大に配慮して、実施計画策定や教員研修に対する負担軽減、簡素化を容認する内容が盛り込まれている。その推進体系では、「未来社会を主導する人性能力を備えた民主市民の育成」というビジョンのもと、「責任ある社会参加のための市民的人性の啓発」という目標が掲げられている。そのためには、「学校教育課程内の人性教育の安定的定着」と「人性教育にやさしい学校環境づくり」が課題として挙げられている。学校には、「学校教育課程と連携して学校レベルの人性教育計画を樹立し、国家・自治体・地域社会の資源を積極的に活用し、教科、創意的体験活動を通して、正規教育課程を中心に人性教育を実施」することが求められている。

ただ、現場の教員からは、「ほとんどのプログラムが特定の学年に限定されているか、1回限りで持続性を担保できない」（教育部 2020、p.9）、「学校での人性教育は行事のような感じがしており、学校教育課程の運営において自然に人性が形成されるような政策が必要」（教育部 2020、p.6）といった、いわゆる「投げ込み教材」としての認識や扱いに問題意識が吐露されたり、児童・生徒の側からも、「人性教育の重要性は理解しており、参加の指導はあるが、学業に負担があるため限界がある」（教育部 2020、p.6）といった声が上がったりしている。홍원표（2013）は、「ほとんどの参加教師が学校奉仕活動の必要性に共感しながら学校教育課程の一部として奉仕活動を運営するのに肯定的で、実質的に奉仕を通じた生徒たちの人性涵養を奉仕活動の主要目的と考えている」（p.235）と指摘しており、そこには、人性教育の意義を見出しながら奉仕活動という学習方法を通して、学校教育課程のなかに埋め込みたいという葛藤をも読み取ることができる。

3. 大学における奉仕活動への関心の高まり

大学生のコアコンピテンシーを高める活動の一つとして大学生の奉仕活動が運営されており、韓国では1995年から教育課程の一つとして学生の奉仕活動が制度的に導入されて以降、急激に成長している（송민경 2018、p.500; 신민주 2021、p.4）。

韓国国内の大学の社会奉仕活動に対する関心と参加が急速に増進し始めたのは、概ね1990年代半ばからだと言われており、大学の社会奉仕活動が本格化した背景には、「5.31教育改革方案」と社会奉仕単位制の導入が挙げられる（韓国大学社会奉仕協議会 2009、p.1）。

1996年には韓国大学社会奉仕協議会が設立され、1990年半ばから一部の大学が社会奉仕単位制を導入・施行し、次第に多くの大学が教育課程の中に社会奉仕教科を開設・運営するようになり、大学生の社会奉仕活動を積極的に奨励・支援するようになった（韓国大学社会奉仕協議会 2009、p.1）。2002年からは多様な専攻分野と連携した奉仕学習が継続的に運営されている。

韓国大学社会奉仕協議会の調べでは、2007年度には、118の4年制大学、専門大学で、524科目が開講されていることが明らかになっている（韓国大学社会奉仕協議会 2009、p.3）。それが、2019年度には、208キャンパス（国公私立の大学、教育大学、専門大学）で、4,061科目・プログラムが開講され、のべ517,278名の学生が受講している（韓国大学社会奉仕協議会 2020）。単純に比較することはできないが、同年の大学数は約400校、学生数は約3,327千人なので、全学生の約6分の1にあたる規模で取り組まれており、多くの学生に奉仕活動の機会が開かれるようになったとみることができよう。内訳は、正課科目が1,121科目、のべ266,319名、課外プログラムが2,940プログラム、のべ250,959名となっており、いわゆる社会福祉や教育に関する科目や、奉仕活動そのものに主眼がある科目にとどまらず、まちづくり、農学、医学、歯学、薬学、看

護学、国際協力・開発、持続可能性、環境といったテーマを学ぶ科目に奉仕活動が埋め込まれているというものが散見され、専門分野に限らず、幅広く取り組まれていることが想起される。

また、現場と連携して、予備教師養成機関でも奉仕学習の必要性がいつそう強調され、国家レベルで教育奉仕制度が実施されている。2008年、教育科学技術部は、「教員資格検定令」を改訂し、予備教師を対象に教育実習の必須要件として教育奉仕に関する具体的な運営計画を策定し、60時間以上の実施を義務付けた（최미영, pp.119-120）。かくして、教員養成課程において、奉仕活動が必修となったのである。ただ、「教育奉仕は奉仕領域の一つで才能寄付形態であるが、教育奉仕教科の運営方法などは個別の大学の現場でそれぞれ運営されており」、過程を重視すべき学習活動である教育奉仕の運営としては十分ではない「単に活動実績を認める形態で運営されている」（신민주 2021, p.5）場合もみられるようだ。

4. 小括——サービス・ラーニングが求められる背景

ここまでみてきたように、1995年5月31日に当時の金泳三政権によって打ち出された「5.31教育改革方案」は、韓国高等教育史上非常に重要な意味を持つ教育改革案であり（尹敬勳 2019, p.22）、後に高等教育の行方を左右するようになる諸政策の多くがこれらの改革案に含まれている（小川佳万 2018, p.10）。この改革方案は、大学設置基準の準則主義化やその後の大学新設ブームとその後の大学教育構造調整に至る流れが注目されがちではある。

しかし、時を同じくして、初中等教育の現場では、奉仕活動が制度的に導入されるとともに、高等教育の現場では、韓国大学社会奉仕協議会が設立され、各大学でも社会奉仕教科目が制度的に導入され始めている。その眼目は、創意性や人性、地域社会の共同体意識の涵養であり、2013年に発

表された人性教育強化基本計画以降、人性教育政策の具現化が奉仕活動であるとみなされている。

他方で、人性教育を、一時のイベントやキャンペーン、一過性の取組とみる向きもあり（教育部 2013a, p.1；教育部 2014, p.1）、教科科目の取組と連携した人性教育の充実が求められているのも事実である（教育部 2020）。

そこで期待感を集めているのが奉仕学習、サービス・ラーニングであろう、との見立てが成立する。こうした視点に立つとき、박가나 (2014) の指摘は、重要である。すなわち、「韓国では、奉仕活動を学校教育に取り入れようとする試みが1990年代半ばから始まり、その後着実に学校教育課程の主要活動として提示されている。奉仕活動が学校教育に取り入れられ、自然に奉仕活動の持つ教育的意味に対する関心も高まっただけでなく、従来の奉仕活動とはまた違う意味で奉仕活動の効果を見出そうとする試みが注目されるようになった。すなわち、伝統的な奉仕活動は、奉仕の自発性に基づいて見返りを目的としない利他的な活動と理解され、この過程で奉仕が意図しなかった結果により、人性及び心理・社会的発達に関わる様々な教育的効果を得ることができると考える反面、奉仕活動を一つの教育的活動として投入し、より積極的かつ意図的に教育的効果を得ようとする試みがそれである。このような観点を反映した概念が奉仕学習 (Service-Learning) である」(p.28)。

さらに、박가나 (2014) は既存の教科科目との連携を視野に入れながら、「奉仕学習は民主市民の資質を育てる有用な教育方法かも知れない。民主市民教育は、学生が社会に関する一般的あるいは専門的な知識を総合的に習得することで、公共問題、ひいては社会の福祉問題を理解するようにする。」「これを基に実際の奉仕活動を遂行して社会の懸案問題を直接的ないし間接的に経験することができる奉仕学習は、社会現象に対する科学的思考能力、合理的な問題解決能力、意思決定能

力、市民参加能力など民主市民教育が要求する民主市民の資質を育てることができる効果的な教育モデルになる」(p.29)と指摘している。

以上のように、サービス・ラーニングは、人性教育と教科科目の学習とをつなぐ有効な教育方法論として期待されているといえる²。次章以降では、韓国におけるサービス・ラーニング研究論文の分析を通して、サービス・ラーニングをめぐる、何に注目が集まっているのか、教育政策の動向と関連付けながら検討していきたい。

Ⅱ. 調査研究の方法

1. 調査研究の方法

さて、本研究における調査研究の方法は、以下の通りである。

まず、分析対象となる論文リストの作成に当たっては、한국학술정보(주)(韓国学術情報(株))が提供する学術データベース「KISS (Korean studies Information Service System)」および한국교육학술정보원(韓国教育学術情報院)が提供する「학술연구정보서비스(学術研究情報サービス、RISS)」を用いた。それぞれのデータベースに対して、service-learningの一般的な韓国語訳である봉사학습(奉仕学習)、ないしservice-learningの韓国語表記である서비스러닝(サービス・ラーニング)を、論文題目ないしキーワードに含む論文を抽出した。その結果、2022年2月3日現在、KISSからは72編、RISSからは224編、のべ296編の論文が得られた。このうち、両方のデータベースに重複掲載された75編を整理して、計221編の論文リストを生成し、これを本研究における分析対象とした。

2. 倫理的配慮

本研究は、人を対象とする研究には当たらないため、研究倫理等の諸審査の対象とならないと考える。

Ⅲ. 経年変化からみる研究関心の変化

1. 研究内容の変化

分析対象として生成したデータベースに登録された論文には、どのようなものが含まれているのかをまず概括する。論文題目、キーワード、要旨を手掛かりとして、サービス・ラーニングの実践事例を中心とした「実践・事例研究」、サービス・ラーニングの理論やそれを要請する社会や政策枠組について論じた「理論・政策研究」、サービス・ラーニングの歴史や研究史を扱った「歴史・研究史研究」の3つに、研究内容を便宜的に大別した。第1図は、分析対象として生成したデータベースに登録された論文の発行年を経年的に研究内容別にみたものである。時系列で歴代政権と中等教育の各期の教育課程がわかるように示した。

これに拠れば、韓国におけるサービス・ラーニング研究論文の初出は、1992年の実践・事例研究であることがわかる。研究内容別では、実践・事例研究が173、理論・政策研究が44、歴史・研究史研究が4となっており、全体の78.3%が実践・事例研究となっている。経年的にみても、各年次で実践・事例研究の多さが目立っている。

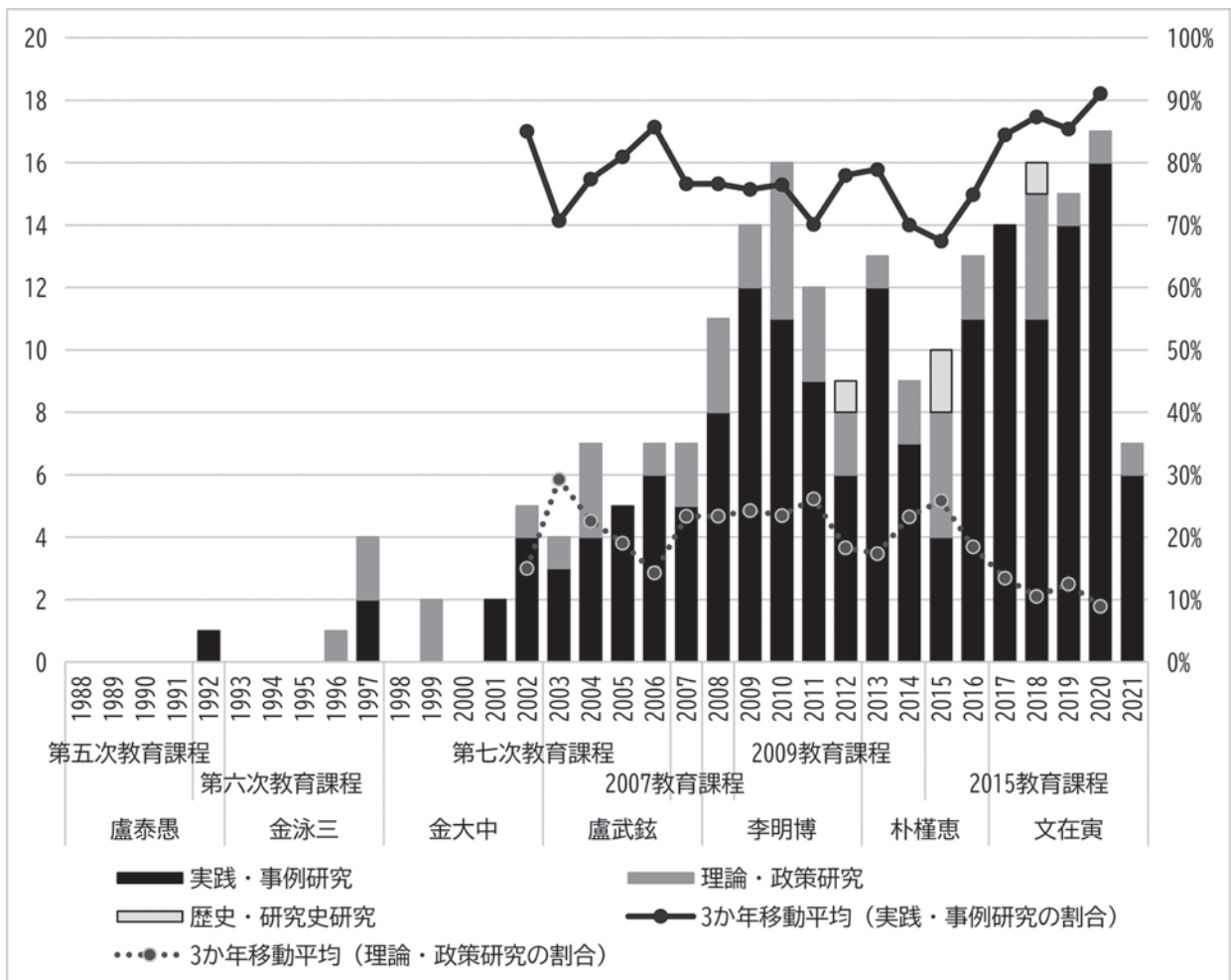
2000年までに8編の論文が発行されている。うち5編は理論・政策研究の論文であり、韓国においてサービス・ラーニングという理念がどのように位置づけられるのかが論じられた時期と考えられる。第六次教育課程から第七次教育課程の初期にあたるこの時期には、奉仕活動が「大領域」へと編成された時期であり、高等教育では、いわゆる「5.31教育改革方策」のもと、大学設置の規制緩和とそれに伴う大学入学定員の急激な増加、高等教育進学率の急伸の時期である。また、1997年のアジア通貨危機からの経済復興を目指した時期でもある。当時の金大中政権は、「BK21 (Brain Korea 21)」事業と展開し、研究拠点大学の重点化を推進する一方で、地方大学の特性化のための助成事業の展開や専門大学の特性化事業が開始される(文部科学省2021、p.336)。そう

した動きの中で、初中等教育、高等教育のいずれの現場においても、奉仕活動と教授・学習との接点を求めた時代だったことが示唆される。

2000年代に入ると、実践・事例研究の論文が多く著されるようになり、3か年移動平均の割合で、2006年の85.7%をピークとしつつ、2010年まで75%程度で推移している。この時期は、初中等教育は、第七次教育課程から2007教育課程、2009教育課程の時期にあたり、高等教育は、盧武鉉政権によって、2004年に「大学構造改革方案」が正式に確定された時期である。これは大学の特性化を促進するとともに、大学の統廃合を積極的に推し進めて類別化し、入学定員の削減を図るというものである（安東由則 2013, p.62）。よって、奉仕活動を教育課程の中に位置づけなが

ら実践していくことを模索していた初中等教育の現場と、教育の特性化を目指して奉仕活動に力を注いだ高等教育の現場とが実践・事例を積み重ねたものではないかと考えられる。なお、日本でも有名な Babara Jacoby らによる『Service-Learning in Higher Education: Concepts and Practices』（1996年）³の韓国語訳『대학교육과 봉사학습: 이론적 관점과 실제』が出版されたのは2008年であり、この時期に論文全体の発表数も増加していることから、時宜を得たものであっただろう。

その後、2010年代前半に論文発行数自体が減少するものの、2010年代後半にはまた増加に転じ、あわせて、実践・事例研究の論文の割合も増加し、2020年の3か年移動平均の割合で91.1%



第1図 韓国におけるサービス・ラーニング（奉仕学習）関係論文の経年推移（研究内容別）

となり、これまでの最高値となる。2009教育課程、2015教育課程にあたるこの時期は、人性教育強化基本計画、人性計画振興法が策定され、李明博政権による「CK (Creative Korea) 事業」実施された時期でもある。既述のとおり、홍원표が「実質的に奉仕を通じた生徒たちの人性涵養を奉仕活動の主要目的と考えている」と指摘する(2013、p.235)のは初中等教育の現場の観察からであるが、高等教育においても、「CK事業」採択事業に人性涵養を主要目的とした事業もみられるなど、人性教育が一つのエポックメイキングなイシューになっていたとみられる。

2020年代に入って2021年には6編の実践・事例研究の論文にとどまるが、これは、世界的なCOVID-19の流行、蔓延にともなうものであると考えられる。

2. 学習者への注目とその変化

(1) 学習者への注目

分析対象として生成したデータベースに登録された全221編の論文に共通しているのは、学習者をめぐる論文であるということである。これは、前節でみた研究内容別にみても、実践・事例研究の論文はもとより、理論・政策研究においても、学習者を中心とした議論が展開されている、あるいは、それに限定されているということである。歴史・研究史研究においても、たとえば、教育課程における奉仕活動の変遷を追いつつも、あくまで児童・生徒を学習者として措定し、彼らへの効果に注目した論が展開されており(박가나 2012; 박승희・전상신・박지연 2015; 조영남 2018)、教員をはじめ学校現場への影響にはふれられていないことは象徴的である。

比較教育的にみれば、これは韓国のサービス・ラーニング研究の現時点における特徴といえるかもしれない。翻って、わが国のサービス・ラーニング研究では、学習者をめぐる研究が圧倒的に多いものの、それ以外のステークホルダーに関する

研究も、少ないながらも存在する⁴。韓国におけるサービス・ラーニング研究においては、教員や、学校現場や組織、地域社会に対する影響に関する研究が、今後取り組まれることが予想されるテーマといえるだろう⁵。

(2) 関心対象となる学習者の変化

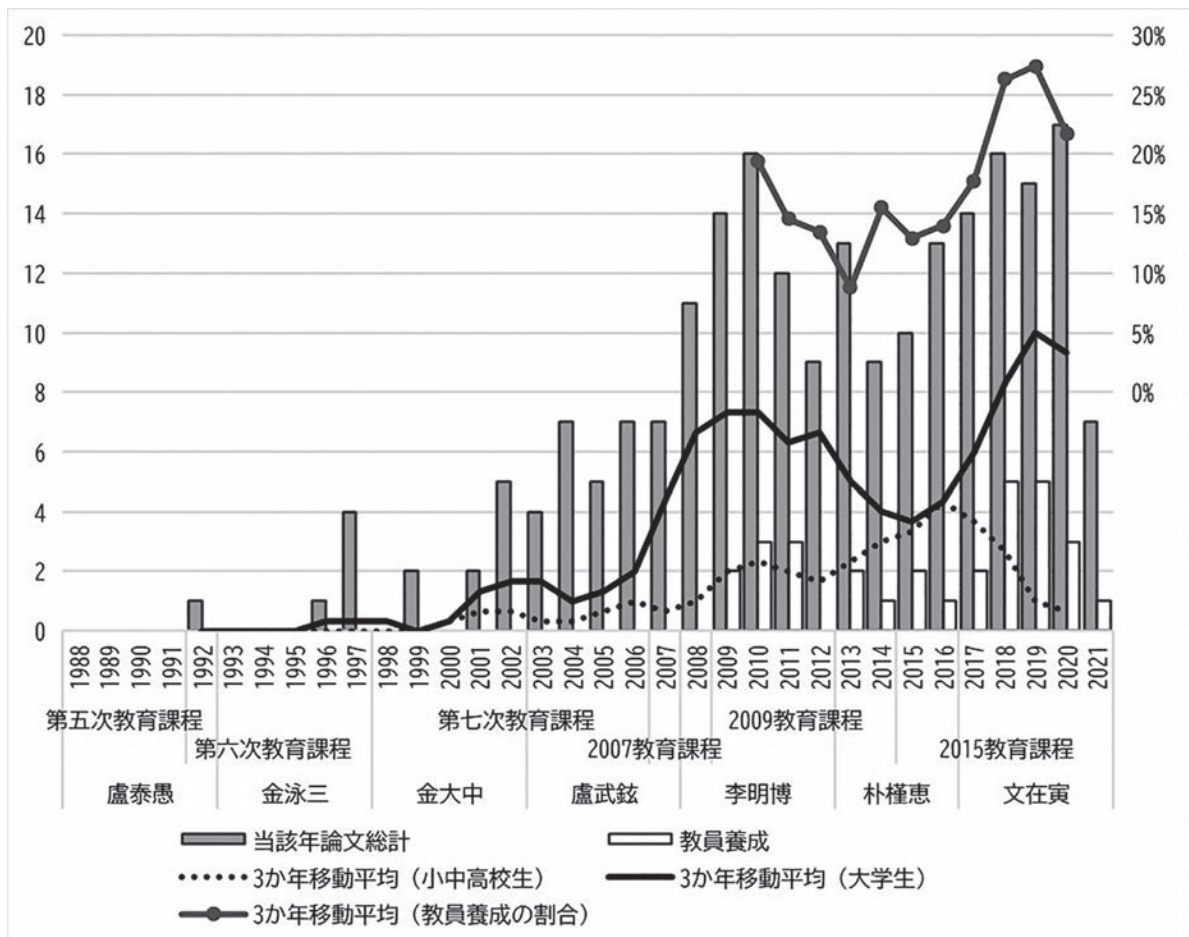
前節と同様、論文題目、キーワード、要旨を手掛かりとして、学習者の校種を特定し、とくに多かった大学生(学生)については、可能な場合は学系まで特定した。第2図は、学習者の校種別3か年移動平均編数と、「教員養成系」学生を学習者とした論文編数を示したものである。

これに拠れば、経年的に一貫して、学生を学習者とした論文が、小・中・高等学校の児童・生徒のそれよりも卓越している。学生を対象とした論文は、各年次ともおおむね全論文の約半数程度であり、その半分、すなわち、全論文の約4分の1程度が、児童・生徒を対象とした論文だといえる。翻って、わが国のサービス・ラーニング研究においては、圧倒的に学生を対象とした論文が多く、児童・生徒を対象とした論文はそれほど多くない⁶。韓国のサービス・ラーニング研究のほうに、多様な学習者に対してまなざしが注がれているといえるのではないか。

また、学生を対象とした論文の約半数が、教員養成系の学生を対象にしたものである。これらの論文では、論文題目ないしキーワードに「예비교사(予備教師)」が含まれていることが多い。しかも、예비교사에焦点化した論文は、2009年以降のみにみられる。2010年代前半は、3か年移動平均の割合が10%前後で推移しているが、2010年代後半には、20%程度に増加している。このことは、先述のとおり、韓国における教員養成課程の制度変更が影響しているものとみられる。すなわち、2009年から教職科目で「教員資格検定令」が改正され、教員資格証を取得しようとする場合には、学期当たり合計60時間以上の

奉仕活動からなる教育奉仕教科 2 単位を必ず履修しなければならなくなったのである (신민주 2021, p.5)。小学校教員を養成する「教育大学」や、中・高等学校教員を養成する「一般大学」の教員養成課程においては、教育奉仕教科のための教育

奉仕活動の開発が急務となった。このことが、大学の教員養成課程におけるサービス・ラーニング実践が量的に拡大させ、それにかかわる実践・事例研究が増加したものとみられる。



第2図 韓国におけるサービス・ラーニング (奉仕学習) 関係論文の経年推移 (学習者の校種別)

IV. 要旨の形態素解析からみる研究関心の深層

前章では、分析対象として生成したデータベースに登録された論文の関心を研究の種類と学習者の変化に着目して、時系列で概括してみた。

本章では、論文要旨に形態素解析を施して、研究関心の構造の変化をみていこうと思う。本稿で分析対象として生成したデータベースに登録された論文のうち、韓国語の要旨を取得できたものは、221 編中 161 編であった。これらの要旨に形態素解析を施す。用いた解析ソフトは、KH Coder

version 3.Beta.04a⁷である。

すべての要旨を含んだデータベースに KH Coder により前処理を施した結果、含まれる文は 1,149、総抽出語数は 50,623、異なり語数は 2,770 であった。今回の解析では、全品詞のうち、名詞のみを検討の対象としたところ、使用される総抽出語は 19,187、異なり語数は 1,778 となった。

1. 関連語検索

第 1 表は、各教育課程期間の別に論文要旨に

登場する関連語を、Jaccard 係数の高いものから 10 語抽出したものである。なお、分析そのものは、韓国語で行っているが、下表は筆者が邦訳をあてたものである。なお、各教育課程時期に公開された論文数は、それぞれ、2007 教育課程以前の期間（2008 年以前）が 56、2009 教育課程の期間（2009-2014 年）が 73、2015 教育課程の期間（2015-2021 年）が 92 であり、うち、論文要旨データを取得できた論文は、それぞれ、2007 教育課程以前の期間が 26、2009 教育課程の期間が 53、2015 教育課程の期間が 82 である。

これに拠れば、3つの教育課程時期のすべてに共通する語は見られなかった。2007 教育課程以前の期間と 2015 教育課程の期間とで「効果（효

斗）」が、2009 教育課程の期間と 2015 教育課程の期間とで「研究（연구）」、「学生（학생）」、「教師（교사）」が、それぞれ共通する語としてみられ、2007 教育課程以前の期間と 2009 教育課程の期間とでは、共通する語は見られなかった。

2007 教育課程以前の期間と 2015 教育課程の期間で共通にみられた「効果」は、「大きさ(크기)」、「肯定(긍정)」、「検証(검증)」といった語に結び付きやすい傾向にあることが、KWIC コンコーダンスとコロケーション統計の結果から分かっている。このことから、効果の量や質を検証したり、肯定的な態度特性変化といった効果への期待が記述されたりしたのではないかと示唆される。

第 1 表 各教育課程時期の関連語検索の結果

| 2007教育課程以前 | | 2009教育課程 | | 2015教育課程 | |
|------------|------|----------|------|----------|------|
| 奉仕 | .172 | 研究 | .199 | 研究 | .304 |
| 学習 | .151 | 活動 | .191 | 教育 | .294 |
| 青少年 | .132 | 参加 | .154 | 学生 | .167 |
| 資源 | .129 | 学生 | .138 | 結果 | .167 |
| 社会 | .127 | 教師 | .108 | 分析 | .145 |
| 老人 | .107 | 方法 | .077 | 課程 | .144 |
| 共同体 | .092 | 活用 | .076 | 経験 | .141 |
| 市民 | .086 | 予備 | .076 | プログラム | .133 |
| 効果 | .084 | 提示 | .066 | 教師 | .123 |
| 実践 | .079 | 関連 | .064 | 効果 | .118 |

2009 教育課程の期間と 2015 教育課程の期間で共通にみられた「研究」は、「結果(결과)」、「目的(목적)」、「参加(참여)」といった語に、「学生」は、「障がい(장애)」、「不振(부진)」、「参加」といった語に、「教師」は、「予備(예비)」、「幼児(유아)」、「初等(초등)」といった語に、それぞれ結び付きやすい傾向にあることが、KWIC コンコーダンスとコロケーション統計の結果から分かっている。研究については、要旨では、研究の結果や目的、研究への参加について述べられていることが多いが、そのことが反映されているものとみられる。学生については、障がい学生や不振学生といった学生の種類に関する記述や、学生の参加に

ついで記述がみられたものとみられる。教師については、教員養成課程の学生である幼児教育や初等教育の予備教師についての記述がみられたものとみられる。これらのことから、参加する学生の属性について、細分化された研究が多くみられたのではないかと示唆される。

また、この時期は、人性教育振興法が成立するなど、初中等教育を中心に人性教育への注目が高まった時期でもある。また、この時期の論文には、サービス・ラーニングの学習者、享受者⁸の両方に、障がい児童・生徒・学生が登場する論文(김라경・Michelle Bonati・강종구 2013; 변관석 2016; 권현수・박승희 2016; 이현주・박승희

2017) が散見されている。また、同時期の「第4次特殊教育発展5か年計画(2013-2017)」では、「障がい学生の教育機会の拡大と質の向上のための特殊教育条件の大幅拡充」(教育部 2013b, p.19) がうたわれている。

ただ、朴槿恵政権の晩期(2017年5月)に出された「統合教育実行ガイドブック」は、「特殊教育対象の学生の70%以上が一般学校で統合教育を受けているにもかかわらず、現場の教師たちは依然として統合教育の実行について次のような困難と憂慮を訴えて」おり、「私のクラスに障がい学生がいても何もしてあげることができません。一体私に何ができるのか」、「特殊学級があるのに障がい学生が、あえてどうしてうちのクラスに来なければならないのか」といった現場教員の声に憂慮の念を示している(教育部・世宗特別自治市教育庁 2017, p.1)。特別な支援を必要とする児童・生徒・学生との統合教育が進むなかで、統合学級で実践されるサービス・ラーニングの効果について、非障がい児童・生徒・学生に与える効果に限定的に着目した研究(권현수・전상진・박지연 2016; 최승숙・김은하 2017)も多く、実践・事例研究が障がい児童・生徒・学生のエンパワーメントにつながっているかといえ、十分ではないのが現状ではなかろうか。少なくとも、障がい児童・生徒・学生に関するサービス・ラーニング研究が、この時期に集中的に見られるのは、当該時期の特徴ということではできらう。

次に、各教育課程期間に特徴的にみられた語をみていく。

2007年教育課程以前の期間では、「奉仕(봉사)」、「学習(학습)」、「青少年(청소년)」、「資源(자원)」、「社会(사회)」、「老人(노인)」、「共同体(공동체)」、「市民(시민)」、「実践(실천)」の9語が独自の語としてみられた。「奉仕」は、「学習」、「資源」、「活動(활동)」といった語に、「学習」は、「プログラム(프로그램)」、「参加(참여)」といった語に、「青少年」は、「発達(발달)」、「後(후)」、「一般(일

반)」といった語に、「資源」は、「活動」、「奉仕」、「奉仕者(봉사자)」といった語に、「社会」は、「地域(지역)」、「大学(대학)」、「資本(자본)」といった語に、「老人」は、「牧会(목회)」、「資源」、「連関(연관)」といった語に、「共同体」は、「世帯(세대)」、「意識(의식)」、「涵養(함양)」といった語に、「市民」は、「民主(민주)」、「サービス(서비스)」、「市民」といった語に、それぞれ結び付きやすい傾向にあることが、KWIC コンコーダンスとコロケーション統計の結果から分かっている。

このことから、他の政権時期に比べて、学校種別の論議よりも、青少年や高齢者といった世代に関する語がみられること、市民や共同体といった米国のサービス・ラーニング理論においては、市民性教育やコミュニティ・エンゲージメントが重視されていることを反映した語がみられること、牧会や資源といった既存の資源を活用することが念頭にされたとうかがえること、などから、米国のサービス・ラーニング理論を忠実に取り入れながら、韓国の文脈にどのように適用できるのかが検討されたのではないかと推察される。実際、前章で見たように、この時期は、理論・政策研究の割合が比較的高く、韓国の教育制度にサービス・ラーニングがどのように適用可能かが論議されたものとみられることを確認したことと重なるといえる。

2009教育課程の期間では、「活動(활동)」、「参加(참여)」、「方法(방법)」、「活用(활용)」、「予備(예비)」、「提示(제시)」、「関連(관련)」の7語が独自の語としてみられた。「活動」は、「奉仕(봉사)」、「資源(자원)」、「教育(교육)」といった語に、「参加」は、「奉仕(봉사)」、「活動」、「学生(학생)」といった語に、「方法」は、「教授(교수)」、「研究(연구)」、「内容(내용)」といった語に、「活用」は、「叙事(서사)」、「文学(문학)」、「余暇(여가)」といった語に、「予備」は、「教師」、「幼児(유아)」、「初等(초등)」といった語に、「提示」は、「提言(제언)」、「示唆点(시사점)」、「方向(방향)」といった語に、「関連」は、「社会福

祉(사회봉사)」、「論文(논문)」、「教科目(교과목)」といった語に、それぞれ結びつきやすい傾向にあることが、KWIC コンコーダンスとコロケーション統計の結果から明らかとなっている。

この時期は、2007年のリーマンショック以降、20歳代の失業率が高止まりの状態が続き、大学を卒業しても仕事に就けない若者が多く、高等教育進学率が低下した時期でもある⁹。また、先述のように、李明博政権の時代に出された大学の特性化事業である「CK事業」においても、人性教育を主旨としたプロジェクトの採択が散見されている(教育部 2016)。これらから、産業界や地域社会と結びついた教育改革が、大学の特性化として地方私立大学を中心により一層進み、授業改善や事業効果に注目が集まったのではないかと推察される。さらに、先述のように教員養成課程における学校奉仕活動に関する科目が必修化されたのもこの時期であり、各校種の予備教師に関する実践・事例研究が重ねられたこともうかがえる。

2015教育課程の期間では、「教育(교육)」、「結果(결과)」、「分析(분석)」、「課程(과정)」、「経験(경험)」、「プログラム(프로그램)」の6語が独自の語としてみられた。「教育」は、「課程」、「奉仕(봉사)」、「活動(활동)」といった語に、「結果」は、「分析」、「研究(연구)」、「次(다음)」といった語に、「分析」は、「結果」、「資料(자료)」、「内容(내용)」といった語に、「課程」は、「教育」、「教科(교과)」、「連携(연계)」といった語に、「経験」は、「学習(학습)」、「奉仕」、「活動」といった語に、「プログラム」は、「開発(개발)」、「奉仕」、「学習」といった語に、それぞれ結びつきやすい傾向にあることが、KWIC コンコーダンスとコロケーション統計の結果から明らかとなっている。

この時期は、大学生をサービス・ラーニングの学習者とする、かつ、教員養成課程での実践・事例研究が増加した時期である。そのことと重ね合わせると、奉仕活動や奉仕学習の経験を取り入れたプログラム開発に関する研究、とりわけ、教員

養成課程における人性教育や統合教育への対応を視野に入れたプログラム開発に関する研究(たとえば、박영미 2018; 김라경・안예지 2020)が多くみられたことが示唆される。

以上のように、各教育課程期間の別に関連語検索を施したところ、各期において以下のような特徴がみられた。すなわち、2007年教育課程以前の期間は、米国のサービス・ラーニング理論を韓国の文脈でどのように適用可能かが模索され、2009教育課程の期間には、大学の特性化事業を背景に、サービス・ラーニング実践の導入に伴う授業改善や事業効果に注目が集まり、2015教育課程の期間にかけては、人性教育や統合教育に対する関心が高まり、また、教員養成課程における人性教育や統合教育への対応を視野に入れたプログラム開発が増加した、というものである。

2. 対応分析

次に、論文要旨に登場する語が構成する言語空間において、各教育課程の期間に公刊された論文はどのように布置されるのであろうか。第3図は、KH Coderの対応分析機能を用いて、出現回数25回以上の語を対象に、その分布を表示したものである。なお、布置された語数は160、軸の説明率は、それぞれ、第1軸が71.65%、第2軸が28.35%である¹⁰。

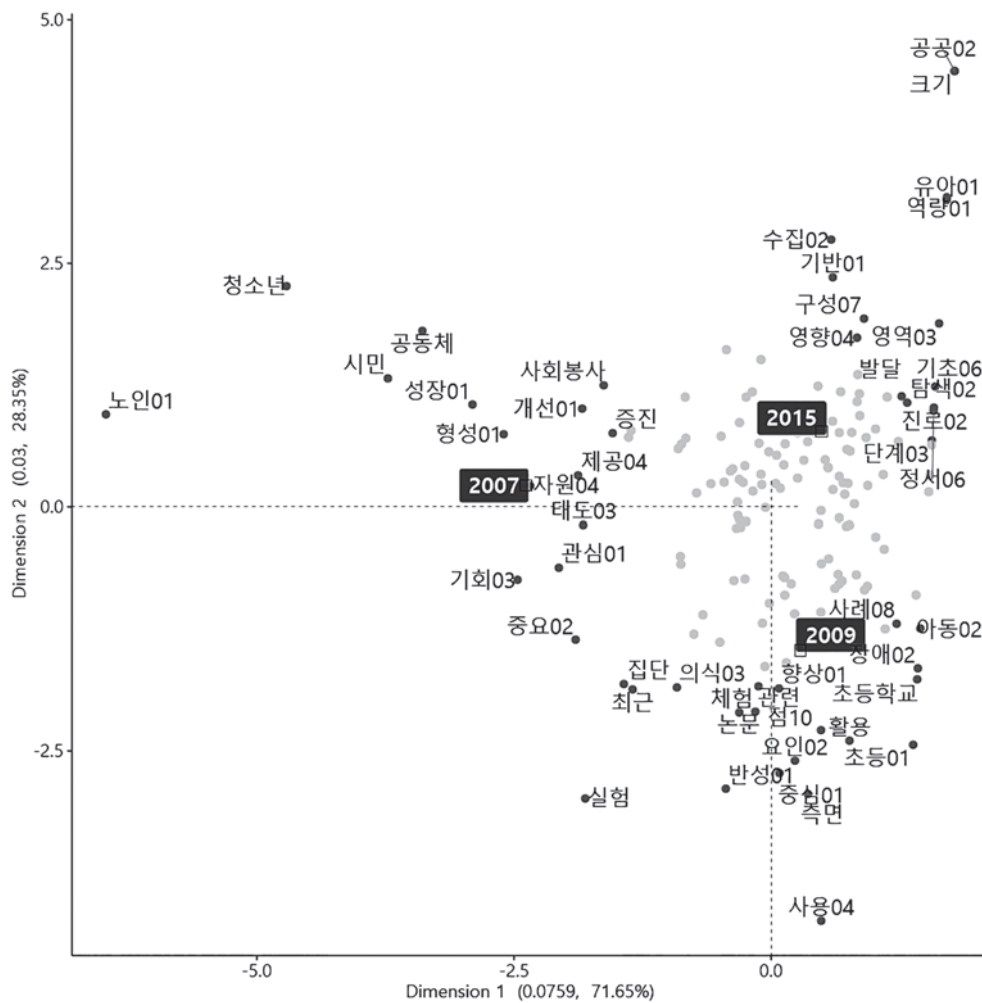
これに拠れば、座標空間の原点を重心として、各教育課程の期間に公刊された論文(の重心)が、二等辺三角形をなすように布置されている。このことから、各教育課程の期間にそれぞれ特徴的な語の構成があることが推察される。なお、各教育課程の期間のプロットに近接している語ほど、その期間の論文要旨に登場しやすいと考えることができ、当該三角形の重心に近いほど、各教育課程の期間に普遍的に登場する語であるといえる。

当該三角形の重心に近いほうから10語をみると、「봉사(奉仕)」、「요소(要素)」、「방안(方

案)、「학습 (学習)」、「지속 (持続)」、「대학 (大学)」、「조사 (調査)」、「제도 (制度)」、「개인 (個人)」、「다양 (多様)」である。これらから、各教育課程の期間に普遍的にみられるのは、大学におけるサービス・ラーニング (奉仕学習) の持続化のための制度や方法、多様な個人の考えや力量の育成、また、個人面談 (インタビュー) による調査の実施、についてふれられた論文であることが示唆される。

2007 教育課程以前の期間は、「자원 (資源)」、「제공 (提供)」、「형성 (形成)」、「태도 (態度)」、「관심 (関心)」といった語が近接している。「資源」は、「활동 (活動)」、「봉사 (奉仕)」といった語に、「提供」

は、「기회 (機会)」、「자료 (資料)」といった語に、「形成」は、「자본 (資本)」、「네트워크 (ネットワーク)」といった語に、「態度」は、「변화 (変化)」、「긍정 (肯定)」といった語に、「関心」は、「단적 (端的)」、「희망자 (希望者)」といった語に、それぞれ結びつきやすい傾向にあることが、KWIC コンコーダンスとコロケーション統計の結果から明らかとなっている。この期間の論文では、既存の資源を活用した奉仕活動の機会の提供や、社会関係資本の形成、活動を通じた態度特性の肯定的変化への期待感を論じたものがみられたことが示唆される。



第3図 言語空間における各教育課程期間の別に見た論文の分布

□の数字は教育課程を示す。語は原点から遠いもののみを表示。
また、語の末尾の数字は、HanDic の同音異義語識別子である。

2009 教育課程の期間は、「목표 (目標)」、「제시 (提示)」、「개념 (概念)」、「향상 (向上)」、「통합 (統合)」といった語が近接している。「目標」は、「내용 (内容)」、「달성 (達成)」といった語に、「提示」は、「제언 (提言)」、「시사점 (示唆点)」といった語に、「概念」は、「유사 (類似)」、「추상 (抽象)」といった語に、「向上」は、「질 (質)」、「삶 (人生)」といった語に、「統合」は、「학급 (学級)」、「환경 (環境)」といった語に、それぞれ結びつきやすい傾向にあることが、KWIC コンコーダンスとコロケーション統計の結果から明らかとなっている。この期間の論文では、類似概念や抽象概念を実践・事例研究から抽出し、そこから得られる示唆からの提案の提示、目標の内容やその達成をめぐる、人生の質の向上を目指したり、障がい児童・生徒・学生との統合学級や統合環境で実践したりすることを論じたものがみられたことが示唆される。

2015 教育課程の期間は、「질 (質)」、「내용 (内容)」、「지도 (指導)」、「가능 (可能)」、「개발 (開発)」といった語が近接している。「質」は、「향상 (向上)」、「삶 (人生)」といった語に、「内容」は、「구성 (構成)」、「목표 (目標)」といった語に、「指導」は、「부진 (不振)」、「일대일 (一対一)」といった語に、「可能」は、「모색 (模索)」、「제안 (提案)」といった語に、「開発」は、「프로그램 (プログラム)」、「모형 (モデル)」といった語に、それぞれ結びつきやすい傾向にあることが、KWIC コンコーダンスとコロケーション統計の結果から明らかとなっている。この期間の論文では、成績不振児童・生徒・学生に対するサービス・ラーニング活動の取組など、モデル・プログラムの開発を目指して、目標の内容や活動内容の構成など、さまざまな可能性を模索し提案されたものがみられたことが示唆される。

以上のように、各教育課程期間の別に対応分析を行ったところ、各期において以下のような特徴がみられた。すなわち、2007 教育課程以前の期

間では、奉仕活動の機会の提供やその効果に関する議論がなされ、2009 教育課程の期間では、実践・事例研究から帰納的に概念の形成と抽出が目指され、2015 教育課程の期間では、プログラム開発を目指して目標設定や活動内容について様々な可能性が模索された、というものである。

3. 共起ネットワーク

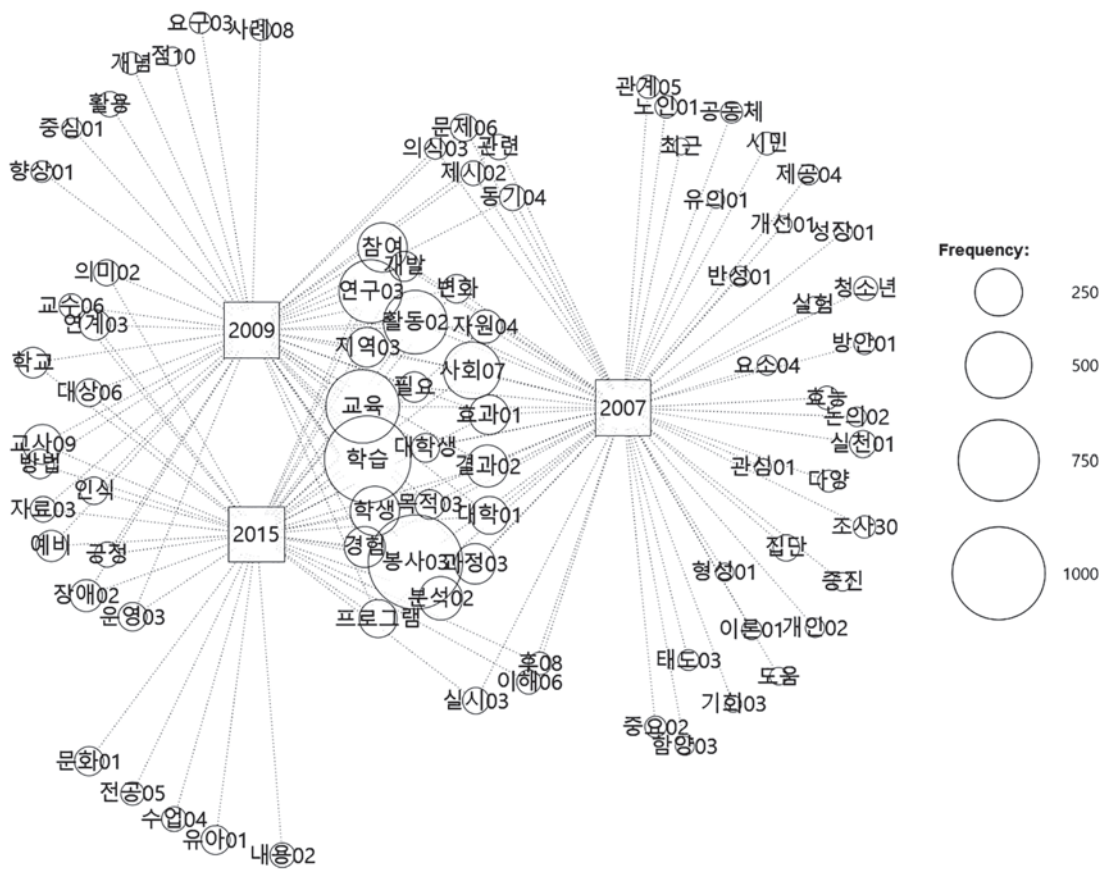
次に、各教育課程の期間に公刊された論文の要旨に特徴的に用いられている語をみとめる。第4図は、KH Coder の共起ネットワーク機能を用いて、出現回数 25 回以上の語を対象に、Jaccard 係数の上位 150 語に限って描画した共起ネットワーク図である。図中、円の大きさは出現回数に対応しており、3つの教育課程期間の別に対応する語が示されており、2つ以上の教育課程の期間に共起するものは、それぞれと結び付いている。

3つの教育課程の期間に共通して共起する語は、総出現回数順に、「봉사 (奉仕)」、「학습 (学習)」、「교육 (教育)」、「활동 (活動)」、「연구 (研究)」、「사회 (社会)」、「참여 (参加)」、「학생 (学生)」、「분석 (分析)」、「결과 (結果)」、「경험 (経験)」、「과정 (課程)」、「지역 (地域)」、「효과 (効果)」、「프로그램 (プログラム)」、「대학 (大学)」、「자원 (資源)」、「필요 (必要)」、「개발 (開発)」、「목적 (目的)」、「변화 (変化)」、「대학생 (大学生)」の 22 語である。これらの語は、3つの教育課程の期間に共通して論文要旨で多くみられる語ということであるので、韓国のサービス・ラーニング研究論文に通底する潜在的関心事項が含まれているとみることができる。これらの語からは、いふならば、韓国のサービス・ラーニング研究は、これまで、地域社会における資源を活用しながら、経験教育活動のプログラムを開発していく必要があり、課程・カリキュラムとの整合や、学生の変化といった目的を掲げながら、効果の分析を行い、その結果を積み上げていく研究が進められてきた、ということが示唆されよう。

次に、2つの教育課程の期間に共通して共起する語についてみる。

2007教育課程以前の期間と2009教育課程の期間とに共通して共起する語は、総出現回数順に、「문제 (問題)」、「동기 (動機)」、「관련 (関連)」、「제시 (提示)」、「의식 (意識)」の5語である。各語のKWICコンコーダンスとコロケーション統

計を参照すれば、2009教育課程以前に公刊された論文に通底するのは、地域社会の問題の解決や、共同体に対する意識や責任感の涵養、公共の目的に対する動機づけについて、示唆される点や方向性を提示しようとする研究が進められてきた、ということが示唆されよう。



第4図 各教育課程期間の別にみた共起ネットワーク

□の数字は教育課程を示す。語の末尾の数字は、HanDicの同音異義語識別子である。

2009教育課程の期間と2015教育課程の期間とに共通して共起する語は、総出現回数順に、「교사 (教師)」、「장애 (障がい)」、「예비 (予備)」、「학교 (学校)」、「연계 (連携)」、「방법 (方法)」、「운영 (運営)」、「대상 (対象)」、「인식 (認識)」、「의미 (意味)」、「자료 (資料)」、「긍정 (肯定)」、「교수 (教授)」の13語である。これらの語からは、2009教育課程以降に公刊された論文に通底する

のは、学校と連携した教員養成課程における教育奉仕活動の運営方法や、障がい児童・生徒・学生を対象としたサービス・ラーニングを通じた学習者の態度特性の肯定的な変化、これらに関する教授法を改善するためのサービス・ラーニング、に関する研究が進められてきた、ということが示唆されよう。

2007教育課程以前の期間と2015教育課程の

期間とに共通して共起する語は、総出現回数順に、「실시 (実施)」、「이해 (理解)」、「후 (後)」の3語である。各語の KWIC コンコーダンスとコロケーション統計を参照すれば、それぞれの期間に公刊された論文に通底するのは、概念理解を深めるために質問紙調査による検定が実施されるなどした研究が進められてきた、ということが示唆されよう。

次に、各教育課程の期間にのみ共起する語について試みる。

2007 教育課程以前の期間に共起する語は、総出現回数順に、「실천 (実践)」、「집단 (集団)」、「청소년 (青少年)」、「관계 (関係)」、「효능 (効能)」、「시민 (市民)」、「노인 (老人)」、「조사 (調査)」、「다양 (多様)」、「공동체 (共同体)」、「중요 (重要)」、「방안 (方案)」、「태도 (態度)」、「제공 (提供)」、「반성 (反省)」、「요소 (要素)」、「이론 (理論)」、「논의 (議論)」、「개인 (個人)」、「함양 (涵養)」、「증진 (増進)」、「성장 (成長)」、「형성 (形成)」、「도움 (助け)」、「유의 (留意)」、「개선 (改善)」、「관심 (関心)」、「기회 (機会)」、「실험 (実験)」、「최근 (最近)」の30語である。これらの語からは、この期間に公刊された論文では、サービス・ラーニングは、共同体意識や市民意識を涵養し増進し、実践コミュニティを形成し、省察を促すことで態度特性の変化や成長がみられ、学習者は青少年だけでなく高齢者など多様な可能性があること、そのために、機会の提供するための実験的な取組が行われ、改善や留意の助けになるような知見が得られる研究が進められてきた、ということが示唆されよう。

2009 教育課程の期間に共起する語は、総出現回数順に、「활용 (活用)」、「개념 (概念)」、「요구 (要求)」、「향상 (向上)」、「사례 (事例)」、「중심 (中心)」、「점 (ポイント)」の7語である。各語の KWIC コンコーダンスとコロケーション統計を参照すれば、この期間に公刊された論文では、既存の資源を活用し、時代の要請に応え、質的な

向上を目指し、テキスト中心、学校中心の教育から、体験中心の教育に、サービス・ラーニングの意義のポイントがあるといった研究が進められてきた、ことが示唆されよう。

2015 教育課程の期間に共起する語は、総出現回数順に、「문화 (文化)」、「유아 (幼児)」、「내용 (内容)」、「수업 (授業)」、「전공 (専攻)」の5語である。各語の KWIC コンコーダンスとコロケーション統計を参照すれば、この期間に公刊された論文では、たとえば、幼児教育などの専攻の教育内容と連携したサービス・ラーニングの実践の報告とともに、サービス・ラーニングの学習者としての幼児の可能性をめぐって、文化に対する認識や感受性を早期に高めることができるという文化教育面での意義を唱える研究 (이경화・김정숙 2015) が進められてきた、ことが示唆されよう。

以上のように、各教育課程期間の別に共起ネットワーク図を描いてみたところ、各期において以下のような特徴がみられた。すなわち、2007 教育課程以前の期間では、共同体意識や市民意識を涵養し、実践コミュニティを形成するサービス・ラーニングの可能性が示され、2009 教育課程の期間では、時代の要請に応えた体験中心の教育手法としてのサービス・ラーニングの意義が示され、2015 教育課程の期間では、小学生以降のみならず、修学前教育におけるサービス・ラーニングの可能性を見出そうとしたものが現れた、というものである。

V. まとめに代えて

本稿では、韓国におけるサービス・ラーニング研究の研究関心の変遷について、教育政策の動向との関連で検討すべく、1990年代以降の韓国の関連する教育政策を概括し、公刊されている韓国のサービス・ラーニング研究論文の要旨に自然言語分析を施し、その関心の潜在因子を探ってみた。

まず、1990年代以降の韓国の関連する教育政

策の概括からは、サービス・ラーニングには、人性教育と教科科目の学習とをつなぐ有効な教育方法論として期待が寄せられているとみることができると指摘した。

次に、論文の特徴を経年的に概括したところ、1992年の実践・事例研究を皮切りに、これまで221編の論文がみられ、その多くが、実践・事例研究に関するものであった。1995年の「5.31教育改革方策」以降、高等教育では大学の特性化が促進され、初中等教育では、各教育課程において人性教育が推進されてきた。そのことを反映して、2000年代までの論文では、初期の理論・政策研究を除けば、実践・事例研究が、学習対象と奉仕活動内容の細分化させながら、精緻化の方向に研究が進められたことが示唆される。2009年以降は、「教員資格検定令」の改正に伴う教員養成課程における教育奉仕活動科目の必修化の影響とみられる、教員養成課程における実践・事例研究の顕著な増加がみられた。2010年代の論文では、とくに、2013年の「人性教育強化基本計画」、2015年の「人性教育振興法」の施行以降、初中等教育でも高等教育でも人性教育が一つのムーブメントになっていたことが示唆される。さらに、本邦研究と比較して、学習者への注目が、韓国サービス・ラーニング研究の特徴といえることが指摘された。一方、サービス享受者や地域社会、教員や学校組織に対する影響に関する研究は少なく、今後の研究の展開が待たれる領域といえるであろう。

さらに、形態素解析により得られた関連語検索、対応分析、共起ネットワークの結果からは、各教育課程の期間に公刊された論文の特徴を看取することができた。すなわち、これまでの韓国のサービス・ラーニング研究論文に通底するのは、地域社会における資源を活用しながら、経験教育活動のプログラムを開発していく必要があり、課程・カリキュラムとの整合や、学生の変化といった目的を掲げながら、効果の分析を行い、その結果を

積み上げていく研究が進められてきたということであろう。また、2007年教育課程以前の期間は、米国のサービス・ラーニング理論を韓国の文脈でどのように適用可能かが模索され、共同体意識や市民意識を涵養し、実践コミュニティや社会関係資本の形成に寄与するといった奉仕活動の機会の提供やその効果に関する議論、ないしはサービス・ラーニングの可能性が示された。米国のサービス・ラーニングを韓国に「輸入」し、初中等教育および高等教育の各校種において定着させるための地歩を固めた期間であったといえるであろう。2009教育課程の期間には、大学の特性化事業を背景に、サービス・ラーニング実践の導入に伴う授業改善や事業効果に注目が集まり、時代の要請に応えた体験中心の教育手法としてのサービス・ラーニングの意義が示され、実践・事例研究から帰納的に概念の形成と抽出が目指された。いわば、「韓国型サービス・ラーニング」とはどのようなものが模索され始めた期間であったといえるであろう。2015教育課程の期間には、人性教育や統合教育に対する関心が高まり、また、教員養成課程における人性教育や統合教育への対応を視野に入れたプログラム開発が増加した期間であり、目標設定や活動内容について様々な可能性が模索され、ついには、就学前教育におけるサービス・ラーニングの可能性を見出そうとしたものがみられた。「韓国型サービス・ラーニング」のモデル・プログラム開発が積極的に行われた期間ともいえるであろう。

もちろん、人性教育と奉仕活動を結びつけようとする、サービス・ラーニングの推進に対して、批判的議論がないわけではない。たとえば、김미란（2020）は、これらの動きを行き過ぎた新自由主義をかえって助長するものだとして、「[「人性教育」、「市民教育」などの概念は、その内容と性格に対する多様な観点からの論議よりは、制度を構築するための手続と体系、組織構造などにのみ関心を傾け]、「この間、奉仕活動は青少年の入試

と連携して義務化され、労働市場では就職の必須要件として活用されている。奉仕は、こんにち、「自発性」という本来の趣旨を無色にするほど素早く、青少年たちの人生に不可欠なものとなった。」もはや、「彼らの奉仕活動参加を以前のそれと同様のものとみることが難しい。」と手厳しい。こうした批判をめぐっては、稿を改めて検討したい。

また、本稿では、教育課程の別に分析を進めた。だが、韓国の教育政策は、大衆迎合的で政権間を通した一貫性に乏しいとの指摘もある¹¹。2021年には、2022教育課程が発表されており、2022年から順次実施されていくことになっている。また、2022年には、大統領選挙があり、保守系の尹錫悦氏が第20代大統領となり、5年ぶりの政権交代となった。こうした動きを勘案すれば、新しい教育課程下での人性教育や奉仕活動の定位により、サービス・ラーニングの在り方や求められる方法論にも変化がみられるとも考えられる。他方で、米国サービス・ラーニングの歴史を重ね合わせれば、米国において、共和党、民主党のいずれの政権下においても、意図や方法は異なるにせよ、推進されてきた歴史があり¹²、本稿で確認した範囲に限っても、韓国においても、保守系、革新系によらず、各政権下において、推進されるべき素地は形成され続けてきたとみることもできるだろう。

また、何よりもCOVID-19の世界的な流行により、教室外活動を伴うサービス・ラーニングは、韓国やわが国だけでなく、世界的に大きな岐路に立っていることも事実である。今後とも、比較教育学的な視点を導入しながら、日米韓の多国間比較を行っていくことで、大学の地域連携戦略¹³として、教授・学習方法の変革者¹⁴として、地域経済社会にイノベーション¹⁵をもたらす¹⁶ものとして、サービス・ラーニングへの関心を持ち続ける必要があるだろう。本稿は、その試金石としたい。

文献

韓国語文献・サイト

- 교육개혁위원회 (教育改革委員会) (1995) : 『신교육체제 수립을 위한 교육개혁 방안』. 대통령자문 교육개혁위원회. 100p.
- 교육부 (教育部) (1997) : 『초등학교 교육과정 . 교육부 고시 제 1997-15 호 별책 2』, 272p.
- 교육부 (教育部) (2013a) : 『인성교육 강화 기본계획』, 33p.
- 교육부 (教育部) (2013b) : 『제 4 차 특수교육발전 5 개년 계획 (2013~2017)』, 64p.
- 교육부 (教育部) (2014) : 『2014 년도 인성교육 강화 기본계획』, 33p.
- 교육부 (教育部) (2015) : 『초·중등학교 교육과정 총론 . 교육부 고시 제 2015-74 호 (별책 1)』, 40p.
- 교육부 (教育部) (2016) : 『2016 년 대학 특성화사업 (CK) 성과평가 결과 발표』 보도자료, 17p.
- 교육부 (教育部) (2017) : 『2015 개정 교육과정 창의적 체험활동 해설 (초등학교)』, 177p.
- 교육부 (教育部) (2020) : 『제 2 차 인성교육 종합계획 (2021~2025)』 35p.
- 교육부·세종특별자치시교육청 (教育部·世宗特別自治市 教育庁) (2017) : 『통합교육 실행 가이드북 I』, 115p.
- 교육인적자원부 (教育人的資源部) (2007) : 『초등학교 교육과정 . 교육인적자원부 고시 제 2007-79 호 별책 2』, 296p.
- 국가법령정보센터 (国家法令情報センター) (ND) : 『인성교육진흥법』. <https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9%EC%9D%B8%EC%84%B1%EA%B5%90%EC%9C%A1%EC%A7%84%ED%9D%A5%EB%B2%95>. (2022年2月28日閲覧)
- 권현수·박승희 (2016) : 『특수학급 설치 전국 초등학교의 학교차원 봉사활동 프로그램 운영과 장애학생의 참여 및 지원 실태』. 『특수교육』, 15-1, pp.5-28.
- 권현수·전상신·박지연 (2016) : 『봉사학습 프로그램이 통합학급 초등학생들에게 미치는 효과』. 『특수교육학연구』, 50-4, pp.227-251.
- 김라경·Michelle Bonati·강종구 (2013) : 『장애학생들의 통합교육 참여를 위한 봉사학습 적용』. 『통합교육연구』, 8-2, pp.55-77.
- 김라경·안예지 (2020) : 『봉사학습을 경험한 예비초등교사들의 특수교육대상학생에 대한 태도 변화연구』. 『교육문화연구』, 26-4, pp.597-619.
- 김미란 (2020) : 『청소년 자원봉사의 정책담론에 대한 비판적 논의』. 『청소년시설환경』, 18-1, pp.33-46.
- 박가나 (2012) : 『우리나라 봉사학습에 대한 연구 동향 분석』. 『시민청소년학연구』, 3-2, pp.55-93.
- 박가나 (2014) : 『학교중심 봉사학습의 유형 및 내용 분석』. 『청소년학연구』, 21-6, pp.27-57.
- 박승희·전상신·박지연 (2015) : 『초·중·고등학교 현장에서 실행된 봉사활동 및 봉사학습의 내용, 효과 및 과

제 : 1995~2014 년 국내외 연구 분석』. 『특수교육학연구』, 50-2, pp.249-276.

박영미 (2018) : 「봉사- 학습을 통한 예비유아교사의 유아 다문화교육 인식과 요구도 조사」. 『영유아교육 : 이론과 실천』, 3-3, pp.73-95.

변관석 (2016) : 「봉사학습의 원리를 적용한 직업교육이 지적장애 고등학생의 요양보호사 보조원 직무기술 수행에 미치는 효과」. 『장애와 고용』, 26-3, pp.95-123.

송민경 (2018) : 「학생 자원봉사활동의 쟁점 연구」. 『청소년학연구』, 25-2, pp.499-532.

신민주 (2021) : 「대학생들의 ‘교육봉사활동’ 경험에 관한 자아성찰」. 『평생학습사회』, 17-4, pp.1-29.

이경화·김정숙 (2015) : 「유아 봉사학습의 의미와 실천 방향 탐색」. 『생태유아교육연구』, 14-2, pp.219-239.

이성은 (2009) : 「청소년 자원봉사활동과 자아존중감의 관계에 관한 중단적 연구」. 『사회복지연구』, 40-2, pp.313-335.

이현주·박승희 (2017) : 「방과후 봉사학습 프로그램이 특수학교 발달장애 청소년의 친사회성, 이타심 및 정서 지능에 미치는 영향」. 『지적장애연구』 19-4, pp.279-310.

조영남 (2018) : 「창의적 체험활동의 봉사활동 교육과정 변천 연구」. 『교육학논총』, 39-2, pp.1-20.

최미영 (2020) : 「예비 초등 교사를 위한 음악교과교육 연계 봉사- 학습의 운영 및 전략」. 『미래음악교육연구』, 5-2, pp.117-137.

최승숙·김은하 (2017) : 「초등학교 통합학급 차원의 봉사학습 경험에 대한 초등학생의 인식 연구」. 『특수교육 저널 : 이론과 실천』, 18-1, pp.251-276.

한국교육학술정보원 (韓國教育學術情報院) (ND) : 「학술연구정보서비스(RISS)」. <http://www.riss.kr/>. (2022년 2월 28일閲覧)

한국대학사회봉사협의회 (韓國大學社會奉仕協議會) (2009) : 『2007년도 사회봉사 교과목 개설 현황 조사』. 10p. <http://www.kucss.or.kr/bbs/data/53150>. (2022년 2월 28일閲覧)

한국대학사회봉사협의회 (韓國大學社會奉仕協議會) (2020) : 「2020년 대학의 사회봉사 역량」. <http://www.kucss.or.kr/bbs/data/66523>. (2022년 2월 28일閲覧)

한국학술정보 (주) (韓國學術情報 (株)) (ND) : 「KISS (Korean studies Information Service System)」. <https://kiss.kstudy.com/>. (2022년 2월 28일閲覧)

홍원표 (2013) : 「학교 봉사활동의 교육적 의미를 강화하기 위한 방안 탐색: 봉사활동을 넘어 봉사학습으로」. 『교육과정연구』, 31-3, pp.227-251.

英語文獻

Bringle, R. G., Clayton, P. H., Price, M. F., 2009, Partnerships in Service Learning and Civic Engagement. in *Partnerships: A Journal of Service*

Learning & Civic Engagement, vol. 1, no. 1 pp.1-20.

Cress, C. M., Collier, P. J., Reitenauer, V. L. ed., 2013, *Learning Through Serving: A Student Guidebook for Service-Learning and Civic Engagement Across Academic Disciplines and Cultural Communities, Second Edition*, Stylus Publishing, LLC., 240p.

日本語文獻・サイト

秋元みどり (2021) : 「地域連携教育を担う教職員の資質・能力の形成—大学での実践を中心とした文献レビューによる研究課題の検討—」. 『日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要』, 37, pp.128-142.

安東由則 (2013) : 「韓国における高等教育政策の動向と大学の現況」. 『武庫川女子大学教育研究所研究レポート』, 43, pp.53-88.

馬越徹 (2010) : 『韓国大学改革のダイナミズム』, 東信堂, 282p.

大東貢生 (2021) : 「日本におけるサービス・ラーニングの展開 (20) —地域社会の生徒受け入れ団体への影響について—」. 『佛大社会学』, 45, pp.62-70.

大東貢生, 山田一隆, 富川拓, 柴田和子, 古川秀夫 (2019) : 「日本におけるサービス・ラーニングの展開 (19) ——論文題目の自然言語分析から見たわが国のサービス・ラーニング研究の関心の変遷——」. 日本福祉教育・ボランティア学習学会第25回北海道大会報告.

小川佳万 (2018) : 「高等教育の発展」. 小川佳万, 姜姫銀『韓国の高等教育—グローバル化対応と地方大学—』, 広島大学高等教育研究開発センター, pp.1-14.

ゲルモン・シュリル他著, 山田一隆翻訳, 市川享子, 齋藤百合子, 福井里江, 村上徹也, 中原美香訳 (2001=2009=2015) : 『社会参画する大学と市民学習アセスメントの原理と技法』, 学文社, 228p.

コノリー・サラ, ワッツ・ミサンギ・マージット著, 山田一隆, 井上泰夫訳 (2006=2010) : 『関係性の学び方—学びのコミュニティとサービスラーニング』, 晃洋書房, 169p.

ジャコビー・バーバラ著, 山田一隆訳 (1996=2007) : 「こんにちの高等教育におけるサービスラーニング」. 『龍谷大学経済学論集』, 47-1・2, pp.43-61.

文部科学省 (2021) : 『諸外国の高等教育』, 明石書店, 424p.

尹敬勲 (2019) : 『韓国における大学倒産時代の到来と私立大学の生存戦略』 ジアース教育新社, 167p.

- 1 この徳目は、現行の「第2次人性教育総合計画 (2021-2025)」では、礼、孝行、正直、責任、尊重、配慮、コミュニケーション、協同、の8つとなり、そのコアコンピテンシーとして、知識、コミュニケーション能力、葛藤解決能力、が統合された能力、としている。
- 2 後述のとおり、人性教育と奉仕活動を結びつけよう

- とする、サービス・ラーニングの推進に対して、召目 刊 (2020) のように手厳しい批判もある。
- 3 韓国語翻訳は、성용하によって著された。なお、全体の邦訳は未公開であるが、その第1章「Service-Learning in Today's Higher Education」については、ジャコビー・バーバラ著、山田一隆訳 (1996=2007) として訳出されている。
 - 4 さしあたり、地域社会への影響を中心に論じたものでは大東貢生 (2021)、サービス・ラーニングをコーディネートする専門職人材について論じたものでは秋元みどり (2021) などがある。
 - 5 サービス・ラーニングにステークホルダーについては、Bringle, Clayton, Price, 2009、ゲルモンら著、山田一隆監訳 (2001=2009=2015) が詳しい。
 - 6 高校生のサービス・ラーニングに関する本邦研究では、山田明 (2008) の研究が代表的であろう。なお、本邦初中等教育においては、サービス・ラーニングという用語よりも、「ボランティア学習」「ボランティア教育」という用語のほうが親和的ではあるが、これらをキーワードとして CiNii Research を検索しても、一瞥の限りではあるが、研究対象である学習者の大半は大学生である (2022年2月28日現在)。
 - 7 KH Coder とは、計量テキスト分析またはテキストマイニングのためのフリーソフトウェアであり、立命館大学産業社会学部教授の樋口耕一氏により、開発、更新されている。KH Coder で韓国語を解析する場合の辞書セットは、HanDic が用いられる。https://kxcoder.net/。
 - 8 ボランティア学習論者のなかには、このような二分法を好ましくないと考え向きもある。が、ここではあえてこのように表現している。
 - 9 第注-1表のごとく、韓国統計庁の「経済活動人口調査」によれば、20-24歳失業率は、2008年に9.1%だったものが、2020年に10.7%となっている。また、韓国教育開発院「教育統計分析資料集」によれば、高等学校上級学校進学率が、2008年に83.8%だったものが、2020年には72.5%となっている。

第注-1表 韓国の若年者失業率と高等教育進学率の推移

| | 失業率 | | | 高等学校 |
|------|--------|--------|--------|---------|
| | 15-19歳 | 20-24歳 | 25-29歳 | 上級学校進学率 |
| 2000 | 14.5 | 9.9 | 6.0 | 68.0 |
| 2001 | 14.4 | 9.3 | 6.0 | 70.5 |
| 2002 | 12.0 | 7.9 | 5.7 | 74.2 |
| 2003 | 13.0 | 9.6 | 6.3 | 79.7 |
| 2004 | 14.0 | 9.8 | 6.5 | 81.3 |
| 2005 | 12.3 | 9.8 | 6.4 | 82.1 |
| 2006 | 10.5 | 10.0 | 6.5 | 82.1 |
| 2007 | 9.3 | 8.6 | 6.3 | 82.8 |
| 2008 | 10.2 | 9.1 | 6.0 | 83.8 |
| 2009 | 12.3 | 9.5 | 7.1 | 81.9 |
| 2010 | 11.9 | 9.4 | 6.9 | 79.0 |
| 2011 | 10.8 | 9.4 | 6.4 | 72.5 |
| 2012 | 8.9 | 9.0 | 6.6 | 71.3 |
| 2013 | 10.3 | 9.2 | 7.1 | 70.7 |
| 2014 | 9.3 | 10.2 | 8.3 | 70.9 |
| 2015 | 10.6 | 10.5 | 8.1 | 70.8 |
| 2016 | 10.0 | 10.8 | 9.2 | 69.8 |
| 2017 | 8.7 | 10.6 | 9.5 | 68.9 |
| 2018 | 9.3 | 10.7 | 8.8 | 69.7 |
| 2019 | 8.6 | 10.7 | 8.0 | 70.4 |
| 2020 | 8.7 | 10.7 | 8.1 | 72.5 |
| 2021 | 8.7 | 8.5 | 7.3 | 73.7 |

典拠：失業率・韓国統計庁「経済活動人口調査」
進学率・韓国教育開発院「教育統計分析資料集」

- 10 KH Coder の対応分析機能では、布置させる変数の個数 (この場合3) より1減じた軸数 (この場合2) をもって言語空間を構成するため、この場合、2軸の説明率の和は100%となる。
- 11 たとえば、「金泳三が大統領に就任して文民政権が誕生すると、直接選挙で選ばれた文民大統領ということもあり、国民の反応を意識した政権運営が顕著に現れるようになった」(安東由則 2013, p.61)、「(金泳三政権以降) それまでの上意下達方式から需要者 (国民) および当事者 (大学人) 中心方式への政策転換がはかられた」(馬越徹 2010, p.41) などの指摘がある。
- 12 ジャコビー・バーバラ著、山田一隆訳 (1996=2007)、とくに pp.51-54。
- 13 わが国のサービス・ラーニングの取組は、大学の地域連携戦略として、また、学生の学習意欲の喚起を目的として、取り組まれることが多いことが特徴といえるだろう (大東貢生、山田一隆、富川拓ら 2019)。
- 14 Cress, C. M., Collier, P. J., Reitenauer, V. L. ed., 2013.
- 15 Cress, C. M., Collier, P. J., Reitenauer, V. L. ed., 2013.
- 16 コノリー・サラ、ワッツ・ミサンギ・マージット著、山田一隆、井上泰夫訳 (2006=2009)。

A Trend Study on Service-Learning Research in South Korea with Education Policies Changes

YAMADA, Kazutaka (Guest Research Fellow, Institute of Social Systems, Ritsumeikan University)

This article summarizes South Korea's education policies since the 1990s, and explores the potential factors of Korea's service-learning research papers by literature review and morphological analysis. Since the 1990s, South Korea's education policies have raised expectations that service-learning will be an effective methodology for connecting education of humanity and subject learning. Papers during before the 2007 curriculum are characterized by the application of U.S. service-learning theory to South Korea, and during the 2009 curriculum are challenged building-up "South Korean service-learning model". During the

2015 curriculum get interested in integration with education of humanity and integrated education, and was discussed the possibility of expanding service-learning in early childhood education. Against this progression of service-learning, some researchers fear acceleration of over-neo-liberalism in Korean education settings. Nevertheless, they will accept promotion of service-learning as U.S. does so.

Keywords: South Korea; Service-Learning; Education of Humanity, Personality and Character; Morphological Analysis

新羅における幹線駅路のミクروسケールの復原試論

轟 博 志（立命館アジア太平洋大学）

要 旨

本研究では、新羅時代の幹線駅路について、その推定の実証を兼ねつつ、駅路の具体的な線形の特徴を検討するため、義城郡と慶州郡を例として、地籍原図等を使用した比定を行った。

日韓併合前後の旧版地形図において、谷筋や微高地、盆地において直線道路が描かれているところでは、行政境界が推定駅路と重複している場合が多く、またそうでない領域は、駅村や郡県など、新羅時代から続く集落であった場合が多かった。また地籍原図上の道路や水路、畦道などの筆界は、推定駅路を基準とした井田の存在を強く想起させた。

さらに新羅六部の一つ、牟梁部に比定される牟梁里一帯は坊里を伴う古代都市の痕跡が確認され、また推定駅路が坊里の一部を攪乱させていることから、駅路より前の存在であると推測できた。これらの傾向は、1954年に米軍が撮影した空中写真でも追認できた。

断定はできないが、研究対象の幹線駅路は峠や山岳地帯でない限り、平地や微高地では直線的な計画道路を持ち、農地計画（井田）や都市計画（坊里）と一体で計画された蓋然性が高いと考えられる。

1. 研究の目的

新羅時代の幹線駅路の体系は、三国統一前の軍事的性格が強かった時代と、統一後の統治・外交目的が中心であった時代とで、性格付けやそれに伴う路線数・経路に差異があった（轟博志、2016など¹⁾。ただどちらの時代も古代帝国²⁾によく見られた王都を中心として、国土の最遠点や対外交渉の窓口等まで直線的に進む、放射状の道路体系であったと推定できた。

しかし地形図や地籍図を用いた、メソスケール及びミクروسケールの路線推定事例は存在しない。地形図や地籍図水準の研究の進展なしには、ただでさえ史料の乏しい新羅時代の古代道路の復原は不可能である。

一方で新羅時代の都市プランのミクروسケール

の復原に関しては、地理学及び考古学において近年飛躍的な進展が見られ、地籍図を利用した論文も散見されるようになった³⁾。また朝鮮王朝時代における駅路の復原方法もある程度確立されており（轟博志、2010）、それは古代道路の復原に援用できる可能性が高い。少なくとも仮説のレベルでは、メソスケール及びミクロスケールでの推定は可能な段階に来ている。そこで新羅時代の駅路全区間のミクロスケールの復原をするのに先立ち、試行をして仮説を得ることが本研究の目的である。

朝鮮半島において最初に地籍図が作成されたのは、1910年より臨時土地調査局によって土地調査事業が開始されてからであった。この時に作成された地籍図を「地籍原図」と通称している。地籍原図は当時の景観のみならず、朝鮮王朝時代以

キーワード：

新羅、幹線道路、直線道路、坊里、行政境界

前の景観を復原するためにも有用である。また1914年に朝鮮全土で行われた行政区画改編以前に作成された地籍原図では、朝鮮王朝時代の面里界などの行政境界を知ることができる。それ以降に作成された場合でも、特に里の統合は、1914年以前の洞里⁴⁾を基準単位として行われたことが多かったので、ある程度の推定が可能である。

そのため事例とする区間は、日本統治期の地籍原図の制作時期まで主要道路としての機能を維持していた区間が好都合である。また地形図等で古代道路の推定が比較的容易であり、井田などの道路に付随する土地利用との関係性を考察できる区間が、好条件である。

この条件に合う区間として新羅時代の幹線駅路

のうち、北條通の現義城郡安溪面～多仁面区間と、塩池通の慶州市乾川邑～西面⁵⁾区間を事例とする。主たる分析資料は、日本統治期の1917年に陸地測量部が作図した1:50,000スケールの旧版地形図や、朝鮮総督府による土地調査事業によって作成され、韓国国家記録院に保存されている1:1,200スケールの地籍原図、そして朝鮮戦争直後の1953年に米軍によって撮影された空中写真等とする。さらに文献史的・考古学的な知見等を加えて幹線駅路を比定し、また周辺の土地利用との関連を考察する。

なお三国統一後における新羅の道路体系については、井上秀雄(1974)が提唱して以来の「五通」説に則った推定が一般的であった(轟博志、2016)。首都から五方面に幹線駅路があったとす



図1 統一新羅期における五通の経路 (轟博志(2016)より転載)。

る「五通説」には異論もあるが⁶⁾、駅名など道路の経由地点を網羅的に推定する手掛かりになる史料がほぼ存在しない。そのため現時点では最も議論の進んだ「五通説」を土台とし、駅路をマクروسケールで比定した上で、その経路に沿ってミクروسケールの検証を加える方式を取らざるをえない。逆にこうした作業を先行して行うことが、五通説の是非に関する議論にフィードバックされる結果になると考える。先行研究で行ってきた五通の復原の詳細はここでは繰り返さず、その推定復原図を再掲するにとどめる（図1）。

また本論文ではローマンロードや秦の直道など、東西の古代道路の特徴でもある「直線道路」の語が頻出するが、それは測量に基く定規を当てたような直線のみならず、地形等の影響による若干の湾曲や方角の変位はあっても、地形図などメソスケールで見てほぼ一直線である場合「直線道路」であるとみなす。

2. 旧版地形図に見える古代道路

朝鮮半島では日本による統治が始まるまで、時期によって支配力の強弱はあるにせよ、ほぼ一貫して中央集権体制が続いていた。官吏は科挙によって中央で一括して登用され、地方統治には中央から官吏が定期的に交代しつつ派遣されていた。地方では郡県⁷⁾制が敷かれ、地方都市間の階層にも大きな変動はなかった。例えば新羅の地方行政中心地である九州五小京などは、朝鮮王朝時代に至るまで「大邑」であり続けた。現在でも地域の中心であり続けている（轟博志、2018）。

朝鮮王朝時代に使用されていた『経国大典』などの法典には、古代の制度の影響が色濃く感じられる。例えば駅路に関して言えば十里ごとに小候を置き、三十里ごとに大候と駅を置くことや、駅に備え置く駅馬の数に応じて、駅路の等級を分類することなど、唐⁸⁾や律令制下の日本⁹⁾に酷似した制度が、1895年の駅制廃止まで維持されていた。駅とは別に朝鮮王朝時代まで公務旅行者の宿

泊施設として機能した「院」は、新羅下代¹⁰⁾に起源を持ち、朝鮮王朝中期¹¹⁾まで存続した。その後も二十世紀末頃まで「酒幕」と名を変えて、宿泊等の機能を持ち合わせていた。

駅路の路線体系は、朝鮮王朝時代でも首都ソウル（漢陽）を中心とした放射状の体系であった。可能な限り直線経路を追求し、途中の郡県治所を経由せず支線に対応するなど、古代道路的な性格を帯びていた。新羅時代から統治体制の枠組みが大きく変わらなかったため、道路の制度や路線体系も、大きな変化を必要としなかったのである。

もちろん新羅時代から高麗時代、朝鮮王朝時代と、首都の位置は移動しているため、放射状路線体系の全体は大きく変わっているが、郡県間の区間別経路は大きな変化がなかった可能性がある。特に、新羅の首都である慶州¹²⁾方面と、朝鮮王朝の首都であるソウル¹³⁾方面間の駅路は、どちらの時代も主要道路であった。そのため、新羅の道路を朝鮮王朝時代まで踏襲した区間がかなり多かったと、旧版地形図からは推定できる。つまりこのソウル～慶州間（新羅時代の北僊通、朝鮮王朝時代の蔚山路）は朝鮮王朝時代の史料を活用できる可能性があるため、事例として取り上げたいと思う。

旧版地形図上では、北僊通にはいくつかの直線区間が検出される。本研究の事例となる慶州郡西面の金尺里より阿火里までの区間、義城郡安溪面より多仁面までの区間などが代表的で、日本による道路改修¹⁴⁾以前の道路、つまり朝鮮王朝時代の道路がほぼ直線状になっていることが確認できる。もしくは直線であったがために、日本統治期の道路改修においても路盤が継承され、単に土木的な道路の拡幅と改修のみが行われたと考えられる区間もある。

これらの区間の特徴は王京から漢州（現ソウル）までを直線で結んだ方向、つまり南東から北西の方向に道路が向いていることと、またそれに沿った方向に盆地や谷筋、断層帯、丘陵などが带状に確認できることなどである。言い換えれば、山がちな朝鮮半島内陸部の地形において、南東から北

西方向への谷筋を利用して、路線選定がなされたと考えられる。そのため、たとえ地形図上では直線道路が検出されなくても、同様の地形条件があり、かつ朝鮮王朝時代の蔚山路と重複し、北僞通に推定される経路上にある谷筋では、やはり直線道路が存在した可能性がある。

北僞通以外の五通の場合は、あまり朝鮮王朝時代の駅路とは重複しない。これは前述のように、北僞通の場合は新羅時代と朝鮮王朝時代で、首都と終着地の関係が単純に入れ替わった形になっていたのに対し、他の幹線駅路の場合は、終着地は同じで首都の位置のみ別の場所に移動したためである。もちろん幹線ではなく支線や脊梁路線として、朝鮮王朝時代の古地図や古文献に記されている道路も多いので、それらが新羅駅路を継承している可能性は十分にある。

特に王京の周辺は複数の断層帯が通っていることもあり、直線道路の開設に適した構造谷が放射

状に延びている。北西方向には前述の阿火方面への道である北僞通と塩池通が、北方向には安康方面への道である北海通が、南西方向には梁山方向への道である東海通が、南東方向には蔚山方向への道が延びている。これらの経路は大東輿地図¹⁵⁾にも支線道路として表示され、朝鮮王朝時代の慶州地域の郡県地図¹⁶⁾の多くにも出ている。恐らく王京一帯では、こうした谷筋に沿って、放射状に直線道路が建設されていたのではないかと推察される。

さらに朝鮮王朝前期に編纂された『新增東国輿地勝覧』¹⁷⁾の慶州府古跡条には「新羅時井田遺基尚存」と書かれており、道路と井田が一体に整備された可能性もあろう。事実、旧版地形図でも、上記の道路に里道が直角に交差している部分が多くあり、それが井田の痕跡である可能性がある。

それらを含め道路の経由地や周辺の土地計画との関係をミクロスケールで検証するため、以下では地籍原図を用いて検討してみたい。



図2 義城郡安溪面・多仁面内における里界

資料：韓国国家記録院所蔵の地籍原図「徳池洞」「陶巖洞」「西陵洞」「松湖洞」「佳院洞」「外井洞」「申樂洞」「三汾洞」「孝堤洞」「蓮堤洞」「井安洞」「柿安洞」「井安洞」「魯淵洞」「龍基洞」（1915年測図）の各表紙に添付された索引地図を基図に作成。



図3 義城郡安溪面・多仁面内における北僑通駅路

資料：陸地測量部 1:50,000 地形図「洛東」（1918年測図）を基図に作成。

3. 行政境界と道路の関係

地籍原図は里ごとに作成されたため、当時の里界が明示されている。そのため地籍の筆界とともに、面界や里界などの行政境界からも、駅路の痕跡を比定することができる。面里制の原型は朝鮮王朝時代初期の1485年に確立したものであるが、それに伴って何の脈略もない境界線が突然引かれたとは考え難く、それ以前の時代の影響を受けている可能性があると考え、仮説として示しておくたい。

第一章で言及したように筆者は義城郡安溪面～多仁面と、慶州郡西面（地籍原図作成当時）の二箇所において、韓国国家記録院に残されている地

籍原図及び索引地図に示された面界・里界などの行政境界について、まず検討を行った。

まず義城郡の事例では図2のように安溪面蓮堤洞から、多仁面佳陵洞まで、里界が道路と重なっていることがわかる。道路は日本統治期に新作路が建設される前のものが記録されており、地形図（図3）と同様完全な一直線ではない。しかし全体としてみれば、南東方向より北西方向へ直線に近い。古代道路が役割を終えたのち、徐々に微高地や土地の所有関係等の影響を受けて、一部で湾曲が発生し、道路幅も縮小したものと考えられる。

複数の里にわたって道路が里界になっている事実は、線的なランドマークとして道路が認識され、

また後世においても、それを打ち消すだけの大きな地理的変化がなかったことを意味する。特に街道沿いの集落は、道路を挟んで行政単位が異なってしまうので、その不便を上回るランドマーク性が、道路に付与されていたことになるため、幹線駅路としての重要性が推し量れる。

一方現安溪面事務所所在地と多仁面事務所所在地などの中心集落においては、道路ではなく集落域を基準に里界が設定されている。これらは集落としてのランドマーク性が、道路のそれより勝っていたことになる。多仁面の起源は新羅の尚州多仁県であり¹⁸⁾、安溪面の起源は同じく安貞県¹⁹⁾であった。安貞県は仮説の段階を出ていないものの、514年(智証麻立干15)に設置された新羅最初の小京(副都)である「阿戸村小京」の有力な比定地の一つである(全徳在、2002、p32)。この時期は新羅の勢力が小白山脈を越えて、一気に漢江流域にまで拡張した時期であるので、その主要進軍路とされる北條通沿いに小京を置くことは、合理的といえよう。

朝鮮王朝時代には両県とも周辺の郡県に併合されて消滅したが、安溪は駅村として存続し、また多仁も市場村として中心性を維持した。どちらも邑・面²⁰⁾単位の中心地としての役割を、新羅時代から維持してきたことが、里界や面界といった行政境界にも反映しているといえよう。同じく両集落間の行政境界が道路に沿って直線的であることも、新羅時代の影響を残している可能性がある。

慶州郡内の場合も、同様に行政区画と直線駅路との関係が読み取れる(図5)。大きな集落としては慶州の方から順に牟梁、乾川、阿火などがある(図6)。牟梁と阿火は駅村であり、乾川は市場村であった。市場は両駅村にもあり、それぞれ六斎市になっている。また牟梁は新羅六部の一つ、牟梁部(またの名を大樹部・漸梁部などともいった)の所在地として、新羅六姓の一つである孫氏の拠点であり、監臣一人、大舎一人、舎知一人、監幢五人、史一人²¹⁾を置く重要な行政拠点で

もあった。さらに乾川は背後の富山城とともに、王京六停の一つ、中畿停(根乃停)に比定されている²²⁾。それぞれが新羅時代より重要な行政・軍事拠点であり、それが後世に駅村や市場村として受け継がれたと考えられる²³⁾。

こちらにも義城郡の事例と同様、こうした伝統的な集落の部分では、集落の範囲が里の境界としてひとまとまりになっている。一方、牟梁里と乾川里の間、乾川里と阿火里の間では、里界が道路と一致しており、ほぼ一直線になっている(図5)。具体的には、前者は乾川里の南半分と棗田里の間の区間、後者は薪坪里～道溪里と、龍明里～雲台里～舎羅里に挟まれた区間にわたってほぼ一直線である(図4)。後者の区間は日本統治期の新作路とほぼ一致する区間であり、前者は旧道と新作路が一定の間隔を置いて並走しているが、境界線はどちらにも重ならない区間を除けば、旧道の方と重なっている。このことから、道路の里界としての機能は、日本統治期以前であったことがわかる。

慶州郡区間の地籍原図も1914年の行政区域改編後のものであるが、複数の里を単純に統廃合した里がほとんどであるので²⁴⁾、道路と里界の重複は、1914年以前も基本的に変わらなかったと考えられる。特に牟梁里から阿火里まで、該当するほぼ全区間にわたって大川が並走するが、ほとんどの区間で大川は里界には利用されず、代わりに道路が里界となった。舎羅里、雲台里、龍明里、乾川里などがそれに該当し、大川を越えたところの道路が境界線になっており、容易に物理的境界たりうる河川の代わりに、そうではない道路が境界としての機能をなしていたほど、義城郡の事例と同様、道路のランドマーク性が強かったといえる。

以上のような事例から行政境界は朝鮮王朝時代以前の幹線駅路の経路を推定するのに有効と思われる、他の地理学的・考古学的・文献史的資料、さらには地籍原図における一筆単位の形態と照合しつつ、それが新羅時代まで遡るかどうかを検証

できると考える。次章で、古文献に道路との関連性が高い「井田（条里）」の記述があり、井田との関連を考察できる慶州郡区間を事例に、一筆単位の状況を具体的に検討する。

4. 地筆と道路の関係

(1) 里道との関係

朝鮮半島において尚州や慶州など、新羅九州五小京の都市域において坊里²⁵⁾地割の痕跡が見られるが、非都市域における井田は現在までほとんど検出されなかった。

しかし本稿の調査対象の地籍原図を見ると、一部で井田の可能性ある地筆が検出される。図5は乾川里から毛良里までの区間に関して、道路以外の畔や宅地境界など、全ての筆界を示したものである。推定駅路周辺の筆界の多くが駅路と直交

しており、井田の存在が想起される。

これらのうちで、乾川里は新羅の中畿停に起源をもち、朝鮮王朝時代には市場村として栄え、日本統治期以降では面事務所（村役場）の所在地として中心性を持ちつづけた。駅路に直交する里道のうち一本は現在の国道20号線の旧道であり、富山城の南側を通過して義谷駅へ、さらに清道（新羅大城郡）から昌寧（新羅下州）へと抜ける。これは、三国統一以前の海南通に比定される路線の分岐点となる。

逆方向に乾川から北東へ大川を渡り、斎宮峠とカマガ峠²⁶⁾を越えて光明洞へ、さらに花折峠を越えて現在の忠孝洞を通過して王京に向う短絡路がある。最短経路ではあるが峠越えが連続して険しく、また土木工事の形跡もないので、王京周辺のランドマーク性を持った幹線駅路であったとは考



図4 慶州郡西面における北條通駅路と里界・道路の関係

資料：韓国国家記録院所蔵の地籍原図「道溪里」「舍羅里」「雲台里」「龍明里」「薪坪里」「泉浦里」「乾川里」「農田里」「金尺里」「芳内里」「毛良里」（1915年測図）を基図に作成。



図5 牟梁部周辺における地筆

資料：韓国国家記録院所蔵の地籍原図「乾川里」「藁田里」「金尺里」「芳内里」「毛良里」（1915年測図）を基図に作成。



図6 慶州郡西面一帯における推定駅路の経路。

資料：陸地測量部 1:50,000 地形図「慶州」「毛良里」（1918年測図）を基図に作成。

えにくい。しかし駅路が大規模土木工事を伴わなかった時期においては幹線として扱われ、また駅路の造成後も里道として利用されていたと思われる。実際、駅路の規格が大規模な土木工事を伴わなかった朝鮮王朝時代に作成された『大東輿地図』には、このルートが主要道路として描かれている（図7）。このように、立地的および地形的な必然として、乾川は王都近郊における交通・経済・軍事的要衝であった。

乾川の里道の数が多いのは集落であるために、他の里では農地の畔となっている井田跡が道路として機能していたものと思われる。乾川里では部分的ではあるが、推定駅路と平行にはしる里道も確認される。また一部の水路は井田の区画に従って直角に折れ曲がっているものもあり、人為的な

土地計画の存在が伺われる。特に米軍が撮影した1954年の空中写真（図8）を見ると、乾川里や隣接する棗田里における一部の井田の区画が比較的明瞭に見て取れる。乾川里以外の井田には、河川の氾濫や灌漑等によると思われる攪乱も多いの 비해、乾川里一帯はかなり明瞭である。これは、その範囲が都市坊里であったことを物語るのはないだろうか。それこそ、この領域に中畿停の存在を仮定する必要があるだろう。

現時点では参考にとどまるが、乾川邑内における、上述の駅路の分岐点付近（現乾川2里206番地）には、金庾信旗杆支柱と地元に伝わる花崗岩の支柱が残されている²⁷。新羅の金庾信将軍が百済の侵攻を止めるために乾川に駐屯していたところ、百済の王女が鵲に変身して偵察に来たのを



図7 金正浩『大東輿地図』（1861）に現れた牟梁部周辺の駅路。

資料：匡祐堂版『大東輿地図』影印本（1990）の部分を使用。



図8 1954年に米軍により撮影された乾川里周辺の空中写真（韓国国土地理情報院蔵）。

金将軍が看破し、正体を暴いて謝罪させた。支柱は、その時金将軍の軍旗を立てたのものという伝説である²⁸⁾。

『三国史記』には、647年（善徳女王16）百濟軍が金将軍の誘引策にかかり、玉門谷まで攻めてきて隠れたところで金将軍の待ち伏せを受けて大敗したという記事がある²⁹⁾。『三国遺事』³⁰⁾では、玉門谷を「富山（城）の麓の女根谷³¹⁾」としており、どちらも同じ事件を指しているのであろう。この逸話のため一帯には、鶴院という地名が現在まで残り、公的宿舎である院もおかれた。『三国史記』の先の記事から、「百濟軍は大耶州（現慶尚南道陝川郡）でわざと負けた新羅軍を追撃してきた」とある。従って、百濟軍の進軍路は乾川で分かれて義谷駅・清道方面へ行く当時の海南通であった可能性が高く、海南通が百濟南部との主経路であったことと、乾川が分岐点であったことがわかる。

これらのことから筆者は乾川の坊里が王畿西部方面の軍隊の拠点、つまり中畿停であり、富山

城がその退避城として、両者が一体であったと考える。ただ乾川の坊里は周辺の井田や駅路に侵食されておらず、むしろ駅路と向きが一体であるため、乾川の坊里は駅路と一体として、あるいは駅路を基準として整備されたとみてよからう。

なおもう一か所の集落域である阿火里は、調査対象で唯一直線駅路も直交里道も検出されない。ここは永川（新羅臨川郡）との間の峠の麓に当たる傾斜地なので、そもそも井田は施工されなかったのであろう。

（2）道路以外の筆界との関係

乾川里以外の筆界は短冊形のものが多くを占めており、井田のような正方形のものはほとんどないものの、一部は方向が推定駅路と平行したり垂直になっている（図5）。攪乱も多くみられるため、井田の一枚一枚を完全な形では確認し辛いですが、部分部分を接ぎ合わせてみると、現時点で規格は特定できないものの、井田が存在していたと推測できる。井田は大川を越えても連続し、川の左右岸

に関係なしに、谷筋が一体として、駅路を基準に区画整理されたことがわかる。すると現在に至るまで里界が川では分断されず、推定駅路で分断されている理由もわからう。

牟梁里と芳内里においても井田らしきものが確認され、特に牟梁里は一枚ごとの大きさが確定できるくらい明瞭である。井田の形は南北方向が約90 m、東西方向が約110 mと、若干扁平な長方形で、最低でも南北に十坊、東西に八坊ほど広がっている。問題はこの井田はほぼ南北方向、正確には西に約7度傾いた方向であり、西に約42度傾いている推定駅路との関係が曖昧なことである。推定駅路とは、井田の北東角で接しているのみである。ここだけは乾川方面への駅路を基準とせず、別途井田の計画を行ったのだろう。

関連して、近年興味深い発掘成果がある。2013年、韓国国鉄東海線の複線電化工事のために牟梁里と芳内里の予定地を救済発掘した結果、7世紀から8世紀のものと推定される方格状の道路遺構と、道路と向きが揃った建物の遺構が複数発見された（嶺南文化財研究院、2015）。報告書によると、この道路遺構は120 m四方の方格で構成されている上、その傾きも西に7度ではなく2度ないし10度の範囲でばらつきがある。経年により地表面において、後世に坊里の位置や角度がずれた可能性もあるが、まだ発掘範囲が鉄道用地に局限されているために、推定にぶれがあるのであろう。ただ発掘結果ではっきりしているのは、道路が三国統一期から統一新羅時代初期に建設されていることと、井田ではなく都市の坊里であるということである。

都市坊里であるならば都市軸は平安京や長安城のように、正南北軸にしようという意図が働いてもおかしくない。しかし山田隆文(2008)らが明らかにしたように、王京や尚州、南原京を除く新羅九州五小京の坊里は、正南北軸のものも東西軸のものもない。むしろ九州五小京と直結する駅路の軸と地形、測量基準点等との兼ね合いで、柔軟

に軸の向きを設定していたことから、この坊里も同じく、南北軸にこだわらなかったのだろう。他の九州五小京の事例と違うのは、周囲の井田とは異なり、推定駅路の方向と無関係に軸が設定されていた点にある。

報告書ではこの坊里の性格については詳しく述べられていないが、場所が牟梁里であることから、新羅の草創期より存在する六部の一つ、牟梁部³²⁾と関係する可能性が高い。六部は建国神話にも表れ、実際に王朝の支配階級を構成する集団だが、六部は兄山江流域のそれぞれ異なる谷筋を拠点としていた。そのうち牟梁部は慶州孫氏の拠点であった。

坊里地域からチャンシム川(장심거랑)を挟んで金尺里³³⁾側には、5世紀のものと考えられる金尺里古墳群が、推定駅路の西側にある。ちょうど牟梁里の坊里地域の基準点であるような位置関係にあるので、古墳群は坊里と不可分の関係であったと思われる。金尺里古墳群には、新羅の始祖である朴赫居世が天から授かった万病を治せる40余の金尺を、後に真平王が唐の使臣から隠すために造られたという伝説がある。また『三国遺事』には、智証麻立干の妃である朴氏は牟梁部出身となっており³⁴⁾、他にも王妃には牟梁出身の朴氏が多くいた。金尺里内には「朴谷」という集落もある。王京内の五陵とともに、始祖朴氏の聖地として重要視されて、それがこの大規模都市計画に繋がった可能性もあろう。

推測であるが六部の人口は新羅の国力が増すにつれて膨張し、それが6世紀以降地方に小京を置いて六部の臣民を移住させるきっかけにもなった³⁵⁾。小京と同様に王京とその近郊においても、六部の都市基盤の整備が進められたのではないか。王京の坊里自体も拡張されたが、近郊の六部の拠点においても、王京の飛び地のような形で、従来の集落や古墳を中心とした領域に隣接して、王京と同様の都市計画を行ったのではないか。前述のように牟梁里の坊里の整備は考古学的に7世紀ごろ

からと考えられるので、五小京の整備とほぼ同時期である。

五小京にも坊里が整備されていたが、中原京の場合は遺存地名から、六部の貴族が坊ごとに分かれて入植した可能性も指摘された（轟博志、2015、p17）。増加する王京の六部人口の対策に関しては、従来は小京の設置や外官職³⁶⁾の増員などが指摘されていたが、王畿そのものの整備の様相も、同時に考慮に入れねばならないだろう。地籍図の状況から牟梁里の坊里の整備は乾川方面への駅路や井田とは一体ではなかったものの、五小京の坊里は駅路を基軸としたと考えられるので

（轟博志、2015、p16）、結局牟梁里坊里と駅路の整備年代も大きくは異ならないと思われる。

なお坊里の大部分は牟梁里の域内に存在するが、一坊分だけ西隣の芳内里にかかっている。そして図5のように、南北で6坊分（約540m）にわたって、坊界と里界がほぼ一致する。両里ともに1914年の行政区域再編以前から存在しており、里界の成立時にも坊里が意識されたものと考えられ、街路や畔など明瞭なランドマークがあったものと思われる。

実際朝鮮戦争直後の1954年に米軍により撮影された空中写真（図9）にも、地籍原図からの推



図9 1954年に米軍により撮影された牟梁里周辺の空中写真（韓国国土地理情報院蔵）。
図5に対応する坊里の痕跡が確認できる。

定とほぼ一致する坊里の痕跡が、明瞭に確認できる。現在は耕地整理によって痕跡は失われているが、新羅の牟梁部坊里の景観が、20世紀まで残存していた。また耕地整理後の圃場も区画の方角は坊里と同じであるので、新羅の都市計画の痕跡は、現代にまで伝わっていることになる。空中写真では東西に八坊、南北に十二坊があったように判読され、地籍原図による推定より南北方向に二坊多い。

空中写真からは上記の東海線複線化に伴う発掘調査時に示された坊里復原図とは、傾きのみならず坊の広がりも異なることがわかる。坊里の北端は地籍原図ではチャンシム川の氾濫域で、明瞭でなかった坊里の北端部が、空中写真では坊里の一部と判読できるためである。おそらく後代にチャンシム川の河道が遷移し、侵食が起こったものと推測される。川の堤防は「長者坊川」という名称（ハンゲル学会、1979）とのことで、これは各坊に名称が付与された痕跡かもしれない。

坊里が北に延びたことにより、金尺里古墳群とは川を挟んで連続する形になった。恐らく「朱雀大路」に相当する南北の中心軸の街路は、古墳の墳丘のうちの一つを測量基準としていたのであろう。また坊里推定範囲の北側への延長によって、地籍原図では北東角で「接続」していると考えられた推定駅路及び付随する井田は、実際には坊里の北東角の坊を「侵食」していた形になる。すると乾川方面への駅路開設よりも先に、坊里があったことになる。

さらに推定坊里の中央に、南北4坊、東西2坊のまとまった筆地がある。筆地内には比高10mにもならない丘陵状の微高地が二か所あり、どちらも南北街路を遮る形になっているため、これらも古墳群とともに測量基準点だったのであろう。朴洪国（2000）は西側の微高地の地表調査から、唐の様式の影響を強く受けた、迎賓館の役割及び仏教寺院の存在の可能性を指摘した。都市坊里の中心にあるこの広大な敷地全体が寺院であったと

は考えづらく、恐らく寺院は一部であり、おおかたは牟梁部の官衙が立地していたのだろう。そして朴の指摘のように、大宰府に対する鴻臚館のような役割があったのかもしれない。牟梁部が中国から王京に入る咽喉に位置するので、十分可能性があろう。ただ前述の東海線鉄道建設敷地発掘調査（嶺南文化財研究院、33）では、当該筆地内にも、筆地外と同間隔で街路が発掘されているため、坊を跨ぐ大区画の敷地の存在は、現時点では想像しがたい。

さらに旧版地形図を見ると牟梁里から大川を挟んで対岸の光明洞にも、ほぼ同じ向きに傾斜した直線道路がある。この道路が大川を渡れば、牟梁部坊里の北から九坊目の東西道路に続く。この道はそのままほぼ直線で仙桃山の南麓を通り、旧商城郡治を経て王京に向うと考えられる。大東輿地図にも同様の道路が示されている（図7）。つまり、この道路は牟梁部坊里の街路の向きを基準にして（あるいは同時に）測設され、王京から牟梁部までの道路と牟梁部坊里が先に、塩池通駅路が後に整備されたため、坊里と駅路の方角は一致していないのではないか。

なお現在の牟梁集落（アンモリヤン等）、つまり朝鮮王朝時代までの毛良駅跡は、坊里の南端外側に接して存在し、館溝、前館、後館など、駅館の存在を推測させる地名も残っている。これは溟州（江陵）の大昌駅などと同じような立地条件であるが、恐らく駅路に付随した駅であると同時に、牟梁部のための駅としての役割も担っていたのではないか。

4. 結び

本研究では新羅時代の幹線駅路について、駅路のミクロスケールでの線形の特徴を検討するため、義城郡と慶州郡を例として、地籍原図等を使用した比定を行った。得られた主な結果は以下の通りである。

まず日韓併合前後の旧版地形図において、谷筋

や微高地や盆地において直線道路が描かれているところでは、行政境界が推定駅路と重複している場合があり、またそうでない領域は、駅村や郡県など、新羅時代から続く集落であった場合が多かった。また地籍原図上の道路や水路、畦道などの筆界は、推定駅路を基準とした井田の存在を強く想起させた。

さらに新羅六部の一つ、牟梁部に比定される牟梁里一帯は坊里を伴う古代都市の痕跡が確認され、また推定駅路が坊里の一部を攪乱させていることから、駅路より前の存在であると推測できた。これらの傾向は、1954年に米軍が撮影した空中写真でも追認できた。

断定はできないが研究対象の幹線駅路は峠や山岳地帯でない限り、平地や微高地では直線的な計画道路を持ち、農地計画（井田）や都市計画（坊里）と一体で計画された蓋然性が高いと考えられる。それを確定するには発掘調査を待たねばならないし、これが他の王畿、他の駅路区間全体に一般化できるかは、全国的な悉皆調査を要する。今後は本稿で得られた仮説の精緻化に向けて、他の地域の地理的・考古学的検討も併せて進めていきたい。

〔付記〕本研究はJSPS 科研費、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）「朝鮮における古代道路の歴史地理学的復原に関する基礎的研究」（2016-2018）の成果の一部である。また慶州における調査で、朴洪国・威徳大学校博物館長に多くの教示を頂いた。この場を借りてお礼を申し上げる。

〔参考文献〕

井上秀雄、1974、『新羅史基礎研究』、東出版。
黄仁鎬、2013、「国原小京から中原小京への変遷過程研究」『考古学』12(3)、pp.219-251（韓国文）。
全徳在、2002、「新羅小京の設置とその機能」『震檀学報』93、pp.29-55（韓国文）。
鄭天根、2011、「統一新羅期の幹線交通路—王京と州治・小京間の連結を中心に—」『韓国古代史研究』63、pp.147-189（韓国文）。
轟博志、2010、「朝鮮王朝時代の陸上交通路に対する歴史地理学的復原手法」『立命館地理学』、22、pp.59-74。
轟博志、2015、「新羅国原小京（中原京）の立地に関する

歴史地理学的検討」『立命館地理学』27、pp.5-21頁。
轟博志、2016、「新羅の幹線駅路とその変化」『海路』13、pp.15-30。
轟博志、2018、「朝鮮王朝時代古地図に現れた古代都市の痕跡に関して」『韓国古地図研究』10(2)、pp.67-71（韓国文）。
ハングル学会、1979、『韓国地名総覧』
朴洪国、2000、「慶州牟梁里寺址の塔跡」『慶州文化』、6、pp.99-132（韓国文）。
李在桓、2015、「統一新羅時代の南原小京の都市構造検討」『人間文化』、39、pp.22-28。
山田隆文、2008、「新羅九州五小京城郭の構造と実態について—統一新羅による計画都市の復原研究—」『考古学論攷』、31、pp.11-46。
嶺南文化財研究院、2015、『慶州・東海南部線連結線建設工事区間内慶州牟梁・芳内里都市遺跡』。
『唐六典』
『令義解』
『三国史記』
『三国遺事』

- 1) 研究上のスケールの取り方は相対的なものであるが、本研究においては、「マクロ（巨視的）スケール」は朝鮮半島全体、「メソ（中視的）スケール」は50,000分の1地形図レベル、「ミクロ（微視的）スケール」は1,200分の1地籍図のレベルとする。なお、本研究はメソスケール及びミクロスケールの復原が目的であるので、マクロスケールに関する学説整理は、当該論文の第1章を参照いただき、本稿では省略する。
- 2) 新羅を帝国と定義できるかに関しては議論があるが、他国・他民族を併合して急速に膨張した中央集権国家という点では、特に統一新羅は規模に違いはあれ、中華帝国やローマ帝国に似た地政学的構造を持っていたと考える。
- 3) 例えば、山田隆文(2008)、黄仁鎬(2013)、李在桓(2015)などが代表的である。
- 4) 洞と里は同義で地域によって使い分けられて来たが、1914年に原則「里」に統一された。ただ本稿の事例にある義城郡では、例外的に1988年まで「洞」名称が残存した。
- 5) 朝鮮王朝時代は内西面と呼ばれ、1914年に西面に改称、さらに1973年に乾川邑と西面が分離し、西面事務所は乾川里から阿火里に移転した。
- 6) 鄭天根(2011)は、むしろ六停などの軍事施設との関係を強調している。
- 7) 統一新羅においては全国を9つの「州」に分け、州は複数の「郡」で構成され（州治の周辺は州の直轄地）、さらにほとんどの郡は通常いくつかの「県（属県）」で構成されていた（郡治の周辺は郡の直轄地）。なお、現在使用される行政区画の「郡」は日本統治期の1914年

- に制定されたもので、郡は複数の「邑(日本の町に相当)」と「面(日本の村に相当)」で構成される。邑と面はさらに複数の「里」「洞(日本の大字に相当)」で構成された。1914年以前においては、里(洞)は自然集落単位で存在した。
- 8)『唐六典』尚書兵部、卷五。
- 9)『令義解』廐牧令。
- 10)『三国史記』新羅本紀・敬順王条にあるように、神話時代の始祖(前57)から真徳王末年(654年)までを上代、太祖武烈王から恵恭王末年(780年)までを中代、宣徳王から滅亡までを下代と分類する。
- 11) 朝鮮王朝は創始(1392)から中宗反正(1506)までを前期、文祿・慶長の役までを中期、以降を後期とする。開港(1876)以降を開化期とする場合もある。
- 12) 朝鮮王朝時代の慶州、新羅時代の王京(金城)。
- 13) 朝鮮王朝時代の漢城、新羅時代の漢州州治。
- 14) 大韓帝国期の1907年より開始され、車両の通行が可能のように、現在の二車線国道の基礎となる規格の道路改修を行った。俗に「新作路」と呼ばれる。
- 15) 1861年に金正浩が作成した木版の全国地図。主として分水界、水系・道路・都市の表示を骨格としており、主要都市の位置のみ測量を行っている。伊能図とよく比較される。
- 16) 代表的なものには『海東地図』(18世紀中葉)、『広輿図』(19世紀初)、『1872年地方地図』などがあり、郡県別の山川や官衙、倉庫、驛站、道路、集落などが絵画式に描かれている。
- 17) 1481年に最初の独立した官撰地理誌として『東国輿地勝覽』が編纂された。現存する『新增東国輿地勝覽』はその増補版で、郡県別の沿革、山川、特産、驛站、古跡、人物など、多岐にわたる地誌情報が収録されている。
- 18) 新羅によって最初に県が置かれた時の名称は達己県または多己県であり、757年の地名漢化時に多仁県に改称され、高麗時代に醴泉郡の属県になり、朝鮮王朝時代に醴泉郡に併合された。
- 19) もとは新羅の阿尸兮県(または阿乙兮県)であり、757年に安賢県に、高麗王朝の太祖23年(940)に安貞県となった。
- 20) 朝鮮王朝以降現在に至るまで、郡の下位の行政単位。
- 21) これらは全て王京六部における行政のために置かれた官職。監臣が長官であり、以下地位の高い順で、大舎、舎知、監幢、史の職位があった。
- 22) 現代韓国語では、乾(geon)と根(geun)の発音は近く、乃(nae)は、「川」の訓(nae)と同音なので、乾川と根乃停が同一地名であることには、一定の説得力を持つ。
- 23) 六村時代の牟梁部の最初の名前は「茂山大樹村」であった。『韓国地名総覧』によれば、乾川邑棗田里の主集落である棗田(대추밭)集落は別名「大樹村」とも呼ぶので、実際の起源は棗田里一帯であるか、もっと広くとって、現乾川邑一帯の盆地が「牟梁部」として認識されていたのかもしれない。
- 24) 西面道溪里・道音里→道溪里、薪坪里の一部・新基里・敦池里→薪坪里、薪坪里の一部・雲谷里・裙谷里→雲台里、密耳里・明莊里→龍明里、棗田里・朴谷里→棗田里など。薪坪里が分割された以外は、単純合併か、合併せずに存置されている。こうした傾向は先の義城郡の事例でも同様で、既存の里の分割はあっても、それが道路を跨ぐことは、一部(孝堤洞・蓮堤洞と三汾洞の間)を除いて、ほぼなかった。
- 25) 日本の条坊のような、方格地割を伴う都市計画。
- 26) 까마귀고개。烏の峠の意。
- 27) 文化財等の指定・登録は行われていない。
- 28) 『慶州新聞』2007年12月5日付。
- 29) 『三国史記』列伝、金庾信条、上巻。なお同百濟本紀第六、義慈王条にも同様の記述がある。
- 30) 『三国遺事』卷二、宣徳王知幾三事条。
- 31) 現在は女根谷(乾川邑薪坪里)自体が観光地でもあり、また富山城の乾川里方面からの登山口の一つになっている。
- 32) 漸梁部ともいい、慶州孫氏の拠点。牟梁部の他に、梁部(李氏)、沙梁部(崔氏)、本彼部(鄭氏)、漢祇部(裴氏)、習比部(薛氏)が存在した。
- 33) 古墳群に隣接して金蔵院(金尺院)が立地した集落があり、これが金尺里の中心になっている。院村の通例として、院が廃れた後も酒幕(茶屋)村として、交通集落の役をなしていた。
- 34) 『三国遺事』卷一、智哲老王条。
- 35) 『三国史記』新羅本紀第六、智証麻立干十五年条。
- 36) 王京以外の地方に派遣される官職。王京在住の官職は京官職と呼ばれ、外官職は京官職に比べて低く見られる傾向があった。

An Essay on Micro-scale Restoration of Trunk Road in Silla.

TODOROKI, Hiroshi (Ritsumeikan Asia Pacific University)

In this study, I estimated the alignment of the main station road in the Silla era. As a result, especially on flat ground, where straight roads are drawn, administrative boundaries often overlap with station roads. Roads, waterways, and ridges are considered to be traces of grid-like agricultural land (like Roman Centuria) based on station roads.

Especially in the moryang village near the royal capital, traces of the grid-like ancient city

planning were confirmed. Also, the station road disturbed a part of the city plan. Therefore, it seems that the city existed before the station road. This was also confirmed in the 1954 aerial photograph.

Although it cannot be confirmed, the station roads of the Silla era may have been created together with urban planning and rural planning, as in ancient Japan and Roman Roads.

地方圏へのインバウンドにおける季節による変動性

—北陸3県の宿泊者数における比較分析—

青 木 卓 志（金沢星稷大学）

要 旨

地域インバウンド政策においては、その政策効率性を考えるうえでも、各受け入れ地域がどのような特徴を持っているかを把握することが重要になる。本稿では、北陸3県を対象に、訪日主要国・地域（韓国、中国、香港、台湾、北米、欧州、東南アジア及び外国人全体）の外国人宿泊者数を基本とした観光の訪問季節バランスに関する分析を行った。具体的には、月別の主要国・地域の宿泊者数についてジニ係数の分析方法を応用して、その季節による変動性（季節バランス）の傾向把握を試みた。分析結果として、外国人宿泊者数は、石川県が多く、次いで富山県、福井県となっているが、2020年を除くと、おおむね増加傾向にあった。季節バランスに基づく分析に関しては、全体的に国全体よりも大きく、バランスよい集客の点でまだまだ改善の余地がある。これを具体的にみると、北陸3県での比較では、特に富山県の季節バランスの乖離が大きい場合が多く、改善の必要性が高い。一方、北米や欧州等、石川県で相対的に宿泊者数が多い国・地域では、石川県の当該数値が大きい。時系列的に見ると、あまり改善傾向が見えない国・地域もあれば、改善傾向が見受けられる場合もあること等が判明した。また、政策によっては、季節バランスの改善と外国人宿泊者数の増加の両立も可能であることも併せて判明した。

はじめに

日本の各地域での人口減少や少子化・高齢化が顕著になるにつれ、地域振興の重要性はますます高まりつつある。そのなかで、日本人・外国人問わず、観光産業はその裾野が幅広いが故に、地域振興に親和性がある。また、観光が地域活性化を促進させることから、地方創生の理念にも合致しているとの指摘もある（鈴木、2015、p.69）。特に日本人観光客が相対的に伸びないなか、訪日外国人観光客の誘致が地域振興に大きな効果を上げ

てきた。オーバー・ツーリズム等の弊害が見受けられる場合もあるものの、総じて、訪日外国人観光客の増加は、地域観光産業、あるいは地域経済全体にとって欠かせない存在になりつつある。

いわゆるインバウンド政策は、国・自治体問わず、経済振興のための大きな役割のひとつを担っており、国の方針に加え、全国各地域で、官民挙げて、様々なインバウンド政策の推進を行ってきたこともあり、2013年に訪日外国人が初めて1,000万人を超えて以降、2016年に2,000万人、

キーワード：

北陸地方 インバウンド政策 季節バランス度 外国人宿泊者数

2018年に3,000万人と順調に伸びてきた（観光庁、2020）。

一方で、2020年冬頃からの新型感染症による社会全体の厳しい状況を鑑みると、とりわけ、ホテルや交通あるいは土産物等、観光需要に依存しやすい産業は、自然災害等による影響と同様に、移動制限等が発生した場合のダメージが大きいという脆弱性を内在していることを改めて明らかにした。とりわけ、外国からの入国に事実上の大きな制限がかけられている現状（2020年～2021年夏現在）において、インバウンドに関係した、あるいはインバウンドに依存する産業は、極めて厳しい状況にある。実際に、2020年の訪日外客数は、2019年の約3,188万人から、約412万人に激減している（日本政府観光局、2021）。

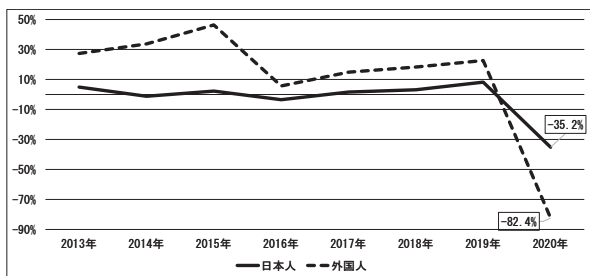
これを、（経済的にはより重要な）延べ宿泊者数（以降、「（総）宿泊者数」と記載する）で確認してみる。国全体の2019年における宿泊者数は、595.9百万人、延べ日本人宿泊者数（以降、「日本人宿泊者数」と記載する）が、480.3百万人、延べ外国人宿泊者数¹（以降、「外国人宿泊者数」と記載する）が115.7百万人となっており（四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある、以下同じ）、特に外国人宿泊者数は、訪日外客数と同様に、増加傾向にあった。一方、2020年には、宿泊者数が44.3%減の約331.7百万人、うち日本人宿泊者数は、35.2%の減少の約311.3百万人、外国人宿泊者数が、82.4%の減少の約20.3百万

人となっており、とりわけ、外国人宿泊者の減少が大きいことがわかる（図1）。しかも月別で見ると、日本人宿泊者数の場合、政府・自治体政策もあり、秋頃には前年比で一定程度回復していたものの、外国人宿泊者数の場合、2020年の1月～2月にそのほとんどを占めており、特に4月以降は前年比でほぼ100%に近い減少率となっている（図2）²。

インバウンドがここ10年近くは増加傾向にあったが、2019年の日本人宿泊者数の総宿泊者数に占める割合は、それでも依然として全体の約80.6%（ただし2012年以降では最小）を占めていたこともあり（2020年は93.9%に上昇）、観光全体としては、日本人宿泊者数の重要性が大きく、新型感染症からの復活に際しても、当面は日本人の観光行動の回復が重要視されるとする所以がこうした点に見受けられるものの（図3）、前年比伸び率という面では、図1にも示されているように、外国人宿泊者数のほうが最近が高く、結果、シェアも増加傾向にあったことから、インバウンドの重要性も同様に欠かせない視点となっている。

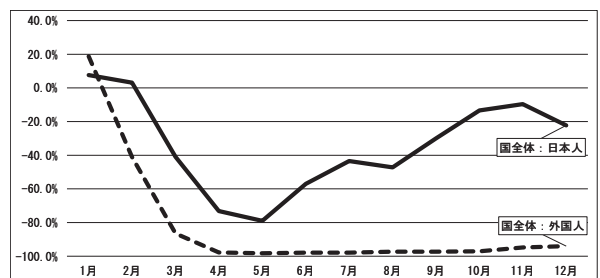
日本人向けの政策自体も滞っている現状において、インバウンドの回復への兆しは、2021年夏においても、いまだ見えていない。しかしながら、ここ数年のインバウンドの盛り上がりや、地域観光産業に対して大きな貢献をもたらしていたことも事実であり、新型感染症の終息後、かつてのよ

図1 国全体における宿泊者数の前年比伸び率



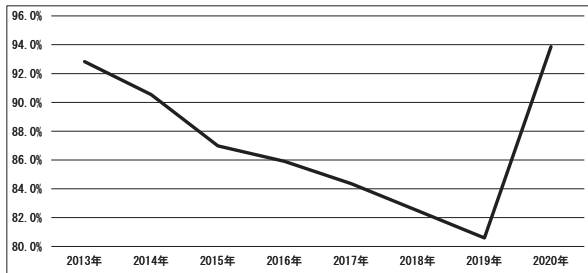
出典：観光庁（2021）より筆者作成

図2 国全体における宿泊者数の各月前年比伸び率（2020年）



出典：観光庁（2021）より筆者作成

図3 国全体における宿泊者数に占める日本人宿泊者数の割合



出典：観光庁（2021）より筆者作成

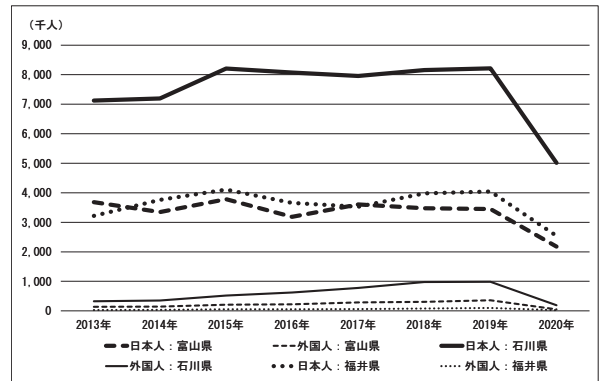
うに、外国人をあまり考慮しない地域観光産業となるというシナリオはあまり現実的ではない。すなわち、現状はまだ厳しい状況ではあるが、今後、当該感染症の終息後に向けて、インバウンド政策への対応を怠るべきではないことも一方では重要であり、また、終息後に、仮に以前の状態に戻らない場合や戻するのに時間がかかる可能性も考慮すれば、事前の緻密な対策も必要であろう。こうしたことを踏まえると、学術的な観点において、当該感染症の影響分析の重要性とともに、通常ベースでの分析及び今後のための改善の方向性を検証しておくことも同様に不可欠であると言える。

上記を踏まえ、本稿では、地域におけるインバウンドに視点を置き、その一事例として、北陸地方の3県（富山県、石川県及び福井県）における実情についての分析を試みるものである（分析によっては国全体も含む）。なお、利用資料に関しては、各県比較がしやすいという点も含め、主に観光庁（2021）が公表している「(総) 宿泊者数」の内訳としての「外国人宿泊者数」に基づき（一部分析では「日本人宿泊者数」も利用する）分析していくこととする。なお、本稿では通常の場合（2019年までの状況）を前提とした分析を基本とするが、必要に応じて2020年の状況も示す。

1. 北陸3県の宿泊者数の推移とその傾向

北陸地方では、2015年3月の北陸新幹線長野

図4 北陸3県の宿泊者数



出典：観光庁（2021）より筆者作成

ー金沢開業（以下、「北陸新幹線金沢開業」と記載する）により、3県の入込数が増加したという実績もあり³、また、2024年春には北陸新幹線金沢－福井県・敦賀開業（以下、「北陸新幹線敦賀延伸」と記載する）も控えている等、更なる観光振興が期待されている。

こうしたことも踏まえ、最初に、北陸3県及び国全体の2013年～2020年の宿泊者数の状況を確認する。2020年は北陸3県含め、全国で激減しているため、ここでは2019年までの傾向をみる。2019年の(総) 宿泊者数は、石川県(843.7万人)、福井県(419.7万人)、富山県(354.5万人)となっているが⁴、当該数値を外国人宿泊者数と日本人宿泊者数に分割して確認すると、どちらも石川県が多く、次いで、富山県は外国人宿泊者が、福井県は日本人宿泊者が相対的に多い(図4)。なお、2020年は、日本人宿泊者数・外国人宿泊者数とも減少しているが、その減少傾向を月別で見ると、国全体と同様に、日本人宿泊者数には一定の回復期があるものの、外国人宿泊者数は、特に4月以降は激減傾向が継続している(図5)。

日本人宿泊者数の総宿泊者数に占める割合は各県とも低下傾向であるとはいえ、2019年においても、福井県で97.7%を占めるなど、日本人宿泊者数が多くを占めている(図6)。ただし、差はあるものの、いずれの県も日本人宿泊者数に比べ、(国全体ほどではないが)外国人宿泊者数の

伸びは大きく、宿泊者数に占める割合も高くなっている。それ故、2020年の外国人宿泊者数の激減の影響は、北陸地方においても決して小さくはない。こうした点を踏まえると、2013年～2019年の場合、全体としては、比較的安定的な（増減幅が小さい）日本人宿泊者数と成長著しい（増加傾向にある）外国人宿泊者数、といった構図が読み取れる。

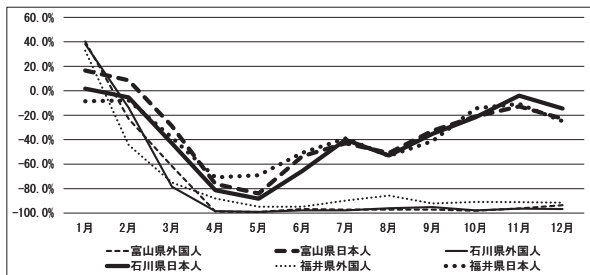
観光関連に対する地域分析の場合、地域における相違点の有無、その妥当性（相違があってもいいのか否か、あるいはそれが許容されるべきなのか改善すべきなのか等）、それがどのような理由で発生しているのか、それが地域（経済）にどのような影響を与えているのか、あるいはその解消にはどのような方法が考えられるのか等、様々な視点での捉え方がある。

その意味で、観光の地域ごとの影響を図るうえで、宿泊者数自体の分析の重要性に加え、地域の観光資源や地域（経済）力の違い等を考慮すると、

宿泊者数が各県（の観光や経済）にどのようなインパクトを与えているかというマクロ的な側面も重要になる。そこで、各都道府県における宿泊者数（に基づく観光や経済）への影響度を確認するため、ここでは「観光度指数」を利用することとする。「観光度指数」は〔年間（延べ）宿泊者数÷地域定住人口×100〕で定義される（額賀、2008、pp.58-61）。もちろん、当該指標だけでは必ずしも地域観光の詳細な情報が得られるというものではないが、宿泊者数に基づく観光の全体傾向及び地域比較（都道府県比較）の概観という位置づけとして捉えたものである。

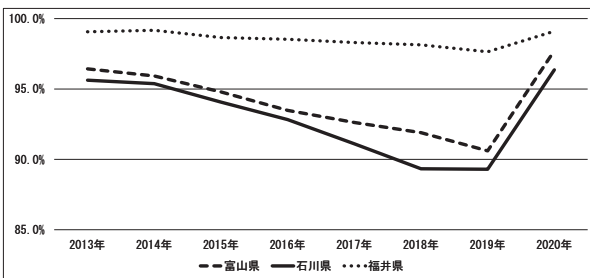
図7は2019年及び2020年を対象に（総）宿泊者数で試算した観光度指数である。なお、地域定住人口は、総務省（2021）の住民台帳に基づく人口（2019年、2020年の1月1日現在）を利用した。まず、全都道府県で2019年の数値より2020年の数値が低下していることは、2020年の観光の停滞を明示的に示している。通常期として

図5 北陸3県での宿泊者数の各月前年比伸び率 (2020年)



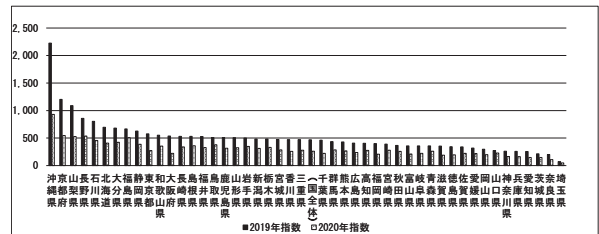
出典：観光庁（2021）より筆者作成

図6 北陸3県の宿泊者数の日本人比率



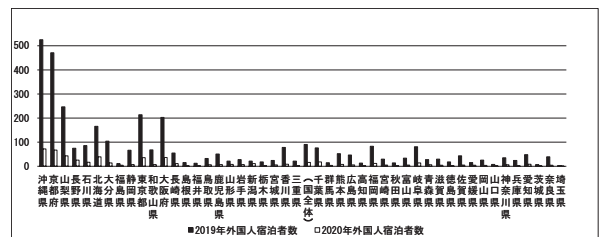
出典：観光庁（2021）より筆者作成

図7 都道府県観光度指数 (2019～2020)



出典：観光庁（2021）、総務省（2021）

図8 都道府県外国人観光度指数 (2019～2020)



出典：観光庁（2021）、総務省（2021）

2019年を例にすると、都道府県順位で沖縄県が1位、京都府が2位等となっている。北陸地方では、石川県が5位、福井県が15位、富山県は34位であり、特に石川県は、いわゆる観光県としての位置づけがある程度認識できる（観光が地域に与える影響が相対的に高い）。

次に、外国人宿泊者数だけで当該数値を見てみると（図8）、こちらも2020年は全都道府県で当該数値が低下しているのは明らかであるが、2019年の数値を見ると、全体で観光度指数が高い沖縄県や京都府は、外国人宿泊者数の影響力も相対的に大きいことがわかる。また、北海道や東京都、大阪府等でも当該数値は大きく、逆に、（総）宿泊数から見た観光度指数が高い長野県や石川県では、外国人宿泊者数の影響力が小さい。しかし、それ故に、相対的には、外国人宿泊者数の受け入れ余地があると考えられる。なお、外国人宿泊者数に限ると、富山県は福井県を数値上は上回っており、それだけインバウンドに限った地域観光影響力が高いと言えよう。

2. 北陸3県における季節バランスとその比較

観光産業の特徴の一つが、季節的な差異の大きさであり（河村、2008、pp.63-64）、とりわけ、地域におけるインバウンドにおいて、その傾向は顕著である場合も少なくない。その要因としては、地域の魅力を、例えば、季節性のある観光資源（例：自然資源）に依存する場合が比較的多いこと等が考えられる⁵。北陸地方の場合も、特定時期におけるインバウンドの集中化は、当該感染症の影響前から一部では既に深刻になっており、それによる様々な弊害の発生にどう対応すべきか（いわゆる、特定時期のオーバー・ツーリズム）への検討がなされていた。当該感染症の終息と共に、再び依然の状態に戻ることを想定（期待）するのであれば、今からそうした季節性による弊害をどう回避すべきかの検討をすることが重要になる。それ

故、時系列的な傾向の把握は、今後の具体的政策のための重要な要素になるものと考ええる。

ただ、一概にインバウンドと言っても、訪日国・地域によって訪問（宿泊）人数や観光行動の違い等、様々な相違点がある。インバウンドをトータルとして考える部分も重要であるが（例：言葉問題への対応、日本文化・習慣理解のための対策）、各国・地域において、文化や習慣が異なる点を考慮すると、同時に、訪日国・地域別の分析も重要になる。それらを詳細に分析する余裕は本稿にはなく、ややマクロ的な視点が主になるが、地域におけるインバウンドの訪日時期に関する特徴を明らかにするため、所得分析等に利用される「ジニ係数」の手法を各月宿泊者に利用した分析を行う（以降、当該分析による値を「季節バランス度」と記載する）。ジニ係数は、数値が大きいと乖離が大きいことを示すため、季節バランス度も、数値が大きいと、各月の宿泊者数の振幅が大きく、いわゆる宿泊者の月別バランスが良くないことを意味する。もちろん、日本人も併せての全体的な考察も重要であろうが、インバウンドに限っても、各月による混雑度の違い（限定的なオーバー・ツーリズムの発生）による当該国・地域による受け入れ側（日本の各地域側）のイメージに対する影響、宿泊施設や観光施設の利用者数（入込数）、お土産購入等における需給バランスへの影響、さらに通訳等の需給の不安定化等もあり、場合によっては、地域経済全体の安定性にも影響が生じかねない。それ故、ある程度の解消は、基本的には、外国人（宿泊者数）を対象にした場合であっても重要であると考えられる。

（1）季節バランス度を利用した北陸3県の傾向

ジニ係数の手法を観光分析に応用している例としては、最近では、都道府県別の分析（宇都宮、2014）、広域圏レベルでの月別分析等に応用している例（大井、2013）や（両分析とも外国人宿泊者も併せて対象にしている）、スペインの宿

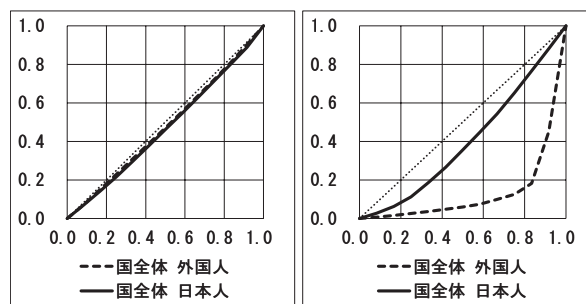
泊業の季節変動分析 (Saito and Romão, 2018) 等がある。一方、北陸地方と訪日国・地域とを組み合わせた地域インバウンド分析は、筆者の知る限りは見受けられない。インバウンド関する分野は、様々な地域分析の蓄積が重要である故に、本分析の必要性は高いと考えられる。

本稿では、北陸3県（及び必要に応じて国全体）の2013年～2020年の月別の主な訪日国・地域別の宿泊者数に基づいた季節バランス度に基づく比較分析を行う。当該分析においては、各県や国全体における外国人宿泊者数を考慮し（表1～表2）、外国人宿泊者総計のほか、アジア4国・地域（韓国、中国、香港、台湾）、統合地域としての北米（カナダ、アメリカ）、欧州（イギリス、フランス、ドイツ）及び東南アジア（シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア）での分析とした⁶。

最初に、一般的な状況を確認するため、国全体での2019年と2020年における日本人宿泊者数及び外国人宿泊者数の季節バランス度に基づく、いわゆるローレンツ曲線を作成した（図9）。ここからは、2019年の日本人宿泊者・外国人宿

泊者の（月別での）安定的な宿泊者の状況と、2020年における外国人宿泊者における著しい格差の影響が見受けられる。なお、本稿では示していないが、北陸3県も、基本的には同様の傾向にある。

図9 国全体でのローレンツ曲線
(左：2019、右：2020)



出典：観光庁（2021）より筆者作成

図10～図17は、北陸3県及び国全体における各国・地域別の外国人宿泊者数（月別）に基づく季節バランス度の推移である。なお、2020年は新型コロナウイルスによる影響が極めて大きく、各図内では表示していない（数値自体は（参考）で記載）。

表1 北陸3県等の国・地域別外国人宿泊者数（人）

| | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|
| 国全体 | 33,495,720 | 44,824,600 | 65,614,600 | 69,388,940 | 79,690,570 | 94,275,250 | 115,656,340 | 20,345,190 |
| 富山県 | 136,290 | 142,060 | 207,800 | 222,280 | 287,740 | 306,200 | 357,830 | 50,790 |
| 石川県 | 326,380 | 348,310 | 517,430 | 623,470 | 777,250 | 973,930 | 984,720 | 189,490 |
| 福井県 | 30,360 | 31,530 | 55,990 | 54,360 | 61,180 | 75,860 | 97,710 | 23,080 |

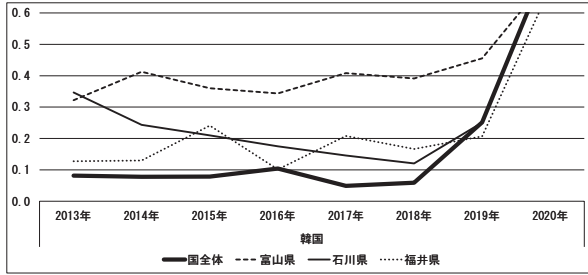
出典：観光庁（2021）

表2 北陸3県等の国・地域別宿泊者数割合（2019）

| | 韓国 | 中国 | 香港 | 台湾 | 北米 | 欧州 | 東南アジア | その他 | 外国人総計 |
|-----|------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|--------|
| 国全体 | 9.6% | 29.5% | 6.9% | 13.3% | 8.3% | 4.7% | 8.7% | 19.0% | 100.0% |
| 富山県 | 7.4% | 12.6% | 11.8% | 35.8% | 3.1% | 1.6% | 10.6% | 17.1% | 100.0% |
| 石川県 | 2.1% | 11.8% | 9.4% | 23.1% | 8.6% | 7.5% | 8.6% | 28.9% | 100.0% |
| 福井県 | 4.1% | 18.6% | 19.9% | 24.4% | 5.5% | 2.8% | 6.2% | 18.6% | 100.0% |

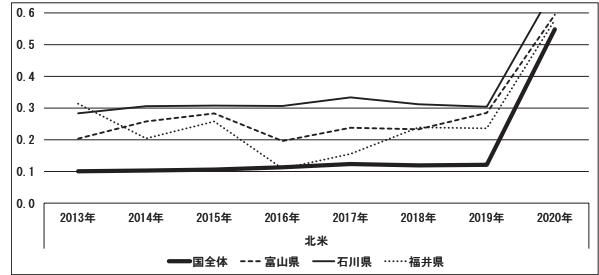
出典：観光庁（2021）より筆者作成

図 10 月別宿泊者の季節バランス度（韓国）



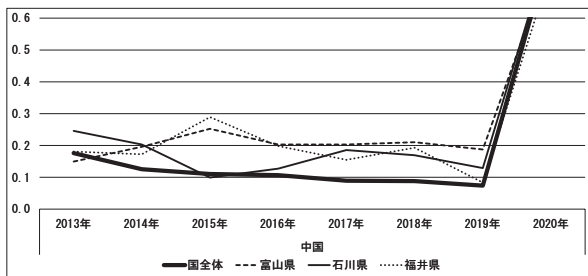
出典：観光庁（2021）より筆者作成

図 14 月別宿泊者の季節バランス度（北米）



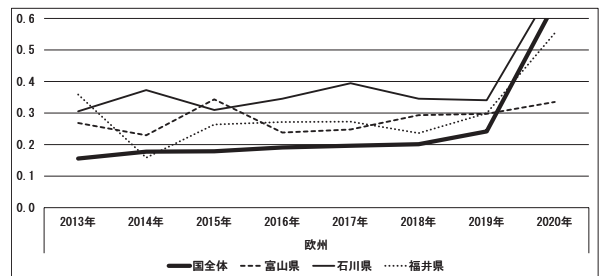
出典：観光庁（2021）より筆者作成

図 11 月別宿泊者の季節バランス度（中国）



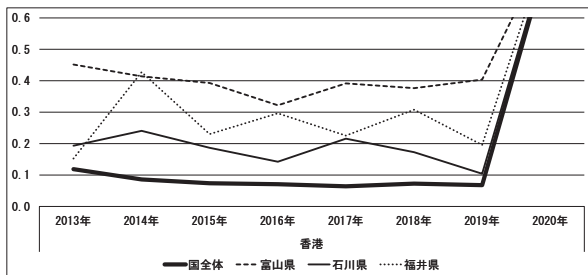
出典：観光庁（2021）より筆者作成

図 15 月別宿泊者の季節バランス度（欧州）



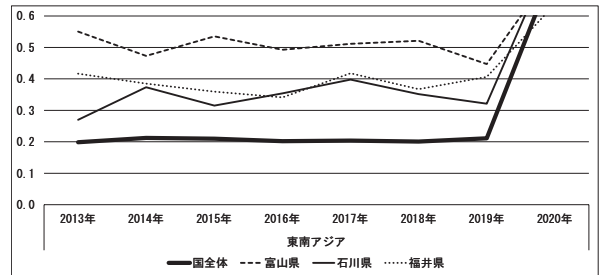
出典：観光庁（2021）より筆者作成

図 12 月別宿泊者の季節バランス度（香港）



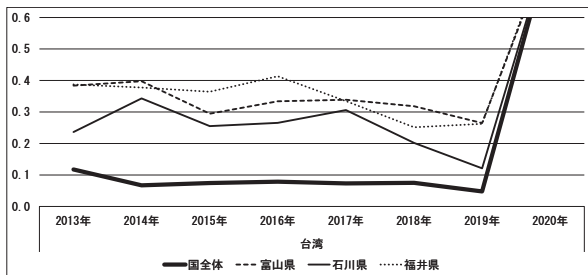
出典：観光庁（2021）より筆者作成

図 16 月別宿泊者の季節バランス度
（東南アジア）



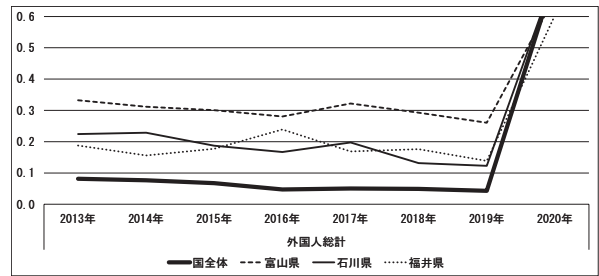
出典：観光庁（2021）より筆者作成

図 13 月別宿泊者の季節バランス度（台湾）



出典：観光庁（2021）より筆者作成

図 17 月別宿泊者の季節バランス度
（外国人総計）



出典：観光庁（2021）より筆者作成

(参考) 北陸3県・国全体の2020年の季節バランス度は以下のとおり。

| | 韓国 | 中国 | 香港 | 台湾 | 北米 | 欧州 | 東南アジア | 外国人総計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 国全体 | 0.778 | 0.826 | 0.825 | 0.835 | 0.548 | 0.647 | 0.761 | 0.729 |
| 富山県 | 0.720 | 0.787 | 0.845 | 0.830 | 0.594 | 0.335 | 0.751 | 0.662 |
| 石川県 | 0.780 | 0.839 | 0.839 | 0.843 | 0.681 | 0.709 | 0.820 | 0.731 |
| 福井県 | 0.679 | 0.752 | 0.855 | 0.844 | 0.578 | 0.554 | 0.637 | 0.603 |

2019年までの季節バランス度の特徴(傾向)を、各国・地域別にみると、総じて国全体の数値は低く安定的であるなかで、北陸3県としては、

- ①韓国の場合、富山県の数値が高いまま継続、石川県の低下傾向、福井県の振幅がやや大きい、という状況であったが、2019年には3県とも数値が上昇(悪化)していること
- ②中国の場合、振幅が多少は見受けられるものの、3県とも比較的数値が低く、また、相対的に安定傾向にあること
- ③香港の場合、石川県では2019年に数値が低下し、改善されたが、富山県の数値は高く(改善傾向があまり見えておらず)、福井県の数値は、振幅が激しく、改善傾向が見えていないこと
- ④台湾の場合(北陸3県ともに最も宿泊者数が多い)、石川県では2019年にかなり数値が低下し、バランスが改善されてきたが、富山県・福井県は、改善傾向は見受けられるものの、共に数値が相対的に高いままであること
- ⑤北米及び欧州の場合、宿泊者数の多い石川県で数値が高く、また3県とも明確な改善傾向とは言えないこと
- ⑥東南アジアの場合、富山県の数値が高いものの、2019年にはやや改善傾向が見受けられたが、石川県・福井県の場合は、富山県よりも低いものの、明確な改善傾向とまでは言えないこと
- ⑦外国人総計では、富山県の季節バランス度が相対的に高いが、ここ数年は、北陸3県ともわずかに改善傾向があること

等の特徴が見受けられる(ただし、本稿はマクロ的特徴の把握に焦点を置いていることもあり、その理由までは詳細に分析できておらず、今後の重要な課題である)。

上記のように、広域的には一体性もある3県であるが、国・地域によって、季節バランス度の傾向に違いがあるということは、例えば、インバウンド政策として重要である広域連携の際に、いかにまとまった政策ができるかに対する問題点を抱える可能性がある。少なくとも、インバウンド政策を(国・地域をまとめた)ひとつの政策として捉えるのではなく、国・地域によって異なる政策やきめ細かい対応が必要になることが示唆される。

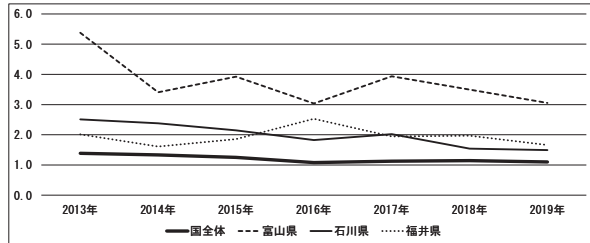
(2) 季節の乖離性を利用した比較分析

上記の季節バランス度の傾向は、観光分析上重要な季節の偏在性に影響を受けていると考えられる。そこで、季節バランス度を高める可能性のある季節ごとの宿泊者数の隔たりに関して、別の視点から明示的に示すことも重要である。

そこで、本稿では、繁忙期と閑散期に基づく季節の偏在性を概観するために、暦年ベース(1月~3月、4月~6月、7月~9月、10月~12月)での四半期別外国人宿泊者数に基づき、最多宿泊者数の季節(四半期)と最少宿泊者数の季節(同)の比率に基づく繁閑指数を作成した⁷⁾。なお、本稿では、紙面の都合上、外国人宿泊者総数を中心に分析する。その結果が図18である。仮に年間宿泊者数が四半期毎にバランスよくなれば、同指数は小さくなり、逆に宿泊者数が他季節に比べ多い(少ない)季節があると、同指数は大きくなり、

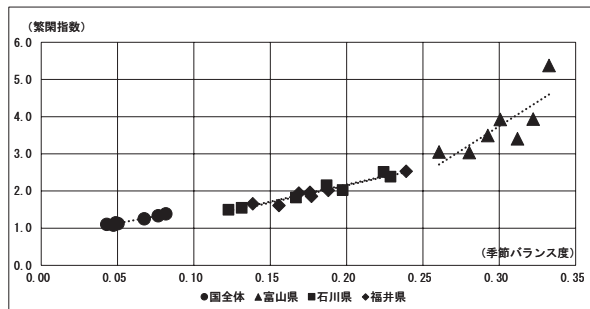
季節バランスが悪いことを意味する。2020年は通常とは異なるため、ここでは記載せず、主に2013年～2019年の分析を行った。

図18 外国人宿泊者総計における繁閑指数



出典：観光庁〔7〕より筆者作成。

図19 外国人総計における季節バランス度と繁閑指数 (2013-2019)



出典：観光庁（2021）より筆者作成

基本的に、国全体の当該数値は、各年次上、安定している一方、北陸3県では、各国・地域とも、国全体よりも数値は大きいものの、石川県・福井県が相対的に安定している一方で、富山県の数値が大きいことがわかる。

次に、季節バランス度と繁閑指数の関連性を見てみる。ここでは、外国人宿泊者数全体での指標であるが、どちらも宿泊者の季節間での相違に関する数値であることから、基本的には、両者には正の関係があることがわかる。ただし、図19からも明らかなように、それでも、国全体の場合は時系列上の動きが小さく、安定した関係であり、石川県と福井県も外国人宿泊者数の違いはあるが、類似傾向にある。一方、富山県の場合、両数値自体がそもそも大きい。こうした傾向を見ると、北

陸3県でも大きな違いがあり、この点からも広域連携上あるいは各地域（県）の政策の方向性に影響を与える可能性が示唆される。

3. 分析結果とその特徴

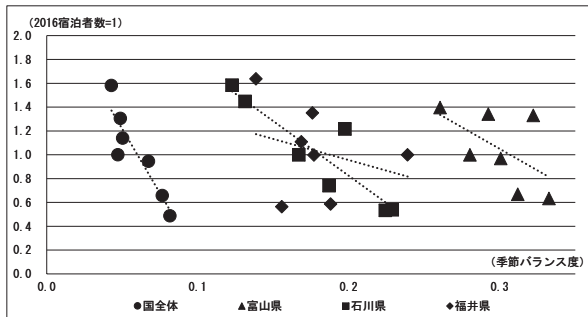
以降では、上記分析結果を踏まえ、今後の方向性についての検討を試みる。

(1) 季節バランス度と外国人宿泊者数の関連性

上記結果からは、実際に、北陸3県・国全体ともに外国人宿泊者数が増加傾向にあった中で（2020年除く）、季節バランス度が改善している場合もあれば、停滞、あるいは非改善と、複数のパターンが見受けられる。それ故、外国人宿泊者数の増減と季節バランス度の変化との関連性を確認しておく必要がある。

ここでは、（人数の違いを考慮し、）北陸3県及び国全体において（分析年次の中間年である）2016年の宿泊者数を1とした場合の2013年～2019年までの増減率と季節バランス度の関係を見てみる。紙面の都合上、分析国・地域全ては掲載していないが、外国人宿泊者数全体で見ると、基本的には、差はあるものの、外国人宿泊者数が多くなるにしたがって、季節バランス度が低下している傾向が読み取れる（図20）。これは、初めての訪問の場合は、（おそらく日本人と同様に、）その地域の最も有名な観光施設を最も効果的な季節（月）に訪問するものの、リピーターが多くなると、それ以外の観光施設や混雑しない季節（月）への訪問も多くなることで、平準化傾向に移行するものと考えられる。ただし、国・地域別に見ると、そうではない（宿泊者数増加と季節バランス度の上昇が起きている、両者にあまり関連性があり見られない）場合もある⁸。

図20 外国人総計における季節バランス度と宿泊者数



出典：観光庁（2021）より筆者作成

(2) 季節バランス度改善の方向性の検討

北陸地方におけるバランスの取れたインバウンドの推進のためには、外国人宿泊者数を増加させつつ、同時に季節バランス度を小さくする、すなわち、外国人宿泊者数の増加とともに、その訪問時期のバランスを改善することが、大きな方向性として、ある意味、目標となる。もっとも、これまでの訪問傾向を著しく変化させる（安定化させる）のは、特別な事情がない限り、少なくとも短期的には困難であり、また、過去の経緯や現状との比較分析だけで今後の予想ができるものでもないが、時系列比較や、実際に地域によって、（政策等で）どう変化させることができるかという点自体の検証は、今後の効果的な政策推進においても重要であるものとする。そこで、北陸3県及び国全体で、基準年を2019年とし、外国人宿泊者数が多い月（6か月）の前年比伸び率を1%、少ない月（同）の前年比伸び率を2%とし、毎年繰り返した後、5年後にどうなっているかを試算した⁹。その結果が表3である。ここからは、外国人宿泊者数の増加を前提にし、大幅に増加させることは（少なくとも短期的には）しないものの、（月ごとに）平準化させるような政策を同時に行う場合（多い月より少ない月を少しだけ増やす政策）、基準年からの5年後の季節バランス度はいずれも低下することがわかる。ただし、基準年と5年後での季節バランス度の低下割合をみると、

石川県が10%以上のマイナス（季節バランス度が改善）となっているが、富山県は4.2%程度しか季節バランス度が低下しておらず、効果が相対的に小さい（福井県はその中間）。もちろん、元の数値の大きさがその影響度に違いを与えているのであるが、そうであっても、北陸3県で類似のインバウンド政策を行っても、季節バランス度から見られる誘客（季節バランス度の改善）に差が生じるということは、地域の特徴に沿ったインバウンド政策が地域ごとに必要であることを示す。例えば、富山県のような、季節バランス度が高い地域は、相対的に低い地域より、より大胆な政策を行わないと、改善の進捗が遅く、かえって他県と差が広がる可能性がある。

こうした分析からは、広域連携政策と地域政策（各県レベル）のバランスの重要性や困難性も併せて理解できる。インバウンドで重要な広域連携において、外国人宿泊者数の増加政策とバランスよいインバウンド誘致政策は両立可能であるとしても、上記のように、地域によって差が生じる可能性がある。一方で、各地域では、誘客プロモーションをする上で、インパクトある観光資源が限定されている場合も少なくないため、季節バランス度の改善等が必ずしも、迅速に可能というわけでもない。そこで、各地域の主要観光資源を十分に活用しつつも、広域連携による季節ごとの相互補完的政策がひとつの方向性として考えられる。北陸3県の場合、総じて冬（～初春）の誘客が弱いことはこれまでも問題意識として認識されているが（図21）、北陸を超える広域連携で何らかの対応を考える場合、例えば、雪の降らない国・地域からの訪問客（観光客）の主目的が関西圏や中京圏である場合に、ちょっとした雪遊び体験やスキー・スノーボード体験の提供は、相対的に近距離（日帰り～1泊圏）にある北陸地方であれば十分可能であり、また、北海道等の大規模スキー施設には気後れするかもしれない層に対しての誘因にもなりえる。また、夏の誘客においては、山々が多

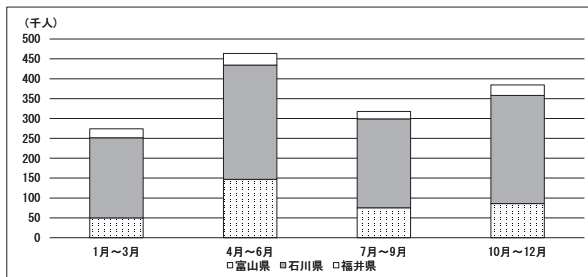
表3 外国人宿泊者数増加と季節バランス度改善可能性

| ジニ係数（試算） | 外国人総計 | | | | | | 減少率 |
|----------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 基準年(2019) | 1年後 | 2年後 | 3年後 | 4年後 | 5年後 | 基準～5年後 |
| 国全体 | 0.043 | 0.040 | 0.038 | 0.036 | 0.033 | 0.031 | -27.9% |
| 富山県 | 0.260 | 0.258 | 0.256 | 0.254 | 0.252 | 0.249 | -4.2% |
| 石川県 | 0.123 | 0.120 | 0.118 | 0.115 | 0.113 | 0.110 | -10.1% |
| 福井県 | 0.139 | 0.136 | 0.134 | 0.131 | 0.129 | 0.127 | -8.6% |

出典：観光庁（2021）より筆者作成

い北陸地方は、避暑地的要素を考えることもできよう。このように、広域連携の政策も地域の実情を踏まえた効率性と独自性が重要になる。

図21 北陸3県の2019年四半期別外国人宿泊者数



出典：観光庁（2021）

おわりに

これまでの分析を踏まえると、北陸3県では、基本的には以下のような特徴があると言えよう。

まず、(総) 宿泊者数（2019年）では、多い順に石川県、福井県、富山県となるが、外国人宿泊者数（同）に限ると石川県、富山県、福井県となる。また、3県とも国全体よりも（総）宿泊者数に占める外国人宿泊者割合は低い。

次に、観光度指数からは、特に石川県が全国的にも比較的高く、観光が地域経済に影響を与える割合が大きいと考えられる。ただし、外国人宿泊者数に限った場合の当該指数は、3県とも相対的に小さく、今後のインバウンドの伸びしろに大きな可能性がある。

そして、季節バランス度分析からは、北陸3県は、全体的に国全体よりも当該係数が大きく、バ

ランスよい集客の点で北陸3県ともまだまだ改善の余地がある。特に、富山県は外国人総計、あるいは分析国・地域別で季節バランス度が大きい場合が多く、改善の必要性が高い（北米や欧州等、石川県で相対的に宿泊者数が多い国・地域では、石川県の当該数値が大きい）。時系列的に見ると、季節バランス度に改善傾向が見えない場合、改善傾向が見られる場合の双方がある。こうした点から、季節バランス度の傾向と外国人宿泊者数の増減とは必ずしも常に同一方向の関係（比例関係）にあるわけではないため、政策によっては、季節バランス度を改善しつつ外国人宿泊者数を増加させることの可能性も見受けられる。ただし、本稿ではこうした国・地域における季節バランス度の傾向がどのような理由に基づくのか（受入側である北陸各県の違い及び訪日各国・地域の違い）の詳細な分析までは立ち入っておらず、あくまでマクロ的な分析上の結果のみの把握にとどまっております。今後の詳細な分析が課題となる。

地域インバウンド政策においては、その政策効率性を考えるうえでも、自らの地域（県）が、どのような特徴を持っているかを把握することが重要になる。特に、インバウンドは広域連携が重要という特徴から、各県の協力による広域的かつ一体性のある政策は当然重要ではあるものの、一方で、広域連携がなされても、広域連携事業には各県の予算が投入されている場合も多いため、各県ではこうした広域観光の推進によって自県へどのような成果をもたらされるのかの検証が求められ

る場合もある。すなわち、広域的には、一体性もある3県において、国・地域によっては相違点が見受けられるということは、例えば、インバウンドにおける北陸3県での、あるいは北陸地方を超えた広域連携の際に、いかに連携政策の方向性をまとめるか、という点が重要になる。これは、政策によって、季節バランス度の改善が可能であるという点も踏まえると、国・地域ごとの異なるインバウンド政策が必要になるということを示唆しているが、広域連携上、決して簡単でもなく、それ故、きめ細かな調整が必要になる。

こうした点は、観光産業が地域にとってますます重要になっているが故に、現状の厳しい状況が改善した際には、迅速に改善に向けて対応すべき点の一つであるとも言えよう。

なお、宿泊者数に基づく分析に加え、こうした各県の特徴が観光産業・観光政策に具体的にどのような影響を与えているのかという、実証的な分析も重要になる。本稿はそのための基礎分析であるとも言えることから、具体的な政策検証等が筆者の次に重要な分析になるものとする。

注

- 1 観光庁（2021）より、[(延べ)日本人宿泊者数 - (延べ)宿泊者数 - (延べ)外国人宿泊者数] で計算した。
- 2 2020年1月には、外国人宿泊者数は1,000万人を超えていたが、3月に100万人台になり、4月以降は数十万人レベルとなっている。
- 3 例えば、石川県の場合、2014年の県内入込数は21,611千人（うち首都圏2,419千人）あったが、2015年の県内入込数は25,018千人（うち首都圏4,182千人）で、前年比約3,407千人（約15.8%）の増となっており、うち3分の2近くにあたる2,123千人が首都圏からの増加となっている。2019年の入込数も、24,899千人（うち首都圏4,182千人）となっていたが、2020年は13,252千人に激減している（石川県観光戦略推進部、2011-2021）。
- 4 北陸新幹線金沢開業による効果は、各県への入込数では増加しているが、宿泊者数では富山県ではそれほど増加していない（観光庁、2021）。時間短縮による日帰り増（主にビジネス客と想定される）と入込数増による観光客の宿泊増効果の相殺の結果と推測できる。
- 5 例えば、北陸地方の自然観光地の例としては、立山黒

部アルペンルート（富山県及び長野県）は冬季閉鎖される影響がある。

- 6 資料の関係上、外国人総計の値については、従業員10人未満の施設に宿泊した外国人を含むが、各国・地域別においては、従業員10人以上の施設のみであることに留意されたい。
- 7 具体的には、四半期ごとに最多宿泊者数と最少宿泊者数の比率である。すなわち、[繁忙指数 = 四半期での最多宿泊者数 ÷ 四半期での最少宿泊者数] となる。分析例としては、例えば、青木（2016）がある。
- 8 ただし、国・地域によっては、宿泊者数が多くなるにつれて、時に季節バランス度が高くなる（悪化する）という場合やあまり季節バランス度が変化しないという場合も見受けられた（例：欧米の場合、宿泊者数の増加によって季節バランス度が上昇するという現象が見られた）。この点は、そもそもまだ宿泊者数の絶対数が小さく、多少の増減で伸び率等が大きく変化することで、季節バランス度に影響を与えるものと考えられる。北陸地方で、最も宿泊者数が多い台湾においては、宿泊者数の増加とともに季節バランス度の低下傾向が見受けられることからその可能性を推測することができる。こうした点は、今後より詳細に分析する必要がある。
- 9 元々外国人宿泊数が少ない（多い）月の伸び率が高く（低く）なるのも非現実的であり、地域傾向の比較という側面等も含め、様々な試算の中で、結果、当該数値を利用したものであることにご理解願いたい。

参考文献

- 青木卓志（2016）「地域でのインバウンドにおける偏在性に関する基礎分析－中部圏の事例－」『地域学研究』第45巻第4号、pp.449-461
- 石川県観光戦略推進部（2015～2021）『統計からみた石川県の観光』
- 宇都宮浄人（2014）「インバウンド観光の地域間格差と今後の課題－「宿泊旅行統計調査」の実証分析－」『第50回土木計画学研究・講演集』No.93、pp.1-6
- 大井達雄（2013）「宿泊旅行統計調査による地域格差の分析－Dagumのジニ係数の要因分解手法を用いて－」『法政大学日本統計研究所研究年報』No.42、pp.29-48
- 河村誠治（2008）『新版観光経済学の原理と応用』九州大学出版会
- 観光庁『宿泊旅行統計調査』、<https://www.mlit.go.jp/kankochou/siryoutoukei/shukuhakutoukei.html>（2021年7月1日閲覧）
- 観光庁（2020）『令和元年版観光白書』
- 鈴木幸子（2015）「観光立国実現への歩み」『神奈川大学人文学研究所人文学研究所報』No.53、pp.61-72
- 総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査』、<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200241&tstat=0000>

01039591&cycle=7&tclass1=000001039601&tclass2val=0（2021年6月1日閲覧）

日本政府観光局（JNTO）『月別・年別統計データ（訪日外国人・出国日本人）』, https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/（2021年7月2日閲覧）

額賀信（2008）『観光統計からみえてきた地域観光戦略』日刊工業新聞社

Saito, H., and Romão J. (2018), "Seasonality and regional productivity in the Spanish accommodation sector," *Tourism Management*, Vol.69, pp.180-188

Seasonal Uneven Variation among Regions: Comparison of Numbers of Foreign Hotel Guests among Three Prefectures of Hokuriku District

AOKI, Takashi (Kanazawa Seiryō University)

A policy of increasing the number of foreign tourists has been implemented in many regions in Japan, with an eye mainly on regional economic development. However, just pursuing a simple increase in those numbers sometimes causes regional negative effects, and this has been labelled as “Over-tourism” in recent years. One of the reasons for adverse consequences might be the concentration visits in specific seasons or months due to particular attractiveness or marketability of famous tourist spots at those times.

This paper’s main target is to analyze such issues in the Hokuriku District (three prefectures of Ishikawa, Toyama and Fukui, located on the Japan Sea coast) as a case study. For analysis, the seasonal balance index of the monthly foreign hotel guest numbers, applying

the Gini coefficient technique, is used.

The results show that the numbers of foreign hotel guests have been increasing year by year in each prefecture except in 2020 (because of the covid-19 effect). However, the index trends in each prefecture differ as follows:

- 1) The indexes of Ishikawa Pref. are relatively low but those of Toyama Pref. are relatively high in general.
- 2) The trends of the indexes differ in each prefecture and area. Some show a decrease, while others reveal an increase. This might be important to inform considering of appropriate policies.

Keywords: Hokuriku District, Inbound Policy, Seasonal Balance, Foreign Hotel Guests

中国における資源枯渇型都市の発展方式の転換に関する考察

—山東省棗荘市の事例をもとに—

宋 謙（和歌山大学）

要 旨

1949年の中国建国以降、中国の高度な経済発展を支えたのは資源型都市（Resource-based City）である。資源型都市とは、鉱産物（石炭、石油、希少金属等）、森林（木材加工も含む）などの天然資源の開発・加工を中心に成長してきた都市のことである。しかしながら、今日では過度の資源開発への依存が資源の枯渇問題や環境悪化の要因、さらに経済成長の停滞として取り上げられるようになった。中国政府はこれらの諸問題に対処するために、資源型都市の将来を見据えて、2013年11月に『全国資源型城市可持続発展規画（2013-2020）』を發布し、成長型・成熟型・衰退型・再生型の四段階にわたる資源型都市の発展綱要が示された。一方、国の上位計画は定められたものの、都市単位において実際にどのように発展方式を転換したかは不詳である。とくに衰退段階に入った資源枯渇型都市については、都市発展方式の転換実態と課題が解明されていない。そのため、本稿は資源枯渇型都市に着目し、関連する国家政策の基本内容を整理するとともに、山東省棗荘市を取り上げ、発展方式の転換実態およびその転換過程における課題を考察した。

はじめに

(1) 研究背景と目的

1949年以降、中国における工業化の進展によって数多くの資源型都市が誕生した。それらの都市は、国内の資源供給拠点として中央政府から多額の建設資金を受けながら、日進月歩の発展を遂げた。しかしながら2000年代に入ると、それらの都市は資源の枯渇問題に直面し、さまざまな経済、社会、環境問題が発生した（胡、2001；鄭、2008）。そうした状況から政府は2008年から計69の資源枯渇型都市を認定し¹、財政支援を与えるとともに発展方式の転換を促進するようになった。

これまでの資源枯渇型都市に関する主な既往研究は、新たな産業モデルの構築に関するもの（宋・湯、2005；範、2008；陳、2011）、観光型都市への転換手法に関するもの（李、2005；伊藤、2015；宋、2018）、経済財政対策に関するもの（祝、2008；朱、2016；宋、2019）が挙げられる。また近年は、都市空間の再構築に関する事例分析も増えつつある（黄・張・聶、2011；袁・王・滕、2013；柴・呂・戴、2013；宋、2017）。しかし、従来の研究がマクロ経済政策に偏っており（何・王、2021、pp.45-52）、経済以外の事柄を軽視する傾向がみられる。また、郭ら（2020）は20年

キーワード：

資源枯渇型都市 発展方式 都市計画 棗荘 中国

にわたる中国の資源型都市に関する諸研究をまとめ、経済から社会や環境などの分野からの提言が求められることを提起した。そこで、本研究は経済以外の事柄を考慮し、都市単位における具体的な発展方式の転換実態およびその転換過程における課題について分析を進める。

他方、北東アジア諸国では高度成長期に位置付けられた中国の都市発展に関しては注目しているものの、情報が少ない資源枯渇型都市の発展について論じたものは限られている。また、資源枯渇型都市の諸問題は産炭地域振興などかつての日本、現在ならびに将来のロシア、韓国など北東アジア地域の共通課題でもあるため、都市単位の発展方式の転換実態とその転換過程における課題を明らかにすることで、中国のみならず、北東アジア地域の関連都市の発展にも一助となると考えられる。

(2) 研究方法

本研究は、まず資源型都市全般に関する発展の特徴と国家政策の文献調査により、資源枯渇型都市の発展方式の転換にかかわる基本方向を把握した。具体的な事例である棗荘市に関しては、発展方式の転換に関する各種計画の内容、方向性などを『棗荘市資源型都市転型与可持續發展規畫（2010～2020）』『棗荘市城市綜合規畫（2011～2020）』および『棗荘市新型城鎮化規畫（2015～2020）』を基に分析した²。これらの資料は必ずしも資源枯渇型都市に関する全面的な計画ではなく、本稿における都市の発展方式の転換に資する具体的な取り組みを分析する際に取り上げるものとする。

文献分析の上、筆者が2018年8月と2019年3月に棗荘市新都心（中心城エリア）、旧都心（市中エリア）を対象に現地調査を行った。調査では、棗荘市のハイテク産業開発区および公共交通ネットワークの整備状況を確認し、都市発展の最新状況を把握した。その際、公共交通ネットワークの整備効果と課題に関しては棗荘市交通運輸局、棗荘市城市公共交通集団へのヒアリングを通じて明

らかにした。また、鉱山跡地を中心に、生活環境の整備をはじめとする各種の自然化事業を視察し、環境面の内容と課題を明らかにした。

(3) 用語説明

本研究における「資源型都市」は『全国資源型城市可持續發展規畫（2013-2020）』（以下『規畫2013』）の中で記述しているものに基づいて、下記のように解釈する。

資源型都市とは、当該地区の鉱産物、森林などの天然資源を採掘、加工する産業をその都市の主導産業とする都市を指す。地級市、地区、県級市、県および林区、市管轄下の開発区などの行政区が含まれる。

資源枯渇型都市については昨今の研究³を参考し、都市の特徴を概ね以下のようにまとめることができる。

①主要産業あるいは基盤産業である鉱産物の保有量が大幅に減少し、主要の大中型国有鉱山企業の生産能力は設計年限の上限に近づくこと。

②鉱産物などの天然資源の減少につれて採掘の規模が大幅に縮小し、関連産業の発展に支障をきたすこと。

③従業パターンが極めて単一であり、鉱山が閉鎖される度に、大勢の失業者が出ること。

④鉱山環境の保護と回復整備は他の都市より遥かに困難であり、歴史的な環境修復率は全国平均より大きく下回ること。

上記4点のいずれかに該当すると「資源枯渇型都市」と見なされる。本研究で考察した「資源枯渇型都市」はこの4点をすべて含まれるものとする。

また、分野によって中国語の「城市規畫」を「都市計画」と訳されるが、中国の行政単位である「城市」には都市部だけでなく、広大な農村地域（郷鎮など）も含まれるため、本研究で引用する各計画は「○○城市綜合規畫」のように中国語表記のままとする。

1. 資源型都市の発展特徴と国家政策の内容

(1) 資源型都市の発展特徴

資源型都市は、資源の種類によって全国に分布している。これらの都市は国の資源保障の拠点とする地域でありながら、高度な国民経済の発展を支える不可欠な要素ともいえる。資源型都市の発展は一般都市の発展規則を呈するものの、独特な生命周期を持ちながら域内の産業構造や経済の発展を左右してきた。張ら（2014）⁴によると、資源型都市の発展過程において以下のような経済的特徴が挙げられる。

- ①都市の経済発展と都市化のダイナミクスが不十分で、資源枯渇型都市における大都市化のプロセスを鈍化させること。
- ②持続可能な資源型都市の発展を実現するためには、経済の転換と再工業化が必要であること。
- ③立地条件、社会的歴史的背景、市場の発展などの客観的条件が明白な利点ではないこと。
- ④都市経済の自己組織化現象は、資源型都市に深刻な悪影響を及ぼすこと。
- ⑤都市機能と産業構造は都市経済の代謝が遅らせること。

また、資源型都市の空間形態の特徴を図1のように示すことができる。「集中型」構造は資源の集中的な分布状況によって形成された都市類型であり、通常は一つの都心しか持っていない。「一城多鎮型」構造は主に一つの都心区といくつの鎮から構成され、都心区は行政、経済、文化の拠点として、基礎インフラや各種サービス施設が備わっている。鎮は国有大中型工鉦企業を拠点とする工業集積地であり、都心区とは一定の距離が置かれている。このタイプの都市は現存の資源型都市の中で最も多いといわれている。「多中心集中型」とは、「一城多鎮型」構造から進化したもので、鉦工業の発展につれて鎮の規模も拡大し、次第に都心区に匹敵する機能が発達していった。これらの鎮は近くの独立工鉦区に頼りながら副都心として成長していった。

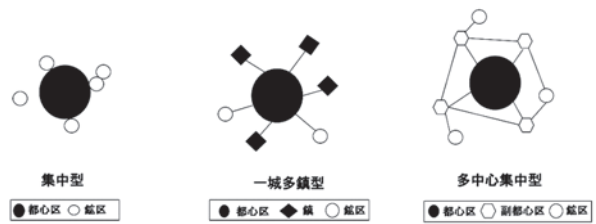


図1 資源型都市の空間構造の形態

出典：張ら（2014）pp.212を参考に筆者作成

この3パターンの空間形態は、様々な問題が存在する。劉（2005）は資源型都市の閉鎖的性格や“多点・長線・面広”の現象から経済の集積効果が得られにくいと指摘している。宋・王（2011）は資源型都市の形成特性から都市空間の分散化問題を指摘し、都市空間の再構築は非常に重要と述べている。

資源型都市の産業特徴としては当該資源の関連領域ばかりに投資し、短期間で産業の隆盛を極めることに目的とされる。そのため、市場の需要によって資源関連加工産業、資源生産にかかわる補助的なサービス産業および特定資源の消費型産業が次々と誕生され、その産業集積は基盤産業との関係性が極めて緊密なものになる。つまり、資源型産業は技術、資金、人材など多くの経済要素を吸収しながら、地域社会に大きな負担を負わされ、非資源型産業の健康的な発展の妨げとなっている（図2）。

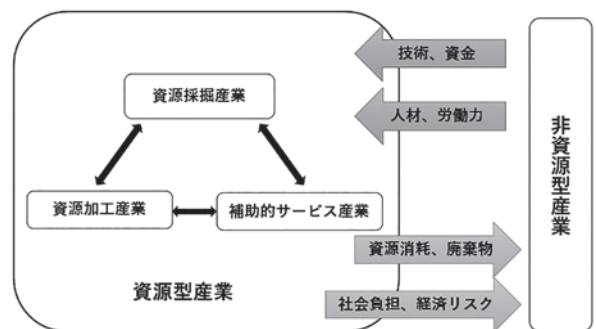


図2 資源型都市の経済体系

出典：筆者作成

(2) 国家政策の基本内容

2001年12月、中国政府は東北工業地帯に位置する遼寧省阜新市を第1号の「資源枯渇型都市

「経済転換試験都市」に指定し、資源枯渇型都市の発展方式の転換について正式な議論をはじめた。2003年10月、国務院は『東北地区等老工業基地振興戦略的若干意見』を發布し、東北地区に位置する資源型都市の経済転換が提起された（馬・李、2015、p.2）。2007年12月、『国務院關於促進資源型城市可持續發展的若干意見』⁵（以下『意見2007』）が登場され、資源型都市に対する産業転換、再就職対策、環境生態保護、バラック地区改造などに関する具体的な発展方針が発表された。これは中国の建国以来、初めての資源型都市の持続可能な発展に関する総合的な政策文書であった。2009年9月の『国務院關於進一步實施

東北地区等老工業基地振興戦略的若干意見』⁶および2010年に採択された『十二五規画』⁷において、資源枯渇型都市における経済転換と地区発展転換を政府の重要任務として位置付けられていた。

2013年11月、中国政府は『規画2013』⁸を發布し、全国範囲において地級行政区（地級市、地区、自治州、盟等126）、県級市（62）、県（自治県、林区等58）、市轄区（開発区、管理区16）計262都市を資源型都市として選定した。そのうち、成長型は31都市、成熟型は141都市、衰退型は67都市、再生型は23都市という四つの発展段階別に分類された。これらの都市の分布状況を図3に示す。

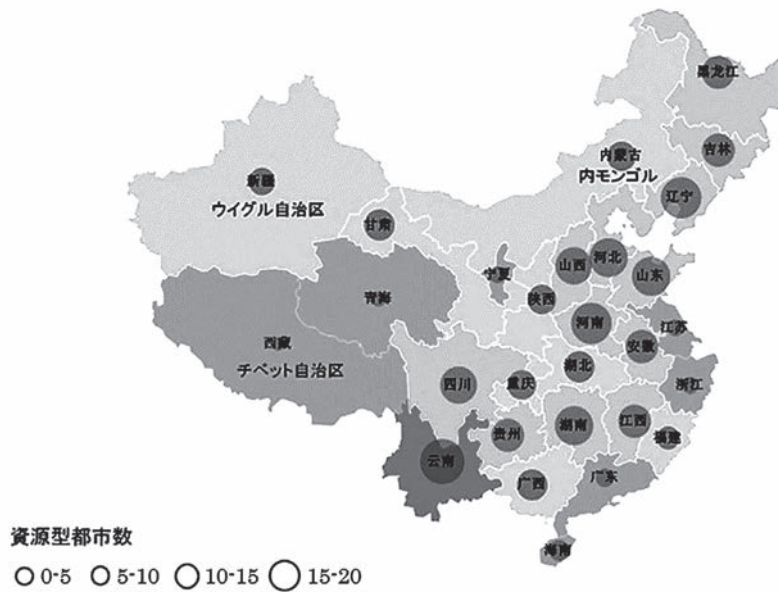


図3 資源型都市の分布状況

出典：筆者作成

本研究は『意見2007』が発表された以降、資源型都市の発展に係る国家政策および資源枯渇型都市に対する財政支援措置はどのようになっているのかを把握するために表1と表2をまとめた。

表1に示している国家政策は、第12次・第13次五カ年計画という国家戦略の下、持続可能な資源型都市の発展に資する各種計画の策定方針を提示しながら、土地利用のあり方、都市機能の多様

性、社会課題の解決などの重点的な施策が明確化されるようになった。さらに、新たな供給力獲得を目指している領域についても、政府はすでに各種の政策⁹を發表しており、資源枯渇型都市の発展方式の転換に関連して総体的に以下の3点を要約できる。

①「中国製造2025」「情報技術」「ビッグデータ」といった先端産業の推進によって、サプライ

チェーンを延長させること。

②格差是正、都市農村の協調発展(城郷一体化)、環境保護、都市インフラ整備など国民生活の質向

上、社会の発展に寄与すること。

③産業のハイエンド化並びに独自性、競争力の強化、および特色産業を提供すること。

表1 資源型都市の発展に関する国家政策

| 政策名 | 発布機関 | 発布年 | 主な内容、方針 |
|--|----------------------------------|---------|---|
| 1 国务院關於促進資源型城市可持續發展的若干意見 (国発【2007】38号) | 国务院 | 2007年 | 持続可能な開発、接続代替産業の育成、社会問題解決、環境保護と回復、資源探査と管理権の強化、政策支援 |
| 2 国家發展改革委并公庁編制資源枯竭型城市転型的規画指導意見 (発改并東北【2009】2173号) | 国家發展改革委員会 | 2009年 | 計画の性質、方針と内容(国土条件、総合目標、接続代替産業、社会問題、生態環境等)、実施主体(市級策定原則)、新興産業 |
| | | 2013年改正 | |
| 3 全国資源型城市可持續發展規画 (2013-2020年) (国発【2013】45号) | 国务院 | 2013年 | 經濟發展・民生改善・資源保障・生態環境保護の發展指標の確立、發展段階ごとに支援対策の明確化、資源利用の秩序化、産業体系の多元化、民生改善、生態環境保護、都市ハード面とソフト面(軟環境)建設の強化 |
| 4 關於支持老工業城市和資源型城市産業轉型升級的實施意見 (発改振興規【2016】1966号) | 国家發展改革委員会、国土資源部、科技部、工業情報部、国家開發銀行 | 2016年 | 伝統産業のグレードアップ、産業転換模範園區の構築、中国製造2025を代表とした新産業の育成・転換、製造業とサービス産業の融合、集約型土地利用、健全な管理体制等 |
| 5 国家發展改革委關於加強分類引導培育資源型城市轉型發展新動能的指導意見 (発改振興【2017】52号) | 国家發展改革委員会 | 2017年 | 持続可能な都市成長、都市機能の多様性、多元化産業、創造性、住環境、智能都市、「一城一策」方針(注1) |

出典：中国政府各年発表より筆者作成

注1) 「一城一策」方針とは、資源型都市に対する政策優先支援措置のことを指す。例えば、都市計画の優先審議、財政補助など都市ごとに異なる政策を与えることができる。

表2 資源枯渇型都市に関する財政支援措置

| 措置名 | 発布機関 | 発布年 | 主な支援内容 |
|--|------|-------|--|
| 1 中央対地方資源枯渇型城市轉移支払管理弁法 (財預【2012】305号) | 財政部 | 2012年 | 資源枯渇型都市の転換に資する政策資金補助事業の配分方法 初回は4年間配分、目標未達成の場合は5年間延長可、目標達成の場合は前年度を基準に引き続き3年間で75%、50%、25%逓減配分 |
| 2 財政部關於印發《中央対地方資源枯竭型城市轉移支払弁法》的通知 (2017) (財預【2017】103号) | 財政部 | 2017年 | 社会問題解決の専門補助金を環境保護、基礎インフラ、民生などの歴史遺留問題の解決に重点的に投入、2012年のものを改正し、目標達成の場合は4年の限度で毎年20%逓減支給 |
| 3 2018年中央対地方資源枯渇型城市轉移支払的通知 (財預【2018】56号) | 財政部 | 2018年 | 資源枯渇型都市、独立工鉱区(注1)、鉱山地盤沈下区の社会問題を解決するための資金補助事業(計192.9億元) |
| 4 財政部關於提前下達2019年中央対地方資源枯渇型城市轉移支払的通知 (財預【2018】157号) | 財政部 | 2018年 | 資源枯渇型都市、独立工鉱区、鉱山地盤沈下区の社会問題を解決するための資金補助事業(計154.33億元) |
| 5 財政部關於下達2020年中央対地方資源枯渇型城市轉移支払的通知 (財預【2020】71号) | 財政部 | 2020年 | 資源枯渇型都市、独立工鉱区、鉱山地盤沈下区の社会問題を解決するための資金補助事業(計222.9億元) |

出典：中国政府各年発表より筆者作成

注1) 独立工鉱区 (independent industrial and mining district) とは都市、村鎮の居住地から離れた場所で採鉱関連施設を中心に形成した地区を指す (『城郷規画学名詞』 pp.41 より)。

具体例を挙げると、2016年に国务院は「製造業とインターネット融合の深化を發展させる」ことに関する意見¹⁰を發表し、IoTによる製造業の

改革を促進しようとしていた。いわゆるイノベーション産業の普及が發展の重点化戦略に位置付けられるようになった。そしてこれらの政策は資源

枯渇型都市の発展方式の転換を新たな段階に押し上げつつある。

さらに『規画 2013』では「都市内部の二元構造の打破、歴史が積み残した問題の解決、失業対策、バラック地区の改造、廃坑や地盤沈下への対処、関連産業や代替産業の振興を通じて、都市の持続可能性を増強させる」ことが示されている¹¹。具体的な計画目標として同規画は経済、社会民生、資源保障、環境保護の各面における発展指標が定められた。経済面では、代替産業を中心とした経済転換策が設定されるようになった。具体的には、第三次産業をはじめとする多元化産業体系の形成や、付加価値の高い接続産業の育成を通じて都市経済の活力を盛り返させる方針が挙げられる。とくにサービス産業の比重は地区 GDP の 40% まで引き上げ、年間平均 8% の増加目標が定められた。社会民生面においては、経済転換策のもとに居住環境や社会保障制度の改善によって社会イノベーションを創出させる仕組みが挙げられる。加えて、鉱山地質の環境回復を図るとともに、資源枯渇型都市の発展方式の転換を加速させるようになった。

これまで発表された諸政策の内容をまとめると、図 4 のように示すことができる。

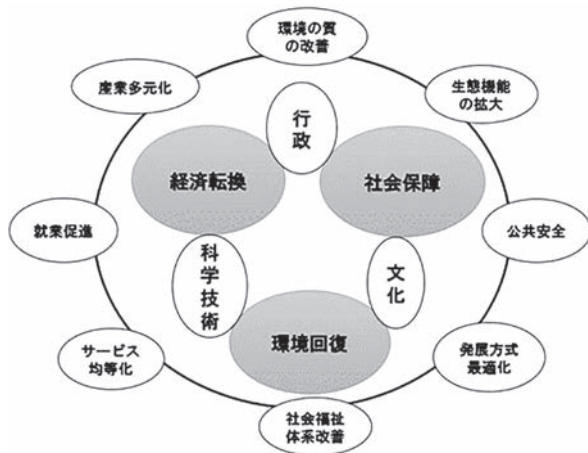


図 4 国家政策の基本内容

出典：筆者作成

これらの諸政策の基本内容から考えると、資源枯渇型都市の発展方式を転換させるために、経済、社会、環境の各面を含めた都市計画の策定が重要であると考えられる。

以下は資源枯渇型都市である山東省棗荘市の事例を通じて発展方式の転換実態およびその転換過程における課題を考察した。

2. 事例の概要

(1) 事例の選定理由

棗荘はかつての中国三大炭鉱¹²のひとつである中興鉱務局が誕生した地である。紀ら (2014) によると、計画経済時代における棗荘市の石炭確認鉱量は 17 億 1,771 万トンあり、鉄鉱石、銅鉱石、アルミ土石などの確認鉱量も多く、清朝末年に大規模な採掘活動が判明された以来、石炭産業は百年以上にわたって地域経済の発展に貢献してきた。表 3 に示している通り 2007 年～2012 年の間、原炭生産量の平均値は 3017.75 万トンに達し、この時には棗荘市の可採埋蔵量は確認鉱量の 70% を超えたという (同紀ら、2014、p.50)。同表では 2011 年、2012 年に原炭生産量の対前年比増加率をマイナスに転じつつあり、採掘規模の縮小傾向を伺うことができる。2013 年、国務院は炭鉱の設置基準を是正し、30 万トン未満の炭鉱操業は実質できなくなった¹³。これらのことによって、棗荘市は多くの鉱山が閉山され、地域経済に大きな打撃を与えた¹⁴。

事例の汎用性としては、棗荘市は計画経済時代の下で発展してきた典型的な資源型都市であり、多くの資源型都市の形成背景と、直面している問題に共通点がみられる。妥当性としては、国の上位計画に基づく新たな都市計画が策定されたことから、他の資源型都市にも参考できる事例であると考えられる。また、資源枯渇型都市の諸問題について約 20 年間にわたって議論されてきたものの、未だに試行錯誤を繰り返す段階である。そのため、一般的に都市計画は 10 年単位で編成することを考慮し、2009 年に資源枯渇型都市の認定

表3 棗荘市原炭生産量の経年変化（2007-2012）

| 年 度 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 平均生産量 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 生産量 (万トン) | 3281.57 | 2868.12 | 2985.85 | 3152.22 | 2999.98 | 2818.78 | 3017.75 |
| 前年比 (%) | / | -12.6 | 4.1 | 5.57 | -4.83 | -6.04 | / |

出典：「棗荘市国民経済和社会発展統計公報（2007-2012）」および「棗荘年鑑 2020」を参考に筆者作成

から 2021 年時点まで 10 年を経過した棗荘市の
実態解明は資源枯渇型都市の発展にとって普遍的
な意義を有するものであると考えられる。

(2) 都市概況

棗荘市は炭鉱の採掘とともに、集落、鉱区、村鎮、
市街地といった都市空間が形成されてきた。表 4
は棗荘市都市空間の形成段階を示している。これ

は前述した図 1 のように、「集中型」、「一城多鎮型」
「多中心集中型」の順に概ね合致している。棗荘
には 1308 年から炭鉱採掘の記録があり、棗荘（現
市中区）、陶荘を中心に鉱区集落が出現しはじめ
た。明清時代に、商工業の繁盛によって滕県（現
滕州市）、嶧城、臨城（現薛城区）、棗荘（現市中区）、
台児荘などの村鎮に居住施設も整備され、点状
的な都市空間のひな形が形成された。

表4 都市空間の形成段階

| 時期 | 影響因子 | 該当地区 | 空間構造特徴(注2) |
|----------------------|--------|-------------|------------|
| 早期集落 (1839年以前) | 歴史(注1) | 薛城、滕州、嶧城 | 点状分散 |
| | 資源開発 | 市中、滕州 | |
| | 資源開発 | 台児荘、山亭 | |
| 鉱区造成 (1840~1946) | 工業発展 | 市中、滕州 | 点状分散 |
| | 交通発展 | 市中、滕州、薛城 | |
| | 歴史 | 薛城、台児荘 | |
| 村鎮形成 (1946~1960) | 工業発展 | 市中、滕州、薛城、嶧城 | 带状分散 |
| | 都市発展 | 市中、滕州、薛城 | |
| (1961~1999) | 工業発展 | 市中、滕州、薛城 | 多極分散 |
| | 交通発展 | 滕州、薛城 | |
| | 商業発展 | 市中 | |
| | 農業発展 | 山亭、嶧城、台児荘 | |
| 都市発展方式転換 (2000以降) | 都市機能転換 | 東城、西城 | 双核集積 |
| | 観光業発展 | 山亭、嶧城、台児荘 | |

出典：『棗荘市誌』、『棗荘年鑑』各年版をもとに筆者作成

注1) 影響因子の「歴史」とは歴史上の原住民や戦争に伴う移住による形成された地区を指す。

注2) 「空間構造特徴」とは集落、鉱区、村、鎮などの分布状態を表すことである。

1948 年、全国では工業化と都市化の勃興期に
入り、大規模な炭鉱採掘が行われた。当時、都市
空間は石炭の存在経路によって村鎮をつなぎ合わ
せて带状のように形成された。1961 年、棗荘は
地級市に昇格し、五区一県（市中区、薛城区、山
亭区、嶧城区、台児荘区、滕県）の行政区画が

確立された。地級市に昇格したのち、棗荘炭鉱
本部がある市中区を核とした都市開発が明確さ
れ、大規模な都市整備も順次に展開した。しかし、
1997 年には市政府の更迭により、都心の再配置
が検討された。1999 年に新たな都心が市中区よ
り西の位置に計画され、2004 年に市政府機関を

市中区から新都心（中心城）に移転した。その後、中心城の幹線道路も整備され、現在の東西二城¹⁵に集積した都市空間が固められた。図5に示すように、1946年頃、市中区の周辺にまだ不鮮明な点状の村鎮が形成し、1999年にその範囲が大きくなったことが確認できる。2000年代以降、各区の範囲も大きくなり、2015年には現在の都市空間の基盤を築いた。

資源枯渇型都市の認定を受け、炭鉱規模の縮小が加速しつつ、長年にわたり鉱区を中心とした生

活スタイルが定着したこともあった、地域間交流が分断されてしまう結果となった。炭鉱所在地に沿って形成された都市空間の問題は依然として顕在している。宋（2017）は棗荘市各区の間の距離が少なくとも20km以上あり、最大60kmを超え、典型的な分散立地構造であることを指摘した。実際、2016年に発表された『棗荘市新型城镇化規画（2015～2020）』（以下『規画2015』）では、都市の分散問題は発展方式転換の重要課題と言及されている。

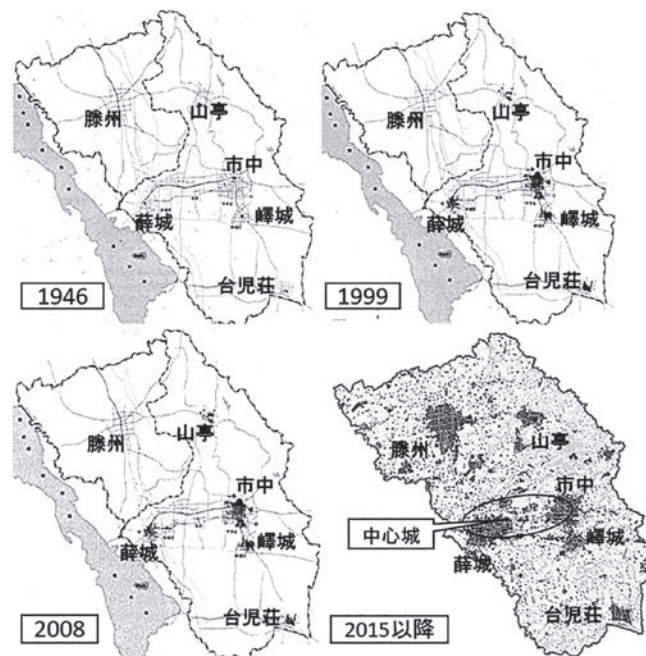


図5 都市空間の変容

出典：同表4

注) 色塗り部分は集落、鉱区、村、鎮などの分布範囲を示している。

『規画2015』では、全域を五級七類型の圏域レベルとしてそれぞれの区域機能が策定された（表5）。図6に示すように、機能分類を通じて、都市空間の物理的分散から各種産業の集積へと転換させる仕組みによって広域拠点、地域拠点、地区拠点並びに各種の産業拠点の細分化が図られた。

『棗荘市資源城市転型与可持續發展規画（2010～2020）』においても都市機能の調整によって空間を再構築することが示された¹⁶。このように、

中心城エリアは炭鉱都市のイメージを一新する取り組みであり、資源枯渇型都市の発展方式の転換において核心的戦略の一つとして位置付けられるようになった。

3. 転換の実態と課題

棗荘市には資源型都市の発展上の理由から、魅力的な中心地区は皆無であった。2000年代頃、域内の緑地などのオープンスペースは細断され、

表 5 各区の機能分類

| 圏域レベル | 城鎮数 | 城鎮名 | 機能類型 |
|-------------------|-----|-----------------------------|-----------|
| 一級: 広域主中心 | 1 | 中心城(東西両城大都市圏) | 総合型 |
| 二級: 広域次中心 | 1 | 滕州 | 総合型 |
| 三級: 地域中心 | 2 | 山亭、台児荘 | レジャー観光文化型 |
| 四級: 地区中心 (中核鎮) | 14 | 陶荘、西岡、官橋、潤頭集、古邵 | 工鉱サービス型 |
| | | 桑村、木石、鄒塢、級索、榴園、濱湖 | 総合発展型 |
| | | 祝郭、陰平、北荘 | 農業産業主導型 |
| 五級: 地区中心 (一般鎮) | 25 | 界河、姜屯、南沙河、東沙河、沙溝 | 工業主導型 |
| | | 張汪、柴胡店、鮑溝、張山子、底閣 | 工鉱サービス型 |
| | | 徐荘、馮卯 | 観光開発主導型 |
| | | 龍陽、羊荘、店子、城頭、水泉、孟荘、峨山、泥溝、馬蘭屯 | 農業産業主導型 |
| | | 東郭、西集、周營、大塢 | 総合発展型 |

出典：『規画 2015』をもとに筆者作成

注) 「総合型」とは政治、文化、経済の中心と意味する。「総合発展型」とは一つの産業ではなく、地域特性を活かした多種多様な産業発展を促進する形式である。「レジャー観光文化型」とはもともと観光産業があり、その産業を拡大する形式と意味する。「観光開発主導型」は一から観光産業を作り出す形式である。

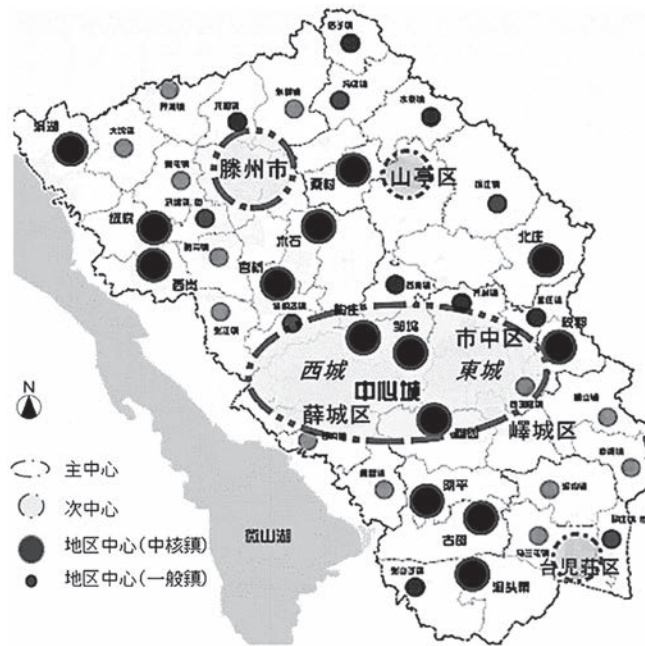


図 6 棗荘市都市圏の機能分布

出典：『規画 2015』をもとに筆者加筆作成

その大半の土壌は汚染されていた。多くの地盤沈下区域と相まって、総じて都市の質や社会文化の欠如が露呈されていたのである。2009年3月、棗荘市は資源枯渇型都市に認定され、国や山東省政府が棗荘市の発展方式の転換に大きな支援を与えた¹⁷。

棗荘市の転換計画は、前述した『意見 2007』

の政策方針を踏まえつつ、資源枯渇型都市から「富強、文明、和諧、幸福新棗荘（富んで強く、文明、調和のとれた幸せな新棗荘）」という転換目標を確立させた¹⁸。都市計画のプロセスにおいては、まず中心城の開発を先行させ、地域拠点と都市機能の再構築を図ろうとしていた。そのなかで、中心城の高次都市機能を強化させながら、分散して

いる各区の人とモノのシームレス化も併せて、より行動的な移動ができるシステムへの構築も実施された。一方、資源枯渇型都市として地価は比較的安価であり、また交通条件も良好なことから、産業転換に悩む地元自治体としては、物流・製造・ハイテク等産業の誘致を積極的に行った。環境回復に関しては、住環境を中心とした自然化事業に取り組んでいた。

以下は具体的な取り組みを整理したい。

(1) 中心エリアの整備

魅力的な中心エリアを作るため、中心城を対象に高次都市機能を明確することがなされた。大規模開発において業務施設のほか、広域からの集客

を狙った商業施設、民用住宅と公的な住宅（公務員宿舎、社宅など）のほか、総合病院、ホテル、展示場、市民ホールといった公共施設も導入されていた。また、中心城の機能としては行政サービス、商業、居住のほか、余暇公園、カルチャーパーク、人工湖にいたる大小さまざまな自然空間の複合体が挙げられる（図7）。

中心城の整備効果として、魅力ある中心エリアの形成によって公共交通機関や徒歩への交通手段のシフトによる自動車交通の削減、各区間の移動機会の確保、自然的土地利用や余暇空間の保全、中心市街地の活性化やコミュニティの維持が挙げられる¹⁹。



図7 中心城土地利用計画図

出典：「双庄市中心城規画総図 2007-2020」を参考に筆者作成（黒塗り部分は水系・緑地を示す）

中心城計画には、従来の都心地区の開発とは二つの基本的な違いがある。一つは、単なる都市の経済・行政の中心としてだけでなく、住民が意識できるオープンスペースを増加させることである。もう一つは、将来に向けた魅力的な中心エリアを構築するため、中心城の質の高さを確保することである。例えば、既成市街地の外側のランド

スケープを中心城計画の中で明示することにより、市街地の緑地側への拡大を食い止める役割を果たしている。さらに生態環境保護を意識した開発は魅力的な中心地区の形成を後押ししている。

(2) 産業構造の転換

双庄市では、産業構造を転換させるため、「第

一次産業の最適化、第二次産業の強化、第三次産業の拡大」という産業転換の方針を確立し、代替産業を生み出すために域内の資源・技術を最大限に活用していく方策を検討することによって、中心城エリアの中でハイテク産業開発区²⁰が計画された。ハイテク産業開発区は「多元化産業体系の形成をはじめ、サービス産業、技術産業など新たな接続産業の育成を通じて都市経済の活力を盛り返させる」という基本原則に基づいて整備された。

ハイテク産業開発区は政策・経済上の優遇措置が導入され、人工知能・IT技術・精密機械製造を主力産業とした国内外の企業を積極的に誘致することで、都市発展の評価軸そのものを「量」から「質」に転換された。いわゆる産業のノウハウといった「軟實力」（ソフト力）が強化された。例えば、棗荘市では、「両鎮一谷一中心」のプロジェクト²¹が実施された以来、IT関連企業145社が誘致され、中国科学院、浙江大学など国内有数の研究機関の地域拠点もここに設置された。こうした取り組みを通じて、棗荘ハイテク産業開発区は2015年2月に国家級ハイテク産業開発区²²に昇格し、2020年1月に国家新型工業化産業模範基地²³にも選出された。2020年の棗荘ハイテク産業開発区報告²⁴によると、総合開発レベルでは全省159の開発区のうち21位にランクインされ、都市の転換に格段の進歩が示されている。

ハイテク産業開発区の取り組みは国の産業転換政策に呼応して、これまでの資源型クラスターを構成する企業や産業の生産性を再向上させ、それらがイノベーションを進める能力を強化し、それによって都市の持続可能な成長を支えることになる。そして、イノベーションを支えクラスターを拡大するような新規事業の形成を刺激することで、新たな都市開発にも影響を与える、という棗荘の実践は資源枯渇型都市の発展方式の転換に示唆されるところが大きいと考えられる。

(3) 交通網の整備

資源枯渇型都市の認定に伴う再開発の対象地域は、各区の枠を大きく超えていた。区の境界を跨って市街地が繋がっている状況では、それまでの区という単位よりももっと広域で考える必要が求められた。しかしながら、「分散立地構造」の問題を解決しない限り、真の転換にもならない。それに対処するために、交通網計画が登場された。交通網整備の実態把握と整備の効果・課題については、棗荘市交通運輸局および交通事業者の関係者へのヒアリングを通して以下の4点を整理できる。

1) 移動環境の改善

都市空間の分散化問題を踏まえ、地域間の移動を促進するために、棗荘市は安価かつ整備期間の短いBRTシステムを採用した。2019年現在、既に七つの基幹路線が開通され、五区一市のすべてが連結した。市公共交通総公司への筆者のヒアリングから、各区間の移動は従前に比べ大幅に増加されたことがわかった。とりわけ中心城への往来は絶えることがなく、BRTの開通による年間輸送者数は従来の市中区と薛城区間路線の10倍となり、一日の乗車数で3万人に達する記録があった。また、BRTは均一料金制度を導入したことにより、日常的な輸送量を向上させたのみならず、広域的な観光交流に係る移動環境を改善させる契機となった。

さらに、BRT幹支線間の無料乗り換えを通じて、都市全体のアクセスの利便性が高まり、各区の人とモノのシームレス化も実感できたとの意見が多く寄せられていた。近年でも他市の政府関係者による棗荘BRTの見学希望も多数あるという。

2) 都市開発軸の確立

宋（2017）を参考に、図7の中心城平面図の上に現地で購入した「棗荘市BRT路線案内図」を重ねて作成した図8を見ると、BRT幹線は西城と東城のほぼ中央部に通る光明大道に沿って設定され、この基軸を中心に各区への支線も形成さ

れている。現地観察では、都市開発軸はBRTの路線延長とはほぼ重なっていることを確認できる。このように、都市開発軸が明確化され、交通ネットワークを都市計画の中に取り組みことにより、資源枯渇型都市における根本的な空間分散化

の問題が一気に解消に向かうこととなった。その結果として、公共交通網を軸にした土地利用の再編を通じて、整然とした都市空間を形成することができた。

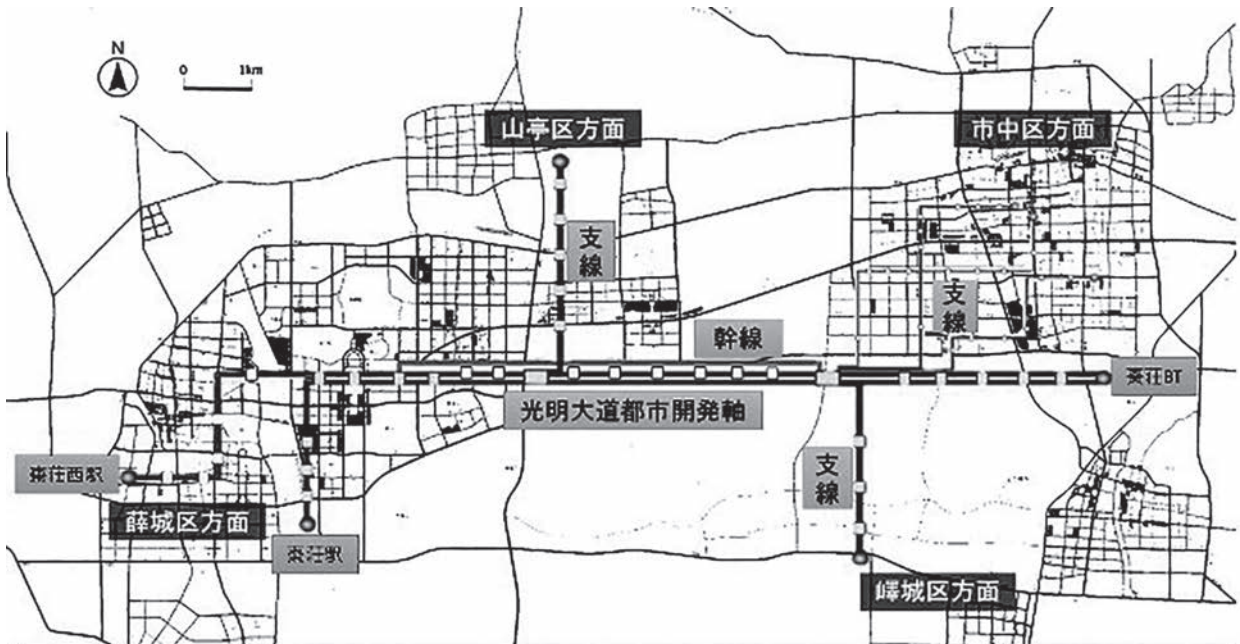


図8 BRT 幹支路線の位置

出典：筆者作成

3) BRT 整備の問題点

一般的に、長距離の都市間移動には鉄道の利用が最も多いと考えられる。棗荘市関係者へのヒアリングから、最初は軌道交通の導入も視野に入れたものの、資源枯渇型都市の財政や建設周期の問題があり、広大な建設用地取得の難しさと相まって最終的にBRTシステムが選ばれたことがわかった。また、当初の計画では既成市街地においても大容量の連節車両を導入したが、道路の渋滞になりがちであったことから、市街地の連節車両が廃止され、BRTの乗り換え支線として小型バスに転換された。郊外の交差点においても、PTPS（公共車両優先システム）が活用されたため、BRTの優先通過に伴う横方向交通からの苦情対応に追われていた。BRTの導入に伴う新た

な課題を発生させることについても注視したい。

4) 交通網計画の課題

従来、地区環境の確保のためには、道路の段階構成の概念²⁵を地区の道路網に取り入れることが必要となる。棗荘市の場合、都市開発軸に基づく道路網の整備はそれを達成したものの、既成市街地における道路網の整序化はなされていない。そのため、人が密集している既成市街地における幹支線交通の道路空間の配分が課題となる。また、初期費用が安く抑えられるBRTの導入についても、路線網の拡大による建設費・管理費の増加、土地収用の問題等があらわれ、財政状況が厳しい資源枯渇型都市はそれらを維持できるかも慎重に検討すべき課題である。

(4) 環境事業

資源枯渇型都市にとって、言うまでもなく、もっとも重要な課題は環境の回復である。棗荘市は2000年代を境とする産業構造の転換によって、従来この地域を支えていた石炭産業が衰退し、域内の地盤沈下、ズリ山や汚染された自然環境が「負の遺産」として残された。

さらに、鉱山採掘にともなって「緑」が減少し、生活環境が悪化していく中、地球温暖化やヒートアイランド現象などの問題も絡み、緑地景観の再生は棗荘市における重要な課題とされている。環境回復の目的は、市域が石炭産業の下で被ってきた環境や景観に対する障害を除去し、自然化事業を通じて工業的な景観の中で形成された生活環境を改善することにあり、代表的な事業は表6に集約できる。

表6 代表事業

| 計画内容 | 具体例 |
|----------|--|
| 緑地景観の再生 | 中心城生態保護区、鳳鳴湖広場 |
| 地盤沈下区の活用 | 人工湖(東湖公園)、市民の文化広場 |
| 歴史的遺産の保全 | ズリ山を活用した鉱山公園(中興国家鉱山公園)、旧棗荘炭鉱事務所を展示施設に(中興公司弁公樓) |
| 炭鉱住宅の建替え | 新規マンション建設(研石山豪庭1期2期)、既存住宅改良(北井宿舍) |

出典：筆者作成

環境事業は新たに緑地・水辺を造成するほか、ズリ山、地盤沈下区、鉱務所などの産業遺跡を活用・再生することで、地域の特性を演出する取り組みがなされていた。これらのことから、産業遺産を完全保存か完全撤去という二者択一式ではなく、あらゆる活用の可能性が示された。同時に、一定の地域生活単位において、炭鉱住宅の基本構造を尊重しつつ、公共空間の整備と建物の改良を併せて炭鉱労働者の意向を反映した住環境整備事業が行われた。地域特性を反映した計画的な住宅政策の実施という観点から、炭鉱住宅の改良に伴う建設費補助、経済住宅の直接提供など供給手法が多様化し、炭鉱失業者の再就業促進ための商住

一体型開発の事例²⁶も出てきていることが注目される。

尹ら(2013)は棗荘市の炭鉱跡エリアにおける土壌侵食対策や鉱坑の人工湖改造等の取り組みに対して大きく評価したように、棗荘市は分断化されている自然区間の再編成や空間構造そのものの改善によって地域生態環境の保全・復元を行い、工業的景観の活用・修景で用いた環境再生の手法を取り入れたことで、将来的な都市活性化を視点においた社会的な取り組みであるといえる。とくに新産業への転換が急務とされているなかで、それには生活環境の改善からはじめなければならないという問題意識を持っていることが注目される。

一方、これまでの環境対策の主導者は政府のみであった。政府が生態環境の回復に力を入れたとしても企業や個人の参加が乏しいなか、環境問題を解決することは現実難しい。また、大規模の環境対策の実施に伴う財政問題を抱えており、行政としても対応に苦慮するところである。このことから、環境対策の定量的な効果を検証することが必要であり、経済的効果、環境負荷、生活の質(QOL)といった指標により、都市環境を評価し、全社会がそれを最大化する方策を探る必要があると考えられる。その意味において行政改革や住民参加も求められるだろう。

4. 転換の効果

棗荘市は、資源枯渇型都市に認定された以来、国の政策に則って発展方式の転換を堅持し、生態的、住みやすい都市づくりを目標に、国の支援事業を最大限に活用し、成果を上げつつある²⁷。

①経済面では、棗荘市のGDPは2007年の926億元から2016年には2,142億6,300万元と2007年の2.3倍に増加した。地方財政収入は2007年の45億2,000万元から2016年には147億4,000万元と2007年の3.3倍に増加した。固定資産投資は2007年の395億元から2016年の1,788億5,100万元と2007年の4.5倍、小売業

の総販売額は2007年の242億元から2016年には892億3,000万元と3.7倍に増加した。

②民生改善の面では、都市住民の一人当たり可処分所得は2007年の12,585元と農民の一人当たり純所得は5,161元から2016年にはそれぞれ27,708元、13,018元と、2007年の2.2倍、2.5倍に増加した。2020年、一般公共予算支出に占める民生関連支出の割合が77.2%に達した²⁸。

③産業構造転換の面では、規模以上の工業の付加価値に占める非石炭産業の割合は、2007年の73.5%から2016年には90.84%となり、17.34ポイントを増加した。産業構造は2007年の8.7:64.1:27.2から2016年の7.6:51.2:41.2となり、産業構造が調整され、第三次産業の割合は14ポイント上昇し、付加価値の成長率は省内17地級市の最下位から5位に跳ね上がった。

④環境回復の面では、584の重点緑化プロジェクトが実施され、中心城エリア周辺に200km以上の緑道を建設しながら、新たに63.5万畝²⁹の植林と緑化面積を追加し、2014年には国家森林都市となった。これまでに119の重点造園事業が実施され、都市部における約374万平方メートルの裸地の緑化を完了し、2016年に国家園林都市に選ばれた。

また、中国の95の旧工業都市（地級市）を対象に、総合競争力、産業効率、転換・高度化の動態、グリーン開発、生活保障などの5つの側面から転換・高度化の発展レベルについての調査・評価分析³⁰によると、2021年時点、棗荘市は29位にランクインした結果がわかった。

5. 考察

本研究は、中国の資源枯渇型都市の発展方式の転換について、国家政策の内容を整理するとともに棗荘市の事例考察を通じて、その転換実態およびその転換過程における課題を明らかにした。本研究の考察として以下の3点をまとめることができる。

1) 資源型都市は資源産業によって発展してきた都市であり、資源の枯渇に伴う社会・経済・環境問題が多くなり、伝統的都市像とはかけ離れた都市パターンが現れるようになった。そのため、都市の転換は一般都市より困難となった。中国の場合、資源型都市に関する国家計画を策定し、資源型都市に特化した政策方針を提示した。今後、資源型都市の発展方向を決める際に、こうした政策動向を把握し、新たなステージに入る必要があると考えられる。このことは、従来の都市計画関係者が「一般計画論」のような呪縛を解き放ち、資源型都市の実情にあったサステイナブルな開発モデルを検討することを示唆している。

2) 資源型都市の発展は中心部・郊外部を問わず、まとまりのない散漫な市街地が形成されていて、ほとんどが経済と環境の両面で問題となっている。個別の経済活動としてはプラスであっても、都市全体で見るとマイナスになっているケースがほとんどである。したがって、セントラルエリア（本稿の「中心城」）の整備を都市計画の重点に置きながら、個別開発プロジェクトと並行して行うことを理解しなければならない。棗荘市は、分散した都市空間や魅力的な中心地区の不在により、都市の質そのものを低下させた。転換の最初段階に、都市再編を求める重点地域を定め、最優先で行われたのは中心城の整備である。その魅力的な中心地区の開発によって都市開発軸も明確になった。さらに、BRTを駆使して広域を連動させることで根本的な空間の分散化問題を一気に解消させたことは大変参考になる。

一方、交通網の構築にあたって、BRTシステムの導入はこうした都市地域に対し、一概に効率的なものと断言することはできない。棗荘BRTは広域範囲を繋ぐ役割で運用されてきたが、もともと狭い既成市街地における導入は渋滞問題とも結びつきがちで、BRT導入の如何の前に綿密な計画を立てる必要があると考えられる。

3) 生活環境の改善はコミュニティ維持と交流

の向上ひいては都市の発展方式を転換させるための重要な施策になると考えられる。棗荘市の環境事業は、住環境のほか、遺産保全、地盤沈下区の整備などにも注力しつつ、地域文化と生態環境への投資が転換に対して極めて有効であった。棗荘市は、2014年に国家森林都市、2016年に国家園

林都市、中国優秀旅行都市、2017年に中国最美文化生態旅行都市など数多くの環境関連賞を受賞したことは、これらの取り組みがもたらす効果が大きいと受取れる。

以上の考察に基づいて、棗荘市の発展方式の転換実態を図9のように示すことができる。

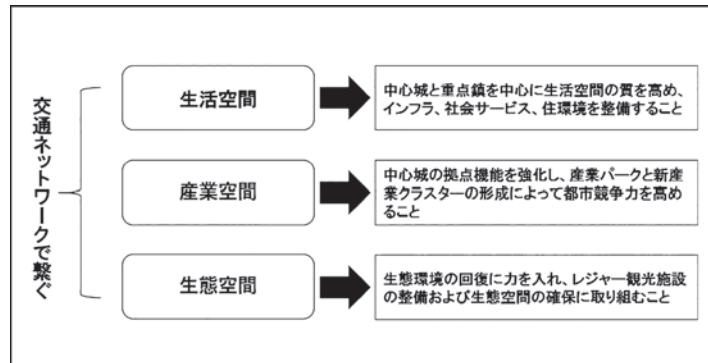


図9 棗荘市の発展方式の転換実態

出典：筆者作成

6. 北東アジア地域への示唆

資源型都市の発展は、資源量そのものに依存するため、その資源が使い果たされると、資源採掘そのものが問題となり、関連企業は事業損失や破産が起り、ひいては都市経済の崩壊に直面することを強いられる。

石油、天然ガスといった再生不可能エネルギーの割合は非常に高く、いずれも6割以上を占めている。とくに石炭を中心とする化石エネルギー消費の急増が大気汚染、酸性雨汚染、地球温暖化問題などを更に深刻化させ、中国だけではなく、北東アジアそして世界全体の持続可能な発展の基盤を弱めるとの懸念であることから、エネルギー戦略の転換も余儀なくされている。既に、日本の夕張市や韓国の江原道太白市³²のような炭鉱都市は中国と同様な問題が発生されたことから、その単一産業によって発展してきた都市のあり方を再考すべきだと考えられる。

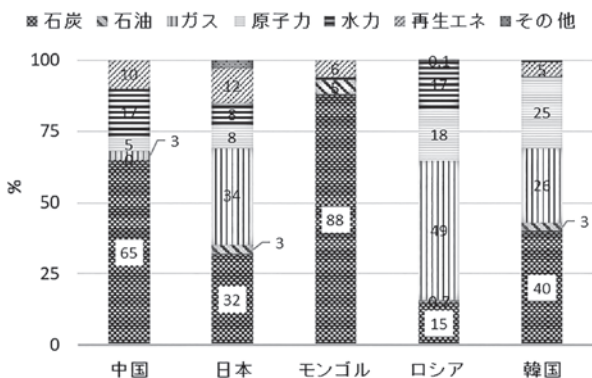


図10 北東アジア諸国における電源構成(2019)

出典：IEA.World Energy Outlook 2020³¹より筆者作成

図10に示すように、2019年時点の北東アジア諸国における電源構成の状況を見ると、石炭、

本稿は棗荘市の事例考察を通じて北東アジア地域における同類型の都市地域の発展方式について以下の示唆を与えることができると考える。

第1に、資源枯渇型都市の発展方式の転換は様々な側面にわたり、体系的に転換目標を作らなければならない。棗荘市は産業転換、都市整備、環境回復の側面から転換の方針を定め、広域間の協働によって経済・社会・環境問題の解決に繋げ

た。とりわけ産業転換を先立って行い、元来の資源型産業への過度依存を徐々に排除し、産業構造を変えることは最優先事項であることが示された。4で述べた産業転換の効果を見ると、棗荘市はハイテク産業を代表とする多元化産業体系の形成によって都市経済の持続可能性を担保されるようになった。

第2に、国は資源枯渇型都市の発展方式の転換のための一連の政策支援制度を導入し、資源枯渇型都市の変革の機運を高めてきているが、これは発展方式の転換を促進するための外的要因に過ぎない。石炭開発の基に発展してきた古い工業都市である棗荘市の都市空間は、様々な歴史的要因により合理的ではなく、都市機能も相対的に立ち後れている。棗荘市は都市空間の特殊性を踏まえながら中心エリアの整備をはじめ、都市空間の物理的分散から各種産業の集積へと転換させる仕組みは地域ごとに異なる分野から取り込むことが可能になった。これは「地球規模で考え、地域で行動する(Think globally, Act locally.)」(Stephen, Walter, 2004, p.3)という都市理念からも、北東アジア関連地域への示唆が大きいと考えられる。

第3に、経済発展を向上させると同時に、その過程で生態環境の保護にも注意を払い、バランスの取れた発展を実現すること。具体的には、発展方式の転換過程における生態保護という点では、修復と予防の組み合わせが取ることである。つまり、既に発生した環境問題を修復する一方、まだ発生していない、あるいは生態環境を悪化させる可能性のある問題を予防する必要もある。棗荘市はズリ山や地盤沈下区といった「負の遺産」を除去するとともに、新たに緑地・水辺を造成することは、経済以外の事柄が重視される姿勢を強調したい。

北東アジア地域では、中国、日本、韓国、ロシアなど各国に共通する要求である経済成長を制約するものとして、エネルギー・環境問題が認識さ

れるようになってきた。特に当地域では、新たな産業の創出に必要な資源、技術、市場などの要素について相互補完関係が成立している。このため、資源枯渇型都市の発展方式の転換に関する国際協力は各国の利益につながるという点では利害の対立が少なく、進行しやすい分野であると考えられる。このことから、本稿で取り上げた棗荘市の取り組みに対する期待が大きいと考えられる。

おわりに

中国では、1949年の建国直後に計画経済体制が採用され、中央政府は工鉱業への投資を盛んに行い、高度な経済発展を遂げた。その中で、経済成長を支える資源型都市は、資源開発の動向がその都市のあり方を左右し、特殊な空間構造が形成されていった。このような“多点・長線・面広”の空間特徴から経済の集積効果が得られにくいことから、資源型都市の発展に大きく制約されている。その結果、都市の発展基盤が極めて脆弱であり、資源が枯渇すると経済・社会・環境の至るところに問題が発生するようになった。こうした多くの問題を抱えている資源枯渇型都市は中国の経済発展の裏面を示す典型的な問題地域であると考えられる。

2000年代初頭の遼寧省阜新市にかかわる議論³³から20年を経過した今日、資源枯渇型都市における発展方式の転換実態と課題については、未だに解明されていない事柄が多い。本稿で考察した事例のように、経済・社会・環境の各面から転換方針の設定およびその実現に向けた体系的な計画策定が不可欠であることが示唆されたものの、社会の大規模な脱炭素化に資するエネルギー戦略の激しい変動による都市を基本単位に据えた経済対策の遅れや、再生可能資源の利用を的確に捉えにくく限界があるため、資源型都市の発展に向けた動きは依然として多くの課題が残されている。そうした都市の動向については、エネルギー政策および再生可能資源の開発動向を踏まえながら今後と

も注意深く見ていくことが必要であると考える。

注

- 1 『国家發展改革委弁公庁關於開展首批資源枯竭城市轉型評估工作的通知』（發改弁東北【2010】1998号）
http://www.gov.cn/gzdt/2010-08/23/content_1686103.htm（2021年2月1日閲覧）
国家發展改革委弁公庁關於開展第二批資源枯竭城市轉型評估工作的通知』（發改弁東北【2011】349号）
http://www.gov.cn/gzdt/2011-03/10/content_1821480.htm（2021年2月1日閲覧）
中国經濟網資料：「全国資源枯竭城市名簿（69座）」
http://district.ce.cn/zt/zlk/jjsj/201304/09/t20130409_24275042.shtml（2021年2月1日閲覧）。
- 2 『棗莊市資源城市轉型与可持續發展規画（2010～2020）』（棗政發「2011」48号）
<https://www.docin.com/p-865707434.html>（2021年11月7日閲覧）。
『棗莊市城市綜合規画（2011～2020）』棗莊市自然資源和規画局「主要内容摘選」
<http://szrzyhghj.zaozhuang.gov.cn/zwgk/ghbzcgs/ztgh/201906/P020190711631454393403.pdf>（2021年11月7日閲覧）。
『棗莊市新型城鎮化規画（2015～2020）』（棗發「2016」10号）、山東省城鄉規劃設計研究院編、棗莊市人民政府2016年4月20日に公表資料より。
- 3 余（2009）、朱（2018）
- 4 張（2014）pp.3-4
- 5 『國務院關於促進資源型城市可持續發展的若干意見』（国發「2007」38号）
http://www.gov.cn/zwgk/2007-12/24/content_841978.htm（2021年5月15日閲覧）。
- 6 『國務院關於進一步實施東北地区等老工業基地振興戰略的若干意見』（国發「2009」33号）
http://www.gov.cn/gongbao/content/2009/content_1417927.htm（2021年5月15日閲覧）。
- 7 『中華人民共和國國民經濟和社会發展第十二个五年規画綱要（2011～2015年）』
http://www.gov.cn/2011lh/content_1825838_2.htm（2021年5月15日閲覧）。
- 8 『國務院關於印發全国資源型城市可持續發展規画（2013-2020）的通知』（国發「2013」45号）
http://www.gov.cn/zwgk/2013-12/03/content_2540070.htm（2021年5月15日閲覧）。
- 9 例えば『中国製造2025』（国發「2015」28号）、『關於促進消費帶動轉型升級的行動方案』（發改綜合「2016」832号）など成長分野に関する主な振興政策が次々と発表されている。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/19/content_9784.htm（2022年2月7日閲覧）。
https://www.ndrc.gov.cn/fzggw/jgsj/zhs/sjudt/201604/t20160426_973746.html?code=&state=123（2022年2月7日閲覧）。
- 10 『國務院關於深化製造業与互聯網融合發展的指導意見』（国發【2016】28号）
http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-05/20/content_5075099.htm（2021年5月15日閲覧）。
- 11 前掲8『規画』三、（三）による。
- 12 開灤炭鋁（河北省）、撫順炭鋁（遼寧省）とともに近代中国の三大炭鋁として名高い。1956年に中興炭鋁は棗莊鋁務局へと改称し、1988年に企業制への転換を経て「棗莊鋁業（集团）有限責任公司」として新たな発展を遂げた。
- 13 『國務院弁公庁關於促進煤炭行業平穩運行的意見』（国弁發【2013】104号）
http://www.gov.cn/gongbao/content/2013/content_2541883.htm（2022年2月10日閲覧）。
- 14 「山東棗莊煤企銳減 从巔峰期147家減至目前27家」
国家能源局ホームページ2013年12月20日記事より
http://www.nea.gov.cn/2013-12/20/c_132984207.htm（2022年2月10日閲覧）。
- 15 東城と西城は行政単位ではなく、旧市政府所在地の市中区および嶧城区北部（東城）と政府移転後の薛城区（西城）の広域範囲の呼称として使われている。
- 16 『棗莊市人民政府關於印發棗莊市資源城市轉型与可持續發展規画的通知』（棗政發「2011」48号）、
<https://www.docin.com/p-865707434.html>（2021年11月7日閲覧）。
- 17 『山東省人民政府關於支持棗莊市做好資源枯竭城市轉型工作的意見』（魯政發【2009】134号）の中で棗莊市の産業転換、財税金融、土地開発、民生改善等の分野において傾斜政策を取るということが明記している。
http://www.sd.gov.cn/art/2009/12/14/art_2267_18077.html（2021年5月15日閲覧）。
國務院弁公庁關於『2020年落實有關重大政策措旆真抓實幹成效明顯的地方名單及激勵措旆』（国弁發「2021」17号付件）第23項目「接續・代替産業育成、民生改善・保障、生態環境整備強化、歷史遺留問題解決など、發展方式轉換で突出した成果を収めている7地方の1つとして棗莊市を挙げ、中央の「投資專項資金」分配係数を増加するとともに、中央財政からの移転支出を傾斜配分する」としている。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-05/07/content_5605131.htm（2022年2月15日閲覧）。
- 18 前掲16規画（三）「發展目標」による。
- 19 例えば、棗莊市は2017年8月に「公交都市」に選ばれた。公交都市（The Transit Metropolis）とは公共交通が主体的に都市開発をリードすることを提唱し、都市公共交通と都市の居住環境、生態環境、都市構造機能、空間配置との連携・共存を重視し、都市形態と調和した公共交通サービスが發展する地域を指す。

- http://www.caam.org.cn/home/chn/9/cate_97/con_5210470.html (2022年2月15日閲覧)。
- 20 ハイテク産業開発区は中国語「高新技術産業開発区」(「高新区」と呼ばれる)のことである。高い技術と新型産業の研究開発を目的とし、教育と生産の一体化を図る特別区のことである。日本のつくば学園都市と類似する。2018年2月時点、全国で168か所がある。
- 21 「両鎮一谷一中心」プロジェクトとは互聯網小鎮(インターネット技術)、智能製造小鎮(人工知能技術を用いた製造業)、魯南電商谷(情報文化産業、電子製品)、魯南ビッグデータセンター(データ備蓄・管理・共有、学術研究)の四つの産業パークの略称である。
- 22 『国務院関于同意棗莊高新技術産業開發区昇級为国家高新技術産業開發区的批復』(国函【2015】24号文)よりhttp://www.gov.cn/xinwen/2015-03/27/content_2839060.htm (2021年5月18日閲覧)。
- 23 国家新型工業化産業示範基地(中国語)とは新型工業化の推進に資する裝備製造業、電子産業など先進技術を持っている重点工業団地のこと。中国工業信息化部が選定し、資金・技術などの援助が行われる。
- 24 「2020年棗莊市高新区经济社会發展情況」棗莊市国家高新区管理委員会2021年3月2日記事よりhttp://www.zzctp.gov.cn/jrgx/jjz/202103/t20210302_1167997.html (2022年2月15日閲覧)。
- 25 道路と都市環境の調和を目指し、道路網を構成する各道路の機能分担を明確にし、その地域の土地利用計画との整合を図るための概念。
- 26 商住一体型開発とは、同じ建物内において商用スペースと住居用スペースとを併設する開発方式という。中国では住宅小区と併設する商用スペースを「門頭房」と呼ぶことがある。
- 27 国家發展改革委員会地区振興司資源拋：山東省棗莊市資源枯竭型城市發展情況、2017年11月30日発表より。https://www.ndrc.gov.cn/fggz/dqzx/zyxdqzxfz/201711/t20171130_1084895.html (2021年2月15日閲覧)。
- 28 「真抓実幹推進資源枯竭城市轉型典型經驗介紹之四：山東省棗莊市」(2021年6月9日)国家發展改革委員会振興司https://www.ndrc.gov.cn/fggz/dqzx/zyxdqzxfz/202106/t20210609_1283004_ext.html (2022年2月16日閲覧)。
- 29 畝(ムー)は、中国の伝統的な面積の単位で、6000平方尺(60平方丈)にあたる。これをアールに換算すると、1畝は約6.667アール、15畝が1ヘクタールになる。
- 30 赛迪顧問城市經濟研究中心「老工業城市轉型昇級排行榜(2021)」調査結果より<http://www.ccidconsulting.com/csjj.jhtml> (2022年2月16日閲覧)。
- 31 China, Japan, Russia, and World from International Energy Agency, World Energy Outlook 2020 (October 2020). And IEA (2); Mongolia and South Korea from International Energy Agency, Data and statistics. [https://www.iea.org/reports/world-energy-](https://www.iea.org/reports/world-energy-outlook-2020)

outlook-2020 (2021年8月25日閲覧)。

32 太白市(テベクシ)は大韓民国江原道南部にある市、炭鉱の街として発展した。90年代に市の基幹産業であった石炭産業は衰退し、行政区域の統合により現在8の行政洞が存在する。現在は太白山を中心としたレジャー開発を進めている。

33 呉(2005)

参考文献

<英語>

Stephen, Walter (2004). *Think global, act local : the life and legacy of Patrick Geddes*. Edinburgh: Luath Press.

<日本語>

伊藤昭男、2015、「鉱物資源枯渇型都市の観光資源型都市への転換に関する諸課題—理論的フレームワークの構築と中国雲南省个旧市の事例考察」、『北海道地域観光学会誌』第2巻第1号、pp.1-9

朱迅、2016、「中国における資源立地型都市の経済転換政策の政策効果に関する研究：河南省を例として」、千葉大学人文社会科学研究(32)、pp.77-100

宋謙、2017、「BRT活用を中心とした資源枯渇型都市の再開発に関する考察—中国山東省棗莊市を事例として—」、『日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集』15号、pp.37-40

宋謙、2018、「歴史文化的景観の再生・活用による資源枯渇型都市の再生に関する検討—中国棗莊市の事例から—」、『観光学』18号、pp.33-42

宋謙、2019、「中国における資源枯渇型都市の地域振興策の形成過程—国家・地方規模の視点から—」、『日本地域政策研究』23号、pp.82-89

<中国語>

柴冠秋・呂涛・戴莉、2013、「健康城鎮化—資源枯渇型城市空間資源整合策略応用」、『城市時代・協同規劃—中国城市規劃年會論文集[10-区域经济与城市經濟]』、pp.753-764

城郷規画学名詞審定委員会(編)、2020、『城郷規画学名詞』、科学出版社

陳曉鍵、2011、「資源型城市産業發展軌迹及轉型模式思考」[A]、『轉型与重構—2011中国城市規劃年會論文集[C]』、pp.2983-2991

範莉莉、2008、「從“焦作現象”看資源型城市轉型」、『現代商業』第23期、p.154

郭淑芬・裴耀琳、2020「中国資源型城市研究20年回顧与展望」、『科技管理研究』40(19)、pp.197-204

胡魁、2001、「中国鉱業都市基本問題」、『資源・産業』5、pp.8-10

何李・王坤、2021、「1998～2018年資源型城市研究特徵与展望—基于Citespace知識图谱分析」、『中国国土資

- 源経済』34(05)、pp.45-52
- 黄璋・張冠增・聶存明、2011、「從經濟轉型到空間轉型：資源枯渇城市棗莊發展戰略分析」、『轉型与重構—2011中国城市規劃年會論文集 [C]』、pp. 6735-6746
- 紀建悦・潘金生・紀玉俊、2014、『資源枯渇型城市轉型与可持續發展研究—棗莊市的案例』、山東人民出版社。
- 李成軍、2005、『中国鉍業城市經濟轉型研究』、中国物価出版社
- 劉榮增、2005、「河南省資源型城市問題与轉型对策探討」、『商場現代化』(453)、pp.226-227
- 馬克・李軍国、2015、『資源型都市經濟轉型政策研究』、科学出版社
- 宋冬林・湯吉軍、2005、「資源枯渇型地区發展接續產業研究」、『学習与探索』第4期、pp.162-166
- 宋飈・王士君、2011、『鉍業城市空間格局・過程・機理』、科学出版社
- 吳金笛、2005、「阜新發展策略探討」、『中国鉍業』2005年第09期、pp.30-33
- 余際从、2009、『鉍業城市界定及可持續發展能力研究』、地質出版社
- 袁新国・王興平・滕珊珊、2013、「再開發背景下開發區區間形態的轉型」、『城市問題』2013年05期、pp.96-100
- 尹秀貞・陳剛・潘愛宏・亓協全、2013、「淺談山東省棗莊市某露天開采石灰岩鉍山地質環境治理与恢復」、『化工鉍產地質』第35卷第1期、pp.39-46
- 朱琳、2018、『資源枯渇型城市轉型与可持續性評估』、化学工業出版社
- 鄭文昇、2008、「我国資源型地区發展的補償与援助—对東北地区典型問題的研究」、東北師範大学博士学位論文
- 張文忠・余建輝・王岱・讚麗、2014、『中国資源型城市可持續發展研究』、科学出版社
- 祝遵宏、2008、「資源型城市可持續發展的財政政策研究」、『經濟問題探索』(6)、pp.37-40

Study on the Transformation of the Development Methods of Resource-exhausted Cities in China: Based on the Case of Zaozhuang City, Shandong Province

SONG, Qian (Wakayama University)

Since the founding of China in 1949, China's high level of economic development has been supported by Resource-based Cities. Resource-based Cities are those that have grown mainly through the development and processing of natural resources such as minerals (coal, oil, rare metals, etc.) and forests (including wood processing). Today, however, over-reliance on resource exploitation has come to be seen as a problem of resource depletion, a factor in environmental degradation, and a stagnation of economic growth. In November 2013, the Chinese government issued the National Plan for the Sustainable Development of Resource-based Cities (2013-2020) to deal with these problems and to prepare for the future of Resource-based Cities, outlining four stages of development for Resource-based Cities: growth, maturity, decline and regenera-

tion. On the other hand, although the national top-level plan has been formulated, it is still unclear how the development mode of each city has actually been changed. Especially for the Resource-exhausted Cities which have entered the stage of decline, the development of various plans and issues related to the transformation of the urban development system have not been sufficiently clarified. Therefore, this paper focuses on the Resource-exhausted Cities, and summarizes the basic content of the national policy, and takes up Zaozhuang city to study the actual situation of the transformation of development mode and the problems in the transformation process.

Keywords: Resource-exhausted City, Development method, City planning, Zaozhuang, China

馮涵清と旧満洲建国初期の司法体制の整備

呉 迪（慶應義塾大学法学博士）

要 旨

日本内地法を用いる台湾・朝鮮とは異なり、1932年に発足した満洲国は、関東軍と日本政府の支持の下で、「独立国家」の外見に相応しい法体系と司法制度を備えた。しかし、日本が治外法権を撤廃したにも関わらず、満洲国の司法実務では、特に1934年以降、「日本人が日本人を統治するための枠組み」が築かれ、「民事・刑事法においては母国の法が重要な分野で適用され」ていただけでなく、「属人的治外行政権は依然として留保され」ていた。ただし、満洲国建国の1932年から多くの日本人を招聘して満洲国の司法官に就任させた1934年までの間に、満洲国司法部総長である馮涵清を代表とする中国人司法官吏は、全国司法会議の開催と日本司法視察をはじめとする一連の活動を通して、1934年以降の司法体制のあり方を方向付けた。今までの満洲国司法体制に関する先行研究では、この事実がまだ十分に重要視されていない。

本稿は筆者が発見した新しい資料に基づき、建国初期（1932-1934）の満洲国司法体制整備の全過程を明らかにする。特に、大同元（1932）年に開催された全国司法会議とその後の馮涵清の日本司法視察を契機として、満洲国における司法制度の整備のために馮涵清などの中国人が果たした役割を明らかにし、日本人による司法整備が本格化する1934年以降の司法体制の変遷との関連を考察する。そして、当時の満洲国の司法体制が有する、他の台湾、朝鮮の司法体制と異なる特徴を検討する。

はじめに

近代日本の植民地経営においては、「政治的領有が重要な独占的意味をも」（満史会、1964、p.22）っていた。この領有には、政治的統治や経済的独占だけでなく、立法と司法からなる法体制の整備も含まれていた、と言われる。日本が築いた植民地の法体制の中、傀儡国家としての満洲国¹のそれは、台湾・朝鮮とは異なる「相対的独立性」を有していた。

日本内地法を用いる台湾・朝鮮とは異なり、

1932年に発足した満洲国は、関東軍と日本政府の支持の下で、「独立国家」の外見に相応しい法体系と司法制度を備えた。しかし、日本が治外法権を撤廃したにも関わらず、満洲国の司法実務では、特に1934年以降、「日本人が日本人を統治するための枠組み」（浅野、2008、p.485）が築かれ、「民事・刑事法においては母国の法が重要な分野で適用され」ていただけでなく、「属人的治外行政権は依然として留保され」（浅野、2008、p.485）ていた。ただし、まさに小野博司

キーワード：

満洲国 司法 馮涵清 植民地法

が指摘したように、「法制の分析にあたっては満州国が独立国であったことを軽視してはならない」（小野、p.21）。筆者は、満州国の司法体制の整備過程、特に満洲国建国の1932年から多くの日本人を招聘して満洲国の司法官に就任させた1934年までの間に、満洲国司法部総長である馮涵清を代表とする中国人司法官吏は、本稿で以下紹介する一連の活動を通して、1934年以降の司法体制のあり方を方向付け、建国初期の満洲国司法体制が有する「独自性」を表したと考えている。今までの満洲国司法体制に関する先行研究²では、この事実がまだ十分に重要視されていない。

本稿は筆者が発見した新しい資料に基づき、建国初期（1932-1934）の満洲国司法体制整備の全過程を明らかにする。特に、大同元（1932）年に開催された全国司法会議とその後の馮涵清の日本司法視察を契機として、満洲国における司法制度の整備のために馮涵清などの中国人が果たした役割を明らかにし、日本人による司法整備が本格化する1934年以降の司法体制の変遷との関連を考察する。そして、当時の満洲国の司法体制が有する、他の台湾、朝鮮の司法体制と異なる特徴を検討する。

1 建国前後の満洲国司法体制の状況

(1) 建国前における満洲地域の司法体制の沿革

中国の司法近代化は清国末期の一連の新政改革に遡る。1905年10月、裁判所と監獄制度を視察するため、瀋家本は郎中である董康と主事である麥秩巖を日本に派遣した。翌年の5月、両人の日本到着後、員外郎である王儀通の協力の下、彼らは日本司法省特簡参事官の斎藤銃一郎と監獄局事務官の小河滋次郎の案内を受け、裁判所と監獄を見学した。彼らは帰国後、彼らは『裁判所訪問録』と『監獄訪問録』という視察記録を作成した。

董康一行の視察に基づき、1906年11月6日に清国政府は上諭で「刑部を法部に変え、専ら司法に当たり、大理寺を大理院に改名し、専ら裁判を

掌る」（故宮博物院明清檔案部、1979、p.471）ことを定め、司法行政と裁判のそれぞれの最高機関を確立したが、両機関の権限と責任は明確化させなかった。その後、日本人法律顧問の岡田朝太郎の協力で、瀋家本により起草した四級三審制を中心とする『法院編制法（草案）』が、憲政編查館の修正を経て1909年1月19日に清国政府に進呈され、同日に公布施行された³。1910年2月7日、清国内閣は更に上諭で「今回『法院編制法』を公布した後、全ての司法行政に関する事務を法部に司らせ、裁判に関わることを大理院およびその下級機関に任せ、各衙門が国の法律に従いそれぞれの裁判を行う。今まで明確ではなかった部と院の権限は、これに照らして截然と分けること」⁴と指示した。以降、大理院は各機関に散らばった裁判権を相次いで接收し⁵、名実ともに最高裁判機関となった。

1911年10月の辛亥革命の勃発に伴い、南京臨時政府が発足した。臨時政府は清国政府の司法機関に関する規定を継承し、「中央で中央裁判所を、地方で高等と地方審判庁と監察庁を設け、基本的に四級三審制度を受け継いだ」（邱・張、1997、p.614）。翌年、宣統皇帝が退位し、その統治権は中華民国に移譲された。1912年3月10日に臨時大総統である袁世凱が公布した『暫行援用従前法律及新刑律令』によると、「中華民国の国体に抵触するものを除いて、従前に施行した全ての法律及び新刑律を暫く援用する」（駱・劉、2013、p.627）とあった。清国末期に公布した『法院編制法』もその中に含まれていた。その後、1912年3月15日と1914年5月1日に公布した『中華民国臨時約法』と『中華民国約法』は、「何れも行政訴訟及びその他の特別訴訟を民事と刑事訴訟より分離し、裁判官の懲戒制度を明示し、漸次近代的法治主義国家における司法制度の性格を具備するに至ったのである」（梶川、1943、p.19）。

1914年6月20日に、袁世凱政権が『法院編制法』に修正を加え、初級審判庁を廃止して、三

級制を採用した」（島田、1980、p.130）が、国会の審議を経ていなかったため、原則としては法的効力は有しなかったが、1932年10月28日に中華民国南京政府が新しい『法院編制法』を公布するまで、同法は中華民国に適用されていた。

1916年に袁世凱が逝去後、張作霖は袁の後継としての黎元洪に奉天督軍・省長を任命された。1918年9月に張作霖は東三省巡閱使となり、日本の勢力を後ろ盾に奉天・吉林・黒龍江を次第に支配下に置き、奉系軍閥の頭首となった。第一回直奉戦争で敗北を喫した後、張作霖は1922年に東北三省の独立を宣言し、保安総司令として立った。1926年8月17日、日本の明治大学で博士号を取って同大学で教鞭を取っていた趙欣伯は、張作霖に帰国を促され法律顧問に任命された⁶。22日、趙欣伯は張作霖の命令を受け、奉天票暴落と東北三省の治外法権撤廃問題を解決するため、下関に上陸した⁷。ただし法典編纂の進捗と司法体制の整備は不十分であったため、治外法権撤廃の前途は未だ遠かった。二年後の1928年6月4日に、張作霖は関東軍に暗殺され、その息子である張学良は東北の諸権力を一手に収める。同年7月12日に、張学良は中華民国南京国民政府に帰順したことに伴い、満州地域の司法体制も中華民国に合併された。

張作霖・張学良父子の統治の下で、1920年代末頃までには、東北地域の司法機関は大体の形が整っていた。例えば1927年に、奉天省において、奉天の高等審判庁及び同級の高等検察庁、通化の高等審判庁及び同級の高等検察分庁、その他、瀋陽・撫順・安東などの地域にある十一の地方審判庁及び同級の地方検察庁、撫順・東豊・昌図・蓋平にある四つの地方審判分庁及び同級の地方検察分庁が設けられた（庶務部調査課、1927、p.2-3）。監獄について、奉天省は十四の新式監獄と四十二の旧式監獄を有していた（庶務部調査課、1927、p.28）。ただし、この時期の東北地域は省によって分立されていたので、司法も同じ状況に置かれ、

いわゆる「地方分権主義」（國務院総務庁情報処、1937年、p.10）を採っていた。そこで、人事、経理は「殆ど各省区高等法院長の専決によって処理」され、任命も「売官などの弊風を生じ」ていた。また、財政面において、「中央より配布される予算極めて少く、その不足は司法収入によって補われていたので、半ばは請負制度的なもの」となり、司法長官は「只管にその収入の増加をのみ念として、設備の改善等は毫も顧見られなかった」（國務院総務庁情報処、1937年、p.10-11）。

後に満洲国司法部総務司長・司法部次長となった古田正武は、張作霖・張学良時代の東北地域の司法状況について下記のように説明を纏めた。

法制の型式が整ったと言っても、之を国民全般に同じやうに適用するとか、運用するとかいふやうな主義から出来上がった法律では實はない。政府の取締、政府の政治、軍閥の権力擁護の為のみに使はれる為に存在して居たらしい…中略…法匪といふ言葉が満洲で非常に流行った。どうもこの頃は匪賊よりも法匪が恐ろしいというやうなことになる…中略…法律は整って居りましても、それを運用する主な裁判所とか検事局とかいうやうな所では、法律は軍閥の方面の利益の為に適当に運用して居たらしい…中略…（司法機関は）やはり一つの権力擁護の機関に過ぎない。成るだけ多くの収入を得て、自分の役所は成べくその収入で経営した上、色々の名目を以てその収入の送り先があったものらしい…中略…斯の様な状況で極めて惨めな司法組織が名ばかり存在して居たやうな状況であった（古田、1939、p.5-8）。

なるほど、満洲国官僚としての古田が下した評価については、これを全て字義通り受け入れることはできないとしても、比較的的政治的影響力から離れていた司法系官僚として、建国以前の満州地域の司法状況に対する彼の認識には、一考の価値

があると思われる。

1931年9月に、東北地域の司法状況を整えるため、中華民国東北四省の最高法律顧問で東北法学会会長である趙欣伯は、遼寧高等法院院長である史廷程、同院主席検察官である朱樹生らと共に、日本に赴いて司法の現場を視察した。同月4日、一行は司法省を訪れ、小原直次官、泉二新熊刑事局長、塩野季彦行刑局長と会見し、書記官の案内で裁判所の様子を見学した⁸。この他、視察期間中に、一行も市ヶ谷、八王子にある少年刑務所を訪問し、陪審制度について調査を行った⁹。同月17日に、奉天に戻る途中の趙欣伯は朝鮮の京城でインタビューを受け、「帰任の上は直ちに司法会を開催し、満洲に日本制度を習った新しい司法制度を施行する準備に着手する考へて居る」¹⁰と述べたが、翌日に満洲事変が勃発し、中国東北地方の情勢も大きな変化を迎える。

(2) 建国初期における馮涵清と司法部の活動

関東軍が舞台裏で糸を引きながら、1932年3月1日に満洲国はその建国を宣言し、同月9日に、溥儀が満洲国執政に就任した。『満洲国政府組織法』によると、満洲国は立法、司法、行政、監察の四権分立の「立憲共和国」(趙、1932、p.19)であり、中央には、立法院、國務院、監察院、法院が設けられた。國務院の下に更に総務司、法務司、行刑司がある。この他、國務院に属する法制局があり、法案の起草、審査、及び各国の法律制度に関する調査研究を担当する。趙欣伯と馮涵清はそれぞれ立法院長と司法部総長を務めた。

馮涵清は父・馮慶瀾の長男として、1892年に清国奉天府蓋平県で生まれ、奉天法政専門学校で卒業後、第一回の燕京司法官試験に合格した。その後、吉林省検査庁検察官、阿城地方検査庁長、奉天初級審判庁監督推事、山西高等審判庁刑事延長、大同第二分延長、河東高等審判庁第一分庁監督推事、河南信陽検査分庁監督検察官、吉林長嶺県長、京奉鉄道局第三科長・秘書長・総務処

長・副局長、黒龍江省呼蘭税捐局長、交通総司令部執法処長などの職を歴任した(満蒙資料協会、1943、p.928；徐、1991、p.1180-1181)。満洲事変後、関東軍の支持の下で、馮涵清は建国会議議員、奉天市政公署秘書長、奉天省実業長などの職を経て、建国後に司法部総長となった。

建国初期の満洲国司法にとって、如何に中華民国期の混乱した状況を整えるかは、緊近の課題であった。満洲国司法部は、馮涵清の指導のもとで、主に以下の活動を展開した。

第一に、「法院—検察庁」体制を確立し、司法権限を司法部に取り戻した。

検察制度の存廃を巡り、中華民国政府内は激しく論争したが(国吉、2017)、満洲国は建国の初期で直ちに「法院—検察庁」体制を採った。馮涵清が着任後、まず『政府組織法』に基づき、1932年3月29日に各法院の下にある検察処を法院と並ぶ検察庁に昇格させ¹¹、法院と検察庁のそれぞれの職権を明確にした¹²上で、満洲国の司法体制における検察制度の地位を確立した。その後、馮は5月24日に各級の法院と検察庁(以下、院・庁)に「全ての事情は司法部の指示を仰ぐべき、勝手に國務院に伺わない」¹³ことを命じ、司法部に権限を更に集中させた。この間、馮はまた、各地の法院の状況¹⁴、監獄の現状¹⁵、職員報酬の構成¹⁶などについて調査した。これをに基づき、馮は8月6日に、各級の院・庁に「満洲中央銀行はすでに開設し、各地の支店も成立した」ので、司法関係の資金の明細を把握させるため、司法機関の「全ての収入またはその他の保証金など」をすべて同銀行の本支各店に預け入れるべしとの指示を下した¹⁷。この一連の整備を通して、満洲地域の司法体制は中華民国期の錯雑した局面を一変し、司法部は地方司法機関の情勢を基本的に把握することができ、経済収支もコントロール下に置き地方司法機関の管理を強化させた。

第二に、各機関の人員の配置を整え、厳しい評価体制を確立した。

満洲国建国前の法官の資格について、馮涵清は5月16日の訓令で「新国家成立後は代理として認められ、資格の継続とは言えない」と指示し、各院・庁が推事（裁判官のこと一筆者）と検事を銓衡した上で、彼らの履歴書及び証明書類を司法部に提出させた¹⁸。二日後、馮は職員を選抜について国務院に伺いを立て、「簡任法官については、まず司法部が候補を立て、国務院の簡署を求め、一年の試用期間で確実な成績を取ったら、簡補が求められる。法官の薦任については、まず司法部が候補を立て、六ヶ月の試用期間を経て問題がなければ薦署を求め、その後の一年間、好成績を収めれば薦補が求められる」ことを主張し、厳しい評価基準を制定した¹⁹。その後の10月18日に、馮は更に各院・庁に「人事異動は必ず事前に司法部の許可を得、院長・庁長が随意に任免することができない」と命じ、司法関係部門の人事手続きの規範化を進めた²⁰。

第三に、『法院編制法』を修正し、治安関係の法律を制定した。

『暫行援用従前法令之件』に従い、建国初期の満洲国は『大清法院編制法』を種本として、一部の修正を加えた。ただし満洲国が採った「地方審判庁一高等審判庁一大理院」の編成は、袁世凱政権が修正した『法院編制法』と同じである。この他、満洲国は審級の調整に応じて、一部の職名や職権に関わる条文を訂正した。一方、治安回復の課題に応ずるため、満洲国は、9月に教令第八〇号と八一号で『暫行懲治叛徒法』と『暫行懲治盜匪法』とを公布した。同年11月に、教令第一〇七号で『關於処罰従前犯罪之件』を、翌1933年1月に『暫行懲治盜匪法施行法』を教令第四号で公布した。これに応じて、司法部は1932年11月と12月にそれぞれ訓令第三六三号と指令第一九二九号で『辦理盜匪案件注意条款』と『關於暫行懲治叛徒法施行条例之件』を公布した。この一連の法律の公布は、建国初期の治安の安定と裁判の実施のために、重要な法的根拠を提供した。

2 全国司法会議と日本司法視察

(1) 大同元年全国司法会議の開催

1932年6月20日から23日の間に新京国務院で開催された全国司法会議は、馮涵清が建国初期の満洲国司法体制を整えるために招集した会議の中で最も規模の大きい会議であった。以降、1941年までに同会議は年に一回の頻度で十回開催されたが、第九回目以降は「全国司法官會議」に名称が変わった。本稿では建国初期の満洲国司法体制を検討するため、第一回の司法会議を中心に紹介する。

大同元年全国司法会議の目的は、「司法の独立を謀り、司法行政の統一、司法制度の整備、司法経費の保障、司法効率の増進」（程、1932、p.1）の五つの点に置かれた。司法部総長、司法部司長、司法部秘書官及び秘書、司法部各科長、最高法院長、最高検察庁長、各省・区の高等法院長、各省・区の高等検察庁長などが出席した。馮涵清と阿比留乾二はそれぞれ議長と副議長を担当した。

6月20日の会議で、馮涵清は「司法行政方案」を参加者に報告した。馮によると、中華民国の成立以降、全ての司法は行政長官の監督を受け、「法院はその鼻息を伺い、独立で司法権を行使できず、自由に裁判することもできない」から、民事・刑事の裁判はすべて「長官の意志によって変わり、しかも軍閥が権力を一手に握り、司法に横槍を入れていた」（程、1932、p.21）。それだけではなく、中華民国期の司法経費は地方政府の支給に頼っていたが、関係経費はよく「地方長官の意のままに流用」され、「監獄や留置所に経費が支払われず、犯人の餓死を招いた」事例も、河北・河南などではよく生じていた（程、1932、p.22）。これと異なり、満洲国建国以来、「各級の院・庁はすべて司法部の管轄とされ、行政長官の監督を受けず、軍閥の干渉も決して受けない」、しかもすべての司法収入は司法部に上納され、各院・庁の経費も「すべて司法部が月ごとに直接に支給」する（程、1932、p.22）。以上から馮は、満洲国がすでに「司

法の独立」と「経費の独立」を実現したと、宣言した。そして今後は「司法経費の増加」、「司法官の保障と賞罰」、「司法官の選抜及びその訓練」、「弁護士制度の樹立」（程、1932、p.21）の四つの事業の推進を、馮は考えた。

司法経費の増加について、馮は民国期の司法関係者の給料が低すぎて、法を知りながら法を犯す者が多かったことを指摘し、「その原因は当事者にだけあるのではなく月給の不足も関わってくるのである」から、根本的な改善を図るとすれば、「新しい予算を編成し、斟酌して経費を増加」しなければならないし、しかも「公平を確保するため、司法部が直接に関係経費を振り込むべきだ」と考えた（程、1932、p.23）。この他、満洲国は貨幣を統一したため、中華民国期の各省の司法官給料の不平等を改善できると、馮は述べた。

司法官の保障と賞罰について、馮によると、軍閥時代で「各省の司法官の進退は、各省の軍政長官の好悪によって決められ」、全ての司法官は「恣意的に取り替えられ、免職され、賞罰を受けていた」（程、1932、p.23）。満洲国成立以降、給与の支給額を増加するほか、この点においては「更に特別な保障を与えるべきだ」と、馮は考えた。その方法は、「定員以内の欠員を簡補または薦補した後、満洲国政府組織法の第三十五条に照らして取り扱う」（程、1932、p.23）ことである。これらの改革後に、もし引き続き不正行為をすれば、すなわち「自ら新国家に背く」ことであり、「嚴重に処罰し、その手口が悪辣の者には刑事裁判を加える」（程、1932、p.23）べきだと、馮は考えた。

司法官の選抜及び訓練について、馮は「一時的な解決」と「根本的な解決」の二つの方面から着手しようとした。根本的な解決とは、「試験を経てはじめて」司法官となることである。そのため、司法部は『法官考試条例』と『法官訓練所章程』を制定し、選考と訓練が終わった後に「それぞれの成績に従い任用すること」を期した（程、1932、p.24）。この一方で、緊急措置として取ら

れた一時的な解決策とは、「司法官の審査」である。つまり、司法部が「司法官審査委員会を設け、その規定を別に定める」が、まず「審査された人員が自ら申請を出し」、全ての証明書類を司法部に上呈した後に、司法部の審査に合格した者には資格が認められ、任用されることである。これは、かつて司法官の経験を有したが新しい資格基準の下で未だ実務に就いていない者向けの方法であるが、同じく現職司法官の場合には、「手続きを節約するため、審査が免除される」こととなった（程、1932、p.24）。

弁護士制度の樹立については、満洲国民衆の法意識は未だ高くなく、「弁護士の力を借りていその不足を補うべき」であるから、「民権を保障し、民衆の智識の不足を助け、政府のために職務を遂行する人」こそが、満洲国の弁護士であると、馮は述べた。しかも「一定の資格を有し、弁護士制度に相応しい者」（程、1932、p.24）のみと弁護士とする。司法部の規定に従うと、「司法官の資格を有する者はすなわち弁護士の資格を有」し、且つ弁護士は司法官と同じく、「試験を受けてから登録できる」（程、1932、p.25）が、臨時措置として、「融通をきかして、直接に審査を受けること」（程、1932、p.25）ができた。その方法は上記司法官選抜の手続きとほぼ同じ様である。なお、この司法官選抜の方法は、漢族、満州族、蒙古族のほか、「日本、朝鮮などの民族の別なく、候補者に等しく適用された」（程、1932、p.25）と、馮は述べた。

馮涵清に続き、総務司長阿比留乾二は、司法体制改革に関する事務は煩雑で、「まず第一歩は司法官の地位を保障し、その生活を安定させた」後に、適格な人材を選抜し、「適切な所に配置し、その能力を発揮させる」ことを期し、将来は更に「司法官の養成に全力を尽くす」と、報告した（程、1932、p.26）。

法務司長の栗山茂二はその後の発言で、満洲国の民衆が久しく訴訟に困っており、「日時を延ば

さないように速やかに訴訟案を解決する」ことを司法官に期待を託した（程、1932、p.27）。

その後、行刑司長の程崇は満洲国の監獄及び留置所の状況について更にその改革を報告した。程は「制度を整えることから着手し、その後に新しい監獄を修繕する」（程、1932、p.28）と述べ、監獄学校と獄政訓練所を設立しようと考えた。前者は「規定に照らして学员を募集し」、後者は「各省高等検察庁がそれぞれ現職の監獄職員の中から六名を選出する」（程、1932、p.28）ことである。また、刑事政策について、もっとも重要なのは「免囚、少年保護」などの事項であり、そのため、行刑司は場所を選び「幾つかの感化院」を設ける予定とした。

その後の6月21日から23日までの会議で、合わせて95部の議案が審議された。この全国司法会議の開催により、満洲国司法体制整備の基調が整った。

（2）馮涵清の日本司法視察

馮涵清は、全国司法会議で発表した改革案の実行、すなわち満洲国の司法体制を整え、そして治外法権の撤廃を図るため、1932年10月11日の朝9時に新京を出て、午後1時半に奉天に着いた後、日本総領事館を訪れ、当時の参事官の川越茂と面会し、日本に赴いて司法を視察することについて交渉を行った。川越は、明治維新の時、日本政府は国民と一致して、「内には法典の完備、監獄の改善、司法官の選抜などに力を注ぎ、外には各国に日本の司法を信頼させた」が、中国は「実際の状況を顧みず、外交または政治手段でその解決を図ろうとするが、これは根本的な錯誤である」（司法部秘書科、1932、p.1）と、意見を述べた。一方、近頃の日本では、「政党の弊害は甚だしい」が、その弊は「ただ行政の面に限り、司法及び軍政と関係がない。司法が人民の全ての権利を保障できることは、司法完備の結果である」（司法部秘書科、1932、p.2）と、川越は所見を述べた。

翌日の午後、馮涵清は関東軍司令官の武藤信義を訪れ、同席の小磯国昭参謀長は、叛乱勢力を鎮めた後、「社会治安は司法機関によって維持されるので、司法は殊に重要である」（司法部秘書科、1932、p.2）と述べた。

11月4日に、満洲国の閣議で、司法総長の馮涵清は日本司法の視察を決定した。司法部秘書の木村辰雄、法務委員会副委員長の王允卿、総務司事務官の程義明、法務司代理で民事第一科長の姜金書らがこれに随行することとなった。22日の午前中に、執政溥儀が任命式を主催した。

馮涵清一行は23日に新京を出発し、朝鮮半島を経て26日の午前中に下関に上陸し、その二日後に東京に着いた。東京滞在中、一行は天皇にまみえ、政府の要職者への訪問のほか、司法省、大審院、八王子多摩少年院、警視庁、監獄、裁判所などの司法関連機関を見学し、日本の司法体制を詳細に視察した。12月11日に東京を離れた後、一行は道中、名古屋、京都、広島、長崎を訪問し、各地の裁判所、控訴院、少年裁判所、刑務所などの機関を見学した。22日に、馮涵清らは門司から「烏拉爾丸」に上船し、24日朝に大連に到着した。一行は、関東庁、旅順刑務所、旅順高等裁判所を見学後、27日の午前9時に汽車で出発し、同日の午後7時27分に新京に戻り、一ヶ月の視察を終えた。

馮涵清が12月24日に大連港に着いた後、談話を発表し、日本の司法制度の中に「もっとも習うべきことは、司法独立の真の精神」であり、しかも「司法実務を改善するため、日本司法界の人材を借りなければならない」（司法部秘書科、1932、p.325）と述べた。

同日の午後3時に、馮涵清が満洲文化協会で開催した演説で、大連港で発表した日本司法視察の感想をさらに詳細に述べた。その主な内容は以下の通りである。

第一は、司法独立の根本的精神についてである。1891年9月の大津事件で、滋賀県大津市の警備

巡査の津田三蔵が、日本を訪れるロシア帝国の皇太子を殺害しようとしたが、未遂だった。大審院長児島惟謙は、政府筋からの(旧)刑法第116条の適用対象を外国皇族に広げる要請を断り、裁判所も罪刑法定主義に従い、殺人未遂で無期懲役の判決を下した。馮涵清は、このような「法律に従う不撓不屈のやり方」には深く感服せられると述べ、日本の「司法界が積んできた司法独立のやり方」は、「模倣すべきものである」(司法部秘書科、1932、p.329)と、所感を表した。

第二は、司法機関の仕事のやり方についてである。馮涵清によると、日本の司法関連機関において、「調停で良い業績を遂げ、少年院の施設も完備しており…中略…監獄は衛生に力を入れ」、且つ「司法関連機関に付属する工場の生産は盛んであり、(その商売も)一般民衆の経営を妨げない」。それだけでなく、関連機関は精神の面で「感化主義を採り、犯人が元より有する技量に従い仕事に与ることをもって、良民が多くなり、悪人が少なくなることを期している」(司法部秘書科、1932、p.329)。その「制度の優良さと実行が順調であること」は、共に模倣されるべきであると、馮は述べた。

第三は、司法機関と行政機関の協力についてである。馮涵清の所見によると、「日本の行政機関が業務を処理する時に、必ず互いに協力をしているが、その中に、もっとも良いのは裁判機関と警察の協力」である。具体的には、「刑事事件が起こったら、警察が全力で捜査を行う。関係書類が裁判所に交付される時、犯罪の証拠は全て揃えられる」。そこで、「両機関の優れた協力と対処を、想像しやすいであろう」と、馮は考えた。また、感化院は行政機関が設けた施設だが、そこで不良少年を改善し、犯罪者数を減らすことによって、「行政と司法の協力効果」を十分に収めることができると、馮は述べた(司法部秘書科、1932、p.329)。

最後に、馮涵清は、「国情に相応しいこと」を指針として、法律面で満洲国を改造する決意を表

した。

1933年1月9日に、馮涵清は国务会議で『奉派赴日考察司法報告書』(司法部秘書科、1932、p.342-346)を提出し、領事裁判権問題、「立法之精神」問題、日本の司法体制の良いところ、日本人法官の招聘問題、今後の司法体制改革問題などの改革事項について、以下のように説明を加えた。

第一に、領事裁判権についてだが、「友邦の外交と司法当局と交渉し、深い同情と、誠を尽くす援助を得た」が、目下目指すべきは①法典の完成、②法官の公正な裁判、③監獄の保護施設の完成の三つである。

第二に、「立法之精神」についてだが、日本は当初清国の刑律を採用したが、列国は法典の不完備を口実で圧迫を加えた。維新後日本は西洋を真似て法典を完備させたが、「欧化すぎて、識者はそれが日本の礼教に合わない指摘した」。今回視察中に、金子堅太郎子爵、小山法務大臣らは共に、「満洲国の立法は固有の礼教・道徳及び現在の風俗・民情を経とし、東西洋の法律を緯とし、もって法典を完成すれば、王道の真髓が現れる」と助言した。これは「切実に指針とすべき」である。

第三に、日本の司法体制に学ぶべきところとして、馮涵清は九つの項目を挙げた。それは：①日本の司法は天皇の名義で行われ、法律の尊厳が現れること；②大津事件で、公正な裁判が行われ、司法官が節操を固く守って屈服しないこと；③検察官は行政官更に警察官と緊密に連携すること；④調停に関するやり方は優良で、国民の信頼を得ていること；⑤思想犯については消極感化主義を採り、「王道主義(道徳を重んじること一筆者)」に合致していること；⑥少年院、少年刑務所、少年裁判所の完備により、明刑弼教の精神(刑罰を明らかにし教育を助けること一筆者)が顕彰されること；⑦感化院及び保護事業は天皇の奨励で運営し、社会の気風を導くこと；⑧刑務所の施設が絶えず改良されていること；⑨司法の収入と監獄の授産事業から上がる収入は、収支原則になっ

ており、利益を生み出している。

第四に、日本人法官の招聘についてだが、明治維新後、日本が法治を実現して治外法権を撤廃させるため、外国人法官を任用したことがある²¹。その目的は、外国人を自国の法治に信じさせることにあり、良い効果を収めた。これを鑑みて、「友邦当局と打ち合わせ、十名程度の日本人法官を招聘することは了承されたが、形式、年限、待遇などはまだ相談中」である。

第五に、司法体制改革についてだが、馮涵清は1932年に建国以来次第に実現したことは①司法の独立；②司法経費の独立；③司法官制の確立；④法官の選抜と任用；⑤法官の保障；⑥監獄の段階的建設；⑦法典審議のための努力などの七つの項目である。今後更に目指すべきことは①法典の完成；②法の尊厳と効力の確保；③領事裁判権の撤廃；④監獄の改善；⑤司法収入および監獄の作業による収入を整え、司法経費の不足を補うことの五つの事業である。

要するに、馮涵清の司法視察は全国司法会議の基礎の上に立って、満洲国司法体制整備の内容をさらに明確した。その後、日本司法省は1933年夏に司法次官の皆川治廣を満洲国に派遣し、満洲国司法を視察させた。同年の秋、大審院検事の古田正武が満洲国司法部総務司長に着任した。古田の協力の下で、馮涵清をはじめとする満洲国司法部は、馮が『奉派赴日考察司法報告書』で言及した事項を中心に、司法体制の大整備を開始した。日本が治外法権を撤廃する1937年11月5日までに、満洲国は司法体制の整備と法典の編纂などの面で著しい変化を遂げていくのである。

3 満洲建国初期の司法体制の特徴

管見の限りでは、馮涵清が掌った満洲建国初期の司法体制の整備は、以下の三つの特徴を有している。

第一に、独立した司法秩序を確立すること。

筆者は、満洲国を台湾、朝鮮と比べ、満洲国司

法体制のこの特徴を明らかにしたい。

日本が1895年6月に台湾で総督府を設け、その最初の植民地経営を開始した。欧米諸国の承認を得るため、日本は「内地延長主義による植民地の否定を構造的にもたらず」（若林・家永、2020、p.17）との法律指針を立てたが、台湾民政長官の後藤新平が指揮する台湾司法体制の改革で、「台湾法院の総督への直属を明確にし法院の職員および組織を縮減」した一方、「台湾司法制度の異法域性を保とうとした後藤の意図が裏切られ」（浅野・松田、2004、p.50）たことで、司法裁判の独立が実現されなかった。たとえ1900年以降の司法制度の再編を経ても、台湾の司法は依然として進歩を遂げず、「行政官による司法事務処理の領域を拡張して法院の関与する裁判事務の領域を縮小」（浅野・松田、2004、p.53）し、その実質は「明治日本の国家優位の司法、官憲中心の司法の属性が植民地で全面的に発見された」（浅野・松田、2004、p.60）体制であった。

台湾と同じように、韓国統監府が設けられた後、伊藤博文は梅謙次郎に、韓国司法制度の整備と法典編纂の作業を任せさせた。その司法改革は、主に「法務補佐官制度を導入した第一期、韓国法部（日本の司法省に該当）に日本人次官を置き、韓国裁判所に日本人裁判官を採用した第二期、そして韓国司法権を日本に委託した第三期」（李、2005、p.2）の三つの段階に分けられる。司法改革に力を入れた第一と第二期から、司法委託の第三期への転換点は、伊藤博文と桂太郎による日韓併合の合意である。伊藤は、「積年の政治紊乱の主因たる法治の欠点を補う方法として、一面で法官を養成し、一面では国民の法治的慣習を馴致すべきであるが、それは一朝一夕には成ら」（李、2005、p.153）ないので、むしろ韓国の司法を全部日本政府に委託すべきだと考えた。朝鮮総督府が発足後、韓国の法部と裁判所は総督府の下の司法庁に統一された。これをもって、日本と比べれば、「裁判所に対する（朝鮮の一筆者）行政機関の関与はより深

い」(松岡、1931、p.129)のである。言い換えれば、日本統治下の朝鮮の司法体制は、事実上、台湾と似通ったものとなった。

上述したように、満洲国は台湾、朝鮮と異なり、司法権を独立の権力として行政権と対立させ、しかも馮涵清は各級の法院・検察院に対し、行政を掌る国務院ではなく司法部の管轄下に置かれるべきことを命じた。それだけでなく、馮涵清は財政、人事などの権限を全て司法部に収め、満洲建国初期の司法体制の整備を主導した。傀儡国家としての満洲国は政治、経済において関東軍と当時の日本政府に束縛されたが、司法実務は満洲国の行政から独立していたし、その実行においても満洲国の慣習を配慮しなければならないので、満洲建国初期、特に1932年から1934年までの司法体制の整備は、馮涵清をはじめとする中国人司法官の官掌とされていた。この時期の馮涵清らの努力が、1934年以降の法典編纂を中心とした司法整備を可能とし、満洲国治外法権撤廃のプロセスを大いに速めたのである。

第二に、司法機関が立法の作業を担うこと。

近代国家の一般的原理に則すれば、法律の制定は、専門機関による立案と立法機関による可決が通常である。ただし、満洲国では、議会に相当する機構がないし、しかも立法院長である趙欣伯が溥儀の地位などの問題を巡り関東軍と対立していたので、満洲国の法典編纂は立法院ではなく司法部が主宰して展開した。

実は、韓国統監府が発足後、伊藤博文と梅謙次郎は「日本とは異なる韓国固有の法典を編纂」(李、2005、p.2)しようとし、「不動産法調査会」を設け、後にそれを「法典調査局」に改名したが、日韓併合の方針が決められ、特に1910年の朝鮮総督府成立後は、「総督府が日本法を韓国に直接導入し施行し」(李、2005、p.1)た。民法典を含む固有法典の編纂もこれにより断念となった。

もう一つの植民地・台湾において、日本が1896年に第63号法律を通していわゆる「六三法」体

制を確立し、「台湾総督ハ其ノ管轄区域内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ発スルコトヲ得」²²と定め、行政権と立法権を総督に集めた。その後の1906年の第31号法律(「三一法」)は「六三法」に取って代わり、台湾総督の命令は「台湾ニ施行シタル法律及特ニ台湾ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス」²³と規定した。そして最終的には、1921年の第3号法律(「法三号」)が「法律ノ全部又ハ一部ヲ台湾ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」とし、「台湾特殊ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ限り台湾総督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得」²⁴と定めた。このような方式は終戦まで受け継がれた。

朝鮮と台湾で築かれた法体制においては、日本内地の立法権に植民地の立法権が従属されていた。これに対して、形式上も「独立国家」であった満洲国では、このような問題が生じない。同時に、欧米を中心とした当時の国際情勢や社会経済秩序の維持の必要性を考えると、日本内地法に依るのではなく、満洲国は独自の法体系を築く必要がある。

前述のように、立法院が法典編纂の職務を果たし得ない状況で、馮涵清が主宰する司法部が満洲国の立法を引き受けた。建国当時、満洲国は華民国の『法院編制法』などの法律を援用する他、社会の治安を維持するため、『暫行懲治叛徒法』と『暫行懲治盜匪法』を制定した。日本人司法官が着任した後、満洲国司法部は1934年から『法院組織法』の制定に着手し始めた。まず刑事司長がそれを起草し、総務司長を委員長とし、新京の司法機関に勤める主に中国人官吏を含む委員会で審議された。1936年4月1日に、日本の『裁判所構成法』を手本とする満洲国『法院組織法』が勅令により公布され、同年7月1日に施行された。その付随法としての『律士法』と『司法代書人法』もそれぞれ1936年と1937年に制定された。また、我妻栄らの日本人法学者を顧問とし、東京・大阪地方裁判所の判事を参事官として1935年から起

草された民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び関係法律が1937年内に相次いで公布された。同年末までに、満洲国は基本的な法制度を完備した（満洲国史編纂委員会、1971、p.378-381）。その後、日本の満洲国に対する治外法権が撤廃された。

第三に、満洲国司法体制整備の総指針を明確にすること。

大同元年の全国司法会議と日本の司法の視察を通して、馮涵清は満洲国司法体制整備の一連の方針を明らかにした。その指針は、概ね司法部の組織の完備と日本人司法官の招聘、諸法典の編纂、司法人材の育成、司法予算の充実の四つの事項からなっていた。法典の編纂については上述した通りだが、ここでは残りの三つの事項を略述する。

満洲国は最初は「日本の裁判官、検察官、刑務職員を招聘して」（満洲国史編纂委員会、1971、p.377）、その任に当てることとしたが、日本から司法官吏を招聘することは決して順調だったとは言えない。「在任期間は三年とすること、俸給は現在のその約二倍ないし三倍を支給すること、本人及び家族の往復旅費を支給すること」を前提とし、「三年後復職を希望する者は必ず元の勤務場所に任用する」ことと、「その際給与は同期の者のそれと同じくし、進級、部署などについても満洲国に行っていたがため遅延したり不利益となるような扱いは絶対しないこと」（満洲国史編纂委員会、1971、p.377）を、日本の司法省が司法官吏と約束した上で、1934年に、日本人司法官吏は相次いで満洲国司法部、最高法院、最高検察庁、哈爾濱最高検察庁、吉林最高法院及び最高検察庁に赴任した。この他、満洲国は関東州から日本人司法官を招聘し奉天高等検察庁と吉林高等法院に着任させた。残った50名の欠員について、満洲国は元より「毎年二〇名ぐらいつ三ヶ年で完了する計画」を立てたが、日本の司法省に拒否された。日本を訪れる満洲国司法部人事科長の前野茂の奔走により、4名の日本人司法官吏が満洲国に

派遣された（満洲国史編纂委員会、1971、p.384-385）。その後、満洲国の司法運営に当たる日中両国の行政官及び司法官の選任については、現地で育成する方針に転じた。

満洲国は「明治初年日本司法省が司法省法学校を開設した例に倣って、司法部法学校を設立し、同時に新京留置所内にその付属機関としての刑務訓練所を設けた。総務司長が学長を、人事科長が学監を、民事・刑事各司の司長・科長、日本から招聘した司法官と優秀な中国人法官が講師を兼任した。最初に募集した學員は50名で、応募の資格は高校卒業者で30歳以下の男子である。在学期間は3年だが、政府は全ての費用を負担することとなった。1934年10月8日に入学者名簿を発表し、15日に『司法部法学校規程』が公布され、公式に開校した（前野、1985、p.34-36）。学制は二つの部に分けられ、第一部を更に甲・乙両班に分けた。第一部甲班は三年の期間で高校を卒業したレベルの学生を対象とした。その課程に、訓育、組織法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、国際公法、国際私法、法理学、比較法制、法医学、経済原論、論理学、日本語、英語が含まれる。第一部乙班は二年の期間で専門学校以上の法政学校の卒業生を対象とした。その課程に、訓育、組織法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、国際公法、国際私法、法理学、比較法制、法医学、日本語が含まれる。第二部は推薦された在職中の法官または検察官を対象とし、期間は六ヶ月である。その課程には、訓育、組織法、民事演習、刑事演習、国際私法、比較法制、法理学、日本語があった。1938年に、大学官制の公布に伴い、司法部法学校は文教部が所管する新京法政大学となった（國務院総務庁情報処、1937、p.41-54）。

また、司法予算の充実についてだが、1932年の司法部発足当時の予算は、満洲国総予算の3.4%を占める3831375圓だった。翌年の1933年と34年には、それぞれ総予算の3.5%と4.3%

を占める 5897135 圓と、8024000 圓となった。その後、同じ 4.5% を占める 1935 年の 4709448 圓と 1936 年の総 9886830 圓を経て、治外法権撤廃の 1937 年を迎える時点では、司法部の予算は 1932 年の三倍以上の 12413398 圓に上がり、総予算の 4.9% を占めることとなった（國務院總務庁情報処、1937、p.8）。予算の持続的な増加は、資金面で前記した各改革に安定性を与えていた。

おわりに

1937 年 5 月 7 日に、満洲国の内閣が改造され、馮涵清は司法大臣から退き、溥儀の勅命により、満洲重工業開発株式会社の副総裁に就任した。奉天府承德県出身の張煥相が馮の代わりに、司法大臣となった。1938 年 10 月に、張煥相も日本に赴いて司法を視察し、府中刑務所、多摩少年院などの馮涵清がかつて視察したところに再び足を向け、10 月 28 日に昭和天皇の接見を受けた（張、1939、p.2-4）。その後、1942 年 9 月には、奉天府金州庁出身の閻伝紱が司法大臣に就任し、1945 年の満洲国滅亡までその任に当たった。

満洲建国から体系的な司法制度を樹立して治外法権の撤廃に至るまで、満洲国司法部総長、並びに満洲帝国司法部大臣としての馮涵清は大きな貢献を果たした。法典編纂や人材育成などの実行の面においては、古田正武を代表とする日本人官吏と我妻栄を代表とする日本人法学者が主導的な役割を果たしていたが、上述したように、建国初期の司法体制の整備は、馮涵清をはじめとする中国人官吏の手により実現された。それにとどまらず、その後の満洲国司法体制整備の総指針は、馮涵清が大同元年の全国司法会議で提出し、馮の日本視察を通して形成されたものである。言い換えれば、関東軍が満洲国の政治体制を支配したことは異なり、満洲国の司法体制の整備過程においては、中国の国情と中華民国期の司法実務を知悉する馮涵清らの中国人が、満洲国司法体制の基盤を築き上げ、その後の満洲国の司法のあり方を方向付け

たのである。

なお、当時の日本人法学者は、満洲国の司法体制の整備と法典の編纂を通して、東アジアの統一法秩序を築く可能性を検討しようとした。例えば千種達夫が指摘したように、満洲国の裁判所が満洲国にいる日本人、朝鮮人、中華民国人、関東州人に関わる訴訟を審理する時に、もしそれぞれに属する「法の内容が余りに異なり、且之を理解することが困難であるならば、到底満洲国の法院で行ふことが出来ないし、また行ふのに非常な不便」（千種、1942、p.18）をもたらす。これについて、千種は「なるべく共通部分を多くすること」によって、東アジアの「取引の安定、権利義務の明確化、司法共助の便利、司法官弁護士の交流、法律学习上の便宜、及び共通の法的確信への誘導を計り」、東アジアにおける「新秩序建設の共同の理想に向かって進めて行くべきである」（千種、1942、p.22）と主張した。植民地国家としての満洲国は歴史の流れの中で消え去ったが、満洲国の司法体制整備のプロセスで生じたこのような司法共助を通してアジアの新秩序を築く見解は、今日ではどのように読み解かれるべきか。引き続き検討を進める必要があるだろう。

参考文献

1. 浅野豊美・松田利彦編、2004 年、『植民地帝国日本の法的構造』、信山社。
2. 浅野豊美、2008 年、『帝国日本の植民地法制』、名古屋大学出版会。
3. 小野博司、2014 年、「満洲国の行政救済法の性格に関する一試論」『神戸法学雑誌』、第 64 巻第 1 号、17-70 頁。
4. 小野博司、2022 年、『近代日本の行政争訟制度』、大阪大学出版会。
5. 李英美、2005 年、『韓国司法制度と梅謙次郎』、法政大学出版局。
6. 梶川俊吉、1943 年、「中華民国司法制度」『司法研究』、司法研究所、1-168 頁。
7. 邱遠猷・張希坡、1997 年、『中華民国開国法制史』、首都師範大学出版社。
8. 故宮博物院明清檔案部編、1979 年、『清末籌備立憲檔案史料（上）』、中華書局。
9. 国吉亮太、2017 年、「中華民国北京政府期の司法改良論」

- 『九大法学』、第114号、61-79頁。
10. 國務院総務庁情報処、1937年、『領事裁判権の撤廃に関する司法部の整備状況』、國務院総務庁情報処。
 11. 司法部総務司、1932年、『司法部重要実施事項重要計劃事項』、司法部総務司。
 12. 司法部秘書科、1932年、『奉派赴日司法考察記録（第一編）』、司法部秘書科。
 13. 島田正郎、1980年、『清末における近代的法典編纂』、創文社。
 14. 庶務部調査課、1927年、『奉天省における司法制度』、南満洲鉄道株式会社。
 15. 徐友春編、1991年、『民国人物大辞典』、河北人民出版社。
 16. 千種達夫、1942年「東亜法秩序の建設について（一）」『法律時報』、第14巻第1号、16-23頁。
 17. 中央満蒙協議会第三百三十四回例会席上司法省刑事局長（前満洲国参議）古田正武氏述（要旨）、1939年、『満洲国の法治建設と治外法権撤廃後の情勢』、日本外交協会。
 18. 張煥相、1939年、「赴日司法視察感想」『法曹会報』、第1巻第1号、2-4頁。
 19. 趙欣伯、1932年、『新国家大満洲』、東京書房。
 20. 程義明ほか編、1932年、『全国司法会議記録』、満洲国司法部総務司。
 21. 前野茂、1985年、『満洲国司法建設回想記』、日本教育研究センター。
 22. 松岡修太郎、1931年、「朝鮮に於ける行政権及びその立法権との関係」、『京城法学会論集：法政論纂』、第四冊、136-139頁。
 23. 満史会編、1964年、『満洲開発四〇年史（上巻）』、満洲開発四〇年史刊行会。
 24. 満洲国史編纂委員会、1971年、『満洲国史・各論』、満蒙同胞援護会。
 25. 満蒙資料協会編、1943年、『満洲紳士録』、満蒙資料協会。
 26. 駱寶善・劉璐生編、2013年、『袁世凱全集（第十九巻）』、河南大学出版社。
 27. 若林正丈・家永真幸編、2020年、『台湾研究入門』、東京大学出版会。

注

- 1 中国では満洲国を「偽満洲国」、日本では満洲国を「旧満洲国」または「旧満洲国」と称す。本稿は引用と議論の便のため、タイトルを除いてすべて「満洲国」または「満洲帝国」を使う。
- 2 満洲国の司法体制に関する先行研究は少ない。筆者の所見で、戦後には、ただ元満洲国司法部次長である前野茂が『満洲国司法建設回想記』（日本教育研究センター、1985年）で、自分の満洲国での経歴を主な手がかりとして、日本政府および満洲国の日本人官吏による司法体制の整備史を簡略に述べた。満洲国史編纂刊行会が編集した『満洲国史・各論』（満蒙同胞援護会、1971年）の第一篇は、政府組織機関としての立法院を

- 簡単に紹介し、第六篇で満洲国の司法体制を建国当時の「草創時代」、治外法権整備までの「整備時代」、その後の「運用時代」に分け、満洲国司法体制変遷史を纏めた上で、各地の司法機関の状況を描き、反満抗日団体や共産主義団体に関わる著名な刑事事件を挙げた。また、浅野豊美は研究で、満洲国国籍法と関東軍の態度を主な手がかりとして、日満の特殊関係から満洲国治外法権撤廃の問題を検討した（浅野豊美『帝国日本の植民地法制』（名古屋大学出版会、2008年）、390-491頁）。田浦雅徳は武部六蔵の日記に沿い、満鉄付属地の行政権と満洲国治外法権との関わりについて議論を加えた（田浦雅徳「満洲国における治外法権撤廃問題」浅野豊美・松田利彦編『植民地帝国日本の法的展開』（信山社、2004年）、211-256頁）。
- 3 清国『法院編制法』の起草過程について、呉澤勇「清末修訂『法院編制法』考略：兼論転型的法典編纂」『法商研究』（第4期、2006年）、154-160頁を参照されたい。
 - 4 『大清法規大全（第四冊）』（考正出版社、1972年）、1661頁。
 - 5 大理院の裁判権をめぐる争いについて、韓濤「晚清最高司法審判権的形塑：以晚晴大理院審判権限的釐定为中心」『華東政法大学学报』（第5期、2011年）、78-79頁を参照されたい。
 - 6 「趙博士張將軍顧問に」『朝日新聞（朝刊）』（1926年8月18日）。
 - 7 「三省の治外法権問題 是非解決したい」『朝日新聞（朝刊）』（1926年8月23日）。
 - 8 「趙欣伯氏一行司法省を訪問」『朝日新聞（朝刊）』（1931年9月5日）。
 - 9 「日本に倣ひ新しい司法制度を採用」『満洲日報』（1931年9月18日）。
 - 10 「日本に倣ひ新しい司法制度を採用」『満洲日報』（1931年9月18日）。
 - 11 「司法部訓令第一号」『満洲国政府公報（第七号）』（1932年5月16日）、9頁。
 - 12 「司法部指令第十四号」『満洲国政府公報（第七号）』（1932年5月16日）、11頁。
 - 13 「司法部訓令第五十八号」『満洲国政府公報（第十号）』（1932年5月31日）、9頁。
 - 14 「司法部訓令第七十三号」『満洲国政府公報（第十二号）』（1932年6月9日）、1頁。
 - 15 「司法部訓令第十四号」『満洲国政府公報（第九号）』（1932年5月25日）、7-9頁。
 - 16 「司法部訓令第十八号」『満洲国政府公報（第八号）』（1932年5月20日）、3頁。
 - 17 「司法部訓令第一七〇号」『満洲国政府公報（第三十三号）』（1932年8月9日）、3-4頁。
 - 18 「司法部訓令第三十一号」『満洲国政府公報（第八号）』（1932年5月20日）、3-4頁。
 - 19 「司法部呈文」『満洲国政府公報（第八号）』（1932年5月20日）、11-12頁。
 - 20 「司法部訓令第三〇五号」『満洲国政府公報（第

五十九号)』(1932年10月24日)、27頁。

- 21 これは歴史事実と異なる。『奉派赴日司法考察記録』に載せる日本から司法官を招聘する計画は、終始して馮涵清自身の主張である。ここであげる明治日本が外国人司法官を招聘することは、単なる馮が自身の主張を言い張るためのあて推量だと、筆者は考える。
- 22 「明治二十九年法律第六十三号」『官報』(明治二十九年三月三十一日)。
- 23 「明治三十九年法律第三十一号」『官報』(明治三十九年四月十一日)。
- 24 「大正十年法律第三号」『官報』(大正十年三月十五日)。

Feng Hanqing and Reorganization of Judicial System at the Beginning of Manchukuo's Founding

WU, Di (Doctor of the Science of Law, Keio University)

In the process of legal system construction of Manchukuo, the subjectivity of Chinese bureaucrats had not been taken seriously enough. Based on the new historical materials discovered, the author tries to restore the whole process of judicial system rectification in the early days of the founding of Manchukuo. Taking the convening of the National Judicial Conference in 1932 and Feng Hanqing's subsequent visit to

Japan as a bridge, the author constructs the internal relationship of judicial system rectification around 1934. On the basis of revealing the role played by Chinese people represented by Feng Hanqing in this process, the author briefly discusses the characteristics of the judicial system of Manchuria compared with Taiwan Province and Korea, which are both colonies.

環日本海経済圏再考：北東アジアにおける経済関係深化の中で

新井 洋史（環日本海経済研究所）

要 旨

1980年代から90年代にかけて、主に日本の日本海側各地で「環日本海経済圏」構想が盛んに論じられた。翻って、近年では環日本海経済圏に対して否定的な見方が強い。こうした状況に対して、本稿は「環日本海経済圏」構想が適切であったのかを、現時点で再検討することを目的とする。その際の中心的な問題意識（仮説）は、「環日本海という地域設定」と「生産要素の相互補完性を前提とした経済圏形成というコンセプト」との間にミスマッチがあったのではないかというものである。

地域設定の問題を浮き彫りにするべく、関係国の一部により構成される「環日本海経済圏」と国全域からなる「北東アジア経済圏」を対比しつつ、貿易関係に注目して検討した。貿易額の推移、域内貿易依存度の推移、エネルギー資源貿易の経済効果、環日本海地域の域内貿易特化係数の動向などを検証した結果、北東アジア経済圏構想は相当程度実現したものの、環日本海経済圏構想についてはさほどの進展はなかったとの結論が得られた。この結論が示唆しているのは、1990年代初頭に多く議論された生産要素の相互補完関係を活用した経済成長モデルは、北東アジア全域では成立しても、環日本海地域限定では成立しえなかったということである。

はじめに

1980年代から90年代にかけて、主に日本の日本海側各地で「環日本海経済圏」構想が盛んに論じられた。中国の改革開放、ソ連（当時）のペレストロイカの進展などにより、冷戦の最前線であった日本海における相互交流の可能性が開けたことを踏まえた動きであった。経済学の立場からは、地域内の生産要素の相互補完性を根拠として、経済圏形成を肯定、あるいは当然視する議論が多くみられた。

坂田（2017、p.112）は、「北東アジアでは90年代に日本が描いた古典的な経済的補完関係に基礎を置く局地経済圏の形成という構想はすでに過

去のものとなって」と評している。環日本海経済圏構想の申し子とも言える北東アジア学会が発行する学術誌である『北東アジア地域研究』においてすら、環日本海経済圏を正面から取り上げた論者は、近年掲載されていない¹。そのこと自体が、環日本海経済圏構想が「過去のもの」となっている証左とも言える。新潟県は2021年6月の県議会で、公益財団法人環日本海経済研究所を解散して、新潟県立大学に移行する方針を示した。若月（2021、p.113-114）は、地元報道を参照しつつ「環日本海時代のブームが去ったとの地元認識や、北東アジアの国際情勢に明るい展望がみられないこと、期待されたほどの経済交流の進展が

キーワード：

環日本海経済圏、北東アジア経済圏、生産要素の相互補完、域内貿易依存度、エネルギー資源貿易

見られない」といった背景があると紹介している。

こうした状況に対して、本稿は「環日本海経済圏」構想が適切であったのかを、同構想が積極的に議論されてから約30年を経過した現時点で再検討することを目的とする。その際の中心的な問題意識（仮説）は、「環日本海という地域設定」と「生産要素の相互補完性を前提とした経済圏形成というコンセプト」との間にミスマッチがあったのではないかというものである。地域設定の問題を浮き彫りにするべく、「環日本海経済圏」と「北東アジア経済圏」を対比しつつ検討している。

以下、本稿の構成は、第1節において過去の環日本海経済圏および北東アジア経済圏の議論を整理し、第2節、第3節でそれぞれ北東アジア地域及び環日本海地域での1990年代以降の貿易関係の推移を検証する。それらの結果を踏まえて、第4節で結論を取りまとめ、そこから得られる示唆に言及する。

1. 環日本海経済圏・北東アジア経済圏を巡る議論

本報告の主要な目的は、「環日本海経済圏」および「北東アジア経済圏」を現時点において再評価することにある。その際、これらの用語が何を意味するかを明確にしておく必要がある。本節では、対象地域の違いなども含め、過去の議論を踏まえて、筆者の考え方を明らかにしておきたい。

(1) 環日本海地域と北東アジア地域

二つの用語の含意を検討するにあたり、まず用語そのものの分析から入る。「環日本海経済圏」「北東アジア経済圏」のいずれも特定の地理的領域の名称に「経済圏」を付加した表現である。したがって、これらを分けて分析していくこととする。

地理的領域として、「環日本海」「北東アジア」はいかなる範囲を指すであろうか。北東アジア学会は、1994年11月に環日本海学会として設立されたが、その設立趣意書では「日本海及び日本

海を圍繞する地域とそこに密接に関係を有する周辺地域」を環日本海地域としている。ここでは、「日本海」「日本海を圍繞する地域」及び「そこに密接に関係を有する周辺地域」の3つの地域を包括して「環日本海地域」と定義している。このうち、「日本海」については、一定の定義が存在しており、地理的に（地図上で）確定することができる。これに対して、残りの2つの地域は地理的に確定できない。それでも、「日本海を圍繞する地域」に関しては、日本海を取り巻く環状地域であって、その内側境界線が日本海境界線と一致するものと解釈することができるので、問題は外側境界線がどこにあるかという点に絞られる。次に、「そこに密接に関係を有する周辺地域」は「日本海を圍繞する地域」のさらに外側にあると考えられるが、「周辺地域」との表現が示唆する地理的隣接性に加え、「密接に関係を有する」との表現が示唆する非地理的關係性の二つを定義に含んでいることから、境界確定はより一層困難である。そもそも、非地理的關係性を定義に織り込んでいるのは、地理的に確定させることを避けるべきだとの意思の表明だと考えるべきであろう。

さて、環日本海学会は2007年12月に北東アジア学会へと名称変更した。その際に、学会総会に提案された名称変更の理由説明の中には、「『北東アジア学会』に名称変更を行うことにより、現実に進展しつつある対象領域の広がりや繋がりを学会の研究活動において反映できるようにする」との文言がある。「北東アジア」が「環日本海」よりも広い領域であること前提とした表現である。また、「繋がり」という単語を含むことにより、ここでも非地理的關係性も考慮した地域定義がなされることを肯定していることがわかる。

すなわち、北東アジア学会としては、1)「北東アジア地域」は「環日本海地域」よりも広いが、2)いずれについても非地理的關係性も含めて地域設定がなされることを前提としていることになる。逆に言えば、地理的な範囲として明確に定義する

ことを断念していることになる。例示という形で、多数の研究者の同意を得ることができるような最大公約数的な地域定義を示すことすらしていない。北東アジア学会が学際的な性格を持つことがその背景にあるものと推察される²。結果として、「環日本海地域」と「北東アジア地域」とのそれぞれ用語が指す地理的範囲の違いは極めて曖昧となっ
てしまっている。両者を同義に使用することがあったり、「環日本海地域」や「北東アジア地域」の用語にもそれぞれ「広義」と「狭義」があったりして、明確な定義が難しいことは、坂田（2000、p.15-16；2011、p.163）や環日本海経済研究所（2003、p.1）などでも指摘されている。本稿の結論を先取りすると、この曖昧さから環日本海経済圏構想の不幸な運命が生じていると言える。

以上を前提として、ここで本稿における両地域の定義を示しておくことにする。基本的な考え方

は、両者をできるだけ明確に区分するために、「環日本海地域」を狭く定義し、「北東アジア」を広く定義するというものである。具体的には、「北東アジア」については、河合（2018）にならって、日本、中国、北朝鮮、モンゴル、韓国、ロシアの6カ国の全域とする。「環日本海」については、「日本海を圍繞する地域」を指すこととして、日本、韓国、北朝鮮、ロシアにおいて日本海に面する広域行政区画（県、道、州等）に、日本海に直接面してはいないが、最短直線距離で数10km以内の位置にある中国の黒龍江省と吉林省を加えた地域とする（表1）。ロシア極東地域や中国東北三省は、それら全体が環日本海地域に含められることが多いが、ここでは「日本海を圍繞する地域」とは言い難い遼寧省や多くのロシア極東諸州等を除外した。この定義は、坂田（2000、p.16）で紹介されている狭義の環日本海地域に近いものである。

表1 環日本海地域を構成する広域行政区画

| 日本 | 韓国 | 北朝鮮 | ロシア | 中国 |
|--|---------------------------|---------------------|---------------------|----------|
| 北海道、青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井、京都、兵庫、鳥取、島根、山口、福岡、佐賀、長崎 | 釜山広域市、蔚山広域市、江原道、慶尚北道、慶尚南道 | 咸鏡北道、咸鏡南道、江原道、羅先特別市 | 沿海地方、ハバロフスク地方、サハリン州 | 黒龍江省、吉林省 |

出所：筆者作成

（2）経済圏、局地経済圏

次に、「経済圏」について検討する。その際、かつて環日本海経済圏構想についての文脈において頻繁に用いられた「局地経済圏」についても併せて考える。ここでは、用語そのものの解釈に加え、環日本海経済圏（北東アジア経済圏）について活発に論じられた1990年代の議論の内容についても検討する。

「経済圏」の辞書的な意味は、「経済活動が一定の独立性をもって営まれる地理的範囲」（大辞林）である。ここで留意すべきは、「一定の独立性をもって」という制約条件が付されている点である。つま

り、全く独立性が無い地域、すなわち当該地域と隣接地域の経済活動が完全に一体化しているような地域は、その地域だけを取り出して「経済圏」と呼ぶことはできないことになる。もちろん、具体的にある地理的領域が「経済圏」を形成しているかどうかを論ずる際には、何を根拠に独立性を判断するのか、一定とはどの程度かなど、難しい問題に直面することになり、上述の辞書的定義はあまり実用的ではなく、本稿でもそこには立ち入らない。

「局地経済圏」は、辞書的には「局地」、すなわち「ある一定の限られた土地」（大辞林）に成立した経済圏を指すことになる。単に経済圏という言う場合

よりも、対象とする地理的領域が狭いことを含意しているにすぎず、その観点からは「経済圏」と「局地経済圏」の関係は相対的なものに過ぎない。

ただし、ここで想起すべきなのは、環日本海経済圏構想の議論の中では、より大きな含意のある用語として「局地経済圏」が使用されていたという点である。渡辺・佐々木（2004、p.108）では、局地経済圏を「1980年代後半に東アジア地域に新しく発生した地域経済圏」であるとし、「先発地域と後発地域の間、相互に必要な経済要素を互いに補い合う経済的補完関係」があることを指摘しつつ、典型例として香港と華南部を結ぶ地域を挙げている。また、渡辺（1992、p.14-15）は、局地経済圏について、「アジア社会主義国と周辺国との国境にまたがる諸地域間に存在していた経済的補完関係が、冷戦構造の融解とともにいちどきに顕在化した」との説明をしている。こうした議論の中での「局地」という用語には、単に地球上のどこか一部と言うことではなく、「冷戦の最前線だった地域」が含意されており、これは環日本海経済圏構想にも当てはまると考えてよい。

なお、環日本海経済圏を論じるにあたり、「局地経済圏」に類似した用語として「地方経済圏」が用いられたケースもある。例えば、蛭名（1993、p.41）は、「地方経済圏とは、国境を越えて形成される地域連関を伴った経済空間のことであるが、それが国と国とのあいだにではなく、地方レベルで形成される場合」と定義している。同時に、その事例として、やはり華南経済圏などを列挙しており、「局地経済圏」と同様の意味で用いている。

こうした「局地」あるいは「地方」を用いる文脈では、地域振興の側面を重視する色彩が出てくる。環日本海地域に属する地域は、それぞれの国内において、相対的に経済発展が遅れた地域であった。環日本海学会設立時の会長の渋谷武は、「東西冷戦構造の終結は、（中略）環日本海地域に、一つの期待感を与えてきた。長い間、中心の繁栄から取り残されていた故に、開発から取り残された資源を豊富に

有するこの地域の開発に伴う地域繁栄の夢がかき立てられたことは否めない」（渋谷、1995、p.3）としている。渋谷は続く文章で、周辺・辺境からの離脱を急ぐあまり自然破壊や荒廃を招くことがないように戒めてはいるが、当時の地域社会が、環日本海地域での交流を通じて地域経済の発展を図りたいとの思いを持っていたことが伝わってくる。

ところで、前述の「一定の独立性」という表現には、「主権」などといった政治性を帯びた用語を連想させる力がある。そこから、「経済圏」という用語の利用に慎重であるべきだという考え方も生じてくる。例えば、「『経済圏』の形成という表現は封鎖的あるいは排他的・・・（中略）・・・無神経に使ってはならない」（嶋倉、1992、p.3-4）といった指摘がなされている。裏返していえば、当時の環日本海経済圏構想には封鎖的、排他的な意図はなかったと理解すべきである。そのことは、本多 et al.（1995、p.9）において、端的に「『圏』という閉鎖的な『圏域』を連想させる用語も本来不適当な表現であり、より正しくは、『環日本海経済交流』と呼ばれるべきであろう」と表現されている。

（3）生産要素の相互補完性

環日本海経済圏構想に対する経済学の立場からの肯定論の基礎にあったのは、地域に存在する生産要素の相互補完性を活用することで、地域経済の発展が実現可能であるとの論法であった。例えば、「（イ）シベリア・極東地域、中国東北部の食料・農産物及び資源・エネルギー、（ロ）中国東北部、北朝鮮の労働力、（ハ）韓国、日本の資金・資本、技術等の生産要素間分業」（蛭名、1993、p.21）を想定したり、「日本・韓国は資本および技術、中国東北部および北朝鮮は労働力および天然資源、旧ソ連極東部は資源がそれぞれ豊富であり、相互に補完性が高く、かつ地理的に近接しているため、潜在的な分業の利益が大きい」（嶋倉、1992、p.70）といった議論がなされたりしていた。

冒頭で述べた通り、本稿の問題意識はこうした

生産要素の相互補完性に立脚した環日本海経済圏構想が適切であったかと検証しようとするものである。総合的に判断するためには、天然資源、労働力、資金、技術がそれぞれ活用されたかについて検討する必要があるが、本稿では比較的分析が容易であるエネルギー資源と中心とした貿易関係に焦点を合わせて検討する。労働力、資金、技術の活用については、少なくとも部分的に、すなわち中国への外国直接投資（FDI）という部分では、相当程度実現したことは明らかと見てよいだろう³。実際、対中 FDI のスピルオーバー効果を検証した論文は数多くある（例えば、Ito et al., 2012; Xu & Sheng, 2012; Zhang et al., 2014）。こうした分野での研究成果のすべてが有効性を確認しているわけではない（例えば、Hale & Long, 2007）が、スピルオーバー効果が無かったとしても、単純に投入増による産出増があったことは間違いない。

とはいえ、本稿の課題設定に従って北東アジア経済圏という視野で考えた時、例えば日本や韓国からの FDI による中国国内労働力活用が、日本や韓国を含めた地域各国にどれだけの経済的効果をもたらしたかを分析するのは容易ではない。まして、こうした分析を環日本海地域をも対象に実施して、北東アジア地域との対比を行うことは、データ収集の面から非現実的である。したがって、

本稿では比較的データ入手が容易な貿易関係に注目することとした。

2. 北東アジア地域における貿易動向とその経済効果

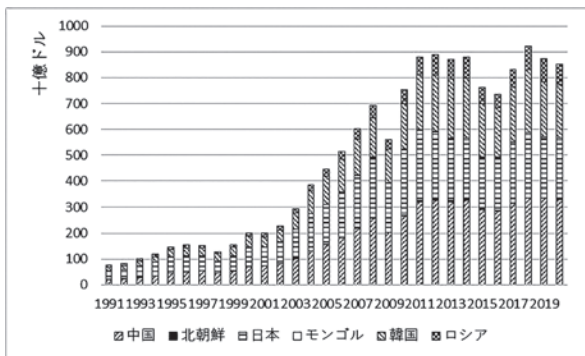
本節では、北東アジア地域での経済関係深化を評価するため、1990年代から約30年間の北東アジア6カ国の国対国の貿易動向を検討する。まず初めに、貿易総額について検討した後、ロシア産エネルギー資源に絞った検討を行う。エネルギー資源は、1990年代に議論された経済圏構想において、生産要素の相互補完関係を構成する代表的な財として論じられていたものである。その上で、このエネルギー資源貿易が、地域経済にとってどのような効果を持つのかの評価を行う。

(1) 貿易額の動向

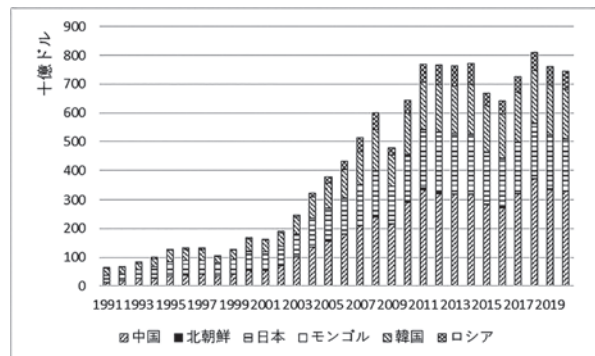
まず、概況として、域内貿易額の推移を確認しておく。1991年から2020年までの30年間で、北東アジア各国による域内国に対する輸出額及び輸入額の合計額は、それぞれ、748億ドルから8518億ドル（11.4倍）および660億ドルから7441億ドル（11.3倍）となり、大幅に増加した（図1）。ただし、10年ごとに3期間に区切って年平均増加率を計算してみると、2010年代には増加が止まっている（表2）。

図1 北東アジア地域の域内貿易額（十億ドル）

(イ) 輸出額



(ロ) 輸入額



注：ロシアの1991年はソ連の値。

出所：IMF Direction of Trade Statistics 及び『北東アジア経済データブック』より筆者作成。

表2 域内貿易額の年平均増減率 (%)

| | 輸出 | | | 輸入 | | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 1991-2000 | 2001-2010 | 2011-2020 | 1991-2020 | 1991-2000 | 2001-2010 | 2011-2020 | 1991-2020 |
| 中国 | 13.1 | 13.8 | 0.2 | 9.7 | 16.7 | 18.4 | -0.1 | 11.8 |
| 北朝鮮 | 2.1 | 13.4 | -34.3 | -7.3 | -0.1 | 5.5 | -18.5 | -1.5 |
| 日本 | 8.2 | 13.5 | -1.6 | 6.6 | 9.6 | 9.6 | -1.3 | 6.6 |
| モンゴル | 20.3 | 24.9 | 2.9 | 17.4 | 17.0 | 19.8 | -3.0 | 13.6 |
| 韓国 | 12.0 | 15.4 | -0.1 | 9.4 | 6.5 | 13.8 | 0.5 | 6.9 |
| ロシア | 7.4 | 14.3 | 1.2 | 8.9 | -2.6 | 26.3 | 0.4 | 9.0 |
| 北東アジア合計 | 10.4 | 14.1 | -0.3 | 8.4 | 9.7 | 14.7 | -0.3 | 8.4 |

注：ロシアの1991年はソ連の値。

出所：IMF Direction of Trade Statistics 及び『北東アジア経済データブック』より筆者作成。

また、表2からは、北朝鮮を除くすべての国で域内貿易額が増加したことも確認できる。北朝鮮に関しては、2010年代後半に国連の経済制裁の影響などから貿易額が急減しており、結果として2020年時点で1991年の水準を下回ることとなったという特殊事情がある。このほか、いずれの国も2000年代に最も増加率が高く、2010年代には減少もしくは停滞傾向にあることも、同表から読み取れる。

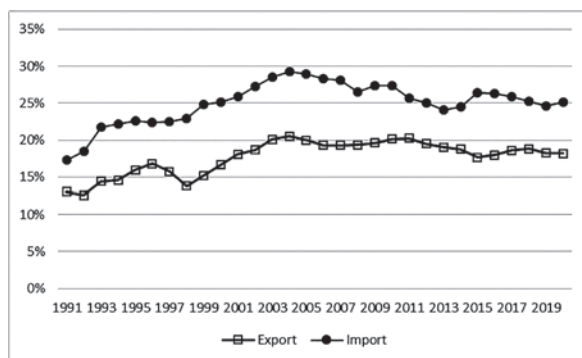
(2) 域内貿易依存度

30年間で域内貿易額が増加したことは確認できたが、このことは必ずしも域内の貿易関係が深化したことを意味しない。世界全体で貿易が拡大した中で、それと比例的に域内貿易が増加しただけかもしれないからである。

そこで、次に北東アジア域内貿易への依存度について検討する。図2は、北東アジア6カ国の貿易総額に占める対北東アジア諸国（自国を除く5カ国）貿易額の比率の推移を、輸出、輸入別に示したものである。いずれも、1990年代初頭から上昇傾向を示し、2004年にピーク（輸出20.5%、輸入29.3%）を記録した。その後は、やや低下したものの、1990年代よりも高い水準にある。貿易額と同様に10年ごとの3期間に区切って平均値を計算すると、輸出では14.9%から19.5%に増加した後18.7%へ減少し、輸入で

は22.0%から27.8%に増加した後25.3%へと減少するという、似たような経過をたどっている。

図2 北東アジア地域における域内貿易依存度 (%)



出所：IMF Direction of Trade Statistics 及び『北東アジア経済データブック』より筆者作成。

次に、域内貿易への依存度を国別に確認する（図3）。各国とも、輸出、輸入のいずれにおいても、同様の特徴を示している。まず、モンゴルと北朝鮮は30年間を通して域内依存度が高い。次に、日本、韓国、ロシアの3カ国は、基本的に上昇傾向を示している。上昇の時期は、日本、韓国は1990年代であったが、ロシアは2010年代以降が著しい。これに対して、中国は90年代初めに域内依存度が上昇したが、その後は低下傾向にある。

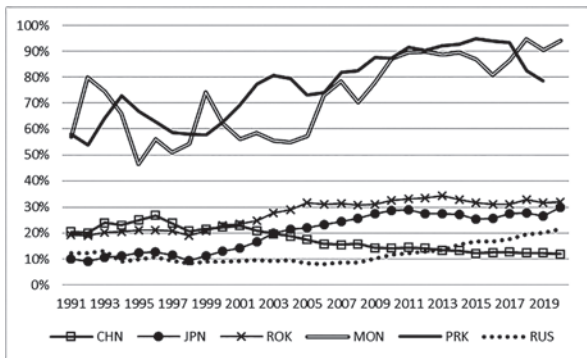
以上述べてきた状況は、中国が世界最大の貿易国になる中で、世界中で起こった対中貿易依存度

上昇のプロセスが、北東アジア域内貿易として表象したものと捉えることができる。実際に貿易総額に占める中国のシェアは、世界全体としても主要国・地域においても、この30年で増加した（表3）。北東アジア地域においては、ASEANとな

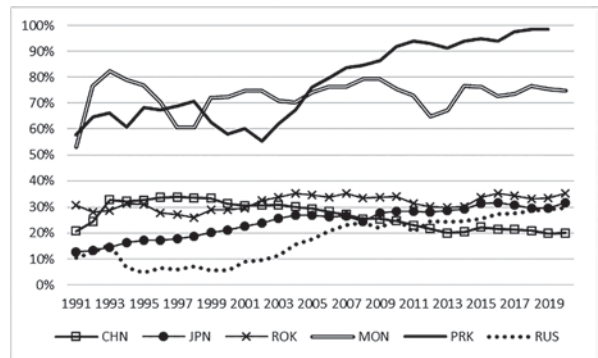
らんで、増加の程度が大きい。つまり、北東アジアは中国の経済規模の拡大に伴う貿易額の増加の影響を最も強く受けた地域の一つであり、そのことが域内貿易依存度を高めたと考えらえる。

図3 北東アジア諸国の域内貿易依存度（%）

(イ) 輸出



(ロ) 輸入



注：ロシアの1991年はソ連の値。

出所：IMF Direction of Trade Statistics 及び『北東アジア経済データブック』より筆者作成。

表3 貿易総額に占める中国のシェア（%）

| | 輸出 | | 輸入 | |
|-------|------|------|------|------|
| | 1991 | 2020 | 1991 | 2020 |
| 北東アジア | 2.7 | 22.0 | 5.5 | 24.7 |
| 米国 | 1.5 | 8.7 | 4.0 | 18.6 |
| EU | 0.6 | 4.3 | 1.2 | 8.5 |
| ASEAN | 2.0 | 16.0 | 3.1 | 23.7 |
| 世界 | 1.8 | 10.3 | 3.1 | 14.3 |

出所：IMF Direction of Trade Statistics

(3) エネルギー資源貿易の経済効果

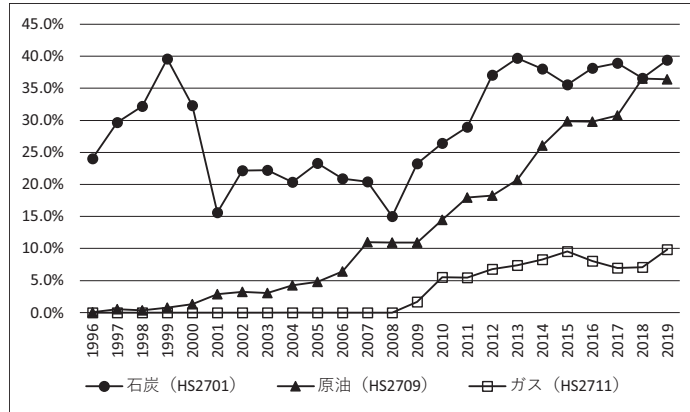
上述の通り、1990年代の北東アジア経済圏（環日本海経済圏）構想の議論の中ではロシアやモンゴルの豊富な資源を活用することで、地域の経済発展が実現されるとの議論が多くなされていた。実際に、ロシアにとって最重要の輸出品目であるエネルギー資源輸出を例として検証すると、石炭、原油、ガスのいずれにおいても、特に今世紀以降、北東アジア地域のシェアが増加している（図4）。なお、図には示していないが、シェアのみならず輸出量自体も増加している。そこで、ロシアから北東アジア諸国

向けのエネルギー資源貿易拡大が、地域経済にとって有益であったのかどうかを検証する。具体的には、ロシアから北東アジア諸国へのエネルギー資源輸出が減少した場合の影響を、一般応用均衡モデルの一つであるGTAPモデルを用いて推計する。取引減少により地域経済に負の影響が見込まれるのであれば、取引が有益であることが示されることになる。

GTAPモデルは、アメリカのパデュー大学を中心として、国際貿易の自由化が世界各国に与える影響を評価する目的で1992年に設立された、「国際貿易分析プロジェクト (The Global Trade Analysis Project)」によって開発されたものである。モデルは、各市場における財の需要と供給行動が、企業や家計の最適化行動に基づいて定式化されており、需要と供給が一致するように価格が決定される。関税などは、輸入財の供給価格に上乗せされる歪みとして定式化される（伴 et al., 1998, p.3）。

GTAPはバージョンアップを繰り返してきており、2018年に公開された最新の第10版は121の国・地域について65の産業部門に分類されて

図4 ロシアのエネルギー資源輸出に占める北東アジアの割合の推移



出所：UN Comtrade 及びロシア税関庁データより筆者作成。

いる。本稿では、第10版における最新の基準年である2014年のデータを利用する。

本稿において検証したいのは、ロシアから他の北東アジア諸国へのエネルギー資源輸出が減少することによる影響である。そのため、ロシア以外の北東アジア（及び東アジア）の諸国がロシアからの燃料資源（石炭、石油、天然ガス）の輸入関税を大幅に引き上げるといった外生的ショックを与えて、シミュレーションを行った。表4に、輸入関税を一律に1000%まで引き上げた場合の計算結果を示す。

推計結果によれば、北東アジア各国が一律1000%の輸入関税を導入することにより、ロシアからの燃料資源の輸入量が約9割減少すると見込まれる（表4（イ））。ロシアからの輸出の一部は他地域へ振り向けられることになるが、それでもロシア全体としての総輸出量が約3割減少する。

その結果、モンゴルを除く北東アジア各国、さらには北東アジア外の多くの地域で生産（実質GDP）が減少する（表4（ロ））。特に注目すべきは、輸出減の影響を直接受けるロシアよりも韓国や日本の方がGDP押し下げ効果が大きい点である。北東アジアの国々では、ロシア以外からの燃料資源輸入を増やすものの、ロシアからの輸入減を補うには至らず、これにより、広範な生産活動が制

約されることを示唆している。

また、表4（ハ）によれば、等価変分（EV）⁴より計測される経済厚生は、韓国とモンゴルを除く北東アジア諸国で減少する。厚生変化の要因に目を向けてみると、生産要素の分配効率の低下の影響が大きいことがわかる。これは、ロシアからの燃料資源の輸入が（ほぼ）途絶すると、それぞれの国内の生産要素の利用効率が低下することを意味する。他方で、日中韓では、交易条件は改善することが示されている。これは、輸入品（これらの国々では天然資源の比率が高い）の価格と輸出品（工業製品の比率が高い）の価格の変化が、相対的に後者の価格が上昇する方向に変化することを意味している。模式的に言えば、天然資源を工業製品へと加工するプロセスが、これら3カ国では相対的に低コストで行われており、より高コストの国々に対して優位に立つことができるということを示している。

ここで留意すべきは、北東アジア合計でも世界全体計でも、経済厚生が低下するという点である。詳細は省略するが、輸入関税変化がより小規模なケース（例えば10%への引き上げ）などについても計算を行ったところ、ロシア以外の北東アジア諸国の一部では経済厚生が改善するとの結果も得られた。ただし、そうしたケースでも北東アジア地域全体あるいは世界全体での経済厚

表4 ロシアからの燃料鉱産品輸入関税引き上げの効果

(イ) ロシアからの輸出額変化 (%)

| 国・地域 | 石炭 | 石油 | ガス |
|------------|-------|-------|-------|
| 中国 | -90.6 | -90.5 | -90.5 |
| 日本 | -90.5 | -90.4 | -90.4 |
| 韓国 | -90.5 | -90.1 | -90.0 |
| モンゴル | -90.6 | -90.5 | -90.5 |
| その他東アジア | -90.7 | -90.6 | -90.6 |
| 東南アジア・南アジア | 16.2 | 18.9 | 18.9 |
| 北米 | 16.6 | 18.6 | 19.5 |
| 南米 | 15.9 | 18.6 | 19.4 |
| EU 及び英国 | 15.3 | 18.0 | 17.8 |
| その他 | 16.0 | 18.8 | 18.6 |
| 全世界 | -32.7 | -28.3 | -28.5 |

(ロ) 実質 GDP 成長率の変化 (%)

| 国・地域 | GDP 成長率変化 |
|------------|-----------|
| ロシア | -0.87 |
| 中国 | -0.42 |
| 日本 | -1.64 |
| 韓国 | -1.84 |
| モンゴル | 0.32 |
| その他東アジア | -0.17 |
| 東南アジア・南アジア | -0.02 |
| 北米 | -0.01 |
| 南米 | -0.01 |
| EU 及び英国 | 0.06 |
| その他 | 0 |

(ハ) 経済厚生の変化 (百万ドル)

| 国・地域 | 厚生変化 (等価変分：EV) | うち、 | | |
|------------|-------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| | | 分配効率による 厚生変化 | 交易条件による 厚生変化 | IS バランスによる 厚生変化 |
| ロシア | -78871 | -18988 | -78593 | 18710 |
| 中国 | -27943 | -43462 | 24455 | -8937 |
| 日本 | -20422 | -69253 | 48493 | 338 |
| 韓国 | 7829 | -23381 | 33716 | -2506 |
| モンゴル | 132 | 46.1 | 87.7 | -1.51 |
| その他東アジア | -3178 | -1776 | -148 | -1253 |
| 東南アジア・南アジア | -12940 | -1128 | -11864 | 53 |
| 北米 | -17951 | -1852 | -15687 | -413 |
| 南米 | -4146 | -822 | -2979 | -345 |
| EU 及び英国 | 1509 | 11661 | -9570 | -582 |
| その他 | 3819 | -26 | 5242 | -1397 |
| 全世界 | -152162 | -148981 | -6848 | 3667 |

注1：GTAP モデルでは、投資収益率に応じて国際資本投資先が移動することを前提とする場合と、国別の投資比率はショック前と変わらないことを前提する場合のいずれかの方法によりシミュレーションが可能である。本稿では、「移動有」の結果を示したが、「移動無」としても基本的に同じ結果であった。

注2：「その他東アジア」は、台湾、香港、マカオ、北朝鮮及びブルネイから構成される。

出所：筆者作成。

生水準は低下した。ロシアをはじめとして、域外の諸地域の犠牲の上に、北東アジアのいくつかの国々が自国の経済厚生を向上させるというのは決して望ましい姿ではない。上述した通り、環日本海経済圏構想や北東アジア経済圏構想を通じて掲げられた理念は、地域エゴではなかったはずである。

以上の考察から、ロシア産燃料鉱産品の北東アジア地域への供給は、北東アジア地域の経済発展にとって正の効果を持っていると結論できる。

(4) 小括と考察

過去30年の間に北東アジア域内での貿易面での相互依存度は高まった。国別、輸出入別でも多

くのケースで域内依存度が上昇しているが、中国の輸出については、1990年代中ごろにかけて上昇した域内依存度がその後低下傾向に転じ、2010年代には1990年代初頭の水準を下回っている。これは、中国が日本や韓国との間のサプライチェーンをベースとした「世界の工場」となり、さらに「世界の市場」となったことを反映していると考えられる。平川（2018、p.82-83）は、東アジアの国際分業がかつてのような産業内分業ではなく工程間分業が深化する方向に変化していることを指摘し、その中で東アジアにおける域内貿易の軸心が日本から中国に移ったと指摘している。東アジアの生産ネットワーク構築の要因としては、賃金の異なる国々の存在、輸送技術や通信技術の進歩、規制緩和、貿易および直接投資政策の自由化などによる貿易および直接投資コストの大きな削減などが指摘されている（浦田、2018、p.1）。これらは、現時点では常識になっていると言えよう。

すなわち、ここで国別の貿易データを用いて確認した事実関係は、いわば常識的な知見の範囲を超えるものではなく、このこと単独ではあまり大きな意義ある発見とは言い難い。とはいえ、約30年前に予想（期待）した貿易関係深化がどの程度実現したのかを、事後的に統計データによって示したことは、本稿の目的からして一定の価値があるものと考えられる。

生産要素の相互補完性には、いくつかの側面があるが、本節ではロシア産のエネルギー資源に注目して検証を行った。石炭、石油、ガスの3品

目に関して、ロシアからの輸出先に占める北東アジア諸国の比率は、過去25年間に大きく増加した。すなわち、相互補完性に基づく貿易の拡大が実現したことが確認できた。

その上で、こうしたエネルギー資源の貿易が地域経済および世界経済に与えた影響について、GTAPモデルを用いて検証した。仮に、関税措置を通じてロシアから北東アジア諸国への燃料鉱産品の供給が大幅に減少した場合、ロシア、中国、日本のGDP低下を招くほか、世界全体の経済厚生も低下にもつながるとの推計結果がえられた。つまり、エネルギー資源貿易は、正の経済的効果を持っていると言える。

全体として、北東アジアにおける貿易を通じた経済交流関係は深化したと評価できる。

3. 環日本海地域における貿易動向

前節では北東アジア地域の貿易関係に着目した。本節では、それよりも狭い環日本海地域における貿易動向を検証する。

(1) 利用データ

国同士の貿易と違い、国の一部地域の貿易については、大きなデータ制約がある。基本的に地方対地方の貿易統計は存在しないので、地方対国のデータを用いざるを得ない。本稿では、分析対象国における「環日本海地域」から見て対岸にある国々（以下、「対岸国」）との間の貿易（以下、「日本海貿易」）に関する統計データ（表5）を入手して分析に用いた。

表5 日本海貿易の分析に利用するデータ

| 分析対象国 | 環日本海地域 | 対岸国 | データ期間 |
|-------|--|---------------|-----------|
| 日本 | 北海道、青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井、京都、兵庫、鳥取、島根、山口、福岡、佐賀、長崎 | 韓国、北朝鮮、中国、ロシア | 1988-2020 |
| 中国 | 黒龍江省、吉林省 | 日本、韓国 | 1999-2018 |
| ロシア | 沿海地方、ハバロフスク地方、サハリン州 | 日本、韓国 | 1992-2018 |
| 韓国 | 釜山広域市、蔚山広域市、江原道、慶尚北道、慶尚南道 | 日本、ロシア | 2011-2020 |

出所：筆者作成

日本については、財務省がインターネット上で公開している貿易統計データベースにおいて、環日本海地域のうち日本海に面する地域を所管する税関官署を選択してデータを取得した。すなわち、北海道、青森、兵庫、山口、福岡、佐賀、長崎の各道県については、日本海以外に面する地域を所管する税関官署（例えば、室蘭税関支署、八戸税関支署など）を除外した。なお、対岸国には中国を含めているが、九州と中国との間の貿易は、実質的に日本海を経由することなく輸送されることが通例であると考えられるので、これを日本海貿易に含めることは必ずしも適切でないとの見方もありえよう。したがって、分析の中では北海道と本州の日本海側だけに絞った検討も行っている。

中国については、Global Trade Atlas が提供するデータからハルビン税関（黒龍江省）及び長春税関（吉林省）のデータを抽出した。

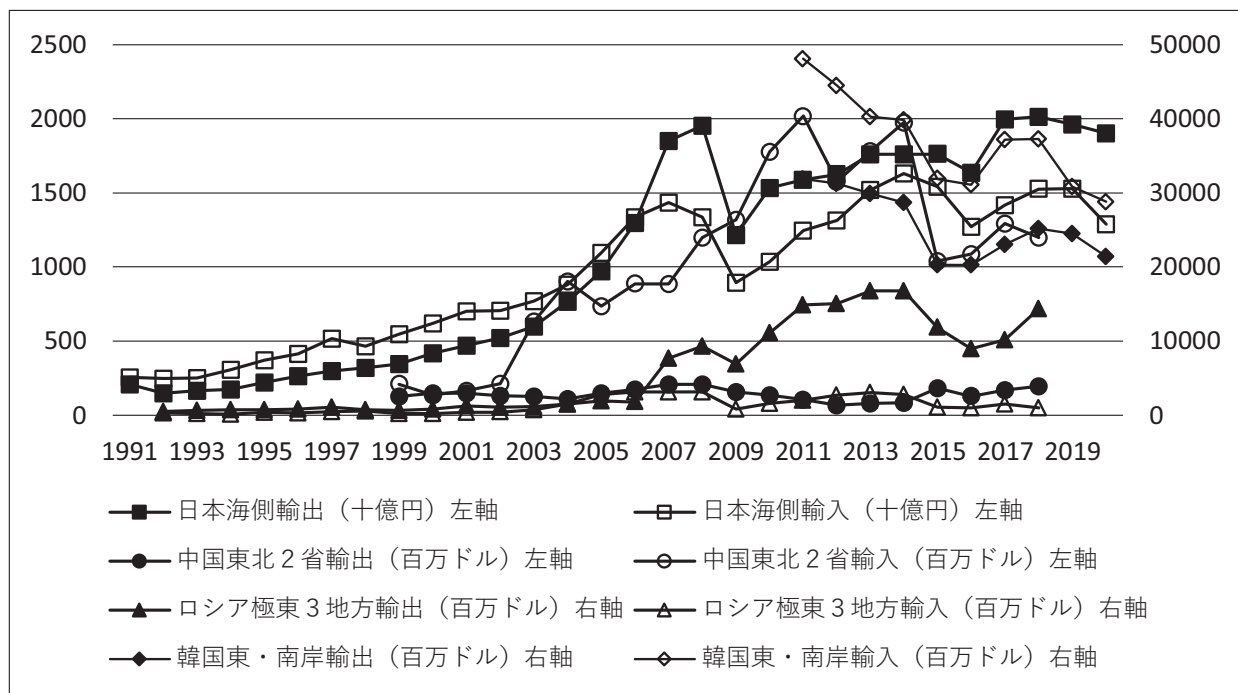
ロシアについては、ロシアNIS貿易会（ロシ

ア東欧貿易会）が取りまとめて刊行した資料、ロシア極東税関及びロシア税関庁がインターネット上で公開しているデータから、該当データを抽出した。

韓国についても中国と同様、Global Trade Atlas のデータを利用した。ただし、韓国の地域別（税関官署別）のデータは2011年以降しか提供されていない。本稿が対象としている概ね30年というタイムスパンでの検討を行うには不十分であり、あくまで参考情報としての位置づけである。

4か国の日本海貿易額の推移を図5に示す。中国東北2省からの輸出額はほぼ横ばいであるが、それ以外は趨勢として2010年ころまで増加傾向にあり、その後は停滞していることが読み取れる。日本海貿易の金額が増加したことは、環日本海地域での経済交流が活発化したことを示唆するものではあるが、それだけをもって環日本海経済圏構想が進展したと結論付けることはできない。前掲

図5 日本海貿易額の推移



出所：財務省貿易統計、Global Trade Atlas、ロシア東欧貿易会「調査月報2002年11月号」、「同2005年9-10月号」、ロシアNIS貿易会「調査月報2010年9-10月号」、「同2015年9-10月号」、ロシア税関庁データベース（2020年5月6日DL）及びロシア極東税関ウェブサイト掲載データ（2021年6月10日、11日時点アーカイブデータ及び7月13日DL）より筆者作成。

図1の通り、国家間貿易のレベルで北東アジア域内貿易は増加した。したがって、環日本海地域において国レベルと同様の趨勢をたどるだけでも、日本海貿易は拡大することになる。「周辺・辺境からの離脱」のためには、単に日本海貿易の金額が増加するだけではなく、それが国レベルでの対北東アジア諸国貿易を上回る速度で増加したか否かが重要である。こうした観点から、環日本海地域を相対評価するための分析を行った。

(2) 分析手法

日本海貿易の動向を国レベルでの北東アジア域内貿易との相対化を通じて評価するため、以下に示す日本海貿易特化係数を算出して検討した。

$$e_r = \left(\frac{NAT_r}{TOT_r} \right) / \left(\frac{NAT_n}{TOT_n} \right)$$

ここで、

e_r : 地域 r の日本海貿易特化係数

NAT_r, NAT_n : 地域 r 及び全国の対岸国貿易額

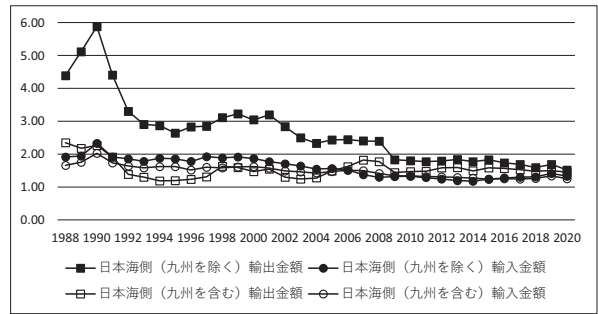
TOT_r, TOT_n : 地域 r 及び全国の貿易総額

特化係数が1を上回っている場合、当該国の対北東アジア貿易の中で環日本海地域が相対的に大きな役割を果たしていることになる。また、特化係数が増加すれば、環日本海地域の果たす役割が拡大していることになり、言い換えれば北東アジア貿易をリードしていることになる。

(3) 分析結果

日本、中国、ロシア、韓国の順に特化係数の推移を検証していく。まず、日本の日本海側地域の日本海貿易特化係数は、長期低下傾向にある(図6)。その傾向は、1990年ころに高い値を示していた北海道・本州の日本海側(狭義の日本海側)で特に顕著である。ただし、係数の値が低下してきたとはいえ、依然として1を上回っており、日本海側地域が日本海貿易においてやや大きな役割を果たしていると言える。

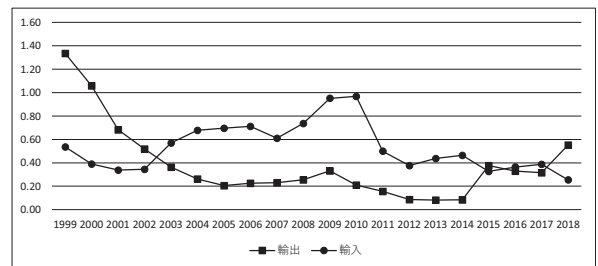
図6 日本の日本海側の日本海貿易特化係数の推移



出所：財務省貿易統計より筆者作成。

次に、中国東北2省(黒龍江省及び吉林省)の日本海貿易特化係数の推移は図7の通りである。輸出では、2001年以降に1を下回り、2014年まで非常に低い水準にあった。近年では回復傾向にあるが、1には程遠い。輸入では、2000年代後半に上昇したが、1を超えることなく低下に転じ、近年は2000年ころと同水準に戻っている。総じて、中国と対岸国(日本及び韓国)との間の貿易における東北2省の役割は小さいと言える。

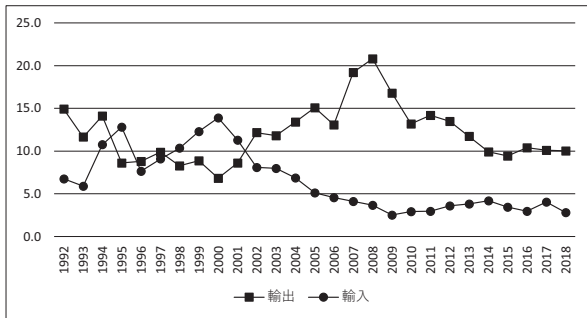
図7 中国東北2省の日本海貿易特化指数の推移



出所：Global Trade Atlas より筆者作成。

続いて、ロシア極東3地方(沿海地方、ハバロフスク地方及びサハリン州)の日本海貿易特化係数の推移を確認すると、輸出に関しては2008年をピークにそこまでは上昇、その後は下降傾向が見られ、輸入については2000年ころから長期低下傾向にある(図8)。ただし、特化係数の水準自体は近年でも大きく1を超えており、日本海貿易においてロシア極東3地方が大きな役割を果たしていることが確認できる。

図8 ロシア極東3地方の日本海貿易特化係数の推移

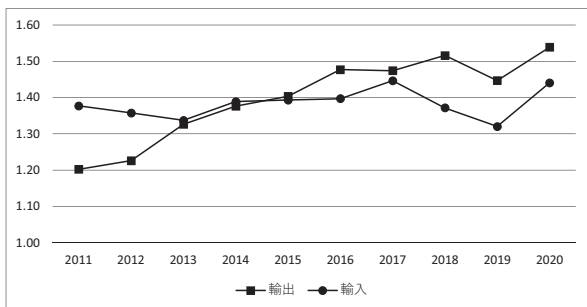


出所：ロシア東欧貿易会「調査月報 2002 年 11 月号」、「同 2005 年 9-10 月号」、ロシア NIS 貿易会「調査月報 2010 年 9-10 月号」、「同 2015 年 9-10 月号」、ロシア税関庁データベース（2020 年 5 月 6 日 DL）及びロシア極東税関ウェブサイトに掲載データ（2021 年 6 月 10 日、11 日時点アーカイブデータ及び 7 月 13 日 DL）より筆者作成。

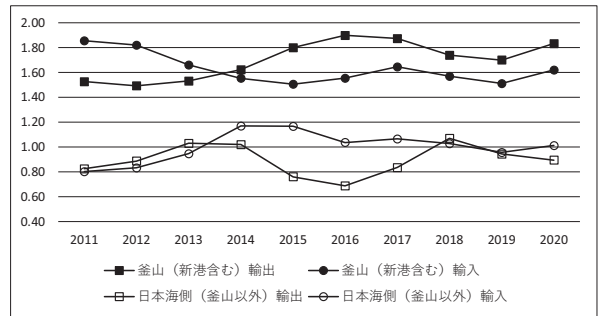
最後に、韓国の江原道から慶尚南道に至る沿岸地域の 2011 年以降の日本海貿易特化係数の動向は図 9（イ）の通りである。全体として特化係数は 1 を上回り、動向としては輸出面で上昇傾向を示している。留意すべきなのは、この地域には釜山という韓国最大の港湾都市が含まれるという点である。釜山以外の地域の動向を捉えるために、釜山（釜山新港および空港を含む）とそれ以外に分けてみたのが、図 9（ロ）である。特化係数の水準を引き上げているのは釜山であり、それ以外の地域では 1 に近いことがわかる。経年変化については、そもそもデータの期間が短いので長期的動向を検証することはできないが、直近 10 年間での特定の方向性は確認できない。

図 9 韓国の江原道から慶尚南道に至る沿岸地域の日本海貿易特化係数

(イ)



(ロ)



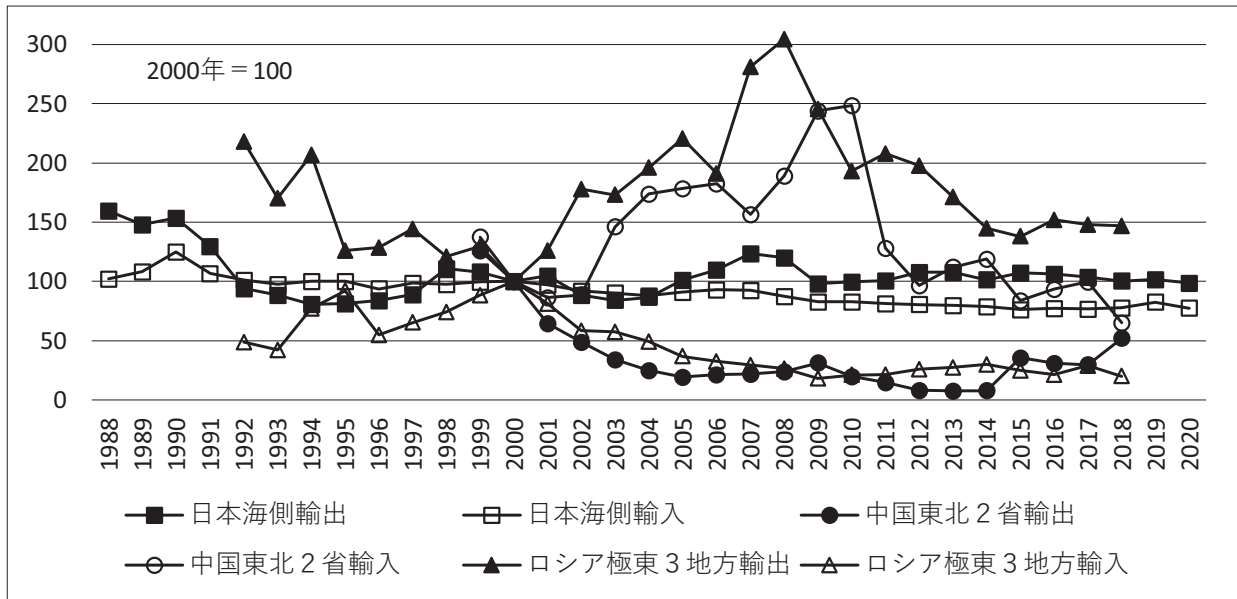
出所：Global Trade Atlas より筆者作成。

ここまでは国別に日本海貿易特化係数の推移を確認してきたが、あらためて動向指数（2000 年を 100 とする）の形で、韓国を除く 3 カ国をまとめると図 10 のとおりとなる。一部の地域で一時的に特化係数が上昇する時期があったが、近年ではロシア極東 3 地方からの輸出を除くと、いずれの国でも動向指数が 100 を下回っており、2000 年時点と比べて特化係数が低下している。ロシア極東からの輸出においては、サハリン州からの石油・天然ガス輸出の存在が大きく影響していると考えられる。

(4) 小括

以上、本節をまとめると、環日本海地域は、約 30 年間に北東アジア地域全体において国レベルで進んだ貿易拡大ほどには、貿易を拡大することはできなかった。このことは、どのような立場から考察するかによって、肯定的にも否定的にも評価される。経済交流の地理的多角化を是とする立場からは、環日本海地域が対岸地域外に貿易相手を拡大してきたと肯定的に評価することもできよう。しかし、環日本海地域の経済交流活発化を望む立場からは、北東アジア域内貿易において環日本海地域が疎外されてきているという否定的な評価となる。環日本海地域は、北東アジア経済交流をリードするどころか、他地域の後塵を拝してしまっている。

図10 環日本海地域の日本海貿易特化係数の動向指数



出所：図5に同じ。

4. 結論と示唆

本稿では、北東アジア地域と環日本海地域に分けて、それぞれについて1990年代からの貿易関係の推移を分析した。その結果、北東アジア地域のレベル（国レベル）では、各国間での貿易が拡大し、相互依存関係が総じて深まったことが確認できた。北東アジア地域内に存在した「生産要素の相互補完関係」のうち、エネルギー資源に関しては、約30年間の経済関係深化の中で、相当程度活用され、域内国の経済成長や世界経済の経済厚生拡大に寄与したものと判断できる。

他方で、環日本海地域のレベルの日本海貿易の拡大の程度は相対的に小さく、各国の環日本海地域は、北東アジア地域内の貿易拡大をリードする役割を果たすことはできなかった。中国が急速に経済成長したことなどによって北東アジア地域レベルでの貿易拡大が実現したにもかかわらず、その中核となるのが期待された環日本海地域は逆に地位を低下させてきている。この対照的な姿を浮き彫りにしたことは、国レベルのデータと地域レベルのデータをそれぞれ用いた分析を行って、対比して検討したことによる成果である。

以上を一言でまとめれば、貿易関係から評価する限り、北東アジア経済圏構想は相当程度実現したものの、環日本海経済圏構想についてはさほどの進展はなかったと言える。労働力、資金、技術といった生産要素の相互補完関係については本稿では検証していないが、環日本海地域内におけるこれらの活用が、貿易面での関係性を上回って、活発であったとは考えにくい⁵。

この結論が示唆しているのは、1990年代初頭に多く議論された生産要素の相互補完関係を活用した経済成長モデルは、北東アジア全域では成立しても、環日本海地域限定では成立しえなかったということである。北東アジアと環日本海の区別を曖昧にして、北東アジア経済圏の構成原理が環日本海地域にも適用できるがごとく説明しながら、そういった将来像を地域社会に刷り込んでしまったことが、冒頭で述べたような「実現しない環日本海経済圏構想」に対する社会の落胆に繋がってしまったと考えられる。北東アジアと環日本海を区別すべきであるという議論は1990年代当初からもあった。例えば、嶋倉（1992、p.3-4）は、中国東北部が日本海に面していないこと、日

本の日本海側地域の経済規模が小さいことなど5つの理由を挙げて、「環日本海経済圏」ではなく「北東アジア経済圏」の表現を用いるほうがよいと主張していた。しかし、現実には二つの用語が十分に区別して用いられたとは言い難い。その要因としては、本稿の前段で論じたような用語定義の難しさがあった。同時に、この地域での国境を越える地方間の試みを肯定的に捉えて、あえて国家と地域が混在するという特殊性を持った地域として論じられてきた（坂田、2000、p.18；p.22）という経緯もあり、必ずしも否定的側面ばかりではないことを付言しておきたい⁶。

こうした経緯と現状に立脚して、あらためて国対国のレベルとは異なる地方間交流としての環日本海地域の経済関係深化を追求するのであれば、生産要素相互補完関係の存在とは異なる原理に基づいたものとする必要がある。その際、国レベルでの貿易関係の深化の背景にあった国際的な生産分業（工程間分業）を環日本海地域内で深めていく可能性はあるだろうか。その検討には地域内企業についてのミクロレベルでの分析が必要であり、データ制約などもあって容易ではないが、直感的には過去30年で成立しなかった分業関係が今後構築されるのは難しいものと思われる。いずれにせよ、環日本海地域について論ずる際には、地域設定とその将来シナリオを整合させて検討する必要があるというのが、本稿の結論である。

※本稿は、JSPS 科研費 20H00286 の助成を受けた研究成果の一部である。

参考文献（日本語）

浦田秀次郎、2018、『『フィナンシャル・レビュー』特集号企画「東アジアの生産ネットワークと経済成長」序文』、『フィナンシャル・レビュー』、通巻135号、pp.1-6
 姥名保彦、1993、『環日本海経済圏 一脱冷戦時代の北東アジア協力を目指して』、明石書店
 河合正弘編著、2018、『北東アジアの経済成長 一構造改革と域内協力』、日本評論社
 環日本海経済研究所、2003、『北東アジア経済白書

2003』、新潟日報事業社
 坂田幹男、本多健吉、凌星光、2000、『北東アジア経済入門』、クレイン
 坂田幹男、2011、『開発経済論の検証－「新・東アジアモデル」を求めて』、国際書院
 坂田幹男、2017、「塗り替えられた北東アジアの経済地図－「北東アジア（環日本海）経済圏」構想挫折の背景－」『地域と社会』、20、pp.97-117
 渋谷武、1995、「会長挨拶」『環日本海研究』、第1号、pp.3-4
 嶋倉民生編、1992、『東北アジア経済圏の胎動－東西接近の新フロンティア』、アジア経済研究所
 新潟県産業労働部産業政策課、2021、『令和2年度新潟県輸出入状況・海外進出状況調査報告書』
 伴金美、大坪滋、川崎研一、小野稔、松谷萬太郎、堤雅彦、木滝秀彰、小野博、1998、『応用一般均衡モデルによる貿易・投資自由化と環境政策の評価』、経済企画庁経済研究所
 平川均、2018、「東アジア経済統合の新たな展望」、『アジア研究』、61(4)、80-97
 本多健吉、韓義泳、凌星光、坂田幹男、1995、『北東アジア経済圏の形成』、新評論
 若月章、2021、「第26回北東アジア学会学術研究大会報告」『北東アジア地域研究』、27号、pp.111-114
 渡辺利夫編著、1992、『北東アジアの新動態－NIESが中国を変える』、日本貿易振興会
 渡辺利夫、佐々木郷里編、2004、『開発経済学事典』、弘文堂

参考文献（英語）

Hale, G., & Long, C. 2007. "Are There Productivity Spillovers from Foreign Direct Investment in China?" Federal Reserve Bank of San Francisco Working Paper Series, 33p.
 Ito, B., Yashiro, N., Xu, Z., Chen, X. H., & Wakasugi, R. 2012. "How do Chinese industries benefit from FDI spillovers?" *China Economic Review*, 23(2), 342-356.
 Xu, X., & Sheng, Y. 2012. "Productivity Spillovers from Foreign Direct Investment: Firm-Level Evidence from China." *World Development*, 40(1), 62-74.
 Zhang, C., Guo, B., & Wang, J. 2014. "The different impacts of home countries characteristics in FDI on Chinese spillover effects: Based on one-stage SFA." *Economic Modelling*, 38, 572-580.

1 『北東アジア地域研究』第23号（2017年）の渋谷武先生追悼記念特集や書評を除けば、環日本海圏を正面から取り上げたと言える論考は、第15号（2009年）に掲載された長田元氏の「環日本海圏拠点形成の現状

と課題－北陸各県の港湾振興に関する政策を中心に－」が直近である。

- 2 例えば、国際関係論の研究者などは、米国を北東アジアにおける重要なアクターと考えて分析対象に加えている。
- 3 現実には、国境を越えた労働力移動には制約が大きいため、労働力活用の形態としては、中国や北朝鮮への生産拠点設置や委託加工契約が中心であったと考えられる。生産拠点の設置は、とりもなおさず外国直接投資という形での資金の移動であり、通常は生産技術の移転を伴うものである。したがって、労働力、資金、技術の面での相互補完性の活用は、一体の動きとなっていると考えるのが適当である。
- 4 外生的ショックを与える前と後のそれぞれの均衡状態の間の差を、両者の経済厚生之差として計算する尺度の一つ。等価変分は二つの均衡の間で生じた変化を、変化前の均衡（価格）で、支出すなわち所得水準の変化で評価したもの（伴 et al., 1998）。
- 5 例えば、新潟県の調査によれば、2020年時点で、新潟県企業の対中国進出86件のうち黒龍江省に2件進出があるものの、吉林省には進出企業がない。同様に、韓国への進出8件のうち、本稿で定義する環日本海地域への進出もない。ロシアについては進出が1件のみであるが、その1件は沿海地方となっている（新潟県、2020、p.35）。
- 6 見方を変えれば、本稿の結論はこのような北東アジアの特殊性ゆえの難しさを再確認するものと言えるかもしれない。

Reexamining the Japan Sea Rim Economic Zone: Against a Backdrop of Deepening Economic Relations in Northeast Asia

ARAI, Hirofumi (ERINA)

In the 1980s and 1990s, the concept of a “Japan Sea Rim Economic Zone (JSREZ)” was widely discussed, mainly on the Japan Sea side of Japan. In recent years, however, there has been a sound pessimistic view toward the JSREZ. At this point, this paper aims to reexamine whether the concept of JSREZ is appropriate. The main problem (hypothesis) is that there may have been a mismatch between the regional setting of the Japan Sea Rim and the concept of forming an economic zone based on the complementarity of factors of production.

To highlight the problem of regional setting, the author examined the trade relations, comparing the JSREZ, which consists of some parts of the countries involved, and the “Northeast Asia Economic Region (NAER),” which includes their entire territory. Analyzing dy-

namics of the trade volume, the dependence on intra-regional trade, the economic effects of energy resources trade, and the intra-regional trade specialization coefficient for the Japan Sea Rim region, the study concluded that the NAER has come into a place to a considerable extent, but that there has not been much progress with the JSREZ. This conclusion suggests that the economic growth model utilizing complementarity of factors of production could not be materialized in the Japan Sea Rim region, whereas it was achievable for the Northeast Asia region.

Keywords: Japan Sea Rim Economic Zone, Northeast Asia Economic Region, complementarity of factors of production, dependence on intra-regional trade, energy resources trade.

ハンガリー事件と中国

—中国の関与と自主独立のジレンマ—

杜 世 鑫（グローバル国際関係研究所、東北亜未来構想研究所）

要 旨

ハンガリー 1956 年事件は、北東アジア地域の国々（ロシア（旧ソ連）、日本、中国など）の国内政治と国際関係に大きな影響を与えたため、北東アジアの国際政治史を理解するために重要な意義を持つ。本論文は、ハンガリー 1956 事件に関する史料と研究を精査することにより、事件における中国の対外行動を再考する。ハンガリー事件が起きた 1956 年 10 月 23 日に、劉少奇と鄧小平が率いる中国共産党の代表団がモスクワに派遣され、10 月 31 日に帰国するまでの 9 日間にわたり、北京にいる毛沢東と連絡を取りながら、ソ連指導部に政策提言を行った。中国側は当初、ソ連指導部に主権尊重・相互不可侵を内容とする「平和五原則」を提起した。しかしその後、ハンガリーからのソ連軍撤退に反対し、介入を支持する方向へと転換した。従来の研究では、この中国の政策転換を、ハンガリー動乱の拡大とそれに伴うハンガリーの社会主義体制の破壊（社会主義陣営の離脱）に対する警戒として説明した。しかし、政策転換のプロセスに、中国指導部は深刻な矛盾に直面し、苦渋の判断が迫られたものの、先行研究はこの点を十分に説明していない。本研究では、1956 年の冷戦史の特徴と、中国の国内政治との関連性から、中国の対外行動に内包された矛盾およびジレンマを解明する。そのうえで、ハンガリー 1956 年事件における中国の役割を検討する。

はじめに¹

1956 年のハンガリー事件（ハンガリー動乱、または、ハンガリー革命）は、旧ソ連が武力でハンガリーに大規模な武力侵攻を行い、多数の死傷者と難民が出た冷戦史上の大惨事である。旧ソ連の軍事介入は主権尊重・相互不可侵の原則を著しく踏みにじり、当時の社会主義国家間関係に大きな影を落とし、1968 年チェコスロバキアの「プラハの春」が武力介入された際にブレジネフ書記長が唱えた「ブレジネフ・ドクトリン」（制限主

権論）の前史となった。また、2022 年 2 月末にロシア軍によるウクライナを侵攻という極めて衝撃的な国際紛争が勃発した。それをきっかけに、ハンガリー事件をはじめとする旧ソ連圏の国際紛争の解明の意義はさらに高まったと考えられる。本論文は、ハンガリー事件に関する史料と研究を精査することにより、事件における中国の対外行動を再考することを目的とする。

ハンガリー事件は錯綜する冷戦情勢の中で起きた。スターリンの死去、第二十回ソ連共産党大会

キーワード：

ハンガリー動乱、中国、平和五原則、介入、ジレンマ

の「スターリン批判」と、ポーランド危機とスエズ危機といった複雑な背景がある。冷戦後、ハンガリー事件の史料が発掘・公開される中、ハンガリー事件に関する研究が盛んに行われた、その中で、中国の関与も論点となった。一般的には、ハンガリーのワルシャワ条約機構の脱退と中立化がソ連軍の介入の原因と認識されてきたが²、ハンガリー事件と中国というテーマはハンガリー事件と北東アジアとの関連性も示した。

1956年10月23日にハンガリーでは大規模なデモが起きた。本論で詳細に分析するように、その日に、劉少奇と鄧小平が率いる中国共産党の代表団がモスクワに派遣され、10月31日に帰国するまでの9日間にわたり、北京にいる毛沢東と連絡を取りながら、ソ連指導部に政策提言を行った。中国側は当初、ソ連指導部に主権尊重・相互不可侵を内容とする「平和五原則」³を提起した。しかしその後、ハンガリーからのソ連軍撤退に反対し、介入を支持する方向へと転換した。

中国の関与と政策転換について、冷戦研究や中国政治外交史研究において活発な議論がなされた。しかし、中国の対外政策は刻々と変化しており、相互不可侵を主張しつつも、その後はソ連軍の侵攻を容認したというプロセスに大きなジレンマが反映されていたにもかかわらず、先行研究のそれに対する説明は不十分である。その結果、冷戦史研究の重要な論点であるハンガリー事件における中国の役割を過大評価・過小評価してしまい、当時中国の対外行動を十分に説明できなくなる懸念がある。そこで、本論文では、1956年の冷戦史の背景を踏まえ、ハンガリー事件における中国の対外行動に内包されたジレンマを分析することとする。

1. 史料の状況と研究史

冷戦後、ハンガリー事件に関する史料が多数公開され、ハンガリー語、ロシア語、英語、中国語を含め、その史料は多言語に互る。1992年11月、ロ

シア大統領エリツインがハンガリーを訪問し、ハンガリー事件に関する一部の史料をハンガリー側に渡した経緯があり、1993年、ハンガリー人歴史家 Rainer M. János らは、『エリツイン書簡——1956年についてのソ連史料集』を出版した⁴。さらに、1996年、Rainer とロシア人研究者 Vyacheslav Sereda は共著、『クレムリンでの決定、1956年』を出版し、ソ連共産党中央委員会幹部会の記録（マリン・ノート、Malin Notes、以下、「ソ連幹部会」と略記する）を公開した。その後、1996年、歴史家 Mark Kramer はウィルソンセンター（Wilson Center）の機関紙にマリン・ノートの英訳を発表した。1998年、ロシア科学アカデミースラブ研究所（Российская академия наук, Институт славяноведения）、ハンガリー科学アカデミー歴史学研究所（A Magyar Tudományos Akadémia Történettudományi Intézet）、ロシア連邦大統領アーカイブ（Архив Президента Российской Федерации）、ロシア連邦アーカイブ（Федеральная архивная служба Российской Федерации）、現代文書保存センター（Центр хранения современной документации）、ロシア連邦外交アーカイブ（Архив внешней политики Российской федерации）が『ソビエト連邦と1956年のハンガリー動乱に関する史料集』を共同で出版した。また、中国人歴史家の沈志華は、大量なロシア語史料を中国語に訳し、『ロシア極秘文書』を編集した。さらに、英訳の史料は公刊史料集と Wilson Center Digital Archive に収録されている⁵。

ハンガリー事件に関与した中国に関する史料のうち、モスクワに派遣された中国代表団（劉少奇、鄧小平ら）とソ連の指導者とのやり取りに関するものとして、マリン・ノート（上記、ロシア語、ハンガリー語、中国語）が挙げられる。また、中国側の関連資料としては、『毛沢東年譜』、『毛沢東伝』、中国共産党代表団のロシア語通訳（師哲）や、新華社社長（呉冷西）の回想録などが挙げら

れる。しかし、中国幹部会（中国共産党中央委員会政治局常務委員会、以下、「中国幹部会」と略記する）の一次史料は未だに開示されていない。また、中国外交部の史料については、中国の研究者（沈志華、朱丹丹 [Zhu Dandan] ら）によってそれぞれの著書（沈、2013；Zhu, 2013）に引用されたものの、筆者が2016年12月に中国外交部資料室を訪ねた時点では、それらの史料はすでに閲覧できなくなった。このように中国で史料は2000年代に一度公開されたが、その後、非公開となった。或いは、特定の権限がないと閲覧できなくなっていた。ただし、中国外交部の史料の刊行史料としては、ハンガリー研究者 Vámos Péter が編纂したハンガリー語の史料集と、ウィルソンセンターのデジタルアーカイブに収録された英語の史料が存在する。これらの史料を活用したことが本研究の一つの特徴である。

ハンガリー事件の史料の公開とともにまず欧米で研究が盛んに行われたが、代表的には Rainer M. János、Békés Csaba、Johanna Granville 等の研究が挙げられる（Rainer, 1996; Bekes, 1997, 2006; Granville, 1997, 2001, 2004）。ただし、これらの研究では中国の関与について十分に議論されていない。しかし、アジアでは中国がソ連幹部会に参加したのは異例なこととして（小林、2013、p.214）、その関与と役割は中国研究、ロシア・東欧研究、冷戦研究で幅広く論じられて論争となった。日本語文献では、羽場（2002；2007）がエリツイン書簡を分析し、武力介入に関するソ連と社会主義諸国との合意に中国が関わったと論じた（羽場、2002、pp. 52-53）。石井（2004）は、「宮本信生説」、「呉冷西説」、「毛沢東伝」の記述を紹介し、中国の役割をめぐる見解の違いを分析した（石井、2004、pp.3-12）。金（2020）は主にソ連幹部会の史料を分析し、政策決定過程の相談役としての中国がイデオロギー的な立場から介入を支持したと論じた（金、2020、pp.207-208）。

中国語文献では、胡（2004）が、スエズ危機

のハンガリー事件に対する影響を強調し、介入における中国の役割は小さかったと論じた（胡、2004、pp.247-250）。それに対し、沈（2013）は、第二次介入においてソ連の決定は中国の意見に「導かれた（中国語：主導）」とし、中国の「主導的役割」を主張した（沈、2013、p.226）。

英語文献では、Chen（2001）と Zhu（2013）は主に中ソ関係の文脈でハンガリー事件における中ソ関係の駆け引きと、ハンガリー事件が中国に与えた影響（反右派闘争のはじまり）を分析した。Vámos（2006）は中国外交部の史料を分析し、介入における中国の役割を重視していない。杜（2017）はポーランド事件とハンガリー事件に関する中国の対外政策を比較し、その対外政策の原因を中国の国内政治の変化として分析した。

2. 本研究の特徴

先行研究は武力介入における中国の役割について論争を繰り広げた。つまり、中国が当初、ソ連の「大国ショーヴィニズム」を批判して平和五原則を主張し、のちにハンガリー動乱の拡大によって武力介入の支持へ政策転換を行った経緯については諸説ある。中国指導部はなぜハンガリー事件当初平和五原則を主張しながら結局武力介入を支持したかについて、多くの研究は中国が社会主義陣営の秩序（ソ連が中心となる秩序）を平和五原則で再構築を試みながら、ハンガリー動乱の拡大とそれに伴うハンガリーの社会主義体制の破壊（社会主義陣営の離脱）に警戒して最終的に介入を支持したと説明した（沈、2013、p.225；Zhu, 2013, p179；金、2020、p.208）。

当時のソ連圏の混乱とハンガリー情勢の混迷化からみれば、中国の決定に対する以上の説明は一定の妥当性があると考えられる。しかし、政策形成において、言い換えれば、平和五原則の理念とその理念と乖離する武力介入を検討せねばならぬ現実との齟齬が生じた際に、中国指導部はジレンマに直面し、苦渋の判断を迫られたにもかかわらず

ず、先行研究はこの点を十分に説明していない⁶。例えば、沈（2013）は中国がハンガリーの「社会主義の道に乖離するすべての動きを断固排斥し、打撃する」（沈、2013、p.225）と説明するが、これは中国の決定に対する解釈を単純化する恐れがあると考えられる。

なぜなら、『人民日報』や外交関係者の回想録、新華社通信の記事などの資料からみれば、ハンガリーのデモとそれに先立って起こったポーランドの改革と危機について中国指導部は当初必ずしも完全に否定したわけではなかったからである。中国側は当初ポーランドとハンガリーの改革に対して一定の評価と理解を示し、相互不可侵を意味する平和五原則をソ連に提案した。このような背景のもと、ハンガリーのデモが拡大して共産党政権が脅かされた際に、中国はソ連軍の介入による共産党政権の存続と平和五原則の堅持の間で苦慮した。これが中国のジレンマである。つまり、中国は必ずしも「断固」介入を支持したわけではなかったのである。

また、「グローバル冷戦史」（ウェスタッド）の視点からみれば、ハンガリー事件における中国の役割を検討する際に中国の対外政策のジレンマを明らかにする必要がある。なぜなら、スターリン死後、社会主義陣営、特に中国がハンガリーの社会主義体制の維持と改革の間で模索していた時期があり（ウェスタッド、2020、p.333）、この時期は、米ソ冷戦の挟撃にあった地域が米ソ冷戦体制に反発し、中国も東欧諸国もソ連のモデルに準拠しつつも独自の動きを見せたからである。この点からみても、中国が断固ハンガリーへの介入を容認したと示唆する解釈はやはり十分ではないと考えられる。だからこそ中国の対外政策に関する史料を精査して再考する必要があるのである。

3. ハンガリー事件に中国が関与するまでの背景

ハンガリー事件に中国が関与するまでの背景と

して、まずはスターリン死後における東西冷戦の変化があった。1953年、スターリンが死去した。その結果、ソ連の対外政策においては、東側諸国との関係が強まり、西側諸国との「平和共存」が図られるようになった（マクソン、2018、pp.82-83）。1953年5月にソ連は対中援助を七倍に増やし、1954年にフルシチョフが訪中し、旅順・大連のソ連軍駐留を含む中ソの「不平等」な関係が撤回された（ウェスタッド、2010、p.74；小林、2013、pp.197-198）。1955年、フルシチョフはベオグラードを訪問し、ソ連とユーゴスラヴィアの和解が実現された（荻野、2004、p.14）。同年、NATOに対抗してワルシャワ条約機構が創設されたものの、オーストリアの中立が実現された。また、ジュネーブで東西首脳会談が開かれ、「東西両陣営ともに戦争によって現状を覆す考えはない」ことが確認された（マクソン、2018、pp.82-83）。1956年10月19日、ハンガリー事件の直前に、日本とソ連の間では「日ソ共同宣言」が署名された（松本、2019、pp.255-259）。

東側諸国では、スターリンの死に伴い、国内の改革が行われた。ソ連では、複数の政治指導者が政策決定をする、「集団指導体制」が導入された（金、2020、pp.208-209）。また、1956年2月の第20回共産党大会では、いわゆる「スターリン批判」の秘密報告が行われ、東側諸国と中国に大きな影響を与えた。中国指導部では、「十大関係論」と「百花齊放、百家争鳴」など、工業、農業、軽工業のバランスの調整による人民生活水準の向上と、知識人の言論の自由を内容とする「上からの自由化」（毛里、2012、pp.30-31）、「中国独自の発展の道」（小林、2012、p.203）が展開されることとなった。一方、「スターリン批判」によって社会主義体制が動揺することのないように、毛沢東はスターリンの権威を維持させようとした。1956年4月5日、何回も毛沢東に添削された「プロレタリア独裁の歴史経験について」が党機関紙『人民日報』で掲載された。スターリンの誤りを

指摘しつつも、その功績をレーニン主義の継承と社会主義建設の成果として高く評価していた⁷。

さらに、この時期は反植民地主義の高揚と自主独立の動きが躍動する時代であった。1955年4月のアジア・アフリカ会議では、中国が提起した自主独立を基礎とした平和五原則が、アジア・アフリカの原則となった（毛里、2018、p.21）。こうした機運の中で、中国では、「スターリン批判」は社会主義陣営諸国の立場を顧みずに行われたとし、毛沢東らは陣営を揺るがしかねないとして、ソ連の行動を「大国ショーヴィニズム」と解釈して不満を抱き始めた（呉冷西回想録、pp.1-6；Vamos 2006, p18）。また、1956年は9月、ユーゴスラヴィア代表団と会談するときに、毛沢東は「歴史の教訓を吸収し、大国ショーヴィニズムに反対する」として、ソ連（スターリン）が中国革命に干渉した歴史（特に、ソ連共産党が中国でスターリン主義の代理人（王明ら）を派遣し、中国共産党に意見を押し付けたこと）を振り返り、ソ連の「大国ショーヴィニズム」を批判した（『毛沢東外交文選』、pp.252 - 254）。また、中東ではスエズ運河をめぐるエジプトと英仏の関係が緊張した。

東欧諸国では、「スターリン批判」をきっかけに、ポーランドでは6月、ポズナンの労働者は賃金の引き上げや、民主主義と宗教の自由、共産党の打倒などを求め、暴動を起こした（Machcewicz, 2009, pp.91-104）。これは鎮圧されたが、ポーランド統一労働者党指導部では危機感が高まり、スターリン時代に失脚した改革派のゴムウカの復帰が可能となると同時に、スターリン時代にポーランド国防相に任命され、ポズナン暴動を鎮圧したソ連元帥のロコソフスキーが排除された。これに対し、ソ連指導部はポーランドの社会主義陣営離脱を危惧し、フルシチョフらが急遽ワルシャワに行き、ゴムウカと交渉を試みた。それと同時にソ連軍がポーランドに介入する寸前という緊張関係となった（Persak, 2006, pp.1289-1297）。

4. ポーランド事件への中国の対応

ソ連・ポーランド間の緊張関係が続く中、ソ連指導部は10月18日から21日にかけて、ポーランドの状況を東欧諸国と中国に連絡した⁸。

中国では、ポズナン暴動の後のポーランドの情勢が注目された。『人民日報』でポーランドの動向が連日報道された。まず、ポズナン暴動に対するポーランド統一労働者党当局が行った分析「一つは労働者の不満と動揺であり、もう一つは人民政府に反対する敵対行為である。（中略）ポーランド労働者のストライキという苦痛のある現実を認めなければならない」が『人民日報』に掲載された⁹。そして、7月24日に開かれたポーランド統一労働者党の中央総会について、『人民日報』では、経済バランスの調整や人民の生活水準の向上などの方針が評価される記事が掲載された。代表的な記事としては、「（ポーランド統一労働者党中央総会にて）ツイランキェヴィチは新たな五年計画を報告した（基本的任務は工農業の生産を発展させ、市町村の労働者の生活水準を大いに高めるものであった）」（7月29日）、「（国際経済協力を発展させ、人民の生活水準を改善した）ポーランドは長期的な経済発展計画を作る準備をした」（10月12日）、「ポーランドは全力で人民の福祉を向上させる」（10月16日）などが挙げられる¹⁰。

こうした中、10月19日、ソ連指導部はポーランドが社会主義陣営を離脱する恐れがあると中国側に連絡した（『毛沢東年譜（1949 - 1976）第三巻』、p.14）。21日、ソ連幹部会ではポーランドに武力介入をしないことが決定され¹¹、中国に代表団のソ連派遣を要請した¹²。毛沢東は20日から22日にかけて幹部会を開催し、ソ連とポーランドの緊張関係を議論した結果、ソ連の「大国ショーヴィニズム」を批判し、ポーランドとソ連の関係を調停することが決定された（呉冷西回想録、pp.27-29）。また、劉少奇、鄧小平が率いる代表団をモスクワに派遣することが決まった。22日夜、毛沢東がソ連大使に、ポーランド

の社会主義陣営脱退の可能性を否定し、武力介入に反対する旨を伝えた（『毛沢東年譜、第三巻』、pp.14-16。呉冷西回想録、pp. 22-29）。

中国側はなぜこのような判断をしたのか。劉彦順（当時はポーランド留学中、のち、外交官、駐ポーランド大使）と呉冷西の回想録によれば、当時、ポーランドの情勢をめぐり、駐ポーランド中国大使館と新華社記者の間で論争があった。10月21日、大使館党委員会の殆どのメンバーはポーランドの反ソ感情の高まりとして、ポーランドがワルシャワ条約機構を脱退すると主張した。それに対し、新華社の謝文清記者はポーランド国内の反ソ感情を指摘しつつ、その改革は社会主義体制のもとでポーランド人民の要求にこたえたと評価し、ポーランドが社会主義陣営を離脱する可能性を否定した。22日、王柄南大使は二つの意見を外交部と党中央に報告した。23日と25日に外交部と新華社本社がポーランド大使館と新華社ワルシャワ支社に、「謝の意見は正しい。大使館の分析に客観性が必要だ」という内容の電文を送った（劉彦順回想録、pp. 124 - 132；呉冷西回想録、p.23）。

このように、中国指導部はポーランド統一労働者党がボズナン暴動を鎮圧して共産党体制を保全し、人民の生活水準の向上に対する要求に答えるために改革を行っていると認識したため、ポーランドが社会主義陣営から脱退しないと判断したと考えられる。従って、ポーランドの正当な改革に対するソ連の干渉は「大国ショーヴィニズム」であるが故に、武力介入に反対する決定がなされたと考えられる。

5. ハンガリー事件の第一次介入と中国の「調停」

10月23日に、劉少奇、鄧小平らはモスクワに着き、フルシチョフと会談し、ポーランドに武力介入をしないことを支持した（師哲回想録、p.13）。同日、ハンガリーの民衆は、ポーランドを支持し、

スターリン主義者とされたラーコシー派（ゲレー等）の追放を求め、ソ連との平等な関係と自由を掲げたデモを開始した（アンダーソン、2006、pp.80-83）。23日のソ連幹部会では、ソ連軍の介入（第一次介入）が決定されたと同時に、ハンガリー当局の力で事態を取めると主張したミコヤンと、スースロフがハンガリーに派遣された¹³。第一次介入において、中国は関わっていなかった（師哲回想録、p.13；沈、2013、pp.209-210；金、2020、pp.184-187）。

24日、ソ連軍が介入すると同時に、東欧諸国とソ連の間で会議が開かれ、フルシチョフは事態の原因が生活水準に対する人民の不満にあると主張し、ハンガリー当局の対応を評価した¹⁴。その後、ソ連指導部と中国代表団との間で会談が行われた。劉少奇は、1)「社会主義陣営はソ連が中心であり、いくつかの中心があるわけではない」、2)「ソ連はスターリン時代に、大国ショーヴィニズム、大国民族主義の誤りを犯したことによって、社会主義国家間の関係はこのように不正常的状態になっている。ポーランド事件、ハンガリー事件の根本的原因はそこにあると考えられる」と述べ、「大国ショーヴィニズム」を是正する要望を伝えた¹⁵。このように、中国はソ連の立場を支持しながらも、「大国ショーヴィニズム」の是正をソ連に提案したのである。そして、劉少奇の観点にフルシチョフは賛成した¹⁶。

ソ連軍は10月24日未明にブダペストに入った。正午、改革派の前首相ナジはラジオを通じて戦闘停止の呼びかけをしたが、情勢がそれによって沈静化されたわけではなく、秘密警察、ソ連軍とデモ隊との衝突が繰り返されていた¹⁷。27日、ハンガリーでは新政府が成立した（ナジ内閣）。この過程では、ソ連幹部会では意見が分かれた。ミコヤンはハンガリー人による事態打開を支持し、ハンガリーの新政府を支持する用意があった¹⁸。一方、動乱を鎮圧する意見もあった（モロトフ、カガノヴィッチら）。だが、28日に、フルシチョ

フは新政府の支持と停戦の宣言、ブダペストからのソ連軍撤退を提案した¹⁹。

中国の関与について、10月24日午後、中国外交部は、事件の性格を結論づけることに慎重であるべきだ、「主観的」、「表面的」な分析報告を避けるべく、社会主義陣営各国と連絡する際に意見の表明も避けるべきだと、ハンガリーの中国大使館に連絡した²⁰。そして、ハンガリー駐在中国大使館の返信では、10月24日からスターリン銅像が破壊され、ラジオ局と党機関紙編集部が占拠され、一部の大学生が武装化しているなどといった情報に基づき、ハンガリーの情勢について「反ソデモは既に反革命反乱に転じた」と報告した（この電文は10月26日に北京に届いた）²¹。

ナジ内閣が成立した後、『人民日報』では、新華社通信の電文が引用された。例えば、「（新華社プラハ28日電文）27日に、ハンガリー人民共和国政府の人事が決定された。新政府が成立した。（中略）新政府はイムレ・ナジが署名した初めての法令を發布し、政府社会供給委員会を設立して住民の食料の供給を保障した」²²。ハンガリーでは動乱が起きたとはいえ、ナジがゴムウカのように国内情勢を安定させると中国指導部が期待していたという指摘もあり（Zhu, 2013, p162）、当初、ナジ内閣に対する評価は必ずしもネガティブではなかった。むしろ、当時、ハンガリーの情勢に対する中国の見方はミコヤンの立場に近かったといえる。

そして、10月25日夜11時半に、中国幹部会では、社会主義の改革とソ連との友好関係が主旨となったゴムウカの講話を發表することが検討された（『毛沢東年譜、第三巻』、p.17）。ただ、10月26日のソ連幹部会では、中国代表団（劉少奇）はロコソフスキーの解任に対して懸念を示した²³。だが、27日にゴムウカの講話が『人民日報』の国際紙面の二面にわたって掲載され²⁴、29日夜、北京にいた毛沢東は劉少奇に「ソ連に他の社会主義国家に対して政治と経済の平等を与えて欲し

い。もっと自由を与えるべきだ。そして、各国に駐屯するソ連軍も撤収させ、これらの国家に自主独立を与えよう」と電話で話した（『毛沢東年譜、第三巻』、p.18）。そして、劉少奇はフルシチョフに平和五原則を提案した（石井、2004、p.10；金、2020、pp.200-201）。このように、ポーランドとハンガリーの情勢はまだ不安定が続く中、中国は平和五原則をもって調停する試みが行われたのである。

30日のソ連幹部会では、中国の平和五原則の提案に対する反論が出たが（特にブルガーニン、モロトフによる指摘）²⁵、同日、ソ連が公表した「ソ連と他の社会主義諸国間の友好及び協力の発展と強化の基礎に関するソ連連邦政府宣言」（「宣言」）では、「国家間の相互関係は完全に平等であり、領土、独立と主権の尊重、内政不干渉の原則がその基礎でなければならない」、「ハンガリー事件は、ハンガリーの労働者は経済建設の分野における深刻な欠陥を是正し、人民の生活水準を上げる必要があるという問題を適切に提起したということを示している」²⁶という文言が盛り込まれた。

6. ハンガリー事件への第二次介入と中国

10月28日にソ連幹部会では撤退の用意があったが、ハンガリーでの民衆蜂起はいっそう激しくなった（アンダーソン、2006、pp.128-129）。29日のKGB議長セーロブの報告と30日のミコヤンとスースロフのレポートでは、いずれもハンガリー各地の動乱の拡大・過激化とハンガリー当局の無力が報告された²⁷。それにもかかわらず、30日の「宣言」で撤退が公表され、ソ連軍は31日にブダペストからの撤退を完了した²⁸。

一方、これまで「大国ショーヴィニズム批判」と「平和五原則」を訴えてきた中国代表団は難しい判断に迫られた。師哲によると、ハンガリーのこの状況は代表団にとって意外なものであり、驚いた（師哲回想録、p.16）。また、ハンガリーでは共産党の組織機構が瓦解し、各地で共産党員が

惨殺された（絞首、生き埋め、火あぶり）という情報が代表団と指導部に入った。そして、代表団は二つの案、すなわち、1) ソ連軍により動乱を鎮める、2) ソ連軍が撤退する、を考案し、どちらをソ連に提案するかについて、一日かけて議論しても決断ができなかった。そこで、劉少奇は代表団の議論の状況を北京にいる毛沢東に報告した。毛沢東はソ連軍の撤退に賛成せず、武力介入の必要性を説きつつ、二案をソ連に提案し、もし武力介入するなら、「人民がはっきりと反革命を認識した頃がよい」という指示を出した（『毛沢東伝（上）』、pp.604-605；師哲回想録、p.16；呉冷西回想録、pp.33-34、石井、2010、p46；沈、2013、pp.217-218）。

しかし、ポーランドの情勢と違い、ハンガリーの動乱は明らかに共産党政権を転覆する勢いがあり、中国はソ連軍の介入をすぐに提案してもおかしくない状況であったにもかかわらず、代表団は「一日かけて」議論しても結論が出ず、毛沢東は二案を検討させ、武力介入に慎重になった。これはなぜか。

それは、確かにハンガリーでは動乱が起きたが、中国は東欧の変革の必要性を無視することができなかったからである。ポーランドの改革についておおむね肯定的であった。また、ハンガリー人民の正当な要求と、ラーコシやゲレー時代の政治を刷新する必要性があったことについては、中国側も認識していた。『人民日報』では、ハンガリー事件における人民の要求は「人民の生活水準を改善する」、「社会主義民主、独立、平和」と報道された²⁹。そのうえで、社会主義国家間関係に対して平和五原則が提案されたと考えられる。一方、武力介入をすれば動乱が鎮圧できるが、ポーランドやユーゴスラヴィアに衝撃を与え、ハンガリー人民の正当な要求も潰すことになる。それに、『人民日報』では、エジプト、アルジェリア、ヨルダンなどについて「反植民地主義」キャンペーンが行われており、英仏の「植民地主義」を批判して

いた³⁰。ソ連軍の介入は、西側諸国当局はもちろん、下手をすれば、西側諸国の共産党、第三世界の国々に批判される可能性があった。このように、中国指導部は自主独立という平和五原則の堅持とハンガリーの共産党政権の保全のジレンマに直面したのである。

とはいえ、現存の資料では中国側がソ連軍による武力介入を提言したことが検証できない。ソ連側の史料（マリン・ノート）ではハンガリーでの動乱拡大はナジに対する中国の評価を動揺させたことがまず記された。30日のソ連幹部会で劉少奇らは、「ハンガリーはわれわれの陣営から離脱する可能性があるか。ナジは何者か。彼を信頼することができるかどうか」と懸念を示した³¹。中国側の回想録では劉少奇は、「ハンガリーの情勢について、救う機会はまだあるのではないか。このまま放棄してはならない」と述べ、鄧小平は、「まずは政権を掌握しなければならない。政権が敵の手に落ちてはならない。ソ連軍を元の位置に戻すべく、人民政権を維持しなければならない」と主張した（師哲回想録、p.16）。また、マリン・ノートでは劉少奇の意見は「中国共産党中央委員会の立場として、軍隊はハンガリーとブダペストに駐留すべきである」と記されている³²。つまり、中国側はソ連軍の撤退による動乱の拡大とそれに伴うハンガリーの共産党政権の崩壊と社会主義陣営からの離脱を危惧し、ソ連軍の第一次介入の維持を提案したと考えられる。ただし、これは動乱を鎮圧するためにハンガリーにさらなるソ連軍の介入を要請したことを意味するかどうかは現存の史料では検証の限界があると言わざるを得ない。

中国の提案に対してソ連側は当初、軍の撤退を継続する意思を示した³³。しかし、10月31日にソ連幹部会でハンガリーへの介入（第二次介入）が決定された³⁴。ソ連が武力介入を最終的に決定した背景としてスエズ危機の勃発、ハンガリー動乱の拡大、中国の関与など複数の要因が挙げられる（Békes, Byrne, Rainer, 2002, p.210）。しかし、

現存の史料では中国の提言が介入を要請することを意味するか否かは検証できない以上、中国の関与は決定的な要因なのかどうかは断定できない。ただし、10月31日にソ連幹部会の全員が空港で劉少奇たちと会談し、介入について中国代表団の同意を得た後、彼らの帰国を見送ったという経緯は中国の関与が介入にとって重要であったことを示唆している³⁵。

なぜ中国は最終的に武力介入に同意したのか。一つには、スターリン死後の中ソ協力関係の強化からみれば、ソ連が介入を決定した以上、中国にソ連の介入決定を支持する必要があることが挙げられる。これについて、CIAは極秘報告のなかで、「中国は東欧諸国に同情したが、ソ連との関係に被害を及ぼしたくない」と分析した。ちなみに、当報告書は、2005年2月14日に解禁されたにもかかわらず、CIAによる当時の中国分析の多くは塗りつぶされたままであり³⁶、当時の中国が置かれた立場の難しさを示している。いまひとつは、ハンガリーにおいて動乱の全面拡大、共産党の組織機構への攻撃や共産党員の殺害が起こったにもかかわらず、ナジ内閣が情勢を鎮めることに無力であったことが挙げられる。これを受け、ナジ内閣に対する中国の期待はなくなり、ソ連の武力介入の決定を支持したと考えられる。

一方、11月1日に『人民日報』で「宣言」の全文の中国語訳が公表され、11月2日の『人民日報』で「宣言」に対する中国政府の声明が掲載された³⁷。声明は「大国ショーヴィニズム」を批判し、ポーランドとハンガリーの人民が「民主、独立と平和及び平等、福祉厚生」を要求することを支持した。中国は中ソ同盟を考慮し、動乱拡大の事態を受けてやむを得ずソ連軍の介入を支持したものの、東欧の改革の必要性への認識は変わっていなかった。11月4日、毛沢東は「ハンガリーでは、従来のやり方ではだめだ。ハンガリーの同志たちが新しいやり方を模索しなければならない」とハンガリーの情勢を語った（『毛沢東年譜、

第三巻』、p.23）。

しかし、介入を支持する中国の意見は巧妙にソ連側に利用された。11月1日、ミコヤンがブダペストからソ連に戻り、幹部会で介入に反対してソ連軍撤退の交渉とナジ政権の継続支持を主張した。しかし、ブルガーニンが10月31日の決定と中国代表との会談の内容を紹介し、カガノヴィッチは、「中国人たちはわれわれが撤兵すべきではないと言っていた。客観的に見れば、これは極めて過激な動乱だ。共産党はもはや存在していない。われわれは待つことができない」と反論した。やがて、ミコヤンは「もしハンガリーが帝国主義の陣営に入るなら、問題は別だ。（中略）まだ三日間考える時間がある」と言い、軍介入の必要性を認めた³⁸。

11月2日に、フルシチョフはハンガリーへの介入を説明するために、自らユーゴスラヴィアのブリオニ島に行ってチトーと会談した。当時のユーゴスラヴィア外交官であったヴェリコ・ミチューノヴィチは「毛沢東はハンガリーへの介入に完全に同意した。（中略）ロシア側が中国を味方に誘いこもうと努力したことはわかる」（『モスクワ日記 1956 - 1958』、pp.124-130）と回想した。1956年はユーゴが、ソ連や社会主義陣営諸国との関係を回復した時期であっただけに、衛星国への大規模な武力介入は、再び関係を冷え込ませることになりかねず、フルシチョフも慎重な判断を重ねたといえる。また、冷戦がグローバル化する中、特に非同盟主義諸国の動きが重要となり、ユーゴも中国もその一角を占めており、「第三世界」とのつながりが強かった（Gaddis, 2015, pp.125-126）。そこで、介入は中国と相談した結果というフルシチョフの説明は、スターリン時代を彷彿させる印象を払拭し、ユーゴとの関係悪化を防ぐことに意味があったと考えられる。

10月31日に介入の方針を決めたのはソ連であったが、ソ連指導部は介入に向け、指導部内部と東欧圏の共産党の合意を得る必要があった。第

一に、介入への反対意見（特にミコヤン）を論破しなければならなかった。ちなみに、この点について Zhu (2013) はミコヤンの意見が少数派であったと指摘している (Zhu, 2013, p.175)。しかし、ミコヤンの意見は不介入への最後の努力であったと見なすこともできる。その意味で、ミコヤンが論破された意義は大きかったと考えられる。第二に、介入に反対しうるユーゴを説得する必要があった。その際に、中国の意見は重要であった。中国の意見は、ソ連による介入を早急にかつ徹底的に実施させるように働かせたと考えられる。結局、11月4日、ソ連軍はハンガリーに大規模な介入を行った。

総括

本論文では、1956年のハンガリー事件における中国の関与、即ち、中国が平和五原則の提案から介入支持へと転換した過程を分析し、中国の対外行動のジレンマを明らかにしながら、ハンガリーへの武力介入という政策転換における中国の役割を検討した。

1956年10月、ポーランド事件とハンガリー事件が相次いで起こり、ポスト・スターリン時代のソ連はこの危機に対応する際に、社会主義陣営諸国との協力が不可欠であった。そして、中国はその重要な一翼を担った。中国が関与した背景にはスターリン時代以降の中ソ関係の変容はもちろん、1956年の中国の対外政策において「平和五原則」と「大国ショーヴィニズム批判」が打ち出されたという要因も見られた。ハンガリー事件の際に、ポーランドの改革を評価してポーランドへの不介入を支持した中国は、ソ連の「大国ショーヴィニズム」を批判して平和五原則を通じてソ連と東欧諸国との関係を調停した。

しかし、中国の調停に深刻なジレンマが内包されていたことはむしろハンガリー事件を通じて顕在化していった。スターリン批判以降、中国は共産党政権の刷新の必要性を認識し、東欧諸国で行

われた人民生活水準の向上のための改革に一定の理解を示して平和五原則を打ち出した。一方、共産党政権の権威を堅持する必要も強調された。そのため、平和五原則を提言しながらもなお、自主独立による共産党政権の崩壊を防ぐ必要があるというジレンマに陥った。その結果、ハンガリーの動乱が拡大するとともに中国は当初第一次介入のソ連軍の撤退に反対するという意見を提言したが、やがて中ソ関係を考慮してソ連軍介入を容認せざるをえなかった。最終的に中国の意見はソ連軍介入への反対意見を退け、第二次の大規模な武力介入が早急にかつ徹底的に実施される際に重要な役割を果たしたのである。また、ハンガリー事件はのちの中国政治外交に大きなインパクトを与えた。これについては将来改めて論じたい。

注

- 1 本稿は、2019年3月に青山学院大学国際政治経済学研究所に提出した博士（国際政治学）論文『ハンガリー事件における中国共産党の関与と役割』の一部に加筆・修正したものである。
- 2 例えば、Békés (2010) “East Central Europe, 1953-1956”, Kindle Version, Location 7967-7976/19972.
- 3 平和五原則とは、「①領土・主権の相互尊重、②相互不可侵、③相互内政不干渉、④平等互惠、⑤平和共存」といった五つの原則である（毛里、2018、p.21）。
- 4 エリツイン書簡の由来に関しては、羽場（2002、pp.52-53）を参照。
- 5 参考文献の「史料」を参照。
- 6 胡は中国の決定の矛盾を短く記述したが、その原因については分析されていない（胡、2004、p.247）。
- 7 「プロレタリアート独裁の歴史的経験について（關於無産階級專政的歴史経験）」の初稿は3月24日に完成され、4月2日から4日にかけて毛沢東をはじめとする中国共産党中央の指導者たちにより集中的に何度も修正された（『毛文稿』(6)、pp.59-67;『人民日報』4月5日、第一面）。
- 8 「ソ共中央主席団決議：派遣ソ共代表団赴波蘭」1956年10月18日、「ソ共中央主席団会議記録：關於處理波蘭問題的討論」1956年10月21日、「ソ共中央主席団決議：通過致中、捷、保、德各党中央電文」1956年10月21日（『俄羅斯解密檔案選編』第七卷、pp.58-60、63—64）。
- 9 「波蘭『人民論壇報』發表文章 对波茲南事件作出初

- 歩結論』『人民日報』1956年7月12日。
- 10 『人民日報』1956年7月29日、10月12日、10月16日。
- 11 「ソ共中央主席団会議記録：間於処理波蘭問題的討論」1956年10月21日（『俄羅斯解密檔案選編』第七卷、pp.61—62）。
- 12 「ソ共中央主席団決議：通過致中、捷、保、德各党中央電文」1956年10月21日（『俄羅斯解密檔案選編』第七卷、p.64）。
- 13 Протокольная запись заседания Презиума ЦК КПСС 23 октября 1956 г., (ソ連共産党中央委員会幹部会 1956年10月23日の記録) Советский Союз и венгерский кризис 1956 года. Документы. М.: РОССПЭН (以下、Документыと略記), 1998. – 863 с., С.356-357. 当該幹部会に対する分析は、金 (2020) を参照。
- 14 “October 24, 1956 Account of a Meeting at the CPSU CC, on the Situation in Poland and Hungary”, <http://digitalarchive.wilsoncenter.org/document/112196>, 2018年6月18日にアクセス
- 15 「ソ共中央主席団会議記録：与中共代表团討論波蘭和洪牙利問題」1956年10月24日『俄羅斯解密檔案選編』、第七卷、pp.67 – 68；師哲回想録、p.14；沈 (2013)、pp.197-198.
- 16 同上
- 17 *The 1956 Hungarian revolution: a history in documents*, XXXVII
- 18 “October 27, 1956 Telegram from Soviet Politburo members Mikoyan and Suslov reporting on the situation in Hungary”, <http://digitalarchive.wilsoncenter.org/document/111968>, 2021年5月17日にアクセス
- 19 Протокольная запись заседания Презиума ЦК КПСС 28 октября 1956 г., (ソ連幹部会 1956年10月28日の記録) Документы, С.432-439.
- 20 中国外交部史料、“Téma, Gyorsjelentés a magyar belpolitikai helyzetéről és a magyar pértvezetés helyzetéről (ハンガリー国内の政治情勢とハンガリー指導部の状況に関する状況、速報)”, *Kína mellettünk, Kína külügyi iratok Magyarországról*, 1956, pp.128-129.
- 21 “October 24, 1956 Cable from the Chinese Embassy in Hungary, ‘Summary of the Counterrevolutionary Rebellion taking place in the Hungarian Capital’ ,” <http://digitalarchive.wilsoncenter.org/document/119972>, 2021年5月17日にアクセス
- 22 「洪牙利新政府就職」、『人民日報』、1956年10月29日
- 23 Протокольная запись заседания Презиума ЦК КПСС 26 октября 1956 г. (ソ連幹部会 1956年10月26日の記録) Документы, С.411-413.
- 24 『人民日報』、1956年10月27日、第六、七面
- 25 Протокольная запись заседания Презиума ЦК КПСС 30 октября 1956 г., (ソ連幹部会 1956年10月30日の記録) Документы, 1998. – 863 с., С.457-462.
- 26 “Declaration by the Government of the USSR on the Principles of Development and Further Strengthening of Friendship and Cooperation Between the Soviet Union and Other Socialist States”, October 30, 1956. *The 1956 Hungarian revolution: a history in documents*, pp300-302
- 27 “Szerov jelentése Mikojanak és Szuszlovnak, Budapest, 1956. október 29 (1956年10月29日、ブダペストのミコヤンとスースロフへのセロフの報告)”, *A „JELCIN-DOSSZIÉ” Szovjet Dokumentumok 1956-ról*, p62. “Report from Politburo members Mikoyan and Suslov on the crisis in Hungary,” October 30, 1956, <http://digitalarchive.wilsoncenter.org/document/111972>, 2021年5月6日アクセス
- 28 *The 1956 Hungarian revolution: a history in documents*, XL
- 29 『人民日報』1956年10月27日、第五面。11月1日、第一面。
- 30 代表的には、『人民日報』1956年10月23日にアルジェリア、ヨルダン、エジプトに対する報道が挙げられる。
- 31 Протокольная запись заседания Презиума ЦК КПСС 30 октября 1956 г., (ソ連幹部会 1956年10月30日の記録) Документы, 1998. – 863 с., С.457-462.
- 32 同上
- 33 同上
- 34 Протокольная запись заседания Презиума ЦК КПСС 31 октября 1956 г., (ソ連幹部会 1956年10月31日の記録) Документы, pp479-481. 金 (2020) は吳冷西の回想録を引用し、31日に中国がソ連幹部会に出席したと述べたが、沈 (2013) は吳冷西の「記憶違い」として、31日に中国がソ連幹部会に参加したかどうかについて断定を避けている。
- 35 師哲回想録、p.17；『フルシチョフ回想録』、p.424. 中国代表団の帰国日に関し、沈は10月31日と主張したが (沈、2013、p.218)、金は11月1日と指摘した (金、2020、pp.205-206)。
- 36 *Current Intelligence Weekly Summary 1st Nov, 1956*, PartII, p12, <http://1956.osaarchivum.org/document/4460>, 2021年6月26日にアクセス
- 37 『人民日報』、1956年11月1日、11月2日；石井、2010、p.47.
- 38 Протокольная запись заседания Презиума ЦК КПСС 1 ноября 1956 г., (ソ連共産党中央委員会幹部会 1956年11月1日の記録) Документы, С.494-497.

参考文献

史料

Bak János, Békés Csaba, Gyurgyák János, Hegedűs B. András, Litván György, Rainer M. János, 1993, *A „JELCIN-DOSSZIÉ” Szovjet Dokumentumok 1956-ról*(エリツイン書簡——1956年についてのソ連史料集),

- A Századvég Kiadó (A „JELCIN-DOSSZIÉ” Szovjet Dokumentumok 1956-ról と略記)。
- Rainer M. János, Vyacheslav Sereda, 1996, *Döntés a Kremlben, 1956: a Szovjet pártelnökség vitái Magyarországról* (クレムリンでの決定、1956年) Budapest: 1956-os Intézet.
- Mark Kramer, 1996/1997, “New evidence on Soviet decision-making and the 1956 Polish and Hungarian crises”, Cold War international history project bulletin, Winter 1996/1997.
- E. D. Орехова, В. Т. Серeda, А. С. Стыкалин, 1998, Советский Союз и венгерский кризис 1956 года. Документы (ソビエト連邦と1956年のハンガリー動乱に関する史料集) М.: РОССПЭН, – 863 с. (Документы と略記)
- Csaba Békes, Malcolm Byrne, Rainer M. János; assistant editors, Jozsef Litkei, Gregory F. Domber, 2002, *The 1956 Hungarian revolution: a history in documents CEP Press (The 1956 Hungarian revolution: a history in documents* と略記)
- Vámos Péter, 2008, *Kína mellettünk, Kína külügyi iratok Magyarországról, 1956*, (中国はわれわれとともにいる。ハンガリーに関する中国の外交文書、1956) MTA Történettudomány Intézetében (*Kína mellettünk, Kína külügyi iratok Magyarországról*) と略記。
- 沈志華編、2015、『俄羅斯解密檔案選編』、第七卷、東方出版中心 (『俄羅斯解密檔案選編』 と略記)
- ウィルソンセンター・デジタルアーカイブ : <https://www.wilsoncenter.org/publication/chinese-foreign-ministry-documents-hungary-1956> 2021年4月28日にアクセス
- The daily briefings and weekly summaries prepared by the United States Central Intelligence Agency (CIA), Open Society Archives at Central European University, Budapest. [Electronic record], OSA 1956 Digital Archive (osaarchivum.org), 2021年11月19日にアクセス

資料・回想録

- ストローブ・タルボット編、1972、『フルシチョフ回想録』、タイムライフブックス編集部訳 (『フルシチョフ回想録』 と略記)
- ヴェリコ・ミチューノヴィチ著、1980、『モスクワ日記 1956 - 1958』、山崎那美子訳、恒文社
- 中共中央文献研究室、1990、『建国以来毛沢東文稿 (6)』、中央文献出版社 (『毛文稿』 (6) と略記。)
- 中共中央文献研究室、1994、『毛沢東外交文選』、中央文献出版社 (『毛沢東外交文選』 と略記)
- 師哲、1997、『波洪事件与劉少奇訪ソ』、中共中央党史研究室、中国中共党史学会、『百年潮』、1997 (2)、11-17頁 (師哲回想録と略記)
- 劉彦順、2008、『波蘭十月風暴』、世界知識出版社 (劉彦

順回想録と略記)

- 中共中央文献研究室編、逢先知、馮蕙編著、2013、『毛沢東年譜 (1949 - 1976) 第三卷』、中央文献出版社 (『毛沢東年譜』 と略記)
- 吳冷西、2014、『十年論戰』、中央文献出版社 (吳冷西回想録と略記)
- 『人民日報』

英語文献

- Bekes, Csaba, 1997, “The 1956 Hungarian revolution and the great powers,” *Journal of Communist Studies and Transition Politics*, Vol.13, No.2, pp.51-66.
- Bekes, Csaba, 2006, “The 1956 Hungarian Revolution and the Declaration of Neutrality,” *Cold War History*, Vol. 6, No.4, pp.477-500.
- Békés, Csaba, 2010, “East Central Europe, 1953-1956”, *The Cambridge History of the Cold War, Volume 1 Origins*, Edited by M.P. Leffler and O. A. Westad, Cambridge University Press, Kindle Version, Location 7967-7976/19972.
- Chen, Jian, 2001, “Beijing and the Polish and Hungarian Crises of 1956”, *Mao's China and the Cold War*, The University of North Carolina Press, pp145-162.
- Du, Shixin, 2017, “China's Foreign Policy in Polish Crisis and Hungarian Revolt”, *Aoyama journal of international studies* (4), pp.145-159.
- Gaddis, John Lewis, 2005, *The Cold War*, Penguin Books.
- Granville, Johanna, 1997, “In the line of fire: The Soviet crackdown on Hungary, 1956-57,” *Journal of Communist Studies and Transition Politics*, Vol.13, pp.67-107
- Granville, Johanna, 2001, “Hungarian and Polish Reactions to the Events of 1956: New Archival Evidence”, *Europe-Asia Studies*, Vo, 1.53, No.7, pp.1051-1076.
- Granville, Johanna, 2004, *The First Domino, International Decision Making during the Hungarian Crisis of 1956*, TEXAS A&M University Press, College Station.
- Persak, Krzysztof, 2006, “The Polish-Soviet Confrontation in 1956 and the Attempted Soviet Military Intervention in Poland” *Europe-Asia Studies*, Vol. 58, No. 8, pp1285-1310.
- Machcewicz, Pawel, 2009, *Rebellious Satellite*, Stanford University Press.
- Vamos, Peter, 2006, “Sino-Hungarian Relations and the 1956 Revolution”, *Cold War International History Project Working Paper#54*, pp.1-39.
- Zhu, Dandan, 2013, *1956: Mao's China and the*

Hungarian crisis, Cornell East Asia Series.

日本語文献

- アンディ・アンダーソン著、南塚信吾監訳、2006、『ハンガリー 1956』、現代思潮新社
- 石井明、2004、「中国共産党はハンガリー事件にどう関与したのか？」『国際社会科学』第 54 輯、1-12、2004、東京大学総合文化研究科国際社会学専攻、pp.1-12.
- 石井明、2010、「1950 年代の中国外交再考」、『現代中国研究』第 27 輯、pp.34-49.
- O.A. ウェスタッド著、益田実監訳、2020、『冷戦 ワールド・ヒストリー（上）』、岩波書店
- O.A. ウェスタッド著、佐々木雄太監訳、2010、『グローバル冷戦史 第三世界への介入と現代世界の形成』、名古屋大学出版会
- 荻野晃、2004、『冷戦期のハンガリー外交——ソ連・ユーゴスラヴィア間での自律性の模索』彩流社
- 金成浩、2020、「ハンガリー動乱とソ連外交：介入と撤退の政策決定過程」、『政策科学・国際関係論集』第 20 輯、pp.173-211.
- 小林弘二、2013、『グローバル化時代の中国現代史（1917 - 2005）——米ソとの協調と対決の軌跡』、筑摩書房
- 杜世鑫、2019、『ハンガリー事件における中国共産党の関与と役割』、博士（国際政治学）論文、青山学院大学
- 松本俊一、2019、『増補・日ソ国交回復秘録』、朝日新聞出版
- 毛里和子、2012、『現代中国政治』、名古屋大学出版会
- 毛里和子、2018、『現代中国外交』、岩波書店
- 羽場久美子、2002、「冷戦期のソ連・東欧関係の再検討——冷戦の起源から 56 年事件まで——」、『歴史評論』、No. 627、pp.45-57.
- 羽場久美子、2007、「ハンガリー 56 年事件と新史料、研究動向」、『ユーラシア研究』、東洋書店第 36 号、pp.72-74.
- ロバート・マクソン著、青野利彦監訳、2018、『冷戦史』、勁草書房

中国語文献

- 胡舶、2004、『冷戦陰影下の洪牙利事件：大国的応策与互動』、中国社会科学出版社
- 沈志華、2013、『处在十字路口的選擇』 広東人民出版社

The 1956 Hungarian Incident and China – The Involvement of China and The Dilemma of Independence –

DU, Shixin (Research Fellow, Institute for Global International Relations & Institute for Northeast Asian Future)

The 1956 Hungarian Incident (The 1956 Hungarian Revolution) was a catastrophe in the history of the Cold War, when the former Soviet Union used force to invade Hungary on a large scale, resulting in numerous casualties and refugees. The military intervention of the former Soviet Union markedly trampled the principle of respect for sovereignty and mutual inviolability, casting a great shadow on the socialist interstate relations in the Cold War

era. Also, at the end of February 2022, when a very shocking international conflict broke out in which Russian troops invaded Ukraine, it is conceived that research on international conflicts relating to the former Soviet Union, including the 1956 Hungarian Incident, has become more significant. This paper aims to reconsider China's foreign behavior in the 1956 Hungarian Incident by scrutinizing the historical sources and research.

在韓被爆者問題に対する韓国政府の初期認識

—韓国外交文書「韓国人原爆被害者救護（1968-1971）」をもとに—

鄭 美 香（長崎大学大学院多文化社会学研究科）

要 旨

本研究の目的は、韓国の外交文書「韓国人原爆被害者救護（1968-1971）」を第一次史料として使い、韓国政府が在韓被爆者をどのように認識したかを分析することである。外交文書の分析結果に基づき、在韓被爆者に対する政策的対応が放置されてきた理由を考察する。多くの先行研究において、在韓被爆者問題は日本政府の責任と補償に重点をおき、記憶と言説の次元で論じられてきた。それは、先行研究の資料が、主に在韓被爆者の実態調査と証言に基づいているからである。つまり、在韓被爆者問題の研究において基礎資料は非常に乏しいと言える。そのような点から、2002年から2019年まで公開された韓国外交文書「韓国人原爆被害者救護」（1968～1988）は、第一次史料として価値あるものである。しかし、管見の限り、この史料を用いた研究は少ない。ここでは上記の外交文書の中、最初に作成された「韓国人原爆被害者救護（1968-1971）」を用いて、在韓被爆者問題に対する韓国政府の初期認識を考察することを試みる。

はじめに

在韓被爆者¹に関する研究は、原爆被害の治療を求めて日本に密航し、逮捕された孫振斗（ソン・ジンドゥ）が、日本政府に対して被爆者健康手帳（以下、手帳）の交付を求めて訴訟を起こした裁判（孫振斗裁判）を契機に日本社会における在韓被爆者への関心が高まったことが背景にある。初期の研究は、朝鮮人被爆者の原爆被害を告発するとともに、人道主義と戦後補償問題の観点から、在韓被爆者支援を日本社会に呼びかけている点で共通している（鄭、2020、p.250）²。つまり、在韓被爆者支援運動（以下、支援運動）の高揚と歩調を合わせたものが多い。在韓被爆者の手記や証

言も日本で多数出版され、被爆体験記録の代表刊行物である『長崎の証言』や『ヒロシマ・ナガサキの証言』などにも掲載された³。孫振斗裁判の勝訴やその後続く様々な裁判闘争によって、在韓被爆者を含む在外被爆者が少しずつ日本の被爆者と同じような権利を獲得するなど、支援運動が一定の成果をあげてからは、より実証的で多様な観点から考察するものが登場する⁴。

しかし、多くの先行研究において在韓被爆者問題は、日本政府の責任と補償問題に重点をおき、記憶と言説の次元で論じられてきた。それは、先行研究の資料が、主に在韓被爆者の実態を告発するものや彼らの証言などに基づいているからであ

キーワード：

在韓被爆者、日韓請求権協定、孫貴達問題、在韓被爆者支援運動、反共主義

る。つまり、在韓被爆者問題の研究において基礎資料は非常に乏しいと言える。そのような点から、2002年から2019年まで公開された韓国外交文書「韓国人原爆被害者救護」(1968～1988)は、第一次史料として価値あるものである。しかし、管見の限り、この史料を用いた先行研究は、金丞垠の「제한원폭피해자 문제에 대한 한일 양국의 인식과 교섭태도 (1965～1980)：在韓原爆被害者問題に対する日韓両国の認識と交渉態度 (1965～1980)」(韓国語)と太田修の「二重の被害をめぐる政治—日韓外交樹立と在韓被爆者—」(日本語)しか見られない。

金は、1968年から1981年までの外交文書に基づき、日韓基本条約締結直後から渡日治療合意書締結までの12年間にわたる日韓両政府の交渉過程を検討した。そのうえで、「請求権協定」ですべての責任を回避する日本と、日本からの無償援助が、被爆者支援のための財源で縮小することを憂慮した韓国政府の消極的な態度によって、在韓被爆者への支援が限りなく遅延されざるをえなかった(金、2012、p.133)と述べた。金の研究は、孫振斗裁判を通して日韓両政府の対応がどのように変化したかを論じ、在韓被爆者問題を日韓外交関係から考察し、両政府の責任を明らかにした点で評価できる。太田は、1968年から1971年までの外交文書と「平岡敬関係文書⁵⁾」に基づき、在韓被爆者補償運動を植民地支配と戦争責任への問いという側面から考察し、日韓基本条約が植民地支配・戦争責任を問うものではなかったゆえに、在韓被爆者補償運動が始められた(太田、2015、

p.45)と述べた。

金と太田の研究は、請求権協定が有する法的限界を指摘し、植民地支配の責任から在韓被爆者問題を考察している点で共通する。しかし、「何故、在韓被爆者への支援が遅れたか」という問いに対して、請求権協定だけでは究明できない点がある。したがって、本稿では、上記の研究から一步踏み出し、2002年に公開された韓国の外交文書「韓国人原爆被害者救護 (1968-1971)⁶⁾」を第一次史料として積極的に用い、韓国政府が在韓被爆者問題をどのように認識したかを分析したい。そのうえで、外交文書の分析結果に基づき、在韓被爆者に対する韓国政府の政策的対応が放置されてきた理由を考察する。なぜなら、前述のとおり、在韓被爆者問題は今まで日本政府の責任と補償という枠組みから主に議論されてきたが、在韓被爆者が背負ってきた三重苦(植民地支配・原爆被害・放置)⁷⁾のうちの「放置」については、長年、在韓被爆者問題から目をそらしてきた韓国政府にもその責任を問う必要があると考えられるからである。また、被爆した時間と空間に固定せず、在韓被爆者の社会的苦痛をみつめることで、彼らの被爆経験をより広い観点から考察できるだろう。

1. 日韓請求権協定以降の韓国人被爆者

表1のとおり、広島と長崎で被爆した人の1割に該当する約7万人が当時の朝鮮半島出身であり、生き残った3万人のうち、2万3千人が故郷へ帰った(市場、2005、p.29)。とくに広島で被爆した朝鮮人の約7割が、韓国の南部に位置す

表1 <朝鮮人被爆者の被害状況>

| | 全体 | | 朝鮮人 | |
|----|----------|----------|---------|---------|
| | 被爆者総数 | 死亡者数 | 被爆者数 | 死亡者数 |
| 広島 | 420,000名 | 159,283名 | 50,000名 | 30,000名 |
| 長崎 | 271,500名 | 73,884名 | 20,000名 | 10,000名 |
| 合計 | 691,500名 | 233,167名 | 70,000名 | 40,000名 |

出典：庄野・飯島(1975、pp.57-8)、朴秀馥ほか(1975、p.298)より作成。

る陝川（ハプチョン）出身であり、現在最も多くの在韓被爆者がここで暮らしている⁸。陝川には、在韓被爆者が設立した「韓国原爆被害者協会（以下、協会）⁹」の本部や療養施設「陝川原爆被害者福祉会館」、そして2017年に開館した韓国初の原爆資料館¹⁰がある。そのため、日本では陝川を「韓国のヒロシマ」と呼ぶことが多いが、韓国における原爆資料館への認知度がとても低く、来館者数は開館してから約2年間で722人とどまった¹¹ほど、在韓被爆者の存在を知らない人が多い。韓国内の在韓被爆者支援特別法も2016年によりやく制定され¹²、2018年6月から2019年3月にかけて、政府による在韓被爆者の実態調査が初めて行われ、2019年にその結果が発表された¹³。このような在韓被爆者問題への関心の低さや政策対応の遅れは、母国で放置されてきた彼らの苦しみの一つとして、現在も続いていると言える。したがって、在韓被爆者問題を韓国政府がどのように認識してきたかを検討することは大変重要である。

戦後の日韓関係は、1965年に日韓基本条約が締結されて以降、同じ反共自由主義陣営として経済および安保面で協力してきた。また、過小評価されてきた外交協力も冷戦期において蓄積されてきたことは確かである¹⁴。しかし、冷戦構造が崩壊して以来、それまで顕在化しなかった植民地支配に関連する補償問題が日韓関係の主な葛藤要因となった。とくに2005年、韓国で公開された「日韓会談関連外交文書」を通し、日韓会談において在韓被爆者、日本軍慰安婦、サハリン残留朝鮮人の問題が含まれていなかったことが明らかになり、戦後補償問題は日韓関係における主要な懸案事項となった。

在韓被爆者は1965年以前から原爆被害を日韓両政府に訴えた¹⁵が、前述のとおり、日韓請求権協定において補償対象にならなかった。日韓両国から見捨てられた彼らは、自ら救済の光を求めて1967年7月に協会を発足し、同年10月に在韓日本大使館の前で、日本大使との面談を求めな

がらデモを行った。在韓被爆者の代表と面談した三谷参事官は、「日本政府は日韓会談ですべてを補償した。これは個別的なものではなく、一括して補償したものである。両政府間の補償問題はすでに終わったので、人道的な立場から民間レベルの募金などで助ける」と述べた（韓国原爆被害者協会編、2011、p.113）。以後、三谷は、在韓日本人商工会や在韓日本人会などに要請し、在韓被爆者のために集められた義援金を1968年2月に協会に渡した（韓国外務部史料、p.6）¹⁶。

以上のことに関し、外交文書では次のように記録している。

広島と長崎で原爆被害を被った、我が国民に対する治療または救護問題が台頭し、最近在韓日本大使館は、関係者を韓国原爆被害者援護協会に送り出し、在韓日本人有志の名義で義援金を寄託するなど、関心を表明していることが最近国内の新聞に報道されている。したがって、韓国外務部の東北アジア課では3月8日に同協会の関係者を招致し、関係状況に関して質疑した。（韓国外務部史料、p.7）

つまり、韓国政府は、在韓日本大使館が在韓被爆者救護問題に関心を抱いていることを注視していたのである。しかし、協会関係者と面談し、協会の設立背景や活動内容などを記録した文書では、それまでの韓国政府の無関心を表すものが以下のように記されている。

1967年10月に青瓦台に被爆者緊急救護対策に関する嘆願書を提出したり、保健社会部（日本の厚生労働省）に緊急患者への国費治療、救護対象者の援護を要請したりするなど、国内の政府機関にも接触したが、生活保護法に関係条項がな

く、全体の要請人数が膨大であるため、原爆被害者だけを特別に救護できないという立場であると返答された。(韓国外務部史料、p.12)

このように、それまで韓国政府は救護を求める在韓被爆者を無視してきたが、在韓被爆者らが行った在韓日本大使館の前でのデモを機に、日本側が在韓被爆者問題への関心を表明したことで、ようやく在韓被爆者問題に目を向けるようになった。そして、在韓被爆者問題に関する外交文書「韓国人原爆被害者救護」が初めて作成されたのである。

協会の関係者と面談した韓国外務部は、在韓被爆者救護問題に対してどのように考えたか。面談後の3月13日に韓国外務部から在日韓国大使に発信した外交文書では次のように記されている。

被害者の中に、学徒兵あるいは被徴用者に対しては対日補償問題をまず考慮できるが、これは請求権協定で終結したため、法的には日本政府に提起できる余地がないとみる。(傍点筆者、韓国外務部史料、p.9)

つまり、在韓被爆者に対する補償問題は請求権協定ですでに終わったという在韓日本大使館の立場と同じである。加えて、上記の文書では、韓国政府にとって在韓被爆者に対する補償問題は国内問題であると明記している。同年の4月17日には、韓国の東北アジア課長が三谷参事官と面談し、在韓被爆者救済問題について意見交換した。主に、医療協力と被害者実態把握に関する内容であるが、詳細は以下のとおりである。

ア. 医療協力問題

三谷は木村大使の指示および後援下で、この問題に関して本国の外務省側に協力を求めたが、最近外務省より医療協力の

形式であるならば考慮できるという非公式の通報をもらったという。彼によると、医療協力は韓国内の被害者に対する治療ではなく、原爆関係の専門医が韓国には少ないことから、韓国の専門医養成のための技術協力を意味するものである。(中略) 以上に関して、辛課長(韓国外務部の東北アジア課長)は現在日本で暮らしている韓国人原爆被害者と韓国にいる被害者は、徴用または徴兵などの被害を被った背景に何の違いもないことを考えると、日本政府が在日韓国人被害者に与える治療、保護などを在韓被爆者にも与えられるよう、講ずることを求めた。したがって、医療協力も専門医養成だけではなく、治療問題も含む計画を立案することを促した。

イ. 被害者実態把握問題

三谷は、現在原爆被害者援護協会に登録している人数が1600または1700名だとされるが、彼らを厳格にスクリーニングすると治療が必要な対象者は5～600名程度であろうと思うため、同協会の正確な対象者選定が必要であると述べた。辛課長(韓国外務部の東北アジア課長)は、対象者の正確な把握は必要であると言い、協会側に伝えると話した。(韓国外務部史料、pp.18-20)

在韓被爆者救済問題をめぐって、日韓政府間で初めて話し合った以上の内容は、日韓請求権協定で補償問題がすでに終わったという同様の立場を前提で、現実的に彼らを救済できる方法として外務省が出した「医療協力」について意見を交換したものであろう。しかし、医療協力に対し、原爆関係の専門医養成のための技術協力なのか、治療問題も含む協力なのかなど、当初から日本と韓国

は歩み寄ることができなかった。

韓国外務部の指示を受け、在日韓国大使館は在日韓国人の救護状況や ABCC（Atomic Bomb Casualty Commission、原爆傷害調査委員会）の性格と活動内容について調査した。その内容をまとめて、韓国外務部の長官に発信した外交文書には在韓被爆者救護について厚生労働省に問い合わせたことが記されている。

疾患を有する在韓被爆者が合法的に日本に入国し、外国人登録をして日本に住むようになるなら、現在の法を適用して医療救護などを提供することには反対しない。しかし、在韓被爆者が最初から疾患医療を目的として日本に入国する際には、法務省としては入国を拒否すると考える。勿論、法務省が明らかにしたことはなく、公式の意味では法務省が同問題を検討中である。（傍点筆者、韓国外務部史料、pp.26-7）

こうした厚生労働省の返答は、在韓被爆者の渡日治療の可能性を日本政府が拒んだとも解釈できる。そもそも被爆者援護法は国籍を問わず、被爆者であるならば誰でも適用されるが、在韓被爆者を含む在外被爆者は日本に居住していないという理由だけで除外されてきた。したがって、以上のように、渡日治療の可能性を遮断したことは、被爆者援護法から在韓被爆者を完全に排除しようとする意図を日本政府が有していたと考えられる。

一方、急を要する問題として集団収容所設置を考えていた協会に対し、三谷参事官が収容所の土地が確保できれば、建築費用を捻出するために日本で民間ベースの義援金運動を展開すると約束した。そのため、協会は、1968年5月に外務部の東北アジア課長と面談し、在韓被爆者の集団収容所設置に必要な土地確保など関係機関の協力を要請する（韓国外務部史料、pp.30-1）。しかし、集

団収容所設置はなかなか実現できず、1996年に療養施設「陝川原爆被害者福祉会館」が開館するまで待たなければならなかった¹⁷。在日韓国大使館や領事館から韓国外務部に発信された外交文書の中には、在韓被爆者を救済するため、日本の一般市民や民間団体から送られてきた手紙や義援金を協会に渡してほしいという記述が多くみられる。つまり、日本社会における在韓被爆者救済への関心が徐々に生じていたのである。しかし、協会が求めた収容所設置協力に関する韓国政府の考えがみられるものは文書の中に存在しない。

また、1968年8月23日に協会は、韓国外務部に陳情書を提出し、「在韓被爆者問題を日韓閣僚会議の議題として扱ってほしい（韓国外務部史料、p.59）」と求めたが、日韓政府間で在韓被爆者救護に関する交渉が行われたのは、孫振斗裁判が最高裁で勝訴した翌年の1979年であった。つまり、韓国政府は1978年以前まで、在韓被爆者問題を外交交渉の公式議題として扱うのを持ち越してきたのである。なぜなら、日本側が対日経済協力を無償援助で支援するとしたため、それまでの経済協力事業の縮小を憂慮したためである（金、2012、p.132）。以上のように、在韓被爆者問題に対する韓国政府の初期態度は、協会の関係者と面談して現状（とくに日本との関係）を聞く程度で、協会の要望に対しては何の措置もしない微温的なものであった。

2. 孫貴達問題と日本の左翼団体

1965年に日韓の国交が正常化し、人々の移動は自由になったが、実状はエリートだけに正式な日本への入国が許されるものであった。つまり、一般の韓国人が渡日するには、厳格なビザ発給と旅費が要したため、日本へ不法に密航する人が多かった。今でこそ、韓国から日本に行くことは容易になったが、当時は韓国人が日本に行くためには、旅費はおろか、旅券やビザを取るためには多額のお金が必要なうえに、保証人と身元を証明するた

めの膨大な書類の提出を求められた(市場、2005、p.47)。当時、韓国より労働賃金が高かった日本へ出稼ぎに多くの韓国人が密航を試みたが、日本に上陸しても80%は逮捕される(北田、1969、p.58)。1965年から1968年に至る間の密航逮捕者全国合計数は1017名、山口県はそのうちの20%を占めている(山口県と九州で60%近くの割合になる)(『世界』、1969、p.208)。このような密航逮捕者には在韓被爆者も含まれていた。

1968年10月2日、釜山から密航してきた4人の韓国人(男1人、女3人)が山口県で捕まり、萩署で取り調べを受けるが、その中の1人、孫貴達(ソン・ギダル)という女性(38歳)が原爆症を治療するために日本にやってきたと告げた。被爆当時、密山静子という日本名を持っていた孫は、広島市立第二高女の3年生で、三菱造船所に学徒動員されていた。終戦後の9月に家族と韓国に帰ってから、結婚した孫は3回も死産を経験した末に2児の母になるが、時々頭がふらついたり、体がだるくなったりする症状で悩まされてきた。そのため、孫は原爆症治療を受けようと、日本在住の従兄を頼って密航してきたと語ったのである。

前述のとおり、当時日本への密航逮捕者が多く、それ自体に関心を寄せる人は少なかったが、原爆症治療を目的に密航した孫貴達(孫)のことが『中国新聞』のスクープになって事件はセンセーショナルに広がった(滝川、1970、p.83)。この報道に触れた日本人の中で、いち早く孫の救援に行動したのが日本原水協と山口県原爆被爆者福祉会館(以下、被爆者会館)¹⁸であり、孫が被爆者であることを裏付ける調査や最高検察庁に孫の治療のための釈放要求を行った。また、世論を喚起するため街頭署名や募金活動も展開した。新聞やテレビの報道効果もあって、世論は被爆者会館の呼びかけに対して極めて好意的な反応を示した。たとえば、山口市街頭での法務大臣宛の要請署名は、わずかな時間に3000人を超え、カンパ金額も4万円近

いものとなった(『世界』、1969、p.209)。

以上の状況を注視した在日韓国大使は、管轄の在下関領事館の関係者を萩市に派遣し、現地の状況を把握するように指示したと韓国の外務部長官に報告した。在下関領事館が調査する事項は以下のとおりであった。

- (1) 同人の密航経緯(同人の人的事項、密航動機、日本内の親族関係、原爆の被害程度などを含む。)
- (2) 現地の日本関係当局が同人の処理において、どのような態度をとっているかなどを調べると同時に、まず同関係当局に対しては本件が特殊なケースであることを指摘し、(1) 同人の処理において、可能な限り好意的な配慮をすることと、(2) 特に、同人の外部接触において、同関係当局が共産系列との接触を断るよう措置することを求めてほしいと在下関領事館に勧告した。在下関領事館によると、現在広島および山口県の民団から同人を助けるような方針を検討しようとする動きがある。(傍点筆者、韓国外務部史料、p.95)

孫問題の真相を調べるため、萩市に派遣された在下関領事館の金副領事は、孫を担当する検事および孫と面談した後、孫問題をめぐる現状を報告した。

現在、日本原水爆協議会および山口県山口市所在の原爆被爆者福祉会館建設委員会(左翼団体)から、同人の治療をするための一時滞在許可を交渉しているようである。上記の事項に照らし、担当の佐藤検事に孫の密航事件が政治的問題とならないように求めた。万が一、日本における同人の原爆症治療と関連する一時滞在許可および同人の身柄を引き渡す場合

は、韓国領事館と事前に協調することと同密航者が特別なケースであるため、人道的立場から好意的に取り扱うことを要請した。（傍点筆者、韓国外務部史料、p.98）

在日韓国大使は外務部長官に対し、左翼団体の孫接触問題と関連して以下のように追加報告する。

1. 下関の金副領事は、5日に萩市の入管を訪ねた際に佐藤担当検事に対して孫と外部との接触を慎重にすることと、孫を人道的立場から取り扱うように求めた。また、孫の一時または特別滞在が許可される時には、どんな場合でも韓国の領事館を通すように要請した。これに対して佐藤検事は、特に外部との接触問題に関しては、面会を希望するものが左翼であるかどうかが見分けられず、また弁護士として面会を要請してきた場合は断ることができないと述べた。

2. 金副領事が入管を訪ねた際に、左翼の弁護士に見える者が孫と面接しており、金副領事は同弁護士を調べようとしたが、接触することを避けて去った。一方、同入管によると、孫との面会希望が相当多く、その中には山口県原爆被爆者福祉会館建設委員会または左翼の大学教授グループなどがあり、彼らは、いわゆる人道主義に基づいた孫の釈放運動を展開しているという。左翼団体および弁護士による現段階の要請は、孫を起訴せず、ひとまず釈放してほしいというものである。

3. 金副領事は、孫を直接会って外部か

らの面会希望があっても、むやみに応じないように忠告しておいた。一方、領事館は孫の従兄（大阪在住）に連絡したところ、2、3日後に孫を面会すると述べた。

4. 現地の民団関係団体の動きは弱いですが、山口県萩市の民団支部は孫と面会する予定であると聞いた。しかし、同支部の民団はどうやら思想的に不純な点があり、民団系から除名するところまで論議されており、同支部による訪問は期待するものではない。広島民団の集まりはまだ実現されておらず、山口民団から少し動きが見られるものの、まだ具体化していない。（韓国外務部史料、pp.99-100）

以上の報告を受けた韓国の外務部長官は、在日韓国大使に対して次のように指示した。

原爆傷害を治療するため、密航してから日本で検挙された孫問題に関しては、同伴が諸々の複雑な問題を含むという点を考え、同問題を処理するための日本関係当局の動向とその他の日本内の実情などを十分考慮し、柔軟なアプローチで日本関係当局の好意的な配慮および適切な措置を求めることを望む。とくに、孫に対しては積極的に領事保護を行うと同時に日本の左翼団体である原水爆協会および左翼人物らが孫の無条件釈放などを求めるなど積極的な接近を試みることで、彼らの宣伝目的に利用しようとする動きが見られる。したがって、孫がこのような宣伝に惑わされないように措置すると同時に、日本関係当局と左翼系列の策動などを注視しながら、これに対する対処を行い、随時その結果を報告してほしい。（韓国外務部史料、p.101）

一方、日本原水協と被爆者会館の努力で、孫の広島時代の学籍簿や彼女が被爆者であることを証言する人々が見つかる¹⁹。1968年10月12日、出入国管理法違反の疑いで孫は山口地検に起訴され、日本原水協と被爆者会館側の二人の弁護士が孫の起訴中止を申請するが、孫の弁護士らを在日韓国大使館は警戒する。韓国の外務部長官へ発信した外交文書には以下のように記されている。

1. 原水協の弁護士と被爆者会館側の弁護士は名実共に日本の共産党の党员であり、また後者は日朝協会²⁰の会員でもある。在下関領事館が佐藤検事を通じて問い合わせたところ、上記の弁護士らは孫の依頼を受けて弁護人活動を行っているという。

2. 上記のような状況で在下関金副領事は今朝、孫の左翼系弁護人の依頼事実を調べ、それが本当であった場合、依頼を取り消すように勧めると同時にその他の日本側の関係者に対して、協力要請をするために萩に出張するように措置した。(韓国外務部史料、p.109)

在下関領事も韓国の外務部長官に対して次のように報告している。

上記の弁護士による孫の保釈申請に従って、仮に保釈担当の判事が孫の保釈を決めた場合など、左翼系弁護士を解任しなければ、左翼系団体によって孫が保釈する懸念が高い。したがって、上記弁護士の解任と新しい弁護士の選任が必要であり、10月12日の午後に金副領事を山口に派遣し、孫と面会させ、弁護士を解任するように促した。孫は左翼系の弁護士であることを知らず選任したため、彼ら

を解任すると話した。(中略)左翼系弁護士を解任し、孫の保釈を申請するためにはやむを得ず新しい弁護士の選任が必要であるため、倉重弁護士(自民党员)を弁護士として決めた。10月13日に金副領事を再び孫と面会させ、左翼系弁護士の解任と同時に倉重弁護士の選任書を山口地裁に提出してもらった。(傍点筆者、韓国外務部史料、p.114)。

新しい弁護士の選任書を提出した金副領事は孫の身元引受人として保釈金70万ウォンを払い、孫の保釈を申請した。これまで消極的な態度をとり続けてきた裁判所は、ここで態度を一変し、入国管理事務所も仮放免を許可、旅行許可を得た孫は広島原爆病院に向かったのである(『世界』、1969、p.209)。10月18日に孫は金副領事の同行で下関を発ち、翌日に広島原爆病院に入院するが、在下関領事館に現地の放送局や新聞社などの報道関係者から孫への問い合わせが寄せられる。しかし、韓国側は孫が日本のマスコミと接触することを非常に警戒し、一切面会を断った。Y記者は「たとえ今広島原爆病院に行っても孫さんに会えますまい。韓国側が完全に遮断してしまっただ分泊まっている場所もわからないでしょう」という(北田、1969、p.58)。

そして、被爆者会館理事代表が在下関領事館を訪れ、山口市民3000人の署名を得た要請文と募金の追加分を手渡そうとしたが、領事館側はこれを受け取ることを拒否し、孫を救援行動から固く遮断しようとしたといわれる(『世界』、1969、p.210)。在下関領事館は、領事館を訪れた被爆者会館の関係者3人を日本の公安部に調査を依頼し、その関係者が左翼系である(韓国外務部史料、p.125)と韓国の外務部長官と中央情報部長に報告した。外務部長官は在日韓国大使に対し、孫の治療費問題と関連して以下のとおり指示した。

在韓被爆者救護に対する予算がないため、彼らは保護を受けられていない状況であり、また原爆症を治療する国内専門医や医療機関がない。以上のような在韓被爆者の状況からみると、もし、孫に対して政府関係機関およびその他の特定機関から一時的に補助した場合、副作用が生じる懸念があり、また今後も在韓被爆者が治療のために日本への密航を継続して試みることが予想される。したがって、孫の治療はあくまでも日本在住の親戚が1次的に負担するように措置することが望ましい。一方、日本の救護機関および有志らが純粋な意図から自発的に助けてくる場合は、現地の状況と今後の影響を考慮しながら適切に取り扱う必要がある。（傍点筆者、韓国外務部史料、pp.127-8）

つまり、韓国政府は、第2、第3の孫問題が生じることを懸念し、孫の治療費を韓国政府が負担することを拒んだのである。11月4日、山口地裁における公判で、孫は懲役6ヶ月、執行猶予2年という判決を受けるが、この日、被爆者会館が立てようとした証人を、韓国領事館は受け入れなかった（『世界』、1969、p.209）。その後、広島原爆病院で原爆症状が軽度のものであると診断を受けた孫は11月7日に退院し、翌日韓国へ帰った。外交文書では、「広島原爆病院の診察結果を受けた本人が即時帰国を希望したため、帰国させた（韓国外務部史料、p.144）」と記されているが、日本の支援団体や協会は強制送還であったと主張する。重藤文夫原爆病院院長は「もう1ヶ月ほどかけて精密検査をするなどようすを見たかった。カルテは持たせたから、治療を受けようと思えば受けられる。彼女は、病室付近をへんな人影がうろうろしていたとか、脅迫されたとか言っていたが、南北のゴタゴタなどもあって精神的に疲

れていたのかもしれない」と語っていた（滝川、1970、p.84）。つまり、現状の症状は軽いとはいえ、孫の原爆症を治療するためには1ヶ月くらいかけて精密検査を受ける必要があったのである。ゆえに、孫の帰国は、現地マスコミの孫に対する関心が大きく、日本の左翼団体と孫が接触することを懸念した韓国政府が急いで孫を帰国させた、「強制送還」に近いものであったと考えられる。

当時、日本への密航者は大村収容所²¹に送られるため、韓国にそのまま帰国した孫の場合は異例の措置であったといえる。その背景にはやはり日韓政府間の協力があったに違いない。孫問題をめぐる日韓政府間の協力と韓国政府の態度をまとめると、以下のとおりである。(1) 韓国政府が孫と日本の左翼団体との接触を非常に懸念し、孫と面接した人々の政治イデオロギーを日本政府が取り調べるなどの協力を行った。(2) 当初、日本の左翼団体から支援を受けた孫問題に対し、消極的だった日本政府が、孫問題の主導権が韓国政府側になると、孫をすぐ釈放するなど積極的に動いた。(3) 韓国政府は、現地のマスコミに孫が露出するのを警戒した。(4) 一般の密航者とは違い、孫は大村収容所に送られず密航して韓国に帰るまで約1ヶ月間という短い期間であった。つまり孫問題は他の密航者問題と異なって迅速に解決された。

孫問題をめぐる日韓政府間の協力は、被害を被った被爆者を救済するというより、冷戦構造下の同じ反共自由主義陣営としての協力として、韓国人と日本の左翼ひいては朝鮮総連や北朝鮮との連携を憂慮し、また在韓被爆者問題があまり話題にならないように行った措置であったと考えられる。広島のジャーナリストの表現を借りれば、「孫旋風」は一陣の風のように去っていったのだが、密航がからみ、南北問題まで出てきたため、肝心の在韓被爆者問題は「事件」の底に沈んでしまった。せっかくのチャンスが南北の「国際政治」の波をかぶって消えてしまった感じだった（滝川、

1970、p.85)。

3. 日本の支援団体：核禁会議、被爆者救援 日韓協議会

1969年1月に核禁会議（核兵器禁止平和建設国民会議）²²は、在韓被爆者を助けるために集めた100万円を在日韓国大使館に渡し、今後も支援したいという意を伝える。これに対し、外交文書では以下のとおり記録している。

日本の自民党及び民社党の後援を受け、主に民社党系の労働組合である全日本労働総同盟と提携している核禁会議の事務局次長が1月28日に在日韓国大使館を訪問し、100万円程度を我が国の被爆者のために寄付するといひ、寄付対象および送金方法について問い合わせてきた。核禁会議は、日本社会党と共産党がそれぞれ推進している原水協と原水禁と対抗して出発した反共イデオロギーを帯びた組織である。(略)しかし、核禁会議の趣旨がすべての核兵器を廃棄することを主張しており、韓国政府は国防政策上問題があるため、核禁会議の趣旨と事業に積極的に呼応また関与できない。したがって、本件に関しては政府が直接関与せず、協会と同会議が直接接し、援助提案に対して決めてほしい。(傍点筆者、韓国外務部史料、pp.161-2)

当時、協会は被爆者収容センター建設と患者診療を主要な事業として考えていたため、核禁会議からの義援金を「被爆者緊急患者48人の診療費として30万円、被爆者収容センターの建設費として70万円を使う計画である(韓国外務部史料、p.173)」と外務部に伝えた。1970年10月、核禁会議は在韓被爆者の実状を掌握するため、協会をはじめ保健社会部と在韓日本大使館を訪ねる。

その調査報告をまとめたものが、外交文書の中に含まれており、韓国外務部から保険社会部長官に対し、「日本の核禁会議から送付された在韓被爆者調査報告書を送るので、業務にご参照ください(韓国外務部史料、p.194)」と発信した。この報告書には、次のようなものが記されている。

財政難のため、今日までこれという活動はほとんどなく、被爆者数でさえようやく4200名を確認したにすぎない状況にある。協会役員の話によると、財政難による活動不能のため、一時は協会の存続さえあやぶまれたようであるが、丁度、この頃、核禁会議からの救援があり、協会としては再建への意欲を燃やし、組織と活動強化の再出発に乗り出したということであった。(中略)協会の今後の被爆者対策活動は非常に大変であろうと推察されるし、これから、一層、物心両面の人道的支援の必要性を強く感じた。核禁会議をはじめ日韓両国の民間団体の政治色を絶対に帯びない善意に溢れる愛の手こそが、韓国被爆者の再起の支えになるであろう。(傍点筆者、韓国外務部史料、pp.199-201)

ここで「政治色を絶対に帯びない」という文言が目につくが、前述の孫と日本の左翼団体との接触を懸念し、遮断した韓国政府の対応から考えると、核禁会議が支援運動において韓国政府から警戒されないように、慎重な態度をとろうとした意図が読み取れる。他にも、1971年6月に広島市の被爆者救援日韓協議会²³が在韓被爆者治療のために4人の医者派遣するため、医師団派遣に関する要請文を韓国政府に送る。主要内容は以下のとおりである。

広島への原爆投下に際し被爆された韓国

人被爆者に対しては、そもそも差別の援護措置が講ぜられていないことを遺憾とし、(中略²⁴) 韓国在住被爆者のためには、韓国内に「被爆者治療センター」を設置して診療するのが適当であると認め、必要に応じて広島から原爆症専門医師を送って診療に努力することを最上策と考えるに至りました。われわれは韓国国内での被爆者治療センターの実現を目標とし、原爆症治療に関する両国医師の研究努力・資料交換および両国の国際親善のため、取りあえず韓国在住被爆者を訪ね、出来る限り診療治療を行うため、広島から原爆症専門医師を派遣することを計画しました。(韓国外務部史料、p.217)

韓国政府は在日韓国大使館に対して同組織の設立背景や性格や業績などを調査するように求めた。その結果、「被爆者救援日韓協議会は核禁会議派に入り、日本原水爆協議会（日本共産党系）とは区別される（韓国外務部史料、p.223）」という報告を受け、医者団派遣を受け入れる。こうして第1回目の医師団派遣が実現し、1971年9月22日から10月6日まで、ソウル・釜山・陝川の3ヶ所で在韓被爆者の検診と診療が行われた。当時、協会に登録されている6269人のうち、252人の在韓被爆者が診療を受けた（韓国原爆被害者協会編、2011、p.131）。

韓国政府による日本の支援団体に対する政治イデオロギー検閲は、協会および在韓被爆者個々人にも影響を及ぼした。そもそも、協会は反共イデオロギーを帯びた団体として出発した。在韓被爆者を長年取材し、支援してきた平岡は前述の孫問題と関連したインタビューの中、「韓国に昨年原爆被害者の組織が生まれた。組織名及び役員とか実状などについては余り述べたくない。ただこの国で団体をつくるということはまず、『反共』を第一命題としてあげること、その代表には『反共

連盟』の闘士であるべきこと。」と語った（北田、1969、p.56）。確かに、協会の初代会長は反共連盟理事であり、独裁政権下で社団法人として政府の認可を受け、協会が結成されたことを踏まえると、平岡の考えも一理あるだろう。また、平岡の取材ノートには、当時の在韓日本大使館の参事官・三谷静夫が提供した情報として、協会は韓国内部治安当局の指導によって設立されたと記されている（太田、2015、p.38）²⁵。つまり、協会は設立当初から韓国政府の監視下で出発し、活動してきたのである。また、孫問題からわかるとおり、韓国政府は在韓被爆者の個人に対しても監視の目を光らせた。

1974年3月、日本の記者の招待で在韓被爆者の存在を知らせるために東京へ行きました。(略) 当時、日本に行く前はソウルで素養教育を受けなければなりませんでした。アカがいるから、そのような人とは会ってはいけないという素養教育を受けなければ、日本に行くことができない時代でした(傍点筆者、韓国原爆被害者協会編、2011、p.910)²⁶。

以上の証言は、在韓被爆者が当時の反共政策に統制されていたことを裏付けている。他にも、孫振斗裁判に必要な病院の診断書や手紙などを日本に送った在韓被爆者は当時、韓国の中央情報部から調査を受けた（韓国原爆被害者協会編、2011、p.793）という証言をしている。このように、韓国政府の反共イデオロギーに基づいた監視や統制は在韓被爆者と日本の支援団体の活動に影響を及ぼしたのである。

むすび

在韓被爆者救護に関して、韓国で公開された外交文書は、総 17 件（1968～1988）であるが、ここで取り上げた外交文書は最初に作成されたもので、在韓被爆者に対する韓国政府の初期認識を理解するのに重要な史料である。1968 年から 1971 年までに作成された外交文書の中の在韓被爆者の記述についての考察を通して、以下 3 点が明らかになった。

第一に、日韓請求権協定の補償の外に見捨てられた在韓被爆者が協会を自ら結成し、在韓日本大使館前でデモを行ったことを契機に、日本政府による在韓被爆者への人道的支援が始まった。その状況を注視した韓国政府は、在韓被爆者救護に関する外交文書を作成し始めた。つまり、韓国政府はそもそも韓国人被爆者の存在に対する認識がほとんどなく、救済・支援に対しても関心を持っていなかったことがうかがえる。

第二に、在韓被爆者が日韓両政府に補償と救済を求めた際に、日韓請求権協定ですでに解決済みという日本政府と同じ認識を当時の韓国政府が持っていたことである。外交文書に明記されているとおりに、当時の韓国政府は、在韓被爆者補償問題は国内の問題であるため、日本政府に請求できないという立場であった。金の指摘のとおり、韓国政府は日本側が提供する無償の経済協力援助が在韓被爆者支援の財源で縮小することを憂慮し（金、2012、p.132）、請求権協定による補償対象から在韓被爆者を除外したのである。

最後に、孫貴達問題の過程をみると、韓国政府は在韓被爆者と日本の左翼勢力との連携を過度に警戒し、同じ反共自由主義陣営の日本政府と協力し、孫問題を慎重で迅速に解決しようと努力したことがうかがえる。つまり孫問題を、被害を受けた被爆者問題として解決しようとせず、反共イデオロギーに基づき、朝鮮半島における冷戦問題として取り扱ったのである。孫問題が終わってから、在韓被爆者を救済するため、日本の支援団体によ

る義援金送金や医師団派遣などが行われるが、韓国政府は、その支援団体に対してもイデオロギーや政治思想を細かく検閲していた。それによって、反共イデオロギーを有する、もしくは政治色を持たない団体だけが協会と接触でき、支援するようになった。言い換えれば、当時、韓国政府の支配イデオロギーであった反共主義が、在韓被爆者への日本の団体による支援活動にも影響を及ぼしていたのである。

核禁会議が作成した在韓被爆者調査報告書に書かれている「政治色を絶対に帯びない」という文言は、その他の支援団体においても重要な注意事項であった。たとえば、支援運動の中心的な役割を担ってきた「韓国の原爆被害者を救援する市民の会（市民の会）²⁷」広島支部は、広島で結成された朝鮮総連系列の朝鮮人被爆者運動組織とは交流しなかった。また、「市民の会」の会長は日本での政治活動を厳しく制限し、もしや自分たちの行動が在韓被爆者たちに迷惑をかけるかもしれないと慎重に行動した（傍点筆者、呉、2013、p.139）。

独裁政権下での政府の影響を受けた在韓被爆者団体の活動に対し、日本の平和団体は当時の日本政府とは政治的に独立した立場であり、労働団体など社会主義思想の影響を受けていた。韓国の外交文書の考察から、被爆者問題への支援の思想的な非対称性が読みとれる。この背景には、韓国における独裁政権下の反共イデオロギーの存在がある。日韓の被爆者支援に表れる、こうした非対称性が、韓国側が在韓被爆者の存在を日韓請求権協定の対象外に置く要因ともなり、韓国政府は在韓被爆者の存在を意識しながらも無視し続けたことが明らかになった。「韓国人原爆被害者救護（1968 - 71）」は題名に「救護」の文字が記載されているが、その中身をみると、在韓被爆者の救済・支援を目的にした実態把握や対策案ではなく、日本の支援団体の左翼思想の影響をいかに回避するかを狙いとする文書であったと言える。前述の孫問題からわかるように、救済を求めて渡日した

在韓被爆者に対し、韓国政府は「被害を被った被爆者」として救済しようとせず、自国民が北朝鮮および日本の左翼団体とつながらないように警戒する反共イデオロギーの立場を最優先した。冷戦構造と独裁政権という状況下で形成された反共イデオロギーが、在韓被爆者問題に対する韓国政府の初期認識に大きな影響を及ぼし、その結果、在韓被爆者に対する政策的対応が放置されてきたと考えられる。

【付記】 本稿は、2021年度の北東アジア学会第27回学術研究大会（第一企画分科会）で報告したものを土台にし、当日の議論などを参考にして修正加筆したものであります。討論者の川口智彦先生をはじめ、参加者より貴重なコメントを頂きました。この場を借りて御礼申し上げます。本稿における韓国語文献の日本語訳は、筆者によるものであり、もし誤訳があるならば、その責任はすべて筆者自身にあります。

参考文献

日本語

- 市場淳子 [2005]『ヒロシマを持ちかえった人々―「韓国の広島」はなぜ生まれたのか』新装版、凱風社。
- 太田修 [2015]「二重の被害をめぐる政治―日韓外交樹立と在韓被爆者―」歴史科学協議会編『歴史評論』788号、校倉書房。
- 「韓国人被爆者密航事件」『世界』278号、岩波書店、1969年1月。
- 北田みのる [1969]「密入国者・孫貴達の孤独」『思想の科学』85号、思想の科学社。
- 木宮正史 [2015]「日韓外交協力の軌跡とその現在の含意」木宮正史・李元徳編『日韓関係史 1965-2015、I 政治』東京大学出版会。
- 在韓被爆者問題市民会議編 [1988]『在韓被爆者問題を考える』凱風社。
- 庄野直美・飯島宗一 [1975]『核放射線と原爆症』日本放送出版協会。
- 滝川洋 [1970]「在韓被爆者をめぐる広島の五年間」竹中芳編『見捨てられた在韓被爆者―日・韓両政府は彼らを見殺しにするのか―』日新報道。
- 鄭美香 [2020]「日本の平和運動と在韓被爆者」多賀秀敏編『平和学から世界を見る』成文堂。

- 朴秀馥・郭貴勲・辛泳洙編著 [1975]『被爆韓国人』朝日新聞社。
- 『西日本新聞』2019年9月30日、ネット版 <https://www.nishinippon.co.jp/item/n/54728>（閲覧日：2021年11月20日）。

韓国語

- 金丞垠 [2012]「재한원폭피해자 문제에 대한 한일 양국의 인식과 교섭태도 (1965 ~ 1980)」『아세아연구』55(2), 고려대학교 아세아문제연구소.
- 郭貴勲 [2013]『나는 한국인 피폭자다』민족문제연구소.
- 市場淳子 [1999]「삼중고를 겪어온 한국인 원폭피해자들」『역사비평』49권 49호, 역사비평사.
- 呉殷政 [2013]「한국 원폭피해자의 일본 히바쿠샤 (被爆者) 되기」서울대학교 대학원인류학과 박사학위논문.
- 韓国原爆被害者協會編 [2011]『한국원폭피해자 65년사』.
- 韓國外務部 [1968-1971 작성, 2002 공개]「한국인원폭피해자구호」분류번호 722.1JA.

- 1 韓国では「原爆被害者（원폭피해자）」という表現が一般的であるが、本稿では広島と長崎で被爆した朝鮮半島出身者を朝鮮人被爆者と言い、戦後韓国に帰った朝鮮人被爆者を「在韓被爆者」と表現する。日本の被爆者援護法は、国外の被爆者を除外したため、在韓被爆者による裁判闘争が始まった。戦後の在在先によって「在韓被爆者」「在朝被爆者（北朝鮮に居住する朝鮮人被爆者）」「在日被爆者（日本に居住する朝鮮人被爆者）」と区分する。ちなみに在日被爆者の場合は、国籍を問わず被爆者援護法の対象となった。
- 2 平岡敬『偏見と差別』（未来社、1972）、長崎在日朝鮮人の人権を守る会編『原爆と朝鮮人』（1982～2017、全7集）、在韓被爆者問題市民会議編『在韓被爆者問題を考える』（凱風社、1988）などが代表的な著作。
- 3 例えば、『長崎の証言』には李寄相の「わが朝鮮人同胞の受難と怒り―被爆朝鮮人の告発―」（1972）と林福順の「私たち自身の自活自立を」（1975）などが掲載されている。『ヒロシマ・ナガサキの証言』には李実根の「朝鮮人被爆者の問うもの」（1982年2月）と金幸一の「胎内被爆朝鮮人―私の受難と怒り―最年少の朝鮮人被爆者として―」（1983年10月）などが掲載されている。
- 4 市場淳子『ヒロシマを持ちかえった人々―「韓国の広島」はなぜ生まれたのか』（凱風社、2000）が代表的な著作。市場は「広島に原爆が落とされた時に朝鮮人が何故被爆都市にいたのか」という根本的問いを掲げ、植民地支配下の陝川と広島との関係性を明らかにした。同書は2003年に韓国で『韓国の広島―百年の怒り、韓国人被爆者とは誰か』というタイトルで翻訳出版され、韓国における被爆者研究の活性化に拍車をかけた（辛・川野、2012、p.177）。

- 5 中国新聞記者であった平岡は、1965年に在韓被爆者を直接取材し、日本社会に在韓被爆者問題を初めて報道した。その後、日本における支援運動にも積極的にに関わり、在韓被爆者の権利回復に大きく貢献した。1991年に広島市長として就任した平岡は、同年の平和宣言で初めてアジア・太平洋戦争の被害者への謝罪を表明した。新聞記者時代に取材した朝鮮人・韓国人被爆者や孫振斗裁判関連運動の諸記事などの資料888点が広島大学の文書館に寄贈された。その資料を「平岡敬関連資料」という。
- 6 在韓被爆者に関して初めて作成された外交文書。(作成先：韓国外務部東北アジア課、分類番号：722.1JA、登録番号：4104、作成年度：1968 - 1971年、公開年度：2002年、文献数：237頁) 外交文書には、日韓両政府間の交渉をはじめ、韓国の外務部(日本の外務省)と在日韓国大使館とのやり取り、在韓被爆者の活動と日本の支援団体の動向や当時のマスコミ報道などが記録されている。
- 7 市場は、「在韓被爆者は、『植民地支配』『原爆被害』『放置』の三重苦を経験しており、その三重苦を与えた張本人は日本である」と述べた(市場、1999、pp.153)。
- 8 協会には2207人(2019年8月末現在)の在韓被爆者が登録しており、うち陝川郡を含む陝川支部が約550人を占める(『西日本新聞』2019年9月30日)。
- 9 設立当初、被爆者ではない人も含まれており、「韓国原爆被害者援護協会」という名称で組織し、1967年に法人団体として韓国政府より認可を受けた。1970年に初めて在韓被爆者が会長となり、役員も全員被爆者に改編し、名称も「援護」という文字を無くした「韓国原爆被害者協会」に改正した。
- 10 同資料館の1階は原爆の背景・被害・理解を示す展示室、2階は在韓被爆者の登録簿や実態調査票などを保管する資料室となっている。慶尚南道からの3億ウォン、陝川郡からの3億ウォン、宝くじ基金15億ウォンなど計21億ウォンの助成を受けて開館した。
- 11 『西日本新聞』2019年9月30日。
- 12 2002年、在韓被爆者2世の金亨律(キム・ヒョンリユル)がカミングアウトしたことを機に、韓国社会において在韓被爆者問題への関心がようやく生まれた。その結果、「韓国被爆2世患友会」が韓国国内で結成され、2005年に在韓被爆者支援特別法の制定を求める請願書を韓国の国会に提出し、特別法制定運動を展開した。この特別法では、委員会を設け、被爆者の登録・実態調査・医療支援を実施するほか、原爆の犠牲となった在韓被爆者の追悼事業も盛り込まれている。
- 13 原爆投下から70余年が経ってからの実態調査は、あまりにも遅きに失するものではあるが、政府レベルで実施した初めての調査である点や調査の対象に被爆2世も含まれた点に意義があると思う。また、調査結果を発表する際に、被爆2世の不安を解消するために被爆影響に対する政府レベルの疫学調査を行い、被爆2世などに対しても必要な支援を積極的に検討する必要があると述べたことは評価できる。
- 14 木宮は、日韓関係への評価に関して、歴史認識問題や領土問題をめぐる現在の日韓外交摩擦ばかりに焦点が当てられることで、過去における外交協力が過小評価されていると指摘し、日韓外交協力という経験を再評価する必要があると述べた。(木宮、2015)
- 15 在韓被爆者の郭貴勲は、1951年に始まった日韓会談が膠着している状況で在韓被爆者問題が提起されないことをもどかしく感じ、1962年に韓国の外務部を訪ねて「日韓会談で我が同胞の原爆被害を反映し、相応な成果を出してほしい」と訴えた(郭、2013、p.142)。1963年には、在韓被爆者夫婦が韓国政府、アメリカ大使館、日本代表部などに実情を訴えたが、無視された。
- 16 外交文書「韓国人原爆被害者救護(1968～1971)」に、「韓国原爆被害者のため、在韓日本人らが義援金を集め」『大韓日報』1968年2月29日の切り抜きが貼られている。
- 17 1990年、協会の200名が在韓日本大使館で謝罪と国家補償としての援護措置を訴えた。このような雰囲気の中、盧泰愚(ノ・テウ)大統領が訪日したが、日韓首脳会談で海部首相が40億円の支援を表明した。40億円は、協会に登録された在韓被爆者に対する無料治療や年1度の健康診断、また福祉会館の建設費用として使われた。
- 18 被爆者に保養の便を供するとともに被爆者救済センターとしての役割を果たすために、広範な県民の支持のもとに1969年5月に完成した会館である(岩波書店編、1969、p.208)。
- 19 被爆当時、孫の住居が爆心地から約3キロメートルの距離にあり、特別被爆手帳交付対象の圏内に入っていること、彼女が原爆によって怪我をしていたように記憶していることなどを、彼女の家から5メートルと離れていないところに住んでいた人が証言している(岩波書店編、1969、p.209)。また、1968年の夏に在韓被爆者の実態を取材したフリーカメラマンが韓国で孫と会っていると証言した。
- 20 民団に近い在日韓国人らが大韓民国を支持し、朝鮮民主主義人民共和国の政治体制を批判していることに反対する親北朝鮮の運動の中から、日本の中の共産主義に親和的な人々によって1955年に結成された政治団体である。
- 21 大村収容所は、米軍占領期の1950年12月、強制送還が決定された不法入国者等を収容・送還する施設として、長崎県大村市に設置された。韓国からの密航者は摘発されると大村収容所をとおして韓国に強制送還された。
- 22 1954年の第五福竜丸の被爆を機に、全国的に原水爆禁止運動が盛り上がり、1956年に日本初の反核団体である原水爆禁止日本協議会(以下、原水協)が結成された。しかし、1960年代に入ると、日米安全保障条約改正問題やソ連の核実験をめぐって、原水爆禁止運動を牽引する原水協の内部に亀裂が生じた。その結果、原水協から脱退した人々を中心に1961年に核禁会

議、1965年に原水禁（原水禁止国民会議）が結成された。1968年、核禁広島全国集会において在韓被爆者の存在とその現状が訴えられたことを契機に支援運動が始まった。

23 当初、核禁会議は在韓被爆者の渡日治療を計画していたが、手帳交付という行政的な困難もあり、原爆治療専門の医師団を韓国へ派遣するため、1968年10月に「被爆者救援日韓協議会」を発足した。

24 文字が読めないため、翻訳不可。

25 Takashi Hiraoka 『韓国取材 MEMO2』、HT0100402 「平岡敬関係文書」、再引用。

26 イ・イルス、女性、1930年生まれ。

27 1971年に協会の辛泳洙（シン・ヨンス）会長が訪日したことを契機に、大阪を中心に市民の会が結成された。市民の会は、会員の会費と募金をもって会誌を発刊し毎月韓国へ義援金を送り、協会の運営や在韓被爆者の診療を支援した（韓国原爆被害者協会編、2011、p.135）。

The Korean Government's Initial Recognition of the Issues of Korean Atomic Bomb Survivors: Based on the Korean Diplomatic Document "Relief of Korean Atomic Bomb Survivors (1968-1971)"

CHUNG, Mihyang (Graduate School of Global Humanities and Social Sciences, Nagasaki University)

The purpose of this study is to analyze how the Korean government recognized the A-bomb survivors in Korea, using the Korean diplomatic document "Relief of Korean Atomic Bomb Survivors (1968-1971)" as the primary historical source. Based on the analytical findings of these diplomatic documents, I will examine the reasons as to why policy responses for A-bomb survivors in Korea have been neglected. Many previous studies have placed particular emphasis on the responsibility and compensation owed by the Japanese Government toward A-bomb survivors, and have been discussed within the limitations of survivors' memory and oral discourse. This is because the materials of previous studies are mostly based

on fact-finding surveys of A-bomb survivors and their testimonies. In other words, it can be said that basic data on the study of Korean A-bomb survivors is extremely scarce. From this perspective, the Korean diplomatic document "Relief of Korean Atomic Bomb Survivors" (1968-1988), published from 2002 to 2019, is valuable as a historical source. However, as far as I am aware, there are very few studies that have used this material. In this paper, I would like to actively use the diplomatic document of 1968-1971 that was released prior to the diplomatic document of 1968-1988, and examine the Korean government's initial recognition of the issue of A-bomb survivors in Korea.

北東アジアの越境地域協力（CBC）にみる生態系越境ガバナンスの地平

—対馬釜山境域、日韓海峡広域、八重山台湾東部境域、沖縄台湾広域における
海岸漂着物対策CBCの比較考察—

中山 賢 司（創価大学法学部）

要 旨

本稿は、北東アジアの越境地域協力（CBC）に関し、海岸漂着物対策という生態系アプローチから実証的考察を行うものである。具体的には、北東アジアで海岸漂着物問題がとくに深刻な対馬、八重山諸島という二つの国境離島に焦点を当て、海を挟んだ対岸地域との「境域」、それらを包摂する「越境広域」における漂着物対策 CBC の実態把握と比較分析を行う。これにより、北東アジアの漂着物対策 CBC は、①ローカル次元の自生的な水平調整型の取り組みであること、②市民協働型環境教育（対馬釜山境域）、行政主導型情報共有（日韓海峡広域）、官民協働型相互学習（沖縄台湾広域）といったプリミティブでソフトな協力関係にあること、③漂着物問題に係る双方向の因果性への理解と内省のモーメントを醸成する「協生」型の発生抑制対策という特性を帯びていることなどを明らかにした。今後、北東アジアでこうした協生型の漂着物対策 CBC を基盤とした生態系越境ガバナンスを進化・発展させるためには、漂着物対策 CBC の経験交流や相互学習をクロススケールで展開させるとともに、国家・国際機関が主導する沿岸域総合管理（ICM）協力とのマルチレベルな協働が求められるだろう。

はじめに

冷戦終焉後、国境を跨ぐローカル次元の越境地域協力（Cross-Border Cooperation = CBC）が、世界各地で深化と拡大を遂げてきた（Taga and Igarashi, 2019）。中でも欧州で先行する CBC が主に陸域で国境を挟んで接する地域間協力であるのに対し（Medeiros, 2018；高橋, 2012）、北東アジアの CBC は主に海域に敷かれた国境線を挟む環海域（環日本海圏、環黄海圏、環東シナ海圏など）の地域間協力である（多賀・五十嵐, 2020）。

こうした環海域の北東アジア CBC は、国家内部

のより小さな社会単位（地方政府・自治体、企業、ローカル NGO/NPO 等）を行為体の基本単位とすることから、国家を行為体の基本単位とする既存の国際社会体系に修正を迫るものとして期待されてきた（多賀, 1992）。換言すれば、従来の国際秩序の基本にあった領域性を組み替える「脱境界化下位地域」生成への期待である（Chen, 2005）。

しかし他方で、北東アジアの CBC は沿岸国による境界管理の強化、境界の再設定のための道具としても捉えられてきた。実際、1994年の国連海洋法条約発効以降、それまで公海とされてきた海

キーワード：

越境地域協力（CBC）、生態系アプローチ、海岸漂着物対策、境域、越境広域

域に沿岸国の排他的権限が及ぶようになると、北東アジアの海域では権益と勢力圏をめぐって沿岸国間の対立が1990年代から顕在化してきた。

このような脱境界化と再境界化の力学が複雑に交錯する北東アジア CBC を、的確に実態把握し分析を行うことは容易ではない。既存の北東アジア CBC 研究で主流となってきた局地経済圏や都市間ネットワークといった研究群も（渡辺、1992；Chen et al、1997；Kim et al.、2011）、生産・物流圏や観光圏といった経済機能的な圏域設定を重視した脱境界化の議論を行うものの、地域の主体性や国家中心の領域性を問い直そうとする視点は弱く、ともすると国家と連動した再境界化の様相を帯びる。他方、地域の社会集団によるアイデンティティの多元化とその関係性に焦点を当てた研究群は（Hook、1999；中山、2019）、周縁の非国家行為体にも主観性を重視した議論であり、脱境界化の規範的予測を提起してきた。しかし十分な実証がなされてきたとは言えず、方法論上の課題を抱えている。これらに対し、近年、北米・欧州の議論が下地となったボーダースタディーズ（境界研究）は、北東アジアを対象とした実証的研究を蓄積している（岩下、2016、2019；古川、2020）。同アプローチは国境管理をめぐる諸論点を提起した点で北東アジア CBC 研究の裾野を広げたものの、視点がボーダーに置かれる結果、非国家行為体の主体的な活動や国際社会単位の組み替え現象への関心は必ずしも高いとは言えない¹。このように北東アジア CBC 研究は未だ考察途上にあり、方法論をはじめとして研究上の課題は少なくない。

そこで本稿では、北東アジア CBC 研究の創生期に見られた生態系アプローチとも言うべき基本視座に立ち返り、それを近年浮上してきた争点（海岸漂着物問題）と切り結ぶことによって、より実証的な越境地域形成の分析を試みたい。具体的には、生態系の保全を求心力とした海岸漂着物対策 CBC に焦点を当て、北東アジア CBC にみる生

態系越境ガバナンスの萌芽を深耕する。これにより、北東アジア CBC 研究に新たな領野を開拓することが狙いである。

かかる問題意識の下、本稿では、北東アジアで海岸漂着物問題がとくに深刻な対馬、八重山諸島という二つの国境離島を題材に、文献調査と関係機関へのヒアリングを通じて、過程追跡と比較分析を行う。以下、第1節で分析視角を検討し、第2節と第3節で日韓間、日台間それぞれの「境域」と「越境広域」というスケール²から漂着物対策 CBC を実態把握し、第4節でそれらを比較分析する（図1）。これにより、北東アジア漂着物対策 CBC の特性を類型化するとともに、生態系越境ガバナンスが進化・発展するための課題を抽出してみたい。

図1 分析対象地域スケール



出所：白地図を下記サイトよりダウンロードし、筆者作成。
<http://www.freemap.jp/item/asia/kouiki2.html>、
 (2021年9月1日アクセス)。

1. 分析視角の検討

(1) 北東アジア CBC 研究と生態系アプローチ

1990年代初頭、北東アジア CBC 研究の創生期に生態系アプローチとも言うべき視座が提起されていたことは刮目に値する。環日本学会初代会長の渋谷武は、六生類（水、気、火、土、動物、植物）と人間（および人間同士）の間の「協生」、すなわち「人間としての他者のみならず、環境としての他者も徹

底的に肯定」する他者肯定・自者肯定に基づく「協生」思想を環日本海協力の基底に据えた (渋谷、1992；多賀、2017、p. 4)。初代事務局長で第4期会長の多賀秀敏も、日本海に流れ込む水系全体からなる地域という発想、すなわち「集水域」概念を新たな越境共同体の構成条件とすることを提起している (多賀、2005)。環バルト海協力との比較考察を行った百瀬宏も、両環海協力がともに生態系の発想に基づく共同体的組織原理を持つ点に着目し期待を寄せた (百瀬、1992)。

もちろんこうした生態系に基づく越境地域形成という概念は、北東アジア CBC 研究固有のアプローチというわけではない。実際、世界各地で進む「越境保全地域 (TBCAs)」の取り組みにもその具体像を見ることができる³。国際自然保護連合 (IUCN) の世界保護地域委員会 (WCPA) によれば、TBCAs は、越境保護地域 (TBPAs)、越境保全景観／海景 (TBCL/S)、越境移動保護地域 (TBMCA) の3タイプおよび特別指定の「平和公園」などからなり、既に200を超す事例があるという (Vasilijević et al.、2015、p. 5-14)。TBCAs は生物多様性を保護するだけでなく、国家間 (とりわけ領域紛争のある国同士) の協力関係を築く有力な手段になることも期待されている (Ali、2007)。また近年では、海域の越境海洋保全への関心も高まっている (Mackelworth、2016)。

しかし北東アジアに目を向ければ、TBCA の取り組みは停滞していると言わざるを得ない。国連環境計画世界自然保全モニタリングセンター (UNEP-WCMC) が整理した2007年のリストによれば、北東アジアのTBCAは計10件と少なく、陸域の隣接地域に集中している (中口3件、ロ蒙3件、中蒙2件、中口蒙1件、中朝口1件) (Lysenko et al.、2007)。2009年にオホーツク海を含む日露隣接地域で「日露隣接地域生態系保全協力プログラム」がスタートし、共同研究や北方四島専門家交流などが進んだことは刮目に値するが⁴、それでも環海域の北東アジア CBC においてTBCAを

設置・管理することは容易ではない。

他方、TBCA の設置には至らないものの、1992年の地球サミット以降、北東アジアでも生態系の保全を目的とした環境協力が緩やかに進展してきたことは注目してよい⁵。中でも海域に焦点を当てた取り組みとしては、1994年に日中韓口4カ国が、閉鎖性海域の環境保全と資源管理を目的にUNEPが推進する地域海行動計画「北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)」を採択した。同計画では、海洋・沿岸域の生物多様性データ、汚染物質の河川からの直接流入、海洋ごみの調査と対策といったモニタリング体制の整備と情報共有、油濁事故に備えた緊急時対応計画などの共同プログラムを実施してきた⁶。とくに沿岸域総合管理 (ICM) のサポートは、対象範囲を流域と接合させている点で集水域の発想に近い生態系アプローチと言える (古川、2006)。このほか、2005年には国連開発計画 (UNDP) と地球環境ファシリティ (GEF) の下、中韓が参加する「黄海広域海洋生態系プロジェクト (YSLME)」も始まっている⁷。

とはいえ、こうした国家・国際機関が主導する取り組みは、生態系の保全を協力の源泉とするものの、基本的には従来の国際秩序の境界・領域性を前提としている。つまり、保全の対象・客体に見る越境化・跨境化にフォーカスした生態系アプローチであって、国家を行為体の基本単位とする既存の国際社会体系に修正を迫るわけではない。したがって、常に参加国の主権と利害に関わる問題がつきまとい、協力内容もモニタリングや研究協力といった一般的なものとどまり、環境改善のための数値目標や期限の設定などに踏み込むことは難しい (沖村、2012；高橋、2020)。NOWPAPのICM協力でも、加盟国内の各種計画間の調整や、利害関係者の参加方法、意思決定組織の在り方などをめぐる課題が指摘されてきた (古川、2006)。

(2) 北東アジア漂着物対策 CBC の浮上

これに対し、北東アジア CBC 研究創生期に見

られた共同体的な生態系アプローチが、非国家行為体主導で緩やかに進展してきたことは目を引く。例えば、市民・民間団体次元では、世界自然保護基金（WWF）ジャパンが2002年に「黄海エコリージョン保全プロジェクト」を開始し、黄海エコリージョン優先保全地域マップの作成に取り組んだ。2007年からはパナソニックの支援を得て、「黄海エコリージョン支援プロジェクト」を2014年まで実施してきた⁸。国際科学会議（ICSU）のアジア太平洋委員会（RCAP）も、2014年に「東アジア縁辺海（日本海、東シナ海など）の持続可能性に向けたイニシアティブ（SIMSEA）」を開始し、体制を越えて利害を共有できる「海の健康」問題に学術面で協働している。地方政府・自治体次元を見ても、1996年に発足した「北東アジア地域自治体連合（NEAR）」では、環境分科委員会の共同プロジェクトとして海岸漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業等を実施してきた（中山、2015）⁹。2004年に発足した「東アジア経済交流推進機構」でも、「環黄海環境モデル地域の創出」を目的に都市間環境協力を推進している¹⁰。

このような非国家行為体主導の生態系アプローチは、保全の対象・客体だけではなく主体の越境化・跨境化も重視することから、国家を行為体の基本単位とする国際社会体系に修正を迫る可能性を帯びてくる¹¹。中でもローカル次元の非国家行為体が深刻な脅威として直面する海岸漂着物問題は、そのダイナミズムを生み出す一つの導きの糸になる争点と思われる。

実際、1990年代に顕在化し始めた海岸漂着物は、景観の悪化のみならず、自然環境・生態系の破壊、漁業・観光業への弊害、健康被害に至るまで様々な悪影響を世界各地のローカルにもたらしてきた（山口、2002；小島・眞、2007）。北東アジアも例外ではなく、とくに対馬、八重山諸島といった日本の国境離島は、季節風や海流の関係で「漂流ごみの防波堤」となることからその影響は深刻である（タンヤウイット・山口、2001；脇本他、

2014）。日本では2009年に海岸漂着物処理推進法が成立し、漂着物の処理は海岸管理者の責任とされ（その大部分が国や都道府県）、国が地方自治体の取り組みに財政的支援を行うスキームも確立した（高野、2013；横大道、2014）。しかし繰り返し押し寄せる海岸漂着物問題に解決の見通しは立たず、もはや発生元での排出抑制に取り組まなければ漂着物の回収・処理ができない段階にあるとされる（対馬市、2013、p. 27）。とくに外国由来の漂着物が多くを占める対馬・沖縄では国境を越えた発生抑制・普及啓発が重要視され、対岸地域との漂着物対策CBCに乗り出してきた。

しかしこうした発生抑制対策としての漂着物対策CBCへの関心は高くはなく、十分な実態把握やメカニズムの解明はなされてこなかった。2014年頃から海洋ごみ問題が急速に社会問題化したことを受け、海岸漂着物処理推進法は2018年に改正、翌2019年には基本方針も改定されたが、漂着物対策CBCに関しては明確な位置づけが与えられていない。既存の北東アジアCBC研究でも漂着物対策CBCは等閑に付されてきた¹²。

今後、漂着物の国境を越えた発生抑制を実効ならしめるためには、現場で深刻な漂着物問題と向き合うローカル次元の行為体のイニシアティブが不可欠であることは言うまでもない。国際連携・協力分野でもローカルとのパートナーシップの重要性は認知されて久しく、廃棄物管理に関する自治体国際協力は広く注目を集めている（日本貿易振興機構アジア経済研究所編、2015）。加えて、日本の国境離島では近年、対岸交流を通じて地域活性化を図ろうとする「自治体主導型の『国際政策』」（古川、2010）が活発化し始め、「地方の『国際化』の第二波」（岩下、2010、p. 6）を形成する向きもある。こうした動きを背景に、生態系アプローチの新たな争点として浮上してきたのが、北東アジア漂着物対策CBCと言えるのではないだろうか。

そこで本稿では、対馬、八重山を題材に、「境域」

と「越境広域」というそれぞれのスケールから、生態系アプローチとしての漂着物対策 CBC の実態把握と比較分析を行いたい。以下、各スケールの交流基盤を概観した上で、漂着物対策 CBC の過程追跡を行う。

2. 対馬釜山境域、日韓海峡広域の漂着物対策 CBC

（1）対馬釜山境域の概観

対馬釜山境域は最も近いところで 49.5 キロの距離であり、古くから人々の交流や交易が盛んであった（永留他、2014；佐伯、2014）。中でも江戸時代に朝鮮通信使の往来で対馬が重要な役割を担ってきたことに、同境域が依拠する歴史がある。1911 年の韓国併合後は、対馬から釜山への日常的な交流（通院や映画等）も少なくなかった（上水流、2017、p. 14-15）。ところが戦後は同境域に海の国境線が敷かれ、しばしば日本漁船が拿捕されたように、少なくとも 1970 年代までは「越境不能、往来不能」な閉ざされた境域へと変貌した（村上、2017、p. 77）。同境域が新たな時代を迎えたのは 1980 年代に入ってからであった。

釜山との往来が断たれ産業が衰退、人口も恒常的に流出するようになった対馬は、釜山との交流再開を模索し始める。釜山に最も近い旧上対馬町が釜山市影島区に呼びかけて、1983 年に姉妹縁組を締結した。その後、交流の輪が拡がり、1986 年には対馬 6 町と影島区との姉妹縁組へと至るほか、1988 年には対馬最大の夏祭りが「対馬アリラン祭」へ改名されるなど交流機運が高まっていく（申、2014）。1990 年に来日した盧泰愚大統領（当時）が宮中晩餐会で雨森芳洲に言及したこともこれを後押しした（嶋村、2007）。1993 年には対馬と影島区の中学が姉妹校縁組を結び、1994 年からは行政交流セミナーも相互開催されるようになる。1996 年には「対馬ちんぐ音楽祭」、1997 年からは「国境マラソン IN 対馬」が交流事業に加わった¹³。

こうした交流蓄積を受け、直行航路の開設に向け

た国際ターミナルの整備が進んでいく。1999 年には大亜高速海運が厳原・釜山間で高速船を不定期で運行し始め、2000 年には定期航路が定着、2001 年からは比田勝・釜山間でも運行を始めた。これを機に韓国人観光客が年々増加し始め、2000 年当初は年間 7 千人台であったのが、短期滞在ビザ免除の恒久化措置なども相まって 2006 年には年間 5 万人を超すようになった。この間、長崎県が提起した「しま交流人口拡大特区」構想が政府に認定され、2003 年には対馬 6 町が共同出資した「対馬国際交流協会」が釜山市に事務所を開設した。県立対馬高校も韓国語などを学ぶ国際文化交流コースを開設、2007 年には釜山情報観光高校との姉妹校縁組を行った。対馬への韓国人観光客数は 2015 年代に 20 万人台を突破、2018 年には 40 万人の大台を超え、同境域の交流はかつてない興隆期を迎えた¹⁴。

（2）対馬釜山境域の漂着物対策 CBC

こうした交流の飛躍的拡大と軌を一にして、漂着物対策 CBC が官民協働で始まった。2003 年 7 月、旧上県町、大亜高速海運、釜山外国語大学の三者が「官・産・学の国際交流協定」を締結し、学生・地元ボランティアによる海岸清掃事業をスタートさせた。直接のきっかけは韓国から対馬市に派遣されていた国際交流員が任期満了後、深刻化する対馬の漂着物問題に対して自分にできることは何かと考え、出身大学の後輩を連れてきたことが始まりという¹⁵。対馬市は当時、漂着物の発生元となる諸外国との協力の必要性を認識しており、とくに韓国との CBC を政策課題の一つに掲げていた（対馬市、2013、p. 50）。実際、環境省による 2010-14 年度の調査によれば、対馬に漂着したペットボトルのうち韓国由来が 51%、中国由来が 28%、日本由来が 16%であった（環境省海洋環境室、2019）。加えて、増加する韓国人観光客のごみの捨て方などをめぐって観光客と地元住民との間で軋轢が生じていたことも背景にあったという¹⁶。

こうして始まった同境域の漂着物対策 CBC は、

当初、「釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃」と銘打たれ、国際交流の活性化と地域社会の相互発展への寄与を目的に2007年まで行われた。翌2008年には対馬市と釜山外国語大学校が主催する「日韓市民ビーチクリーンアップ」へと衣替えし、以来毎年、共同清掃事業を実施してきた（表1）。同事業の実績を概観しておけば（図2）、当初は学生・一般ボランティアを含め410～850名が参加し、漁業用フロート、ポリ容

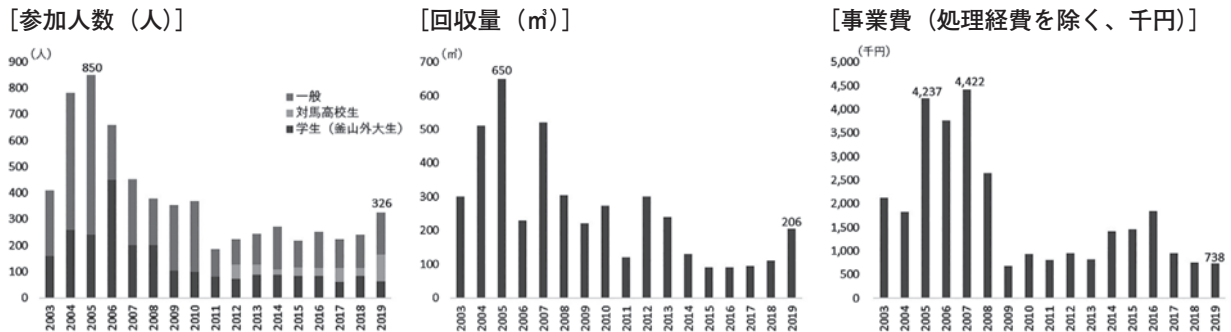
器、家電製品等を多い時で650m³回収し、事業費は最大で442万円に上った。「日韓市民ビーチクリーンアップ」に衣替えした後も、おおよそ200～300名前後の日韓市民が15年を超えて協力を継続してきたことは刮目に値する。さらに目を引くのは、2019年から、釜山での「日韓交流海ごみワークショップ」が加わり、相互学習協力へと発展したことである。対馬の高校生など計50名が釜山を訪問し、海岸視察、釜山外国語大や高校生

表1 対馬釜山境域の漂着物対策CBCの経緯

| 事業名 | 実施年月日 | 清掃実施海岸 |
|------------------------------|--------------|-----------------|
| 釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃(市) | 2003 | 上県町佐護地区井口浜～棹崎周辺 |
| | 2004 | 上県町佐護地区井口浜～棹崎周辺 |
| | 2005.06.25 | 上県町佐護地区井口浜～棹崎周辺 |
| | 06.26 | 上県町佐護地区井口浜～棹崎周辺 |
| | 2006.05.20 | 豊玉町廻地区海岸 |
| | 05.21 | 巖原町豆殿崎海岸 |
| | 2007.05.26 | 上県町佐護地区井口浜～棹崎周辺 |
| | 2008.05.31 | 上県町田の浜海岸 |
| | 06.01 | 上県町佐護地区湊浜海岸 |
| | 2009.05.30 | 上県町田の浜海岸 |
| 日韓市民ビーチクリーンアップ(市) | 05.31 | 豊玉町貝口地区タテモク海岸 |
| | 2010.05.29 | 上県町佐護地区井口浜海岸 |
| | 2011.10.09 | 峰町木坂地区御前浜海岸 |
| | 2012.10.07 | 上県町佐護地区井口浜海岸 |
| | 2013.05.26 | 上県町佐護地区湊浜海岸 |
| | 2014.10.05 | 上県町佐護地区井口浜海岸 |
| | 2015.05.31 | 上県町佐護地区井口浜海岸 |
| | 2016.05.22 | 上県町佐護地区井口浜海岸 |
| | 2017.11.12 | 上県町佐護地区井口浜海岸 |
| | 2018.05.20 | 上県町佐護地区井口浜海岸 |
| | 2019.09.27 | 上県町佐護地区井口浜海岸 |
| | 2021.01.10 | オンラインワークショップ |
| 2021.11.07 | オンラインワークショップ | |
| 日韓海ごみ交流ワークショップ(市) | 2019.01.12 | 韓国釜山にてワークショップ |
| | -01.14 | (対馬から計50名が参加) |
| | 2020.01.11 | 韓国釜山にてワークショップ |
| | -01.13 | (対馬から計42名が参加) |
| 日韓海岸清掃フェスタ in 対馬(民間) | 2013.08.24 | 上県町佐護地区阿保海岸 |
| | 2014.08.24 | 豊玉町加志々地区周辺海岸 |
| | 2015.08.23 | 上県町佐護地区阿保海岸 |
| | 2016.10.16 | 美津島町鴨居瀬赤島地区内海岸 |
| | 2017.09.17 | 美津島町鴨居瀬赤島地区内海岸 |
| | 2018.07.29 | 美津島町鴨居瀬赤島地区内海岸 |
| | 2019.06.8-9 | 美津島町鴨居瀬赤島地区内海岸 |

出所：対馬市環境政策課提供資料より筆者作成。

図2 対馬釜山境域の漂着物対策 CBC の実績



注：「釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃」「日韓市民ビーチクリーンアップ」の実績。

出所：対馬市環境政策課提供資料より筆者作成。

とのワークショップなどを行った。2020年には対馬から42名が釜山を訪問した¹⁷。

こうした対馬市主導の取り組みとは別に、ローカルNPO・民間団体が主導する「日韓海岸清掃フェスタ in 対馬」もある。対馬各地の海岸で清掃活動を実施してきたローカルNPO¹⁸が2013年8月、有志で任意団体「美しい対馬の海ネットワーク」を立ち上げ、同フェスタを開始した。台風接近で中止した年もあるが、市民主導の日韓協働の清掃活動を2019年まで実施してきた（表1）。同ネットワークは2017年6月、行政との連絡・調整を行う中間支援組織「一般社団法人対馬CAPP」へと改組され、対馬市の漂着物対策活動の拠点を担うこととなった（上野、2017）。2018年からは「日韓市民ビーチクリーンアップ」事業も市から委託を受け、対馬の漂着物対策CBCは一段と市民協働が進んだ格好となった。対馬CAPPによれば、今後、「日韓海岸清掃フェスタ」を対馬市民を対象とした活動へとシフトさせ、日韓の学生を主体とする「日韓市民ビーチクリーンアップ」との差別化を図るという¹⁹。

このほか、長崎県および県内離島地域との協働事業として、「日韓学生つしま会議」「海ごみ交流事業」もある。「日韓学生つしま会議」は2006年から3年に亘って開催され、日韓の学生による海岸清掃事業などが行われた。第1回には韓国から181名（釜山外大、東亜大）、日本から137名（長崎大

等）の学生が参加し、対馬市巖原豆酏西浦浜・久根浜で清掃活動を行った（対馬市、2006、p. 4-5）。他方、「海ごみ交流事業」は長崎県・壱岐市・対馬市・五島市・新上五島町が共催する事業で、学生、JEAN、行政などが連携するほか、釜山広域市、全羅南道との協働で実施されてきた。2016年度は韓国からの参加者が18名、日本からの参加者が91名で計109名に上ったという（長崎県、2016）。

このように同境域の漂着物対策CBCは、対馬市が大学、民間団体、高校のほか、長崎県とも協働しつつ多様な形で展開してきた。とくに釜山広域市の大学生と対馬市の高校生・市民が一緒になって環境体験活動を行う「環境教育協力」という点に特徴を見出すことが出来るだろう。海岸漂着物処理法第26条が「環境教育の推進」を謳い、基本方針で「体験活動を通じて環境教育の効果を高めるという視点が大切」としたことも背景の一つと言える（宗像、2016、p. 315-317）。近年ではESD教育と関連づけた取り組みへと深化するとともに（小島他、2017、p. 37）、釜山における相互学習協力へと発展しており、同境域の漂着物対策CBCは第二フェーズに入ったと言って差し支えない²⁰。ただし学生、対馬市民の参加数は限定的で、一回のイベントに多くの経費・労力が必要で実施回数が限られることなどの課題も指摘され、今後は韓国人旅行客を対象としたエコツアー、韓国のNPOを含むワークショップの開催などが

求められるという（対馬市、2015、p. 13-14）²¹。

（3）日韓海峡広域の漂着物対策 CBC

次に、日韓海峡広域に目を転じれば、「日韓海峡沿岸県市道交流知事会議」による取り組みが目目を引く。同会議は九州北部三県（福岡県、佐賀県、長崎県）と韓国南岸一市三道（釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）との間で1992年に発足し、30年近くに亘る交流実績を持つ²²。両地域の発展と緊密な友好関係の促進を目的に毎年1回、首長が一堂に会し、意見交換を行う政策対話を輪番制で開催してきた。実務レベルでも水産、環境、青少年、観光といった幅広い分野で共同交流事業を実施してきた。

同会議で漂着物対策 CBC がスタートを切るのは2003年である。「環境技術交流事業」の中で、6月5日の世界環境デーを中心とする概ね1か月間、日韓海峡自治体が連携して取り組む「海の世界環境美化キャンペーン」が3年間実施されてきた。この経験を基に、日本で海岸漂着物処理推進法が成立した2009年、山口県が第18回会議で提起したのが「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃事業」であった。海の世界環境美化に対する意識啓発を図ることを目的に、日韓それぞれの海の日（韓国：5月31日、日本：7月18日）の期間に住民や漁協関係者、小中学生、大学生・留学生などが参加する海岸清掃活動を各地で実施するものである。同事業の実績を概観しておけば（図3）、実施箇所数は2010年以降増加傾向にあり、2016年に

は8県市道全体で423箇所に入った。2019年には若干減少したが、それでも全体で325箇所に上る。参加人数を見ると、2010年に全体で6万人程度であったものが、2014年以降は概ね10万人を超える数で推移している。2019年は若干減少したが、それでも全体で約9万6千人が参加した。回収量に目を向ければ、2010年に全体で1,000トンに満たなかったのが、2016、2017年には8,000トンを超すまでに増加している。

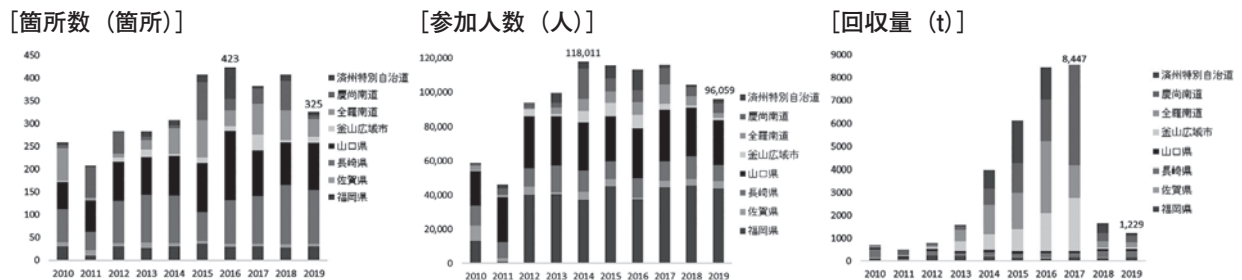
日韓海峡広域の漂着物対策 CBC は、対馬釜山境域で見られた日韓市民が同じ場所で行う共同清掃活動というよりも、各地域が同時期に海岸清掃活動を実施し、その成果を会議等で共有するという行政間の緩やかな協力形態にとどまる。とはいえ、年間の参加人数が10万人を超える取り組みの成果を共有することは、意識啓発・普及キャンペーンとしてその意義は小さくはない。日韓の国家間対立を横目に途切れることなく、広域自治体次元で漂着物対策 CBC が継続的してきたことは刮目に値すると言えるだろう²⁴。

3. 八重山台湾東部境域、沖縄台湾広域の漂着物対策 CBC

（1）八重山台湾東部境域の概観

八重山地域は沖縄県南西部に位置する大小32の島々から構成され（与那国町、竹富町、石垣市）、台湾東部までの距離は最も近い与那国島から111キロである。ただし対馬釜山境域とは対照的に、同境域では古くから生活圈を同じくするような交流が見

図3 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃事業の実績



出所：https://japan-korea-strait8.org/、(2021年2月1日アクセス)を基に筆者作成。

られたわけではない（又吉、1990；上水流、2017、p. 2）。1895年の日本の台湾植民地化以降、就学・就業などで八重山から台湾に渡る者、西表炭鉱やパイン産業振興を目指して台湾から八重山に渡る者など人々の往来が盛んになったという（松田、2004、2013）。戦後は同境域にも海の境界線が敷かれるが、生活用品を中心とする「密貿易（復興貿易）」などは存在していた（奥野、2007；松田、2013）。こうした植民地期の越境経験、戦後直後の往来に、同境域が依拠する歴史がある（上水流、2017）。しかし1972年に沖縄の日本復帰、日台断交がなされると、次第に国境管理が厳しくなり、閉ざされた境域へと変貌していく。同境域が新たな時代を迎えるのは、対馬釜山境域と同様、1980年代に入ってからであった。

台湾との往来が断たれ恒常的な人口流出に見舞われた与那国町は、台湾花蓮市との姉妹都市提携を模索し、1982年10月に締結する。ただし台湾との交流がより切実な課題となるのは2000年代に入ってからであった。三位一体改革によって町が破綻の危機に追い込まれる中、与那国町は2004年に石垣市、竹富町との合併を住民投票で否決し自立の道を選択した。翌2005年、「与那国・自立へのビジョン」を策定し、「国境離島としてのアイデンティティ」を表明、国境交流特区構想を提起した。小型貨物船などで台湾と自由に往来できる特例措置（短国際航海、開港要件の緩和等）、台湾との国際防災協力の推進などを求めたのであった（上妻、2012）。同構想は政府の認定を得られなかったが、「現行規定により対応可」という公式回答を多く取り付けたことから、与那国町は独自に台湾との交流実績を重ねる戦略へと舵を切る（外間、2012、p. 244）。2006年に花蓮市と「国境交流増大に関する基本合意」を締結、翌2007年に花蓮市連絡事務所を開設した。同年10月、与那国から初めての海外（台北）直行チャーター便を運航させ、翌2008年には初の花蓮直行チャーター便を運航させた。この間、「'国境のまち' 再生／与那国島の国境交流推進事業」が地方の元氣

再生事業に採択された。2011年には第4次与那国町総合計画で「八重山地域と台湾を結ぶ高速船運航実現」を謳い、2016年には与那国町人口ビジョン及び総合戦略策定等報告書で将来像のひとつとして台湾や中国などと自由に往来する「交流の島」を掲げた。こうした努力の末、2020年7月、与那国町が提案していた「与那国町国境交流結節点化推進事業（与那国・花蓮高速船活用国境交流事業）」が内閣府の沖縄振興特別推進交付金に採択され、同年8月末、建設コンサル大手・長大沖縄支店が同事業を落札、運航開始を模索しているという²⁵。

石垣市も1980年代から台湾との交流再開を目指してきた。1982年、八重山青年会議所（石垣市）と宜蘭県蘇澳鎮青年商會が姉妹提携を調印し、石垣・蘇澳間の交流が始まった。1995年には石垣市・蘇澳鎮の友好都市が締結され²⁶、2004年からは相互訪問による行政連絡会議も始まった。この間、石垣市は「観光特区」構想を提案し台湾人観光客の誘致を図る。同構想は却下されたが、2005年、台湾居住者の短期滞在ビザ免除の恒久化措置が決まると、石垣市は2006年に花蓮市とのチャーター便を運航、翌2007年には国際線受入のための税関・出入国管理・検疫施設を開設する。2013年、新石垣空港に国際線ターミナルビルが建設されると、台湾人観光客が急増し、2015年には約11万人にまで上った（沖縄県、2018）。ただし石垣・花蓮間の直行便は2021年現在も実現しておらず、海上航路も2008年に石垣・台湾（基隆）間のフェリー定期便が終了、クリアランス船と呼ばれる貿易船も中台直行解禁を受け激減している。2014年には台湾企業が石垣・花蓮を結ぶ貨客船を、2016年にはチャーター運航を企画したが、台湾での集客が見込めず運航断念を余儀なくされた。

このほか八重山圏というスケールでも2009年以降、台湾交流が推進されてきた。石垣市との合併を断念し自立の道を探っていた竹富町も、八重山圏域レベルでの交流に期待をかけた²⁷。2009年4月、八重山3市町がそろって訪台（花蓮市）し、

台湾東部（宜蘭、花蓮、台東）との間で、「台湾東部・沖縄八重山諸島観光経済圏国境交流推進宣言」を採択、直行交通ルートの定期化を目標に掲げた。2011年には「台湾花蓮市・蘇澳鎮・八重山3市町職員人材育成事業」が始まり、2013年には八重山広域市町村圏第3次総合計画で広域観光プロモーション、台湾観光客FIT化対応などを謳った（八重山広域市町村圏事務組合、2013、p. 54）。2017年からは「台湾・八重山圏域スポーツ交流派遣事業」を実施してきた²⁸。

このように同境域では八重山各市町および圏域レベルで交流実績を重ねてきたものの、直行交通ルートの定期便がないことを主たる要因に、すそ野の広い交流が離陸するには至っていない²⁹。

（2）八重山台湾東部境域の漂着物対策 CBC

しかし漂着物という観点で見れば、同境域は密接な生活圏域にあると言ってもよいだろう。実際、2005年に石垣島への台湾産植物の大量漂着があった（盛口他、2011）。2020年には竹富町美崎御嶽付近の海岸に台湾の小型無人機が漂着したことも記憶に新しい³⁰。漂着ごみに関する山口晴幸らの1997-98年の実態調査によれば、沖縄本島より以南の先島群島では中華語系ごみが外国からの漂着ごみ総数の60～70%前後に達しており、そのうちの約70%以上を台湾系ごみが占めたという（石垣市：台湾系79%、中国系21%、竹富島：78%、22%、黒島：86%、14%、西表島：61%、12%、波照間島：88%、12%）（山口・横山、1998、p. 276-278）。また国、沖縄県、八重山3市町、環境団体、民間業者などが参加する「八重山環境ネットワーク」が2002年10月、西表島鹿川湾で実施した調査でも漂着ごみの国別数量では台湾が最多であった（台湾：161個、フィリピン：64個、中国：63個、日本：21個、韓国：7個など）³¹。

だが近年は、中国由来の漂着物が急増したことから、台湾由来の割合は低下している。環境省が2010-14年度にかけて石垣市地域で実施した漂

着物調査（ペットボトル）によれば、中国由来が82%、韓国由来が7%、日本由来が4%であったのに対し、台湾由来は3%であった（環境省環境海洋室、2019）。沖縄県による2017-18年調査（ペットボトル）でも、中国由来が半数を占めた（中国51%、日本20%、台湾4%、ベトナム4%、韓国3%）。八重山地域にとって台湾東部地域との漂着物対策CBCが優先度の高い政策課題となっていないことがうかがえる。実際、「八重山環境ネットワーク」は同境域の漂着物対策CBCに乗り出していない³²。与那国町で海中ごみ清掃活動を行うダイバー有志のRTBOも同境域のCBCに対する関心は低い³³。八重山圏域レベルの「職員人材育成事業」を通じて台湾から派遣された職員がプライベートで石垣市の海岸清掃に参加したケースはあるが³⁴、現時点では、直行交通ルートの不在という限界も相まって、同境域の漂着物対策CBCは進んでいない³⁵。

（3）沖縄台湾広域の漂着物対策 CBC

これに対し、沖縄台湾広域に目を転じると、漂着物対策CBCが2014年に始まり、その後深化・拡大を遂げてきたことは刮目に値するだろう。沖縄県は海岸漂着物処理推進法施行以来、県主体の漂着ごみ対策を推進してきたが、発生抑制に係る普及啓発・環境教育の柱の一つに「台湾との交流」を掲げた（沖縄県環境部環境整備課、2016）。地理的に近く海流や気象条件も共通するところが多いことから漂着ごみの被害状況等に共通点が多いこと、漂着ごみに係る情報共有や連携がしやすい上に双方に利点があると判断されたことなどがその理由である（日本エヌ・ユー・エス他、2015、p. 6-20）。つまり、台湾を漂着ごみの発生元としてではなく、政策の相互学習を行う交流相手先として位置付けた点に特徴がある³⁶。加えて、沖縄県が2010年3月に策定した「沖縄21世紀ビジョン」で「アジア・太平洋『平和協力外交地域』形成」を謳い、福建・台湾・沖縄トライアングル圏

構想に乗り出していたことも背景の一つと言える 　　こうして沖縄県は2014年、台湾新北市環境保護局および台湾海洋クリーンアップ連盟加盟団体

表2 沖縄台湾広域の漂着物対策 CBC の経緯と参加団体一覧

| 参加機関・団体一覧 | 事業実施回・年月・場所 | 沖縄・台湾交流 | | | 沖縄・台湾・上海・福建交流 | | | |
|------------------------------|---|---|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|---|
| | | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第1回 | 第2回 | 第3回 | |
| | | 2014.10 石垣 | 2015.1 台湾 | 2016.1 那覇 | 2017.2 那覇 | 2018.2 那覇 | 2019.1 台湾 | |
| 沖縄県 | 沖縄県環境部環境整備課(一般廃棄物班) * 主催 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | |
| | NPO 法人海の自然史研究所 | ✓ | ✓ | | | | | |
| | 沖縄県立芸術大学全学教育センター * | | | ✓ | ✓ | | ✓ | |
| | 一般社団法人 JEAN * | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | |
| | 那覇クリーンビーチクラブ * | | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | |
| | 波の上うみそら公園/那覇シーサイドパーク | ✓ | | | | | | |
| | 水中写真家/有限会社ちむちゅらさ | ✓ | ✓ | ✓ | | | | |
| | 恩納村「海をきれいに！」実行委員会 | | ✓ | ✓ | | | | |
| | しかたに自然案内 * | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | |
| | 久米島ホテルの会 * | ✓ | | ✓ | ✓ | | | |
| | 沖縄県 民間団体 | NPO 法人マングローブ EE クラブ代表 | | | ✓ | | | |
| | | 漫湖自然環境保全連絡協議会 * | | | | ✓ | ✓ | |
| | | 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 * | | | | ✓ | ✓ | |
| | | NPO 法人美ら海振興会 * | | | ✓ | ✓ | ✓ | |
| | | 沖縄リサイクル運動市民の会 * | | | | ✓ | ✓ | ✓ |
| | | NPO 法人宮古島の環境ネットワーク * | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ |
| | | 石垣ビーチクリーンクラブ * | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | |
| | | 海 LOVE ネットワーク事務局 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | |
| | | 石垣島沿岸レンジャー安全協議会 * | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | |
| | | 石垣島アウトフィッターユニオン | | | | | ✓ | ✓ |
| NPO 法人西表島エコツアーリズム協会 * | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | | |
| 公益財団法人沖縄こどもの国(沖縄県地域環境センター) * | | | | ✓ | ✓ | ✓ | | |
| 行政院 | 台湾環境保護署、海洋委員会海洋保育署 | | | | | ✓ | ✓ | |
| | 新北市環境保護局(環境衛生管理科、水質保護科、循環資源科)、新北市清潔隊(金山區、萬里區、新店區) | ✓ | ✓ | ✓ | | ✓ | ✓ | |
| 基隆市 | 基隆市環境保護局、基隆市産業發展處 | | | ✓ | | ✓ | ✓ | |
| 花蓮縣 | 花蓮縣環境保護局 | | | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | |
| 台湾民間 団体 | 財団法人黒潮海洋文教基金會 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | |
| | 社團法人中華民國荒野保護協會 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | |
| | 社團法人台灣環境資訊協會 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | |
| | 國立海洋科技博物館展示教育組 | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | |
| | 社團法人台灣海洋環境教育推廣協會 | | ✓ | | | | ✓ | |
| | 財団法人海洋公民基金會 | | | ✓ | ✓ | ✓ | ✓ | |
| | 財団法人慈心有機農業發展基金會 | | | | | ✓ | ✓ | |
| | 臺南社區大学/海灘廢棄物監測社 | 阿拉善 SEE 生態協會 | ✓ | | ✓ | | | |
| | | 綠盟與台灣永續聯盟 | | ✓ | | | | |
| | | 福智淨塑推動小組 | | | | ✓ | | |
| | | 海湧工作室 | | | | ✓ | ✓ | ✓ |
| | | 財団法人綠色和平基金會 | | | | | ✓ | ✓ |
| | | 02 Lab 海漂實驗室 | | | | | ✓ | |
| | | 中央研究院生物多樣性研究中心、環境友善種子有限公司、台灣重新思考環境教育協會、RE-THINK | | | | | | ✓ |
| | 上海 | 上海上海仁渡海洋公益發展中心 | | | | ✓ | ✓ | ✓ |
| 福建 | 福建省環保志願者協會 | | | | ✓ | ✓ | ✓ | |

注：*を付した団体は、沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業海岸漂着物の発生抑制対策ワーキンググループの構成員。
出所：日本エヌ・ユー・エス他（2015-2019）を基に筆者作成。

に呼び掛けて、「沖縄・台湾漂着ごみ対策交流事業」をスタートさせた(表2)³⁷。第1回は石垣市で開催され、行政・民間団体など50名余りが参加し、各団体の取組内容の共有、「海 Love Love フェスタ in 石垣島」を通じた合同海岸踏査などを行った。海岸管理や漂着物処理に関する法体系の在り方、企業に対する環境教育、海岸清掃の運営手法、漂着ごみを再資源化するインセンティブ(ポイント制、資源再利用ステーション)などに関して相互学習が行われた。第2回は2015年に台湾基隆市・新北市で開催され、行政・民間団体など計64名が参加し、海岸清掃イベントを通じた合同海岸踏査(新北市金山区国聖海岸)、民間団体の取組内容の共有などを行った。海岸清掃イベントでは第1回事業の際に台湾側が学習した手法(説明、分別、集合写真等)が盛り込まれるなど、漂着物対策の国境を越えた政策波及が生じた点は注目できるだろう。またワークショップでの提案を受け、同年2月に「バレンタインビーチクリーン」、10月には「海 Love Love フェスタ」がそれぞれ沖縄と台湾で同時開催されたことも目を引く³⁸。第3回は2016年に那覇市で開催され、台湾基隆市・花蓮県の行政関係者が新たに加わり計30名程度が参加して、モニタリング手法の共有と検討のための合同海岸調査(豊見城市瀬長島橋南海岸)、環境教育のノウハウ共有のワークショップ等を行った。今後の課題として中国への交流拡大も浮上した。

これを受け、同広域の漂着物対策CBCは2016年以降、交流対象に中国上海、福建を加え、「東アジア地域漂着ごみ対策交流事業」へとスケールアップした。拡大第1回は2017年に那覇市で開催され、上海、福建から民間団体(上海仁渡海洋公益发展中心、福建省环保志愿者协会)が参加して、合同海岸調査(豊見城市国場川河口)、他業界への働きかけをテーマにしたワークショップなどを行った。モニタリング調査手法は共通の「野帳」策定へとつながった。拡大第2回は2018年に那覇市で開催され、台湾からは行政院環境保

護署、海洋委員会海洋保育署なども参加して、共通の調査「野帳」を用いた合同海岸調査(本部町新里地先海岸)、他業界への働きかけとして「イベント等における使い捨てプラスチック容器の削減」をテーマにしたワークショップなどを行った。拡大第3回は2019年に台湾で開催され、計40名程度が参加して、共同モニタリング手法を用いた合同海岸調査(基隆市望海巷の海岸)、「プラスチック削減」をテーマに台湾の先進的な取組事例の現地視察、ワークショップなどを行った。

このように同広域の漂着物対策CBCは、環境教育・普及啓発手法の共有、共同モニタリング手法(野帳など)の開発、プラスチックごみ減量への取組み(他業界への働きかけ)、情報共有手段としてのプラットフォームの構築(webサイト「黒潮クリーンアップ」)³⁹などで一定の成果を生んできたほか、上海、福建へと交流先を拡大した。NPO法人海の自然史研究所が沖縄県内で進めてきた「この先海です」プロジェクトも台湾で実施されたという(沖縄県環境部環境整備課、2016、p. 38)。このように行政(広域自治体)と専門性の高い民間団体と専門性の高い民間団体とが協働する中で、国境を越えた漂着物対策の相互学習・政策波及が見られた点に、同広域の漂着物対策CBCの特徴がある。

4. 比較分析

以上見てきた北東アジア漂着物対策CBCを、実施期間、構成主体、活動内容という3つの観点から比較してみたい(表3)。なお、八重山台湾東部境域は漂着物対策CBCが進んでいないため、比較対象から割愛した。

まず実施期間を見ると、事業開始年は対馬釜山境域が2003年と最も早く、日韓海峡広域は海岸漂着物処理推進法成立後の2010年開始である。他方、沖縄台湾広域は、対馬釜山境域よりもおよそ10年遅い2014年のスタートであった。対馬釜山境域のローカル・イニシアティブは目を引く。

表3 北東アジア漂着物対策 CBC の比較

| | 境域 CBC | 越境広域 CBC | |
|------|--|-----------|----------------------|
| | 対馬釜山 | 日韓海峡 | 沖縄台湾 |
| 実施期間 | 2003～ | 2010～ | 2014～2019 |
| 構成主体 | 行政（基礎・広域自治体）、 専門民間団体、大学、高校、 市民、企業、（漁協） | 行政（広域自治体） | 行政（広域自治体）、 専門民間団体 |
| 活動内容 | 環境教育 | 情報共有 | 相互学習 |

注：八重山台湾東部境域は漂着物対策 CBC が進んでいないため割愛。

出所：筆者作成。

継続性という面でも、対馬釜山境域と日韓海峡広域圏は日韓関係の悪化を横目にそれぞれ 15 年、10 年を超えて続いてきたのに対し、沖縄台湾広域は 5 年間で終了を迎えるなど交流基盤の違いを物語っている。ただし沖縄台湾広域では、台湾金門縣と福建省廈門市での合同越境プログラム（ワークショップ、海岸踏査等）が提案されるなど今後の展開によっては再開の可能性もある（日本エヌ・ユー・エス他、2019、p. 3・51）。

次に構成主体を見ると、対馬釜山境域では行政（基礎・広域自治体）、専門民間団体（NPO、研究機関等）に加え、大学や高校、市民、企業なども加わった市民協働（パートナーシップ）型の協力関係へと深化している。加えて、漂着ごみの排出・回収にとって最も重要なアクターである漁協間の協力に向けた協議もスタートしている点は目を引く⁴⁰。他方、日韓海峡広域は主として行政（広域自治体）が主体となった緩やかな協力関係にとどまる。沖縄台湾広域は行政（広域自治体）と専門性の高い民間団体（NPO、研究機関等）による官民協働協力関係である。

主な活動内容を見ると、対馬釜山境域では、学生（高校生、大学生）や市民への環境教育・普及啓発を目的とした「環境教育」を中心に多様な活動が行われてきた。日韓海峡広域は自治体ネットワークを通じた行政間の「情報共有」に特徴がある。これに対し、沖縄台湾広域では行政と専門性の高い民間団体との協働による「相互学習」へと

深化している点は注目してよい。

以上を総合し、漂着物対策 CBC の特性（タイプ）を一般化すれば、対馬釜山境域は「市民協働型環境教育」、日韓海峡広域は「行政主導型情報共有」、沖縄台湾広域は「官民協働型相互学習」と類型化できるだろう。

おわりに

このように見てくると、北東アジアの漂着物対策 CBC は各スケールでそれぞれ異なる軌道を描き、多様な特性を持っていることが浮かび上がる。このことは漂着物対策 CBC が国主導の垂直管理型ではなく、ローカル次元の自生的な水平調整型の取り組みであったことを物語っている。

だが各 CBC の実態を見ると、発生抑制対策として即効性・実効性を持つハードな規範形成（共通ルールの策定等）といった段階には達していない。そもそも加害・被害を明確に分離し、監視・規制を目的とするような犯人捜し型の協力関係にはない⁴¹。長崎県は「韓国のごみが多いものの、われわれは、原因の追及はずっとやるが、犯人捜しはしない、とずっといつてきた」という（浅野、2014、p. 19）。北東アジア漂着物対策 CBC はあくまでも、市民協働型環境教育（対馬釜山境域）、行政主導型情報共有（日韓海峡広域）、官民協働型相互学習（沖縄台湾広域）といったプリミティブでソフトな協力関係に過ぎない。

しかしだからこそ、ローカル次元の漂着物対策

CBCは、時間軸を活用した長期的なスコープの下、他者肯定という積極的な主体性を媒介とする「協生」⁴²型の発生抑制対策という特性を帯びてくる。すなわち、漂着物問題に係る双方向の因果性への理解と内省のモーメントを醸成することに寄与し得る協力形態と言えるだろう。例えば、対馬での清掃活動に参加した韓国の学生やOB/OGが、帰国後、韓国で中国由来の漂着ごみが増大し中国に対する不満が社会問題化している中で、韓国由来の漂着ごみが日本に迷惑をかけていることから自らも反省すべきだという運動を行ったという（脇本他、2014、p. 9）。こうした漂着物対策CBCにみる「協生」の行動様式にこそ、生態系越境ガバナンス確立のための基礎的原動力と新たな地平が広がっていると思えてならない。

今後、北東アジアでこうした協生型の漂着物対策CBCを基盤とした生態系越境ガバナンスを進化・発展させるためには、漂着物対策CBCの経験交流や相互学習をクロススケールで展開させるとともに⁴³、国家・国際機関が主導するICM協力（NOWPAP、東アジア海域環境管理パートナーシップ：PEMSEA等）とのマルチレベルな協働が求められるだろう⁴⁴。

謝辞

本研究はJSPS科研費20K13440（代表：中山賢司）の助成を受けた。本稿の一部は、北東アジア学会第27回学術研究大会（2021年9月、新潟）で発表した。欧州CBC研究の高橋和先生、境界研究の岩下明裕先生から貴重なご助言・批評を頂戴した。記して謝意を表したい。

注

- 1 この点は高橋和先生から示唆を得た。記して感謝する。
- 2 ここで「境域」とは、「単に地理的に境を接する場というだけでなく、異なる集団の人々間が関係を持ち続ける相互交渉の場」を指す（植野、2011、p. 1）。他方、「越境広域」とは、「国家の国境を越えて複数の『国籍の異なる地方自治体』が、ひとつの地域を形成して協力して共通の政策を実施している社会単位」を指す（多賀、2005、p. i）。ただし以上のスケール概念は一義的に定まったものではなく、あくまでも比較という分析ツールを用いて北東アジア漂着物対策CBCの特性を炙り出すための操作的定義に過ぎない。北東アジアCBCが（周縁）をめぐる多様な行為体によって間主観的に構築されたネットワーク・ベースのリージョンであることについては、中山（2019）を参照されたい。
- 3 2004年の生物多様性条約第7回締約国会議では、「生態系アプローチの文脈で設立・管理される保護地域は、単に国単位でのみ考慮されるべきではなく、関連する生態系が国境を越える場合、生態系や生物域といった観点も考慮されなければならない」とされ、TBPAsの設立・強化、国境に隣接した保護地域間の連携を目標の一つに掲げた（UNEP/CBD COP 7, 2004）。
- 4 環境省自然環境局生物多様性センターwebサイト <http://www.sizenken.biodic.go.jp/nichiro/index.html>、（2021年11月25日アクセス）。
- 5 1988年の日韓環境シンポジウムを母体に、中口蒙が加わって1992年に発足した「環日本海環境協力会議（NEAC）」が包括的対話枠組みの嚆矢である。翌1993年には、国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）の呼び掛けの下、北東アジア6カ国が参加する「北東アジア地域環境協力プログラム（NEASPEC）」がスタートし、大型哺乳類や渡り鳥の保全計画作り、大気汚染対策の訓練やデータ収集などの共同プログラムを実施してきた。2013年には「北東アジア海洋保護区ネットワーク（NEAMPAN）」が設立され、各国の海洋保護区（MPAs）の効果的な運営を促進している。このほか日中韓三カ国でも、1999年に「日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）」が発足し、生物多様性、海洋ごみワークショップといった多分野の政策対話を推進してきた。
- 6 NOWPAP webサイト <https://www.unep.org/nowpap/ja>、（2021年11月25日アクセス）。
- 7 YSLME webサイト <http://www.yslmep.org/>、（2021年11月25日アクセス）。
- 8 WWF ジャパン webサイト <https://www.wwf.or.jp/activities/activity/1224.html>、（2021年11月25日アクセス）。
- 9 NEAR webサイト <http://www.neargov.org/en/>、（2021年11月25日アクセス）。
- 10 OEAED webサイト <http://oeaed.org/>、（2021年11月25日アクセス）。
- 11 地方自治体がICM協力のコーディネーター役を担ってきた北海地域協力のNORCOASTプロジェクトでは、各国の主権にまで及ぶ可能性のある沿岸域に関する法律整備をEU主導で進めていくことが示唆されたという（柑本、2014、p.187-188）。
- 12 日韓海峡圏の漂着物対策CBCを、「環境教育協力」という視角から考察したものに、中山（2020b）がある。
- 13 経済的利益を求める対馬市が交流に積極的である

- のに対し、経済的メリットが小さい影島区は交流に消極的で、両者の姿勢には非対称性があるという（孔、2015、p.400）。
- 14 だが2019年7月、日本政府による韓国への輸出優遇措置撤廃を機に釜山広域市が日本との行政交流を中断すると、対馬への韓国人観光客数は激減。2020年に入ってからではCOVID-19の世界的流行を受け、同境域の交流は中断を余儀なくされている。
- 15 対馬市市民生活部環境政策課へのヒアリング（2021年11月1日、対馬市役所）。
- 16 一般社団法人対馬CAPPAL理事へのヒアリング（2021年11月2日、対馬CAPPAL事務所）。
- 17 対馬市市民生活部環境政策課へのヒアリング、前掲。
- 18 例えば、NPO法人対馬の底力（2007年設立）は美津島町大楯海岸、NPO法人森里海再生協議会（2010年設立）は美津島町や厳原町の海岸、NPO法人對馬次世代協議会（対馬コノソレ、2014年設立）は美津島町勝見ノ浦海水浴場などで実施（長崎県、2015、p.8）。
- 19 一般社団法人対馬CAPPAL理事へのヒアリング、前掲。
- 20 対馬市市民生活部環境政策課へのヒアリング、前掲。
- 21 一般社団法人対馬CAPPAL理事へのヒアリング、前掲。
- 22 1999年に山口県が加わった。日韓海峡沿岸県市道交流知事会議 web サイト <https://japan-korea-strait8.org/>、（2021年11月25日アクセス）。
- 23 山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課へのヒアリング（2021年11月25日、電話）。
- 24 ローカル次元の主体性に基づくトップ交流および実務者交流が国家間関係のレジリエント（復元力）に果たす役割は小さくはない。中山(2020a)を参照されたい。
- 25 J-CAST ニュース（2020年9月28日付）、<https://www.j-cast.com/2020/09/28395215.html?p=all>、（2021年11月25日アクセス）。
- 26 一般財団法人自治体国際化協会 web サイト <http://www.clair.or.jp/j/exchange/jirei/shimai/okinawa.html>、（2021年11月25日アクセス）。
- 27 『八重山毎日新聞（電子版）』（2009年3月17日付）。<https://www.y-mainichi.co.jp/news/13228>、（2021年2月1日アクセス）。なお竹富町は2011年に全国の自治体で初めて「海洋基本計画」を策定し、「台湾等東アジア地域との国際交流拠点」を掲げた（竹富町、2011、p.3）。
- 28 八重山広域市町村圏事務組合 web サイト。<http://www.y-kouiki.com/kokusai.html>、（2021年11月25日アクセス）。
- 29 2020年に入りCOVID-19の世界的流行を受け、同境域の交流は一段と困難を極めている。与那国町によれば、2021年現在で与那国—花蓮高速船活用国境交流事業の実証実験はまだ実施されていないという。与那国町まちづくり課へのヒアリング（2021年11月15日、与那国町役場）。
- 30 『八重山毎日新聞（電子版）』（2020年9月11日付）。<https://www.y-mainichi.co.jp/news/36755/>、（2021年2月1日アクセス）。
- 31 『八重山毎日新聞（電子版）』（2003年1月1日付）。<http://www.churaumi.net/yaeyama/ym030101.html>、（2021年2月1日アクセス）。
- 32 八重山環境ネットワーク web サイト、<http://www.churaumi.net/index.html>、（2021年2月1日アクセス）。石垣海上保安部警備救難課へのヒアリング（2021年11月12日、電話）。
- 33 RTBO (Regain the Blue Ocean) 代表へのヒアリング（2021年11月15日、与那国町役場）。
- 34 八重山広域市町村圏事務組合へのヒアリング（2021年11月10日、電話）。
- 35 ただし後述する沖縄台湾海ごみ交流事業で主要なアクターとなったのは八重山地域（石垣市）の市民団体であり（海LOVEネットワーク事務局、石垣島アウトフitterユニオン、西表島エコツーリズム協会等）、今後、これらの団体が「境域」と「越境広域」の漂着物対策CBCの結節点となる可能性はあるだろう。
- 36 沖縄台湾海ごみ交流事業に参加した民間団体へのヒアリング（しかたに自然案内、2021年5月18日、オンライン。石垣島アウトフitterユニオン、西表島エコツーリズム協会、2021年11月16日、西表島エコツーリズム協会事務所）。
- 37 本節における経緯の記述は、断りの無い限り、日本エヌ・ユー・エス他（2015、2016、2017、2018、2019）に依拠している。
- 38 海Loveネットワーク事務局へのヒアリング（2021年11月12日、電話）。
- 39 <https://kuroshiocleanup.com/>、（2021年11月25日）。
- 40 一般社団法人対馬CAPPAL理事へのヒアリング、前掲。
- 41 沖縄台湾海ごみ交流事業では当初、台湾からの参加者が漂着物の加害責任を追及されるのではないかと身構えていたものの、実際は台湾の資源有効化システムや企業に重点を置いた環境教育などを沖縄側が学ぶという形になったという。しかたに自然案内代表へのヒアリング、前掲。
- 42 渋谷の「協生」概念を、「時間的關係秩序（時空）」という独自の視点で解釈した森川（2012）から示唆を得た。
- 43 第1回沖縄台湾海ごみ交流事業に対馬の民間団体（対馬の底力、對馬次世代協議会、森里海再生協議会、美しい対馬の海ネットワーク、MIT）がオブザーバー参加したほか、対馬CAPPALでは沖縄台湾交流事業を運営する日本エヌ・ユー・エスの職員を受け入れるなど、クロススケールな関係も築かれつつある。対馬CAPPAL理事へのヒアリング、前掲。
- 44 ローカル次元のCBCも国・国際機関からの支援・協力がなければ、その継続性や波及性を期待できない。古川は「自治体主導の『国際政策』」が進展する弊害として、非伝統的安全保障（密輸・密入国、感染症等）への脅威という問題を挙げ、ローカル・イニシアティブと国境警備のあり方に関する論点を鋭く指摘している（古川、2010、p.171）。

参考文献

- 浅野一弘、2014、「ヒアリング調査からみえる漂着ごみ問題の実状」『札幌大学総合論叢』、第38号、1-16頁。
- 岩下明裕、2010、「『辺境』からの問いかけ」岩下編、『日本の国境』、北海道大学出版会、1-12頁。
- 岩下明裕、2016、『入門 国境学』、中央公論新社。
- 岩下明裕、2019、「進化するボーダースタディーズ」『境界研究』、第9号、91-112頁。
- 上妻毅、2012、「『与那国・自立へのビジョン』断想」岩下編、『別冊 環』、第19号、藤原書店。
- 上野芳喜、2017、「対馬における海岸漂着ゴミ問題解決への展望」人工知能学会第二種研究会(市民共創知研究会)。
- 植野弘子、2011、「台湾をめぐる境域」『白山人類学』、第14号、1-6頁。
- 沖縄県、2012、「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」。
- 沖縄県、2015、「八重山入域観光客数統計概況(推計)平成27年年間概況(2018年2月5日修正)」。
- 沖縄県環境部環境整備課、2016、「近年における沖縄県の漂着ごみ対策」、2016年1月24日。
- 沖村理史、2012、「北東アジアにおける国際環境問題と国際環境制度」『北東アジア研究』、第23号、47-58頁。
- 奥野修司、2007、『ナツコ』、文藝春秋。
- 上水流久彦、2017、「はじめに」上水流他編、『境域の人類学』、風響社、1-30頁。
- 環境省海洋環境室、2019、「環境省における対策について」1月25日。
- 柑本英雄、2014、『EUのマクロリージョン』、勁草書房。
- 小島あずさ・眞淳平、2007、『海ゴミ』、中央公論新社。
- 小島徳重他、2017、「国境離島・対馬の漂着ゴミと環境学習からの啓発活動等について」『日本マリンエンジニアリング学会誌』、第52巻第5号、36-38頁。
- 小島徳重他、2020、「国境離島・対馬における漂着ごみの発生抑制の取り組みとミリプラスチックについて」『マリンエンジニアリング』、第55巻2号、163-170頁。
- 小松寛、2020、「沖縄県の自治体外交によるサブリージョン形成と安全保障の可能性」多賀・五十嵐編、『東アジアの重層的サブリージョンと新たな地域アーキテクチャ』、勁草書房、145-169頁。
- 孔義植、2015、「対馬市と影島区、対馬市と尉州郡との交流に関する研究報告」『法学紀要』、第56巻、371-401頁。
- 佐伯弘次、2014、『中世の対馬』、勉誠出版。
- 渋谷武、1992、「協生の哲学：他者肯定・自者肯定の政治」多賀編、『国境を越える実験』、有信堂、185-214頁。
- 嶋村初吉、2007、『海峡を挟んだ通信史』、梓書院。
- 申英根、2014、「対馬市における韓国との国際交流および地域活性化について」『史淵』、第151号、137-158頁。
- 外間守吉、2012、「与那国町の将来展望」岩下編、『別冊 環』、第19号、藤原書店、242-244頁。
- 多賀秀敏編、1992、『国境を越える実験』、有信堂。
- 多賀秀敏、2005、「翻訳書序文」多賀監修・柑本監訳、『NorVision』、新潟地域総合研究所、i - iv頁。
- 多賀秀敏、2017、「渋谷武初代会長と北東アジア研究」『北東アジア地域研究』、第23号、1-4頁。
- 多賀秀敏・五十嵐誠一編、2020、前掲書。
- 竹富町、2011、「竹富町海洋基本計画」。
- 高橋和、2012、「欧州における下位地域協力の展開」百瀬編、『変貌する権力政治と抵抗』、彩流社、151-172頁。
- 高橋若菜、2020、「マルチレベル・ガバナンスなき東アジアの環境協力」『環境経済・政策研究』、第13巻第2号、101-105頁。
- 高野恵亮、2013、「海岸漂着物処理推進法の成立」『嘉悦大学研究論集』、第55巻第2号、15-28頁。
- タンヤウイット・ボンポー・山口晴幸、2001、「黒潮・対馬海流沿い離島の漂着ゴミ実態」『地球環境シンポジウム講演論文集』、第9巻、263-272頁。
- 対馬市、2006、『広報つしま』、6月号。
- 対馬市、2013、『対馬市環境基本計画』。
- 対馬市、2015、『対馬市海岸漂着物対策推進行動計画』。
- 富川盛武、2018、『アジアのダイナミズムと沖縄の発展』、琉球新報社。
- 中山賢司、2015、『東北アジア・サブリージョンにおける内発的越境ガバナンス』、早稲田大学出版部。
- 中山賢司、2019、「東アジアの越境地域協力(CBC)」佐藤他編、『<周縁>からの平和学』、昭和堂、287-310頁。
- 中山賢司、2020a、「環日本海圏におけるサブリージョン協力と竹島/独島領有権紛争」多賀・五十嵐編、前掲書、123-143頁。
- 中山賢司、2020b、「日韓海峡圏における越境地域協力と地球市民教育」『創大平和研究』、第34号、17-37頁。
- 長崎県、2015、『長崎県海岸清掃マニュアル』。
- 長崎県、2016、「平成28年度 長崎県海ごみ交流事業の開催状況について」。
- 永留史彦他編、2014、『対馬の交隣』、交隣舎出版企画。
- 日本エヌ・ユー・エス株式会社・株式会社沖縄環境保全研究所共同企業体、2015、2016、2017、2018、2019、「平成26、27、28、29、30年度沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業報告書」。
- 日本貿易振興機構アジア経済研究所編、2015、『アジア研ワールド・トレンド』、No.235、2-32頁。
- 古川浩司、2010、「国境地域の挑戦」岩下編、前掲書、149-177頁。
- 古川浩司、2020、「日本におけるボーダーランド政策の展開」『中京法学』、第54巻、第1・2号、27-42頁。
- 古川勉、2006、「北大西洋地域の統合的沿岸域管理」『環日本海研究』、第12号、52-66頁。
- 又吉盛清、1990、『日本植民地下の台湾と沖縄』、あき書房。
- 松田良孝、2004、『八重山の台湾人』、南山舎。
- 松田良孝、2013、『与那国台湾往来記』、南山舎。
- 宗像優、2016、「海洋ごみ問題をめぐる政治・行政の対応」宗像優編、『環境政治の展開』、志學社、315-317頁。
- 村上和弘、2017、「変則貿易の時代」上水流他編、前掲書、75-112頁。
- 百瀬宏、1992、「環バルト海と環日本海」多賀編、前掲書、

- 99-132 頁。
- 森川裕二、2012、『東アジア地域形成の新たな政治力学』、国際書院。
- 盛口満他、2011、「石垣島における台湾産マテバシイ類堅果の大量漂着の記録」『漂着物学会誌』、第9巻、31-32頁。
- 八重山広域市町村圏事務組合、2013、「八重山広域市町村圏第3次総合計画」。
- 山口晴幸・横山芳春、1998、「外国からのゴミ日本沿岸に大量漂着」『地球環境シンポジウム講演論文集』、第6巻、269-278頁。
- 山口晴幸、2002、『ひげ先生の書簡 漂着ゴミ』、文芸社。
- 脇本啓喜他、2014、「対馬市における海洋・海岸汚染の現状と課題及び展望について」『日本マリンエンジニアリング学会誌』、第49巻第2号、8-10頁。
- 渡辺利夫編、1992、『局地経済圏の時代』、サイマル出版会。
- 横大道聡、2014、「「漂着ごみ」に係る法制度の仕組みと課題」『法政論集』、第51巻第1号、91-112頁。
- Ali, S. H., ed., 2007, *Peace Parks*, Cambridge, Massachusetts and London, England: The MIT Press.
- Chen, Edward K.Y. et al. eds., 1997, *Asia's Borderless Economy*, St Leonards: Allen & Unwin.
- Chen, Xiangming, 2005. *As Borders Bend*, Lanham: Rowman and Littlefield Publisher.
- Hook, Glenn D., 1999, "Japan and Micro-regionalism," in Yamamoto, eds, *Globalism, Regionalism and Nationalism*, Oxford: Blackwell Publishers, pp. 126-141.
- Kim, Won Bae et al. eds., 2011, *Collaborative Regional Development in Northeast Asia*, Hong Kong: Chinese Univ Pr..
- Lysenko I. et al., 2007, *UNEP-WCMC Global List of Transboundary Protected Areas*, <<http://www.tbpa.net>>, Accessed on 24 November.
- Mackelworth, P., ed., 2016, *Marine Transboundary Conservation and Protected Areas*, London and New York: Routledge.
- Medeiros, Eduardo, ed., 2018, *European Territorial Cooperation*, Cham: Springer.
- Taga, Hidetoshi and Seiichi Igarashi, eds., 2019, *The New International Relations of Sub-Regionalism*, London: Routledge.
- UNEP/CBD COP 7, 2004, *COP 7 Decisions VII/28 Protected Areas*, Kuala Lumpur, Malaysia, 9-20 February 2004.
- Vasiljević, M. et al. eds., 2015, *Transboundary Conservation, Best Practice Protected Area Guidelines Series No. 23*, Gland, Switzerland: IUCN.

Horizons for Ecosystem-Cross Border Governance as seen in Northeast Asian Cross Border Cooperation (CBC): A Comparative Study of Marine Debris Countermeasure CBC in Northeast Asian Border and Transboundary Broad Areas.

NAKAYAMA, Kenji (Faculty of Law, Soka University)

This article provides an empirical discussion of Northeast Asian Cross Border Cooperation (CBC) based on a marine debris countermeasure approach. Specifically, we focused on the remote border islands of Tsushima and the Yaeyama Islands, where are facing a serious marine debris problem in Northeast Asia, to understand the situation and conduct a comparative analysis of CBC for countermeasures against marine debris in the border and the transboundary broad areas. This revealed the following characteristics: (1) an autogenous horizontal coordination type with a local dimension, (2) a primitive and soft cooperative relationship of citizen-collaborative environ-

mental education (the Tsushima-Pusan border area), local government-led information sharing (the Japan-Korea strait broad area), and public-private cooperative mutual learning (the Okinawa-Taiwan broad area), and (3) cooperative outbreak control measures that foster an understanding of bi-directional causality and momentum for reflection. Cross-scale mutual learning regarding marine debris countermeasure CBC and cooperation with Integrated Coastal Management (ICM) led by national and international organizations will be required to improve future ecological transboundary governance in Northeast Asia.

靖国神社における戦後の言説と首相の参拝 —「空間」の公式化から参拝「行為」の公式化へ—

中 村 香代子（長崎大学大学院多文化社会学研究科）

要 旨

本論文は、靖国神社問題が国内問題、国際問題ともに膠着状態が続いていることに鑑み、戦後から1985年の国際問題に発展するまでの期間、すなわち、靖国神社の「空間」の公式化を目標とする国家護持運動から、靖国神社の参拝「行為」の公式化を企図する公式参拝推進へと変わる時代に焦点をあて、多層的な争点を紐解いて、再検討するものである。靖国神社の「空間」の公式化と参拝「行為」の公式化は、日本遺族会、靖国神社、そして、政治家や政党などが結集して目指してきたものだが、戦前からの伝統的祭祀や儀式にこだわる靖国神社、復古主義でありながら靖国神社の早期復権を目指す日本遺族会、時代の政局にあわせ参拝のしかたを選ぶ政治家などそれぞれの靖国観を見ることで、固着していた論点を解凍する。戦後靖国問題の原点を作ったGHQの問題提起、戦後初期の国家護持運動、終戦記念日を強調する8.15参拝、参拝の「行為」を公式化する公式参拝等、靖国問題の変遷を追いながら、最終的になぜ「戦後」を終わらせようとした中曽根首相の公式参拝で靖国神社問題は終結しなかったのかを検討する。

はじめに

靖国神社は、日本の近代創世期に国家のために命を落とした戦没者を慰霊、追悼、顕彰する特別な施設として建立された。戦後GHQによる神道指令と新しい憲法のもと一宗教法人となった靖国神社を巡り、戦没者遺族、政治家、政党、メディア、及び一般市民などによってその存在と空間の意味が問われ続けている。これが戦後の靖国問題である。憲法における政教分離と信仰の自由の国内問題に加え、1985年、中曽根首相の公式参拝を契機に国際問題が発生し、国内、国際問題とも解決の糸口を見いだせないまま戦後75年が過ぎよう

としている。北東アジア地域では、現在でも、靖国神社参拝が歴史認識問題の最も大きな火種の一つとなっており問題の解決が望まれている¹。そもそも、このような問題の膠着化の要因は、靖国神社の争点の多元性が見落とされ、認知されていないためではないのか。本論文は、この問題認識のもと、靖国神社の公式化の対象の変化を読み解くことを目的としている。

『新編 靖国神社問題資料集』の調査員春山明哲は、資料調査の実施にあたり、戦前を第一期、二期に時期区分するとともに、米軍の占領後から1974年までを第三期とし、1975年から2000年

キーワード：

靖国神社 政教分離 国家護持運動 公式参拝 戦後

までを第四期と区分した²。靖国神社法案が廃案になり（1974年）、三木首相が8月15日に参拝し、靖国問題が参拝問題へと移行した1975年を分岐点とする認識は概ね賛同が得られるだろう³。しかしながら、靖国神社の公式化の対象の変遷という観点から言えば、1975年をまたぐ靖国神社、日本遺族会、そして、自由民主党保守勢力等のそれぞれの連続した言説を注視する必要があるだろう。それらの異なる言説と靖国神社の「公式化」問題との関係性を読み解くことにより、分岐点の意味を再考する。

1950年代半ばから始まった日本遺族会主導の国家護持運動は、靖国神社の「空間」を公的な場所へと復権する意図があった。しかし、1974年の「靖国神社法案」の廃止をもって「空間」の公式化が挫折し、代わって靖国神社参拝「行為」を公式化する方針へと転換していく。日本遺族会等の推進派の路線変更は、その意図とは別に、靖国神社の戦後史を考える上で大きな波紋を広げた。代替案の先にあった政治家の参拝行為が脚光を浴びることは、すなわち、政治家の靖国観が重要視される契機でもあった。首相の参拝行為が靖国の中心的話題となる1980年代の攻防は、現在の靖国観を展望する上でも無視できない。赤澤によれば、「公式参拝」を巡る対立構造の原型は、1985～86年段階で出そろい、2001年の小泉首相の靖国神社参拝の再開によっても変化は生じなかったとしている⁴。すなわち、「公式参拝」を合憲とする政府の立場、「公式参拝」を推進しつつ政教分離原則の緩和を要求する靖国神社や日本遺族会等の団体の立場、A級戦犯分祀論、新しい公的追悼施設を建築する案の四つの路線は依然変わらないとしている⁵。現在、保守政治家の中では、第三の分祀論や第四の公的追悼施設建設案は下火にある。また、中曽根首相のとった1985年の「公式参拝」とその翌年の中止を踏まえて、自民党内においても必ずしも当時の政府的立場に納得する人ばかりではない。むしろ、戦争経験者であった

中曽根首相と戦争経験のない政治家たちとの溝が靖国観にも表れているのではないか。さらにいえば、こうした靖国観の中に、日本の保守層にみられるナショナリズムの変質がみられるのではないのか。このような問題意識のもとに、本稿では、戦後日本の靖国問題の原点を振り返りながら、靖国神社の「空間」の公式化から参拝「行為」の公式化にシフトした言説を考察する。「公式参拝」という言説ができあがる経緯を関連する政治主体の多元的視点から分析するにあたり、日本遺族会、自由民主党、そして、靖国神社の戦後の在り方を比較し、検討する。なかでも社会的な注目を集めた三木武夫や中曽根康弘の首相参拝に込められた思いを紐解きながら、政治家個人の靖国観も浮き彫りにする。そのうえで、靖国の「戦後」がなぜ今も終わらせられないのか、錯綜し靖国神社という空間に固着した論点を解凍する。

1. 靖国問題の「戦後」の原点

(1) 戦時靖国との切断と継承

戦時下の靖国神社には二つの役割があったと考えられる。すなわち、一つには、国家のために命を落とした戦没者を国家が慰霊、追悼し、その遺族を慰謝する役割であり、もう一つは、戦没者を英霊として顕彰することで、国民を戦争に動員することにつながった。この二つの役割は、戦時下において、天皇や政治家など国家を代表する人々が靖国神社という空間に来て、実際に参拝することでより一層強められてきた。これに対して、民主化と非軍事化を柱に日本に変革を求めたGHQは、靖国神社に軍国主義的及び過激な国家主義的イデオロギーを誘導する要素を見出し、一度は廃社を視野に入れて排除しようとした。けれども、最終的には、慰霊・追悼という信仰の自由で保障される「宗教」的な部分を残し、顕彰・動員につながる国家の関与を切断することで存続を認めた⁶。

しかしながら、戦後の日本社会はこの変革を淀

みなく受け入れることができなかった。占領期の改革を自らのものできないこと、これが戦後の靖国神社問題を長期化させる問題の一つである。もとより日本の文化的価値観と西欧的文脈における「宗教」言説の乖離は大きい。周知のように、「宗教」とは religion の翻訳語であり、西欧的言説を多分に含有する言語であった。近代国家日本にとって、天皇制ナショナリズムと結びつく神道は「宗教」ではなく、「祭祀」として位置付けられた。そして、信仰の自由を保障した大日本帝国憲法下でも祭政一致は可能とし、靖国神社には特別な地位が与えられた。国家によって選別された戦没者を祭神として祀る行為を西欧的文脈における「宗教」の枠組みに入れるか、あるいは、日本の民族的な「社会的儀礼」として認識するかという問題は、戦前から現在まで靖国神社問題の争点である⁷。

他方、GHQの「国家神道」概念の日本社会の受容も問題である。「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」(SCAPIN-448)、所謂「神道指令」における「国家神道」と軍国主義とのつながりへの問題意識は、当然ながらGHQからもたらされたものであり⁸、戦後日本の社会がすぐさま共有できない状況にあった。1945年12月15日に出された「神道指令」⁹の目的は、一つには、神道の教理を歪曲して日本の軍国主義的及び国家主義的イデオロギーの誘導に利用することを防止することであり、もう一つには、宗教と国家を分離し、神道だけではなく特定の宗教の政治利用を避け、あらゆる宗教や信仰、宗派、信条、哲学を保障することであった。この政教分離と信仰の自由の価値観は、のちに日本国憲法第20条と第89条にもつながるが、それらを受け入れられずに靖国神社と国家との再接近を望む声が社会の上の層からも下の層からも湧き上がる。

靖国神社での儀式は敗戦後すぐにはなくならなかった。GHQの監視下ではあったが、天皇や首

相の参拝も継続していた。8月17日に終戦処理内閣を発足した東久邇宮稔彦首相は、その次の18日に靖国神社を参拝している。また、それまでの経緯からすると異例の臨時大招魂祭¹⁰が11月19日から二日間に渡って執り行われた。当時、靖国神社を所管していた陸軍省、海軍省の解体がすでに予測されており、靖国神社の存続も危ぶまれていた。故に、GHQが見守る中、通例であれば調査をするはずの約200万人分の戦没者を臨時大招魂祭においては氏名不明のまま一括して招魂、合祀をした。20日、昭和天皇と幣原喜重郎首相は靖国神社に参拝した。しかし、同日、日本政府は神社の国家管理の廃止を閣議決定する。これ以後占領下で天皇や首相の参拝はなされることがなかった¹¹。

1946年9月、靖国神社は廃社を免れて、単立の宗教法人として存続を許された。しかし、1946年2月GHQは、重症者に係る傷病恩給を除き、旧軍人軍属の恩給を廃止した(勅令第68号)。加えて、同年11月内務、文部両次官から地方長官宛てに「公葬等について」の通達が届けられた。これは、「地方官衙及び都道府縣市町村等の地方公共団体は公葬其の他宗教的儀式及び行事(慰霊祭、追弔會等)」を舉行することを禁じ、遺骨の伝達も一般公衆が参列することを認めない、とするものだった。戦没者遺族たちにとって、こうした急激な制度の変化は苦痛を伴うものであったに違いない¹²。急激な戦没者遺族への保障と慰霊・追悼の形の変化は、靖国神社を戦前の形や意味付けに戻そうとするエネルギーとなった。

(2) 戦後の複数の追悼

日本遺族会の前身、日本遺族厚生連盟が結成されたのは、占領下1946年11月17日のことであった。戦没者遺族たちが、窮状改善のために声を上げ、草の根の運動として湧き上がってきたことは記憶にとどめるべきであろう¹³。当初の結成目的は、「戦没者遺族の援護に関して戦災者、引揚者

と同一に扱われる」(日本遺族会、1976、p.21)ことにあり、占領政策下で奪われた遺族の経済的及び精神的な保障であった。その後、遺族援護の請願が認められ、1949年5月14日衆議院本会議において「遺族援護に関する決議」が、同月16日には、参議院本会議において「未亡人並びに戦没者遺族の福祉に関する決議」が全会一致で採択された。戦没者遺族への援護、福祉については、要求が達成されることとなったが、戦没者への慰霊・追悼及び顕彰に関する問題は、占領期が終わった後、天皇、政治家、日本遺族会等の団体や国民といった様々なアクター間で模索されることとなる。

占領期において、国家と切り離され、一宗教法人となった靖国神社であったが、占領期を終えると、切断がなかったかのような再接近の現象がみられる。占領下ではなされなかった首相や天皇の参拝が復活し、かつ、靖国神社を国営化しようとする運動が活発化するのである。1951年9月8日、日本は連合国との間に平和条約を結んだ。その二日後の9月10日、文部次官および引揚援護庁よりの通達で公葬禁止が緩和され、戦没者の葬送への参列が大幅に許されるようになった。そして、その約一か月後、10月18日、靖国神社での例大祭に合わせて、吉田茂首相(第三次内閣)が昇殿参拝(「正式参拝」)¹⁴した。吉田茂はこの後、代理参拝を含め54年の秋の例大祭までに計6回参拝を重ねた¹⁵。

しかし、首相の参拝はまだ恒例化しない。次の鳩山一郎、石橋湛山は在任中の参拝はなかった。特に石橋湛山は、在任期間が短かったこともあるが、戦後間もない1945年10月に発表した「靖国神社廃止の議」(石橋、1947)の中で、国民は、無武装の平和日本を実現するためには、今回の戦争は国民全体の責任があり、故に、なぜ悲惨な結果をもたらしたのかを深く掘り下げて検討すべきで、靖国神社、すなわち、「屈辱と怨恨との紀念」、「恨みを残すが如き記念物」は一掃したほう

がいいと述べていることから、石橋が靖国神社の参拝に抵抗があったと推測できる。だが、次の第56代、57代首相、岸信介は、1957年4月25日と1958年10月21日に参拝し、例大祭に合わせての参拝を再度復活させた。次の池田勇人は、全5回の参拝のうち、一回目を除いて例大祭には参拝しなかった。しかし、次の在位期間の長かった佐藤栄作は、例大祭に合わせて11回参拝をした。佐藤の次の田中角栄は、首相就任の翌日1972年7月8日に参拝し、その後は、例大祭に参拝している。このように、戦後初期段階では、断続的であったものの、徐々に首相が例大祭に合わせて参拝する慣例ができていった。

他方、昭和天皇は首相から遅れて一年、1952年秋季例大祭の前日、10月16日に皇后とともに参拝を復活した。以後、1954年10月19日の靖国神社創立85年秋の例大祭、1957年春の例大祭、1959年創立90年臨時大祭が行われた4月8日、1965年10月19日戦後20年の臨時大祭、1969年10月20日創立100年記念大祭に参拝した。天皇は、首相と比較すると回数は少ないものの、靖国神社の祭事に合わせて参拝がなされているのが特徴である。後述する戦後30年の三木武夫の8月15日の靖国参拝があった1975年は例外で、10月に訪米し、アーリントン墓地などを訪問し、帰国後11月21日に参拝した。

戦後初期の靖国問題を考えるうえで、靖国神社とは別の新たな追悼の場所や機会が設けられたことは注目すべきだ。というのも、靖国神社を追悼の中心的施設であると主張する人々にとっては、それらの存在が靖国神社の地位を脅かしかねないとうつるからだ。1952年4月28日平和条約発効を迎え、日本は主権を回復したが、その日から間もない5月2日「全国戦没者追悼式」が新宿御苑において政府主催で行われ、ここには天皇、皇后も臨席し、首相も参列した。これは、吉田茂の靖国参拝からは後のことであるが、天皇、皇后の主権回復後の靖国参拝より前の出来事である。

この追悼式は、1952年4月8日に閣議決定され準備された¹⁶。靖国神社と大きく異なる点は、戦没者を軍人、軍属に限ることなく、「支那事変」（日中戦争）以降の、一般市民の犠牲者を含んだ約310万人を対象とし、宗教的儀式を行わないとしたところである。もう一つ、「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」の建設もあげられよう。そもそもの構想は、占領軍の了解のもとに幣原内閣時から始まり、1952年5月1日¹⁷に発足した「全日本無名戦没者合葬墓建設会」がけん引したものである。この会の総裁は、吉田茂がつとめている。この追悼の対象は、海外で戦没した軍人・軍属約210万人と死亡した一般の日本人約30万人の約240万人としている。しかしながら、その存在意義は、当初より「諸外国にある無名戦士の墓に相当する施設を建設し、外国の元首、施設等も公式に訪問し得るもの」を目標に掲げていた¹⁸。1953年12月11日、政府は「無名戦没者の墓」の建設を閣議決定した¹⁹。その後、場所については、日本遺族会と靖国神社側より靖国神社境内の建設を要望する声もあがったが、他の団体代表等から「全戦没者の象徴的墓苑とすべきである」と主張され、靖国神社境内への建設は反対が強く（日本遺族会、1976、p.34）²⁰、千鳥ヶ淵の側にあった宮内庁管理用地を使用し1959年3月28日に完成する。同日、この竣工式に合わせて、第二回目の全国戦没者追悼式が千鳥ヶ淵墓苑で催行される。戦後の政教分離原則に沿って、宗教的儀式を伴わずに国家主催で追悼の儀式が行われた。これらの経緯から明らかであるのは、占領があけた後、靖国神社の参拝を復活させた吉田茂は、全国戦没者追悼式、そして、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の建設も同時並行して、計画、実行していたことである。1950年代に限ってみれば、首相や天皇の靖国神社参拝は復活したものの、国家の追悼の形態や場所などはまだ定まらない模索の時代であった。ただし、千鳥ヶ淵墓苑の建設にあたり、日本遺族会や靖国神社側が「国民的観念が二元化される危惧」（日本遺族

会、1976、p.34）を覚え、この墓苑を全戦没者の象徴的施設になることに危機感を抱いていたことは、次の日本遺族会が政治政党内に勢力を広げる契機となったことは否めないであろう。

2 靖国の「空間」の公式化

（1）日本遺族会と国家護持運動

占領期の後、靖国神社の首相や天皇の参拝は復活した。けれども、政府は靖国神社とは別の場所で全国戦没者追悼式の催行や千鳥ヶ淵墓苑建設を手掛けた。このような状況に日本遺族厚生連盟は満足していなかった。日本遺族厚生連盟は、1952年11月6日に第四回全国戦没者遺族大会を開催し、そこで「靖国神社並びに護国神社の行う慰霊行事は、その本質にかんがみ、国費又は地方債をもって支弁するよう措置すること」を要望している（日本遺族会、1976、p.28）。1953年3月11日、財団法人日本遺族会が発足すると、日本遺族厚生連盟は6月に解消したが、その靖国神社の国営化の方針は引き継がれた。1956年1月26日第八回全国戦没者遺族大会において、「靖国神社及び神社は国又は地方公共団体で護持すること」が決議され、ここに靖国の国家護持運動が始まることとなる。日本遺族会の国営化に向けた運動は、その後、政治の保守勢力と結びつき力をもつようになる。

靖国に向けられた復古主義は、冷戦構造の影響下GHQの方向転換によって生み出された「逆コース」と似通っている。占領初期において、GHQは、日本に「非軍事化」と「民主化」を第一義的に推し進めていた。しかしながら、ソ連や中国大陸の情勢から日本を共産主義の防波堤にしようとする動きが高まり、次第に方針を修正する。1947年GHQによる日本共産党の二・一ゼネストの中止を機に「公職追放令」や「団体等規正令」などを含むポツダム命令は、軍国主義だけでなく社会主義運動の取り締まりにも適用されるようになる。他方、朝鮮戦争が勃発するとマッ

カーサーは日本に警察予備隊と海上保安庁増員を指示した。これは、憲法九条に対する疑義を増幅させ、日本の再軍備の口火を切ることになった。1952年5月1日死傷者を出した「血のメーデー」を契機とし、占領終了後の治安強化のため「団体等規正令」に代わる「破壊活動防止法」（1952年7月21日）を成立させた。日本共産党、左派社会党や労働者農民党が反対するなか、公安調査庁や保安庁も発足させていた。占領下に許された日本の再軍備は戦後の改憲論を用意し、レッド・パーズの取り締まりの強化は日本の革新勢力を弱体化させた。同年10月に行われた占領が解けて初めての総選挙では、共産党当選者はゼロという結果となった。反対に、占領下で追放されていた地方政治家や旧官僚たちが329人立候補し、保守勢力の拡大を後押しし、自由党、改進黨、日本再建連盟を加えた保守党全体の絶対得票率は50%を超え、左右社会党、労働者農民党、共産党などの「革新」は20%を切った（石川・山口、2021、pp.60-62）²¹。

日本遺族会と政界のつながり²²は、占領期にすではじまっていた。元貴族院議員で、初代日本遺族厚生連盟理事長であった長嶋銀蔵は、1947年第一回参議院選挙には落選したが、1950年、第二回参議院選挙に全国区から出馬し自由党の公認を受けて当選した。1951年には、参議院遺族議員連盟が作られ、1952年には衆議院遺家族連盟が結成された（石川・山口、2021、pp.201-202）²³。1953年、日本遺族会が発足した際には、会長に第三次吉田内閣で通産大臣をつとめた高橋龍太郎、副会長には戦前内務次官をつとめ、戦後は公職追放ののち参議院議員となった館哲二、第四次吉田内閣で国務大臣だった林家亀次郎、第一次吉田内閣で運輸政務次官だった逢沢寛の三氏が推薦された。800万の遺族を抱える大きな組織票を後ろ盾とする日本遺族会は、政治の領域においてもものを言える団体へと成長した。戦後初期において、広義の遺家族への援護という課題は、保革

を超えて共有されるものであったが、靖国神社の国家護持運動は、日本遺族会と保守政党が牽引していく。周知のように、1955年の選挙後、日本の政党乱立時代は終焉し、所謂55年体制に突入する。平和憲法擁護を統一決議として左右社会党が統一し、自由党と日本民主党が合同して自由民主党を結党した。改憲と再軍備を目指していた民主党出身の鳩山一郎の目論見は、両派社会党の国会の改憲発議を食い止める三分の一議席の獲得によって阻止された。二大政党制と言うには、勢力差があり、政権交代の可能性は低かったが、改憲を阻む自民2：社会1の構図の持続は、靖国神社の国家護持運動の命運を分けることとなる。

（2）国家護持の言説

先に述べたような日本遺族会の国家護持構想は、15年近くかけて自由民主党の靖国神社法案の提出へと繋がった。具体的には、1969年6月30日第61国会に靖国神社法案の提出を皮切りに、以降1970年4月14日第63特別国会、1971年1月22日第65国会、1972年5月22日第68国会、1973年4月27日第71国会の計5回法案を提出したが、それぞれ廃案となっている。

全八章、三十九条で構成された靖国神社法案の文面は5回とも同じものが使用された。要点を以下に述べよう。靖国神社の目的は、「戦没者及び国事に殉じた人人の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、もつてその偉業を永遠に伝えること」（第一条）と定め、宗教性に関しては、「特定の教義をもち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならない」（第五条）とした。だが、他方、特定の宗教を連想させる「神社」という名称を使用することについては、第二条で「『靖国神社』という名称を用いたのは、靖国神社の創建の由来にかんがみその名称を踏襲したのであつて、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものと解釈してはならない」という

解釈規程を設けた。また、靖国神社は法人とし（第四条）、内閣総理大臣が「戦没者及び国事に殉じた人人」を決定し（第三条）、理事長及び監事を任命する（第十二条）とした。

この法案は、日本遺族会、靖国神社、そして、自由民主党²⁴の三者の方針をすり合わせた妥協の産物であった²⁵。本来、各々の国家護持の在り方は異なっていた。1956年3月14日自由民主党がはじめてまとめた草案は、「靖国○社法草案要綱」であり、それに対抗して社会党が同年同月22日に作成したものは、「靖国平和堂（仮称）法案草案要綱」であった。両政党の出した草案の題目から、両政党とも政教分離規定の下では、すんなりと靖国「神社」の名称を継続使用することは難しいと考えていたことがわかる。しかし、このような動きに対して、日本遺族会は4月30日に「靖国神社法案（仮称）に対する意見書」を海外同胞引揚並びに遺家族援護に関する特別委員会に出し、靖国神社の名称を変えないこと、靖国神社祭神は国事に殉じた人々の「みたま」を靖国の神として奉斎し、その遺徳を顕彰し慰霊するもので、靖国神社の特殊性と伝統を尊重してその自主性を保持することが「靖国○社法草案」では忘却されている（日本遺族会、1976、p.42）として自民党案を牽制した。さらに、1963年日本遺族会の「靖国神社国家護持に関する委員会」は調査研究報告書を出し、その中で、靖国神社は歴史的に宗教ではないと理論づけられており、靖国神社の称号は存続させ、合祀する祭神は内閣において決定し天皇の認証を条件とすることの方針がまとめられていた。その後、自民党は「靖国神社国家護持に関する小委員会」を中心に靖国神社法案を調整することになるが、憲法の政教分離規定に抵触しない形で靖国神社を国営化する方法を考慮に入れて、日本遺族会の方針だけでなく、靖国神社側の意見も尊重しなければならなかった。特に靖国神社側がこだわる「英霊」と「まつり」という言葉は論争となった。靖国神社法案最終調整の

段となって、儀式をかえることを容認し、「まつる」という言葉を排除しても早期提出をはかるべきとする日本遺族会側の主張とあくまで儀式は必要であり「英霊」を合祀して「まつる」という言葉を盛り込みたい靖国神社側との調整は難航した。最終的には、先に引いたように、法案の中には「英霊」は盛り込むが「まつる」という言葉は盛り込まれなかった。

自由民主党、日本遺族会、そして、靖国神社が共同してまとめあげた靖国神社法案は、1973年4月、田中角栄政権のもとで第五回目の提出の後、自民党が内閣委員会、本会議ともに単独強行採決をする。しかしながら、内閣委員会では、次のように野党の反発も激しかった。「野党議員は演壇をとりかこみ発言を阻止せんとして、机を叩き喚き、委員長を守ろうとする与党議員ともみ合う。委員長は靖国神社法案の審議を宣し、中山正暉氏が質問に立つ。秘書団まで演壇に突進し、衛視と格闘を演じ野次と怒号、全く常軌を逸した状態であった」とされるような混乱ぶりであり、こうした状況の中の強行採決をマスコミは自民党の暴挙として非難した（日本遺族会、1976、pp.205-206）。5月25日、本会議で野党は「議長室の前に議員や秘書団でピケを張り、前尾議長議場の入りを阻止する」（日本遺族会、1976、p.214）などして反対したが、自民党単独出席で靖国神社法案は可決された。参議院では、衆議院での法案可決はなされなかった。なぜなら、まだ参議院自民党の方針は一本化されておらず、「衆議院で五年もかけてようやく送り込んだものを、参議院では十日で通せというのか」という反発が参議院自民党議員の中にあっただけと言われている（日本遺族会、1976、p.216）。最終的に、参議院では不成立に終わったため、次期国会では参議院先議ですすめるということを自民党総務会で決定するにとどまった。

第五回目の廃案ののち護持運動の中心的目標であった靖国神社法案の提出は、以後見ることは

なかった。ここには二つの理由がある。一つは、1974年5月13日に衆議院法制局が自民党に出した「靖国神社法案の合憲性」の見解²⁶がそれまでどうにかまとまっていた自民党、日本遺族会、靖国神社の見解と方針を分裂させたことである。三者は、靖国神社は「宗教にあらず」という論理で一致していたが、法制局はあくまで、「靖国神社は宗教」であるという大きな立場の違いがあった。法制局の見解では、靖国の国家護持を実現するには、祝詞を感謝の言葉に代え、拝礼の形式を二拝二拍手一拝にこだわらないようにするなどの祭祀儀式や伝統行事を改変するべきだとされ、祭祀や伝統を重んじる靖国神社は、もし自民党がこの法制局の指針を採用するならば「靖国神社法案に対する評価は完全にくつがえざるを得ない」(日本遺族会、1976、p.231)とし、法制局見解への歩み寄りに断固反対した。こうした護持運動における自民党、日本遺族会、靖国神社の考え方や優先順位の違いが表面化したことで靖国神社法案の再度とりまとめに暗雲が垂れ込めた。もう一つには、1974年7月7日の参議院選挙で自民党が大敗し、与野党の議席差は7議席となり、所謂「保革伯仲」状況となったことである。内閣委員会は保革逆転したため、靖国神社法案を推し進められなくなったということを意味していた。

(3) 8月15日記念と靖国神社との接合

今では恒例になっている8月15日²⁷に日本武道館で催行される全国戦没者追悼式は、先に述べたように、第一回目は、1952年5月2日新宿御苑で行われ、第二回は、千鳥ヶ淵墓苑の竣工式に合わせて1959年3月28日に行われた。終戦日の記念とする8月15日に初めて追悼式が行われたのは、1963年で、場所は日比谷公会堂だった。以降8月15日開催が通例となった。

1963年8月15日、政府主催の全国戦没者追悼式を受けて、日本遺族会は、以後毎年全国戦没者追悼式を政府主催によって実施し、靖国神社境

内で行うことを強く要望するようになる。1964年3月31日、その時すでにその年は前年同様日比谷公会堂で催行されることが内定していたにもかかわらず、日本遺族会の意向を受けた遺家族議員協議会世話人会は、8月15日の全国戦没者追悼式を靖国神社境内で挙行することについて、自民党議員の賛成署名をとり、推進することを決定した。4月24日閣議において、日比谷公会堂にて挙行することが決定するも、27日に日本遺族会の代表が小林厚生大臣に陳情し、6月5日、自民党役員会において、8月15日の全国追悼式を靖国神社境内において行うことを決定し、政府に申し入れた。わずか一か月前の7月9日閣議において、式場を靖国神社境内とするように閣議決定の一部を改めた。この靖国の追悼式が憲法に抵触するか否かについては、社会党の追求に対して、法制局長は「靖国神社の境内の広場的な場所を広場として借りるというたてまえ」だと答えている。こうして、1964年8月15日に靖国神社境内大村銅像前にテントを張り、政府主催の全国戦没者追悼式が行われた²⁸。1965年からは、会場を靖国神社の目と鼻の先の日本武道館に移すことになるが、日本遺族会による8月15日記念へのこだわりと政府主催の追悼への熱望は後述する靖国神社の公式参拝という言説の誕生とともに結実していくことになる。

3 参拝「行為」の公式化

(1) 8.15 首相参拝の経緯と公式参拝

靖国神社の国家護持運動推進派は、先に見てきたように1974年の靖国神社法案廃案によって靖国神社の「空間」の公式化に挫折した。しかしながら、戦後30年という節目を目前にして、靖国神社の参拝「行為」を公式化するという「公式参拝」という言説を新たな目標に据えることとなる。それは、靖国神社という神道的要素で覆われた「空間」を憲法のもとで変容させずそのままにして、参拝「行為」を切り離して公的な意義を勝ち取る

というやり方だった。

1975年、8月15日に初めて靖国神社を参拝したのは、1974年12月所謂「椎名裁定」によって選ばれた三木武夫だった。小派閥であった三木が首相に選任されたのは、金権選挙、田中金脈など退陣した田中角栄の汚れたイメージを「クリーン三木」が払しょくすることを狙ったことだった。三木は、その名の通り、企業献金をなくす政治資金規正法改正や独占企業に分割を求める独占禁止法を推し進めようとするが、党内の反対も大きかった。そのため、戦後三十年、三木の8月15日の参拝は、中曽根康弘幹事長などの提案に従い、上の党内右派の不満をなだめるためだったと考えられている（石川・山口、2021、p.129）。

参拝の日、三木武夫は、午前、総理大臣公用車に乗り全国戦没者追悼式に参列し、武道館からは公職者を伴わずに自民党総裁専用車に乗って靖国神社へと赴いた。そして、玉ぐし料を私費で出し、総理大臣という肩書を書かずに「三木武夫」とだけ書いて参拝した。政府は、①公用車を使用しない②玉ぐし料を国費から支出しない③記帳に公職の肩書を使用しない④閣僚など公職者が同行しないという私的参拝の四つの基準を発表した（田中、2002、p.143）。

このような「私的」参拝を国民がどう受け取ったのかは別にして²⁹、三木自身は靖国の復古的信奉者ではなかった。参拝後三木は、国民に靖国神社への個人的見解を發表している（三木、1975）。三木は、「国家と宗教を分離することを命じた憲法二十条は、厳格に守らねばならないと信じる」としたうえで、「日本の全国民が宗教も、政治も超越して、（また、世界のすべての来日者も含め、）素直に祈りも花も奉げられる日本国民共通の心の広場をもつには」、方向は二つで、一つは、「現在の靖国神社をそのままの宗教法人として残され、別に、たとえば『無名戦士の墓』ともいべき記念塔と広場とを建立することである。」もう一つは、「靖国神社のあり方を神道儀式から完全に切

り離して、いかなる意味においても、宗教色のないものにして、全国民に開放することである」との考えを明らかにしている。ここからは、前節で見えてきた日本遺族会、靖国神社、そして、自民党内の靖国神社の国家護持推進派が持っていたどの考え方からも距離があることが明白だ。

しかし、「私的」ではあれ、首相が8月15日に参拝したことの意義は少なくはなかった。なぜならば、この時点で、新たに靖国神社の参拝を公式化するヴィジョンがすでに生まれていたからである。1975年2月内閣委員長の藤尾正行は、保革逆転した政局を見据え、それまでの靖国神社法案一辺倒の考え方から段階論へのシフトを提案した³⁰。つまり、①天皇及び国家機関員等の公式参拝②外国使節の公式表敬③自衛隊儀仗兵の参列参拝④合祀対象を広げ、警察官や消防士もふくめる、という「表敬法案」を国会提出することを掲げたのだ。結局「表敬法案」提出はならなかったものの、これを機に天皇及び内閣総理大臣の「公式参拝」への期待は強まっていく³¹。靖国神社法案を通せなかった自民党への不満をつのらせた日本遺族会も次第に「公式参拝」を目標に置くようになる。1976年6月筑波藤麿靖国神社宮司、大石義雄京大名誉教授らが発起人となり、日本遺族会が中心となって新たに「英霊にこたえる会」を設立した。靖国神社法案の行き詰まりを踏まえ、「国会と相呼応して国民運動を展開し、国民世論を喚起するとともに、英霊顕彰の実をつくりあげること」を目標とし、天皇や総理、国賓等の公式参拝の実現、慰霊の日制定、憲法解釈の是正、靖国神社における国民的大慰霊祭、靖国神社国家護持に関する啓蒙活動を具体的な目的に据えた³²。活動の中心は、靖国神社公式参拝署名活動と地方議会で靖国神社公式参拝を求める決議を可決させる運動へと収斂していく。1978年4月にはこれに呼応する「英霊にこたえる議員協議会」が結成された。1981年3月には「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」が生まれ、4月22日の例大

祭には197名の国会議員が集団で靖国神社に参拝した。以降、この会では、春秋の例大祭に加え、8月15日に集団参拝がなされるようになった。「英霊にこたえる会」が後に元号法案や国旗国歌法案の保守運動へと合流していくことに鑑みれば、この時期において、遺族会を取り巻く保守勢力の中に新たな復古的ナショナリズムが生まれていたことが推測される³³。日本遺族会、靖国神社と自由民主党等保守政党の政治家の間では、参拝に込められる考え方、政教分離規定に対して靖国神社の祭祀儀礼や名称等の在り方に違いがあるとしても、参拝行為を強化するという点では意見が一致していた。三木の参拝は、政党内のパワーバランスを考慮したうえの出来事であり、かつ三木自身の参拝に対する考え方は、日本遺族会や靖国神社と異なっていたことは上に見たように明確である。しかしながら、「8月15日に首相が靖国を参拝する」という事実はこれ以降一つのモデルとなる。1975年8月15日の首相参拝は、政治家が靖国神社を通して戦後の表象となっていく大きな転換点であると言えるのではなかろうか。

(2) 中曽根首相の「戦後政治の総決算」と公式参拝

三木武夫の8.15参拝以来、春秋の例大祭に加え、8月15日に参拝するスタイルが加えられた。次の福田は計4回の靖国参拝のうち、1978年の1回、8月15日に参拝している。続く大平は例大祭のみの参拝となったが、鈴木善幸は計8回の内の3回、すなわち1980年、81年、82年の8月15日に参拝をしている。「英霊にこたえる会」では、本格的に8月15日をシンボリックな日とする方針が固まっていた。1981年5月の協議会では、靖国神社公式参拝の実現と8月15日を「戦没者追悼の日」とすること、の二つの柱を掲げ、決議をとり政府に要請した。後者については、8月7日総理府総務長官の私的懇談会として「戦没者追悼の日に関する懇談会」が設置され、

1982年4月13日、政府は8月15日を「戦没者を追悼し平和を祈念する日」として制定し、毎年この日に政府主催の「全国戦没者追悼式」を行うことを決めた。鈴木³⁴の三回目の8月15日の参拝には、私的も公的も発言せず、閣僚17名を引き連れて行われた。また、「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」からは約120名が参拝した。

国家護持から「公式参拝」へと目標が再統一され、それらを推進する者たちにとって、一番のネックは靖国の国営化の時と同様、憲法問題であった。三木が打ち出した私的参拝4原則は、すでに1978年8月15日の参拝で破られ(公用車を利用、公職者随行、内閣総理大臣という肩書記名、玉ぐし料は私費)、8月15日の首相参拝が定着化しつつあるとされたが、しかし、「公式参拝」をすとなれば、鈴木³⁴の3度目の参拝の後に出された政府の統一見解を見直す必要があった。すなわち、「内閣総理大臣その他の国务大臣が国务大臣としての資格で靖国神社に参拝することについては、憲法第20条第3項の規定との関係で違憲ではないかとの疑いをなお否定できないため、差し控えること」の見解を覆す材料が必要であった。

1982年11月内閣総理大臣となった中曽根康弘は、翌年春の例大祭で靖国参拝し、記者団を前にして「内閣総理大臣たる中曽根康弘が靖国神社の英霊に感謝の参拝をした」と発言した。この発言に日本遺族会ははじめ党内の「遺家族議員協議会」「英霊にこたえる議員協議会」「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」など公式参拝推進派は大きな期待をもち、中曽根に公式参拝の要請を重ねた。これら推進派の要望にこたえ、自民党内では、自民党政調内閣部会に「靖国神社問題に関する小委員会」をもうけ、講師を招き公式参拝の可能性を検討し、靖国公式参拝が憲法に抵触しないとする「奥野³⁴見解」がまとめられ、党議決議となった(板垣、2000、pp.79-85)。この見解の中身をみると、自民党内の推進派が憲法ならびに占領政策に対してどのような意識を抱いていたか

は明々白々である。曰く、「靖国問題については、神道指令をはじめとする占領政策を見直す」必要があるとし、「今もなお占領軍の占領政策の洗脳からめざめない人たちがいる」と批難していることは注目すべき点だ。こうした靖国参拝推進派の考えの中には、単に首相の参拝を要求するのではなく、首相の参拝行為を通して戦後体制を否定する意味が込められていた。

政府はこれとは別に1984年「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」を内閣官房長官の私的諮問機関として発足させる。約1年間に21回開催された懇談会の出した報告書は、最終結論として、「政府は、この際、大方の国民感情や遺族の心情をくみ、政教分離原則に関する憲法の規定の主旨に反することなく、また、国民の多数により支持され、受け入れられる何らかの形で、内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社への公式参拝を実施する方途を検討すべき」とし、現行憲法を前にしても、公式参拝は可能であると結論づけた。だが、報告書には、①公式参拝の方式の問題、②A級戦犯合祀問題を踏まえた合祀対象の問題、③国家神道・軍国主義の問題、④信教の自由の問題、⑤政治的対立、国際的反応の問題に十分検討、配慮すべきとされ、新たな施設の設置についても言及されており、多様で複数の検討材料を積み残しながら早急に結論を出したことが推測される³⁵。また、中曽根が次のように述懐していることから、結論ありきの懇談会だったことがわかる。「遺族会が『靖国神社に公式参拝しろ』と盛んにいってきて、青年部が靖国神社で断食をはじめたんですよ。…断食をやめるようにいったのですがなかなかやめない。結局、法制局長を呼んで、官房長官にも話をして、公式参拝をすることにして、閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会という私的諮問機関をつくったわけです。」（中曽根、1996、p.490）

中曽根の政治主導で憲法解釈によって「公式参拝」を執行する路線は、場当たりの作られた

ものではない。靖国神社法案で行き詰っていた1972年、当時自民党総務会長であった中曽根は、特定の宗教にとらわれない国立の戦没者追悼・顕彰施設を建設しようとする「中曽根構想」を打ち出していた（赤澤、2005、p.154）³⁶。従って、中曽根の考え方は、当初から日本遺族会や「英霊にこたえる会」が望む形での参拝とは隔たりがあった。1985年8月15日、公用車を使い、公職者を随行させ、「内閣総理大臣 中曽根康弘」と記帳、本殿に向かって一礼し、政府支出の花を献げた。そして、記者の問いかけに「公式参拝」であることを明言した。二礼二拍手一礼でなくお辞儀をしたのは、後に天皇にならってだと発言しているが（中曽根、1996、p.491）、靖国神社側が求める「正式参拝」とは程遠かった。

中曽根は、自らの政治路線を「戦後政治の総決算」として位置付けていた。靖国神社の公式参拝もこのような文脈でみるができるかもしれない³⁷。「戦後」という占領政策の呪縛から解き放たれたいと切望するという点においては、中曽根に圧力をかけてきた「公式参拝」推進派と共通する一面はある。だが、推進派や靖国神社が儀式に固執し復古主義をとり、かつ戦後体制の否定に同調するのに対し、国家の公式の儀式を戦後日本の内閣総理大臣である自らが天皇にならって執り行おうとする中曽根のやり方は大きな違いがある。中曽根のトップダウン型の「大統領的」³⁸手腕をもって実行に移された「公式参拝」は、靖国参拝を推進する多様な保守層の対立を飛び越えてなされたものであった。

中曽根の「公式参拝」に対する思想の特徴は、A級戦犯合祀問題への考え方にも表れている。「公式参拝」のあとに中国からの反発がでると、かねてから友好関係を築いてきた胡耀邦の中国国内での立場を慮って、中曽根は以後の参拝を見送ることにした。A級戦犯を主な理由として反対する中国の言説に対し、日本遺族会等の推進派は、東京裁判を疑問視する立場から真っ向から対立す

る。一方、中曽根は、公式参拝中止の理由を「強行することでアジアの国々との関係が悪化すれば英霊もよろこばない」（中曽根、1996、p.492）とし、国際関係においては、「我が国だけの考えが通用すると思ったら間違い」で、「一方通行というものは危険」であり、「アジア諸国等々の国民感情も考え」て、「国際的に通用する常識あるいは通念によって政策というものは行おうのが正しく、それが終局的には国益を守る法とも通ずる」（1986年9月16日衆議院本会議代表質問、社会党土井たか子議員に対する答弁）（中曽根、1996、pp.492-493）とした。さらには、「戦争指導者や責任者は、日本国民の立場から批判されるべきだ。国の命令で前線へ出て戦死将兵と、戦争を指導した人たちの立場と責任は違う。そうした考えで靖国神社問題に対応していく」（板垣、2000、p.234）と述べている³⁹。この点において、占領政策を否定し戦前に回帰しようとする「英霊にこたえる会」や日本遺族会や靖国神社など「公式参拝」推進派の言説と国際政治を鑑み、戦後の総決算をしたいと意気込んで参拝を決行した中曽根の考え方には大きな溝があったと言える。1985年の「公式参拝」は、靖国参拝を巡る保守思想の対立を抑え、政治主導ですすめられたものであった。裏を返せば、こうした政策を実行した当時の自民党は、多様性を孕んでいたともいえよう⁴⁰。しかし、こうした靖国参拝を巡る保守内の対立は、翌年の中止を契機として広がっていった。中曽根の「公式参拝」を否定的に批判する保守層は、諸外国からの靖国参拝批判を内政干渉として、参拝を復活することに排外的ナショナリズムの意義を付加していく。1975年、靖国空間の公式化から首相の参拝行為への公式化へのシフトを切っ掛けとして、政治主導の「公式参拝」政策実現がなされていった。しかし、同時にそれは、政治家の靖国観を表出させるものとなり、戦後の新しい靖国と国家との形を望む中曽根と復古的参拝の復活を望む保守層との溝は深まっていったのではな

かろうか。

おわりに

本論のはじめで戦前の靖国神社には二つの役割があると述べた。一つは、慰霊、追悼の役割であり、もう一つは、顕彰と戦争動員の役割である。GHQは、戦時の靖国神社が軍国主義や超国家主義とむすびついているという問題性を見出し、神道指令を出して靖国神社と国家との関係を断ち切った。靖国と国家を切断する装置は、その後新しい憲法にも受け継がれ、今でもそれはある程度機能している。戦後初期、靖国の復古主義的復活を望んだ人は少なからずいた。なぜなら、占領期の改革をすぐには受け入れられなかったからだ。日本遺族会が草の根保守運動であったように、戦後の揺れ戻しは靖国神社問題だけでなく当たり前に起こった。靖国の「空間」の公式化を推し進める大きな主体は、日本遺族会と自由民主党であった。しかし、見てきたように、政教分離規定に沿っての「空間」の公式化は、靖国それ自体を変容させることを意味し、日本遺族会や靖国神社、そして、自由民主党はそれぞれ異なる言説をすりあわせながら靖国神社法案を作っていた。計5回の方案廃案の結果と靖国を靖国のまま国営化できない見通しを前に、靖国の「空間」公式化を推進していた人々は、靖国の参拝「行為」の公式化へと目標を移していく。

他方、終戦30周年の8月15日に参拝がなされたことで、8.15参拝が一つのモデルとなる。以後首相や「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」などが8.15参拝を恒例化していく。このように考えると、靖国問題においては、確かに1975年が一つのターニングポイントではあるが、日本遺族会や日本遺族会に近い「英霊にこたえる会」、靖国神社、そして、自由民主党内保守勢力は、それぞれに大きな目標は一緒であってもその細部や中身については異なっていた。伝統を守るのを優先させるか、国家の中心的追悼を勝ち取る

ことを優先させるか、政局に合わせて利用するか、それぞれの靖国観には、利益追求要素も入っていた。また、同じ利益集団によって引き起こされた二つの公式化運動であるが、「空間」から「行為」へと公式化の対象をかえることで力関係が変わったようにも思える。当初、公式参拝の行為者には、首相でなくむしろ天皇が想定されていたが、首相や「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」の参拝行動では、しだいに参拝行為者の裁量が大きくなり、国家の追悼における政治家の存在感が増した。

「戦後政治の総決算」を掲げた中曽根首相は、強引な憲法解釈により「公式参拝」を実行することで靖国の「戦後」を終わらせようとしたのかもしれない。けれども、それがかえって海外から批判を呼び、靖国問題が国際問題へと発展し、さらなる問題の長期化をもたらした。「戦後」は当分終わりそうにない。それどころか、中曽根首相の「公式参拝」を否定的にとらえていた保守層は、対外的理由による中止を反動的にとらえ、参拝復活を新たな日本のナショナリズムの表象としてとらえる向きさえある。先に、1985年の公式参拝のあと、「公式参拝」を合憲とする政府の立場、「公式参拝」を推進しつつ政教分離原則の緩和を要求する靖国神社や日本遺族会等の団体の立場、A級戦犯分祀論、新しい公的追悼施設を建築する案の四つの路線は変わらないとする見方があると述べたが、2000年代に入り復活した小泉首相や安倍首相による靖国参拝の動機は、中曽根首相の参拝にあった靖国観とは大きく異なっていたと思われる。当時の政府の立場を踏襲しているのかどうか、あるいは、保守政治家の靖国観の変遷は、これからの課題としたい。

参考文献

赤澤史郎（2005）『靖国神社：せめぎあう＜戦没者追悼＞のゆくえ』、岩波書店
阿部美哉（1989）『政教分離 日本とアメリカにみる宗教

の政治性』サイマル出版会
井門富士夫（1993）『占領と日本宗教』未来社
石川真澄・山口二郎（2021）『戦後政治史 第四版』岩波新書
石橋湛山（1947）『週刊東洋経済新報 第二一九三号 社論』昭和二十年十月十三日発行 東洋経済新報社
板垣正（2000）『靖国公式参拝の総括』展転社
ウィリアム・P ウッダード 阿部美哉訳（1988）『天皇と神道—GHQの宗教政策』サイマル出版会
大江志乃夫（1984）『靖国神社』岩波書店
大原康男（1993）『神道指令の研究』原書房
（1994）『国家神道形成過程の研究』岩波書店
（2012）『靖国神社史Ⅱ』神社本庁編『靖国神社』PHP 研究所、pp.136-163
大原康男担当編集（2006）『神社と政治』神社新報創刊六十周年記念出版委員会編『戦後の神社・神道—歴史と課題』神社新報社 pp.35-105
城下賢一（2012）『占領期の日本遺族厚生連盟の活動とその政治的影響力』『立命館大学人文科学研究紀要』97、pp.91-114
北河賢三（2000）『戦後の出発—文化運動・青年団・戦争未亡人』青木書店
（2005）『戦争未亡人と遺族会・未亡人会』早川紀代編『戦争・暴力と女性3 植民地と戦争責任』吉川弘文館、pp.155-74
小堀桂一郎（2012）『近代史の苦難の象徴 靖国神社』神社本庁編『靖国神社』PHP 研究所、pp.164-211
佐藤卓巳（2005）『八月十五日の神話』筑摩書房
佐藤卓巳・孫安石編（2007）『東アジアの終戦記念日—敗北と勝利のあいだ』ちくま新書
鈴木彩加（2019）『女性たちの保守運動：右傾化する日本社会のジェンダー』人文書院
田中伸尚（2002）『靖国の戦後史』岩波新書
田中伸尚・田中宏・波田永実（1995）『遺族と戦後』岩波書店
戸村政博（1973）『靖国問題と責任問題』教育出版社
日本遺族会編（1962）『日本遺族会十五年史』日本遺族会事務局
（1976）『英霊とともに三十年』日本遺族会
（1987）『日本遺族会の40年』財団法人日本遺族会
国立国会図書館調査立法考査局（1976）『靖国神社問題資料集』
国立国会図書館調査及び立法考査局編（2007）『新編靖国神社問題資料集』
中曽根康弘（1985）『参議院議員秦豊君提出靖国問題の基本的認識に関する質問に対する答弁書』（昭和60年11月5日内閣参質一〇三第一号）第103回国会（臨時会）参議院
（1996）『天地有情』文芸春秋
中村直文・NHK取材班（2007）『靖国 知られざる占領下の攻防』NHK出版

秦豊 (1985)「靖国問題の基本的認識に関する質問主意書」(昭和60年10月14日質問第一号)第103回国会(臨時会)参議院

初瀬龍平 (2011)「『戦後総決算』の一考察—中曽根時代とその後—」『京女法学』1号、pp.27-49.

服部隆二 (2015a)『外交ドキュメント 歴史認識』岩波新書 (2015b)『中曽根康弘』中公新書

三木武夫 (1975)「靖国」『近現代史料データベース 三木武夫関係資料 第三部』所収、資料番号:9524-03

水谷瑛嗣郎 (2020)「戦後政治の総決算と自民党長期単独支配の終焉」駒村圭吾・吉見俊哉編著『戦後日本憲政史講義 もうひとつの戦後史』法律文化社 pp.173-200

三土修平 (2005)『靖国問題の原点』日本評論社

村上重良 (1970)『国家神道』岩波新書

村上重良 (1974)『慰霊と招魂』岩波新書

靖国神社編 (1983-84)『靖国神社百年史資料集 上中下』靖国神社 原書房

(1987)『靖国神社百年史事歴年表』靖国神社 原書房

安丸良夫・宮地正人 (1989)『日本近代思想大系 (5) 宗教と国家』岩波書店

劉傑・三谷博・楊大慶 (2006)『国境を超える歴史認識—一日中対話の試み』東京大学出版会

責任を否定する「英霊にこたえる会」や靖国神社の立場、第三にA級戦犯分祀論、第四に新たな公的追悼施設を建設しようとする立場としている。(赤澤、2005、pp.210-212)

- 5 中曽根首相の「公式参拝」とその後の中止に関して、靖国神社側や政教分離原則の緩和を要求する保守層が否定的な見解を有していることは明らかである。神道学者大原康男は、小泉首相の参拝を評価する一方、中曽根首相の「公式参拝」は「礼を失した参拝」とし参拝方式を批判するとともに、海外からの反対で中止したことに対しても否定的な発言をしている(大原、2012、p.156)。また、小堀桂一郎は、小泉首相の参拝は、「中共の内政干渉」に完全に屈服していないとする一方で、中曽根首相の参拝中止をこれの屈服としている(小堀、2012、p.171)。一般に「公式参拝」推進派と思われる人々の間でも、赤澤が分類する第一の政府の立場と第二の靖国神社側の意見の対立は根深く、さらに時代を追うごとに政府中枢を担う人が必ずしも当時の政府の立場を踏襲しているわけではなく、勢力関係が変わってきていると思われる。
- 6 GHQ占領下と戦後の国家との切断と靖国存続については、以下を参照されたい。ウィリアム・ウッダード (1988)、大原康男 (1993)、中村直文・NHK取材班 (2007)
- 7 国家神道形成過程、祭政一致と他宗教との関係とその問題の所在については、以下を参照。大江志乃夫 (1984)、村上重良 (1970)、(1974)、(1986)、安丸良夫・宮地正人 (1989)、大原康男 (1994)。
- 8 GHQ宗教課のアドバイザーとして助言していた当時東京帝大助教授の岸本英夫によれば、当初日本側に自主的な政教分離を託すつもりであったが、後に指針を転換し、GHQ民間情報教育局のウィリアム・バンスが草案作成を担った。GHQの宗教政策については、以下を参照。靖国神社 (1983-84)、(1987)、ウィリアム・ウッダード (1988)、阿部美哉 (1989)、大原康男 (1993)、井門富士夫編 (1993)、三土修平 (2005)。
- 9 「神道指令」は四つの項目から構成され、以下のよう
 一、二、においてその目的が記されている。
 一 国家指定ノ宗教乃至祭式ニ対スル信仰或ハ信仰告白ノ(直接的或ハ間接的)強制ヨリ日本国民ヲ解放スル為ニ戦争犯罪、敗北、苦悩、困窮及ビ現在ノ悲惨ナル状態ヲ招来セル「イデオロギー」ニ対スル強制的財政援助ヨリ生ズル日本国民ノ経済的負担ヲ取り除ク為ニ神道ノ教理並ニ信仰ヲ歪曲シテ日本国民ヲ欺キ侵略戦争へ誘導スルタメニ意図サレタ軍国主義的並ニ過激ナル国家主義的宣伝ニ利用スルガ如キコトノ再び起ルコトヲ防止スル為ニ再教育ニ依ッテ国民生活ヲ更新シ永久ノ平和及民主主義ノ理想ニ基礎ヲ置ク新日本建設ヲ実現セシムル計画ニ対シテ日本国民ヲ援助スル為ニ茲ニ左ノ指令ヲ発ス
 二 (イ) 本指令ノ目的ハ宗教ヲ国家ヨリ分離スルニアル、マタ宗教ヲ政治的目的ニ誤用スルコ

- 1 北東アジア地域における歴史認識問題において、靖国参拝は大きな問題の一つとして数えられている。歴史認識問題としての靖国神社参拝問題については、以下を参照。劉傑・三谷博・楊大慶 (2006)服部隆二 (2015a)
- 2 春山明哲によれば、1983年靖国神社が編集刊行した基本的な資料集『靖国神社百年史 資料編』(上中下)はあるが、通史的記録は存在していないとする。その意味においても、国立国会図書館調査及び立法考査局編 (2007)『新編靖国神社問題資料集』の刊行によって靖国神社問題がこのような時代区分によってまとめられたことの影響は大きい。
- 3 田中伸尚は、『靖国の戦後史』において、靖国問題が大きな関心を集めたのは「1969年から75年ごろにかけての靖国神社法案」の攻防、「85年夏の中曽根首相の『公式参拝』、2001年夏の小泉首相の参拝の三つをあげたうえで、第一章 (1945-51)、第二章 (1952-58)、第三章 (1959-68)、第四章 (1969-74)、第五章 (1975-86)、第六章 (1987-98)、第七章 (1999～)と区切っており、国家護持運動を第三章、靖国神社法案を第四章、公式参拝を第五章に当てている。
- 4 赤澤史郎は、公式参拝を巡って四つの路線があるとし、第一に神道式と異なる参拝方式ならば、首相の「公式参拝」も合憲とする政府の立場、第二に、「公式参拝」を求めるが、政教分離原則を緩和し、過去の戦争を侵略戦争と認めず、日本の国家とA級戦犯の戦争

- トヲ妨止シ、正確ニ同ジ機会ト保護ヲ与ヘラレル権利ヲ有スアラユル宗教、信仰、信条ヲ正確ニ同ジ法的根拠ノ上ニ立タシメルニアル、本指令ハ啻ニ神道ニ対シテノミナラズアラユル宗教、信仰、宗派、信条乃至哲学ノ信奉者ニ対シテモ政府ト特殊ノ関係ヲ持ツコトヲ禁ジマタ軍国主義的乃至過激ナル国家主義的「イデオロギー」ノ宣伝、弘布ヲ禁ズルモノデアル
- 10 占領下における靖国存続に関しては以下を参照。靖国神社（1983-84）、（1987）、ウィリアム・ウッダード（1988）、中村直文・NHK取材班（2007）。
- 11 天皇及び首相等の参拝日時は、靖国神社（1987）を参照。
- 12 日本遺族会によれば、通達「公葬等について」によって、「戦没者に対する慰霊を罪悪視すらしかねない風潮を招来し」、「こと戦没者の慰霊に関する限り、すべて悪いことのように忌避され、通達は不当に拡大された」（日本遺族会、1978、p.14）としている。
- 13 日本遺族会の発足過程については、日本遺族会編（1976）、（1987）を参照。日本遺族会の運動の詳細については、北河（2000）、（2005）、城下（2012）、鈴木（2019）を参照されたい。
- 14 「正式参拝」とは、手水やお祈り、定められた参拝経路、玉串奉奠といった靖国神社の参拝方式に則った参拝であり、後に問題となる「公式参拝」とは異なる。
- 15 首相の靖国参拝の回数は、田中伸尚（2002）に記載されているが、それをもとに首相による参拝日付及び回数は、靖国神社（1987）で確認した。
- 16 「全国戦没者追悼式の実施に関する件」（昭和27年4月8日）は以下のように定めている。
- 平和条約の発効による独立に際し、国をあげて戦没者を追悼するため左記により式典を実施する。一 政府主催で、五月二日新宿御苑において、両陛下の御臨席を仰いで、全国戦没者追悼式を行う。二 本式典の戦没者の範囲は、支那事変以降の戦争に因る死没者（戦災死者等を含み、軍人軍属に限らない。）とする。三 本式典は、宗教的儀式を伴わないものとする。四 本式典中の一定の時刻において、全国民が一せいに黙とうするよう勧奨する。五 本式典には、全国から遺族代表を参列させる。なお、参列に要する経費に対し、一定額の旅費を国より補助する。備考 各都道府県及び各市町村においては、その実状に応じ、それぞれ適当な時期において戦没者追悼の式典を行うよう勧奨する。
- 17 1952年5月1日は、集会を禁じられていた皇居前広場に警察予備隊の再軍備化と皇居前広場（＝「人民広場」）の開放を求め大規模なデモが行われ、死者を出した「血のメーデー」である。
- 18 千鳥ヶ淵戦没者墓苑に関しては、「千鳥ヶ淵戦没者墓苑の建設経緯」（公財）千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会 <http://www.boen.or.jp/Appendix21.htm>
- 19 「『無名戦没者の墓』に関する件」（昭和28年12月11日 閣議決定）は以下。
- 太平洋戦争による海外戦没者の遺骨の収集については、関係国の了解を得られる地域より逐次実施しているが、これらの政府によつて収集する遺骨及び現に行政機関において仮安置中の戦没者の遺骨であつて遺族に引き渡すことができないものの納骨等については、おおむね左により行うこととする。
- 一 遺族に引き渡すことができない戦没者の遺骨を納めるため、国は、「無名戦没者の墓」（仮称。以下「墓」という。）を建立する。
- 二 「墓」に納める遺骨は、政府において収集する戦没者の遺骨及び現に行政機関において仮安置中の戦没者の遺骨であつて遺族に引き渡すことのできないものとする。
- 三 「墓」の規模構造については、関係方面の意見を徴したうえ所要経費とともに、別途決定するものとする。
- 四 「墓」の維持管理は、国の責任において行うものとする。
- 20 当時の厚生省引揚援護局長田辺繁雄は「墓の性格は、極端にいえば、戦没した者の無縁遺骨を収納する納骨施設」であり、「外国における無名戦士の墓とも異なる」としている。「外国における無名戦士の墓は、国営の戦没者の墓から一体を移し、これによって全戦没者を象徴とするものとする建前をとっているが、今回国において建立する墓は、このような趣旨は含まれていない。この面からも靖国神社とは趣を異にする」と説明したとしている（日本遺族会、1976、p.34）。そうすると、当初、「全日本無名戦没者合葬墓建設会」が想定していた構想から、離れてきていたということが推測される。
- 21 とはいえ、自由党は242議席で過半数の234議席を少し上回るほどにすぎず、反対に野党は209議席であり、1955年前の「保革」対立構造に変わりはない。
- 22 日本遺族会は、参議院の全国区（比例区）に全組織を総動員して集票し、その存在を示し、1959年以降は、「3年ごとの改選時に、一人の候補者で大量得票・高位当選を目指していくやり方」になったとしている。大谷藤之助、徳永正利、板垣正、尾辻秀久らを「日本遺族会の組織代表は参議院の全国区（比例区）議員というパターン」であるとする（田中伸尚・田中宏・波田、1995、pp.198-199）。2004年からは、現日本遺族会水落敏栄が三期当選しており、そのパターンを継承している。
- 23 「衆参両議院の遺家族議員連盟は、日本遺族会の働きかけに応じて国会内で活動する議員集団」であるとしている。
- 24 特に衆参両院の遺家族議員連盟参加議員によってつくられる遺家族議員協議会が日本遺族会と自民党との橋渡し役となっていた。
- 25 これらの経緯については、日本遺族会（1962）、（1976）、（1987）を参照。
- 26 衆議院法制局が自民党に出した「靖国神社法案の

- 合憲性」については、国立国会図書館調査立法考査局(1976)を参照されたい。
- 27 8月15日が終戦記念日として定められたのは1963年5月「全国戦没者追悼式実施要項」が最初であり、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」として定められたのは1982年4月13日の閣議決定である。佐藤は、「8月15日にスポットを当てた現行の『八月ジャーナリズム』が定着するのは、占領が終わって『九・二降伏記念日』が忘却された1955年の『終戦十周年』イベントからであるとし、「記憶の五十五年体制」と呼んでいる(佐藤・孫、2007、pp.37-38)。8月15日の終戦記念となった経緯については、(佐藤、2005)を参照されたい。
- 28 全国戦没者追悼式と日本遺族会の経緯については、日本遺族会(1976)、田中伸尚(2002)、赤澤史郎(2005)を参照。
- 29 田中伸尚は、三木の私的参拝に対して、「いかに三木さんが公人と私人とを使い分けようとも、総理大臣のそれであった」という『毎日新聞』の記事を引用し、「初の『8.15 靖国参拝』は、『私人』という仮面をかぶった『首相の公的参拝』であった」(田中、2002、p.143)という見方をしている。一方、保守論客は、三木の私的参拝に対しては、「公的参拝は、憲法の政教分離規定に抵触するとの懸念を抱いた故で」、「その後退姿勢こそ、反対勢力が付け込む絶好の口実を与えた」(板垣、2000、p.27)と批判し、元来首相参拝の当たり前を「不見識」(大原、2012、p.159)から横道にそらしたというように見ている。
- 30 藤尾は「不幸にして参院選挙の結果、参院のバランスが崩れ、内閣委員会は保革逆転した。靖国神社法案を通すことが可能かどうか、現実をみていかなければならない。」(日本遺族会、1976、p.242)と述べている。
- 31 付言すれば、この時点では、日本遺族会はそうした段階論には懐疑的立場をとっていた。3月藤尾内閣委員長は、日本遺族会加屋会長のもとに「靖国の英霊に対する国の態度について」を提示し、見解を求めている。その中で三つの内の一つの案として、靖国神社を宗教的抵抗感を伴わない性格に切り替わる措置をしたうえで、公益法人とし、「靖国の社」で戦没者追悼式典を挙行し、天皇と内閣総理大臣が公的に参加することを挙げているが、日本遺族会は「議論するにも値しない」として一蹴している(日本遺族会、1976、p.255)
- 32 鈴木彩加は、保守運動の組織化の流れに関し、1970年代後半になり、政治家や官僚に働きかけることで要望を実現していくのではなく、国民世論に訴えることに重点が置かれ、「英霊にこたえる会」が「国民世論の形成」を目指すことになったとしている(鈴木、2019、pp.51-55)。
- 33 「英霊にこたえる会」が「日本を守る会」の元号法制化運動に合流する過程は、鈴木(2019)を参照。また、赤澤は、「英霊にこたえる会」を「必ずしも遺族などの戦争体験者に依存しない」ものであり、「会の唱える『戦後体制』否定のナショナリズムには強いイデオロギー性があり、それは単なる『戦後』という時代に対する違和感といったものを超えて、『戦後体制』の中に含まれている政教分離や過去の戦争の否定的評価に対する激しい攻撃性をはらむもの」と指摘している(赤澤、2005、p.188)。
- 34 奥野誠亮のこと。1963年11月衆議院議員総選挙に奈良県全県区から自由民主党公認で立候補し、当選。以後、13回連続当選。みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会初代会長をつとめた。
- 35 2019年、信濃毎日新聞の情報公開請求を受けて、内閣官房の書庫から「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」の議事録の一部(2~12回)が発見された。しかしながら、終盤13回以降の議事録は見つかっておらず、最終的にどのように結論に至ったのか不明のままである。しかし、中曽根は、あとになって、以下のように法制局とのやりとりの経緯を説明している。「いろいろ議論したのですが、法制局は憲法違反の疑義ありと判断した」ので、四日市の訴訟を参考に憲法違反にならないやり方でやれば靖国参拝も可能であると考えた、と。「内閣法制局に二説ださせたわけですよ。そして、例によって、『私はこっちを取る』と。「もちろん、法制局は抵抗しました。しかし、向こうの頭よりこっちの頭のほうが柔軟でした。」(中曽根、1996、pp.490-491)
- 36 詳細は、戸村政博(1973)を参照されたい。
- 37 初瀬龍平は、靖国神社公式参拝を憲法改正問題、行革問題、日米関係問題と並べて、「戦後政治の総決算」の核であるとしている。(初瀬、2011)服部も、「『戦後政治の総決算』の一つとして靖国神社への公式参拝に強い意欲を示していた」(服部、2015b、p.246)としている。ただし、1985年10月14日、中曽根首相は、参議院議員秦豊による「『戦後の総決算』路線の中では、靖国公式参拝問題は、どのような意味合いを有するのか」という質問に対し、「国民や遺族の方々の多くの要望にこたえて実施したものであり、ご指摘の『戦後の総決算』といったようなことを意図して行つたものではない。」と答えている。(秦豊1985及び中曽根、1985)
- 38 中曽根は「閣僚の靖国神社参拝に関する懇談会」に限らず、5年間の首相在任中に計14の私的諮問会議を設け、それらの答申を受けて、政策実行に移した。水谷瑛嗣郎によれば、それまでの官僚主導の下に合意形成を図ったあとで国会を通過させる政策形成過程と大きくことなり、「トップダウン型の『大統領的』側面があった」としている(水谷、2020、p.178)。
- 39 この発言に対して、板垣正は、一般戦死者とA級戦犯をわける「露骨な野党よりの見解の転換」としている(板垣、2000、p.234)。
- 40 中曽根康弘は、自主憲法制定を悲願としていながらも、憲法改正には消極的であった。水谷瑛嗣郎によれば、中曽根の「大統領的」政治姿勢は、「近似の安倍政権を思い起こさせる」が、それと異なるのは、護憲派の後藤田正晴を置いたこととし、党内に多様性と柔軟性があったとしている(水谷、2020、p.179-180)。

The Postwar Discourse on Yasukuni Shrine and Prime Ministers' Visits to the Shrine: from the Renationalization of a 'Place' to the Officialization of a Visiting 'Act'

NAKAMURA, Kayoko (Graduate School of Global Humanities and Social Sciences, Nagasaki University)

The issue concerning postwar visits to Yasukuni Shrine by Japan's prime ministers has been controversial both at home and abroad. This article focuses on the period between 1945 and 1985, when Japan was set free from the GHQ occupation and subsequently a movement emerged to protect the nation-state, with Yasukuni Shrine as the icon. The movement was deemed to be unsuccessful when the Yasukuni Shrine bill was disapproved in the 1970s. After that, as if to resurrect the movement, Japan's prime ministers kept visiting the shrine on August 15th. The visit to Yasukuni Shrine by Japan's prime minister reached a climax when Prime Minister Nakasone Yasuhiro visited offi-

cially in 1985 and international disputes arose. The officialization of Yasukuni Shrine (a place) and that of the prime minister's visit (an act) were promoted by different actors: Japan War-Bereaved Families Association (Nihon Izokukai), Yasukuni Shrine, conservative politicians, and the ruling political party. This article will see what each actor had in mind and clarify the differences. It is maintained that some prime ministers' views on Yasukuni Shrine differed very much from those held by Japan War-Bereaved Families Association and Yasukuni Shrine and that, consequently, discrepancies arose among the conservatives.

民主化後の韓国における第三政党とその二大政党への合流をめぐる考察

—第三政党所属議員の政治的生存に着目して—

縄 倉 晶 雄（明治大学）

はじめに

本研究は、民主化後の韓国において幾度か台頭した第三政党およびその所属国会議員に焦点を当て、彼ら第三政党の議員が主要政党への合流という状況下で、議員としての地位を維持できるケースとそうでないケース、すなわち政治的に生存できるケースとそうでないケースの差異が何に起因するのかを検討するものである。

1990年代以降韓国では、嶺南地方を安全選挙区 (safe seats) とする保守政党と、湖南地方を安全選挙区とする進歩政党が交互に国会多数派および大統領職を獲得するという、いわゆる地域主義をクリーヴィッジとした二党制が維持されてきた (Lee, 2011)。その一方で、過去約30年の間には、これら二大政党以外にも多数の第三政党¹が結成され、総選挙で議席を獲得したり、大統領選挙で候補者を擁立してきた。しかし、1990年のいわゆる三党合同によって現行の韓国型政党システムが形成されて以降、第三政党の公認候補が大統領選挙で当選した例はなく、国会議員選挙においても、4年間隔で行われる総選挙を2回以上戦った政党は2000年に結成された民主労働党と、その後身である正義党のみである。その正義党も、2020年4月の総選挙では定数300中6議席を獲得するにとどまっており、それに先立つ2018年

全国同時地方選挙（統一地方選挙）でも、広域自治体議会で総定数824中11議席を、基礎自治体議会で総定数2,927中24議席を獲得するに留まっている²など、国会だけで100人以上の所属議員を擁する二大政党に大きく水をあけられている。そして、それ以外の政党の大半は、結成から数年以内に解散していった。

他方、1990年代以降の韓国の第三政党の中には、結果的には一時的な現象にとどまったものの、大統領選挙や総選挙で大きな注目を浴び、また一定の議席を獲得したのも少なくなかった。具体的には、現代財閥のオーナーであった鄭周永が統一国民党を結成し、1992年の大統領選挙に立候補した例や、その息子である鄭夢準が国民統合21を結成し、後に立候補を取り下げたものの2002年大統領選挙に出馬した例のほか、2016年の総選挙ではソウル大学の教員だった安哲秀が国民の党を率いて各地に候補者を擁立し、定数300中38議席を獲得した例もあった。

しかしながら、これまでの韓国政治学の諸研究は、これらの事例について学術的な観点から十分な検討を行ってきたとは言い難い。すなわち、韓国における既存の政党研究は、二大政党へと圧倒的な関心が向けられ、第三政党は散発的もしくは例外的な事象と見られ、その組織の盛衰や類型が

キーワード：

韓国国会、地域主義、政党政治、第三政党、候補者公認

ほとんど解明されないままとなっている。その背景の一つとしては、後に改めて論じるように、韓国に限らず、政治学全般における政党研究の世界的な傾向として、新規に結成された³、比較的小規模な政党の伸長への関心が長らく乏しかったことが挙げられる。

こうした先行研究の空白を埋める一環として、本稿では韓国の第三政党に着目する。その上で本稿は、新興小規模政党に着目した数少ない既存の政党研究が、政党の指導者ないし執行部に着目してきたのに対し、第三政党の所属国会議員に着目する。すなわち、いかに小規模政党といえども、一旦結成して公職選挙に臨み、当選者を出した政党となれば、それら政党に所属する議員が存在するのであり、彼らが所属政党の解散という状況においてとる行動も、政治的重要性を帯びうるからである。韓国という事例において、その動向を検討することは、大規模政党に分析対象が偏りがちであった従来からの政党研究に対し、新たな視座を提供することも期待される。

以上の問題意識の下、本稿では、二大政党への合流という形で解散した第三政党が多いという韓国の事情に鑑み、自党の二大政党への合流という状況下で政治的生存を確保しようとする第三政党の議員たちに着目する。その上で、これまでの第三政党所属議員の中には、二大政党への合流によって政治的生存に成功した議員とそうでない議員がいることを指摘し、その成否の違いがいかなる要因によるものなのかを、限られた資料・事例を用いてではあるが、予備的に考察していく。

以下、1. で政治学全般における新興小規模政党をめぐる先行研究を、2. で韓国における第三政党をめぐる先行研究をそれぞれ概観し、そこから導き出される本稿の問題意識を改めて示す。その上で3. と4. および5. で、運営に行き詰まった韓国の第三政党が二大政党への合流を模索した際、何がその所属議員の政治的生存の成否を分けるのかについて、資料的制約を伴いながらも予備

的な考察を試みる。その上で6. において、今後の研究への展望を示す。

1. 政治学における新興政党をめぐる先行研究

韓国研究に限らず、政治学全般において、国政への進出を目指して新たに結成された政党は、周辺的な研究対象であった。日本においても、例えば中北（2017）は、戦後の日本において、1990年代半ばの衆院選への小選挙区制導入後もとより、中選挙区制下の55年体制においても非自民勢力においてしばしば党の分裂や新興政党の結成が見られたにもかかわらず、日本政治の研究と自民党の研究が「同義語」ないし「イコール」であったと指摘し、非自民勢力への関心が一貫して低調であったことを指摘している。またBeyers et al.（2016）は、先発民主主義国において政党は「安定的」にして「持続的な組織」を持つものであると見られてきたことを指摘し、複数政党制下における新興小規模政党の盛衰が否定的なものとしてきたとしている。

このように、新興小規模政党に対する学術的な関心が主要政党に比べて相対的に低いものであった要因としては、無論、それら新党の持つインパクトが主要政党よりも小さかったということも挙げられようが、同時に、政党政治における古典的な理論の影響力も無視することはできない。すなわち、Lipset and Rokkan（1967）が、近代的な産業の発達した社会においては階級間格差に沿った政党クリーヴィッジが固定化されるという、いわゆる凍結仮説を示して以来、固定的かつ持続的な政党間対立という図式は、半ば規範として、研究者の間で共有されてきた。また、Lipset and Rokkan と並ぶ古典的研究であり、小選挙区制下での二大政党への収斂を論じた Sartori（1976）も、全国規模の政党を暗に前提としており、国内の特定の地域で支持を得て台頭する、いわば地域政党を周辺化したものであった。さらに1990年代に入ると、Katz and Mair（1995）は、

少数の政党が議会を寡占し、新規政党の参入に高い障壁が課せられるという、いわゆるカルテル政党論を提示し、多くの後続研究に引用されてきた。これらの影響力ある諸研究は、無論、小規模な政党や新たに結成された政党を研究対象から排除するものではなかったが、他方でこれらの研究は、引用を重ねる中で一種の規範としての位置付けを与えられ、Woo (2017) の例に見られるように、新興政党の結成が相次ぐアジアの民主主義国の状況を先発民主主義国の状況と区別し、やもすれば否定的に捉える議論が出てくるようになった。また、ヨーロッパの先発民主主義国においても、新興政党や小規模政党の研究は、Biezen et al (2014) のように、そうした政党が新規参入する余地が政党法や選挙制度によって制約されていることを指摘するものが主流であった。無論、政党の消滅 (death) を取り上げた 2000 年代以前の研究が皆無という訳ではないが、それらは Ignazi (1996) のように、既存の政党の行き詰まりと、それに対する新党の台頭を論じるものを中心であり、そこでは、消滅するのはむしろ既存政党の側とされていた。日本では、2010 年代初頭に川人 (2011) や杉田 (2011) などの一般向け解説記事が、二党制志向が顕著であって来た国内世論に再考を促し、その中で政党の盛衰が生じることに言及しているが、そこでも、消滅することになる小規模政党のことに特段の言及はない⁴。

しかしながら世界的な観点から見ると、2010 年代以降先発民主主義国を含む多くの国において、既存の政党を脅かすほどの影響力を持った新興政党が見られるようになり、それらを本格的な分析対象とする研究も出てくるようになった。その一つである Dyck (2018) は、ラテン・アメリカでポピュリスト政党を含む新興政党の国政参入が相次いだ現状を踏まえ、これら新興政党の政治的生存の成否が何によって左右されるのかを、ペルーを事例として検証した。その中で Dyck は、組織的基盤に乏しい新興政党の生存は、多くの場

合、党首の個性と行動によってその成否が分かるとし、具体的には、対外的にはアピール力に優れ、同時に対内的にはイデオロギーと規範を独占するなど統制を貫徹する能力を発揮できる人物が党首である場合、当該政党は政治的に生存すると論証している。この他の研究としては、Chiru et al (2021) のように、政党が解散や他党への合流を選択する際の合理性を理論化する取り組みを行ったものがある。ただこの研究は、党首ないし執行部の意思や言動を政党組織全体と一体的に捉えており、所属政党の動向に影響される陣笠議員 (backbenchers) を論じたものではない。

この点に関連して Marland (2013) は、2010 年代前半まで政党の合併に対する研究の蓄積が乏しかったことを指摘した上でカナダの事例を検証し、政党の合併は①密かに検討する (musing)、②合併しない (rejection)、③本格的に検討する (consideration)、④行動に起こす (outreach)、⑤合併交渉を行う (negotiation)、⑥合併に合意する (agreement)、⑦党内の了承を得る (ratification)、⑧合併を履行する (implementation)、および⑨合併を事後評価する (evaluation) という 9 つの段階に分けられること、そして各段階では、政党間レベル (inter-party level) はもとより、党内レベル (intra-party level) をも含んだ、極めて複雑な取引・交渉が行われることを指摘した。この研究は、政党の合併や消滅をめぐるモデルの構築を目指した野心的なものではあるが、著者自身も認めているように、カナダという一国の事例に基づいたものに留まっており、更なる事例・実証の積み重ねを必要としている。

以上の先行研究を総括するならば、新興小規模政党に対する政治学上の研究は長らく世界的に低調であったが、二党制を論じた古典的モデルからの逸脱例が目立つようになってきた 2010 年代以降はそうした潮流が変化し、国政に参入したものの、撤退や他党への合流を図るに至った政党が研

究対象になりつつあるとすることができる。しかし、それらは一個の組織としての政党を分析水準としており、一つの政党を構成するパーツでありながらも、状況によって利害関係が食い違うことになる執行部、所属議員、兵卒党員（rank-and-file members）という、より細かい水準にまで踏み込むことは、研究上の空白になっている。本稿のテーマは、この空白に対し、韓国を事例として一定の示唆を提供できることが見込まれる。

2. 過去の韓国における第三政党とその研究

先述のように韓国では、1990年代初頭に嶺南地方及び湖南地方をそれぞれ票田とする主要二党を基軸とした政党システムが形成され、それが2020年代初頭まで約30年に渡って持続してきた。この間に結成されてきた第三政党は、その結成の経緯において、2つの類型に分けられる⁵。一つ目の類型は二大政党が代弁してこなかった利益の実現を目指して結成されるものであり、具体例としては民主労働党（民労党、現・正義党）や緑色党が挙げられる。これらの政党は、雇用の安定や賃金の引き上げ、あるいは環境保護の推進など、二大政党が代弁してきたとは言い難いイシューを掲げ、それら理念の実現を訴えるものである。その結成に際しては、民労党・正義党であればナショナルセンターである全国民主労働組合総連盟（民主労総）、緑色党であれば環境保護団体など、一定の成員を抱えた組織が基盤となることが多く、また、民労党が正義党へと再編されていった例にも見られるように、仮に改編される場合でも、二大政党からは独立した政治勢力としての保つことが多い。第三政党のもう1つの類型が、大統領選挙の公認争いや党内派閥抗争などの結果、二大政党から離党した国会議員や大統領選挙候補者によって設立された政党であり、1996年に金鐘泌が結成した自由民主連合や2008年総選挙の際に設立された親朴連帯、2016年に設立された国民の党などが挙げられる。1993年の大統

領選挙に自らが立候補すべく、現代グループ名誉会長の鄭周泳が結成した統一国民党も、民主自由党からの議員や党員の引き抜きがあった⁶ことから、この一種と言える。

韓国において自国の第三政党を取り上げた先行研究はその数において極めて少ないが、その少数の研究の多くは、上記2類型のうち、前者に着目したものであった。すなわちミン・ビョンギ（2017）は、環境保護運動が高まりを見せた2000年代初頭以降、緑色党が総選挙や全国同時地方選挙に相次いで候補者を擁立するなど、活発な活動を展開してきたものの、環境運動に加わっていない人々への訴求力という点で大きな制約を抱えており、また小選挙区制という小規模政党に厳しい選挙制度も手伝い、議席獲得に結び付きにくい状況にあると論じている。民労党・正義党は、主要二政党と同じく過去20年あまりの間に改編を経ているものの、複数回の総選挙に跨って議席を獲得してきた唯一の第三政党であり、この背景に着目した研究がなされてきた。前述のように、民労党・正義党はナショナルセンターであり、かつ左派色が極めて鮮明な民主労総を基盤としているが、この点についてカン・ウォンテク（2004）は、一般有権者の2004年総選挙での投票行動を分析し、同選挙で民労党が10人の議員を一挙に初当選させることに成功した要因として、民主労総傘下の組合員に加え、都市部を中心に非労組加入者の有権者の支持をも獲得したこと、そしてそれが、同党の全国区・比例代表での議席獲得に結び付いてきたこと、しかしそうした支持拡大は、左派志向の鮮明な中核的支持者とより中道寄りの新規支持者との対立をもたらすものでもあることを示唆している。

他方、後者の類型に属する政党については、韓国国内の政治学議論においても注目されることが極めて少なかった。その要因をイ・ヒョヌ（2019）は、社会倫理上議論のある表現ではあるが、「不妊政党（불임정당）」という俗称を紹介しながら

指摘している。すなわち、憲法上は半大統領制の形をとりつつも、國務総理が「代読総理」と揶揄されるなど議院内閣制的要素の希薄な韓国では、一般党員の加入や総選挙・全国同時地方選挙での議席獲得よりも、大統領選挙で公認候補を当選させることが政党の重要な目的になるのであり、大統領選挙で勝利できなかった政党は、いわば「不妊」であるとして、落選した公認候補はもちろんのこと、当該候補のフォロワーである所属国会議員、さらには当該候補の大権（대권）⁷獲得に期待を寄せていた一般党員からも見放され、短期間のうちに消滅し、既成政党に吸収されるとされる。

上記のイ・ヒョヌの議論とは別にパク・キョンミ（2006）は、韓国政治学においては貴重な代議政治の視点から、同国の第三政党研究が低調であり、また第三政党自体が政治的影響力を発揮することなく消滅していった要因を指摘する。すなわちパク・キョンミは、韓国の国会法および国会議事規則が現職国会議員 20 人以上の大政党のみに院内交渉団体（会派）としての地位を与えており⁸、小規模政党は、たとえ数人の議員を当選させることができたとしても、議事運営の場に代表者を送り込まず、議題設定者たりえないことを指摘し、そのことが韓国政治およびその研究における第三政党の周辺化をもたらしてきたとしている。

上記の 2 つの議論は、本稿で後に論じる 3 つの事例や、それら事例の党首である鄭夢準、朴槿恵および安哲秀をめぐる展開と符合するものである。ただし、これら人物が（少なくとも自らが主導した第三政党の解散の時点では）大統領就任を諦めたとしても、彼らには追従する議員や党幹部がいたのであり、そうした人々の動向を視野に入れた議論なくしては、組織としての政党の合併・吸収を正確に論じることはできない。この点は、前節で見た Marland の研究を踏まえるならば明白であると言える。

しかしながら韓国政治学は、こうした代議政治のアクター同士の関係、韓国国内で言うところの

「制度圏政治（제도권정치）」を検証した研究例が総じて手薄であるという課題を抱えてきた。すなわち、Cho（2019）やク・ボヌンら（2020）など、近年の研究が相次いで指摘するように、韓国の有権者の民主主義観は、1987 年の民主化以降、一貫して代議政治よりも市民の政治参加に価値を置く傾向が顕著であり、制度圏政治を、民意を介さないものとして否定的に捉える傾向がある。その傾向は、韓国国内の研究者の関心にも大きな影響を与えており、政党研究も、主に一般有権者の投票行動や支持選好という切り口から論じられ、院内でのトランザクションに着目したものは少ない。

政党研究が投票行動と支持選好の分析に偏りがちであるという韓国政治学の傾向は、数少ない第三政党をめぐる研究においても同様である。キム・ソジョンら（2019）は、希少な第三政党研究の一つであるが、そのアプローチは有権者が第三政党を支持する理由を解明するというものである。それによれば、与党に対して不満を持った有権者は、その直後の国政選挙において、過去に政権担当歴を有する野党第一党にはさほど期待を寄せず、むしろ期待感を込めて第三政党に投票する傾向があるとされる。無論、第三政党が有権者の支持を受けているがゆえに国会や地方議会に議席を有していることは言うまでもなく、その支持の要因を解明することに本稿は疑問を呈するものではない。しかし、こうしたアプローチは制度圏政治の組織としての第三政党を見るものというよりも、第三政党を支持する有権者に着目するものであり、これらとは別個に、制度圏政治を対象として第三政党研究を進めることも、その在り様を解明する上では必要である。上記論文では著者のキム・ソジョンら自身、当該研究が韓国における第三政党研究の切り口とも言うべき位置付けであると注記しており、所属議員の動向に注目した研究を行うことは、その切り口から先の研究を展開していくことに貢献すると思われる。

他方、第三政党そのものの動向に注目した韓

国国内の研究としてはチョン・ジュシン（2017）がある。同研究は、2016年の総選挙に先立ち、当時の現職大統領・朴槿恵が与党・セヌリ党の候補者選定に強引に介入し、党内のライバルであった前大統領・李明博に近い現職議員を非公認としたことに注目し、そうした与党の混乱が、一種の「敵失」として新党・国民の党に貢献したことを指摘するものであった。ただ、同研究も投票行動という切り口を離れた分析を行ったわけではなく、また、その分析対象は新規に結成された第三政党の党勢であって、選挙後の、院内組織としての第三政党の浮沈を論じたものではなかった。

以上より、第三政党が党勢を失い、やがて第二大政党へと合流していく過程は、未だ十分な考察がなされているとは言い難い状況にあると言える。他方、考察の対象とすべき民主化後の韓国における第三政党、特に先述の類型で言うところの後者に属する第三政党を見てみると、第二大政党への合併を検討したり、実際に合併に踏み切った事例は複数存在する。それらを概観すると、合併に成功し、第三政党の議員が合併後に第二大政党の党籍を有した議員として政治的に生存した事例と、そうならなかった事例の双方がある。その成否を左右する要素としては、①第二大政党側から見た時の第三政党の指導者の「政治的利用価値」および②合併後に行われる公職選挙での選挙区調整の2つが存在するのではないかと考えられる。

日本と異なり、包括的な政党法を有する韓国では、政党の結成には同時期に民主化を経験したフィリピンやタイと比べても政党の設立要件が厳格であり、具体的には全国のすべての道に支部が存在しなければならぬなどのハードルが課せられている⁹。そうした条件を満たす形で政党を結成するには、民労党の基盤となった民主労総のような、固定的かつ熱烈な構成員を要する全国組織か、さもなくば過去に政界再編の主役を幾度も担った金大中・金泳三・金鍾泌の所謂「三金」のような極めて高い知名度を誇る指導者を必要とす

る。そして後者の場合、たとえ第三政党に属する人物であっても、そうした指導者を取り込むことは、第二大政党にとって、当該指導者のフォロワーを引き込むという点において党勢拡大に資することが考えられる¹⁰。

他方、縄倉（2021）で言及されているように、1990年代以降の韓国では、盤石な地盤を持つはずの第二大政党が、総選挙に先立つ候補者選定で内部対立を引き起こしてしまった事例が複数ある。韓国の総選挙および広域自治体議会選挙は小選挙区制を中心としているが、小選挙区制は、1つの選挙区で1つの政党が公認できる候補者が1人しかいないことから、候補者選定の段階で激しい競争を引き起こしやすい。こうした小選挙区制の特性は、特に同国では地域主義によってより強まりやすい。すなわち、保守政党の議員にとっての嶺南地方、および進歩政党にとっての湖南地方は当選が確実に見込まれる安全選挙区なのであり、そこでの公認の是非は、時に本選挙以上に候補者の政治生命を左右することになる。そのため、韓国の主要政党では候補者選定が既存政党の不安定要因たりうるものであり、従って政党同士の合流においても、候補者選定は重大な問題になり得る。

以上の問題意識を踏まえ、次節以降では民主化以降の韓国で第三政党に所属する議員が第二大政党への合流を模索した実際の例を見ていく。具体的な手法としては、資料等の制約から中央選挙管理委員会が所蔵・公表している選挙及び政党に関する記録および新聞記事のレビューを用いることとする。通常、公的機関の記録や新聞記事には、代議政治の当事者が一般に公開しても差し支えないと判断した情報が掲載されることが専らであり、そこでのレビュー成果は更なる検証を必要とする。ただし、公に知られている情報を整理する作業は、そうした検証の前段階としての意味を持つものであるとの判断から、以下では予備的な考察と断った上で事例のレビューを行う。

レビューの対象となる事例は、以下のフィルタ

リングを行い、3件に絞り込んだ。まず、対象そのものを、公職選挙法および政党法が概ね2021年現在の諸規定を持つようになり、また中央選挙管理委員会が総選挙に関連する詳細な資料を公開するようになった2000年代以降のものに限定した。1990年代の事例は今日と異なる政党法規を考慮する必要があり、紙幅の関係上困難をきたすためである。なお同様の理由から、1996年に結成され、2006年に解散した金鍾泌率いる自由民主連合についても、別の機会に考察することとした。次に、2000年から2021年までの間に中央選挙管理委員会から政党登録を抹消された政党のうち、本稿における第三政党の定義に該当し、かつ、明確な後継第三政党を持たないものへと考察の範囲を絞った。先述の民労党は、所属議員の半数程度が統合進歩党を経て現在の正義党へ継承されており、後継となる第三政党があるものとした。また、2014年に選管登録を抹消された統合進歩党は、裁判所から解散を命じられて消滅したという特殊事情があるため、考察の対象外とした。

これらフィルタリングを経て、本稿では所属議員の動向などが把握できた国民統合21、親朴連帯、および国民の党の3事例を見ることとした。以下、これら3事例を解散した時期が早い順から見ていく。

3. 事例①：国民統合21

最初の事例となる国民統合21は、2002年4月、蔚山広域市東区を地元選挙区（以下、蔚山東区）とする国会議員・鄭夢準が、同年12月の大統領選挙に出馬することを見据えて設立した新党であり、2004年9月に解散している。国会議員としての鄭夢準は、民主化直後の1988年総選挙で当時の慶尚南道蔚山市東区から無所属で立候補し、初当選している。周知のように、鄭夢準は現代財閥のオーナー一族の一人であり、創業主である父・鄭周永が1992年の大統領選挙に出馬すべく統一国民党を結成した際には、その一員となり、同

年の総選挙では統一国民党の公認を得て蔚山市¹¹東区から出馬、再選を果たしている。ただし、鄭周永が大統領選挙での勝利を果たせず、同党が解散した後は再び無所属となり、1996年及び2000年総選挙では政党公認を得ることなく当選を重ねている。嶺南地方に属する蔚山は、歴代の嶺南政党にとっては票田の一つであり、実際、総選挙において蔚山で当選した鄭夢準以外の議員は、大半がその時々の嶺南政党の公認を得ていた¹²が、1996年、2000年の両選挙で鄭夢準が嶺南政党の公認を求めることはなかった。

ただし、2002年の国民統合21結成まで鄭夢準が無所属であったことは、歴代の嶺南政党との対立を意味するものではなく、むしろ両者が一定の合意の下に棲み分けを行っていたものと解釈するべきであると思われる。すなわち、現代財閥の御曹司であり、自身も傘下企業である現代重工業の社長を務めた鄭夢準は、財界、大衆を問わず高い知名度を持っており、また潤沢な政治資金を持つセレブリティであった。加えて、彼が選挙区としてきた蔚山は当時の傘下企業の一つであった現代自動車の工場が立地し、多数の従業員を有権者として有していることでも知られていた。そうした鄭夢準と対立することは、嶺南政党にとって不利益となるものであった。こうした事情もあり、嶺南政党側は2000年総選挙まで、本来であれば安全選挙区に属するはずの蔚山東区では、公認候補を立ててこなかった。

しかし、大韓サッカー協会会長および国際フットボール連盟（FIFA）副会長を務め、2002年FIFAワールドカップの招致に成功して国民的人気を得た鄭夢準は、同大会直前に新党・国民統合21を結成し、自らがその公認候補となって同年12月の大統領選挙に臨む姿勢を示した。そして、ワールドカップが成功裏に開催された後の同年夏以降、大統領選挙のキャンペーンを本格的に展開する。当時、嶺南政党であったハンナラ党は総裁・李会昌を大統領選挙の公認候補と決めてお

り、従って国民統合 21 の結成は、ハンナラ党の視点からは、鄭夢準が反旗を翻したものと映るものであった。

鄭夢準は、国民統合 21 を率いて 2002 年大統領選挙に臨んだものの、民主派弁護士出身であり、財閥に対しても批判的な傾向があるなど、本来であれば政策志向が異なるはずの盧武鉉と候補者の一本化で合意したり、さらにはその合意を後に破棄したりするなど迷走を重ね、政治的リーダーシップのなさを露呈させることとなった。他方、ハンナラ党にとっては、同年大統領選挙で李会昌が盧武鉉に僅差¹³で敗北したこともあり、鄭夢準は、金大中政権以来 5 年ぶりとなる嶺南政党政権奪還を阻んだ存在とも認識されるようになった¹⁴。2004 年総選挙でハンナラ党は、前回選挙までの不文律を破棄し、地元密着型の政治活動家である宋寅国¹⁵を蔚山東区の公認候補として擁立しているが、このことは、鄭夢準と嶺南政党政権の棲み分けが大きく変化したものと解釈することができる。

2004 年総選挙において鄭夢準は、国民統合 21 の代表兼公認候補として蔚山東区から立候補し、ハンナラ党が擁立した宋寅国を 56,851 票対 2,830 票という圧倒的な票差で下し、通算 5 回目の当選を果たした。この結果は、大統領選挙での勝利こそ叶わなかったものの、依然として鄭夢準が極めて高い知名度と強固な支持基盤を有していることを示すものとなった。この選挙を経た後の 2004 年 9 月、鄭夢準は国民統合 21 を解散し、かつて選挙区での棲み分けを行った嶺南政党への合流を模索するようになる。鄭夢準が合流の意図を明言した記録は管見の限り見られないが、彼が二大政党に合流し、指名を受けることで 2007 年の次期大統領選挙に勝利しようと考えていた蓋然性は高いと言える。

一方、ハンナラ党にとって鄭夢準の合流は、少なくとも手放しで歓迎できるものではなかった。既に党内では、2007 年大統領選挙をめぐり、惨

敗が予想されていた 2004 年総選挙での健闘を支えた朴槿恵、および当時のソウル市長・李明博が動き始めていた状況であり、鄭夢準の合流によって党内の混乱は激しくなる可能性があった。加えて、2004 年総選挙でハンナラ党は蔚山東区で公認候補を擁立していたのであり、直前の選挙で競合した相手を入党させることは、支持者の反発を招く恐れがあった。ただし、2002 年大統領選挙での迷走にもかかわらずその翌々年の総選挙で圧勝したという事実は、鄭夢準が依然として高い知名度と集票力を持つ政治家であることを示すものでもあった。

以上のような状況の下でハンナラ党は、2007 年 12 月 3 日に鄭夢準の入党申請を受理し、翌 2008 年 1 月に執行部の一員である最高委員に選出することとした¹⁶。既に李明博を次期大統領選挙でのハンナラ党公認候補とする方針が決定しており、同選挙の投票日である 12 月 19 日を直後に控えた時期に入党が受理された事実からは、鄭夢準に大統領選挙出馬の機会を与えまいとするハンナラ党執行部の意図がうかがえ、実際に鄭夢準は、入党とほぼ同時に大統領選挙での李明博への支持を表明している。また、入党後の鄭夢準は、総選挙に際して公認を受けられるものの、その選挙区は、それまで 5 回連続当選を果たしていた地元・蔚山東区ではなく、首都中心部に位置するソウル特別市東雀区乙選挙区とされた¹⁷。この選挙区移転が、極めて知名度の高い鄭夢準を激戦区であるソウル都心部に落下傘候補として擁立し、首都圏での集票につなげようという狙いを伴っていることは明白であった。

他方で鄭夢準も、ハンナラ党への合流に際しては一定の政治的成果を得ている。まず、前述のように彼は、入党一か月後には執行部である最高委員に選出されている。去る総選挙で敵対した人物を執行部の一員として厚遇することは極めて異例であり、後述する親朴連帯の事例では見られないものであった。また、合流直後に行われた総選挙

では、鄭夢準自身は落下傘候補として首都圏に選挙区を移し、蔚山東区を去ったが、その後任として同区でのハンナラ党公認を得た候補者は、前回選挙での公認候補であり、その後蔚山市議に転じた宋寅国ではなく、安孝大¹⁸であった。安孝大は国民統合 21 の事務局長を務めていた人物であり、鄭夢準としては、第三政党である国民統合 21 で自らを支えた人物に政治的見返りを与えることで政治的面子を保ったと言え、また鄭夢準のフォロワーとして国民統合 21 に仕えてきた安孝大もまた、鄭夢準のハンナラ党に対する存在感のゆえに、議員としての地位を得られたと言える。

以上を総括するならば、2002 年大統領選挙で歴代の嶺南政党との棲み分けを破り、第三政党・国民統合 21 を結成した鄭夢準が、2007 年にハンナラ党との関係を修復できた背景には、大統領選挙出馬の断念という対価に加え、知名度の高い鄭夢準がハンナラ党執行部にとって政治的に利用価値を有しているということ、鄭夢準が落下傘候補としてソウルへ選挙区を移したことで、そしてその鄭夢準の蔚山東区での公認候補に国民統合 21 出身者を指名する調整が実現したことなどが挙げられる。

4. 事例②：親朴連帯

親朴連帯は、2008 年総選挙に先立ってハンナラ党の公認候補から除外された現職国会議員らが結成した政党であり¹⁹、2012 年にハンナラ党への合流によって中央選挙管理委員会での登録を抹消された政党である。

親朴連帯は、同年の総選挙において、当時の現職大統領・李明博が与党・ハンナラ党の候補者公認過程から朴槿恵に近いとされる人物を一斉に排除したことに対し、排除された現職議員や一般党員らが反発し、集団離党したことによって結成された。ハンナラ党内では、これに先立つ 2007 年 12 月の大統領選挙に際し、李明博と朴槿恵が公認候補としての指名をめぐる激しく争い、その

対立が年を跨いでもなお、尾を引いている状況であった。そうした状況の中で発足した新党・親朴連帯は、2008 年総選挙に候補者を擁立し、比例代表名簿を縦覧したほか、選挙区においても、ハンナラ党の安全選挙区である嶺南地方を中心に公認を立てていった。

2008 年総選挙は、5 年周期の大統領選挙と 4 年周期の総選挙がわずか 4 か月差という近い日程で行われた、いわゆるハネムーン選挙であった。ハネムーン選挙が二元代表制で起こりやすい小野大（分割政府）を回避する効果を持っていることは既に知られている通りであるが（Shugart, 1995）、同総選挙では、まさにこのハネムーン選挙の効果が発揮され、ハンナラ党は単独過半数となる定数 299 中 153 議席を獲得した²⁰。一見すると、李明博の公認プロセスへの介入はハンナラ党の党勢に影響を与えなかったようにも思われるが、親朴連帯は比例代表枠で 8 議席と、ハンナラ党の 22 議席、統合民主党の 15 議席に続く当選者を出している。この 8 議席という当選者数は、同じく第三政党であり、労組の組織票を持つ民労党が同選挙で獲得した 3 議席を上回るものであった。さらに親朴連帯は、小選挙区でも 6 議席を獲得しており、それらは全て、本来であればハンナラ党の安全選挙区だった嶺南地方で得た議席であった。特に、朴槿恵の故郷であり、地元選挙区でもある大邱・慶北では、いずれもハンナラ党候補との競合があったにもかかわらず 4 人の当選者を出した。

しかし、こうして総選挙で議席を獲得した親朴連帯は、2010 年 2 月、同年 6 月の全国同時地方選挙に先立って未来希望連帯と改称し、さらにその翌 3 月にはハンナラ党への合流に向けた協議を始めた。ハンナラ党側は未来希望連帯との合流を歓迎する公式声明を発表し²¹、全国同時地方選挙に向けて、主に嶺南地方での候補者公認調整に着手すると同時に、未来希望連帯議員の入党・復党を受け入れ始めた。ただし、この時点において

もハンナラ党は李明博政権を支える立場にあり、そこへの合流は朴槿恵派に対する李明博派の優位性を認める政治的意味を持つことから、未来希望連帯側の一部議員には拒否反応が残り、合流は2012年春の未来希望連帯の解散まで、2年間かけて漸次的に行われた。

2年間という時間をかけながらも親朴連帯のハンナラ党への合流・復党が実現した要因として、2010年の全国同時地方選挙および2012年の総選挙に向け、選挙基盤を固めたいとするハンナラ党側の事情が挙げられる。すなわち、ハネムーン選挙後、国論を二分した米韓自由貿易協定の推進過程で「(米韓自由貿易協定に反対する人も)アメリカから牛肉が輸入されれば食べるだろう」と放言するなど、横柄な言動が目立っていた李明博は、徐々に支持率を低下させていき、やがて党内では、来る地方選や総選挙への不安が囁かれるようになっていった²²。先述のように、2008年の総選挙でハンナラ党は、ハネムーン選挙の追い風を受けて過半数を獲得したものの、その議席数は定数299中153と過半数をわずかに上回る程度であり、圧勝とは言い難いものであった。かつハンナラ党は、追い風を受けていた同選挙においてさえ親朴連帯に14議席の獲得を許していたのであり、しかもそのうち6議席は、ハンナラ党の安全選挙区であるはずの嶺南地方で、同党の公認候補をおさえて獲得された議席であった。こうした事情から、政権支持率が低下し、党勢も低下する中で選挙を戦わなければならないハンナラ党は、朴槿恵派との関係を修復し、来る選挙での議席を確保する必要に迫られていた。

ハンナラ党、特に選挙区で議席を得た現職議員にとって、かつて離党した親朴連帯の議員が合流することは、本来であれば、来る選挙において、自党を裏切った議員らとの候補者調整を行わなければならないことを意味しており、本来であれば強い反発を引き起こしかねないものであった。だが本事例の場合、ハンナラ党にとっては候補者調

整が合流の妨げにならないような好条件が重なっていた。まず、2010年に合流協議が本格化する契機となった地方選は、全国の広域・基礎自治体の首長、議会、および教育監約4000人を選出するものであったが、その半数以上にあたる基礎自治体議員地域区枠²³約2500人は選挙区ごとの公認人数に調整がきく中選挙区制であり、公認競争が激化する余地は限られていた。

加えて、2012年の総選挙も、ハンナラ党側に公認調整上の困難が生じにくいものであった。というのも、2008年総選挙において選挙区で議席を獲得した親朴連帯の議員は、慶州で当選した金一潤が当選5回・2008年当時70歳、大邱・建西区で当選した朴鐘根が当選4回・同71歳、大邱・西区で当選した洪思徳が当選6回・65歳と高齢のベテラン議員ばかりであり、2012年総選挙を機に政界を引退することが現実視される立場にいたからである。従ってハンナラ党にとっては、親朴連帯と合流することは、次期選挙に先立って朴槿恵寄りの有権者からの支持を回復させることができる一方、公認においては親朴連帯側の現職議員を引退させることで調整がつくため、負担がほとんど生じなかった。

以上の内容を総括するならば、親朴連帯とハンナラ党の合流が時間をかけながらも円滑に進んだ要因として、ハンナラ党側にとって朴槿恵が、2012年総選挙における党勢回復という目的において高い政治的価値を有していたこと、および親朴連帯側の現職議員に政界引退を控えた人物が多く、候補者調整が難航せずに済んだことが挙げられる。

5. 事例③：国民の党

上記の例とは逆に、二大政党への合流が難航した第三政党が2016年に結成され、2018年に分裂の上、複数の小規模野党と合流する形で政党登録を抹消された国民の党²⁴である。国民の党は、湖南政党・共に民主党の党運営において文在寅が

進歩色を強く打ち出す姿勢をとったことに反発した安哲秀が、旧金大中政権の系譜に属する東橋洞系²⁵の現職議員らを引き連れて集団離党し、結成した政党である。文在寅は、市民運動や学生らから支持を得る一方、政界での人脈や安全選挙区の地場産業からの支持に今一つ欠ける弱点を持っており、国民の党はそこを突く形で2016年総選挙を戦い、第三政党としては民主化後最多となる、定数300中38議席を獲得した。しかし、2016年秋の崔順実ゲート発覚後、運動圏と近い距離にある文在寅が朴槿恵大統領の罷免を求めろそうく集会に接近したことで、安哲秀は政局の主導権を失った。そして、2017年大統領選挙での敗北を経た2018年、安哲秀は国民の党を解散し、国民の党に所属していた議員は、正しい政党、正しい未来党、および民生党と、様々な小規模政党への改編や離合集散を繰り返しつつ、共に民主党への復党を模索するようになる。しかし、2010年にハンナラ党が親朴連帯との合流を歓迎したのに対し、共に民主党は旧・国民の党の中核を成す東橋洞系議員の復党に対し、一貫して否定的な態度をとっている。この共に民主党側の態度は、東橋洞系議員が復党を模索し始めてから2年以上経った2020年11月になっても基本的には変わっていない²⁶。

民主化のリーダーとしての側面を持ちつつ、ポーク・バレルや面倒見の良さで選挙区地盤や後輩議員からの支持を確保する政治的技術に長けていた金大中に対して、東橋洞系の議員はその死後も誠実な態度を見せることが多かった²⁷。そのことが、民主化以降30年の憲政においても稀に見るほどの大規模離党を引き起こしたわけであるが、共に民主党執行部としても、彼らの団結や集票力を利用したいという思惑は持っており、例えば2020年7月に文在寅は、東橋洞系の元老的地位にあった朴智元を国家情報院長に迎え入れている。しかし、そうした元老を個人レベルで合流させることはあっても、国民の党の議員らが集団レ

ベルで復党するには至っていない。

東橋洞系議員の集票力を必要とするはずの共に民主党が、旧・国民の党議員の復党に一貫して否定的な姿勢をとってきた要因に目を向けると、前2節の事例とは逆に、候補者公認の調整がつかなかった事例が確認される。同党の安全選挙区の一つである全北・全州の全州市丙選挙区を例に挙げると、同選挙区では2012年、全羅北道議会議員を2期務め、さらにそれ以前には全州市議会選挙に出馬した経歴も持つ金成柱が国会議員に初当選していた。しかし、2016年総選挙では、元開かれたウリ党代表であり、統一部長官も務めた鄭東泳が、同選挙区から国民の党の公認候補として出馬した。ながらくソウルに拠点を置いており、地元での政治活動は低調であった鄭東泳だが、MBCのアンカーマンだった頃からの知名度の高さを生かし、同選挙では金成柱を下した。

国民の党が解散した後、鄭東泳は共に民主党への復党を模索するが、仮に彼の復党を認めた場合、共に民主党が2020年総選挙において、全州市丙選挙区の公認調整で困難に直面することは明白であった。金成柱は2000年代初頭から国政を目指して地方政界で業績を積み上げ、国政へと進んできた職業政治家であり、2012年総選挙で国会議員に初当選した。その後彼は、国会議員として数期を務め上げることを志向していた。他方の鄭東泳も、実際に2020年総選挙に出馬したことからもうかがえるように、政界にとどまる意向を強く持っていた。従って、仮に鄭東泳の復党を認めた場合、共に民主党執行部は金成柱と鄭東泳との間で公認調整が強いられることが確実だったのである。

国民の党の二大政党への合流が円滑に進まず、分裂やさらなる小規模政党への改編へと至った要因としては、上記のような候補者調整に加え、安哲秀が有する政治的が前2節で見た鄭夢準や朴槿恵に比して極めて乏しかった点も指摘される。すなわち、安哲秀は2010年代初頭以降、医師や実業家、大学教員など多彩な側面を持つ知識人と

してテレビ出演を重ねることで知名度を上げ、それを追い風として政界入りした人物であるが、財閥の御曹司として資金力や知名度のほか、企業人脈を介した支持者を得てきた鄭夢準や、元大統領の娘として地元・慶尚北道での集票力や追従する現職議員を要する朴槿恵とは違い、政治的キャリアとしては2013年補欠選挙で国会議員として初当選し、2016年総選挙で再選されたにとどまり、かつ、このうち2013年の初当選当時の党籍は無所属であるなど、他の議員に対して影響力を与えられる立場ではなかった。こうした世界人脈の乏しさに加え、崔順実ゲートに抗議するろうそく集会が発生した際、その接近と協調において文在寅に主導権を奪われた事実は、安哲秀の貴重な政治資源であって来た大衆動員力にも疑問符をつけるものとなった。こうした安哲秀を、選挙区調整を難航させてまで復党させる利益が、共に民主党側には見いだせなかったと推測される。

以上の議論をまとめると、国民の党は選挙区調整の難航、そして党代表であった安哲秀の政治的価値という両面において、二大政党執行部にとって利益を見いだせる存在ではなく、従ってその議員の二大政党への合流と政治生命の維持を果たせなかったと見ることができる。

6. 結びに代えて

本稿では、民主化後の韓国で、第三政党が二大政党へと合流した際、その所属議員が職業政治家としての地位を維持できるかどうかにおいて、先行の諸研究を踏まえつつ、合流する国会議員の公認調整と第三政党指導者の政治的価値が重要な役割を担っているのではないかと推測し、その妥当性を見てきた。本稿で見た3事例は、当該推測が妥当性を持っていることを示唆している。すなわち、第三政党の指導者が二大政党にとって政治価値を持つ人物であり、かつその現職議員が小選挙区で二大政党議員と競合しなければ、合流は円滑に進むが、その競合の度合いが高まれば、合流・

復党は難航すると考えられる。国民統合21の場合、知名度と集票力を持つ鄭夢準はハンナラ党にとって利用価値の高い人材であり、かつ落下傘候補として従来の選挙区から遠く離れた首都圏での総選挙出馬にも対応できる人物であった。他方で鄭夢準も、自身が離れた蔚山東区にハンナラ党生え抜きの候補ではなく、国民統合21出身者の安孝大をハンナラ党に公認させることで調整をつけた。親朴連帯の場合、朴槿恵自身はハンナラ党に残留しており、かつ党内ライバルであって来た李明博の支持率が低迷する中であってはハンナラ党の党勢回復に貢献しうる人材であったこと、そして親朴連帯側の議員の多くが引退間近であったことのために、ハンナラ党との合流は時間をかけつつも進めることができた。他方、国民の党の場合、合流先の一つとして模索された共に民主党側は、自党生え抜きの議員との間で選挙区ごとの公認調整が難航しており、また、議員経験が乏しく、崔順実ゲートへの対応で大衆動員力にも疑問を持たれるようになった安哲秀に政治的価値を見出せない状況にある中、合流に積極性を見せてこなかった。

以上のレビューは、2000年代以降の韓国において二大政党が現状維持（status quo）に利益を見出すとともに、それへの挑戦者として度々登場してきた第三政党やその指導者をも戦略的に利用してきた可能性をも示唆している。ただし、本稿でのレビューは新聞記事と選管統計を積み重ねた、いわば状況証拠にとどまるものであり、インタビュー調査などを通じた論証を図る必要がある。当該作業を図り、韓国における政党研究、および政治学全体における新興小規模政党研究全般に貢献することについては、今後の研究課題としたい。

[謝辞：本稿はJSPS科研費（課題番号：20K20046）に基づく研究の成果の一部である。]

【参考資料】

<韓国語>

강원택 . 2004. 「제 17 대 총선에서 민주노동당 지지에 대한 분석」 『한국정치연구』 13 (2) pp. 143-165
 (カン・ウォンテク . 2004. 「第 17 代総選挙における民主労働党支持に対する分析」 『韓国政治研究』 13 (2) pp. 143-165)
 ——. 2005. 『한국의 정치개혁과 민주주의』 인간사랑
 (——. 2005. 『韓国の政治改革と民主主義』 インガンサラン)
 ——. 2018. 『한국정치론』 박영사
 (——. 2018. 『韓国政治論』 パギョンサ)
 구분훈 외 . 2020. 「한국인들은 어떤 민주주의를 선호하는가?: 엘리트민주주의 대 참여 민주주의」 『한국과 국제정치』 36 (4) pp. 1-33
 (ク・ボヌンほか . 2020. 「韓国人はどのような民主主義を愛好するのか?: エリート民主主義対参与民主主義」 『韓国と国際政治』 36 (4) pp. 1-33)
 김소정 . 윤종빈 . 2019. 「한국 유권자의 제 3 정당 지지」 『한국정당학회보』 18 (2) pp. 29-66
 (キム・ソジョン . 윤・종빈 . 2019. 「韓国の有権者の第 3 政党支持」 『韓国政党学会報』 18 (2) pp. 29-66)
 민병기 . 2017. 「사회운동 기반의 정당 등장과 정치적 기회구조: 민주노동당과 녹색당의 사례」 『한국정치학회보』 51 (1) pp. 207-231
 (민・병기 . 2017. 「社会運動を基盤とした政党の登場と政治的機会構造: 民主労働党と緑色党の事例」 『韓国政治学会報』 51(1) pp. 207-231)
 정주신 . 2017 「한국 정당의 공천과동에 따른 선거 결과 합의: 제 20 대 총선과정에서 여 . 야 정당의 공천을 중심으로」 『한국과 국제사회』 1 (1) pp. 31-70
 (정・주신 . 2017. 「韓国の政党の公認ショックに伴う選挙結果の含意: 第 20 代総選挙過程における与野党の公認を中心として」 『韓国と国際社会』 1 (1) pp. 31-70)
 박경미 . 2006. 「민주화 이후 한국 정당정치의 경쟁구조 - 의제설정자의 등장과 의회정치의 지배구조」 『사회연구』 (2006-1) pp. 113-141
 (박・경미 . 2006. 「民主化以後の韓国における政党政治の競争構造—議題設定者の登場と議会政治の支配構造」 『社会研究』 (2006-1) pp. 113-141)
 이현우 . 2019. 「왜 성공한 제 3 정당은 없는가」 『시사저널』 (1541)
 (イ・ヒョヌ . 2019. 「なぜ成功した第三政党はないのか」 『時事ジャーナル』 (1541)
<https://www.sisajournal.com/news/articleView.html?idxno=184570>
 『동아일보』 (『東亜日報』)
 『중앙일보』 (『中央日報』)
 『한겨레』 (『ハンギョレ』)
 대한민국 국회 (大韓民国国会) <https://www.assembly.go.kr>

go.kr

중앙선거관리위원회 선거통계시스템 (中央選挙管理委員会 選挙統計システム) <http://info.nec.go.kr>

<英語>

Beyers, Stephanie et al. 2016. 'The Life and Death of New Political Parties in the Low Countries' *West European Politics* 39 (2) pp. 257-277
 Biezen, Ingrid van et al. 2014. 'Deterring New Parties? The Impact of State Regulation on the Permeability of Party Systems' *Party Politics* 20 (6) pp. 890-903
 Chiru, Mihail et al. 2021. 'Political Opportunity Structures and the Parliamentary Entry of Splinter, Merger, and Genuinely New Parties' *Politics* 41 (3) pp. 316-333
 Cho, Young-ho. 2019. 'Cultural Foundations of Contentious Democracy in South Korea' *Asian Survey* 59 (2) pp. 272-294
 Dyck, Brandon Van. 2018. 'Why New Parties Split: The Schism of Peru's United Left in Comparative Perspective' *Latin American Studies Journal* (10) pp. 1-30
 Ignazi, Piero. 1996. 'The Crisis of Parties and the Rise of New Political Parties' *Party Politics* 2 (4) pp. 549-566
 Katz, Richard S. and Peter Mair. 1995. 'Changing Models of Party Organisation and Party Democracy: The Emergence of the Cartel Party' *Party Politics* 11 (2) pp. 173-191
 Lim, Sung-hak. 2011. 'Political Parties and Party System in Korea after Democratisation: Cartelised Party System and Oscillations Between Two Models' in Liang Fook Lye (eds) *Political Parties, Party Systems and Democratization in East Asia* Singapore: World Scientific pp. 211-241
 Lipset, Seymour Martin and Stein Rokkan. 1967. *Party Systems and Voter Alignments: Cross-National Perspectives* New York: Free Press
 Marland, Alex. 2013. 'From Opposition to Government: Party Merger as a Step on the Road to Power' *Parliamentary Affairs* 68 (2) pp. 272-290
 Sartori, Giovanni. 1976. *Party and Party Systems: A Framework for Analysis* New York: Cambridge University Press
 Sikk, Allan. 2005. 'How Unstable? Volatility and the Genuinely New Parties in Eastern Europe' *European Journal of Political Research* 44 (1) pp. 391-412
 Shugart, Matthew. 1995. 'The Electoral Cycle and Institutional Sources of Divided Presidential Government' *The American Political Science Review* 89 (2) pp. 327-343

Woo, Eun-hee. 2017. 'Party Organization and Candidate Selection in Transitional Democracies: The South Korean Case' paper presented at the ECPR General Conference in Oslo, September 6-9, 2017

<日本語>

川人貞史. 2011. 「二大政党システムとは何か」『Voters』(4) pp. 3-4

杉田敦. 2011. 「二大政党制は可能/必要か」『Voters』(4) pp. 7-8

中北浩爾. 2017. 『自民党一強の実像』中央公論新社

縄倉晶雄. 2021. 「韓国の国会議員選挙における政党の候補者公認プロセスと政党の凝集性：第20代から第21代選挙にかけての嶺南政党を事例として」『北東アジア地域研究』第27号 pp. 75-89

——. 2020. 「新興民主主義国家としての韓国における政党政治の制度化—2020年総選挙を事例とする予備的考察」『文教大学国際学部紀要』31(1) pp. 103-11

- 1 本稿では、韓国国内の政治学研究での先例に基づき、「嶺南地方（慶尚道）もしくは湖南地方（全羅道）を主たる支持基盤とし、それぞれの地域においてほぼ独占的に議席を獲得し、与党もしくは野党第一党となる政党」を「二大政党」とし、「二大政党に該当しない一方で、総選挙で当選者を出し、国会に議席を有する政党」を「第三政党」と位置付ける。
- 2 本稿における選挙データは、いずれも中央選挙管理委員会データベース <http://info.nec.go.kr/main/showDocument.xhtml?electionId=0000000000&topMenuId=BI> の、2021年11月17日現在の記載事項に基づくものである。
- 3 周知のように、韓国では嶺南政党および湖南政党も数年おきに改編を繰り返しているが、これら二大政党の改編は、カン・ウォンテク（2018）でも示されているように、前身となる既存政党を持つものであり、韓国政党研究においては、基本的に第三政党のような新政党の設立とは区別される。政党研究の観点からは、こうした認識の妥当性も改めて問うべきであるが、そうした作業は本稿の範疇から逸脱するものであるため、別の機会に述べることとし、本稿では上記の通念に従うこととする。
- 4 もとより、当該2件の論考が新興小規模政党の消滅に特段言及していないのは、1990年代以降の日本でそうした事象が数多く繰り返されており、特に言及する必要性がなかったためであるとも考えられる。
- 5 この類型は、新興民主主義国における新党を、既存政党の改編や分裂によるものなのか、或いはそうした前身を持たない純然たる新党（genuinely new parties）なのかによって分類することを提唱した、Sikk（2005）の議論を踏まえたものである。
- 6 『中央日報』1992年2月10日。

7 韓国政治においては、大統領の地位とその強大な権限は、「大権」と呼ばれる。

8 院内交渉団体の要件に関する詳細は大韓民国国会 <https://www.assembly.go.kr/views/cms/assm/assembly/assorgani/assorgani04.jsp> を参照（2022年2月8日）。

9 中央選挙管理委員会 <https://nec.go.kr/site/nec/ex/bbs/List.do?cbIdx=1100> の所蔵資料より（2021年11月26日閲覧）

10 カン・ウォンテク（2005:166-180）で言及されているように、韓国では、政党を率い、大統領選挙に挑む政治家たちが極めて高い選挙資金の獲得能力を備えているという傾向が、民主化以前から一貫している。そうした点でも、他党の指導者の取り込みには政治的利益があると言える。

11 1994年に大都市自治体としての指定を受け、蔚山広域市として慶尚南道から分離された。

12 2000年総選挙を例にとると、蔚山の5選挙区での当選者のうち、鄭夢準だけが無所属であり、それ以外の4人は全員がハンナラ党の公認候補であった。

13 同選挙での盧武鉉の獲得票数は1201万票あまりであり、1144万票あまりであった李会昌との票差は60万票に満たなかった。

14 後に鄭夢準がハンナラ党に合流する際、ハンナラ党側はその必須条件として2007年大統領選挙での李明博支持を明言することを求め、鄭夢準もそれを呑んでいる（『中央日報』2008年1月26日）が、2002年大統領選挙での李会昌の敗北は、その伏線となるものであった。

15 後に蔚山市議などを務めている。

16 『中央日報』2007年12月19日。

17 『中央日報』2008年4月22日。

18 なお、安孝大は2008年および2012年の両総選挙では当選を果たしたが、2016年総選挙では元民労党系の無所属候補・金鐘勲に労組関係者の票を奪われ、落選している。

19 中央選挙管理委員会への届出書類の上では、親朴連帯は、2007年大統領選挙の独立系候補・鄭根膜が結成した未来韓国党に朴槿恵派人士が合流し、党名を改称したことで発足している。しかし、未来韓国党の事実上のオーナーであった鄭根膜は親朴連帯の代表には就任しておらず、実態としては朴槿恵派人士が未来韓国党を乗っ取ったと見ることができる。

20 本稿では、選挙区ごとの開票結果に加え、政党ごとおよび選挙ごとの獲得議席についても中央選挙管理委員会データベースの記載事項に依拠している。

21 『東亜日報』2010年3月25日。

22 『ハンギョレ』2008年8月29日。

23 韓国では、国会だけでなく地方議会も選挙区と比例代表からなる二本立ての選挙制度が採用されている。

24 2020年総選挙に先立ち、安哲秀は再び同名の政党を立ち上げているが、当該事例は二大政党から分かれる形で成立したものではないなど、留保すべき条件が複

数あるため、本稿では検討対象としない。

25 東橋洞とはソウル特別市麻浦区にある住宅街の地名であり、生前の金大中の居住地でもあったことから、韓国政界では「東橋洞（동교동）」と言えば、暗に金大中やその派閥のことを指す慣例がある。2020年代に入り、金大中が残した住居の相続を巡って2人の息子による法廷闘争が起こっているが、2019年に李姬鎬夫人が逝去するまでは、金大中派出身の政治家たちは不定期ながらも東橋洞に集うことがあった（『東亜日報』2020年6月23日）。

26 『東亜日報』2020年11月20日。

27 『ハンギョレ』2019年6月14日。

A Review on 'Third Political Parties' in Post-Democratised South Korea From the Perspective of MPs' Political Survival

NAWAKURA, Akio (Meiji University)

This study asks what accounts for political death or survival of South Korea's MPs belonging to minor 'third' parties for last three decades. Following the democratisation in 1987, South Korea's legislature has been occupied by two major political parties holding safe seats in Southeastern Yeongnam and Southwestern Honam respectively. While the two major parties have enjoyed their dominant status in the

National Assembly, however, not a few third parties have challenged them but have mostly merged with the two giants. The author's case review suggests that the political survival of the former challengers in the giants depends on the processes of candidate selection prior to coming elections and their political value for the cadres of the giants.

中国国際関係理論研究

— 「特色性」・「普遍性」論争を中心に

曹 鳴（創価大学）

要 旨

1987年宦郷¹は「中国の特色のある国際関係理論」構築を呼びかけた。21世紀にかけて中国学術界の焦点は「中国の特色のある国際関係理論」の構築から、「中国学派」の構築へと移っていった。中国人研究者は中国独自の世界認識の中で、「特色」を探り出し「中国の特色のある外交」として位置づけようとした。

中国の国際関係理論の研究は二つの方向に分けられていった。一つは「中国の特色」を強調する「中国学派」である。もう一つは、胡錦濤と温家宝が提起する「民主社会主義」＝「普遍的価値」のもとで、一部の官僚や知識人が民主主義を積極的に追求する方向性である。

しかし「民主社会主義」は、共産党内で「普遍的価値」＝西側の民主主義と批判され、近年はこれを研究するものは少ない。しかし中国伝統文化の視点から、「普遍的価値」の議論を続けた研究者もある。例えば本論で取り上げる閻学通の「道義的現実主義」は、中国春秋戦国時代の哲学思想に基づいて、普遍的価値に代わって人類には共通の道義感があると主張する。閻学通は「一帯一路」が直面する「債務外交」・「拝金主義」・「戦狼外交」などの西側からの批判に答えるために、中国外交に「道義的現実主義」は不可欠であると主張する。「道義的現実主義」が導く王道外交の位置づけによって、中国外交は西欧各国に理解されるであろう。

はじめに

2013年習近平が打ち出した「一帯一路」外交政策は、西欧諸国から強く批判されてきた。その批判の理由は、中国外交政策のウィン・ウィンの協調主義的外交姿勢から強硬路線への転換にあると考えられる。西側からの批判に対して中国は、中国伝統文化を基礎とする中国独自の国際関係論を形成することによって対応しようとしている。

本論は、「中国の特色ある国際関係理論」の構築が提起されてから、現在までの中国国際関係理論研

究の歴史と論争をまとめた。90年代から21世紀にかけて、中国学術界では、「中国の特色ある国際関係理論」の構築から、次第に「中国学派」の構築へと論争点が変わったことが明らかにしたい。従来の中国における研究は「特色性」を強調する「中国学派」内の論争を重んじてきた。しかし本論では「特色性」・「普遍性」論争に焦点を絞り、「一帯一路」に代表される中国外交政策が西側諸国に受け入れられるための中国国際関係論の理論構造を明らかにしたい。

近年一部の中国国内の研究者は、胡錦濤と温家

キーワード：

「中国学派」論争、「普遍的価値」論争、「道義的現実主義」、中国外交

宝の時代に批判された「民主社会主義」と「普遍的価値」から形を変えて、中国の伝統文化の政治思想と西欧近代に代表される人類共通の道德観の類似性を主張し始めた。

例えば、本論で取り上げる閻学通の「道義的現実主義」は、中国が「王道」外交を実施すべきだと主張する。「王道」は、力による外交だけでなく、欧米が主張する機会平等原則のもとでは豊かになれない途上国への「同情」²（配慮）の立場に立ち、このような国々のために、「公平」（結果の平等）、「正義」（途上国と共有できる正義）、「文明」（自由より普遍的に存在する道德観）の国際規範を作らなければならないとすることである。「道義的現実主義」は、中国外交が直面する「債務外交」などの欧米の疑念を晴らす可能性を持っている。さらに「中国の夢」の実現に、有利な国際環境を作ることにより、中国は最も先進的な国家として歴史的地位を回復できるかもしれない。閻学通の「道義的現実主義」を中国の具体的な外交政策に応用させることによって、今の中国よりより良い民主制度や国際秩序を構築できる可能性をはらんでいる。

1. 中国国際関係理論の発展

歴史を振り返ると、人類の国際関係や外交に対する研究は、ギリシャのペロポネソス戦争や中国の春秋戦国時代からすでに始まっていた。しかし、西欧近代の学問としての国際関係研究は、欧米においても1919年以降、第一次と第二次世界大戦への反省をもとに誕生し、概ね100年ぐらいの歴史しか持っていない。

中国における、国際関係理論の研究は20世紀の60年代初頭から始まり、政府の外交戦略に必要な理論的基盤を与える役割を担って来た。中国建国以来の国際関係理論研究は、強い政治性とイデオロギーを持っている。60年代冷戦の下で、ソ連は中国との科学技術協力協定を破棄した。その後、毛沢東は「向ソ一辺倒」政策を諦め、中国が米ソ両超大国の支配を受けている途上国と共

に、帝国主義に対抗する「三つの世界論」を提起した。また、鄧小平時代の「改革開放」政策の下で、中国は欧米が主導する国際秩序に参入した。文化大革命で一時中断した国際関係研究再開の必要性を認識し、中国政府主導の下多くの中国人が「中国の特色のある欧米国際関係理論」研究に参入し、欧米国際関係理論は中国社会に広がった。中国の大学でも、西側の国際関係理論研究の枠組みの下で研究が進んだ。中国外交と国際関係理論研究の関連性を明らかにするために、中国建国以来の国際関係理論研究を振り返って見たい。

(1) 中国建国から改革開放初期までの国際関係理論研究

王軍と但興悟は建国から改革開放初期までの中国国際関係研究を三段階に区分した。

- ① 建国から50年代の末期まで
- ② 60年代初頭から1969年頃まで
- ③ 1970年から1978年まで

第一段階において中国の国際問題の研究は、社会主義の優位性と資本主義の不合理性、帝国主義の腐敗性と瀕死性に重点を置いていた。特に、帝国主義の対外侵略政策をあばき出す一方で、ソ連の社会主義建設の経験を紹介し、国際共産主義運動の歴史と現状を研究し、一部の国のプロレタリア革命闘争の情勢を研究することなどを目的として来た。第二段階では、中国共産党とソ連共産党の矛盾が激化した。中国学術界もソ連を賞賛することをやめ、ソ連の社会主義建設の経験に関する記述を減らし、ソ連の覇権主義と修正主義の思想とその行為を批判した。第三段階は、60年代末期から1978年頃までである。文化大革命の影響を受け、この段階の国際関係研究は主に政治的必要性から強いイデオロギー性を持っている（王、但、2008、pp.12 - 16）。

改革開放初期までは、政治指導者の個人的影響力が強く、中国の国際関係研究の学術性が高くなかった。ソ連との関係悪化と共に、毛沢東には「第

三の道」に進む決意が見られるようになったと思われるが、中国の独自性を持つ国際関係理論を創出しようとする意識は未だ形成されてなかった。

（2）改革開放初期から現在までの中国国際関係研究

文化大革命が収束し、国内の一部の国際問題研究機関が研究を再開した。1979年鄧小平は「政治学、法学、社会学、そして世界政治の研究を、私たちは長年無視してきた。今は急いで学びなおす必要がある」と指摘した（鄧、1994、pp.180 - 181）。改革開放が進むと共に、中国は西側の国際関係理論を再び研究し始めた。80年代後半になって、中国は独自の国際関係理論の構築を始めた。例えば、1987年に上海で開催された国際関係理論シンポジウムでは、宦郷の「中国の特色ある国際関係理論」の構築というテーマが、初めて取り上げられた。激しい議論が起きたが、その本質は国際関係理論の学術性と政治性の争いにあった。

シンポジウムでは国際関係理論建設の必要性和緊急性では合意したが、「中国の特色」という表現について、国際関係学のような政治的に敏感な学問に対して、理論建設がどうやって相対的な独立性を保ち、如何にして異なる観点から自由な論争ができるのかについて議論された（趙、趙、楚、1987、p.5）。この論争は、90年代を経て2004年まで続いた。「中国の特色ある国際関係理論」建設の賛同者は、中国自身の現実³と歴史から出発し、中国の伝統と当面の政治的実践を基に理論化して、すでに「中国の特色」を形成していると主張した。反対者は、学問と理論の科学的構造は国別の特色に訴える必要はないと主張した。中立派は、国際関係の研究は少数の国に独占されるのではなく、国際化されるべきだと主張した（袁、2007、pp.16 - 21）。

80年代「改革開放」と共に、中国の学術界は、政府主導の下に多くの研究者が中国国際関係理論の構築を始めた。しかし、中国の国際関係理論研究の政治性は依然強い影響力を持ってかつ研究者達は「中国の特色」に固執し続けた。

2. 「中国学派」

（1）「中国学派」の提起と理論構築

90年代から21世紀にかけて、中国国際関係研究学術界の焦点は次第に「中国の特色ある国際関係理論」の構築から「中国学派」の構築へと移った。「中国学派」の研究者は多くの概念や理論を生み出した。例えば趙汀陽の「天下体系」⁴、秦亜青の「過程構築主義」⁵、石之瑜の「関係平等」理念⁶、閻学通の「道義的現実主義」⁷、上海学派の「共生」⁸理念などである。しかし、「中国学派」やその範疇をどのように定義すればよいのかについては、これまで定まった説はない。

王軍と但興悟は、21世紀に入った中国の国際関係学の研究を六つの系統に分類した。

- ①「西学派」 ②「国学派」 ③「経典派」
④「国策派」 ⑤「史学派」 ⑥「動態派」

①「西学派」は、欧米の国際関係の研究を範とし、西洋の国際関係の理論概念と研究成果を全面的に受容し、吸収し、消化する。さらにこれらの成果を基づいて新しい理論の構築を試みる。

②「国学派」は、「西学派」と正反対である。「国学派」は中国の伝統文化と儒家思想の積極的な要素を発掘して、中国特有の国際関係の考え方と国際関係の理論を形成する

③「経典派」は、マルクス、レーニン、毛沢東、特に鄧小平の外交思想と国際戦略を中核とし、西洋の国際関係学と異なる、より完全な国際関係理論体系を発展させることを主張する。

④「国策派」は、中国の長年にわたる外交政策の経験を踏まえて、中国の外交政策と国際戦略に貢献する国際関係体系の理論を形成しようとする。

⑤「史学派」は、国際関係の歴史、特に専門史から着手し、歴史経験に基づいた国際関係の法則と理論をまとめようとする。

⑥「動態派」は、国際関係研究の現状や動きから、国際関係の新たな変化や動きを随時追いかける。

王軍、但興悟の分類から見れば、「中国学派」は独立の系統として認識されてない（王、但、

2008、p.2)。

一方で中南財経大学国際問題研究所所長劉勝湘は「中国学派」がまだ構築されていないので、現段階でその内容を理解するために、マクロとミクロとの二つの視点を分けて分析した。マクロ的「中国学派」は、三つの分野を含んでいる。一つ目は、中国の特色のあるマルクス主義国際関係理論、例えば郭樹勇の『従国際主義到新国際主義：馬克思主義国際関係思想發展研究』（『国際主義から新国際主義へ：マルクス主義国際関係思想發展研究』）などである。二つ目は、中国の伝統文化を反映した国際関係理論、例えば趙汀陽の『天下体系：世界制度哲学導論』（『天下の体系：世界制度哲学序論』）、任曉の『共生：上海学派的興起』（『共生：上海学派的台頭』）、秦亜青の『關係与過程：中国国際関係理論的文化建構』（『關係とプロセス：中国国際関係理論的文化構築』）、閻学通の『道義的現實主義与中国の崛起戰略』（『道義的現實主義与中国の台頭戰略』）などである。三つ目は、「衆家」（百家）の長所を取り込んだ中国国際関係理論、例えば蔡拓の『全球学導論』（『地球学序論』）などである。

以上は、マクロ的な「中国学派」である。一方でミクロ的な「中国学派」は、秦亜青の「關係学派」を中心とする「道義学派」、「天下学派」、「共生学派」である（劉、2020、pp.8 - 9）。劉勝湘のまとめによると、現代中国のすべての国際理論研究は「中国学派」の枠組みに入れるべきで、「中国学派」=中国の理論というイメージが強い。

（2）「中国学派」内の論争

秦亜青は、「中国学派」の「核心的問題」⁹について提起した。秦は、「中国学派」が未だに形成できないのは、「核心的問題」が提起されていないとからだと考えている。英米には独自の核心問題があるが、中国では時間、空間、文化的特徴に基づく「核心的問題」が形成できていない（秦、2005、pp.165 - 176）。また梁守徳は、「中国の特色」の表現の強固な支持者である。彼は、「中

国理論、中国学派、中国の特色は人為的で主観的な憶測ではなく、社会科学理論の内在的な規則性から要求されているものである。中国の国際関係理論は国情に立脚し、自分を知り、相手を知り、最良の接点を探さなければならない」（梁、2005、pp.6 - 7）と述べている。

一方、王逸舟は、秦亜青が提唱した「中国学派」構築に中立的な態度を取っている。王によれば、「今日の中国における国際関係理論研究が欧米の理論や分析方法、パラダイムを借用する段階にあることを認識し、『特色』という表現を使うべきではない。『中国的視点』を提唱するとともに、具体的な問題研究を積み重ねることによって、着実に『中国学派』を形成していくべきだ」（王、1993、pp.6—13）と主張している。

閻学通は、以下の三点から「中国学派」の構成に反対する。

①中国は、一千年以上の歴史を持っている。その思想と理論は豊富であり、一定の思想や理論によって、中国を全面的に代表することはできない。

②「学派」という言葉は、「中国学派」という概念に分類する上で合理性を欠いている。

③閻学通が主張する「中国主義」（継続的にもっている思想上の立場、常々もっている意見・主張）のパラダイムがなければ、多くの学術分野の中で「中国学派」を打ち立てることはできない。

「儒学」という中国史の中で最も影響力の大きい学派でさえ、「中国学派」と呼ぶことはできない。「毛沢東思想」と「鄧小平理論」は「中国共産党規約」に収められているが、「中国学派」とは呼ばれていない。中共中央が2016年に開いた哲学社会科学活動座談会でも、中国の特色ある思想と理論の構築を提唱した際、「中国学派」という概念は使われなかった（閻学通、2018年、p.5）。

中華民国の成立以来、中国には「民族主義」、「三民主義」¹⁰、「共産主義」、「自由主義」、「資本主義」、「社会主義」などの西欧思想が導入された。これらの思想理論が導入された後に、中国化によるよ

り高度な理論化が行われた。欧米から導入された思想であるか、中国自身の伝統から学んだかにかかわらず、いずれも一定の中国の特色を持っている。しかし、これらの思想や理論の原理がそれぞれ異なっているため、どの思想も中国の思想を全面的に代表するとは言えない（閻、2018、p.5）。

また「学派」という言葉は、「中国学派」という概念に分類する上で合理性を欠いている。学派が形成されるのは、一つの学派の中に少なくとも二つの異なった見方があるからだ。もし一つの見方しかないのであれば、学派は成立しない。古典物理学は、英国の学者が作ったものであるが、「英国学派」と呼ばれることはない。国際関係の構造的現実主義の理論も、アメリカの学者が創立したからといって「アメリカ学派」と呼ばれることはない。マルクスはドイツ人であるが、マルクス主義は「ドイツ学派」とは呼ばれていない（閻、2018、p.5）。

同様に、中国の学者が構築した理論や思想も、「中国学派」にはならない。「中国主義」のパラダイムがなければ、多くの学術分野の中で「中国学派」を打ち立てることはできない。例えば、多くの学術分野にマルクス主義の学派があるが、これはマルクス主義の階級分析のパラダイムがあることを前提としている。これらの学術分野に「中国学派」を作る「中国主義」のパラダイムがないため、「中国学派」を共同で作る作業は想像を絶する困難に直面した（閻学通、2018、p.5）。

以上の三つの理由のほかに、閻学通はさらに以下三点を主張する。「中国の崛起（勃興）は、我が国の学術発展に大きなチャンスをもたらした。この機会を客観的な事実を尊重する学問の革新に利用すれば、私たちは学界に百花繚乱の時代を切り開くことができるだろう。しかし逆に、「中国学派」を設立して学術研究の方向を限定してしまうなら、思想と理論の研究が人類の知識を増進する革新的な成果を得ることは難しい。したがって、学界の同僚の皆さんには実事求是の学術研究に没頭することをお勧めする。学派の名称をかき集めるた

めに精力を浪費してはならない」（閻、2018、p.6）。閻学通は、「中国学派」の構築が政治上の正しさを求めるだけで、その学術性は低いと考えている。

以上の閻学通の主張から、本章では中国国際関係研究をまとめて、学術界における議論の焦点が「中国の特色ある国際関係理論」構築から、「中国学派」の構築へと転換しつつあることを明らかにしたい。「中国学派」の定義と範囲は未だに曖昧であるが、中国の研究者たちは、中国の伝統的哲学や、欧米から導入されたマルクス主義などを融合しながら、「中国学派」を構築しつつある。また、「中国の国際関係理論の構築」の呼びかけの延長線上にある「中国学派」だけでなく、胡錦濤と温家宝が提起し、一時学術界に広がっていった「普遍的価値」の論争も同時期に起こっている。

3. 「普遍的価値」と「道義的現実主義」

(1) 「普遍的価値」論争と「道義的現実主義」の誕生

民主社会主義の視点から、「普遍的価値」の論争が取り上げられている。まず普遍的価値が提起される以前に、胡錦濤（前総書記）は2006年4月に「民主」は現代化建設の必要条件であると提起した。同年の9月に温家宝（前総理）は、人類共通の価値観と文明の成果として「民主」の意義を強調した。その後人民大学元副学長の謝韜を中心とする「改革派老幹部」は「民主社会主義」モデルを主張した。しかし党中央は「民主社会主義」は中国の国情に適合しないとして、このモデルを否定した。2008年5月、胡錦濤は、「『戦略的互惠関係』の包括的推進に関する日中共同声明」に署名した際に「普遍的価値」という言葉を使った。中国が外国との公文書において「普遍的価値」と言う言葉を残したのは、これまでになかったことである。しかし「普遍的価値」を主張することは、中国の特色ある社会主義の否定を目指しているとして、体制内の研究者と党機関紙に批判された。同時期に劉曉波を中心とする知識人、民主活

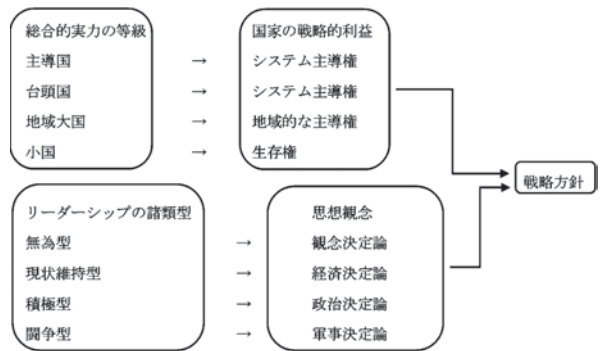
動家が「零八憲章」を發表し、自由、平等、人権などの人類共通の普遍的価値を求めた。2008年12月、第11期三中全会30周年理論検討会において党中央は、「普遍的価値」への全面的批判を提起し、中国の「民主社会主義」と「普遍的価値」を中心とする論争は収束した。劉曉波も2010年2月、国家政權転覆扇動罪によって逮捕された(亀山、2011、pp.61 - 80)。最終的には共産党内部で「普遍的価値」=西側の民主主義と批判され、近年ではこれを研究する研究者は少ない。

改革開放以来の経済発展に伴い、一部の官僚、知識人を中心とした中国人も民主主義を積極的に追求するようになった。その後共産党は、「民主社会主義」と「普遍的価値」を中心とする論争を否定した。これらの議論が、体制側と知識人の間に相互に影響を与えたことは間違いないだろう。今日の学界では、民主主義や、普遍的価値を追求する考えは否定されている。しかし中国伝統文化の視点から、議論を続けている者もある。例えば閻学通の「道義的現実主義」は、中国特有の春秋戦国時代の哲学思想に基づいて、普遍的価値の代わりに人類には共通の道義観があると主張している。

近年、中国学界において、清華大学の閻学通の「道義的現実主義」が注目を集めている。荀子、管子、老子、孔子、孟子、墨子、韓非子を手本として、先秦思想家達が関心を持っていた普遍的価値の問題から出発する。「道義的現実主義」は思想的方法論、国家秩序、天下の主導権、覇権交替の四つの分野から分析することが特徴である。

閻学通によれば、「道義的現実主義」理論研究の目的は、「崛起国(勃興国)は現在の主導国(覇権国)の地位をどのようにして乗り越える」ことができるのか、その方策を探ることにある。閻学通は、「崛起国(勃興国)が成功できる鍵は、現在の主導国(覇権国)より強い政治的指導力を持っていることである」(閻、2017、p.3)と述べた。そして、「道義的現実主義」は、二つの課題に直面しているとする。一つは、道義を重視する理論が現実主義理論に適合するかどうかの問題である。もう一つは、政治指導力(political leadership)を変数の一つとして、科学的理論を構築できるかどうかの問題である。閻学通は、モーゲンソーの古典的現実主義の理論を引用して、以下のように説明している。図1と表1に示しているように、リーダーシップの類型と戦略的選択、「道義的現実主義」の四つの推論を導き、政治的リーダーシップと戦略選択の関係を明らかにした。

図1 リーダーシップの類型と戦略的選択



出所：閻(2015、p.25 [宋他訳、2020、p.24])より筆者作成。

表1 国家類型、リーダーシップと戦略的選択

| | 無為型 | 現状維持型 | 積極型 | 闘争型 |
|------|----------------------------------|-------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 主導国 | 事なかれ主義 (英国のチェンバレン) | 軍事的縮小 (アメリカのオバマ) | 軍事的介入 (アメリカのクリントン) | 全面的鎮圧 (アメリカのトルーマン) |
| 台頭国 | 安全 ¹¹ 逃避 (日本の宇野宗佑) | グローバルな経済協力 (日本の海部俊樹) | 友好同盟 (ソ連のフルシチョフ) | 軍事的拡張 (ソ連のブレジネフ) |
| 地域大国 | 外部介入の防止 (インドのグジャラート) | 地域経済協力の強化 (ドイツのメルケル) | 地域同盟 (ロシアのプーチン) | 軍事的対抗 (日本の安倍晋三) |
| 小国 | 対外中立 (スイスの輪番制大統領) | 非同盟 (ケニアのケニヤッタ) | 同盟への加盟 (シンガポールのリークアンユー) | 閉じこもり (北朝鮮の金正恩) |

出所：閻(2015、p.29 [宋他訳、2020、p.28])より筆者作成。

また閻学通は、中国先秦時代の「仁」「義」「礼」の政治思想を中国現代の「公平」「正義」「文明」などの価値観と比較し、中国の政治的思想は欧米が主導する国際社会における「平等」「民主」「自由」などの価値観を超える可能性がある」と指摘した。

さらに彼は、「道義的現実主義」の政策決定論によって、政治と外交の両面にわたり中国の復興戦略を提起した。

政治戦略：

1. 王権を目指す戦略目標
2. 公平・正義・文明という価値観の実践
3. 民富国強政策の堅持
4. 有能な人材確保のための制度
5. リーダー選抜制度の改革

外交戦略：

1. 政治主導型的外交戦略
2. 大国に必要な国際感覚の養成
3. 国家間の摩擦への対処
4. 戦略的チャンスの維持から創造へ
5. 国際システムへの順応から国際環境の構築へ
6. 非同盟政策の維持から運命共同体の構築へ
7. 平等な互栄関係の維持から公平正義の推進へ

（閻、2015、pp.215 - 237 より筆者作成。日本語訳、2020、pp.240 - 264 を参照。）

（2）「道義的現実主義」の外交政策への応用とその世界観

1）「韜光養晦」と「奮発有為」の違い

2013年10月24日、習近平は中央周辺外交工作座談会で、「周辺外交活動をしっかりと行うことは、『二つの百年』の奮闘目標を実現し、中華民族の偉大な復興という中国の夢を実現するために必要であり、奮発有為の周辺外交を推進し、わが国の発展のために良好な周辺環境を獲得し、周辺諸国により多くの利益をもたらす共同発展を実現するようにしなければならない¹²」と強調した。閻学通は、習近平が提起した「奮発有為」戦略を

より具体的に解釈した。「大国の台頭が成功するために必要な条件の一つは、自身の信頼できる戦略的信頼を確立することである。もし台頭しつつある大国が他の国、特に隣国に安全保障と経済的利益を提供できなければ、その国は自らの国際戦略的信頼を確立することができない。『韜光養晦』戦略とは、経済協力を通じて中国の経済発展をもたらすことに着目した戦略であり、『奮発有為』戦略とは、他国が中国の発展から利益を得ることによって、より多くの戦略的パートナーを獲得することを目的とした戦略である」（閻、2014、p.8）。

閻によれば、中国の外交戦略が「奮発有為」へ転換した理由の一つは、民族復興を目指す「中国の夢」の提起にあった。民族の復興を実現することは、唐の貞観時代のように世界で最も先進的な国家として、中国の歴史的地位を回復することを意味している。現在においては、中国が総合的な国力と国防の影響力において米国を追い越すことを指している（閻、2014、p.13）。

2）「王道」外交へ

閻学通は、中国の伝統文化が提唱する「王道」は偽りの道義ではないとする。それは「公平」「正義」「文明」によって構成された新しい国際規範の新しい価値観である。欧米の機会平等と途上国を中心とする正義ではなく、途上国に配慮する公平と正義の価値観を作ることを主張している。また、人間の道徳は「自由」よりも重要であり、東洋文明と西洋文明は違うかもしれないが、礼儀を守ることは普遍的価値であると主張する。「公共」の礼儀は「文明」の一部であり、「普遍的価値」とも呼ばれる。文明のない自由は、人類の衰退をもたらす（Yan、2013、pp.15 - 28）。総合力で旧覇権国をいまだ凌駕していない勃興国にとって、王道を実行するほうが、自らの戦略的信頼性を高め、より多くの戦略的パートナーを獲得することができる。

情報技術の発展に伴い、中国の学者たちも、「プライベート・メディア」（YouTube など）を利用

して「ネチズン」（網民）と共に「新時代の中国外交」について論じるようになった。これらの「プライベート・メディア」は出版された書籍や論文と異なり、掲載された動画が削除されることも多く、安定性が低い。しかし、だからこそ、「プライベート・メディア」では、自由な意見の表明が許容されることも確かである。本節で取り上げた閻学通に注目する「国政原理」¹³というチャンネルに、閻学通自身の意見が動画として掲載されている。本論では「国政原理」の動画から、閻学通の中国外交に対する見解を拾い上げて以下の三点を論じる。

① 「戦狼外交」を否定する閻学通。

「戦狼」とは攻撃的なことを表す言葉で、軍人を称讃する時に使われる。しかし「戦狼」を外交官に使う場合は、非難を意味している。外交は、非暴力的手段で国益を守るものである。したがって、一国の外交を評価する時は、態度が強いかどうかを基準にするのではなく、国益を守っているかどうかを見なければならない¹⁴。

② 「愛国主義」に対する閻学通の見解

「愛国」は人間の感情で、自分が国を愛することができても、他人にこれを強要することはできない。そして「愛国」は、政府を愛することではなく、自分が育った環境、山、川、言語を愛することである。「愛国主義」とは政治的信条であり、その信条に追随しようとする者は、その信条を「愛国主義」と呼ぶ。そうでなければ、ナショナリズムと呼ばれる¹⁵。

③ 中国は「中米間に紛争がある」と認めるべきだと閻学通が主張。

現在の中米関係について、中国は従来中米が競争関係にあることを決して認めなかった。しかし、近年、競争関係にあることを認めていることは間違いない。対立と競争の存在を認めることが、軍備管理交渉の出発点となる¹⁶。

4. 中国国際関係理論論争と習近平の「強硬路線」外交

欧米の国際関係理論の誕生は、1920年代のレーニンの「平和の布告」と、ウィルソンの14箇条の平和原則を中心とする国際協調の外交的主張と共に、理想主義の時代に遡ることができる。その後国際連盟の無力さが露呈して、第二次世界大戦が勃発した。1930年代に入ると権力政治と現実主義の研究の時代がやって来た。この時代の代表的な研究者の一人のF. シューマンは、人類の誕生から国際関係を系統的に調べて、国際政治体系の中心はヨーロッパだと指摘した。そして、国家主権、国際法の原則と勢力均衡という西欧国際政治体系の三つの中心的な概念を提示した（F・L・シューマン、1973、pp.59 - 71）。

E.H. カーはベルサイユ体制の崩壊から、再び世界大戦の危機を招いた原因は、国際政治理論の理想主義に危機の根源があると分析し、国際政治学はユートピアリズムとリアリズムを兼備する学問であるべきだと主張した（E.H. カー、2011、p.39）。米ソ冷戦が始まる時代に、国家中心的現実主義（古典的現実主義）の代表者と思われるモーゲンソーは、政治的リアリズムの6原則を提示し、国際政治も他のあらゆる政治と同様に権力闘争であると指摘した（モーゲンソー、2013、pp.40 - 69）。これらの理論は、互いに批判しながら20世紀80 - 90年代に構築主義、相互依存などの新しい分析パラダイムへと進化しつつある。

こうして今日欧米の国際関係理論において、現実主義や自由主義、構築主義などの学派が発展してきた。欧米と比べると、中国学術界の論争は理論性より外部世界との関係性を論じ、実践性を重んじるテーマが多い。前述の「中国学派」論争と「普遍的価値」論争も同じである。21世紀の初頭、旧共産圏諸国で民主化を掲げて一連の政権交代（カラー革命）が起こった。この国際的背景の下で、中国では西側による「和平演変（武力によらず、平和的手段によって体制を転覆させること）」に

対する警戒心が高まった。西側の「和平演変」に対する中国の対抗手段として、優れた「中国の特色」を持っていると強調する「中国学派」の論争と、中国流の民主主義を求める「普遍的価値」論争がこの時期から始められた。その結果、政権転覆を警戒する共産党内部で「普遍的価値」と西側の民主主義が同じものであると批判され、「中国学派」が強調している「中国の特色のある」文化が欧米の民主主義より優れているという論調が盛んになった。

「中国学派」は、「一带一路」外交が直面している「北京版のマーシャル・プラン」、「債務外交」、海外で軍事基地を建設する「海洋強国」戦略などに対する西側からの批判に対して、中国外交が「親・誠・恵・容」の「中国の特色のある」価値観を持って対応していると反論した。しかしこの回答は、中国外交に対する批判に答えることができず、中国の強硬路線を正当化する論理に過ぎないといわれた。中国の文明がいかに優れていても、「一带一路」が欧米資本主義の搾取構造と根本的に異なっていると強調しても、「一带一路」外交で露呈した「植民地主義」的な手法は、欧米が主導する国際社会からは認められなかった。

一方で、閻学通の「道義的現実主義」は、中国春秋戦国時代の思想家達の政治思想をまとめた上で、国家の指導者に「道義」的な配慮を求めるのが人類社会の共通価値だと指摘した。さらに中国伝統文化が欧米よりも優れており、人類社会の共通の道徳観をベースとする「王道」外交のあり型を描いている。

中国政府は2021年12月に『中国の民主』¹⁷白書を発表した。白書の中で、改めて「民主は全人類共通の価値観である」が、「その形態は一つではなく、各国の国情に応じた様々な形がある」と主張した。中米の覇権争いの中で、この白書はアメリカが描いた「自由民主主義国」対「権威主義中国」という構図に対する反論であると思われる。

終わりに

本論は中国における国際関係理論研究の「特色性」・「普遍性」に関する軌跡を総括した上で、中国外交で反映された「特色性」・「普遍性」の価値観の矛盾を明らかにした。閻学通は、「一带一路」により沿線各国と共同繁栄を目指す外交政策を肯定する一方、強硬路線に転換した中国外交には否定的である。「一带一路」が直面している「債務外交」、「拝金主義」、「戦狼外交」などの西側からの批判に対抗するために、「道義的現実主義」の理論は不可欠と思われる。閻学通は「中国は今後10年間で最も強大な崛起国（勃興国）になるだろうが、予見可能な未来で王道の原則を守る可能性は低い」（Yan, 2019, pp.50-51）と中国の「王道」政策の採用に関しての将来には悲観的な予測を示している。

国際関係論は欧米を起源として、戦後グローバルイゼーションの推進とともに、世界各国で各国特有の特徴を持ちながら、進化している。例えば、日本の国際関係論は被爆国の立場に立って、強い平和志向性をもって、国際社会に貢献している。北京の冬季オリンピック大会の開会式を演出した監督張芸謀が、「中国人の世界観を伝えながら、最終的にはそれぞれ人類が共有できる物事の見方であることを示す」と述べた（高田、2022）。中国の国際関係理論研究も中国の「特色性」を示し、誰かと優劣を比べるのではなく、人類の共通の価値観として構築されるようとしていると思われる。

-
- 1 宦郷は、政府の官僚として「特色のある国際関係理論」の構築を呼びかけた人物の一人。
 - 2 中国語の「配慮」意味をする。
 - 3 筆者は、これを鄧小平が提起した「实事求是」だと考える。
 - 4 趙汀陽は国民国家システムの下で、世界を征服、支配、搾取の対象とする「帝国主義の世界観」を超えるために、「天下無外」思想の基礎になっている「中国伝統的な天下体系」に戻るべきだと主張している。趙、2016を参照。
 - 5 秦亜青は「個」ではなく「関係」の概念を提起して、

関係主義認識論における経験主義、全体主義、規範主義的傾向を吸収し、最終的には西洋合理主義という唯一の「メタ概念」を「関係理性」で補足的に説明しようとした。秦（2021）を参照。

- 6 石之瑜が提唱した「関係性の均衡」(the balance of relationships) 理論とは、国家が生存目的を確保するために複数の二国間関係に基づくシステムを構築するというもので、これは西洋の伝統的な均衡論への挑戦である。秦亜青が道義と文化の構築に注目しているのに対し、石之瑜は「関係性」を結びつき、不確定性の削減、長期的な収益と互恵の促進などの面での役割を強調する。Shih（2019）参照。
- 7 具体的に本文の第三章の内容を参照。
- 8 金応忠、胡守鈞、任暁、蘇長和などに代表される上海国際関係学界は、「共生」という概念を中心に形成されつつある、国際システムの転換、グローバルガバナンス、議題の関連などを研究対象とし、中国特色のある国際関係理論の構築を目的とする一連の理論と方法を構築し、平和共存から平和共生、調和共生への理論体系の構築を図る。金応忠は中国の現代政治から出発し、「和合」の伝統思想を結合して外交を解釈し、西洋理論にはほとんど触れていない。任暁、蘇長和は西洋理論の負の側面と非適合性から出発し、伝統的な思想と結び付けて「東アジア共生型国際システム」を説明した。任（2015）を参照。
- 9 秦亜青は原文で「核心問題」について説明してないが、著者はここで「核心的価値」として捉えている。
- 10 孫文はルースの影響を受けて「三民主義」を提出した。
- 11 老子が言った「無為にして治じす」と筆者は解釈する。
- 12 「習近平在周辺外交工作座談会上發表重要講話」（「習近平の周辺外交工作座談会における重要講話」）人民網 2013年10月25日、<http://politics.people.com.cn/n/2013/1025/c1024-23332318.html>、最終閲覧日：2021年4月13日。
- 13 「国政原理」は、「今日頭条」のもとのチャンネルである（YouTubeの「大历史大格局」という中国語チャンネルから発信された。（<https://www.youtube.com/channel/UCeyUbKNv47T1ewD0XbkSyPA>）チャンネルで、以前の動画を掲載している。本論文は「閻学通視類」チャンネルの動画を参照にしている。
- 14 閻学通 <https://www.youtube.com/watch?v=kE8UbdGltGM&list=PL9f3x2xNAfMDyUEvIZkTes9Fd22M0UpQ7&index=54&t=12s>、最終閲覧日：2022年3月3日。
- 15 閻学通 https://www.youtube.com/watch?v=IVrm9_afyXk&list=PL9f3x2xNAfMDyUEvIZkTes9Fd22M0UpQ7&index=30、最終閲覧日：2022年3月3日。
- 16 閻学通 <https://www.youtube.com/watch?v=9IDOXkydKjo&list=PL9f3x2xNAfMDyUEvIZkTes9Fd22M0UpQ7&index=6>、最終閲覧日：2022年3月3日。
- 17 「中国的民主」（『中国の民主』）<http://www.scio.gov.cn/zfbps/32832/Document/1717206/1717206.htm>、最終閲覧日：2022年1月23日。

参考文献：

<日本語>：

- E.H. カー著、原彬久訳、2011、『危機の20年－理想と現実』、岩波文庫。
- 亀山伸正、2011、「現代中国における政治体制改革を巡る言論－『民主社会主義』・『普遍的価値』・『零八憲章』を中心に」創価大学社会学会『ソシオロジカ』、Vol.35, No1・2、pp.61 - 80。
- F・L・シューマン著、長井信一訳、1973年2月20日、『国際政治』（上）東京大学出版会。
- 高田正幸「北京五輪『人類共有の見方示す』開会式演出の映画監督」、朝日新聞 2022年1月22日朝刊。
- モーゲンソー著、原彬久訳、2013、『国際政治－権力と平和』（上）、岩波文庫。

<中国語>

- 鄧小平、1994、『鄧小平文選』（『鄧小平文選』）第二巻、人民出版社。
- 梁守徳、2005、「特色創新理論的内在規律性」「特色あるイノベーション理論の内在的規則性」『国際政治研究』、第2期、pp.15 - 21。
- 劉勝湘、2020、「中国学派還是美国範式－世界政治的關係理論研究」（「中国学派かアメリカパラダイムか－世界政治かの関係理論研究」）『社会科学』、11期、pp.3 - 15。
- 秦亜青、2005、「国際關係理論的核心問題与中国学派的生成」（「国際關係理論的核心問題与中国学派的生成」）『中国社会科学』、第3期、pp.165 - 176。
- 秦亜青、2021『世界政治的關係理論』（『世界政治的關係理論』）、上海人民出版社。
- 王軍、但興悟、2008、『中国国際關係研究40年』（『中国国際關係研究40年』）中央編訳出版社。
- 王逸舟、1993、「当代国際關係研究的若干問題」（「現代国際關係研究の若干の問題」）『欧州』、第五期、pp.6 - 13。
- 任暁、2015、『共生：上海学派的興起』（『共生：上海学派的台頭』）、上海訳文出版社。
- 閻学通、2018、「再論為何沒有『中国学派』」（「なぜ『中国学派』がないのか」）『国際政治科学』、第1期、pp.4 - 7。
- 閻学通、2017、『世界権力的転移：政治領導与戰略競争』北京大学出版社（宋寧而他訳、2020、『世界権力の移行：中国の道義的現実主義の道』晃洋書房）。
- 閻学通 2014「從韜光養晦到奮發有為」（「韜光養晦から奮發有為へ」）、『国際政治科学』、第4期、pp.1 - 35。
- 袁明など、2007、『跨世紀的挑戰：中国国際關係学科的發展』（『世紀をまたぐ挑戰：中国国際關係学科の發展』）北京大学出版社。
- 趙汀陽、2016、『天下的当代性－世界秩序的实践与想象』（『天下の現代性－世界秩序的实践与想像』）、中信出版社。
- 趙玉梁、趙曉春、楚樹龍、1987、「關於建立中国特色的國際關係学体系－上海國際關係理論檢討会紀要」（「中国の特色ある国際關係学システムの構築について上海国

際関係理論シンポジウム紀要』『現代国際関係』、第四期、pp. 3 - 6。

<英語>

Shih Chih-yu, 2019, *China and International Theory: The Balance of Relationships*, Routledge.

Yan Xuetong, 2019, *Leadership and the Rise of Great Powers*, Princeton University Press.

Yan Xuetong, 2013, 'New Values for New International Norms', *China International Studies*, Vol. 38, No. 1, pp.15-28.

Research on China's International Relations Theory – Debate on “Characteristics” and “Universality”

CAO, Ming (Soka University)

In 1987, Huanxiang called for the establishment of “the theory of international relations with Chinese characteristics”. In the 21st century, the focus of Chinese academic circles shifted from focusing on “international relations theory with Chinese characteristics” to establish in “Chinese school”. Chinese researchers aimed to find the “characteristics” in China's unique world understanding and position these as “diplomacy with Chinese characteristics”.

The study of China's international relations theory is divided into two directions. One is the “Chinese School” which emphasizes “Chinese characteristics”. The other is what Hu Jintao and Wen Jiabao put forward as “democratic socialism” = “universal values” and under which some officials and intellectuals actively pursue the direction of democracy.

However, “democratic socialism” has been

criticized for equating “universal value” with western democracy within the Communist Party, and few people pursued such studies in recent years. However, some researchers continue to discuss “universal values” from the perspective of Chinese traditional culture. For example, Yan Xuetong's “moral realism” mentioned in this theory is based on the philosophical thoughts of the Spring and Autumn Period and the Warring States Period in China, and stress that human beings have a common sense of morality that reflect of universal values. In order to answer the western criticisms such as “debt diplomacy”, “money worship” and “Wolf Warriors diplomacy” faced by “the belt and road initiative”, Yan Xuetong advocated that “moral realism” is indispensable in China's diplomacy. According to the orientation of “kingcraft diplomacy” guided by “moral realism”, China's diplomacy will be understood by western countries.

書評：現代地政学事典編集委員会編
『現代地政学事典』
（丸善出版、2020年、888ページ）

森川 裕二（長崎大学）

日本における最近の「地政学」ブームは、「地政学的」という言葉に象徴される大衆の国際社会の動向への関心と、地理と政治学の相関を求める学術的な動向の二つの潮流がある。前者の大衆志向の地政学ブームでは、古典的リアリストのキッシンジャー（Henry A. Kissinger）が、外交の対象となる地理的な空間を表す術語に **geopolitical** を用いたように、現実の国際情勢への関心が表れている。日本でも、1979年のソ連のアフガニスタン侵攻に触発された、「悪の」を接頭語にした帝国政治に対する、地政学的書籍の出版ブームの流れに引き継がれている。本書は、大衆的かつ政治的次元の価値観から一定の距離を置く、学術的な体系化を目指した新しい地政学の本である。

1. 21世紀の世界と地球の理解をめざす

「地球社会が抱える様々な脅威を対立の構図として認識した上で、そうした対立を乗り越えようと新たな地政学を構築することを目指しています」。前文の中の一節で明示するように、権力と国家中心の現実主義的な古い地政学の系譜を超越し、「21世紀の世界と地球の理解へとつながる「新しい」地平」（山崎孝史 685頁）の探求を主眼とする。国際世界や地域の変動を、地球という視点を超越しプラネタリーな俯瞰的に観察しようとした壮大な事典である。「新しい」地平の意図するところは、目次構成に表れている。

目次

- 1章 「私たち」は何におびえるのか
- 2章 対立と連携の構図
- 3章 伝統地政学の理論と実践を考える—対立への処方（1）
- 4章 批判地政学の生成と展開—対立への処方（2）
- 5章 ゆらぐボーダーへの最接近—対立への処方（3）
- 6章 「新しい」地政学の地平を求めて
- 付録 地図

狭義の地政学に該当するのは、全6章構成の中の、3章と4章の二つの章であり、他の各章は、冷戦後の国際関係の変化に対し、ナショナル、リージョナル、グローバルな次元の輻輳する問題としてとらえ、政治地理、ボーダースタディーズ、リージョナリズムといった学際的知識を総動員して解説を加えている。

とくに、1章冒頭においては、ベック（Beck, U.）の社会学の鍵概念である「再帰的近代」と「リスク社会」によって「新しい」地政学を再構成しようとしている。ベックは、現代社会を近代の終わり（ポストモダン）として捉えずに、近代の特性である再帰性が徹底し、永続的にみずから変化する再帰的近代であると、定義した。地球環境問題にみられる生態系の危機、グローバル化とともに20世紀末から繰り返されてきた世界的な金融危機、グローバルなテロに象徴される安全保障上

の危機—。人類は現在、階級や地域・国家にかかわらずに予見不可能なリスク（ベックはリスクと危険は同義語として定義する）にさらされる、近代化が徹底した社会で生存する。人間の意志決定や行為の結果としての近代科学と政治の失敗ではなく、成功した結果によってもたらされた危機の社会が地球大に拡大している、という発想である。こうしたリスク社会に対し、既存の政治だけではなく人々が諸問題への意識を高め、一人ひとりの価値観と、リスクに対する連帯が世界の在り方を変えていく。ベックのリスク概念そのものには斬新さはない。本書では、グローバル社会のキーワードとなったリスク概念を用いることにより、地理と政治の関係を力と力の単調な対立図式で論じることなく、将来課題の議論に発展させている。

2. 構成と内容

国家アクター、パワー、国益、領土主権を所与のものとする現実主義の国際政治理論と、伝統的な地政学に真っ向から対立する視点である。こうしたグローバルなリスク社会論を根拠に「新しい」学術的な地政学を探求するために、ディシプリン（専門理論）の異種混交により目次が構成されている。1章「私たちは何におびえるのか」では、「アイデンティティのゆらぎ」、「日常に潜む脆弱性」、「貧困化」、「日本周辺および世界各地の「脅威」、「越境する感染症」など、主に冷戦終結以降に顕在化した危機を取りあげている。2章「対立と連携の構図」では、アイデンティティ・ポリティックス、記憶のポリティックス、国連と安全保障、同盟、環境など、いわゆる認識論のレベルで争点を整理し、3章、4章では伝統地政学、批判地政学の理論的アプローチを詳述し、5章ではボーダースタディーズを地政学の新しいアプローチとして補完的に加えた構成をとっている。

3章、4章の関連性は専門を地政学としないものには、評価しがたい。本書の冒頭で「地政学とは何かよくわからない」「地政学を学びたいのだ

が、どんな本を読めばいいのか」という、初学者の疑問に答えると述べ、対象を明記している。ただし、伝統的地政学に対抗する批判的地政学の理論的な関係については、事典の項目について理解するだけで簡単に読み取ることは難しい。

「批判地政学の生成と展開」の項の中には下記のような記述がみられる。

「批判地政学にとって、「地政学」とは、確固たる体系的知識ではない。西洋近代をおりなす様々な歴史的軌道と権力技術の集合体なのである」（370頁）

「地政学の前提・条件を脱構成する過程は、なおも進んでいる。人間とモノの間の区別を根源的にポストヒューマニズム、人間と環境・生物圏との間の関係性を劇的に問い直す人類世（人新世）の研究などが様々な研究者によって取り組まれている。……中略……地球規模でなされる地政的なものをめぐる幅広い考察・実践のいっさいを、「批判地政学の生成」そして「展開」として提出する」（371頁）

これらの記述からも明らかなように、批判地政学は国際政治学の批判理論と同様に〈知の体系〉として探求すること以上に、歴史の中で形づくられてきた、人間の本性にアプローチすることであり、上述した通り、世界をあるがままにとらえるために支配的な社会関係・国際秩序、そして権力関係を所与とする考えから距離をとり、地球上の問題群が人間とのかかわりの中でいかに生成されたかに焦点が置かれた構成内容をとっている。

3章の「伝統地政学の理論と実践」においても、批判的視座が貫かれている。地政学の研究者に加え、国際政治学、政治地理学、そして歴史学と学際的専門領域から、大東亜共栄圏、マッキンダー、ハウスホウファーなどの地政学的空間概念が項目ごとに網羅されている。それらの説明のなかで、伝統的地政学の視座も、圏内領域から国際領域へ

と対象を拡大し、国家に従属した「帝国主義的な」地政学から脱却した新たな地政学を追求しようとした一連の動きを紹介する。

3. 認識論の段階的、批判的な考察

伝統的地政学の省察も、「新しい」地政学の模索も、世界を動的に把握する地政学的思考の脱構築と、世界を地政学的言説として分析するための新しい視座を獲得する。対立するかにみえる共通の学術的潮流を相互に包摂しながら進行しているものと言える。19世紀末から20世紀初頭の国家が理想に掲げた「生存圏」など、帝国主義的、植民地主義的な地政学が、国家に地理的な「意味」を付与してきた。ドイツにおける地政学の隆盛、それに追隨した日本の地政学が、国家権力による空間拡大の正当化に有益な論理に貢献しようとした。戦前期の地政学を、歴史、政治地理、国際政治の各面から振り返る学術的意義は少なくない。

冷戦終結後30年が経過し、国際政治を論じる際に有効な「学問」としての地政学の可能性が注視される中で、本書の目次構成が提示するように、「認識論レベルの変化→伝統的地政学の系譜→批判的地政学によるオルタナティブな対象の拡大→「新しい」地政学の地平」という連続した段階的かつ批判的考察は重要であろう。マスメディアを通じた特定の地理世界の経験則に偏った世界観の大衆への喧伝と理解にみられるような、過度に単純化されたビジョンの限界は、過去の伝統的地政学が示す通りである。伝統的な地政学がたどってきた帝国主義、植民地性、政治的恣意性をいかに克服するかという「問題への処方」、すなわち（力と力、国家と国家の）「対立への処方」を、辞書的な羅列ではなく段階的に論じる手法は有効である。

人類が危機に直面した時に現れてくる諸問題を認識し、そして克服する過程で、変化を読みとり現象を理解するための新しい観点が生まれ、科学的発展を導くことがある。あたかも古いパラダイムから新しいパラダイムに移るかのように大

仰に論じられがちである。国際関係論の中の現実主義、伝統的地政学の歩みを考察対象から排除しても、「問題への処方」「対立への処方」のいずれも見出すことは難しい。本書はそうした認識論・方法論についての論争には触れられていないが、ラカトシュの科学哲学の名著『方法の擁護 科学的研究プログラムの方法論』（The Methodology of Scientific Research Programmes, 1978）が差し示しているように、理論の基盤となる「堅い殻」（hard core）とその周辺に配置される理論を補助する複数の「防御帯」の配列を、批判的に考察し、本書が示したように批判的かつ段階的に地政学とした「新しい地平」を探求する研究姿勢は一定の有効性を発揮するといえるだろう。

4. 北東アジア地域研究への含意

事典という呼称を用いて地政学、政治地理学、歴史学それぞれの視角からあぶり出した地政学的認識の地理的特殊性は同時に、単線的発展史観に支配された近代主義的世界観を修正する有力な手段である。その意味で、本書が示す地政学の「新しい地平」は、多元的な世界観の上に多様な政治を展望する可能性を持っているといえよう。

本書の編集・執筆陣は、編集委員長の高木彰彦氏（地政学）、副委員長の山崎孝史氏（政治地理学）、岩下明裕氏（境界研究）らのほか、200名を超える。地政学、政治地理学は当然ではあるが、国際政治学、国際関係論、リージョナリズム・サブリージョナリズム研究、EU研究、ロシア研究、北欧研究と多種多様な分野の研究者で構成されている。その中で、北東アジア学会関係者では、百瀬宏氏（「フィンランド化」）、佐藤幸男氏（「海と島しょ」）、三村光弘氏（「北朝鮮難民」）、柑本英雄氏（「英国EU離脱とスコットランド独立」「インターレグ」「EUマクロリージョン（ドナウ川地域）」）、宮島美花氏（「朝鮮との境界・間島」）が各項目を執筆している。いずれも北東アジア学会の前身である環日本海学会の発足（1994）当初から環日本海

サブリージョン研究に参画し、アジア地域研究に新しい研究枠組みの構築を求めてきた先達の顔ぶれである。

「冷戦構造において東西対立の接点に置かれた北東アジア地域は、経済的格差、政治的社会的権利、少数民族問題、民主主義の深化、地方自治、さらには大気汚染、河川・海洋汚染等、人類の未来設計にとって極めて重要な問題群を擁している。これらの問題群について学問的に真摯に挑戦し、地域の平和、協力、発展をはかるとともに、他地域に発信する、国際性、学際性を有し、人材育成型、地域還元型の学会が必要である。」（環日本海学会の設立趣旨）。

日本海を挟んだ北東アジア地域は、1991年のソ連崩壊後も朝鮮分断に象徴される冷戦構造が存続し、対立図式から脱却できず、ウクライナ危機、米中対立により国際安全保障環境は冷却化している。上記の学会設立の趣旨が示していた認識レベルの越境する問題群と、国家間の現実主義的地政学を克服しようとした環日本海サブリージョン研究の指針は、『現代地政学事典』が掲げるリスク論の認識論枠組みと、脅威や不安を認識する主体として非国家アクターへの着目に先行して打ち出された。環日本海研究は北東アジア地域研究として包括的、総合的な研究の学会組織に発展的に継承されて2022年で15年が経過する。本書が提示した旧来の学術的枠組みの「堅い殻」と、それを取り巻く各種モデルの「防御帯」を批判的に考察し、新たな知の地平を探求する姿勢を改めて参考にしたい。地政学が射程に置く地理の特殊性と、政治学がめざす普遍性を連動させることにより、あるべき世界をあるがままに認識しようとした骨太の研究成果といえよう。

書評：生駒智一
『韓国の連合政治：「接着剤モデル」からみる金鍾泌の生存戦略』
（文理閣、2021年、246ページ）

朴 一（大阪市立大学名誉教授）

本書は、若き韓国研究者・生駒智一氏の博士論文である。まずもって博士論文が本となり、世にでたこと、心からお祝いしたい。出版不況の今日、大学院生が博士論文を書籍化できるのは、簡単ではない。本を書くのもたいへんだが、出版社にとっても未知数の本を出すのは、商業的にリスクが高いからである。そうした点で、立命館大学の国際関係研究科は、院生に博士論文を書かせ、出版に導く指導力を持つ「5つ星」研究科として特筆に値する。書籍化されるまでの本人の努力もさることながら、指導教員と出版助成など研究科のサポートにも敬意を表したい。

本書のテーマ

さて、読者は金鍾泌という政治家を知っているだろうか。1961年の5.16軍事クーデターで誕生した軍事政権から民主化後の金大中政権（1998~2003年）まで、40年以上に渡わたり権力の中核で韓国政治を動かしてきた大物政治家である。歴史に残る韓国の数多の政治家の中で、金鍾泌という政治家が「政界の怪物」と言われるのは、彼が「旧軍部」出身ながら、民主化後も「民主化勢力」の仮面をかぶりながら、大統領に次ぐナンバー2の立場を維持し、盧泰愚、金泳三、金大中という3人の大統領の誕生を演出した、キングメーカーであったからである。

金鍾泌のような政治家は日本にいるだろうか。あえて挙げるなら、自民党から離脱し55年体制の崩壊を導いた細川政権の誕生を演出し、その後

民主党政権の成立に貢献した小沢一郎というところか。しかし、小沢一郎が日本政治のキングメーカーとして活躍したのは1993~2003年というおおよそ20年間であったことを考えると、1961年に誕生した朴政権から金大中政権誕生の1998年まで（全斗煥政権期の8年間を除いて）、ナンバー2として韓国政治を動かしてきた金鍾泌の凄さがわかるだろう。小沢一郎は、自民党の一党支配体制を崩壊に導き、自民党と民主党による二大政党制の実現に力をそそいだが、その後、日本の二大政党制は持続しなかった。本書が分析対象としている1988年から2003年は、韓国におけるリベラル派の政権基盤が形成された時期であり、その後の保守派とリベラル派による韓国の二大政党制が形成された時期でもあった。旧軍部（保守派）出身で弱小勢力だった金鍾泌がどのようにして、保守派勢力のみならずリベラル派勢力（金泳三派と金大中派）とタッグを組み、韓国民主化の政治基盤をつりだすことができたのか。本書が挑んだ最大のテーマはそこにあると、評者は考える。

本書の意義

というのも、本書でも示唆されているが、世界各国で民族紛争や領土問題をめぐってナショナリズムが衝突する時代を迎え、民主主義政権が崩壊し、権威主義政権に移行する国が増加するなかで、仮にある国が民主化に成功しても、アンドレ・レイプハルトが指摘するように、民主主義体制を長期間持続させることはとても困難になりつつあ

る。とくにかつて軍部が政権を掌握していた国では、国家の危機に際し、民主主義勢力が旧軍部勢力の台頭を抑えることができず、権威主義体制に回帰する可能性も高い。では、韓国は何故、民主主義体制を維持できたのか、旧軍部勢力出身である金鍾泌の生き残りをめぐる政治闘争の過程で、権威主義体制を支えてきた旧軍部勢力が民主派勢力に統合され、民主化の過程で新軍部勢力（全斗煥、盧泰愚勢力）が権力の中枢から一掃されたからである。もちろん金鍾泌一人の力で韓国の民主化が成し遂げられた訳ではない。しかし、旧軍部勢力に出自を持つ金鍾泌という政治家がいなければ、韓国の民主化の安定的な政治基盤は生まれなかったという歴史のアイロニーを、本書は物語っている。

本書のメインとなる6章、7章では（詳しい内容は買って読んでほしいので、割愛するが）、1988年から2003年までの韓国の民主化過程に果たした政治家・金鍾泌の役割（「接着剤」）とその限界性が豊富な資料から考察されており、単なる博士論文にとどまらず、人間・金鍾泌に迫るノンフィクションとして読み応えもある。

分析モデルへの疑問

だが、学術論文として評価する場合、気になる部分もある。最近の政治学研究の分野では、海外ジャーナルへの投稿を意識し、「リサーチクエスチョン（研究課題）から始まり、先行研究の紹介、理論と仮説、分析方法とデータの提示、計量分析、結論」というパターンで論文がまとめられることが多い。だが、この論文はこうしたお決まりの論文作法にとらわれず、前半で課題と分析モデルが提示され、後半でその分析モデルを用いて課題が分析されるという古典的な論文の作法で書かれている。私は、論文の書き方にこだわる訳ではないが、若い研究者がある分析モデルをもちいて課題を検証する学術論文を書く場合、経済学でも政治学でも、学界である程度認められた分析モデルを

用いないと、批判にさらされることがあると注意することがある。もし筆者が「接着剤モデル」という新しい分析モデルを提起するなら、いくつかの国の選挙におけるキングメーカーの事例を対象に「接着剤モデル」の理論的な有効性を検証する必要があるだろう。金鍾泌の事例にのみあてはまる「モデル」を構築しても、普遍的なモデルにはならない。

筆者は前半の分析モデルの検証において、政治学による連合モデルと人間関係ネットワークによる連合モデル（地域主義による連合モデル）では、分析対象である二つの連合（三党合同連合、DJT連合）をうまく説明できないとし、第4章において仮説として「接着剤モデル」を提示し、その有効性を指摘している。しかしながら、第4章を読む限り、金鍾泌グループの役割を「接着剤」という言葉で説明する意味は理解できるが、それを「モデル」として説明できているかといえば、残念ながら否と言わざるをえない。あえてここで「接着剤モデル」と表現する学術的有効性は評者には理解できなかった。ここで「接着剤モデル」という章を設けなくとも、地域主義による連合モデルを分析モデルに依拠し、その限界性を示しながら、二つの連合について分析するという論文構成もありえたのではないかと評者は考える。

先に述べたが、本書の核心である第6章・7章は読み応えがある。その一方で、政治家・金鍾泌の歴史的背景を考察した第5章の内容は物足りない。本当に幼少期の金鍾泌は「抗日的」な少年だったのか。政治家になってからの金鍾泌の「親日的」な政治行動を視ると、疑問に思う記述も少なくない。著者には、本書とは別に、関係者などへのインタビューを加え、第5章を膨らませて、ぜひ本格的な『金鍾泌伝』を書いていただきたい。

書評：伊集院敦・日本経済研究センター編著『金正恩時代の北朝鮮経済』 （文眞堂、2021年、198ページ）

川 口 智 彦（日本大学）

1. 本書の関心と目的

北朝鮮は2012年頃から世界的なインターネットの普及に合わせて、ホームページを次々と開設するなど、ネット上での情報発信を活発化させた。こうしたことにより、それまでは主として印刷媒体やラジオ放送聴取でしか得られなかった一次情報の入手が比較的容易になった。さらに、北朝鮮がホームページ上での「朝鮮中央テレビ」動画公開を始めたことで、限られた番組ではあるが、それまでは視聴が困難であった同「テレビ」の視聴が容易になり、研究者に新たな研究材料が提供された。

こうした状況変化の中、評者は「朝鮮中央テレビ」を「金正恩時代」の少し前から視聴し始めた。視聴を通して分かることは、同テレビがプロパガンダを目的としているという点を差し引いても、北朝鮮の経済状態が変化している、しかも全体としては良い方向に変化しているということである。

しかしテレビ放送で見られるそうした変化が、北朝鮮の経済実態をどこまで反映しているのかという確認は、依然として困難な状況にあることは変わらない。その主たる要因は、北朝鮮が公開する統計データが極めて限定的であることと、現地における調査に大きな制約が伴うからであるが、こうした分かりにくい北朝鮮経済の実態分析を試みているのが本書である。

本書が発刊された2021年は、金正恩総書記（本書評執筆時点の職責、以下同様）が父親の金正日委員長から権力を継承してから10年目の年となる。本書では、2021年を金正恩「政権の取り組

みと北朝鮮経済の実態について、検証すべき1つの節目を迎えている」年とし、「外側には見えにくい北朝鮮の実態について、経済政策、貿易動向、商品経済、インフラ整備、食糧問題、地方経済、観光事業など多角的な分析を行い、その成果をまとめ」ている。

本書の発刊に先立ち、編者が所属する公益法人・日本経済研究センターでは、日韓国交正常化50周年を契機に2015年から進められた「朝鮮半島情勢に関する研究プロジェクト」の一環として、「朝鮮半島経済研究会」が2019年から行われてきた。同「研究会」では、「北朝鮮経済の分析に焦点を当てた研究」を進めてきたとのことなので、本書はその研究成果をまとめたものとも言えよう。

2. 本書の構成

本書は12章、198ページからなり、目次構成及び著者は以下のとおりである。

はじめに i（伊集院敦）

序章 矛盾を抱えた「金正恩経済学」の10年－改革開放と安保・体制維持のジレンマ（伊集院敦）

第1章 停滞する北朝鮮の経済改革－市場経済化を拒む「党の支配」（李燦雨）

第2章 北朝鮮の財政・金融・外貨問題－「自力更生」のもう1つの側面（三村光弘）

第3章 北朝鮮の新型コロナ対策と軍事、経済（宮本悟）

- 第4章 金正恩政権の観光政策－コロナ禍における観光地区開発（磯崎敦仁）
- 第5章 多様化する北朝鮮の商品経済－新富裕層が支え、資材調達がかぎ（朝鮮半島経済研究会）
- 第6章 独自の発展を遂げる北朝鮮のデジタル経済－人材育成に注力、統治・軍事の手段にも（朝鮮半島経済研究会）
- 第7章 北朝鮮の地方経済の光と影－進まぬ特区開発、国は農業に力点（朝鮮半島経済研究会）
- 第8章 進まぬ南北経済交流－非核化をめぐる政治ハードル（李燦雨）
- 第9章 2020年の韓国における対北朝鮮認識（小針進）
- 第10章 制裁で立ち消えた中国との経済交流（堀田幸裕）
- 第11章 停滞する朝鮮半島インフラプロジェクト－ロシアの視点から（荒井洋史）
- 第12章 SDGs 実現に向けた北朝鮮の取り組み－実態と今後の展望（李鋼哲）

上に見られるように、各章は、それぞれ異なる著者あるいは「朝鮮半島経済研究会」（「複数メンバーの共同執筆」）となっており、それぞれの章に設定されたテーマで完結している。こうしたことから、本書のタイトルである「北朝鮮経済」という大きな括りでは一貫しているものの、各章間の関連性は薄い。また、章によりその内容に「北朝鮮経済」との関わりに濃淡がある。これは、本書が「朝鮮半島経済研究会」の成果をまとめたものであり、それぞれの筆者の関心分野が異なることによるものといえる。

本書は各章で完結しているということもあり、各章の初めのページには、それぞれの章の内容を要約した「ポイント」と関連する図や表が「注目データ」として掲載されている。これは、読者にとって親切な編集であると評価できる。

3. 若干のコメント

本書を通読したところ、各章から多くの知見が得られ、またコメントしたい事項もたくさんあった。しかし、それぞれの章についてのコメントをしていくことは大変な作業であるばかりか、紙面の限界も超えてしまう。そのため、5章、6章、7章について、なぜこれらの章に関心を持ったのかも含めて、以下で若干のコメントをしておくことにする。

(1) 第5章 「多様化する北朝鮮の商品経済－新富裕層が支え、資材調達がかぎ」

第5章から第7章は、著者は特定されておらず、「日本経済センター 朝鮮半島経済研究会」とだけ記されている。「はじめに」ではその理由として「複数メンバーの共同執筆などの事情で研究会名とした」と説明されているが、それ以上にこれらの章が北朝鮮に実際に足を運び得た情報が多く含まれているという「事情」が作用しているのではないと思われる。

例えば、第5章では、「国際展示会に見られる北朝鮮経済の変容」という節で、会場で撮影した多くの写真と共に「国際展示会」で見られる商品の種類や価格を具体的に紹介している。特に、「定期的に平壤の展覧会に足を運んでいる事情通によると」など、北朝鮮を頻繁に訪問している人物により提供された情報の引用をしているが、執筆者本人や情報提供者の身元を明らかにすると、今後の北朝鮮での調査に影響があることなどから、敢えて「研究会名」を出しているのではないかと想像してしまう。

北朝鮮という閉鎖的で情報流出を好まない国の研究を行う上ではこのような配慮は必要であるし、だからこそ評者がコメントを書きたくなくなるような興味深い内容になっているとも言える。

第5章のサブタイトルは、「新富裕層が支え」となっている。評者は、北朝鮮に「富裕層」が存在するという事は感じているが、その実態はよく分からない。韓国からは、いわゆる「脱北者情報」

として「トンジュ」の話は伝わってくるが、そうではなく北朝鮮を頻繁に訪問する「事情通」による解明を願って已まない。もちろん、「非公式な経済活動が多いだけに実態は把握しにくい」と本書にも書かれているように、「事情通」にとってもなかなか接近が難しい部分なのであろう。

北朝鮮の企業の「経営自主権拡大」についてはしばしば指摘されているが、第5章には「平壤や羅先の国際商品展示会を通じて感じられるのは」、「自社の本業だけではなく、能力に応じた副業が容易になり、市場調査の結果、販売が見込めるとなれば新製品を開発し、市場に投入するのが自然になってきているようだ」と書かれている。こうしたことは、現地に定期的に足を運び、自らの目で確認しなければ分からないことなので、非常に説得力がある。

それとの関係で、展示会に出店した中国企業のブースで販売されていた「アパートの高層階の窓を拭くボール付きの外国製スポンジ」を北朝鮮企業が生産するようになり、「市内の市場で普通に購入できる」ようになったという報告はとてもおもしろかった。願わくば、当該商品の写真を見たいところだが、どのような形状なのだろうか。

また、「国産品の多様化が急速に進み」「企業がこうした場も活用しながらパッケージやデザインも含め、製品の品質の向上を競う状況が生まれている」という記述もある。評者は2019年の訪朝の際、平壤市内の百貨店などで色々な種類の歯磨き粉を見た。それらの歯磨き粉は種類の多様性のみならず、価格も多様で、その開きもかなりあった。こうしたことから、国産品でも価格と品質に相関関係があり、消費者の購買力に合わせて商品を選べるような状況になってきていると推測していたが、それが本章のこうした記述からある程度確認できた。

一方、本章に書かれているように本当に「北朝鮮経済においては配給などの計画経済システムが以前から機能していない」のかという疑問も残る。

証明することはできないが、印象としては、北朝鮮において「計画経済システム」は依然として機能しており、それを補完していた「市場（いちば）」が発展して「市場（しじょう）」化しつつあるというのが現状ではないのだろうか。

本章で使われている参考文献について一つだけ指摘しておくが、83ページにある『労働新聞』の発刊日などが、本文内にも「参考資料」にも記されていない。

(2) 第6章 「独自の発展を遂げる北朝鮮のデジタル経済－人材育成に注力、統治・軍事の手段にも」

コメントを書くことにした3つの章の中で評者が最も関心を持ったのが、北朝鮮のICT技術などと経済に関する現地の状況が報告されている本章である。

北朝鮮で遠隔教育が推進されていることは「朝鮮中央テレビ」でもしばしば紹介されている。例えば、「移動通信端末での受講も可能となり」、スマホを使い遠隔教育の授業を見ながら調理をする妻が登場する短編ドラマもテレビ放送されている。

本章では触れられていないが、「朝鮮中央テレビ」を視聴することでもう一つ確認できていることは、「遠隔教育」は面的な拡大に留まらず、質の改善にも大きな力を入れているということである。これは「遠隔教育」に限ったことではなく、対面教育においてもICTを使った新しい教材（アプリケーション）が積極的に開発されている。

「科学技術殿堂」についても本章で紹介されている。「科学技術殿堂」は、建設当初は外国人に見せる宣伝用の施設としての色合いが濃かった印象があるが、評者が2019年に訪朝した際に観覧を申し込んだところ、案内員は「人に見せるところではなく、人民が学ぶ場所だ」という指摘が（上から）あり、訪問できなくなった」と説明していた。それが事実かどうかはさておき、内実のある学習・研究施設として稼働しているであろう。

本章ではまた、IPTVボックス「マンバン」に

についても紹介されている。「マンバン」を「万放情報技術普及所が販売している『万放』」と「万放」という漢字を当てて紹介しているが、これは展示会等の看板で確認できたのだろうか。評者はこれまで「万方」と認識していたので、これが事実であれば評者にとっては新たな発見となる。

「マンバン（万放）」はTVボックス型のものだけでなく、アンドロイドをベースにしたタブレット端末で使えるアプリケーションにもなっていることが「朝鮮中央テレビ」で2018年に放送された、「全国情報化展覧会 2018」を紹介する特集番組で確認されている。

本章には「テコンドー強者大会」など、北朝鮮独自のゲームアプリが開発されていると書かれているが、北朝鮮では既に子供達がスマホのゲーム中毒になり、寝不足や勉強に集中できなくなるなど社会問題化していることも「朝鮮中央テレビ」の番組で確認されている。

北朝鮮のスマホについても興味深い情報が記されている。その中で一つ気になることは「図表2

北朝鮮の最新型スマホ」(94 ページ)の中に「キルトナム」が含まれている点である。「キルトナム」については、「朝鮮中央テレビ」でも紹介されており存在は知っていたが、スマホ(ハードウェア)ではなく多機能ナビゲーション・アプリとしてであった。「キルトナム」がインストールされたスマホをそのような名称で販売している可能性はあるが、この点は要確認ではないだろうか。

評者は、北朝鮮のタブレット「三池淵」や前出の「マンバン（万放）」については、分解して内部のボードなどを調べ、中国製品のケース表示とアンドロイドベースのOSを北朝鮮仕様にカスタマイズしたものであることを確認している。残念ながら、スマホについては、まだその作業ができていないが、「三池淵」や「マンバン（万放）」の例からすると、中国製のボードを北朝鮮向けにカスタマイズしているのではないかと推測している。

本章では「中国製の完成品を輸入」しても「ハー

ドウェアおよびソフトウェアの両方を改変する必要が生じる」とした上で、スマホは「国内で独自に組み立てている模様だ」としている。しかし、評者が確認した「三池淵」と「マンバン（万放）」の前例からすると、ハードウェアにはそうした機能が残されたまま、ソフトウェアのカスタマイズのみで使用を制限していると思うのだがどうなのだろうか。

重箱の隅を突いたような指摘となってしまうが、掲載されている写真の出所として「いずれも」が脱落しているように思われる。本章で使われている写真の資料価値が高いだけに、細かな点ではあるが明確にすべきであろう。

(3) 第7章 「北朝鮮の地方経済の光と影－進まぬ特区開発、国は農業に力点」

本章には「2019年8月半ば」に「研究会メンバー」が「咸鏡北道（清津市と鏡城郡）」を訪問したレポートが前半に書かれており、細かな現地調査をしなければ分からないような情報も含まれており非常に興味深い。

例えば、トロリーバスと路面電車の運賃が「5ウォン」であるのに対して「燃料油を使う普通のバスは1000ウォン」と大きな開きがあること、タクシーが「外貨払いであり、数キロで2米ドル」などという情報がそれである。

また、依然として「首都・平壤と地方の間に大きな経済格差がある」にもかかわらず、何年前なのかは不明ながら「以前に比べて、人々の表情にも明るさが見えた」という印象も数値化された情報が極めて少ない北朝鮮を研究する上では貴重である。

「清津東港の全景」写真も掲載されており、「『Google Earth（グーグルアース）』で見ると、2015年頃から、船が増えているようであり」とあるが、評者が「Google Earth」で確認してみたところでは、衛星による撮影のタイミングと漁船が入港しているタイミングも関係しているようにも感じられた。

また、「制裁の影響」で「貨物船がほとんど停泊していなかった」とも書かれている。国連安保理制裁が強化されていく最中、船舶の動きが見られる「Marine Traffic」で北朝鮮関連船舶の動きを頻繁に観察していたが、そもそも東海岸にある清津や元山付近での船舶の動きはあまり見られなかった。貨物船の動きが多く観察されたのは、中国との貿易に使われる西海岸の南浦市であった。「ほとんど停泊していなかった」というのが、以前に訪問したときと比較してということなのだろうか。

本章には「死活的な農業振興と食糧増産」という節が設けられており、農業に関する言及がある。その中で、朝鮮労働党「中央委員会第7期第5回総会で、農業部門を『正面突破戦の主要攻略部門』」としたこと、「金正恩時代に入ってから穀物生産の改善が伝えられた」こと、「13年からは協同農場員たちの労働意欲を高めるための制度改革」が行われたことなどが指摘されている。

本章でも「国全体にとっても死活的なのが農業の振興だ」と書かれているが、農業部門は北朝鮮経済の非常に重要な部分であるにもかかわらず、残念ながら本章で農業に触れているのはこの節だけである。

4. 増補版に求めること

そもそも、本書の続編あるいは増補版が発刊されるのか全く分からないが、もしそうであるならという前提で、いくつかの希望を書いておく。

第一に、上に書いた理由から、農業に関する分析をする独立した章を設定して欲しい。

第二に、北朝鮮の芸術・文化産業と経済の関係について論じる章を設定して欲しい。北朝鮮が海外から委託を受けてアニメを制作していたことは知られている。今後、北朝鮮が、国連安保理制裁の対象とならないこうした部門を活用し、さらには発展させていく可能性は十分にある。金正恩時代についていえば、「朝鮮中央テレビ」で放送され

ている「＜漫画映画＞高朱蒙」や「＜漫画映画＞少年将帥（続編）」のアニメ制作技術は素人目にも明らかに向上している。

第三に、朝鮮人民軍と経済の関係である。北朝鮮では、人民軍が建設現場などに投入されることはよく知られているが、その他にも本来の軍事活動を支援する形で多くの「後方事業」を行っている。とりわけ、水産業と農業には本格的に取り組んでおり、「後方事業」としながらも、実態としてはそれを本業にしていると思われるほどの水産事業所や農場が「朝鮮中央テレビ」で紹介されている。軍隊という性格上、なかなか実態を捉えるのは難しいかも知れないが、人民軍と経済の関係を分析する意義は大きいと言えよう。

第四に、日本との関係である。本書では第8章で韓国と、第10章で中国と、第11章でロシアとの経済関係を扱っているが、日本との経済関係を扱う章は設けられていない。

日本は、国連安保理制裁が強化される前から、拉致問題との関連で北朝鮮に対して厳しい独自制裁を科しており、制裁発動以前に活発に行われていた北朝鮮との経済関係は断絶状態にある。そうした理由が背景にあるにしても、編者が金正恩政権発足後10年目以降を「金正恩経済学2.0」と命名し、「北朝鮮経済の将来は、金正恩自身の決断と朝鮮半島をめぐる国際政治の動向が大きなカギを握る」と「序章」の締めくくっていることからしても、日朝経済関係は検討しておくに値する問題だと言えよう。

最後に、重箱の隅を突いたような指摘ではあるが、参考文献の表記の一部に不統一が見られる。評者が特に気になったのは朝鮮人・韓国人の表記の仕方で、カタカナ表記されている名前が、「姓・名」と中黒丸を入れている筆者と繋げて書いている筆者が混在している。朝鮮・韓国研究者であればどちらであっても姓名の区別は分かるが、続編や増補版が発刊されるのであれば、修正すべき点であろう。

書評：岩下明裕編著
『北東アジアの地政治——米中日口のパワーゲームを超えて——』
（北海道大学出版会、2021年、310ページ）

金 早 雪（大阪商業大学）

はじめに——2つの驚き

冷戦構造が崩れ、中国の大国化・覇権化（本書では「世界化」）を背景として、いま地政学に関心が寄せられている。そうしたなかで、本書は、ずばり、「北東アジア変貌の胎動を『地政治』で読む」（本書、帯カバー）という。そして冒頭の序章「変貌の30年……」（岩下明裕）は、「はじめに——『北東アジア』という名の挫折」で始まり、曰く、

「北東アジア学会……など、これらの組織もまた設立時に看板とした地域としての意味をどのように再構築するかに苦闘しているようにみえる。」（本書、p.1）

「人間文化研究機構の地域研究プロジェクトで『北東アジア』をやると聞いたとき、率直に言って、耳を疑った」（本書、p.3）

「北東アジア」という言葉、というより研究領域の設定が、いまこのように捉えられていることに驚いた。理由は、これまで「北東アジア」という研究領域について明確に意識したことがなかったからである。漠然と（ないしのんきに）「北東アジア」は、「東アジア+モンゴル+ロシア」、ないし「アジア^{マイナス}—西アジア^{マイナス}—ASEAN」という地理範囲と考えていた。

他方、2つ目の驚きは、編著者・岩下氏ご自身は、「若いころ、実は『北東アジア共同体』の信奉者であった」（本書、あとがき、p.293）という記述である。

1994年に本学会が「環日本海学会」として発

足した背景に、日本海をとりまく地域・都市とその市民・研究者らの相互交流によって、国家レベルを補完しあるいは超えて、日本海を「アジアの地中海」に再編できるのではないか／しよう、といった展望が語られていたと記憶する。「北東アジア（共同体）」に、反対する理由はない反面、政治音痴でもある評者は、中国やましてやロシアへの関心も乏しく、「北東アジア共同体」に特段の思い入れを持つこともなかった。ソ連邦解体の意義や北東アジア世界を、自分が生きている時空に引き寄せて捉えることがなかった不明を恥じるのみである。

「北東アジア」についてこうした驚きないし発見と同時に、耳慣れない「地政治」（geo-politics）とは、かつて学生時代に耳にした「地政学」とどう違うのか。

「伝統的な地政学（geopolitics：引用者）を批判的に継承し、国家や領土を所与のものとして、表象や言説なども視野に入れ、政治に対する地理的な要因をより多角的・多層的に分析する」手法という（本書、帯カバー）。

この30年の北東アジア世界を、こうした新しい視点から接近しようという野心作である。専門的見地からの批評はとうていできないが、門外漢が本書から何を学んだのか、述べてみたい。

1. 本書の視点——「地政治」で読むべき「北東アジア」の論点

1991年、ソ連邦の解体は衝撃だった。それか

ら30年が過ぎ、国際社会は大きく変貌したが、米ソの敵対構図が根本的に解消されるには至らず、日本・アジアの平和（つまり北緯38度線）は、いわば微調整された、欧米VS中口の敵対構図のもとにおかれている。本書はこうした状況が、北東アジアというアリーナで何が起きているのかを、「地域の力学・域外のまなざし」、「世界化する中国」そして「動く境界・変わる意識」という3部構成で論じている。下記がその目次である（章題あとが執筆者：敬称略）。

序章 変貌の30年・なぜいま北東アジアなのか？……岩下明裕

はじめに——「北東アジア」という名の挫折／

1 変貌の30年／2 本書の構成とアプローチ

第1部 地域の力学・域外のまなざし

第1章 朝鮮民主主義人民共和国の「安全保障」と非核化……福原裕二

はじめに——「北朝鮮の核問題」とは何か／1

北朝鮮はなぜ核兵器開発を進めるのか／2

北朝鮮にとっての「安全保障」／3 非核化に対する北朝鮮体制の耐久性／おわりに

第2章 韓国にとっての北東アジア……三村光弘

はじめに／1 韓国にとっての北東アジアの位置／2

日韓両国における北東アジアの重要性における重要性比較／おわりに

第3章 トランプ外交と流動化する北東アジア地域秩序……泉川泰博

はじめに／1 トランプ元大統領の世界観——

三つの一貫性／2 トランプ政権の北東アジア政策——「相対的安定」からトランプ流外交へ／3 北東アジアへの影響／4 今後の行方

第4章 ロシアからみた安全保障アーキテクチャ……加藤美保子

はじめに／1 アジア・太平洋地域でのロシアの目的——アーキテクチャを論じる意義／2

2010年代におけるロシアの秩序観の変容／3 対立後の世界の展望——ロシア流「多国間主

義」／4 アジアの安全保障アーキテクチャ／おわりに

第2部 世界化する中国

第5章 中国の漁業改革と揺らぐ海洋レジーム……益尾知佐子

はじめに／1 中国海洋漁業の概況と行政上の問題点／2 習近平の漁業改革／おわりに——海洋レジームへのインプリケーション

第6章 「一带一路」構想の経済学——グローバル化する地域……舩田佳弘

はじめに／1 「一带一路」構想の概要／2

開発の経済思想／3 新構造経済学の骨子／4 新構造経済学に対する疑問点／5 経済理論としての意義／おわりに

第3部 動く境界・変わる意識

第7章 再領域化される地域——ハイブリッドな未来を見つめて……岩下明裕

はじめに／1 ボーダースタディーズの手法／2 エリアとしての特性／3 拡大する主権と空間のズレ／4 ボーダースタディーズが描く北東アジアの未来／おわりに——ハイブリッドな共同体を目指して

第8章 四つの門と六つの要塞——海峡をめぐる日本とロシア……井潤裕

はじめに／1 間宮海峡（韃靼海峡）——ニコラエフスクとアレクサンドロフスク／2 宗谷海峡（ラ・ペルーズ海峡）——クシュンコタン～大泊～コルサコフ／3 四つの門の外を求めて——箱館・対馬・長崎・旅順とロシア海軍／4 六つの要塞——「日本海を閉塞する」ということ／おわりに

第9章 島を規律する——境界をめぐる地政治……天野尚樹

はじめに／1 ボーダーアイランドを規律する／2 サハリン州をめぐる地政治／3 沖縄県をめぐる地政治／おわりに

第10章 領土問題と非政府主体——「民族意識」を疑う……ブフ・アレクサンダー

はじめに／1 創られる「領土」意識——日本のケースを前提に／2 韓国・「独島守護」運動／3 台湾・「保釣運動」の起源／おわりに

「なぜ、いま北東アジアなのか」——編者は、北東アジアを「朝鮮半島を同心円の中心とする」地域といい、それゆえ「朝鮮半島を主語とした力学」で語るべきだという（序章、p.10）。本書の表紙と表見返し（見開き）に掲載されている、板門店を中心とする同心円が書かれた「北東アジア・スケールマップ」（作成：ささやめぐみ氏）はインパクトに富む。

2. 評者の視点

本来なら各章の概容とそれへの批評をすべきであろうが、重ねて、政治学に不案内の評者にはその力量がなく、理解できたことと関心を抱いたことを述べるにとどめることをお許し願いたい。

(1) 「地政治」(geo-politics) で読むべき「北東アジア」とは

3部構成のもとで、何をどのように論じているのか、評者が理解した限りで、たどっておく。

第1部では、北東アジアのパワーゲームの現状を、米中口という覇権国（の対抗）の付随や余波としてではなく、「朝鮮半島を主語とする力学」（序章、p.10）で捉えようとする。まず北朝鮮の「安全保障」（核問題）（第1章）に始まり、続いて韓国の「新韓半島体制」（第2章）が取り上げられ、そのあとにアメリカ・トランプ政権のアジア外交（第3章）、そしてロシアにとっての安全保障（第4章）が論じられる。これらから、日本がいまどういう状況におかれているのかが、よく見えてくる。

第2部「世界化する中国」は、2つの章からなる。遠洋漁業政策が海洋政策・レジームにつながる（第5章）は、領海問題の常識であろうが、評者には新鮮であったし、またこれも地政治らしい視点かとも思われる。続く、一帯一路政策（第

6章）では、政治学と経済学（貿易論や開発論）の対話が試みられたものと受け止めたが、評者としては、AIIB（アジアインフラ投資銀行）ないし人民元による北東アジアの政治・経済への影響を掘り下げて欲しい気がした。もっともそれでは地政治からそれるだろうか。

そして第3部が地政学を超える地政治の正念場であろう、北東アジアのホットな境界問題が、国家・外交ではなく、地域・人々の視線から取り上げられている。北東アジアにおける「再領域化」（第7章）では、地政治の方法論が提示されている。次いで、ロシア東方＝日本北方の領土問題（第8章）、続いて日本領域の北隣（サハリン州）と南端（沖縄県）について（第9章）が、それぞれの国内での地方VS中央という重層的な視点から論じられ、最後の第10章では、日本の2つの島問題について、「民族意識」（ナショナリズムないし国民感情とも言えようか）のあり様から分析がなされる。

本書を通して、日本の平和な日常に見え隠れする外交・安全保障（軍事）が、いまや喫緊の課題であると気づかされる。

では、地政学ではなく、地政治とする意味はどこにあるのだろうか。Dodds(2019)、ドッズ(2021)、北岡・細谷(2020)なども、宇宙開発、情報・サイバー空間、資源・環境、難民・移民、人権・ジェンダー、コロナ（新型伝染病）など、政治地理の課題と方法の両方において、伝来のそれらに新たなことが加わっていると指摘している。その点では、安全保障研究（平和学）でも、「経済安全保障」（原田太津男：南山・前田、2021、第9章）も含めて、新たなアプローチと新たな 이슈が提起されていることとも符合する。こと、北東アジアでは、朝鮮半島・北緯38度線をめぐる基本構図こそは連続しつつも、中国の世界化（米中対立）、歴史問題の先鋭化、島・海洋レジームに関わる問題の浮上といった変化も無視しえない。政治地理の新しい読み方——地政治——を必要とすること

に、異論はない。

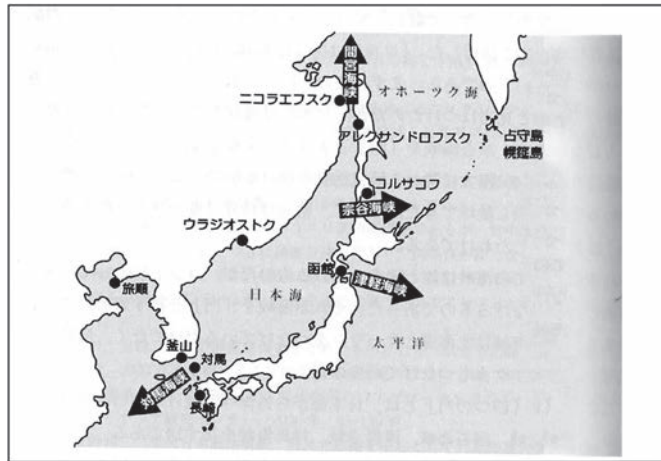
(2) 「北東アジア」とロシア

かつて拡声器で北方四島返還を叫ぶ軍用トラック仕様の街宣車を時折、見かけては「ああ、また右翼が騒いでいる」とみていた。しかし、外交・条約の歴史経緯からすると、ロシアによる北方四島占有の違法性は明らかではないか、しかるに日本の政府もメディアもこぞって口をつぐむのはなぜだろうと思うようになった。

本書の第4章「ロシアからみた安全保障ア

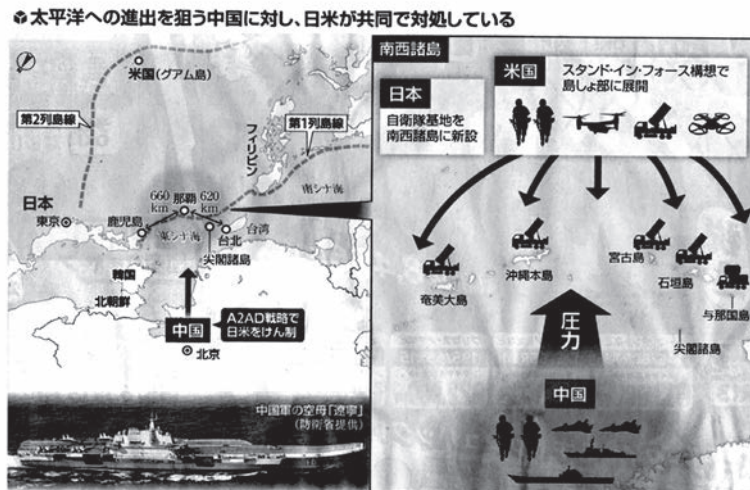
キテクチャ」と第8章「四つの門と六つの要塞」から、ようやく理解できてきた。古来、輸送力では水運が陸運をしのぎ、それゆえ、海は陸と陸を隔てるだけでなく、陸と陸をつなぎ、文化の往来も助けてきた。日本海をとりまく間宮・宗谷・津軽・対馬の4つの海峡は、対面する陸と陸をつなぐ水路と考えられてきた。他方、ロシアがこれらを「門」(海峡)と呼ぶのは、日本海から太平洋に出る、海と海をつなぐ地点だからだという(図1)。北方四島の、ロシアにとっての地政上の重要性がよく理解できた。

図1 ロシア東方の日本海から外洋への「四つの門」



出所：本書、第8章、p.214、図1『「四つの門」関係図』：作成は井澗裕氏。

図2 中国からみた太平洋



出所：「基礎からわかる沖縄復帰50年①安全保障／中国台頭で最前線に」、『読売新聞』、2022年3月18日、朝刊、19面。

折しもロシアのウクライナ武力進攻が激化するさなかにあつて、沖縄返還 50 年特集の一環として、『読売新聞』が図 2 を掲載した。かつて南北問題が盛んに論じられていたころ、南北を逆転させた地図や地球儀が注目されたことがあつた。同じ図や物体も、見る位置・角度で異なることは当然のことである。普段、新聞やテレビの天気図などでは、紙幅の都合から、沖縄を左上に切り取った一角に記載される（集合写真の欠席者のように）。地図を回転させずとも、日本列島からフィリピンまでつなげば、そのシーレーンのあり様は一目瞭然のはずである。

と、考えていくと、安全保障の延長上の領土・領海問題は、やはり近隣諸国への警戒と敵愾心につながりやすい。国家保全を旨とする地政学は、その点でナイーブであっても不思議はない。要はここが、地政治との最大の違いだろう。

東南アジアでは、結成 40 年を経て、内政不干渉というアキレス腱はありながらも、「ASEAN 憲章」が発効し（2008 年）、東チモールの加盟も早ければここ数年内に実現するであろう。北東アジアには、こうした地域統合・共同体結成への契機は見出し難いだけに、地政学とは一線を画す新たな地政治という切り口が提起されるのであろう。また、本書は、北東アジアの域内分析を主眼としているが、世界ないし近隣諸国（中央アジア、モンゴル、インドなど）との関係も、とりわけ中ロの連携あるいは対立の結節点として考察することも必要だろう。

書くほどに無知をさらすだけの評だが、北東アジア研究のあり方を今後も考えたく、一読を勧めたい。

参考文献・サイト

- 北岡伸一・細谷雄一（編）、2020、『新しい地政学』、東洋経済新報社
- Dodds, Kraus. 2019. *Geopolitics: A Very Short Introduction* (Third Edition). Oxford
- ドッズ, クラウス (著)、町田敦夫 (訳)、2021、『新しい国境、

新しい地政学』、東洋経済新報社

南山 淳・前田幸男（編）、2021、『批判的安全保障論：アプローチとイシューを理解する』、法律文化社

北方領土問題対策協会（独立行政法人） <https://www.hoppou.go.jp/index.html>

第 27 回北東アジア学会学術研究大会報告

第 27 回大会実行委員長

若月 章（新潟県立大学）

概要

期 日 2021 年 9 月 25 日（土）～ 26 日（日）

開催場所 NICO プラザ会議室（新潟市）

共通論題 「コロナ禍における北東アジア各国での研究教育の現状」

参加者数 延べ約 140 名（うちロシア・中国・韓国・タイから 7 名、留学生も含む大学院生 4 名、一般参加者若干名）

2021 年 9 月 25 日、26 日両日、北東アジア学会第 27 回学術研究大会が開催された。昨年度は未曾有の新型コロナウイルスの第 1 波・第 2 波の感染拡大に伴い全面的なオンライン開催となってしまった。今年度は感染拡大がなお収束する気配のない状態ではあったものの、2020 年 12 月 26 日第 10 期第 1 回常任理事会で昨年度に引き続き新潟を中心とした大会実行委員会メンバーが大会運営を担当することが決まった。本研究大会の実行委員長は私若月の他、三村光弘会長、櫛谷圭司、新井洋史、道上真有、穆堯芊計 6 名の構成である。その後国内でもワクチン接種も始まり次第に＜with コロナ＞対応の共生生活が大学などでも模索され始めたことから 2021 年 5 月 15 日開催の第 10 期第 2 回常任理事会で協議の結果、オンライン並行方式によるハイブリッド型での開催が決定された。

なお同常任理事会において開催方式だけでなく、学術シンポジウムは開催実施することと、共通論題の検討、今後の大会当日までの日程、会員への研究発表に向けた申し込み手続きの周知についての意見交換も合わせて行った。そして共通論題テーマの有力候補として米中関係などが挙げられたが、結局第 27 回大会実行委員会に一任されることになった。

最終的に決定された第 27 回大会の共通論題及びパネリストの構成は以下の通りである。

国際シンポジウム（敬称略）

共通論題： コロナ禍における北東アジア各国の研究教育の現状

司会：三村光弘（環日本海経済研究所）

パネリスト

日本：道上真有（新潟大学経済科学部）

「コロナ禍における日本での研究教育の現状－新潟大学を事例として－」

中国：李紅梅（吉林大学東北アジア研究所）

「コロナ禍における中国での研究教育の取り組みと課題－吉林大学東北亜研究所を事例として－」

韓国：チョン・ヒョンア（明知大学校）

「COVID-19 の状況下の韓国の研究と教育－明知大学校を事例として－」

ロシア：ヴォロビヨーワ・ナタリア（国立極東連邦大学）

「コロナ禍におけるロシア連邦での研究教育の現状－ロシア FEFU を事例として－」

ここで、最終的な共通論題決定までの経緯について若干補足したい。2021年7月17日の第10期第2回理事会（zoom参加19名、対面参加7名）が大会開催会場として予定されたNICOプラザ会議室（新潟市）で開催された。当日は主要な審議事項として第27回学術研究大会プログラムの詳細が紹介された。その際、出席した会員から質問が寄せられた。それは前回の常任理事会で議論した米中対立または競合のテーマから変更を行った経緯の説明を求めたものだった。実行委員会を代表して三村会長から現今の国際情勢を踏まえ米中関係のテーマを選択しても海外からの参加者（特に報告者）が集まりにくいことが懸念されるばかりか、報告自体が難しいと考えられるとの回答であった。他方で5月の常任理事会の会議終了後、コロナ禍において北東アジア各国の研究者が一体どのような地域研究を今現在実施しているのか、更に各国の教育と研究の実際について大会実行委員会メンバー各自の間で幅広い関心が率直に抱かれ、大いに話題が沸騰した。結局、コロナ禍における北東アジア地域研究の現状に焦点を当て、中国・韓国・ロシア・日本の大学における教育研究の現場の実態を検討するテーマが今日的で相応しいとの結論に達し、今回は共通論題のテーマとして実施するところとなった。その際、オンライン併用型であることに鑑み、今年度のシンポジウムの発言言語は基本的には「日本語」とし、当該趣旨で対応可能な発表者の選定を行うこととした。

各国を代表して発表の内諾を得た、道上真有（ロシア経済論）、李紅梅（日本経済論）、チョン・ヒョンア（社会言語学）、ヴォロビョフ・ナタリア（経済学）の各報告者から主として所属大学でのコロナ拡大後の各自の研究動向、教育についての対応変化と学生の反応、更に今後の展望と課題等について順次報告がなされた。研究活動については状況変化に対応し、研究上の資料検索、オンラインでのやり取りなどかなり可能だったとしても、地域調査での制約、研究協力者からのデータ収集の難しさ、研究者間での学術大会の運営の縮小、研究者同士あるいは学生間の交流が容易ではなかったことなどの指摘が目立った。提言としてはオンラインと対面の融合が今後必要になってくるものと思われるが、その際周辺技術の高度化などデジタル技術の可能性も高めることが何より不可欠であることなどの発言があった。

質疑応答の後、司会者の三村会長から今回はコロナ禍でのオンライン方式による国際シンポジウムではあったが、結果的に4名の内3名は外国人パネリストに依頼できたことは大きな成果であったとの総括がなされた。今回、クラウド環境に若干の違いがあったものの、日本語での発表可能な人選によって、発表及び意見交換の際に通訳をさしはさむこともなく円滑に運び時間の節約がなされたこと、遠隔でも各発表者にシンポの主旨が明確に伝わり円滑に議論がなされたことはひとえに三村会長による人選が奏功したことによることも付記しておきたい。但し、多言語により実施される場合はなお運営に課題が残されよう。

大会シンポジウム会場



(2021年9月25日、ERINA 会議室)

分科会（後掲プログラムを参照）

本年度における研究報告は別表掲載の通りである。当初大会実行委員会では会員各位からの報告希望数について危惧する向きもあったが、昨年度 10 報告に対して今年度は合計 24 もの研究報告の希望が寄せられ、結局 7 つの分科会を設定することができなかった。内、3 つは企画分科会である。報告テーマについては 4 つの分科会は政治外交、域内協力と連携、中国の経済社会、コロナウイルス関連の分野に分かれ、各報告テーマからもちろん 2021 年 9 月下旬現在での北東アジア情勢であるとはいえ、域内地域には様々な社会課題が既に存在し、越境地域協力の現状とその検証が具体的なデータとその歴史的な経緯も踏まえつつ分析がなされるべきこと、コロナ禍が各国や地域の経済動向及び制度にまで影響を及ぼしていることなどが紹介され、各報告者の専門分野からの発表を受けて Zoom も取り入れつつ質疑応答も活発に行われた。

今回は 3 つの企画分科会を実施することができた。第 1 企画分科会は本学会と学術交流関係にある韓国東北亜経済学会との共催企画により韓国語のみによるオンライン開催であった。このためひとえに座長の川口智彦会員から韓国との折衝など多大な役回りを引き受けていただきそのご尽力には心より感謝したい。更に 2 つの企画分科会が設定できた。第 2 企画分科会は森川裕二会員からの提案によるもので、この間進められていた共同研究の成果報告も兼ねたものであり、現代東アジア地域研究が手法として用いてきた欧米主導の〈普遍性〉と〈特殊性〉との相関関係すなわち「間主観性」から裏打ちされた新たな東アジアの国際秩序を客観視することを目的とした企画内容だった。また第 3 企画分科会は穆堯芊会員を中心とする研究助成金による研究出版が既に予定されている成果の発表である。北東アジアも含む主要各国の成長メカニズムを中規模地域や都市に焦点を絞り分析した成果の公表であった。そこではグローバル化における地域経済の特徴やそのスピルオーバー効果を主に明らかにしている。

このようにコロナ感染の拡大の渦中にあってもオンラインによる開催が途絶することなく可能であること、更に会員各位による共同研究が弛まず進められ、出版物も逐次公表されていることは特筆されて

よい。今後も会員各位の一層の研鑽に期待したい。

分科会会場



(2021年9月26日、NICO プラザ会議室会場C)

成果と課題

昨年の経験に引き続き新潟を中心に開催された大会であったが、何とかコロナ禍の中で本来の学術大会の形態に戻すことができなかった。ひとえに特に大会運営に当たった実行委員の技能によるものでもある。おそらく今後の学術研究大会は対面による開催を基本としたとしても培った対応の蓄積が本学会でも以後発揮できるように思う。但し、開催大学などがどこであれ、むろん積極的なサポートは欠かせない。また多言語開催の場合、シンポジウム及び分科会運営にあたっての時間配分等の工夫が必要となろう。

ところで筆者の大会報告のまとめが大幅に遅れていた矢先にヨーロッパでは大惨事が発生してしまった。本年2月24日誰もが予想だにできなかったロシア連邦によるウクライナ侵攻の勃発である。昨年ウクライナ国境付近への大量の兵員の移動配置が報道されてはいたもののまさかの展開となった。それまでも歴史学者のユヴァル・ノア・ハラリ論文に代表される民主主義 vs. 権威主義に注目が集まっていたものの、それまで論壇政治学の主要な関心は<中国とどう向き合うか><驕れる中国と付き合う法>などでも明らかなように依然として中国であった。それが一変した。マスメディアから連日のようにロシアの動向分析、朝鮮半島への波及、地方経済への影響などについての専門的な解説を求められ多忙を極めた学会員も少なくはなかった。そうでなくとも時節柄、次年度の担当講義のシラバス提出は大方済んでいた時期に入っていた筈だ。非会員ではあるが慶応義塾大学の廣瀬陽子教授は4月に入りプーチンによるロシアのウクライナ侵攻を目の当たりにし、自身の旧ソ連地域研究や国際関係の分析研究を振り返りつつ「研究は戦争を止められないのか」との文章を発表し、「この戦争勃発で、茫然自失となっている社会科学研究者は少なくない」とも語っているが筆者もその一人である。相互依存論であれ核抑止論であれ、それまで重用されてきた各種の概念が戦争抑止の崇高な理念として確信をもって主張できなくなってしまったことの意味は大きい。確実に国際秩序の大転換期に入ったといえる。それはユーラシア大陸のもう一方の端に位置する北東アジアも例外でなく同様に新たに検討しなおさなければならない。

ロシアについてウインストン・チャーチルは「Russia is a riddle wrapped in a mystery inside an enigma.」

であると指摘し、ロシアの代表的な詩人フョードル・チュッチェフも「ロシアは頭では理解できない。並みの尺度では測れない。ロシアだけの特別な姿がある。ロシアはただ信じるのみ。」とロシア世界を表現している。他方、中国についても現代中国研究の第一人者、毛里和子は中国自体の理解の困難さをやはり指摘し、ある事象や変化に対する想定外の反応が時としてみられ、その不透明さが極めて高いことを指摘しているが、それは観察者側である日本の中国観にも問題があるのではないかと推論する。これからの北東アジア学会の研究面での使命と責任は社会における存在理由やその役割と合わせても極めて重い。

本学会では各地域区分での地域研究会も含め、若手による大学院生の研究報告も盛んに行われてきているが、ロシアに関心を寄せる若手研究者も少なくない。この3月、日本ロシア文学会が「ロシア語学習者に向けての声明」を発した。現在ロシア語、ロシア文学・文化を学ぶ学生に向けたロシア文化研究の学的意義についてその変わることのない大切さを説いている。むろん社会科学分野のロシア地域研究も同様である。研究対象の選択やその価値に優劣はない。本学会企画分科会の趣旨説明の中で実証主義的な社会科学が求める普遍性と歴史・文化の特殊性との対話は今後も続けたいとしていた。筆者自身すべての研究報告に参加できたわけではないが、全体を通じて対照言語学の動向や異文化論、政治思想論にも触れる報告があり筆者個人の感想であるとの受け止めもあるが実に新鮮に映った。地域研究本来の学際的アプローチはこれからも何とか堅持してもらいたい。

コロナ禍の拡大、続くウクライナ危機は新しい国際秩序パラダイムの研究への模索が北東アジア学会にも少なからずこれから求められよう。〈環日本海地域研究〉から始まった〈北東アジア地域研究〉も大きな転換期を迎えている。各会員の北東アジア地域への多様な関心と専門分野を駆使した研究成果が更に上がり、活発な議論が開花することを次年度以降の大会において期待したい。最後に次回は是非総会や懇親会が対面で叶うことを願わずにはいられない。

- 参考文献資料：
- ・若月章「第 26 回北東アジア学会学術研究大会報告（2020 年 9 月 27 日 オンライン開催）」『北東アジア地域研究』第 27 号、2021 年。
 - ・2021 年度北東アジア学会第 27 回学術研究大会「コロナ禍における北東アジア各国での研究教育の現状」予稿集（2021 年 9 月 25 日）。
 - ・北海道教育大学函館校 国際地域研究編集委員会編『国際地域研究 I』大学教育出版、2019 年。
 - ・ユヴァル・ノア・ハラリ、柴田裕之訳『21 Lessons - 21 世紀の人類のための 21 の思考』河出文庫、2021 年。
 - ・小野寺史郎『戦後日本の中国観－アジアと近代をめぐる葛藤－』中公選書、2021 年。
 - ・「研究は戦争を止められないのか」（メディアセンター所長／慶應義塾大学総合政策学部教授 廣瀬陽子）『HUFFPOST 日本版』2022 年 4 月 8 日配信。
 - ・「[日本ロシア文学会]ロシア語学習者に向けた声明 2022.3.15」東京大学文学部・大学院人文社会系研究科スラヴ語スラヴ文学研究室ホームページ掲載。
 - ・「経済交流の推進 幻想に シンクタンク」(色あせた「日本海軸」< 7 >)『新潟日報』2022 年 3 月 17 日付。
 - ・「県と経済界の協力鍵に 金子元知事に聞く」(色あせた「日本海軸」< 10 >)『新潟日報』2022 年 3 月 21 日付。

分科会プログラム（9月26日）

第一分科会：北東アジアの政治外交

座長：櫛谷圭司（新潟県立大学）

報告①：大西広（慶應義塾大学）「“ウイグル族の強制労働”報道を検証する」

討論：松村史紀（宇都宮大学）

報告②：縄倉晶雄（明治大学）「韓国の政党における派閥抗争と第三政党の台頭」

討論：権寧俊（新潟県立大学）（Zoom）

報告③：呉迪（慶應義塾大学・院）「馮涵清の日本視察と旧満州国の司法制度の整備」

討論：野口真広（早稲田大学）（Zoom）

第二分科会：東アジアの域内連携

座長：佐渡友哲（日本大学）

報告①：新井洋史（環日本海経済研究所）「北東アジアにおける経済関係深化に関する評価」

討論：松野周治（立命館大学）

報告②：日臺健雄（和光大学）「『一帯一路』に直面するロシアの鉄道：歴史と現状」

討論：辻久子（環日本海経済研究所）（Zoom）

報告③：中山賢司（創価大学）「北東アジアにおける争点志向型越境地域協力(CBC)の地平——対馬釜山境域・日韓海峡広域圏・八重山台湾東部境域・沖縄台湾広域圏にみる海岸漂着物対策CBCの比較考察」

討論：高橋和（山形大学）（Zoom）

報告④：横田将志（八戸学院大学）「瀾滄メコン協力(LMC)の水資源ガバナンスに関する一考察——原理と規範」

討論：龍世祥（富山大学）（Zoom）

第三分科会：中国の経済と社会

座長：高屋和子（立命館大学）

報告①：松野周治（立命館大学）「『第14次5ヶ年計画と2035年ビジョン』から見る中国の課題——『中華民族の偉大な復興』と『双循環』を中心に——」

討論：穆堯芋（新潟県立大学）

報告②：朱永浩（福島大学）・劉旭彬（福島大学・院）「中国山東半島における港湾統合の進展と課題」

討論：小川雄平（九州情報大学）

報告③：李赫然（立教大学・院）「中国における『職域型保険』と『地域型保険』の形成に関する考察——中国の公的医療保険を例に一」

討論：李蓮花（東京経済大学）（Zoom）

第四分科会：北東アジアとコロナウイルス

座長：高田喜博（北海道国際交流協力総合センター）

報告①：齊藤久美子（和歌山大学）「COVID-19 のロシア企業への影響—会計学の視点から—」

討論：堀江典生（富山大学）

報告②：張文婷（新潟大学）「『新型ウイルス禍の影響による新潟・富山地域の中小企業の企業経営と経営課題』 アンケート調査結果報告書」

討論：岡本勝規（富山高等専門学校）

報告③：金早雪（大阪商業大学）「コロナ禍の韓国の生活リスク・保障と福祉政治」

討論：生駒智一（立命館大学）

第一企画分科会（韓国東北亜経済学会関連）

座長：川口智彦（日本大学）

報告①：오대원 [オ・デウォン]（西江大学校）「동북아 중앙은행 디지털 화폐 (CBDC) 발행과 통화정책의 변화」[東北アジアの中央銀行デジタル貨幣 (CBDC) 発行と通貨政策の変化]

討論：金早雪（大阪商業大学）

報告②：이근철 [イ・グンチョル]（崇実大学）「한국 지역화폐 효과 분석 - 공주페이를 중심으로」[韓国の地域貨幣の効果分析—公州ペイを中心に]

討論：李義圭（元韓国職業能力開発院）

報告③：鄭美香（長崎大学・院）「한국인 원폭피해자 문제에 대한 한국정부의 인식 (1968-1971)」[韓国人原爆被害者問題に対する韓国政府の認識 (1968-1971)]

討論：川口智彦（日本大学）

第二企画分科会（東アジアにおける〈周縁〉からの間主観性に基づく秩序）

座長：森川裕二（長崎大学）

発表①：森川裕二（長崎大学）趣旨説明「〈周縁〉からの間主観性の視点」

発表②：野口真広（早稲田大学）「〈周縁〉からの東アジアへの眼差し—柳宗悦を中心に」

発表③：伍嘉誠（北海道大学）「対中意識の間主観性—社会運動にみる香港と台湾の連帯」

発表④：タンシンマンコン・パタジット（早稲田大学）「小国のタイから見る大国中国」

討論：堀内賢志（静岡県立大学）

第三企画分科会（大国の地域経済—グローバル化における中規模都市の成長—）

座長：新井洋史（環日本海経済研究所）

発表①：穆堯芋（新潟県立大学）趣旨説明「大国の地域経済—グローバル化における中規模都市の成長—」

発表②：徐一睿（専修大学）「地域一体化を目指す中国—長江デルタとの連携を進める安徽省」

発表③：志田仁完（環日本海経済研究所）「ロシアの空間的再編成と地域経済の成長—クラスノダール地方の中規模地域に注目して」

発表④：久保隆行（立命館アジア太平洋大学）

「東京一極集中への対応を迫られる日本—活力あるアジアの拠点都市に変貌する福岡」

全体討論：岡本信広（大東文化大学）

北東アジア学会会則

1994年11月27日 制定

名称・事務所

第1条 本会は北東アジア学会（The Association for Northeast Asia Regional Studies）と称する。

2. 日本海の各国における表記については各国語を尊重する。

第1条の2 本会の事務所は富山県射水市海老江練合1-2 富山高等専門学校 海老原毅研究室内に置く。

目的

第2条 本会は日本海および日本海周辺諸国・地域に関連する社会科学、人文科学、自然科学における諸問題を研究し、もってそれらの諸国・地域の交流・協力と平和的發展に寄与することを目的とする。

事業

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 研究大会および部会の開催
- (2) 機関誌等の出版物の発行
- (3) 国内外の諸学会との連絡、交流・協力
- (4) 国内外の情報交換および共同研究・教育体制の整備
- (5) その他本会の目的にとって必要と認められる事業

会員

第4条 本会の会員は本会の目的に賛同する研究者とし、会員の種別およびその要件は次の各号の通りとし、その特典は別表の通りとする。なお、本会の目的に賛同する法人・団体を理事会の承認に基づき、賛助会員或いは特別賛助会員とすることができる。

- (1) 一般会員は会員のうち、その他の会員種別を希望しないまたはそれらの要件に該当しない者
 - (2) 学生会員は、大学院に在籍し、またはポスドク研究員等研究者として有給の定職に就いていない者で、学生会員となることを希望し、所定の手続きをとった者
 - (3) 優待会員は、65歳以上または所属機関を退職した者、かつ研究者として有給の定職に就いていない者で、優待会員となることを希望し、所定の手続きをとった者
 - (4) 海外通信会員は、会員のうち日本国外に生活の本拠があり、海外通信会員となることを希望し、所定の手続きをとった者
2. 会員種別は、会員が変更を申し込み、理事会の承認を得てはじめて変更される。ただし、学生会員、優待会員および海外通信会員がその要件を失ったことが明らかな場合ならびに理事会の決定による海外通信会員への変更はこの限りではない。

入会、退会

第5条 本会に入会しようとする者は、会員2名の推薦により本会に入会を申し込み、理事会の承認を得なければならない。

第6条 本会を退会しようとする者は、書面をもって退会を本会に通告すれば退会することができる。会費を2年間滞納した者は、理事会において承認の上、退会とみなす。

会費

第7条 会員は次の各号に定めるとおり会費を納入するものとする。賛助会員の会費は年額一口20,000円、特別賛助会員の会費は一口100,000円とする。

- (1) 一般会員は年額10,000円
- (2) 学生会員は年額5,000円
- (3) 優待会員は年額5,000円
- (4) 海外通信会員は当分の間、会費を免除する

組織と役員

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長若干名
 - (3) 理事40名程度（そのうち若干名を常任理事とする）
 - (4) 事務局長1名
 - (5) 事務局次長若干名
 - (6) 会計1名
 - (7) 会計監事2名
2. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 4. 理事は、理事会に拠り会務を処理する。常任理事は理事会が必要と認める業務を行う。
 5. 事務局長は、会務に伴う事務を統括する。
 6. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長が業務を行うことができない場合はその職務を代行する。
 7. 会計は、会務に伴う事務のうち、会費徴収、出納、会計等の業務を行う。
 8. 会計監事は、本会の会計を監査する。
 9. 理事会が必要と認めるときは、名誉会員・顧問をおくことができる。

第9条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 理事および会計監事は別に定めるところにより選出し、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、常任理事は理事の中から互選する。

第11条 本会は、国際的活動の推進のために国際諮問委員会を置く。

第12条 理事会が必要と認めるとき、各種委員会、地域部会を設けることができる。

会員総会

第13条 本会は毎年1回会員総会を開催する。

2. 臨時会員総会は、理事会が必要と認めるとき、または会員の2分の1以上の請求があるときに、開催する。

第14条 会員総会は、次の事項を協議し、決定する。

- (1) 事業報告
- (2) 決算
- (3) 事業計画
- (4) 予算
- (5) 役員選出
- (6) 会則の変更
- (7) その他会員総会で決定を必要とする事項

第15条 会員総会の議決は、出席会員の過半数による。

第16条 理事会は、会長が必要と認めるときおよび役員5名以上の求めにより開催し、会務を遂行する。

会計期間

第17条 本会の会計年度は、8月1日から翌年7月31日までとする。

2. 会計期間の呼称は、「〔当年西暦下二桁/翌年西暦下二桁〕年度」とする。

名称変更に伴う移行措置

第18条 当面、新名称と旧名称を併記して使うことを妨げない。

附則

1. この会則は、1994年11月27日から施行する。
2. この会則の変更は、会員総会の議を経なければならない。
3. この会則は、2007年12月9日から施行する。(学会名称の変更に伴う改正)
4. この会則は、2012年10月14日から施行する。(会計期間の変更に伴う改正)
5. この会則は、2014年9月21日から施行する(会員、会費、組織と役員の変更に伴う改正)
6. この会則は、2015年10月18日から施行する(事務所の所在地明記に伴う改正)
7. この会則は、2021年2月2日から施行する(事務所の所在地変更に伴う改正)

以上

『北東アジア地域研究』編集要綱

1 編集委員会

- (1) 編集委員会は、理事会で選出された委員で構成され、うち1名を編集委員長とする。編集委員長は、理事会において常任理事の中から選出する。編集委員長は編集委員の中から副編集委員長を指名することができる。編集委員長は、編集委員会を代表し、統括、招集する。
- (2) 編集委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 発行回数・編集

- (1) 発行回数は原則として年1回とし、必要がある場合には理事会の承認を得て、臨時に発行することができる。
- (2) 発行日は、原則として毎年5月末日とする。

3 原稿の受理・採否

- (1) 受理 編集委員会は、投稿された原稿が投稿規定および執筆要領に違反していないことを確認したうえで、投稿原稿を受理する。
- (2) 採否 研究論文・研究ノートの採否は、編集委員会が委嘱した査読委員の審査に基づいて編集委員会が決定する。査読委員は投稿論文1本につき2名とし、編集委員会が原則として学会員のなかからその都度委嘱する。査読委員の氏名は公表しない。
- (3) 書評および資料紹介等は、編集委員会が採否を決定する。

4 執筆要領

投稿規定・執筆要領は別途定める。

付則

- (1) その他編集・執筆に関して必要な事項は、編集委員会が定める。
- (2) 編集要綱の改定にあたっては、理事会の承認を得なければならない。
- (3) 本要綱は、2016年10月8日より実施する。

北東アジア学会理事会決定

2012年10月14日決定、2016年10月8日改正

『北東アジア地域研究』 投稿規定及び執筆要領（2021年4月改訂）

投稿規定

1 投稿資格

投稿者は以下の条件を満たす者とする。

- (1) 本学会の会員（以下、「学会員」とする。）である者
- (2) 本学会の主催または共催で招聘した研究者で、学会員の推薦があった者
- (3) 学会員と共同執筆をする者
- (4) その他編集委員会が投稿を認めた者

2 原稿の種類

2.1 研究論文・研究ノート

北東アジア地域研究に関連する論文であり、かつ実証的または理論的研究の成果として高度のオリジナリティと完成度を有するものであること。

修士課程在学中の会員にあっては、本学会が開催する学術研究大会もしくは地域研究会・サテライト研究会における報告と討議を経た論文であること。

2.2 書評

北東アジア地域研究に関連する著作、もしくは会員の著作についての書評

2.3 資料紹介等

北東アジア地域研究に関する資料の紹介、政策レビューなど研究論文に分類されないもので、研究論文に準ずる完成度を持つものであること。

3 査読

3.1 投稿された原稿は、審査のうえ掲載を決定する。研究論文の審査は、編集委員会の予備審査を経た後、編集委員会が2名の査読委員（匿名）に依頼する。その他の原稿の審査は、編集委員会において行う。

ただし、第1項（2）の投稿資格者による投稿については、審査対象外とすることができる。

3.2 論文の審査項目は、以下とする。

- I. 内容について ①資料の信頼性 ②文献吟味の妥当性 ③分析方法の妥当性 ④研究の独創性
- II. 表現について ①用語・用法の適切性 ②図表の適切性 ③注記の適切性 ④文章表現の明晰性

4 執筆要領

執筆要領その他、原稿投稿に関する詳細は別に定める「執筆要領」による。

5 投稿手続

研究論文・研究ノートは毎年11月末日までに、その他の原稿は1月末日までに、「執筆要領」に定める「投稿票」を添えて、編集委員会宛てに電子メールで送付する。

6 原稿の受理通知

編集委員会は原稿が投稿規定および執筆要領に違反していないことを確認し、受理通知メールを返信する。

7 受理後の取り扱い

7.1 原稿掲載の可否は、査読結果を踏まえて編集委員会が決定する。

- 7.2 査読結果は1月末までに投稿者に通知する。
- 7.3 編集委員会は、査読結果を踏まえ、投稿者に原稿の修正を求めることができる。投稿者は、修正原稿とともに、査読者の審査意見の各内容に対する対応を箇条書きにした説明書を別途作成し、提出する。
- 7.4 修正原稿は、編集委員会において再度審査し、掲載の可否を決定する。これ以後の修正は認めない。

8 校正

- 8.1 校正は、投稿者の責任において、原則として初校まで行う。
- 8.2 原稿の校正は、原則として誤植の修正に限る。校正段階での原稿の修正は原則として認めない。

9 著作権

本学会誌に掲載された著述の著作権は本学会に属する。

ただし著者が自身の論文等を、書籍等に転載することは妨げない。この場合、初出である本誌の掲載号とページを明記すること。

10 二重投稿の禁止および研究者倫理規定の遵守

10.1 『北東アジア地域研究』は原著論文のための学術雑誌であり、二重投稿を認めない。

10.2 執筆者は論文の作成にあたり、日本学術振興会の研究者倫理規定（注）を順守すること。

（注）「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」参照：<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

執筆要領

1 使用言語

日本語、中国語、韓国・朝鮮語、ロシア語、英語のいずれかとする。

2 分量

2.1 総頁

言語・原稿の種別を問わず、原則として出来上がりがA4版15頁以内に収まるようにする。

2.2 原稿種別による分量（本文）等

研究論文・研究ノート：日本語、中国語、韓国・朝鮮語の場合は20,000字相当以内、ロシア語と英語の場合は7,000語相当以内とする（図表を含む）。研究論文には本文のほかに、日本語要約（500字程度）、キーワード（5つ以内）及び英文サマリー（200語以内）を添付しなければならない。

書評・資料紹介等：7,000字相当以内とする（図表を含む）。

3 原稿の送付

3.1 原稿の締め切りは、研究論文・研究ノートは毎年11月末日、その他は1月末日とする。

3.2 原稿の送付先

henshu-j@anears.net

3.3 原稿はWordの文書ファイルで、3.5に定める「投稿票」（ひな形は別掲）とともに電子メールに添付して送付する。

3.4 母語以外の言語で執筆した場合は、ネイティブチェックを受けること。学生会員の場合は、指導教員等による原稿チェックを受けること。

3.5 投稿票は、A4用紙1枚に、下記の項目を明記する。

- ①執筆者氏名（※）・所属（※）、連絡先（学生会員は原稿チェックを行った指導教員等の氏名）
- ②原稿の種類（研究論文・研究ノート、書評、資料紹介等）

③表題（※）

④研究論文の投稿前チェック： 1) 本文の匿名性、2) キーワード、3) 要約（日本語500字程度）、4) 本文分量、5) 章節、6) 図表（モノクロ）の番号と凡例表示、7) 文末脚注、8) 参考文献、9) ネイティブチェック（母語以外の言語で執筆した場合）、10) 指導教員等のチェック（学生会員の場合）

（※）執筆者氏名・所属と表題（書評では対象著作の著者名と書名）には英字表記も付すこと。

4 節、項のたてかた

1.

(1)

1)

2.

とする。適宜「はじめに」や「まとめ」などを前後につけても構わない。

5 図表について

5.1 図表番号について

図表は、図1、表1という形でそれぞれの図表に一連の番号をつけ、半角を空けた後に図表のタイトルを明記する。図表は本文に入れる。

5.2 図表の表示について

印刷は原則としてモノクロとなるため、図表類の凡例などもカラー表示は避けて、モノクロでも識別しやすい表示にする。またグラフの背景も「白」とする。

なお学術上カラー印刷にする意義もしくは必要性があると編集委員会が認めた場合は、カラー印刷にすることができる。ただし、その場合カラー印刷によって生じる新たな費用負担については投稿者の自己負担とする。

6 <注>について（英語原稿は8.2参照）

注は、文末脚注とする。

脚注番号は、下記の要領でアラビア数字とする。

・・・雇用調整1に関しては国際比較を含めてすでに多くの研究蓄積がある2。

単なる引用箇所の明示の場合には、脚注とせず、文中に、（権、2012、pp.171-2）、（Volkov, 2002, p.31）、（Martin, 2006b, p.132）などと記入のこと。

複数の文献を同時に記載する場合は、（Volkov,2002,p.31; Martin, 2006b, pp.23-45）のようにセミコロンで区切る。

7 参考文献について（英語原稿は8.2参照）

引用文献は、本文末尾に参考文献欄を設け、日本語文献は五十音順、その他の言語は原則としてアルファベット順に並べ、次のように記載する。

日本語文献の場合

書籍： 著者名、発行年、『書名』、発行所名

論文： 著者名、発行年、「論文名」『雑誌名』、巻号、pp.－ もしくは頁。

ロシア語・英語文献の場合

書籍： 著者名、発行年、書名（イタリック）、発行所名

論文： 著者名、発行年、「論文名」、雑誌名（イタリック）、巻号、pp.－

中国語文献、韓国・朝鮮語文献は日本語文献に準ずること。

それ以外の言語による文献は、日本語・外国語のどちらか近いほうに準ずること。

8 その他の注意点

8.1 日本語原稿の場合

(1) 使用フォントについて

本文は、10.5ポイント、日本語ではMS明朝

小見出し、図表タイトルは、MSゴシック、10.5ポイントを使用する。

(2) 英数字の表記について

2桁以上の数字（少数を含む）と英文部分は半角とする。

(3) 記号類の表記について

句読点および「」『』（ ）<> [] %などの記号類は全角にする。

英文中の（ ）は半角のままにする。

(4) カタカナの表記について

カタカナは全角で表記し、半角文字は使用しない。

8.2 英語原稿の場合

Instructions for Authors (※) を参照のこと。

(※) http://anears.net/ej/submission_info_e.pdf

8.3 中国語、韓国・朝鮮語およびロシア語の場合

日本語・英語いずれかに準ずること。

9 書評について

書評原稿の体裁は、研究論文に準拠すること。

書評原稿に含まれる内容は、次のとおりである。

- ① 対象著作の著者名 (※)
- ② タイトル（副題も含めて『』で括る。）(※)
- ③ 発行所名、発行年（西暦）、総ページ数 : 書名あとに（ ）で括る。
- ④ 書評本文
- ⑤ 図表・参考文献（必要に応じて）
- ⑥ 対象となる本の英文タイトル（投稿者が著者もしくは出版社に確認する。）
- ⑦ 投稿者（書評者）の氏名および所属

(※) 著者名と書名の英字（英文）を、別途、投稿票に記載のこと。

10 資料紹介等について

資料紹介、政策レビューなどの体裁は、研究論文に準拠すること。

2016年10月8日 和雑誌編集委員会決定

2018年9月29日 和雑誌編集委員会決定

2021年4月18日 編集委員会決定

「投稿票」ひな形（下記の事項があれば書式は不問）

| | |
|---|--|
| 投稿日 | 年 月 日 |
| 表題 | (英語以外の場合：英字) |
| 投稿（代表）者 | 氏名 (英字) 所属 メールアドレス 電話番号 (学生会員の場合：原稿チェックを行った指導教員等の氏名) |
| 共著者 (3名以上の場合は、 書き足してください) | 氏名 (英字) 所属 メールアドレス 氏名 (英字) 所属 メールアドレス |
| 研究論文の 投稿前チェック ※詳しくは本誌バック ナンバー現物及び 「執筆要領」をご覧ください | <input type="checkbox"/> 本文の匿名性の確保 <input type="checkbox"/> キーワード (5つ以内) <input type="checkbox"/> 要約 (500～1000字程度) <input type="checkbox"/> 文末に英文サマリー (150語程度)：掲載確定後でよい <input type="checkbox"/> 分量：日本語、中国語、韓国・朝鮮語は20,000字相当以内、ロシア語・英語は7,000語相当以内 (いずれも図表を含む) <input type="checkbox"/> 章節のたてかた <input type="checkbox"/> 図表 (モノクロ) の番号と凡例表示 <input type="checkbox"/> 文末脚注 ※英語は別記 <input type="checkbox"/> 参考文献の記載方法と本文での適示方法 ※英語は別記 <input type="checkbox"/> ※英語の脚注・参考文献の記載は、Chicago Manual of Style に従う： http://www.chicagomanualofstyle.org/tools_citationguide.html <input type="checkbox"/> ネイティブチェック (母語以外の言語で執筆した場合) <input type="checkbox"/> 指導教員等のチェック (学生会員の場合) |

※掲載が確定するまで投稿原稿では執筆者を匿名にして、別途この投稿票を提供ください。

バックナンバーのご紹介

『北東アジア地域研究』第27号（2021年5月発行）

【論文】

Comparing the Eurasian Economic Union to the Silk Road Economic Belt:

A Kazakhstan based view

NURGALIYEVA, Lyailya

日本の国家ブランド・イメージに関する来日外国人の評価

—社会的評価と個人的評価を中心に—

李 孝連

【研究ノート】

中国の「改革開放」政策と電力工業における初期改革

—「集資辦電」を中心に—

劉 玕

中国における国際政治理論研究の展開

—「本土化」から「中国学派」の構築へ—

陳 垚旭

韓国の国会議員選挙における政党の候補者公認プロセスと政党の凝集性

—第20代から第21代選挙にかけての嶺南政党を事例として—

繩倉 晶雄

【書評】

多賀秀敏編著 『平和学から世界を見る』

佐渡友 哲

多賀秀敏・五十嵐誠一編著 『東アジアの重層的サブリージョンと新たな地域アーキテクチャ』

松野 周治

左近幸村著 『海のロシア史—ユーラシア帝国の海運と世界経済』

新井 洋史

役員・理事会

(常：常任理事 理：理事 会：会計監査)

| | | | |
|--------------|-------|------|-------|
| 会長 | 三村 光弘 | 名誉会員 | 山村 勝郎 |
| 副会長 | 金 早雪 | 名誉会員 | 藤田 暁男 |
| 副会長(雑誌編集委員長) | 堀内 賢志 | 名誉会員 | 多賀 秀敏 |
| 事務局長 | 穆 堯芊 | 名誉会員 | 坂田 幹男 |
| 事務局次長 | 川口 智彦 | 名誉会員 | 小川 雄平 |
| 会計 | 海老原 毅 | 名誉会員 | 佐渡友 哲 |
| | | 名誉会員 | 大西 広 |
| | | 名誉会員 | 松野 周治 |

| | | |
|---------|---------|-------------|
| 常 新井 洋史 | 理 権 寧俊 | 理 蓮池 薫 |
| 常 岡本 勝規 | 理 菅沼 桂子 | 理 林 亮 |
| 常 櫛谷 圭司 | 理 詹 秀娟 | 理 日臺 健雄 |
| 常 朱 永浩 | 理 高田 喜博 | 理 裴 光雄 |
| 常 高屋 和子 | 理 高橋 和 | 理 ベロフ・アンドレイ |
| 常 堀江 典生 | 理 張 忠任 | 理 松村 史紀 |
| 常 道上 真有 | 理 鄭 雅英 | 理 宮島 美花 |
| 常 若月 章 | 理 辻 久子 | 理 森川 裕二 |
| 理 五十嵐誠一 | 理 轟 博志 | 理 柳 学洙 |
| 理 尹 清洙 | 理 中戸 祐夫 | 理 李 鋼哲 |
| 理 岡 洋樹 | 理 中山 賢司 | 会 齊藤久美子 |
| 理 加藤美保子 | 理 朴 一 | 会 林 夏生 |

* 以上、第10期第1回理事会(2020年9月26日)及びメール審議(2021年1月19日～31日)における互選、決議による

事務局

〒950-8680 新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学 国際地域学部 穆研究室気付け
北東アジア学会事務局 jimukyoku@anears.net
ウェブサイト <https://anears.net/>

編集委員会

| | |
|------|---------------------|
| 委員長 | 堀内 賢志 (副会長・静岡県立大学) |
| 副委員長 | 金 早雪 (副会長・大阪商業大学) |
| 委員 | 櫛谷 圭司 (常任理事・新潟県立大学) |
| 委員 | 朱 永浩 (常任理事・福島大学) |
| 委員 | 裴 光雄 (理事・大阪教育大学) |
| 委員 | 松村 史紀 (理事・宇都宮大学) |
| 委員 | 宮島 美花 (理事・香川大学) |

編集後記

本学会の名誉会員である林堅太郎先生が2021年7月に逝去されたことを受け、本号では林先生と親交の深かった方々を中心に追悼特集を組ませていただきました。林先生は本学会の前身、環日本海学会の立ち上げに参加され、2005年より2008年まで第5期会長を務められただけでなく、その後も研究大会等に積極的に参加され、毎回真摯なコメントやアドバイスをくださっていました。文字通り、本学会の活動を温かく見守り、支え続けてくださった先生でした。環日本海地域、北東アジア地域の地域形成にかかわるご研究のみならず、本学会を含め、地域形成の基礎となる知的プラットフォームづくりを中心とした実践的活動にも尽力されました。林先生がいらっしゃることを当たり前のように感じていた私たちは、今、改めて先生が果たされていた役割の大きさを痛感しています。謹んで哀悼の意を表するとともに、北東アジア地域の知的・社会的交流と諸問題の解決に向けて活動するという思いを新たにしています。

折しも本号の編集作業を進めていた2022年2月、ロシア軍によるウクライナ侵攻が開始され、この編集後記の執筆時点においても戦火は止んでいません。それに伴い、ロシアと日本との断絶が深まっています。本学会の前身、環日本海学会の設立は、北東アジアの断絶が冷戦終結によって解消され、日本海を介した地域の交流が進展していくという期待を前提としたものでした。日本海は再び断絶の海となってしまうのでしょうか。これは本学会にとって大きな危機であると同時に、まさに今、本学会の存在意義が試されているともいえます。この断絶を乗り越えていくための知的営為と実践的活動の場として本学会を発展させていくことが、我々の責務であり、林先生の遺志を継ぐことであると考えます。

本号は林先生の追悼特集以外にも、9本の論文、2本の研究ノート、4本の書評と、大変ボリュームのあるものとなり、ベテランから若手まで、充実した論考が揃いました。本学会の知的プラットフォームとしての、大きなポテンシャルを示しているといえるでしょう。

2022年5月12日

編集委員会を代表して

堀内 賢志

北東アジア地域研究 第28号

2022年5月31日 発行

編集発行 北東アジア学会『北東アジア地域研究』編集委員会

〒422-8526 静岡市駿河区谷田52-1 静岡県立大学国際関係学部 堀内賢志研究室気付

電子メール：henshu-j@anears.net

印刷 株式会社なかに印刷

〒939-2741 富山県富山市婦中町中名1554-23

TEL (076) 465-2341

FAX (076) 465-2340

Journal of Northeast Asian Studies

Vol.28

2022

Memorial Issue for Prof. Kentaro Hayashi

| | |
|--|----|
| Necessity of Continuing Transborder Academic Research Activities in Northeast Asia: On the Passing of Honorary Member Kentaro Hayashi MIMURA, Mitsuhiro | 1 |
| Academic Initiatives for the Newly Emerging International Regions in North-East Asia: Research and Activities of the late Prof. Kentaro Hayashi MATSUNO, Shuji | 5 |
| Japan's North Korean Policy and Peace on the Korean Peninsula: Implications for U.S.-ROK-Japan Trilateral Cooperation NAKATO, Sachio | 13 |
| A Trend Study on Service-Learning Research in South Korea with Education Policies Changes YAMADA, Kazutaka | 27 |

Article

| | |
|--|-----|
| An Essay on Micro-scale Restoration of Trunk Road in Silla. TODOROKI, Hiroshi | 49 |
| Seasonal Uneven Variation among Regions: Comparison of Numbers of Foreign Hotel Guests among Three Prefectures of Hokuriku District AOKI, Takashi | 65 |
| Study on the Transformation of the Development Methods of Resource-exhausted Cities in China: Based on the Case of Zaozhuang City, Shandong Province SONG, Qian | 79 |
| Feng Hanqing and Reorganization of Judicial System at the Beginning of Manchukuo's Founding WU, Di | 99 |
| Reexamining the Japan Sea Rim Economic Zone: Against a Backdrop of Deepening Economic Relations in Northeast Asia ARAI, Hirofumi | 115 |
| The 1956 Hungarian Incident and China – The Involvement of China and The Dilemma of Independence – DU, Shixin | 133 |
| The Korean Government's Initial Recognition of the Issues of Korean Atomic Bomb Survivors: Based on the Korean Diplomatic Document "Relief of Korean Atomic Bomb Survivors (1968-1971)" CHUNG, Mihyang | 147 |
| Horizons for Ecosystem-Cross Border Governance as seen in Northeast Asian Cross Border Cooperation (CBC): A Comparative Study of Marine Debris Countermeasure CBC in Northeast Asian Border and Transboundary Broad Areas. NAKAYAMA, Kenji | 163 |
| The Postwar Discourse on Yasukuni Shrine and Prime Ministers' Visits to the Shrine: from the Renationalization of a 'Place' to the Officialization of a Visiting 'Act' NAKAMURA, Kayoko | 181 |

Research Note

| | |
|--|-----|
| A Review on 'Third Political Parties' in Post-Democratised South Korea : From the Perspective of MPs' Political Survival NAWAKURA, Akio | 199 |
| Research on China's International Relations Theory-Debate on "Characteristics" and "Universality" CAO, Ming | 215 |

Book Review

| | |
|--|-----|
| MORIKAWA, Yuji : <i>Chiseigaku Jiten (The Encyclopedia of New Geopolitics)</i> , ed. by "The Encyclopedia of New Geopolitics" Editorial Board | 227 |
| PARK, Il : <i>Kankoku no Rengou Seiji--'Secchakuzai Mordel'kara miru KIM Jongpil no Seizon Senryaku (The Coalition Politics in Korea -- KIM Jong-pil's Survival Strategy from the viewpoint of 'Setchakuzai(Glue) Model)</i> , by Tomokazu IKOMA | 231 |
| KAWAGUCHI, Tomohiko : <i>KIM Jeon-un jidai no Kita-cyousen Keizai (North Korean Economy in the Kim Jong-Un Era)</i> , eds. by Atsushi IJUUN and Japan Center for Economic Research | 233 |
| KIM, Joseol : <i>Hokutou-Ajia no Chiiseiji (Geo-politics in the North-east Asia)</i> , ed./wr., by Akihiro IWASHITA | 239 |

Academic Conference

| | |
|--|-----|
| WAKATSUKI, Akira : The 27th Academic Conference, 25-26 Sep. 2021 | 245 |
|--|-----|

The Association for Northeast Asia Regional Studies